BINDING SECT. NOV 19 1969

DS
834
.7
R4

Rekishi koron
Shiryo kenkyu no hoho
to sono jitsurei

East Asia

PLEASE DO NOT REMOVE
CARDS OR SLIPS FROM THIS POCKET

UNIVERSITY OF TORONTO LIBRARY

Digitized by the Internet Archive
in 2011 with funding from
University of Toronto

http://www.archive.org/details/shirykenkynohhto00toky

歴史公論

特輯

史料研究の方法と其實例

第七巻 第一一號

拾月倍大號

通巻第七十六號

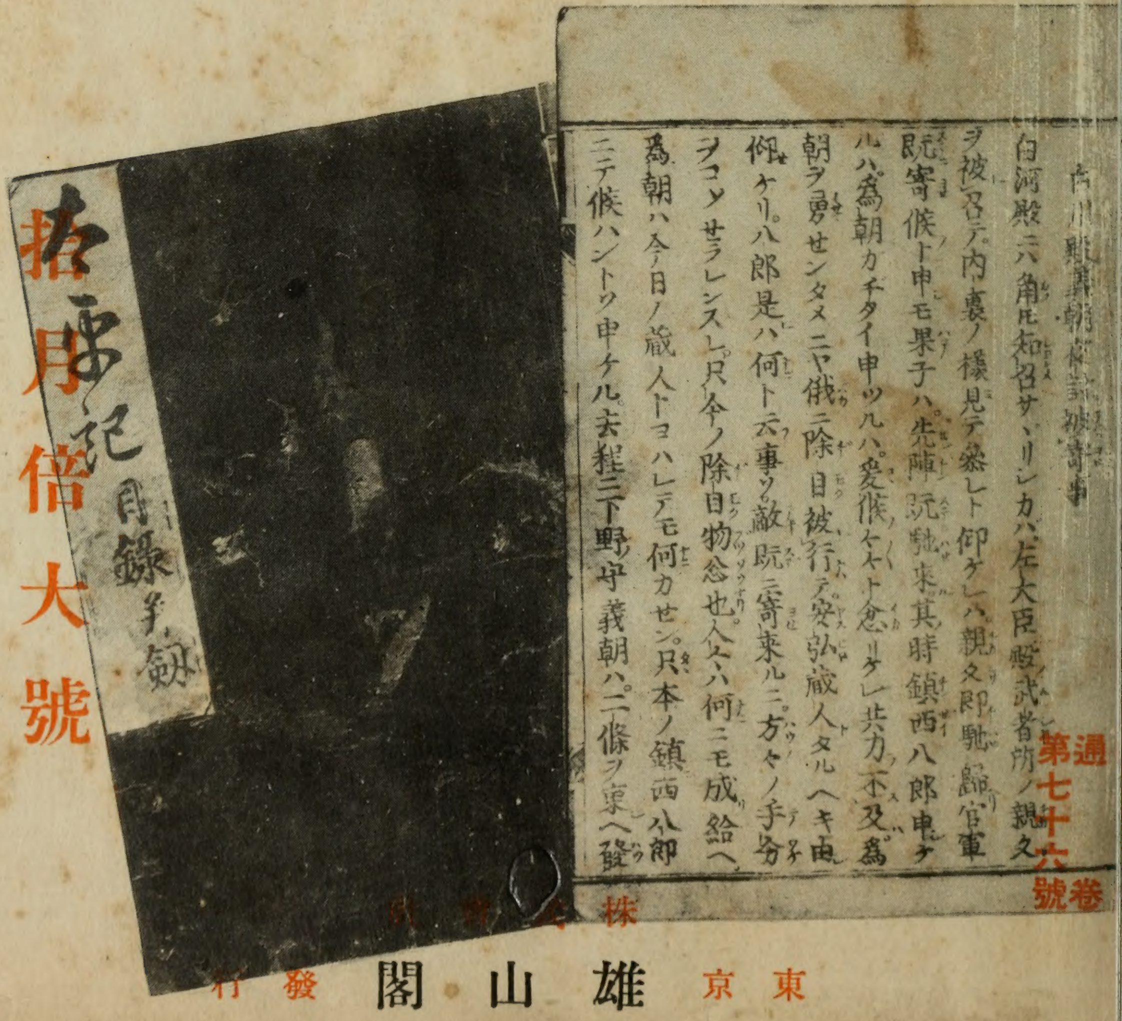

白川殿[illegible]被寄事

白河殿ニハ角ト知召サヽリケレハ左大臣殿武者所ノ親久ヲ被召テ内裏ノ様見テ參レト仰ケレハ親久即馳歸官軍既寄候ト申モ果ネハ先陣既馳来其時鎮西八郎申ケルハ為朝カ于タイ申ツルハ爰候ヽヽト念リケレ共力不及為朝ヲ勇セン為メニヤ俄ニ除目被行テ安弘藏人タルヘキ由仰ケリ八郎是ハ何ト云事ソ敵既ニ寄来ルニ方々ノ手分ヲコソセラレンスレ只今ノ除目物忩也人々ハ何ニモ成給ヘ為朝ハ今日ノ藏人トヨハレテモ何カセン只本ノ鎮西八郎ニテ候ハントソ申ケル去程ニ下野守義朝ハ二條ヲ東ヘ發

株式會社
東京 雄山閣 發行

歴史を研究される方、地理に興味を持つ人に百萬の味方となります

歴史地理學提要

内藤智秀序・丸茂武重著

菊判二百頁上製箱入
定價貳圓・送料十錢

歴史研究の立場から、地理の知識がいかに重要であるかは屢々痛感されるのでありますが、此の方面の纏つた書物は未だに現れて居りませんので、研究家の不便は實に甚しきものがありました。本書は、文學士丸茂武重氏が鋭意調査の結果、小さい形式ではありますが、豊富な内容を壓縮して發表されたものであります。その學究的態度に於て、論説の明確なる點に於て、まさに近來の收獲としてお奬め出來ます。

略目次——

歴史地理學の意義・聚落の位置、型態及び機能・先史聚落・古代都市・古代政治地理概説・古代人口地理抄・「郷」聚落（奈良朝時代の聚落）・中世の都市・中世の聚落・中世交通地理・中世末期の聚落・大名領の政治地理學的考察・近世都市・近世聚落・近世交通地理・古地理學研究・歴史地理學史料解題

發賣前より注文殺到の盛況

東京麹町富士見町
振替東京一六八五
株式會社 雄山閣發行

LIBRARY
AUG 21 1969
UNIVERSITY OF TORONTO

新秋の机邊に此の新刊書

優生講話
阿部文夫著

四六判百十餘頁箱入　定價一圓貳拾錢　送料十二錢

現代文化の優生學方面よりの解剖であると共に、新しい生活の建設を叫んだのが本書。文章殊に平易。

優生學概論
醫學博士 永井潜著

菊上製箱入二〇八頁　定價參圓　送料十二錢

本邦優生學の最高權威たる著者の最近書。内容豊富文章明達稀に見る好著として敢て江湖に推奬す。

素月集
尾上柴舟歌集

四六判四七〇頁箱入　定價二圓　送料十二錢

昭和五年より同十年に詠んだ五百餘首。博士が還暦の記念出版とせる、正に其の代表歌集と云ふ。

眞宗の研究
文學博士 本多辰次郎著

定價二圓五拾錢　送料十八錢

法燈こゝに七百年、開祖親鸞以來の連綿たる歴史を語る。博士を飾るべき事業として此の一卷あり。

宮本武藏
畫人 添田達嶺著

四六判二百餘頁箱入　定價一圓六拾錢　送料十二錢

劍法の鬼才宮本武藏は書畫並に彫刻の名人であつた。その作品を悉く網羅して、其人と藝術を語らう。

日本城郭史
大類伸・鳥羽正雄著

定價六圓五十錢　送料廿二錢

城郭は時代の顔であり語らざる時代の記錄者であり、また文化の進度を示す記念碑である。本書は太古より明治維新までの日本の築城に關する全般を研究した。

水戸學派の尊皇及經綸
高須芳次郎著

菊判七百五十頁　定價六圓　送料廿二錢

水戸學は國學と並んで皇政復古明治維新を誘致した原動力である。だがその本質眞相を捉へ精神を理解してゐる者が幾人あるだらうか？

科學トピック
今井喜孝・森脇大五郎・兒玉帶刀

定價二圓八十錢・送料十二錢

ユーモアと理論と教訓を織りまぜ、三人三様の文體で、お話をしようといふ家庭にきつと喜ばれる科學書。

遺傳學講義
今井喜孝著

菊判五百二十二頁　定價五圓五十錢　送料廿二錢

記述は極めて低い程度から高級な事項まで、新古學說の批判と紹介に捧げ純正遺傳學の立場、發展、理論を公開す。

優生學とは何か
レナードダーウィン著　齋藤茂三郎譯

定價一圓六十錢・送料十二錢

優生學と言ふ言葉は屢々用ひられるが、優生學とは一體何を論究するものか、疑問を有つ人も相當に多いであらう。本書は優生學會々長たりしダーウィン博士の懇切明解な解答。

圖書目錄進呈　東京市麴町區富士見町二ノ八　**雄山閣**　振替東京一六八五　電話九段五七七

新秋の机邊に此の新刊書

優生講話

阿部文夫著

四六判百十餘頁箱入　定價一圓貳拾錢　送料十二錢

現代文化の優生學方面よりの解剖であると共に、新しい生活の建設を叫んだのが本書。文章殊に平易。

優生學概論

醫學博士 永井潜著

菊上製箱入二〇八頁　定價參圓　送料十二錢

本邦優生學の最高權威たる著者の最近書。內容豊富文章明達稀に見る好著として敢て江湖に推奨す。

素月集

尾上柴舟歌集

四六判四七〇頁箱入　定價二圓　送料十二錢

昭和五年より同十年に詠んだ五百餘首。博士が還曆の記念出版とせる、正に其の代表歌集と云ふ。

眞宗の研究

文學博士 本多辰次郎著

定價二圓五拾錢　送料十八錢

法燈こゝに七百年、開祖親鸞以來の連綿たる歷史を語る。博士を飾るべき事業として此の一卷あり。

畫人 宮本武藏

添田達嶺著

四六判二百餘頁箱入　定價一圓六拾錢　送料十二錢

劍法の鬼才宮本武藏は書畫並に彫刻の名人であつた。その作品を悉く網羅して、其人と藝術を語らう。

日本城郭史

大類伸・鳥羽正雄著

定價六圓五十錢　送料廿二錢

城郭は時代の顏であり語らざる時代の記錄者であり、また文化の進度を示す記念碑である。本書は太古より明治維新までの日本の築城に關するを般を研究した。

水戶學派の尊皇及經綸

高須芳次郎著

菊判七百五十頁　定價六圓　送料廿二錢

水戶學は國學と並んで皇政復古明治維新を誘致した原動力である。だがその本質眞相を提へ精神を理解してゐる者が幾人あるだらうか？

科學トピック

今井喜孝・森脇大五郎・兒玉帶刀

定價二圓八十錢・送料十二錢

ユーモアと理論と敎訓を織りまぜ、三人三樣の文體で、お話をしようといふ家庭にきつと喜ばれる科學書。

遺傳學講義

今井喜孝著

菊判五百二十二頁　定價五圓五十錢　送料廿二錢

記述は極めて低い程度から高級な事項まで、新古學說の批判と紹介に捧げ純正遺傳學の立場、發展、理論を公開す。

優生學とは何か

レナード・ダーウィン著　齋藤茂三郎譯

定價一圓六十錢・送料十二錢

優生學と言ふ言葉は屢々用ひられるが、優生學とは一體何を論究するものか、疑問を有つ人も相當に多いであらう。本書は優生學會々長たりしダーウィン博士の懇切明解な解答。

圖書目錄進呈　東京市麴町區富士見町二ノ八　雄山閣　振替東京一六八五　電話九段五七七

國

歷史公論

『史料研究の實例とその方法』は『國史の研究法』として連續特輯される研究法號の第二部をなすものであります。殊にこの總說的な『國史の研究法』は必ず備へていたゞかねばならぬ雄篇です。殘部僅少、お申込は大至急にねがひます。

他誌で絕對に試みられない現代史學界の總動員！總ざらひです

- 國史研究法の重要性……文學博士　辻善之助
- 國史の研究と時代の認識……東京高等學校敎授　藤崎俊茂
- 國史の研究と補助學科……日本女子大敎授　遠藤元男
- 學問としての史學の立場……文學士　池田來
- 史學研究の發達と史實の價値……國學院大學敎授　秋山謙藏
- 史學の應用と史實の效果……東京女高師名譽敎授　下村三四吉
- 史學研究の根本方針としての史料の解釋……廣島女專敎授　小島小五郎
- 史料解釋の實例とその指導方法……東北帝大敎授文學博士　大類伸
- 史料の種類とその取扱方法……史料編纂官　岩橋小彌太
- 根本史料の決定とその研究法……早大敎授　野々村戒三
- 參考史料の決定とその研究法……文學士　大島延次郎
- 史料の活用法とその實例に就いて……東京楠公會史料調查部長　橋本德太郎
- 史料批判の重要性とその方法……文學士　加田享
- 史料批判の實例について……編輯局

直接の御注文は東京麴町富士見町

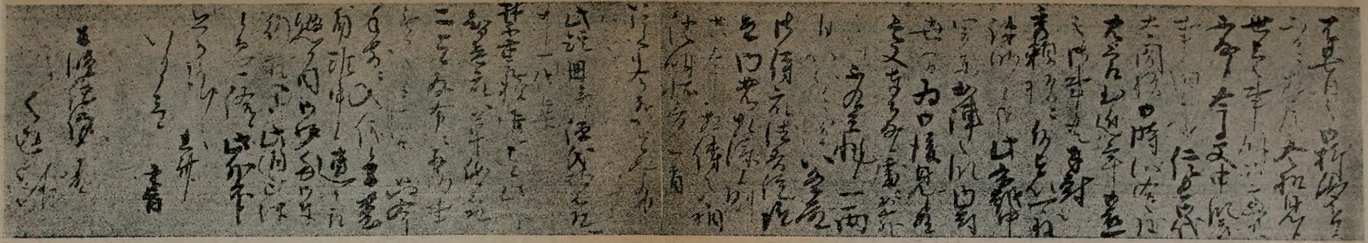

（細川幽齋自筆書狀）

◇源平時代の武士生活……文學博士 高木武（二〇〇）
◇——平家物語研究の方法と其實例——
◇鎌倉時代の公武の關係について……京都帝國大學助教授 中村直勝（二〇八）
◇——增鏡研究の方法と其實例——
◇足利高氏の人物について……東京府公會史料調査部長 橋本德太郎（二一八）
◇——梅松論研究の方法と其實例——
◇北畠親房卿と正統論……東京帝國大學文學部副手 關敦（二三一）
◇——神皇正統記研究の方法と其實例——
◇長慶天皇の御在位に就いて……宮內省圖書寮編修課長 芝葛盛（二五三）
◇——新葉和歌集研究の方法と其實例——
◇兩部神道の社會經濟史的考察……大倉精神文化研究所 西田長男（二六六）
◇——御流神道印信集研究の方法と其實例——
◇室町時代の神道に就いて……國學院大學學長文學博士 河野省三（二八五）
◇——唯一神道名法要集研究の方法と其實例——
◇室町時代の公卿の精神生活……國民精神文化研究所 中村光（二九三）
◇——樵談治要研究の方法と其實例——
◇織田信長の勤皇論……史學會主務委員 多賀谷健一（三〇三）
◇——信長記研究の方法と其實例——
◇武田信玄の死因其他について……文學士 宮澤清（三一八）
◇——甲陽軍鑑研究の方法と其實例——
◇慶長時代の社會相……文學士 西垣國重（三三〇）
◇——慶長見聞集研究の方法と其實例——
◇慶長年間日葡人衝突事件……文學士 小木曾福也（三三九）
◇——日本見聞錄(及附錄)研究の方法と其實例——
◇新井白石の中世史研究……文學士 北島正元（三五二）
◇——讀史餘論研究の方法と其實例——
◇藤田幽谷の攘夷論について……文學士 瀨谷義彥（三六二）
◇——封事研究の方法と其實例——
◇近世に於ける國家思想……國民精神文化研究所 吉田三郎（三七三）
◇——日本外史研究の方法と其實例——
◇支那史研究の史料と正史……東京高等學校講師 鈴木俊（三八二）
◇青少年社員募集……（三八七） ◇編輯後記……（三八七）

重野博士史學論文集

全三巻・豫約募集

史學正統派の巨人

重野安繹博士の史學論文總集成

史學官學派の元老として、舊になぢまず、新にはしらず、よく中正の論を立てゝ、現代史學界の動向を規定した重野博士の偉業は、二百餘に餘る烈々火をはく如き史學論文集によつて、代表される。その論題は、史學原理、研究法、古文書、神佛二致、教育、文藝、人物論の諸方面に亘り、藩儒時代、在官時代、退官後の三期に及んで、史學界を縱横に活躍された。謹嚴にして果斷博士の全貌は本論文集によつて、遺憾なく發揮されると言へよう。

今度文學博士三上參次、文學博士辻善之助兩先生の監督下に東京帝國大學史學會の協贊をもつて、薩藩史研究會の手により散佚せんとする名論文を集大成することを得た。本書は寧ろ、その出現の遲きを責められるとも、大方好學家の書架に必ず一揃を具へらるべきものと信ず。

全巻出來
配本濟

上巻 國史汎論・史論（上）

中巻 史論（下）・人物篇・雜篇

下巻 薩藩史談集・漢學篇・雜

好機を逸せず
名著を摑め！

歴史研究家は必ず座右にそなへるべき大論文集にして長く史學の元老を忍び子孫に傳へるべき記念碑である

見本進呈

申込金不要

昭和十三年一月以降隔月發行 菊判
一冊六百頁背金文字豪華版箱入
定價 五圓五十錢 送料一冊二十二錢
豫約者に限り 特價五圓
申込は近所の書店又は直接本社へ申込下さい。

東京市麹町區富士見町・雄山閣・振替東京一六八五五番

歴史公論

拾月倍大號

特輯

史料研究の方法と其實例

第七巻・第十一號

巻頭のことば

史料は歴史を研究する上の素材として、その占める位置はもつとも重要であり、また研究の發足點である。從つてその發足點に正確を缺くものがあつたならば、その後の研究過程は決して正確なものとはいへない。われ〳〵が歴史を編纂し、研究する場合に、その素材としての史料の史的價値を充分に批判し、解釋して確たる基礎を固めることが必要である。これを誤まると歴史そのものが顚倒する。

× ×

わが國には、幸ひにも史料の種類が多く、そのいづれもが特色をもつてゐる。われ〳〵はこれら多種多様な史料がもつ特色に從つてこれを扱ふとき、その據るところの研究法も亦多いので、それ〴〵の特色を鋭く觀察し、その方法を誤らぬやう注意することがもつとも大切なことである。

× ×

こゝに輯めた『史料研究の方法と其實例』は、上代から近世に至るまでの各時代に存在するもつとも代表的な史料の研究方法を、その實例を示してみたものである。從來かうした大規模な問題を取扱つた例はないので、いささかなりとも史界に稗益するところがあつたことを思ひ、慶びに堪えない。（長坂金雄）

史料の使ひ方

東京帝國大學名譽教授
文學博士　辻善之助

「夫れ大木を宗(ばう)と爲し細木を桷(かく)と爲し、欂櫨侏儒椳闑扂楔(はくろしゆじゆわいげつてんせつ)各々其宜しきを得て、施して以て室を成す者は匠氏の工なり、玉札丹砂赤箭青芝、牛溲馬勃、敗鼓の皮も、倶に收め並に蓄へ、用を待つて遺すこと無きは醫師の良なり。」こはこれ韓退之の進學解の有名なる一節である。史料の使ひ方も、亦これである。韓退之はこの方を以て人の使ひ方を論じたものであるが、史料の使ひ方もまたこれに外ならぬのであつて、史料といふものは、要するにその使ひ方一つである。

太平記の如きは、明治時代には、史學に益なしといふので、殆ど全く捨てゝ顧みられなかつたのであるが、近年に至つては、大に史學に益ありといふことになつて、その價値は或は過重視せらるゝの傾きさへ生ずるやうになつた。

大日本史料の各編共に、その年末に雜載を收めてあるが、この類の史料の如きは、早い頃には全く捨てられようとした時もあつたのであるが、三上田中兩先生が大日本史料の出版を起された頃より、その價値を認められて、遍ねく收載せられ、以てその範式を垂れられた。ある研究者の如きは、大日本史料の本文よりは、却つてこの部分に大なる興味を感じて常に注意深くこれを讀むといふ人もある。社會經濟の方面には、特に重要なる材料が、この部分に多く見出されることは

いふまでもないことである。これの如きは、韓退之の所謂牛溲馬勃敗鼓の皮も含んでゐるであらうが、それは、現實に牛溲馬勃からホルモンの製せられ、鐵器から貴重藥の作らるゝが如く、史料に於ても、亦これ等の材料から、幾多貴重の研究が考へ出されて居るのであつて、兩者その趣を同じうするものである。

僞書陋書採るに足らぬとして排斥せらるゝものゝ中にも、往々にして珍重すべき材料を見出すことがある。沙礫の中にも玉を拾ふことはできる。甲陽軍鑑は陋書であるとして、多くの場合には捨てられるが、それでも、その中には、使ひ方によつて大に用ふべきものが屢々見出される。北條早雲が、ある僧を呼んで、黄石公の三略を講ぜしめた。その初に、夫れ主將の法は務めて英雄之心を攬るとある。早雲は、その一句を聞いて、予既に之を得たり、後は最早讀むに及ばずといつたといふ話がある。これは甲陽軍鑑に出て居る話であるが、これ等は陋書の中でも採るべきものゝあるといふ一例であらう。この話は、たとへ早雲が事實之を話したかどうか、といふ疑もあるかも知れぬが、それにしても、また以て早雲の人格を現した挿話として採ることができようと思ふ。

聖德太子傳暦といふ書は陋書である。これは古くより聖德太子の傳記として廣く讀まれたものであるが、これが爲めに聖德太子が如何に迷惑を受けられたか、測り知るべからざるものがある。例の馬子が大逆事件の時、太子が坐ら之を傍觀して、弑逆は是れ過去の報なりとて澄まして居られたといふ傳說は、この書によつて傳へられたものである。これが爲めに古來太子を非難するものが多い。江戸時代より明治にかけて、多くの學者は、此事を以て太子を譏つて居るのである。この非難は種々の論點から誤つて居ることが考へられるが、その一は、この太子傳暦を以て據としたことにある。太子傳暦はその製作年代について古來いろ〳〵の說があつたのであるが、先年藤原猶雪氏の研究によつて、延喜十七年にできたものであることが明かになつた。即ちこの書は、太子の薨後凡そ三百年頃に作られたもので、その年代を隔ることの遠い

ことから見ても、その史料としての價値の低いものであることが知られる。此書は太子に關する因果話を集めたもので、後世に現れた話が多く、その說話を以て直に史的事實とし、之を以て、太子の傳記資料とすることは避けねばならぬ。過去の報云々の話も、その因果話の一であつて、正確なる太子の傳記の中には全く見えないことである。これは後世の僧侶が聖德太子を有り難い方に作り上げようとして、却て太子を惡ろ物に作り上げてしまつたのである。然らば、太子傳曆といふものは、全く價値の無いものかといふに、必しも然らず。種々の方面から、それ相應の價値を見出し得るのである。例せばその中に收められた太子に關する因緣話は、太子の薨後年を經るに隨ひ、その間に、太子に對する崇仰追慕の念によつて、自然に作られたもので、その點より見て、また一種の史的價値を有するものである。また、右の弑逆は過去の報なり云々の話の如きもその編纂當時國民の一部に於ける國體觀念が明かならず、國民道德の標準低下して居たことの徵證とも見られ、引いては平將門の事件とか藤原基經の天皇廢立事件などゝも關聯して考へられるであらう。

古今著聞集は鎌倉時代中頃のものであるが、その中に收められた多くの說話は、固よりそのまゝ直ちに事實として採ることのできないものが多い。然しながら、これも見方使ひ方によつては、多く利用し得るものもある。一例を擧ぐれば、その中に嵯峨天皇と空海とが手蹟の優劣を爭はれたといふ傳說が載せてある。それはある時、天皇が御手本どもを取出されて空海に示された中に、殊に勝れた一卷があつたのを、天皇は、これは唐人の手跡であらうが、その名を知らず、いかにもめでたき重寶であると仰せられた。すると、空海は、これは空海が書きましたものでございますと申上げた。天皇は、御信用なく、いかでさる事あらん、今の空海の書とは大に異るものを、と仰せられたので、空海は、その御不審は御尤なり、軸をはなつて合せめを御覽あらせられたしと申したので、即ち軸をはなつて御覽あらせられたれば、某の年某の月某の日靑龍寺に於て之を書す沙門空海と書いてあつた。天皇は、なるほどゝ御納得あらせられたが、それにしても、今

の書の勢とは大に異つて居るがと仰せられたので、空海は、それは國によりて書きかへて居ります。唐土は大國なれば、所に相應して勢かくの如し、日本は小國なれば、それに隨うて今の樣に仕うまつると申したといふ話がある。この話は、固より實際にかやうな御對話があつたといふ事は考へられないが、この一つの話の中よりは、嵯峨天皇の書道に秀でたまひし事、並に空海が書聖として漸く尊崇視せらるゝに至りし樣子が知られる外に、尙、唐土は大國日本は小國といふ中華崇拜思想の行はれて居たことも知られるのである。

史的價値の低いものゝ例として、源平盛衰記の如きも亦その一であるが、これ亦その見方によつては、活かして用ふることができるものが多い。同書に、治承三年平重盛が疾重かつた時、藥を卻けて服せず、會々宋の名醫が博多に來たので清盛は勸めて診察せしめようとしたけれども、重盛聽かずして曰く、命は天の授くる所、今若し彼の力によつて癒えたならば、我國に醫なきを示すに當る、況や位大臣に具はりながら、異國浮浪の客に見せしむることはできぬ、たとひこのまゝ死すとも我國を辱しむるに忍びぬとて、つひに之を屛けたといふ話がある。この話は、果してこのやうな事實があつたか否や、また事實はあつたとしても、重盛にこのやうな言があつたか否やも疑はしいけれども、少くとも、この時代の思想として、著者が重盛を假りて表現したと見ることはできるのであつて、この時代より鎌倉時代にかけて、國民の自覺が漸く進步した、その跡を見るに足るべき一の史料たるを失はぬものである。

また同じ源平盛衰記に見える重盛の燈籠大臣の話の如きも亦同樣の例として擧げることができよう。即ち重盛は、東へ十二間、南へ十二間、西へ十二間、北へ十二間の室を建てゝ、四方四十八の間を造り、各一方の十二間に、十二光佛を一體づゝ立てゝ、都合四十八體の十二光佛を安置した。其四十八體の十二光佛の前に、常燈を點じ、其間に上は二十歲、下は十六歲、何れも姿人に優れ、容色類ひなき美女四十八人を選んで其常燈に一人宛付けて置いた。而して日沒頃になると、

四十八人の美女が、夫々飾りを凝らして、今様歌を唄ひながら、四十八間を廻つたと云ふ。この話も、亦其事實あつたことか否や疑はしくもあるが、その事實の有無は問はず、その思想は、如何にもこの時代にありさうなことで、他の多くの材料と照して、この時代の信仰に伴ふ趣味の豐かなるものを示す一の挿話として見ることができるのである。

以上は陋書または不確實なる書についての話であるが之に反して、最も確實なる書と思はるゝものゝ中に、却て往々誤のあることも注意せねばならぬ。

吾妻鏡は、鎌倉幕府の記錄として、たとへそれが日錄ではなく、編纂ものであるとしても、十分の信賴を置くに足るものであるが、その中にも、編者の誤と見るべきものが間々存するのである。その一例を擧ぐれば、同書建久六年四月五日の條に、畠山重忠が明惠上人に謁して、淨土法門を談じ、出離の要道を承つて、退出したといふことがある。その文にいふ、

五日庚申畠山次郎重忠、爲謁明惠上人、參向栂尾、而重忠近到之時、煙塵頗動、上人門弟等、洛中有燒亡歟之由成疑之處、上人云、不然、有其號勇士、只今可來入、其氣所見也者、小時重忠參名謁、僧衆今更仰信上人之詞云々、談淨土宗法門、承出離要道、退出云々、

こゝに明惠上人とあるは、明に法然上人の誤である。明惠上人が淨土の法門を談ずるといふことは有り得べからざることで、明惠上人は、淨土宗に對して論駁を加へた人で、之を說法するといふことは有り得ない。これは、淨土法門といふ所に重點を置いての考であるが、假りに淨土法門といふことが華嚴の誤りであつたとして見ても、建久の頃には、明惠上人は未ださほどに世に顯れて居ない。漸く文覺上人について華嚴の硏究を始めたばかりであつて、年も尙二十餘歲であるから、重忠がその名聲を聞いて參向するといふほどでもなく、また門弟等と稱するほどのものがあつたとも思はれない。結

局これは吾妻鏡編者の思ひ違ひで、法然上人の誤であると見なければならぬ。

何故に吾妻鏡の編者が、かやうな誤を書いたかといへば、それは編纂當時に、明惠上人の事蹟が、編者の頭に深く印象づけられて居たからであらう。それは即ち承久亂後、泰時との交渉一件であらう。明惠上人傳記によれば、承久亂後、栂尾の山中に、官軍方のものを多く隱し置いたといふ風説があつて、幕軍が山を捜索し、終に上人を捕へて、泰時の前に引すゑた。時に上人のいふには、高山寺に落人を多く隱したといふ風聞があるさうだが、如何にもさやうであらう。抑々高辨（明惠）は、貴賤につけて人の方人をしようといふ心を起すさへ沙門にあるまじき事と思ひ、かゝる心一念萌すとも、二念相續くことなし。また人々より何か縁につけて、祈禱を頼まるゝとも、更に受け入れずして、年月を經た。然るに、この山は三寶寄進の所であるによつて、殺生禁斷の地である。よつて鷹に逐はるゝ鳥、獵に逃るゝ獸が、皆爰に隱れて命を助かる。されば、敵を逃るゝ軍士が辛うじて命を助かり、木の本岩の間に隱れ居るのを、我身、後の咎を恐れて、情なくも逐出して、敵に捕取られ、命を奪はれんとするを顧みぬ事あるべきか。我本師釋迦如來の古へは、鳩に代りて全身を鷹の餌になし、また飢たる虎に身を投げたといふ話もある。さほどまでの大慈悲は及びもよらぬが、今、かばかりの事をせずして然るべきや。隱し得ることならば、袖の中にも袈裟の下にも隱してやりたいと思ふ。この後とても助けよう。若しこれが、政道の爲に難儀ならば、致方なし即時愚僧の首を刎ねられたい。と陳じたのを、泰時聞いて、仔細を知らぬ田舍の武士が、狼藉仕るのみならず、剩へ尊體をこゝまで引きつれたる段、その恐少からずとて、頻に陳謝し、輿を用意して送り奉り、この後、屢、山に入つて法談を聞いたといふ。

ある時法談の次に、上人泰時に問うて曰く、古賢のいふ、人多き時は則ち天に勝ち、天定まつて人を破すといふ。然るにたゞ武威を以て國を傾くといふとも、其德なくしては、果して禍來らんこと久しかるまじ。古より、和漢兩國共に、力

を以て天下を治むるもの長く保つものなし。忝も我朝は、神代より今に至るまで、九十代に及び、世々受けつぎて、皇祚他を雜へず、一朝の萬物は悉國王の物に非ずといふ事なし。然るを、私に武威を振て、官軍を亡ぼし王城を破り、剰へ太上天皇を取奉つて、遠島に遷し奉り、王子后宮を國々に流し奉たるは、まことに其理に背けり。若し理に背かば、冥の照覽天の咎無からんや、おぼろげの德を以ては之を償ふ事あるべからず。償ふ事なくば禍來らんこと踵を廻すべからず。此罪を消さずば、地獄に入らんこと矢の如くなるべし。御様を見るに、これ程の理に背く事をし給ふ方とも見えぬに、如何なる事かと、拜謁の度毎に、不思議にも且つ痛はしく存ず。と詰問せられて、泰時は落つる淚を拭つゝ、後白河法皇崩後、賴朝薨去の後、公家の政廢れ、罪なくして罪を被り、重代相傳の莊園を召放たるゝもの夥しく、浮浪多くして、山賊海賊充滿するのみならず、結局は誤りもなき關東を亡さんとの御企洩れ聞え、旣に軍兵を下さるゝ由注進あり。此時父義時泰時を召して、如何計ふべきかと問ふ。泰時答へて、關東過なきに罪を蒙らむこと、偏に公家の御誤なり。然れども、一天悉く是れ王土に非ずといふ事なし。されば戰申さんは理に背けり、如かじ頭を低れ、手を束ねて、各降人に參りて歎き申すべしと申したるに、義時のいふやう、此義さる事ながら、それは君王の政正しく。國家治る時の事なり、今此君の代となりて國々亂れ所々安からず、安きは關東進退の分國のみ、若御一統あらば、禍四海に滿ち、人民大に愁ふべし、是れ私に非ず、天下人民の爲なり、君を誤り奉るべきに非ず、申進むる近臣の惡行を罰する迄なり、急ぎ罷立つべしと。是れ亦一義なきに非ざる上は、父の命に背き難きによりて、隨ひたり。よつて八幡大菩薩・三島明神の御前に願を立てゝ、此度の上洛、理に背かば、忽ちに泰時の命を召されて、後生を助け給へ、若し天下の助けと成り、人民を安んじ、佛神を興し奉るべきならば、哀憐を垂れ給へと。其後は運を天に任せて、只管佛神を興隆し、政道私なく、萬民を撫せんことを計るのみ。今慈悲の仰を承つて感淚禁じ難しと答へたといふ。

またある時、泰時は丹波國に於て、一ヶ所寺領を栂尾に寄進した。然るに明惠上人は之を辭退していふには、かやうな寺でも寺領があれば住僧等自ら懈惰懈怠になるとも、食ふに困らぬによつて、つひに無道心のもの籠り、寺の豐かなるに耽りて、兒なども置き、酒宴し、兵器を蓄ふるものも出る處あり。とかく、僧は貧にして、人の恭敬を衣食とすれば放逸なる事もなし。所領は外に寄進せらるゝ所もあるべし。かゝる寺に寄進せらるゝは中々に法の爲めにも宜しからずとて、返したといふ。

右の泰時との關係については、之に參照すべき明惠上人歌集に載する泰時と贈答の和歌もあり、事實と認めらるべき事であるが、かやうな事蹟が、吾妻鏡の編者の頭に深く沁み込んで居て、ふと、法然上人と思ひ誤つたのであらう。かやうに考へてみれば、右の吾妻鏡の記事は、誤りながらも、一方には、畠山重忠の法然上人歸依、淨土法門鑽仰の事蹟を顯すと共に、また他方には、明惠上人の事蹟を補ふに足るものである。

次に史料の轉用（？）といふべきものについて、一の餘談を錄して、以てこの篇を終らう。

齊明天皇の御代に、中大兄皇子が、百濟救援の爲めに軍を發せられた。中に軍丁筑紫國上陽咩郡の人大伴部博麻といふものがあつたが、不幸にして唐軍に捕へられて、彼地につれてゆかれた。天智天皇三年に至り、同じく唐軍に捕はれた土師連富杼・氷連老・筑紫君薩夜麻・弓削連元寶兒といふ四人の者と共に、唐人が日本を攻むる謀を聞いて、如何かして之を日本へ知らせたいと思うたけれども、途中の衣糧資もないので、困つてゐた。是に於て、博麻は進み出で、富杼等四人に向うていふやうは、我等日本に歸らうと欲するも、衣粮無きによつてゆくことができぬ。願はくは私の身を賣つて、衣食に代へ、そして唐の計を本朝に知らせてもらひたいと。四人乃ち、いふがまゝに、博麻の身を金に代へて、以て日本に歸り、唐の密計を朝廷に知らせることができた。博麻はその後唐に留まること三十ケ年、持統天皇四年に及びて、學問僧智

宗等と共に新羅送使大奈末金高訓につれられて、日本に歸ることができた。天皇は博麻が皇朝を尊び國を愛し、己れを賣つて、忠を顯すを嘉して、務大肆に叙し、絁五匹・綿一十屯・布三十端・稻一千束・水田四町を賜ひ、其水田は曾孫に傳へ且つ三族の課役を免じ、以て其功を顯はされた。

これは持統天皇紀に見える事で、博麻の事蹟そのものは、大に感ずべき事であるが、これについて一の話がある。それは明治二十何年かに、文部省の教員檢定試檢に、我國に於ける「愛國」といふ語の初見を問ふといふ題が出た。出題者は星野恒博士であつたが、この問に答へ得たものは、出題者の星野博士唯一人で、同じ試檢委員の仲間の先生たちが、誰も答へ得なかつたので、一體それはどういふ事かと尋ねられた處が、實は持統天皇紀に大伴部博麻といふものゝ事蹟があり其の中に天皇の仰せの語の中に、「愛國」といふことがある、それが卽この語の初見であるといふことであつたので、皆々呆氣にとられたといふ話がある。これは、當時の檢定試檢出題の奇拔なりしことについて、一つの笑話たるに過ぎないのであるが、然しながら、つら〳〵之を考へると、この出題そのものが、また一の史料として利用せられるのである。それは明治二十年代は、その以前における西洋崇拜時代の反動を受けて、國民の自覺勃然として起り、國粹運動の盛なる時で、各方面に於て、「愛國」の語の大に用ひられた時代であつた。それがたま〳〵、この試驗の問題にも反映したのである。かやうに見るならば、この試驗問題も、たゞ一場の座談として觀過することなく、また以て明治の時代思想を考ふべき一の史料と見ることができるのであつて、上代における大伴部博麻の事蹟が、こゝに轉用(?)せられて明治時代の史料となつたわけである。

史料としての金石文の研究

帝室博物館學藝委員　入田整三

一

編輯の方から、こんな題で寄稿をと依頼された。私としては、別に新發見があるのでもなく、從來と異つた管見を持つてゐない金石文に關し書き綴ることは少々倦いた氣分がする。なほさら他の人はまたかと顧みないであらうからお斷りしようと考へたが、折角の御依頼であるから一筆を走らすこととした。

古文書は甲と乙と、即ち當事者間に或る働きをもつもので、他見をゆるさないものであると同時に一時的のもので、永久保存を目的とするものではないから、その内容は正確であり、史書の誤謬と缺如とを補ふものであるに反し、金石文は或る働きを起すものでなければ、墓誌銘、經筒銘の如く最初は他見を許さないものもあるけれども、その大多數はこれを後世に傳へんがため、即ち公開的のものであるから、寧ろ他見を希望してゐるものもある。そして古文書は當事者間のものであるに反し金石文は當事者にあらざる第三者によつて記されるものも多いが、その記すところは公平無私であり自ら

自身がかき、筐底深く祕めて他見をゆるさない日記などのごとく、曲筆したところもなくて、比較的正確である筈ではあるが、公表のためやゝともすれば、装飾的に過ぎるところがないでもない。古文書は文章に綴られてゐるので、その全文若しくはその大部分が遺存してゐない時は史的價値が極めて低いが、金石文はその全文が遺存せずとも、その主要な部分が存在してゐる場合には、朧氣ながらも、それにあらはされてゐることについて、或るかくれたる事實を窺ひ知ることがあり得ることは彼の宇治宿禰の墓誌銘のごときは卽ちそれである。また金石文中には全く文章をなさないものも澤山あるが、卽ち斷片的な二三の句の集つたもので、文章でないものでも、それ自體に史的價値があることは經筒、板碑、墓標のごときはその好適例である。古文書では一文書の缺失した部分を他の文書によつて補ふことは出來ないけれど、金石銘はこれに反して同種類のもの或は經文その他の文獻によつて補ひ得ることもあり得るのである。例へば經筒銘、梵鐘銘などに往々見受られる共通の文句のごときは卽ちそれである。また同種類のものの蒐集することは、やがて、そのものの形式の變遷、時代の特徵はもとより、それにあらはされてゐる、圖樣、文字の體裁、その表現の方法その技巧等の研究に資するところが極めて多い。以下二三の實例によつて說明することとした。

二

宇治宿禰墓誌版は、大正六年一月十一日山城國乙訓部大技村大字塚原小守宮田四十二番地の地下約五尺の地點より骨藏器とともに發掘れたので、今は帝室博物館に所藏されてゐる（第一圖）版の上部と下部とに缺失があつてたゞ銘文の一部のみ遺存して、全文を知るに由なくこの銘に見えたる、宇治宿禰とは何時代の人であるか、それは末尾の紀年によるが最も肝要である。大崎氏の大日本金石史にはこれを慶雲二年と記してゐるけれど、墓誌版について見るに、慶の字は見えない

……前誓頤物部神□……
……八繼孫宇治宿禰……
……大平子孫安坐……
……雲二年十二月……

宇治宿禰墓誌版（實大）帝室博物館所藏

で、たゞ雲二年とだけ讀まれる。しかし雲二年だけでは、頗る不明確を免れない。蓋し我が元號のうちで「雲」の字のついてゐるのは文武天皇の慶雲と稱德天皇の神護景雲とである。この墓誌銘の雲はそのいづれであるかはこの銘文だけでは決しがたい。さりとて、これを他の文獻によつてこれを決せんとしても、なほ今日遺存するものだけでは不充分で、そのいづれであるか俄に定め難いが、一應書風などによつて文武天皇の慶雲として、他日の資料の發見によつて斷定するより仕方がない。かく、その時代を決定しがたい、この墓誌銘もこの宇治宿禰は新撰姓氏錄山城國神別の部に見ゆるものであることによつて物部神と同系統であることが知られる。が如く、姓氏の研究に資するところがあり。尊重すべき資料であると信

ずる。

三

文永弘安の役、所謂蒙古の來襲は、我が建國以來空前の國難であり、その勝敗は我が國の興廢を決するものであつた。上は一天萬乘の至尊より下は庶民に至るまでの驚きは一方でなく、畏くも龜山上皇は至尊の御身を以て國難に替へさせ給はんことを伊勢神宮に御祈願あらせられ、石淸水、春日の諸社は勿論東寺西大寺の諸佛寺には異國降伏の祈禱が捧げられたが、幸にも天佑により弘安四年七月晦日閏七月朔日朝にかけての大暴風雨に、元及び高麗の兵船の覆沒するもの多く、我れは曠古の大勝を博して、彼をして再起を不可能ならしめた。

この時鎌倉幕府は下總の香取神宮へも異國降伏を祈願せしこと見え、香取文書神庫所藏正和五年二月香取大神宮留守大禰宜大中臣實長の言上に、

抑當社者日域無雙之名社、異國征伐之軍神　爲公家武家之仁祠者　靈場之(誤脫アルベシ)異國蜂起之時者、可被御祈禱之旨被成下御敎書、神宮供僧等奉致精誠、依令進上御卷數、數多御書下明鏡也、爭無急速之御沙汰哉。

とあることによつて明白であるが、ここにこれを裏書するものには、千葉縣下總國香取郡香西村大字牧野谷津作による觀福寺所藏國寶の十一面觀音像造像銘と釋迦如來造像銘とである。

一釋迦如來光背銘

奉送

香取太神宮御本地四體內

釋迦牟尼如來

右志者爲天長地久當社
繁昌異國降伏心願成就
造立如件
　弘安五年壬午八月一日
　　佛師沙彌蓮願　敬白

二　十一面觀音像光背銘

奉造
　香取太神宮御本地四體內
　十一面觀世音菩薩
右志者爲天長地久當社
繁昌異國降伏心願成就
造立如件
　弘安五年壬午八月一日
　　佛師沙彌蓮願
　　　敬白

この二銘に異國降伏とあるは蒙古卽ち元國の降伏を意味し、心願成就とは、元國降伏の祈願が叶うて大勝を博したこと云ふのである。かく祈願が成就したので、その報賽のため、翌五年八月卽ち戰勝一年後の八月にこの二尊像を造立しこれ

を香取大神宮に奉納したのである。この文によつて明らかに香取大神宮へも異國降伏の祈願が籠められてゐたことが立證される。しかしこの祈願が何人によつて掛けられたかは明かではないが、前後の事情と上述の大中臣の言上の文とによつて北條時宗その人であらうと推察される、從つて鎌倉幕府は香取神宮へも異國降伏の祈願をこめたことが窺はれる。

四

香川縣小豆郡池田町上地の明王寺釋迦堂は同寺所藏の天文第二癸巳十月十八日とある棟札銘によつて明治四十年五月特別保護建造物に指定せられたが、最近同堂修繕の際同堂の屋根瓦銘に、

時于大永二年壬年歲此堂立畢　同大永八年
三月二十三日より瓦思立作候也
願主　權律師宥善
源三郞　朝丸郞
大工　四天王寺藤原朝臣新三郞　をし
與三郞　與七
仍大永八年四月二十九日　以上十人
願主　敬白

とあることによる、この堂は天文二年よりも十年前の大永二年に建立され、その屋根瓦は建立のときに上げられないで、大永八年に葺かれたことが立證された。その間七年に及ぶ。この事情は同じ古瓦銘に、

大永八戊子卯月に思立候折節、細川殿樣、大永六年より合戰始て、戊子四月廿三日まで不調とある、島中闘立中、堺に

在津候て、御留守之事にて、無人也、本願も瓦大工、諸人氣遣事身無二是非一と阿彌陀も哀と思食、後世菩所に堪忍仕候らへ、そつのくをのかれ候はん事うたがひあるまじく、若いかやうのつみとか仕共、かやうに阿彌陀佛に申上うゑは相違あるまじく實正也、如レ此右之儀迄申者は、池田庄向地の住人河本三郎太郎吉國(花押)生年廿七日申刻にかきおくも、補こそぬるれ、もしを草なからん跡のかた身ともなれ。

と、文中の細川殿様とは細川晴元である。當時晴元は四國に勢を振つて、京都の細川高國と相爭つてゐた頃で、大永七年三月には足利義澄とともに、和泉國堺浦に上陸し、高國の軍勢と戰ひ、越えて大永八年正月二十一日に相互に人質を交換し一たびは和議が成立したが、間もなく破れ、ついで四月二日には將軍足利義晴と左馬頭義維との間にも和議が成立し、高國との間も亦平和となつた。この和議も亦つかの間で、五月はじめにはまたも破れた。この形勢と銘文とを綜合すれば、この建物は大永二年に建立されたが、絶間ない戰亂のため、瓦製作のことは思もよらざろうち、つい五六年の年月を過し、大永八年の春頃漸く平和の曙光に、瓦製作の餘裕と氣運とがあらはれたので、瓦の製作を終へ、幸うじて屋上に上げられたことが知られる、かくこの堂建立立後の實状とその頃に於ける社會世相並びに人情の歸向を窺ふべき好資料である。

五

史乘の缺漏を補ひ、博愛思想發露の一端を窺ふべきのに元弘三年有銘の板碑と慶長四年有銘の朝鮮陣敵味方の供養碑とがある。前碑は(第二圖)

徳藏寺に所藏する國寶で上部は缺失してゐるが、その殘存部には上部に光明眞言を刻し、下部には

飽間齋藤三郎藤原盛貞生年廿六

勸進玖阿彌陀佛

於武州府中　五月十五日令折死

元弘三年癸酉五月十五日敬白
同孫七家行廿三同死飽間孫三郎
定長卅五於相州村岡十八日討死　　執筆阿彌陀佛

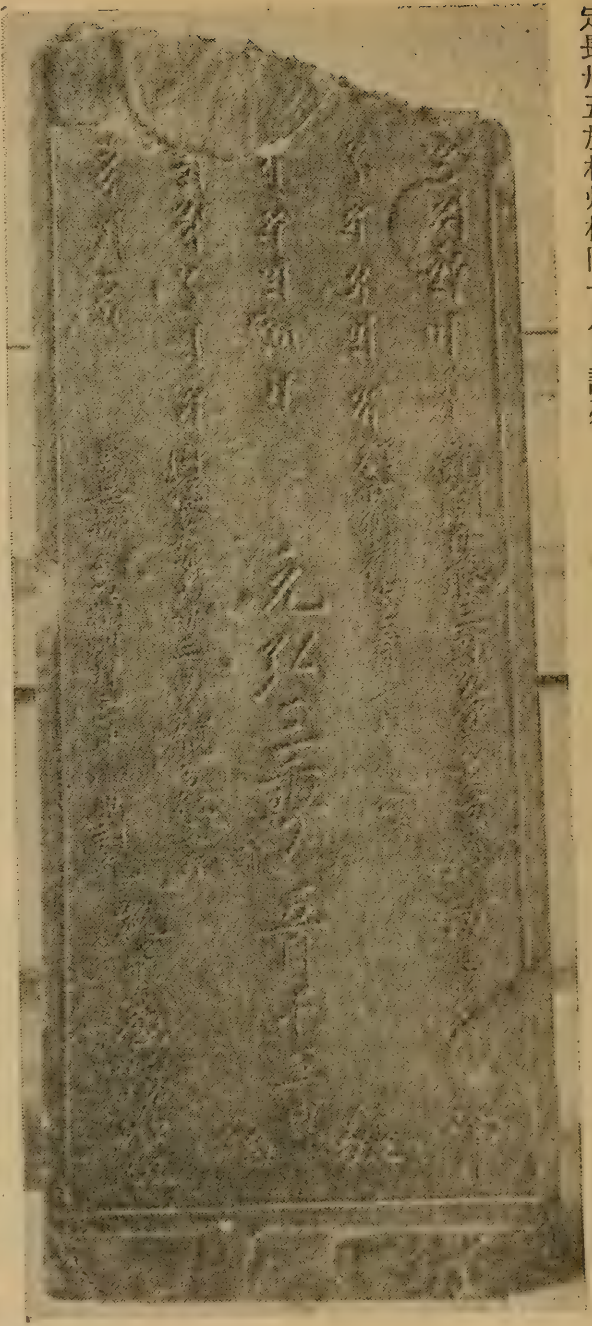

國寶　元弘三年有銘板碑

東京府東村山村　徳藏寺所藏

とある。この碑は元弘三年五月新田義貞が鎌倉攻めに南下の折、その臣飽間齋藤三郎が同月十五日武州府中の戰に戰死し、その一族孫三郎が、十八日相模國高野郡村岡の戰に討死したので、これら一族の追福のために、玖阿彌陀佛によつて建立されたものであるが、太平記にも記載されてゐない。十五日の府中の戰及十八日の村岡の戰があつたことが知られ、しかも十五日は分倍河原の戰のあつた日であるので、これによつて分倍河原から府中にかけての戰爭があつたことが知られる。

次ぎに朝鮮陣敵味方供養碑と云ふのは、慶長四年六月薩摩の島津義弘父子によつて、高野山奥院参道右側に建立された碑である。碑は高さ一丈二尺、幅二尺六寸八分、上部に笠あり、正面には次ぎの刻文がある。

慶長二年八月十五日於全羅道南原表大明國軍兵數千騎被討捕
討取之内至當手前四百二十人伐果畢
同十月朔日於慶尚道四川表大明人八萬餘兵撃亡畢
爲高麗國在陣之間敵味方鬪死軍兵皆令入佛道也
右於度々戰場味方士卒當弓箭刀杖被討者三千餘人海陸之間
横死病死之輩具難記矣　薩州島津兵庫頭藤原朝臣義弘建之

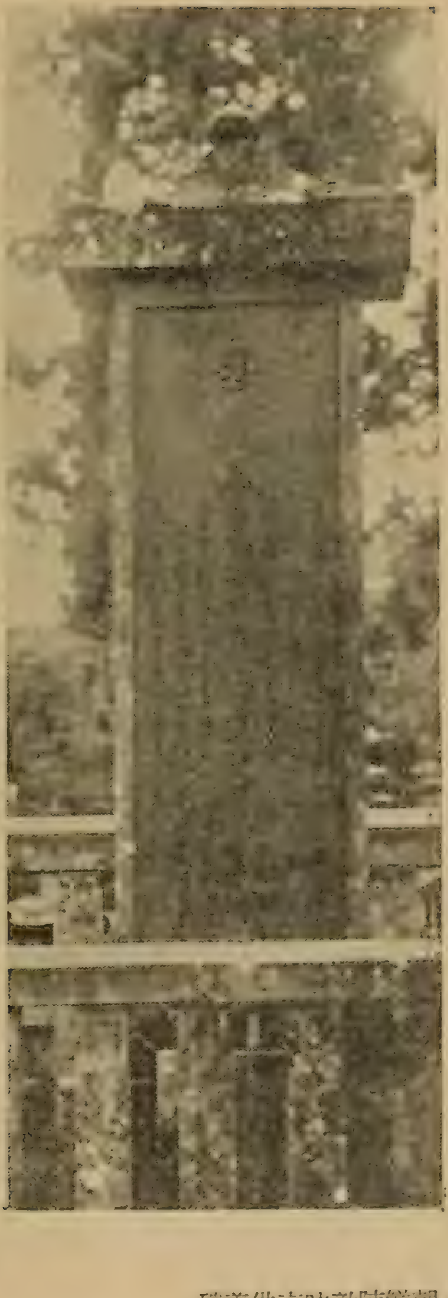

朝鮮陣敵味方供養碑
和歌山縣高野山奥院參道ニ有

慶長第四己亥歳六月上澣　　　國子息少將　　　中恒

文祿慶長の役起るに及んで、島津義弘は兵一萬を率ひて出兵し、慶長二年八月十五日には全羅道南原に、その十月朔日には慶尙道泗川に、明の大軍と戰うて大勝を博したが、この戰ひに、味方の兵の討死するもの三千、外に病死など多數であつたばかりか、敵兵の戰死も多數にのぼつた。一たび平和の日を迎へては、義弘の慈悲心は發露し、この戰禍に犧牲となつた味方の勇士達の尊い英靈はもとより敵とはいへ、この戰に倒れた多くの軍兵も同じことと考へ、ここに博愛平等彼我の別なく、その追福を祈らんとしてこの建碑となつた。もとより義弘の文祿慶長の二役の戰功とその實況を物語るもの多しと雖もこの碑が當時の生きた記錄であり、この碑によつて島津父子の心中に秘めたる菩提心と同情とが知られ、やがてこの精神は我が武士道の精神であるとはいへ、この消息を物語るものであり、史にもれた我が國民の博愛心の美德を知る貴重な資料と云ふべきである。

六

長文でなくただ一句でありながら、他の追從を許るさない唯一の史料がある。それは卽ち日光輪王寺藏延元元年有銘の國寶の銅鋺銘である。この銘文中に當今皇帝還城再位…後醍醐院自號焉との句は後醍醐院と云ふ御名が、御諡號でなくて御自稱であらせられたことが拜察される。そしてこれによつて天皇は醍醐天皇の御理想を以て天皇の御理想と遊されたことも拜察される。天皇の宸翰は可成り多く存在し、そのなかには御諱を書かせ給へるものが二通があるけれど、後醍醐院の御名を記せるものとては他に求むべくも求め難く。ただこの一句によつて後醍醐院が御自稱であらせられる御心のほどが拜察される唯一の貴重なる史料である。

これを要するに、金石文は以上の如く古文書として、史書の缺を補ひ、史書の誤謬を訂正し、新らしい事實を提供する

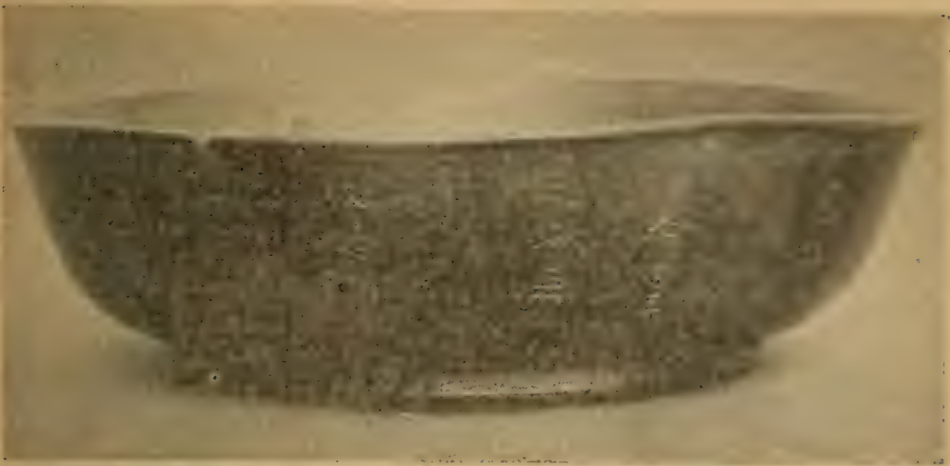

國寶延元元年有銘銅鋺　栃木日光輪王寺所藏

生きた史料ではあるが、それだけ金石文を史料として取扱ふ場合には一層注意すべきことは眞僞の判定である。古文書にも眞僞の判定は必要であり、それには墨色、紙質、書風、文體の研究によつて判定されるが、金石文の判定は書風、文體等の研究はもとより、その銘文のなされてゐる物質は古文書のごとく一様でなく岩石あり、しかも岩石には碑あり、墓標にも五輪もあれば、卵塔もある。金屬には地金様のものもあれば、鑄造もある。それればかりでなく、銘の施されてゐるものによつてはそのもの形式、或は銘の表現法。即ち鑄出銘なるか、或は彫刻銘である。彫刻銘とすれば、その彫刻の樣式技巧等によつて眞僞の判定がなされるものであり、古文書の眞僞判定よりも、一しほ複寫至難の手續を要する。そして、眞物にあらざるものを眞物として取扱へば正論を排撃し、不測の誤謬におちいらしむることがあり、却つて有害無益のものであることは、古文書も金石文も同樣であるが金石文に至つては銘文にあらはされた史實を誤るばかりでなく、延ひては銘の施されてゐる物質例へば梵鐘、鰐口、經筒はもとより佛器、佛具等をはじめ、上に擧げた、元弘三年有銘供養碑及慶長四年有銘供養碑等の如きものは、物そのものの存在によつて、その形式銘文表現の樣式技巧等を了解し得るものであつて、既に原物に疑點があれば、却つて形式の變遷、彫刻の樣式技巧等銘文そのものの字句以外に、識者をして誤認せしむる有害無益のものであり。美術史、工藝史等に不測の謬見を抱かしむるものであるからかへすぐ\も注意すべきである。

史料としての日記

―特に公家の日記に就いて―

文學士　馬杉太郎

記錄、特に日記は古文書と共に歷史研究に際して最も信據すべき史料として尊重せらるべきものであつて、その研究は古文書學と共に史學の左右兩翼とも稱すべきものであるが、古文書學が西洋史學の移入と共に著しき發達を遂げたのに反し、日記の研究は比較的看過せられて、未だ十分ならざる憾がある。日記は文書或は編纂著述物と異り、最初より他人に示さんが爲に書かれたものでないから、その內容に於て何等忌憚する所なく、見聞する所を有りのまゝに記されて、その史料的價値は頗る重大であり、又、文書が概して斷片的事實を表はすに反し、日記は一々日にかけて記され、一事件全體の推移を知る上に於て必樞缺くべからざるものである。六國史以後官撰の歷史無き後、若し日記が無かつたならば果して今日の如く國史が明らかなり得たであらうか。日記の重要性とその研究の至要なることは今更縷述を要しない。

之まで日記に就いて記したものとしては、本朝書籍目錄に附載されてゐる「諸家名記」が現在の所最も古い。李部王記を始めとして權中納言顯俊の日記に至る六十九種を載せて、その記者を注し、異名あるものは之を揭げて居る。撰者はもとより知るよしもないが、內容から見て恐らく鎌倉末葉に成つたものであらう。江戶時代に入つては、荷田在滿の「家記所繫考」、柳原紀光の「日記異名」及び「記錄年表」、伴直方の「家記書目備考」、伴信友の「史籍年表」等があり、その他

この種の書にして撰者不明のものが二三種ある。又、藤井貞幹の「國朝書目」にも日次記として諸家名記を増補して收め、尾崎雅嘉の「群書一覽」にも少しく日記の解題を載せてゐる。明治以後、小泉安次郎氏の「日本史籍年表」星野恒博士の「歴世記錄考」など書はれたが、日記全體に就いて詳密な研究を成されたのは故和田英松博士の「日記に就いて」（史學雜誌第廿四編）を以て嚆矢とする。最近に於ては、畏友田山信郎氏が岩波の日本歴史講座に平安朝の日記、特に御堂關白記、後二條殿記、兵範記に就いて述べられ、又、山本信哉博士が日本文學大辭典に記錄の解題を爲されたものもある。

日記には公私の別あり、又、公家、武家、僧侶、學者等の區別があるが、その全體に就いて述べる事は限られた紙面に到底悉し難いから、その内最も重要なる公家の日記について前述の先人の研究を綜合し、之にまゝ卑見を加へて概要を述べやう。

日記の起源

我國に於ける個人の日記としては、日本書紀齊明紀に引用せられてゐる「伊吉博德書」「難波吉士男人書」がもと在唐の日記があつて、それを基として書かれたものと思はれ、之が現在の所最も古いものである。次に釋日本紀に引く日本紀私記に見える安斗宿禰知德、調連淡海、和邇部君手の日記があつて、共に壬申の亂に關するもので、殊に淡海と知德の日記はその文が少しく引用せられて居り、之が我國日記文として傳はる最も古いものである。次いで奈良朝に於ては當代は文化の發達した時代であり、名高き文人も數多く居たのであるから、日記を記したものもあつたであらうが、今は其名すらも傳はるものがなく、唯、正倉院御物中に天平十八年二・三月の具注曆の中に簡單に記注せられた日記があつて、之が我國日記の原本として傳はる最古のものと言へよう。平安朝初期に於ても未だ日記は僅か二三の名を知るのみで、實に六國史の終りである光孝天皇頃までの日記は極めて僅少である。然るに國史の官撰が杜絶すると共に宇多・醍醐の御代より俄

かに日記の數が增して來て、いはゞ官撰國史時代より日記時代に入つたと稱する事が出來る程である。皇室に於いては宇多・醍醐・村上の三代御記を始め奉り、皇族には重明親王の李部王記以下、而して攝關大臣公卿の日記には藤原忠平の貞信公記以下平安朝の末期まで、現存するもの、名のみ傳はるもの併せて二百餘種に垂んとしてゐる。なに故斯く宇多天皇以後急速に日記の流行を來たしたかと云ふに、宇多天皇までは引續き國史の官撰が行はれて、朝儀の先例舊慣は總べて之に依つて事が足りたのであるが、國史の官撰が絶えると共に朝儀故實を知るが爲めには自らの記錄に賴る他はなく、而も朝儀は次第に整頓せられて多事複雜化し、舊例古法の記憶せざるべからざるものが益々多くなるに從つて、各人日記を記して後日の參考となす必要が生じて來たためである。日記をつけるといふ事は一に政務に參與し、朝儀に遺漏なきを期せんがためであつて、又同時に子孫が之に依つて朝儀に通曉し、世に重きをなすことは家の榮譽となるのであるから、自然我も〳〵と日記を記すやうになつたのである。藤原師輔がその子孫を訓誡したる九條殿遺誡の中に

「先起稱二屬星名號一七遍、次取レ鏡見レ面、次見レ曆知二日吉凶一、次取二楊子一向レ西洗レ手、次誦二佛名一及可レ念下尋二常所一尊重上神社上、次記二昨日事一、事多日日中可レ記レ之、次服レ粥、次梳レ頭三ヶ日一度、次除手足甲丑日手寅日足、次擇日沐浴五ヶ日一度、次出仕、

と記して、毎朝食前日課として昨日の日記を記すべき事を諭して居り、又中外抄卷下に大江匡房が藤原忠實に對して、攝政關白の詩作するは無益であるから、夫より日記を怠らずに記すがよい。二卷も出來たらば立派な學者であると言つたことが見えてゐて、當時如何に日記を記すことを重んじたかゞ知られる。

右の如く、日記を記すことは要するに朝儀故實を知るがためであつて、從つて日記といふ言葉が儀式典例に關する書をも意味し、中外抄卷下には新儀式をも日記といひ、又西宮記も屢々西宮日記と稱せられてゐる。又從つて有職の家をば日記の家とも稱したことが中右記康和五年正月十六日の條に有職を以て名高き小野宮實賴を指して「彼人日記の家なり」と言つて居り、中外抄にも大内記藤原敦光の事を「敦光非二日記家一」と記して居ることに依つて知られる。更に又武家に對

して文筆を以て朝廷に仕へ奉る公卿の家を指して日記の家と稱したことが今鏡二葉の松の卷に

平の氏の始は一つにおはしましけれど、にきの家と世の固めにおはする筋とは久しくかはらでかたがたさかえ給ふ。

とあるによつて知られる。斯く日記といふ言葉は實に日々の記錄をいふのみならず、儀式、有職、文筆等の總稱ともなつて、之を以てしても日記流行の因が儀式典例の爲であり、又如何にその流行が夥しかつたかゞ知れるのである。

鎌倉時代以後武家の時代に於ても、朝廷の儀式の絕ゆることなきと共に公家の日記も續いて存續し、鎌倉室町兩時代を通じて、現存するもの、書名のみ傳はるもの併せて二百種以上に及び、江戸時代に於ても數多くの名が知られて居る。ただ時代の變遷に伴つて多少日記の內容にも變化を生じ、室町以後朝儀の式微と共に比較的私事に渉る記事が多くなつて來るのであるが、その史料的價値は聊かも劣ることはない。

現在室町時代までの日記にして原本（直接日々書き記したものを後日讀み易からしめんため自ら淸書することがあるが之も廣義の原本と稱することが出來る）の傳つてゐるもので名高いものには左の如きものがある。

御堂關白記（藤原道長）	後二條師通記（藤原師通）	水左記（源俊房）
大府記（甘露寺爲房）	永昌記（甘露寺爲隆）	信範記（平信範）
愚昧記（三條實房）	明月記（藤原定家）	西郊記（三條公氏）
三條實躬卿記	民經記（勘解由小路經光）	勘仲記（勘解由小路兼仲）
園太暦（洞院公賢）	洞院公定公記	廣橋兼宣公記
廣橋綱光公記	廣橋兼顯卿記	廣橋守光卿記
廣橋兼秀公記	實隆公記	後法興院記（近衞政家）
山科言國卿記	山科言繼卿記	山科言經卿記

右の他尚數種あり、更に未だ世に知られずして諸家に藏せられてゐるものもあるべく、之等の一日も早く世に出でんことを願つて止まない。

日記の題名

日記の題名は、その本來の性質として最初より記者自ら之を題したものは極めて稀であつて、多くは年號を以て表はすか、或は愚記、愚林などゝ記すのが普通であつて、日記の題名は後に至つて、その子孫、或は他の者によつて命名されたものが大部分である。その命名の方法には種々あるが、之を分類して見ると大體左の如くに分ける事が出來る。

（一）名を以て稱するもの

信範記　康富記　實隆公記　爲房卿記　定家朝臣記　兼治宿禰記

（二）名を略して稱するもの

朝記（朝隆記）　宣記（實宣記）　爲記（五條爲學記）

（三）名の偏傍をとつて稱するもの

糸言記（經信記）　糸束記（經賴記）　人車記（信範記）

（四）名の反切を以て稱するもの

達幸記（中山忠親記）　薩戒記（中山定親記）

（五）姓又は稱號を以て稱するもの

平記（平行親記）　小一條記（師尹記）　土御門記（師房記）

（六）姓又は稱號を略して稱するもの

九暦（九條師輔記）　土記（土御門師房記）　江記（大江匡房記）　吉記（吉田經房記）　隣記（山階實雄記）

（七）姓に偏傍を加へて稱するもの

貴嶺記（中山忠親記）

（八）姓の故事を以て稱するもの

月中記（桂大納言光頼記）

（九）姓名を以て稱するもの

小槻時元記　清原業賢記

（十）姓又は稱號を略して稱するもの

冷朝記（冷泉朝隆記）　平信記（平信範記）　三長記（三條長兼記）　勘仲記（勘解由小路兼仲記）

（十一）稱號又は謚號を以て稱するもの

貞信公記（藤原忠平記）　法性寺殿記（藤原忠通記）　後法興院記（近衞政家記）　三藐院殿記（近衞信尹）

（十二）謚號の偏傍をとつて稱するもの

水心記（清愼公小野宮實頼記）

（十三）官職を略して稱するもの

權記（權大納言行成記）　中納記（中納言朝隆記）　但記（但馬守隆方記）　春記（春宮大夫資房記）　帥記（太宰權帥經信記）　民記（民部卿經頼記）

（十四）官職唐名を以て稱するもの

長秋記（皇后宮大夫師時記）　大府記（大藏卿爲房記）　禮部記（治部卿親輔記）　仁部記（民部卿賢實記）

（十五）官職唐名を略して稱するもの

台記（左大臣頼長記）　亞記（權大納言光頼記）　龍記（中納言光雅記）　宰記（參議爲隆記）　金記（右衛門權佐重隆記）　匠記（修理大夫成頼記）

（十六）官職と名を略して稱するもの

左經記（左大臣經頼記）　兵範記（兵部卿信範記）　民經記（民部卿經光記）

（十七）姓と官職を以て稱するもの

九條右府記（師輔記）　久我相國記（雅實記）

（十八）姓と官職を略して稱するもの

小右記（小野宮右大臣實資記）　中右記（中御門右大臣宗忠記）　水左記（源左大臣俊房記）　姉言記（姉小路中納言兼光記）　山槐記（中山内大臣忠親記）　吉槐記（吉田内大臣定房記）　園太暦（中園太政大臣公賢記）

（十九）稱號又は諡號と官職を以て稱するもの

御堂關白記（藤原道長記）　猪隈關白記（藤原家實記）　深心院關白記（近衛基平記）　逍遙院内府記（三條西實隆記）

（二十）稱號又は諡號と官職を略して稱するもの

建内記（建聖院内大臣時房記）　逍内記（逍遙院内大臣實隆記）

（廿一）官職唐名と名を略して稱するもの

祭資記（大學頭資光記）

（廿二）姓と官職唐名を略して稱するもの

平戸記（民部卿平經高記）　角金記（六角中納言家通記）　松亞記（松殿大納言忠嗣記）　吉黃記（吉田中納言經俊記）　葉黃記（葉室中納言定嗣記）

(廿三)尊稱して言ふもの

玉葉（九條兼實記）　殿記（後京極良經記）

(廿四)後をつぐ意味を以て稱するもの

續水心記（小野宮實資記）　後愚昧記（三條公忠記）　吉續記（吉田經長記）

(廿五)卑下して稱したるもの

糟粕記（藤原高清記）　愚昧記（三條實房記）　拾芥記（五條爲學記）

（萬里小路宣房の萬一記も從來この類に入れられるが、或は萬里小路一位宣房の姓と位を略して稱したのではないかと思はれる）

(廿六)醜名を以て稱するもの

玄記（太宰權帥季仲記）

(廿七)居所を以て稱するもの

永昌記（藤原爲隆記）　銅駝記（藤原實綱記）　西郊記（三條公氏記）

(廿八)記事の內容を以て稱するもの

鯨珠記（中原師遠記）

(廿九)記事の年號を以て稱するもの

延喜御記（村上天皇御記）　慶長日件錄（船橋秀賢記）

(三十)記事の年號を略して稱するもの

二水記一名一止記(永正の二字を分割す、鷲尾隆康記)

前述の如く日記の題名は後人の命じたものが大部分でから、之を命ずる人に依つて種々異名のある場合が多い。花園左大臣有仁の日記の如きは花園左府記・園槐記・園部記・園記・春衙記の五種の名があり、中山忠親の記にも山槐記・達幸記・貴嶺記・深山記・黄葉記などの異名がある。又異書同名のものも自然生じて、太宰權帥經信記、按察使顯隆記が共に官職唐名を採つて都記と言ひ、大宮俊家記、大藏卿爲房記、右大辨時範記が居所官名に依り共に大記と稱せらるゝのはこの例である。從つて題名によつて直ちにその記者を知る事が困難な場合もあるが、大體には如何なる人の記か察する事が出來る。

日記の內容

日記は或は白紙に書し、或は文書の反故等を用ひて書く事もあるが、具注暦に記載する場合が最も多い。具注暦は大寶令制定以後、中務省陰陽寮に於て之を製し、前年の十一月一日に中務之を奏聞し、後、內外諸司に一本を給はる例であつた。具注暦の內容は時代によつて多少の變化があり、詳略があるが、大體に於て陰陽道に基く干支、五行、天文、吉凶忌諱等を注したもので、餘白が一行乃至三行程あるが普通である。日記を記すのはこの空白の所にその日の出來事を書くのであつて、從つて記事の長文に渉る場合は多く紙背に及んで之を書き、場合に依つては繼紙をして書くことがある。又記事に關聯した文書、或は案文等をそのまゝ繼いで、謄寫の勞を省くことも多い。而して記事が餘りにも長きに渉る場合には別記と稱して別の卷に記錄することがある。台記別記など最も名高いが、左經記、俸記、後二條殿記其他にも之がある。別記は多く重要な朝儀に關する場合が多いので、特に自己の見聞のみにては滿足せず、後日他人の日記を借用し、前

後々整頓して書く事がある。又時として自ら朝儀に參列し得なかつた場合には、他人の日記を借りて之を記入する事もあつた。又之と反對に他人の日記に讓つて自らは執筆の勞を省く事もあつて、例へば知足院關白忠實の記の嘉承二年四月廿六日天皇御元服の條に「大略許也、不審事新中納言宗忠記（中右記を云ふ）、右大辨時範記を引合可見」と見えてゐる。かゝる例は攝關大臣等地位の高い人の日記に限つてゐる樣である。

次に日記は幼少の時から書き始めたものあり、中年から筆を執つたものもある。現存の日記は完備したものは甚だ少いから、書き始めの年齡を正確に知り得るものは極めて少い。又日記は書き始めてより數十年連續して書いたものもあり、數年にして終るものもあり、又時には病氣其他の事故に依り一度筆を絕つて、後再び筆を繼いだものもある。又記事にも內容の甚だ詳密なものと要領のみを簡單に記したものとあり、之等は記者の性格、地位、其他の事情に依つて區々であつて、日記全體に涉り、一定の法則があつた譯で無い事は當然である。又日記は出家した場合筆を絕つこともあり（例へば中右記は最後の保延四年二月廿九日の條に「請入道聖人受戒、世事從今心長斷不日記」と記して以後筆を執らなかつたのはこの例である）、出家以後も依然日記を續ける事もあつて（例へば御堂關白記、明月記の如き）、之も又一定してゐない。

以上述べた所は日記の內容の槪略であるが、日記はすべて日々匆々の間に記して、文書乃至編纂著述物と異り、文章文字に十分意を拂ふものでないから、如實にその人の性格を表はすものであつて、至尊の御日記は如何にも氣高く、攝關の日記は應揚な所があり、又日記により、挿圖など入れて記事の頗る綿密なのはその人の氣質の表れであり、又學問に秀でた人の日記は文章など他と異つて卓越してゐる。然し乍ら、日記は總じて文章文字を推敲しない故に、文字の誤り、或は宛字が少くなく、又古文書と同じく異體の文字を使用することも甚だ多い。從つて日記を史料として用ふる場合には之等に十分意を用ふべきであつて、記錄語の研究は古文書學と相俟つて最も緊要である。

日記は前に屢々述べた如く、一に政務に參與し朝儀の執行の上に參考に資せんが爲めのものであつて、之を利用し、活用してこそ本來の目的が達成せられる譯である。その利用に當つては先づ第一に着手されるのは原本の清書整頓である。日々書き記した原本は具注暦の表面裏面に書かれて、後日讀むに甚だ困難なものが多いから當然清書せられるが、それには記者自ら之をなす場合と子孫の手によつて行はれる場合とがある。前者の場合はこの清書本も廣義の原本と稱すべきである。後者の場合に於ては、清書の終了後その原本をば或は之を寫經の料紙としてすき返し、又は裏面に經文を書寫して、以て父祖の追善供養をなすことがある。さて清書本が出來すると之に日々の記事の要點を朱或は墨を以て肩書し、ついで之を集合して目錄を作成する。かくして一の日記の整理は終るのであるが、右のうち肩書を附さないで直ちに目錄を作成する事もある。今日目錄のみ傳つて本文の散逸した日記もあつて、目錄が尊重せられてゐるものもある。中右記目錄、小右記目錄など最も名高い。

次に日記の利用は單に自家の日記のみにては事足れりとなさず、弘く諸家の日記を借用して謄寫する事が盛んに行はれた。平安時代は勿論、その以後の時代に於ても熾んであつたことは多くの記錄に見えてゐる所である。試みに「通憲入道藏書目錄」を檢しても如何に彼が多くの日記を藏してゐたかゞ知られよう。然し、浩瀚な日記を多く寫すことは却々困難であるから、自然その中より必要な記事のみを抄出することが多く行はれた。又時には或事項のみに關して抄出する事もあつて、「達幸故實抄」「吉部祕訓抄」などは山槐記、吉記から有職故實に關する事項のみを抄出したものである。而して日記利用上から最も便宜なる方法として最も盛に行はれたのは、種々の事項を設けて記事を分類することで、之には一つの日記を分類するのと諸家の日記を部類するのと二通ある。部類記といふのは狹義の意味では後者を指すが、廣義には

前者をも含めて言ふ。一つの日記を分類する時にも記者自らが之をなす場合もあつて、中御門宗忠が自ら日記（中右記）を分類した時に左の如く記してゐる。

保安元年六月十七日、今日私曆記部類了、從二寛治元年一至二此五月卅日一四年間曆記也、合十五帙六十卷也、從二去々年一至二今日一、令二侍男共一且令二書寫一且令二切續一終二其功一也、是只四位少將宗能遂二奉公之志一者、爲レ令レ勤二公事一所二抄出一也、爲二他人一定表二嗚呼一歟、我家何不レ備二忽忘一哉、仍雖レ盡二老骨一所二部類一也、全不レ可二披露一、凡不レ可二外見一、努力、若諸子之中居二朝官一時、可レ借二見少將一也、廿五日甲午、新抄百六十卷目錄自筆書寫了、

諸家の日記を部類することは甚だ盛であつて、今日正續群書類從に收められたものゝみにても三十數種にのぼる。藤原賴長の如きは一人にて大嘗會部類以下數種の部類記を作成した。その大嘗會部類を終功した時、台記康治元年十二月三十日の條に

去年固關讓位並今年御禊大嘗會等事、引勘舊記並諸家日記代々記文等、管窺所レ及、聊以類聚、拔レ要省レ繁、尙成二卷軸一、一抄不二再治一、享帚縅石、雖レ有二後嘲一、但可レ禁レ披二閲於閫外一、將レ遺二誡訓於家中一、子孫之中若有二奉公之者一見二此愚抄一可レ加二琢磨一、雖レ無二荊璞之明一、欲レ待二越砥之力一、予聊遊二心於漢家之經史一、不レ停二思於我朝之書記一、仍所二抄出一殊不二委曲一、子孫又好二全經舊史一者、非二此限一、不レ然者、早習二倭國舊事一、可レ慕二葵藿忠節一

と記してゐる。前の中右記の記事と照合して如何に當時日記を重んじたかゞ知られよう。尙部類記があるために、今日まで多少なりとも文が傳つた日記が尠くない。三代御記なども之によつて今日その幾分かを拜することが出來るのである。

以上の如くにして、日記を十分に利用し、以て奉公の誠を致すと共に家名をも擧げる事が出來たので、この日記を如何に尊重し、大切にしたかは今更縷々たるを要しない。父祖の日記はその家に於ては唯一の重寶として必ず正嫡に傳へ、嫡流ならぬ者は宗家より借用して謄寫したのである。かく日記が尊重されると共に父祖代々の日記を多く所持する家は頗る

世に重きをなしたもので、小野宮實頼以下その一流が代々日記を書したので、中右記には小野宮の家を日記家と言ひ、家記相傳人と稱して甚だ羨望してゐる。尤小野宮家は自然之を祕藏して他見を許さなかつたので、後に至つて藤原忠實をして中外抄に「日記を不レ可レ祕也、小野宮關白は依レ密ニ日記一无ニ子孫」と言はしめてゐる。併し日記特に名記を所有してゐる事は世の崇敬を受けたもので「三内口訣」攝家清華の條に

近衞ハ系圖之面雖レ爲ニ宗領一名記無レ之、九條ハ雖レ爲ニ庶流一峯關白、月輪禪閤、後京極攝政之御記、是ヲ三代ノ正記ト號シテ爲ニ天下之鏡一

と記してゐる。斯樣に日記は甚だ尊重せられて大切に保管され、又盛に謄寫されたが爲に今日まで比較的多くの日記が傳つたのである。

以上述べ來つた所、公家の日記に就いての概略であるが、冒頭に述べた如く日記は古文書と共に史學の骨子ともなるべきもので、その研究は決して看却すべからざるものであつて、最近日記の出版せらるゝもの漸く多くなつて誠に喜ばしい次第であるが、日記には謄寫の際の誤脫が殊に多いもので、又散逸してゐるものが尠くないから、之等に十分の注意を拂ふべきであつて、今後日記の研究が益々進み、善本の多く世に出でんことを祈つて止まない。

史料としての國文學研究

國學院大學教授　秋山謙藏

一

明治初年以前には、國文學と云ふ言葉も無ければ國史學と云ふ言葉もなかつた。その言葉は無いが、今日云ふ國文學や國史學の内容とするものが無かつた譯では勿論ない。

『讀史餘論』や『折たく柴の記』を著し、『藩翰譜』を編し、蝦夷・琉球・朝鮮のこと等、各方面に亙る研究を遂げてゐる新井白石は、歴史の研究者としては著名であるが、今日云ふ國史學者ではない。

本居宣長や契沖は、國學者とは云はれるが、今日云ふ國文學者ではない。

そこに、白石・宣長・契沖等々の成し遂げた學問的業績と、今日の國史學者・國文學者の成しつゝある學問的業績に、幾分の食ひ違ひ、從つて質的の差違があるやうに考へられる。何故か。

二

明治初年、東京に帝國大學が創設されたのは、この日本の重大な轉換期に於て、日本が將來の大きな發展の爲、その前途を指導し、而して遮るものとしてある歐米諸國が、其の時到達してゐる線に一日も早く追ひつき、それを追ひ越す爲に、先づ此の歐米諸國の持つものを學び取る必要があつたからである。

其の爲に、法學と云へば、イギリス・フランス・ドイツの法學を學ぶことであり、決して日本の法學を學ぶことではなかつた。醫學・理學・工學みな同じである。

從つて、文學の方面でも、それはイギリスの文學を學び、ドイツ・フランスの文學を學ぶことであり、決して日本の文學を學ぶ爲ではなかつた。しかし、それらは、決して、たゞイギリスやフランスのものを學ぶと云ふのではなく、その學び得たるものを以て、新しい日本の建設に當ることであつた。その新しい知識が、舊い日本を新しい日本へ轉換させる最も緊要なる契機となるからである。

イギリスの文學を、イギリスの普通の文學者よりも一層深く研究し、そして、日本の文學・演劇の新しい研究と運動に突進した坪内逍遙博士の如きは、この時代を代表する學者の一人である。

しかし、この外國の文學を主なる研究の對象とする時代にも、亦廣い觀點のもとに、わが日本のものを研究しなければならぬことを勿論考慮された。そして誕生したのが古典科であり、こゝで國書科と漢籍科が夫々日本と支那の古典を研究することになつたが、少し遲れて新しく和文科も亦誕生した。

和文科とは、歐米の新しい研究態度も採用して、新しく、日本の舊い時代の文獻を見直して行かうとする處である。この和文科の第一回卒業生のうちに上田萬年博士があり、第二回卒業生のうちに三上參次博士があつた。そして、この兩博士によつて、今日云ふ國文學と國史學は新しく開拓せられ、今日の此の盛大なる學界の基礎は置かれたのである。

上田萬年博士・三上參次博士によつて、今日の國文學や國史學は誕生したのではあるが、この兩博士の學問には、この

國文學や國史學を綜合したもの、云はゞ日本の舊い時代の歴史のうちにある文學、文學に反映する歴史、その極めてよく綜合された大きな學問的體系を見ることが出來た。白石や契沖の學問的態度の正しく繼承されたものである。そして、この後の學問は、この兩博士の學問的體系の發展に向つて進むことになつたのである。この同じ時期、芳賀矢一博士の成し遂げられた業績に如何に此の同じ傾向を認め得るか。そして、その次の時代、この學問の技術的發展の爲に、夫々の研究者は、成るべく細く夫々の部門を擔當して行く必要があり、こゝに何時しか、國文學と國史學は、二つの道に分れ、その二つの道は、また幾づかの細い路に分れ、國文學の中でも、萬葉集の研究者、源氏物語の研究者、大鏡の研究者、徒然草の研究者、お伽草子の研究者と云ふやうな專門の學者が出來るやうになり、國史學者の中でも、奈良・平安・鎌倉・室町安土・桃山・江戸等、各時代の專門研究者、而も其の中の法制・經濟・宗教・學術等々の研究者、更に其の中の何々問題の研究者と云ふやうに、專門の分野は實に細くなり、研究者の數に比例して、其の研究範圍も、實に細く分れてしまつたのが、現在の學界に見る實情である。從つて、今日の國史學者は、殆ど總て、〇〇時代に於ける〇〇史のうちの〇〇問題についての研究者と云ふことになつてゐるのである。

明治の初年に於ては、國史學と國文學さへ、日本の舊い時代のものに對する研究と云ふことによつて綜合されてゐたものが、今日では、國史學また國文學の中でさへも綜合的に研究することは、相當困難となつてゐる。それは、廣きが故に淺し、と云ふことになるかのやうに考へられ易いからである。

しかし、これ程奇妙なことはない。凡そ、國文學研究の對象とするものを除いて國史學の研究が出來る筈もなければ、國史學研究の對象となるものを除いて國文學の研究が出來る筈のものでもないからである。これは、要するに研究の進展する過程にあつた研究技術の問題を、遂に脱却し得なかつた爲に起つたことである。

三

この問題を天平時代について考へて見よう。この時代を研究する爲に、第一の基礎すべきものは、『日本書紀』であり、『續日本紀』であり、『正倉院文書』であらう。

この天平時代が最も光輝を發したのは『續日本紀』に記錄されてゐる聖武天皇が「夫れ天下の富を持つものは朕なり、天下の勢をもつものも朕なり」と仰せられ、この「仁恕霑ふ」國土を「三寶の威靈に賴りて乾坤相泰かに、萬代の福業を修め、動植咸榮へんことを欲し」給ふて、盧舍那佛金銅像――いはゆる奈良大佛の建立によつて具現しようとし給ふた時であらう。天皇は、この大佛に向つて、天平勝寶元年四月、陸奧國守從五位上百濟王敬福より黃金を献上した時、「三寶の奴」と仰せられてゐるのである。正に天皇は、この盧舍那佛に對し、佛法僧の三寶の奴と仰せ給ふてゐるのである。『日本書紀』に記錄されてゐる佛教の傳來以來、聖德太子の御崇拜、大化改新以後に於ける政治との諧調を正しく理解しなければ、この「三寶の奴」の意味も亦到底正しく理解することは出來ないのであるが、更に『萬葉集』に大伴家持が、この時、

葦原の　瑞穗の國を　天降り　しらしめしける　天皇の　神の命の　御代重ね　天の日嗣と　しらし來る　君の御代御代敷きませる　四方の國には　山河を　廣み淳みと　奉る　御調寶は　數へ得ず　盡しも兼ねつ　然れども　吾大王の　諸人を　誘ひ給ひ　善き事を始め給ひて金かも　たしけくあらむと　思ほして　下惱ますに　鷄が鳴く　東の國の　陸奧の　小田なる山に　金ありと　奏し賜へれ　御心を　明らめ給ひ　天地の　神相納受ひ　皇御祖の　御靈助けて　遠き代に　かかりし事を　朕が御世に　顯してあれば　食國は　榮えむものと　神ながら　思はし召して　もののふの　八十伴の雄を　まつろへの　むけのまにまに　老人も　女童兒も　其が願ふ　心足ひに撫で給

ひ　治め給へば　此をしも　あやに貴み　嬉しけく　愈思ひて　大伴の　遠つ神祖の　其の名をば　大來目主と負ひ持ちて　仕へし官　海行かば　水漬く屍　山行かば　草生す屍　大皇の　邊にこそ死なめ　顧みは　爲じと言立て　丈夫の　清き彼の名を　古よ　今の現に流される　親の子等ぞ　大伴と　佐伯の氏は　人の祖の　立つる言立　人の子は祖の名絶たず　大君に　奉仕ふものと　言ひ繼げる　言の職ぞ　梓弓　手に取り持ちて　劍大刀　腰に取り佩き　朝守り　夕の守りに　大王の御門の守護　我をおきて　また人はあらじと　彌立て思ひし增る　大皇の　御言の幸の（一に云ふを）　聞けば貴み（一に云ふ貴くしあれば）

と歌ひ、天の日嗣の天皇が「諸人を誘ひ給ひ」この東大寺大佛の造營と云ふ「善き事を始め給ひ」而も此の爲の黃金の不足を御惱み遊されてゐる時、陸奧より黃金ありと奏上した爲、天皇は大いに安んじ給ひ　天地の　神相納受ひ　皇御祖の　御靈助けて　遠き代に　顯してあれは　食國は　榮えむものと　神ながら　思ほし召して……」と、この大佛建立そのものに神ながらの道を見てゐることを理解しなければ、到底、この『萬葉集』に見る精神も『續日本紀』に示される歷史も、正しく理解することは出來ないのである。

『萬葉集』を、いはゆる國文學の對象としてのみ研究し、そこに誌るされた神ながらの道を文字通りに見ることは出來ても、この『日本書紀』より『續日本紀』に示される歷史を理解しない場合には、この神ながらの道の正しい理解は到底出來ないのである。また『日本書紀』や『續日本紀』に示され、そして遂に「三寶の奴」の言葉に見る佛法の發展も、この『萬葉集』に見る神ながらの道を內包としなければ、其の正しい理解は到底出來ないのである。而してまた美術としての大佛の問題も聯關しなければこの正しき理解は、出來ないのである。

綜合的に、歷史と文學とを理解するとは、かうしたことを云ふと私は思ふのである。

四

次に、平安末期、鴨長明が『方丈記』に「ゆく河のながれはたえずして、しかももとの水にあらず、よどみにうかぶうたかたはかつきえかつむすびて、ひさしくとゞまる事なし、世の中にある、人と栖と又かくのごとし、」と書き初めて、徐々に自己の感慨をもらしてゐる言葉も、この時代の歴史を正しく理解しなければ、到底、彼の眞實の心持は理解されないのである。

『大鏡』や『榮華物語』に語られる時代が、其の別の一面に、既に『小右記』に見る不安を表面に出す時代であり、それが『中右記』に移り、そして遂に藤原兼實が『玉葉』に彼自身の生活記錄を傳へてゐる時代には、兼實のやうに身分の高いものでさへ、この長明の言葉に相應ずる感情を、この『玉葉』の全面に語り傳へてゐるのである。かの「佛法王法滅盡の期至るか、五濁の世天魔其の力を得、これ世の理運なり、惣て言語の及ぶ所に非ず、筆端の盡すべきに非ず、夢か夢に非るか、言ふて餘有り、歎いて益無し、左右する能はず、」と言ひ、「我が國滅亡の時已に至るか、余亂代に生る、恥ずべきの宿業なり、……惣て天下の滅亡、別して我が氏の衰微、悲涙數行、哀しい哉」の言葉を發してゐるのは、『方丈記』に「去ぬる安元三年四月廿八日かとよ、風はげしく吹きて、しづかならざりし夜、いぬの時ばかり、都の東南より火いできて西北に至る、……」と書いた大火の前後であり、この大火は、長明と同樣に兼實も悲痛の言葉を以て記錄してゐるのである。從つて、よく言はれる長明が慶滋保胤の『池亭記』を模倣したと云はれること等も、この『池亭記』の書かれた時代と『方丈記』の書かれた時代の歴史とを、よく理解すれば、決して「模倣」の如き批判の辭は出て來ない筈であり、要するに、國文學者が餘りにも國史學者と離れた二筋道を盲進しつゝある結果と云ふの外はない。如何なる時代にも、其の時代の歴史を離れて文學は絕對に存在しないことを、我々は常に銘記しなければならぬ。

『方丈記』のみを幾度繰り返して讀んでも、その語られる言葉の裏にある歴史の眞實は容易に理解されないのであり、また、この時代の歴史を研究する時、この『方丈記』の言葉を得て、如何にもよく、此の時代の或る層の人々の心得を理解することも出來るのである。

五

歴史と文學の緊密なる關係を、最もよく示すものは、かの兼好法師の『徒然草』である。『徒然草』に反映する兼好の思惟の形式に、幾多の矛盾があり、而して其の故に、如何にも多彩な彼自身を認めた人々が、彼を以て、或は世捨人と云ひ、或は隱遁の聖者と云ひ、或は虛無的である、或は樂天的であると、その夫々の面のみを取上げて論斷したのは、既に久しいことであつたが、それらが總て、此の時代の歴史に對する無知から來た自己を暴露したものであるのは、既に幾度か私の論じたことである。鎌倉幕府創設以來、世の中を眞に動かしたものが何であり、そして、その動きに應じて、如何なる世相の變轉が見られたかを、この時代の歴史に對する正しき理解の上に考へて行けば、兼好は、決して世捨人でもなければ、虛無的なものでもなく、また樂天家でもなかつたことが理解されるのである。それは『徒然草』に反映する幾多の思想、如何にも矛盾したかに見える幾多の思想を、其のまゝ動かしてゐた社會の狀態が、其の基礎にあつたからである。

人は萬をさしおきて、ひたぶるに德をつくべきなり、貧しくては生けるかひなし、富めるのみを人とす。

と云ふ、如何にも元祿時代か、或は大正昭和の時代かと思はれる程の言葉を、この所謂世捨人が、投げかけてゐるのは、彼の時代が、元祿の時代また大正昭和の時代にも比較し得る一面を醞釀させてゐたからである。「抑々人は、所願を成ぜんがために錢をもとむ、錢を財とする事は願ひをかなふるが故なり」の言葉が產れた時代は、實際に、さうした言葉の通りに動いてゐる現實があつたからである。それは、此の時代の歴史に顯著な借上と呼ばれる金融業者の擡頭であり、その實

際的權力の擴大である。

ばくちのまけきはまりて、のこりなくうちいれんとせんに、あひてはうつべからず・・・

と書いてゐるのも、この時代に、幾度かの禁令を必要とする程、賭博が流行し、その爲に困るもの、當時の言葉で云へば侘傺するものが續出してゐたからである。

六

この二三の實例は、無數にあるものゝうちから出した二三である。國文學研究の對象となつてゐるすべてのものは、すべて國史學研究の爲には不可缺のものである。それは、凡そ史料と名づけられ、今日に遺存するものが、無數にあつた史料のうちから、幸にして今日まで傳へられた極めて貴重なるものであり、その總てが、其の史料のつくられた時代の、ごく細い一部分のことを傳へゐるに過ぎないからである。

殘すべき必要があつて殘されたもの、殘す必要が無くて破棄されたもの、夫々の時代に於ける嚴肅なる批判を受け、而して次の時代には、また變つた角度からの嚴重な批判を受け、そして、今日に傳へられたものは正に九牛の一毛であらう。

その九牛の一毛のうちにあつて、夫々の時代の「心持」を最もよく知ることの出來る文學作品、勿論今日云ふやうな意味での文學作品ではないが、よく時代の心を傳へて遺存した文學作品を、歴史の研究者が見逃して、其の時代を知らうとするのは、實に困難の淵に自ら身を投げ入れるに似たものとさへ云へるのである。從つて、國史學の研究者が、國文學の作品を史料として採擇するのは正に當然のことであり、何等特別のことではないのである。これを特別のことゝ思ふのは、明治の初年に、日本の新しい建設の爲に、我々の先覺者の意圖した處を正しく踏みしめて行くことを忘れたものゝ誤謬であることを銘記する必要があらう。

——昭和十三年九月五日——

史料としての口碑、傳說の研究法

文學士　宮井義雄

一

過去の事件が多くの人々の口から口へと語り傳へられ、再現せしめられたものを傳說と云ふ。その意味で傳說は口碑の中の最も主要なものである。その事件は遂にはいつか一の共同社會の共有文化財となり、やがて文字を以て書き殘される樣にもなる。口碑は口から口へと語り繼がれるのであるから自然その反復中に報告者の洗禮も受ける。空想的な產物が附け加へられたり、他の事件や人物が混入して來たりする。かうなるとその中に含まれてゐた事實も模糊たる存在となつてしまふ。しかしこの傳說を根元に復原してみれば次第に關係事項が明かとなつて來る。

傳說の中で地方的に多いのは所謂因緣傳說である。例へばこゝに一の古池があるとする。するとすぐそれは弘法大師が掘つたのだと云ふ。今日地方に如何に弘法大師の手になるといはれる池溝の多いことであらう。或は誰の墳墓か明かでないものに長慶天皇の御陵跡だとか云ふ口碑も到る所に存在してゐる。或は北陸地方に源義經の避難の跡と稱するものが多い。之等は實にもはや知ることの出來なくなつた遺物を既に知られてゐる歷史上の人物又は事件に結びつけ、又はそれ等

から歴史を捏造しようといふ工作である。諸國風土記に見える地名傳説の如きもこの部類に屬する。

かゝる傳説も種々の關係を批判することによつて成立の順序が明かとなり、他の史料と比較することによつてその中から古い記憶を探り出すことが出來るようになる。その一例として常陸風土記に出てゐる地名傳説を分析し、之を他の史料と比較してその中に含まれた史實を探索し以てその地名傳説の重大なる史料たることを明かにしてみよう。

常陸風土記行方郡の條に古老の傳へとして崇神天皇の御代に東夷の荒賊を平げんとして建借間命を遣はされた。命は軍士を率ゐて行く〳〵凶猾を平げるが、安婆島に到つて海東の賊を討つことゝなつた。國栖の夜尺斯、夜筑斯が賊の首師として、之を拒いだ。そこで建借間命は權議を用ゐて之を襲ひ、賊の逃げ迷ふ所を一時に亡してしまつた。この時痛く殺すと云へる所を今は伊多久郷と云ひ、ふつと斬るといへる所を今は布都奈村と云ひ、安く殺すと云へる所を今は安伐里と云ひ、よく殺すと云へる所を今は吉前邑と云ふといふ一の地名傳説が出てゐる。しかしこの傳説を地名の由來として見ることは誰人に於ても到底不可能であらう。むしろ我々はこの建借間命傳説と地名とは元來別々の存在であつたと見なければならぬ。しかも地名の由來として、この傳説が結合されてゐるのは何故だらうか。我々はこゝで今一度考へ直してみなければならぬ。地名と傳説が結合してゐるのはやはり過去の記憶としてこの傳説がこの土地の生活に最も重大な事件を想起せしめてゐるものであらうと云ふことである。卽ち建借間命がこの地方を經略したと云ふ思出こそ之等の諸鄕の生活に最も根本的な革命を與へたものであつたのである。

建借間命とは鹿島の勢力を代表する普通名詞とみてよいであらう。鹿島の地が早く大和朝廷の勢力下に入り、その關東經略の中心となつたことについては旣に「鹿島香取の研究」に於て論究したことがある。要するに鹿島は外海と內海を結ぶ海岸に近い船着場であつた。日本武尊は上總より陸奥に至る間、常に海路を進まれ、歸途は陸路常陸下野上野甲斐信濃を經て尾張に出て居られる。これは大體大和朝廷の東方經略の順序を傳へてゐるものとみてよからう。今日關東の東海岸

には安房、香取、鹿島の三大社が存在して居り、奧羽東海岸には數箇の鹿島苗裔社が式內社として殘つてゐるが、之等は實に大和朝廷が關東奧羽の蝦夷經略に際して常に先づ海上から工作を始め、次で河口の要害に據り、こゝを根據地として次第に內部に進んで行つたことを暗示してゐる。何故かゝる方法をとつたかと云ふに一は交通が不便にして海路によるを最も安全とし、且つ兵糧運搬に好都合だつたからである。

大和朝廷が鹿島を根據地とした時代は大體崇神天皇の頃と考へられたのであらう。鹿島と大和朝廷の親緣關係を語る資料は至つて多い。先づ其の一として建借間命の古史籍に見えるものをあげると古事記には、

神八井耳命者伊余國造、常道仲國造等之祖也

とあり、國造本紀には、

仲國造、志賀高穴、穗朝御世、伊豫國造同祖、建借馬命定賜國造

とあり、常陸風土記には、

建借間命卽此那珂國造祖

とある。建借間命が那珂國造の祖であるのは元來鹿島郡と云ふのがなく、文武天皇の御代那珂國造の部內五里と海上國造の部內一里とをさいて神の郡として鹿島郡を創設したのである。從つて古くは鹿島の地は那珂國の中に入つてゐたのであり、その那珂國造の祖が建借間命だといふのである。又、建借間命が神八井耳命の後とされてゐるのは鹿島の豪族を大和の皇統より傍出したものと觀念せしめたのである。皇統から地方豪族の祖を傍出せしむることは大和朝廷がその勢力圏を擴大すると共に之に早く歸順せる勢力の馴撫策として試みられた所であつたらう。しかしその系譜的關係を結ぶ際に直接天皇の御後とすることは到底容認されない。神武天皇の皇太子は神渟名川耳尊にして綏靖天皇とならせられ、手研耳命は陰謀によつて誅せられ、ひとり神八井耳命のみが並の皇子として傳へられてゐる。その爲に鹿島の豪族の祖を神武天皇

に出自させるにも直接　天皇に結ばないで　天皇の皇子神八井耳命に結びつけたのである。しかしてかゝる皇室との系譜的關係を結び得てゐることは早く鹿島の豪族が大和朝廷の旗下に參じ、その關東經略の根據地をなしてゐたからである。

建借間命の活動について傳へてゐるものは僅かに常陸風土記の中に於て右にかゝげた地名傳說のみである。しかし我々はこの傳說が殘つてゐることによつて鹿島が大和朝廷の爲に關東地方の蝦夷又は土人を經略してゐたことを確めることが出來るのである。この意味に於てこの傳說は貴重な資料であるといはねばならぬ。

古代日本は神社を中心として各地方が結合してゐた。從つて地方團體の功業はしばしば共同の根元象徵たる神によつて表現されてゐる。鹿島の豪族の功業はとりもなほさず鹿島神の神威として理解される。大和朝廷は關東の蝦夷經略を之に從事してゐる鹿島の勢力に依賴し、その意志表示を彼等の神たる鹿島神に祈願することに於て現した。常陸風土記に崇神天皇が鹿島宮に大刀鉾弓箭鏡等の奉幣を始められたとあるはつくにしらす　天皇としての崇神天皇が關東經略の第一步として鹿島神に還言すれば鹿島の豪族に關係を結ばれたことを意味する。更にその俗傳として風土記には崇神天皇の御代大坂山の頂に神が現れ、我を崇めまつらば　天皇の聞しめす國が平かに治まらんと託宣された。大中臣神聞勝命はその神を香島國にます天津大御神と判じ、天皇は早速右の奉幣を實行されたと云ふ。この神話は中央と鹿島の結ばれた起原を神の託宣として表現したのである。更に天智天皇は大化改新による國家結制强化の爲國境の安定を計り、はじめて鹿島神の宮造を朝廷の使によつてなさしめられた。これ實に奥羽の蝦夷に對して國境を守る常陸を主とする關東の勢力を重視された結果に他ならない。この後常陸國守に任ぜられたものが多く蝦夷征伐の總帥をかねて奈良時代に及んでゐるのである。かくして鹿島神は中央からみれば國平けの武神である樣になつた。常陸風土記に鹿島神宮の起原につき、

清濁得糺、天地草昧以前、諸神天神（俗曰、謂賀味魯彌賀味魯岐）會集八百萬神於高天之原、時諸祖神告曰、今我御孫命光宅豐葦原水穗之國事向平定、白高天原限來大神、名稱香嶋天人大神、天則號曰香島之宮、地則名豐香島之宮

と說いてゐるのはかゝる背後の史實を明かにすることによつて始めて理解出來る。崇神天皇又は天智天皇と鹿島神とその地上的活動の實現者建借馬命、神八井耳命と建借馬命との關係は以上の樣にみることによつて明かとなるであらう。

この樣に、傳說は他の史料と比較研究することによつてその中に含まれる史實を採り出すことが出來る。もし他の史料との比較研究によつてもなほ史實と認めることが出來ぬ場合はその問題に關する限りそれを斷念しなければならぬ。たとへば彼の義經の北海道渡り等の如きがそれである。たしかな史料の中に之に關係する事項を見出し得ない限り、我々は之を歷史事實として取扱ふことは出來ないのである。

二

口碑傳說は時々は全く根柢に歷史的事實をもつてゐないことがある。或は何等かの思出を內に含んでゐるとしても別に取立てゝ云ふべき事件でないこともある。傳說の特色は何れかと云へばむしろ空想的着色にある。けれどもかゝる時に他の史料によつて確め得ることのみを事實とし、他の一切を價値なしとして抹殺してしまふことは早計に失する。かゝる傳說が他の史料によつて事實を確めることが出來なくともその作成年代が明かなる時には我々は之を時代思潮研究の好資料として取扱ふことが出來る。卽ち時代が如何に事件及び人物を考へ、それが如何に民族精神の中に生きたかを考へてみなければならぬ。

世に袈裟傳說と稱するものがある。これについては從來多くの研究が遂げられてゐて今更我々の稚筆を弄するまでもないが、最もよい例であると思ふから紹介して一例としたい。

袈裟傳說の最も早く現れたのは平家物語及び源平盛衰記である。源平盛衰記によれば袈裟は遠藤武者盛遠に戀を挑ま

れ、母や夫の爲に一夜彼に從つた。然るにその爲に盛遠の執念が一層强くなり、遂に自ら犧牲となつて盛遠の刄に倒れたと云ふ。源平盛衰記は盛遠が己が斬つた首の渡のものでなくして袈裟のそれであるを知つた時の狀況について、

盛遠起き居てつく〴〵と諸法の無常を觀じけり、生ある者は必ず死すればこそ三世の佛も煙を示し給ふらめ、會ふ事有りて別るればこそ上界の天人も退沒の雲には悲しむらめ、況んや下界をや、夫婦の契り前後の怨み世の習ひなり、人の癖なり、さればこれは然るべき善知識なり……

と書き、渡の盛遠に返せる言葉として、

刀は我も持ちたれば人の力に依るべからず、但しか程に思はん人の頭を切るに及ばず、又自害し給ひても其の詮なし、これも然るべき善知識にこそ有りけめ、唯御邊も我も無き人の後世を弔ひ一佛土の往生こそあらまほしけれ、今生我執を起して來世の苦難を招かん事自他互に由なし、偖てこれを案ずるに此の女房は觀音優婆夷の身を滅じて我等が道心を催したまふと觀ずべし、

とて渡自ら刀を拔きて先づ髻を切り、盛遠これを見て渡を七度禮拜してこれも髻を切つたと記してゐる。これによつて袈裟傳說なるものが盛遠卽ち文覺の出家機緣說話として意義をもつものであることが知られる。かゝる傳說は日本靈異記等の說話とも通ずるものであつた。例へば吉祥天が女性愛を與へたといふ如きがそれである。梁塵秘抄の今樣には佛も昔は人なりき、我等も終には佛なり、三身佛性具せる身と知らざりけるこそ哀なれ

とうたはれ、當時描かれた佛の涅槃圖は生死をもつ人間釋迦を實感せしめてゐる。體驗によつて煩惱を內省する煩惱卽菩提の淨土的立場がこゝに最もよくあらはれてゐる。盛遠は自己の罪惡を懺悔し告白することによつて悟の世界に入るのである。袈裟が盛遠に從へるも盛遠を出家へと導く觀音の一方便として淨化されてゐる。生の理想を聖なる世界に見出した中世に於て袈裟を觀音の化身とみることは彼女の美を最も崇高ならしめるものであつた。

しかるに室町時代に至るとこの傳說はかなり變化を生じて來た。謠曲「戀塚」に衣川の娘の言として、

賢人二君に仕へず貞女兩夫にまみえずと此理を聞く時は妹背の道は替るまじ、二道かくるさゝがにの糸はかなきを何かせん、我はこゝろも一筋に思ひ沈めて玉の緒のはかなきはひを虫よ…

と貞女兩夫にまみえざる婦道を主張し、遂にこの道を全うする爲に夫の身代として盛遠に討たれる。源平盛衰記は袈裟を觀音の化身と見ることによつて彼女の節操を純化し、これを盛遠出家への方便としてかいてゐるが、こゝでは盛遠の出家は少しも問題にされず、全體として袈裟の行動が傳說の中心となり、從つて袈裟はその存在を獨立的に維持する爲に貞女として佛教的世界觀の外にたつ世俗的倫理の實現者といふことになつてゐる。鳥羽の戀塚は山城名勝志に、

今戀塚有二所、一所在下鳥羽壇上、有石塔、源渡妻墓云、一所在上鳥羽、羅山子撰碑銘、戀塚石碑銘云、…

として林羅山作の銘文をのせてゐる。羅山は袈裟が、

不聽則殺母、不孝、聽則棄夫、不義、噫不孝不義、吾生不如死、欲以身當之

とて死して節操を全うしたとし、彼女の婦德を萬古に輝くものとして賞讃してゐる。

近松門左衛門は「一心五戒魂」に於て袈裟傳說を取扱つてゐるが、第三段の邪婬戒の場に袈裟の貞女として死せるを述べ、渡の言として、

實に弓取の名を惜む身にさへ捨ぬ命をばましてやかよわき女の身如何に貞女の道を立ればとて斯樣にあへなく死する事餘りに本意なき仕業かな、

と現世に對する無限の執着を示し、盛遠は、

左樣に宣ふては死ぬるにも死なれず、生ては又萬人に不面目、ムウよし〳〵甲斐なき命生存て男と云ふ字は名乘られまじ、是迄なり、

とて生き存へて男と云ふ字を名乘れないから出家するといふ。聖なる世界に入るを本望とせる源平盛衰記の盛遠とは全くその出家の心構を異にしてゐる。謠曲「戀塚」では袈裟の亡靈がその妄執の爲にさまよへるを廻向の功德によつて得脫せんことを願つてゐるが、近松では袈裟の亡靈は、

去にても我誠を守り貞節により修羅道の苦を逃れ、得脫の身となりたれ、

と彼女の貞節によつて修羅道の苦を免れ、得脫の身となつたことをいふ。現世的倫理の力が宗教的世界をも動かしてゐるといはねばならぬ。卽こゝに文化の還俗の過程が明かにみられるであらう。

傳說は民族の全體性の中から生れて來るものであらう。その中には民族の思想、感情、生活が織りこまれてゐるのである。それ故にかゝる傳說は好んで高度の文化世界に登場せしめられる。その際に人間性の革新が行はれる。偉大なる作家はかゝる傳說を取上ることによつて民族的生命を保有せんとし、傳說は彼等によつて時代文化の洗禮を受けるのである。それ故に我々は傳說を根元の形態に復原して、その中から史實を取出すのみならず、その作意、動機等を檢討して背後の文化を明かにし、更にその後世に於ける、傳說の發展を研究してその變遷を探求することにつとめなければならぬ。更に進んではその傳說が長く後世に傳はることには民族の好ましく感ずるものをもつてゐるからに相違ないから、その民族性に融合してゐる特色を明かにすることを考へて見なければならぬ。(昭和一三、八、一二)

佛教傳來に就いて

――日本書紀研究の方法と其實例――

東京帝國大學史料編纂所　家永三郎

冬十月百濟聖明王（更名聖王）遣二西部姬氏達率怒唎斯致契等一獻二釋迦佛金銅像一軀、幡蓋若干、經論若干卷一。別表讚二流通禮拜功德一云、是法於二諸法中一最爲二殊勝一。難レ解難レ入。周公孔子尚不レ能レ知。此法能生二無量無邊福德果報一、乃至成二辨無上菩提一。譬如下人懷二隨レ意寶一、逐レ所レ須レ用盡依上レ情。此妙法寶亦復然。祈願依レ情無レ所レ乏。且夫遠自二天竺一爰洎二三韓一、依レ教奉持、無レ不二尊敬一。由レ是百濟王臣明謹遣二陪臣怒唎斯致契一、奉レ傳二帝國一流二通畿內一。果二佛所レ記我法東流一。是日天皇聞已歡喜踊躍、詔二使者一云、朕從レ昔來未二曾得一レ聞二如レ是微妙之法一。（下略）

これは日本書紀欽明天皇十三年の條に掲げられた有名な記事で、佛教の日本傳來を語る場合誰もが常に引用若しくは參看する處の重要な文獻である。この下にも引きつゞいて、佛教受容の可否に關する勅問と群臣の意見に關する叙述があるが、今差し當つて必要ない故姑く省略に從ふ。この記事を例として、日本書紀研究の方法と其實例とを示せと云ふのが、私に與へられた課題であるが、私自身この記事に關し何等特別な研究を有するものではないから、先學によつて遂行され

た批判研究の成果を紹介しつゝ、日本書紀が文献として如何なる性質のものであるか、其史料としての價値如何と云ふ點を示すことを以て纔かに其の責を塞ぎたい。恰も身邊頗る多忙にして十分に材料を集め稿を練ること不可能なる故、何人も周知の常識を雑列するにとゞまるであらうことは豫め御ゆるしを願つて置かなければならぬ。

一

この記事は日本佛教史の劈頭を飾る事件の叙述であるだけに古くより人に注目され、種々の研究が行はれてゐる。我々は先づ其文章が何を粉本として書かれたものであるかに關する先人の考察をとり上げて見よう。この文章の内で最も注意されるのは其内に引かれてゐる百濟王の表なるものであつて、それが果して當時齎されたる文書の忠實なる轉載であるか否かと云ふことに第一の疑問が注がれたのであつた。其結果それは意外にも金光明最勝王經四天王護國品の七字長行頌の一部の改作であることが判明したのである。このことは既に飯田武郷翁日本書紀通釋の指摘する處であつて、同書には或人說と稱し「抑最勝王經は唐に翻譯せし物にて、此天皇の十三年は梁元帝と云國王の承聖元年に當り、唐の初代より數へても、六十五六年前なるをや。是を以て此上表と云物の僞作なることを知へし」と云ふ意見が引かれてゐる。このことは藤井顯孝氏「欽明紀の佛教傳來の記事について」(史學雜誌三十六編第八號)によつて一層明瞭にせられ、加ふるに上表文のみならず之にひきつゞく天皇の御感想の一句も同じく護國品長行頌の直後につゞく經文に基いて書かれた文章であることが判明し、「上表文の一部分のもとになつてゐる長行頌と不離の關係にある經句がこゝに取られてゐることは、上表文の作者が書紀の編纂者であつたらうと云ふ推測を可能ならしめるものである」と結論せられるに至つたのである。(詳細はそれぞれ原論文について見られよ)かくの如く百濟王の上表文なるものも、之に對する天皇の御所感も悉く後世の潤色として抹殺されてしまつた後、この記事中殘るものは欽明天皇十三年百濟聖王が西部姬氏達率怒唎斯致契等を使者として釋

迦佛金銅像一軀幡蓋若干經論若干卷を獻じたと云ふ最初の數節のみとなつた。この場合使者の名と獻ぜられた物品の種類とについては姑らく措き、欽明天皇十三年壬申歳と云ふ年紀が果して確實なものであるかと云ふことが第二段に考へらるべき問題である。

二

一體書紀は極めて古い時代の記事をも一々明確な年月日にかけて記してゐるが、それがすべて史書としての體裁を整備する必要から出た構作であることは云ふまでもなく、新しい時代は別として古い時代に於ける書紀の年紀は殆ど机上の揑造と見て差支ないのである。欽明紀の如きは凡この中間點に存するもので、其年紀一體に信用し難い。果せる哉欽明紀の年紀の立て方には根本的な錯誤があり從つて佛教傳來を其十三年の條に收めたこともこれより派生せる誤謬であることが立證されたのであつた。これについては境野黄洋博士その他の研究もあるが、今平子尙氏「繼體天皇以下三皇紀の錯簡を辨ず」（史學雜誌十六編）によつてその概要を述べると繼體天皇は御治世廿五年辛亥崩となつてゐるけれど、かゝる年立では種々の不合理が生じ、古事記其他の材料より推して實は御治世十二年丁未崩とすべきであり、これを基として安閑、宣化、欽明三天皇紀の年立に動搖を生ずるに至る。その結果欽明天皇の御卽位は日本書紀の示す庚申年より九年前の辛亥年とすべき事が知られるのであつて、法王帝說に「志歸嶋天皇治天下四十一年」とあるによつても裏書されるのである。而して法王帝說、元興寺緣起等によるに佛教傳來は欽明天皇戊午年となつて居り、この兩者を併せ考へるに、結局佛教傳來は欽明天皇十三年壬申にあらずして天皇八年戊午に繫くべき所以が明にされたわけである。かゝる錯誤の生じた根本原因は要するに書紀の編纂上の粗漏に基くものであつて、前節に述べた文章に對する潤色に加へてかゝる錯誤を伴つてゐることを思へば、この記事が故意と過失との兩方面から著しく歪曲せられた文獻であることを結論しないではゐられないであ

らう。

三

以上は書紀のこの記事が書紀に載錄されるに當り、如何なる潤色、如何なる取扱上の過失がなされたかを考へたわけであるが、次に來るものはこの樣な歪曲が何に對して加へられたのであるか、換言すればこの記事の所據の原史料が何であるかと云ふ問題である。書紀の記事の出處は例へば孝德紀、齊明紀のある條に伊吉博德書が引用されて居り、又齊明紀に難波吉士男人書が引用され、その他百濟記、百濟新撰、百濟本記などの引照されてゐる場合、その條の記事が引用書によつて記されたことを屢々發見し得る（津田左右吉博士「古事記及日本書紀の研究」附錄第二「百濟に關する日本書紀の記載」）けれど、然らざるに於ては殆ど其原史料を知ることは不可能と云つてよい。但し卷廿九天武紀後半及卷卅持統紀の二卷が宮廷の日錄（後世の外記日記の如きものか）の忠實なる編錄であることは疑を容れず、又卷廿八天武紀前半の壬申の亂の記事の如きも從軍者の日記其他確實な公私の記錄に據れることは壬申年六月丙戌の記事が明に安斗智德日記（釋日本紀述義十一に其逸文が引かれて殘つてゐる）に基いてゐる事實から知られるのであるが、それ以前の卷々に至つては殆ど其出處を知ることは出來ないのである。勿論天武持統紀以前の記事と雖、朝廷の記錄から出たことの確實に推定せられるものも少くないけれど、この一條の如く潤色を除き去つた殘滓の空虛であり說話的內容のみに富んでゐるものがその樣な性質のものでないことは明白であつて、津田博士が同じく欽明天皇十四年條の茅渟海から樟木の現はれた話が吉野寺の緣起から出たものらしいことを推測せられた後「佛家が何時から欽明朝の佛法初傳といふことを唱へだしたかはわから（中略）ないが、これも恐らくはかの吉野寺の話の如く寺院の緣起などに由來があるのであらう」と斷ぜられたのは大體に於て最も當れるに近い考ではなからうか。（日本上代史研究一三六―七頁）

四

かくしてこの記事が如何なる原史料に基き如何なる改竄を經て書紀の一條となるに至つたか其經過を凡推察することが出來たと思ふ。然し以上の操作によつてなされたる處のものは單にこの記事を最も原始的なる文獻形態に還元し得たといふだけに過ぎない。還元せられたる文獻が何程の史實を含むか、つまりそれが何の程度迄客觀的な事實を我々に傳へるものであるかと云ふ最も根本的な疑問は依然殘されてゐるのである。この疑問に對しても吾人は全く無力である。然し吾々はこの記事が寺院の緣起類の如きものから出たのではないかと云ふ結論に達してゐる。されば、その様な緣起類が何程の文獻的價値をもつてゐるかを他の確實な例について考察し、延いてこの場合をも類推するのがこの疑問に答ふべき唯一の方法であらう。今かゝる考察を詳に行つてゐる暇はないけれど、例へば天平十九年勘錄の法隆寺緣起資財帳の緣起に關する記事について考へてみても、それが文獻として決して高き價値をもつものでないことを認めざるを得ぬのである。例へば「歲次丁卯小治田大宮御宇天皇幷東宮上宮聖德法王、法隆學問寺、幷四天王寺、中宮尼寺、橘尼寺、蜂岳寺、池後尼寺葛城尼寺乎敬造仕奉」とあるのは、歲次丁卯小治田天皇幷東宮聖德法王が法隆寺藥師像を敬造されたと云ふ藥師像銘文の記述と、聖德法王が四天王寺、法隆寺、中宮寺、橘寺、蜂岳寺、池後寺、葛木寺の七寺を造立されたと云ふ法王帝說の記事とを無批判に結合した上、中宮、橘、池後、葛木の諸寺が尼寺である現狀からこの四寺に尼寺の名を添へたまでのものに過ぎないのであつて、帝說と銘文との轉載である以外何等獨立の原據を有するものでないのみか、七寺が何れも天皇東宮共同發願の下に丁卯年に同時に造立されたかの如き誤謬さへ犯してゐるのである。この一例を見ただけでも寺院の緣起などと云ふものが文獻として何程の價値を有するかは大體想像せられるであらう。從つて欽明天皇戊午年を以て佛教が百濟より傳來したと云ふそれだけの事實に限定してみても、この書紀の記事は依然疑はるべき十分の理由をもつのである。か

かる見地よりして佛教の欽明朝傳來說を否定する見解さへ出現した。福山敏男氏「豐浦寺の創立に關する研究」（史學雜誌第四十六編第十二號）はその代表的な意見であつて、氏は「佛教初傳に關する、知られ得るあらゆる古い記錄は豐浦寺緣起の原形から出てゐる」ことを考證された後「推古期以前と思はるゝ佛教遺物が…未だ發見されてゐないこと」を理由とし、佛教傳來は欽明朝のことではなく、崇峻天皇戊申年の六口の僧及び工人等の渡來を以て之に充つべき所以を結論されてゐる。私は不幸にしてこの見解に贊同し難いけれど、かゝる否定說の出現が可能である程それほど書紀の記事の文獻的價値の低劣なることは遺憾乍ら事實としなければならぬ。今は敢てこの問題を深く追究することをしないが、一方には大陸朝鮮半島に於ける佛教流通の大勢を彼の確實なる文獻によつて考察すると同時に、他方相當具體的な史實の多數知られる推古朝の我國の國狀より遡及して欽明朝佛教公傳の史的合理性を檢討することがこの文獻の客觀的妥當性を考察する唯一の方法として殘されてゐる途ではないかと考へるものである。（この外扶桑略記・叡岳要記の記事や四佛四獸鏡などについて考ふべき必要があるが、今は悉く省略する）

五

佛教傳來に關する書紀の記事から客觀的史實を抽出しようとする爲めには實にこの樣な複雜なる手續きを要したのである。さうしてこの場合は幸他に比較すべき文獻の併存してゐたため、その歪曲の過程を詳にすることが出來たわけであるが、他にも之と同じ程度の歪曲が加へられて居り、しかも傍證なくして復原の途無き例が多數あるに相違ないと思ふ。否天武持統紀以外の記事の大部分がかうした性質のものであると云つて大過ないのではあるまいか。世には書紀の記事を續日本紀以下のそれと同樣の安全感を以て引用して少しも怪しまざるひとがあるが、まことに危險千萬の話と云はねばならぬ。書紀の記事を文獻として取扱ふ爲には、先づ其の文章の出典を追及することが第一の急務である。この作業に當つて

谷川士清の書紀通證、川村秀根の書紀集解が最も有益な參考書であることを忘るべきではない。それと共に自ら大陸の內典外典に目をさらしてこれら先人の發見できなかつた出典をも求める樣努力すべきであらう。而して常に他の材料と比較考察を加へ、又書紀自身の內的批判によつて叙述の合理性を檢討する必要があり、かゝる十分の準備作業を經たる後、始めて其文獻的價値を決定することが出來るのである。要するに佛教傳來の記事は日本書紀の記事を文獻として取扱ふに當り如何に戒愼を要するものであるかを教へる好き範例と云ふことが出來よう。

猶書紀の記事は文獻としての機能の外、遺物としての機能をも有してゐる。例へばある記事が書紀編者の構作に係る寓說として文獻的價値の皆無である場合にも、當時の思想を表現した遺物として取扱ふ時にはこよなき史料とすることが出來るのである。佛教傳來の記事の內に「是法於二諸法中一最爲二殊勝一。難レ解難レ入。周公孔子尙不レ能レ知」とあるのは、よし百濟王の思想を示すものでないにせよ書紀編纂當時に於ける儒佛兩思想の關係を考へる上に見逃すことの出來ぬ材料と云はねばならぬ。（歷史第十號所載拙稿「佛教を中心として見たる大化改新」參照）むしろ書紀の史料的機能は此の方面に於て一層大なるものがあるとも云へるが、書紀の文章にあらはれた思想をすべて其編者若しくは編纂當時の思想として理解する態度を固執することも亦妥當ではない。書紀の內には種々の段階に屬する思想が混在して居り、それがある場合には編纂當時の思想であり、ある場合には原史料編述の時代の產物であり、稀には叙述せられた年代當時の思想であることもないと云へないからである。之を要するに書紀を史料として取扱ふことはまことに困難なわざであり、述ぶべき事柄は限無く多いけれども、今は之を以て一先づ筆を擱くことにする。

日本の神話について

―古事記研究の方法と實例―

東京文理科大學助教授　肥後和男

神話といふのはギリシャ語のミュトスを飜譯したものとされ、本來我が國に存しなかつた觀念である。從つて日本の學者がさうした觀念を以て、我が國に於ける古代傳承を考へるに至つたのは、全く明治時代以降のことで、西洋の學問を輸入した結果である。私はこの神話といふ言葉がいつから行はれることになつたのか知らないが、高木敏雄氏に從ふと、明治三十二年が日本神話學誕生の年であるといふ。この年高山樗牛が中央公論に「古事記神代卷の神話及び歷史」なる一文を載せて、西洋に於ける神話學の智識に基いて、日本神話を解釋したのが、一の發端であり、間もなく姉崎正治氏が「帝國文學」に「素盞嗚尊の神話傳說」といふ長篇を連載した。これは今日より見ても立派な研究であるが、その後姉崎氏は深くこの方面に入られなかつたので、當時氏と素盞嗚尊嵐神論といふものを以て對峙論爭された高木敏雄氏が神話學の專門家として登場し、「比較神話學」といふ一書を明治三十七年に出版して、多くの影響を學界に與へた。この比較神話學は文字通りに諸民族の有する神話を數多く比較し研究することによつて、神話の正しき意義を知らんとするもので、かうし

た態度が日本神話研究に於ける一の學派をなしたのである。高木氏は大正十一年に沒せられたが、その研究は大正十四年に「日本神話傳說の研究」(東京岡書院發行)といふ論文集となつて殘されたから、人々はそれについて容易にこの先覺の業績を見る事が出來る。高木氏の後をついで比較神話學に努力されたのは先づ松村武雄博士である。博士は世界の殆どあらゆる民族の神話傳說を廣く涉獵せられ、その比較の上に日本神話の研究を試みられたが、その業績は大體「神話學論考」(昭和四年同文館發行)「民族學論考」(昭和五年大岡山書店發行)「民族性と神話」(昭和九年培風館發行)等に收められてゐる。慶應義塾大學教授松本信廣氏も亦、この派に屬すると云つてよいが、氏の論攷は「日本神話の研究」(昭和六年同文館發行)に大體收められてゐる。

比較神話學の方法も高木氏の時代と現代とでは大にその面目を異にして來た。それは新に民俗の觀念が強く導入されたことである。卽、神話なるものが單に人々の興味本位の空想的なものではなく、寧ろ古代人又は原始民族などの實際の生活に深い關係をもつところの社會的性質を有するものであることが着眼され、神話を比較すると云つても、單に話の筋の異同を檢するといふのではなく、さうした話を支持してゐる民族生活の比較に基かなければならぬといふ主張が採用されて來たのである。松村氏、松本氏など皆その立場を容認してゐられる。さうした社會生活の姿相といふことになれば、ここに歷史家の登場が要求されて來る。といふのは歷史家こそはさうした現實の生活について最も多大なる關心を有すると共に、その研究について專門的能力を有するからである。かうした要求につれて登場した人々の中に畏友三品彰英君がある。君はこの方面について多數の論文を發表せられたがその主なるものは「建國神話論考」(昭和十二年目黑書店發行)に收められてゐる。三品君は比較神話學をその專攻する朝鮮古代の歷史的研究を中心として進められてゐるので、その考察が極めて堅實であり、日本神話の研究についても多大の貢獻をされつゝあるのである。ここで一言私のことを云ふことが許されるならば、私は農村に生れ育ち、農村生活には少なからず關心を有するものであるが、京都で勉強してゐる間に

西田直二郎先生から民俗調査の必要を說かれ、少しづゝその實査を試みてゐる中に、そこに古代の日本社會の姿がまざまざと見られるやうな氣がするに及んで、それと日本神話との關係を結合しようと考へ始めたのである。そしてこれに關する思索の痕を次々に發表したのが、相當に集つたから、今年四月、それを一括して「日本神話研究」として世に送り、更に九月に入つて「古代傳承研究」を上梓した。固より拙陋見るに足るものではないが、前記諸名家の高著と共に併せて見て頂けたならば幸甚である。

とにかく私としてはこの方面の研究が一層盛大となり深刻になることを希望するものである。最近の文藝春秋に德永郁介氏が甘粕石介氏によつて譯されたディルタイの「青年時代のヘーゲル」を紹介された言葉の中にヘーゲルの學問の基くところが、その青年時代に於けるキリスト教研究によることを云ひ、若しさうしたものを日本について求めたならばそれは儒教でも佛教でもなく却つて神道であると思ふから、その研究が盛んになることを期待すると云つてゐられるは、私も至極同感である。眞に日本の文化、日本の精神を明かにしようとするならば、どうしても一應は古代傳承の世界に溯つてそこから出直さなければならないと思ふ。德川時代の儒者の思想が今日の日本精神の範型として採用せられてゐるものが少くないのは、固よりそれも日本人の考へであるから結構ではあるが、その時代に儒學を否定して國學が生れたやうに眞に純粹な日本といふものを古代について求めることが要求されて來るであらうと思ふ。新しい國學といふ言葉は柳田國男氏によつて初めて提唱されたと思ふが、誠に適當な言葉である。柳田氏は之を民間傳承の研究によつて達成せられようとしてゐる。卽ち努めて材料を、他の異なる文化の影響を蒙ることが最も少いと見られる民間から採つて、それの克明な研究の上に、最も廣く日本民族の心に喰ひ入りその生活を支配してゐるものを發見しようとされてゐるのである。「桃太郎の誕生」(昭和八年三省堂發行)などはその學問の絶頂を示すものであらう。私は學問の系統より云へば柳田氏のアウトサイダーであるに過ぎないが、氏のかかる態度については全く同感である。それは私が聊か民俗學を修めてゐる理由で

もある。日本民族は一體眞に何を感じ何を求めてゐるのか。それは固より種々の方面から探求されるであらうが、古代傳承と民俗との接合もその有力な一の方法であることを私は考へてゐる。それは共に最も原始的な性質を有する點で互に相呼ぶものをもつてゐるからである。今や我が國に於ける凡ての學問がその深化を要求せられてゐる時、志をこの分野にもつものは進んでその力を致すべきであると思ふのである。

そこで次に古事記に收められた傳承の實例を示しその方法を具體的に例示しなければならぬ。これは私が既に熟せる例を提示することが最も便利であるが、同じことを再三書くことは興味がないから、聊か未熟ではあるが、私としては新しい問題について一言する。それは五伴緒のことである。天孫降臨の條に、

爾に天兒屋命、布刀玉命、天宇受賣命、伊斯許理度賣命、玉祖命、並せて五伴緒を支り加へて、天降りまさしめたまひき。

といふものがこれである。この傳承は研究すべき無限の問題をもつてゐる。第一は國家の制度の起源がこれから考へられる。又これを氏族の記源とすれば社會組織の根本を示してゐることになる。これを祭祀の問題とすれば神道儀禮の原始形態が知られることになる。これらの問題の研究だけでも隨分大きな勞作を生み得るであらう。その何れから着手してよいか分らないが、先づ私としてはかかる傳承の直接の範型となつたものは、やはり原古の時代に於ける神に對する儀例の形であつたことを推測する。

我國に於ける現今の祭儀を見ると、先づ祭場を設備して神の降臨を迎へ次いで神饌を獻じ祝詞を奏し神樂を獻じて式を終り撤饌昇神するのであつて、それはまた多くの場合に客を迎へる仕方とも相通づるものである。ここに人々の日常の生活と祭儀との深き聯關が見られ、日常生活の昇華せるものが祭儀であり、祭儀に於いて日常生活が示範せらるゝことも考へられるのである。我が古代に於いては神は高く天の世界にあり、時を定め、或は人の招請に應じて來臨するものと考へ

られてゐた。そして人々の生活を保證したし、人々はまた手段を盡して神を喜ばせたので、ここにこころよき神人交歡があつたのである。それについては所役の分擔がいくらも見られたので、その風は今日でも殘つてゐる。私は近畿地方の宮座について年來調査を試みてゐるが、それについて見ると一の神社に屬する氏子の間から神主と當屋が出る。共に多くは一年交代であつて概ね年齢順にまはるのである。神主は主として祭典を掌るものであるが當屋は一切の舗設に當るものである。この際には氏子の共同飲食が行はれることが通例であるが、それは一旦神饌として獻備せられたものを撤下して分配するのである。この飲食物の準備などは、一に當屋の義務とされてゐる。この外に概ね巫女がある。これは氏子の間に一定の家筋があつて出るものや、さうしたものを他から招聘するとか、種々の相違はあるが、とにかくこの者が來て、神樂を奏する。これは幣・鈴・劍などをその採物として、笛・太鼓等の奏樂に合せて舞ふことは、誰しも知るところであらう。

かかる現代の祭儀を知つて、如上の五伴緒を見るならば兩者の間に深い共通があることは何人も之を否定し得ないであらう。なほ具體的に云へば天兒屋命は神主に當り、布刀玉命は當屋に當り、天宇受賣命は巫女に當つてゐる。といふのは古語拾遺を見ると次の如く云ふ。卽ち天照大神が天石窟にこもらせ給ふた時「爰に思兼神、深く思ひ遠く慮りて、議りて曰く、宜しく太玉神をして諸部神を率て和幣を造らしむべしと。仍て石凝姥神をして天香山の銅をとりて以て日像の鏡を鑄しめ、長白羽神をして麻を種へて青和幣を作らしめ、天日鷲神をして木綿を以て、津咋見神を以て穀の木を種殖しめ以て白和幣を作らしむ。天羽槌雄神をして文布を識り、天棚機姫神をして神衣を織らしむ。櫛明玉神をして八坂瓊五百箇御統玉を作らしむ。手置帆負、彥狹知二神をして天の御量を以て、大峽小峽の材を伐いて、瑞殿を造り、兼て御笠及矛盾を作らしむ。天目一箇神をして、雜の刀斧及び鐵鐸を作しむ。其物旣に備りて、天香山の五百箇眞賢木を堀りて、上枝に玉を懸け、中枝に鏡を懸け、下枝には青和幣・白和幣を懸けて、太玉命をして捧げ持ちて稱讚せしむ、亦天兒屋命をして相

副へて祈禱らしむ。又天鈿女命をして眞辟葛を以て鬘となし蘿葛を以て手繦として、竹の葉飫憩木の葉を以て手草とせしむ。手に着鐸の矛を持て石窟戸の前に誓槽を覆て庭燎を擧て俳優を作して相與に歌ひ舞ふ」とあるのである。この記事は固より記紀共に之を記してゐるが、この拾遺には天兒屋命と天鈿女命と太玉神と三神を以てその分擔を明かにしてゐる點が、現今の民俗に全く相類するので之をとつたのである。之は少しく齋部氏の主張に傾きすぎたおそれがあるが、現今の民俗から見てその主張も必しも之を否定し得ない樣に思はれる。卽當屋は神祭に要する物については凡て責任を負ふことが通常であつて、多くの當屋を設けそれに種々の分掌をさせるといふことは先づその例が少いからである。

古語拾遺は云ふまでもなく中臣忌部兩氏の爭ひより生れたもので、その爭のことは日本後紀の大同元年八月十日の條に見える。それによると中臣氏の主張としては「忌部は、本、幣帛を造り祝詞を申さず」とし、忌部氏は「奉幣祈禱、是れ忌部の職なり」と主張した。それが日本書紀の天磐戸の條及神祇令の規定を調査して判定せられたことが記されてゐる。歷史的の問題としてこの二の主張のいづれが正しいかはここに云ふことは出來ないが、歷史時代に於ては大體中臣氏の主張の如く忌部は幣帛を造るもの、中臣は祝詞を奏するものといふ分掌が見られたやうに思ふのである。然し中臣氏は河內の枚岡に氏神を有する古い氏族であるから或は後に朝廷に歸したものかも知れないので、ごく古い時代には忌部氏が奉幣祈禱共に之を掌つてゐたのかとも想像されるのである。

それはとにかく古代に於ても祝詞と幣帛と神樂とが祭儀に於ける三の大きな分擔であつたことは、現今の民俗と照して最も興味あるところであり、現今の民俗がまた甚だ古い起源を有することを考へしむるものである。それで五伴緒といふものも實にかうした祭儀に於ける分掌に基いた區別であることが考へられる。然しそれなら伊斯許理度賣命、玉祖命はいかゞであらうか。これは古語拾遺の主張に從へば太玉神の支配下にあるものであつて、太玉神と同列の存在ではない。この事は鏡は別としてかの出雲國の忌部鄕から玉を作り出した例に於いてそれが忌部氏の管掌する所であつたことから見る

と全く無根據ともいふことは出來ないのである。その例から見ると鏡のことなども或は忌部氏の掌るところであつたかも知れないと思ふ。それにも拘らず、特別に五伴緒として列せられてゐるのは云ふまでもなく、三種の神器の中劍は八岐大蛇より得られたものでその由來は別であるが、鏡と玉は共に作られたものであるからであらう。そして本來は五伴緒の五はイツ卽嚴の義であり、ある神聖性を表示する言葉であつたが、それが五の義に解されるに至つて、その數を揃へる爲に神器に關聯して鏡作と玉作を特に拔んでゝ之に加へたものと思はれる。本來は嚴伴緒であつて神に仕へる氏族を示した言葉であり、それは數から云へば三つであつたことが現在の民俗などから類推せられるのである。

それならこれが氏族組織の起源、或は國家の制度の根源として考へられるかどうか。一般に五伴緒或は五部神は氏族制度の最初のものであると考へられてゐる。これは古典に於いて最初に之が部として出て來る點から云はれるのであるが、更に考へると古代に於ける祭政一致の狀態に於ては最初に出て來るものは神を祭る組織であるともいふことが出來るのである。これは宮座などの例からも證明出來さうであり、神主當屋などの組織は若衆、中老、年寄といふ年齡階級と結んで極めて早く出現したと考へられるので、村落組織に於いては神を祭る組織が最も古いとも云はれると思ふ。さうした點から見て五伴緒を以て氏族制の起源と見ることは全く無根據ではない。但し鏡作部とか玉作部といふ樣なものを極めて古い部と考へ得るか否かは疑問である。それは却つて忌部氏の主張の如く大きく忌部の中に包括されてゐたと見る方が正しいであらう。それで最初の祭儀分擔を考へると少くとも神主、當屋の如きものであると思ふ。それで忌部氏がその當屋的役割にあたるとすれば神主に當るものは何であるか。これは勿論中臣氏であるとされようが、そこに問題があると思ふ。前述の如く中臣氏は河內の枚岡に氏神を有するが、それは皇室御發祥の地たる磐余方面とはかなりへだたれる土地であることが、最初からこの氏族が皇室にお仕へ申したかどうか疑ひがある。殊にそれが連の性を有することに於いて愈その事が問題になる、連はムレノウシであり、嘗ては皇室などとも對立した豪族が軈て皇室の傘下に歸したといふ歷史をもつもの

の如く思はれる。この點忌部は宿禰であつて武內宿禰などと同じく本來　皇室に最も親近な關係にあつたものであることが考へられる。それで私は中臣氏が早い時代に朝廷に歸屬したことは認めるが、本來の關係が何であつたかは問題であると考へてゐる。大體天兒屋命といふのはいかなる皇祖神の系統に出るのか全く明記がないので結局枚岡地方の古い土豪としか考へられない。私は忌部氏の方がもつと古い關係を、皇室に對し奉つてもつてゐたと考へるのである。

それでここに甚だ畏れ多いことであるが、若し最も古き神主の位置を求めるとすれば、それは　皇室御自身であらせられたかと想察し奉るのであり、忌部はその下にあつて一切の驅使に任じたものであることを想ふのである。然し國家の政務が多端となり、それに從つて　天皇の御務が廣汎となるに及び祭祀のことを中臣氏に委ねられることになつたのではあるまいか。而も忌部が遂に中臣の上に立ち得なかつたのは、これが本來驅使せらるゝものであつたために、新に祭祀を委ねられたとは云へ、古來の豪族であり現實に勢力を有した中臣氏の下風に立たねばならなかつたのではないかと想像するのである。これらに關する詳細の研究は他日機會を得て之を試みたいと考へてゐる。さしあたつての今は祭祀を中心とする制度が一切の制度の始めに生じたことを推測し、そこに我が國の制度史の起源を置くべきことを云ふに止めたいと思ふ。

ところでこの五伴緒が天孫と共に降臨したとは如何なる意義であるか。これは我が國に數多い神子降誕の傳承並に祭儀と相通ずるものを有つ神話であらう。天孫降臨は至高なる高天原に生れまし天津日嗣が、この現し國に初めて足歩を印し給ふ幽遠なる物語である。然も文獻より歸納せられた古昔の祭儀に於いては、神は屢小兒の形に於いて人間に降臨し給ひ、至福を齎して人々の生を安んじ給ふたのであつた。そのことは廣く民間傳承の中にも行きわたつた信仰であることは、柳田國男氏が「桃太郎の誕生」の中に力說せられたところである。それらによつて古昔の事情を按ずると、これら祭祀にかゝはる伴緒の人々は恐らく年々に天孫降臨の古へを今に繰返す祭儀があつてそれに奉仕したのであつたらう。私は地方農村をあるいては種々の祭儀に際會し、さうした樣々の古昔を胸に描いて我が學問の成長に培つてゐるのである。

（昭和十三年八月十五日夜この稿を成す）

氏族制度に關する一考察

——新撰姓氏錄研究の方法と其實例——

東京帝國大學文學部副手 高木成助

一

上代に於て種々の意味から、又種々の形を執つて、氏族が尊重され、重視されたことは、今更事新しく論ずる迄も無いことである。氏族の尊ばれる所、系譜が重ぜられ、その研究の行はれることも亦當然のことゝ云へる。「新撰姓氏錄」は、この種のものの中、平安時代の初期、勅を奉じ、長年月を費して完成された典籍として、最も纏つたものである。氏族問題を研究し、その眞の姿を追求せんとする者が何を措いても先づ指を染めなければならない古典である事も、數多の先人によつて指摘されること年既に久しい。併し乍らこの書の編纂の年代から言ひ、且又その編纂物であると云ふ點から考へ、史料として取扱ふ場合に種々の注意を必要とすることは、その編纂の目標・計劃等の雄大なる點とは別個の問題として考慮されなければならない。併しその故を以て直ちに姓氏錄自身の價値を云爲にすることは、更に愼まねばならぬ事柄

であらう。この書籍の徹底的なる檢討こそ、上代氏族の眞相を辨明し、延いては當時の國家の大勢を明かにする端緒を把握し得るものであると思ふ。從つて本書の全般的考察は精密、且つ愼重な研究を必要とする。今私が取扱はんとする問題は本書出現の事實を、主として本書の內容を通して追求し、それを當時の氏族の狀態との關係に於て理解しようとするに在る。於是本書完成迄の事情を明かにすることが必要となつて來る。本書に揭げられた諸氏の條々の記事の活用も、この仕事の成された後に於て眞の價値を發揮し來るであらう。

二

「新撰姓氏錄」は　嵯峨天皇の御代偶然に完成されたものではない。この書の編纂に先行する同樣の計畫のあつたことを考へねばならない。それは　淳仁天皇の御代に於て計劃された「氏族志」である。尤もこれは正史には何等明文はなく、「新撰姓氏錄序」にその名の見出されるのを初見とする。從つてこの計劃が具體的に如何なる形を執つて現れて來たものであるかは殆ど明かにすることは出來ない。併し日本書紀弘仁私記序に、

天平勝寶の前、一代每に天下の諸氏をして各々本系を獻ぜしむ。

とある如く、孝謙天皇の御代迄に、長年の間に奉獻された諸氏の本系を整理する意味も含まれてゐたと思はれるが、平田篤胤翁が古史徵開題記に於て指摘された如く、淳仁天皇は、日本書紀編纂の舍人親王の御子、八色之姓制定の　天武天皇の御孫であらせられる點より見て、その御志は單なる集成に止らなかつたと考へられる。姓氏錄序が、

遂に前姓後姓をして文字斯れ同じく、蕃俗和俗をして氏族相ひ疑はしむ。萬方の庶氏高貴の枝葉に陳り、三漢の蕃賓日本の神胤と稱す。時移り人易り、知りて言ふもの罕なり。寶字の末、其の爭猶ほ繁し、因りて名儒を聚め氏族志を撰ばしめ給ふ。

と云つて、氏族紛爭の結果「志族志」の編纂が企圖されたと述べてゐるのは注目すべき點である。

その年代は詳細には知り難いが、群書類從本中臣氏系圖所收延喜六年撰進の「中臣氏本系帳」に、

去ぬる天平寶字五年の撰氏族志所の宣に依りて勘造し進む所の本系帳を案ずるに云く、(下略)

とあつて、天平寶字五年には「撰氏族志所」の活動が行はれ、之に對して、新に本系の提出があつたと認むべきであるが、其の正確なる年代は今の所明かにし難い。

この計畫は遺憾乍ら惠美押勝の亂に次ぐ淳仁天皇の御廢位の事によつて頓挫して了つたのであつた。

抄案半ばならざるに、時の難有るに逢ひ給へり。諸儒解體、輟めて興らず。

なる姓氏錄序の一句はこの間の消息を物語る。

この「氏族志」が「新撰姓氏錄」に先行するものであることは、前に引用した姓氏錄序の文によつても知り得る所であり、又後述する姓氏錄がの編纂意識からも察することと出來る。

三

桓武天皇の御治世は危殆に瀕した國家を正しき姿に歸復せしめ、更に雄大なる飛躍をなさんとする時代で、その方向は或は平安奠都・蝦夷征討・國家佛敎の開拓等に示されるのであるが、國家のこの革新的な方向に伴つて、氏族にする施政の注目すべきものが存する。その最も顯著なるものは延暦十八年十二月戊戌(廿九)日、「天下の臣民、氏族已に衆く、或は源同じくして流別に、或は宗異り姓同じく、本枝を辨じ難き」故に、翌延暦十九年八月卅日迄に各氏の正確なる本系帳の提出を命じ給ふた。史料的價値に多少疑問があるが、文車遠響引丹生祝氏文に、

此人等の子孫、今に侍へ仕へ奉る、延暦十九年九月十六日

とあり、この時に作成されたものと見られるのであり、この詔に對するものとして何等か關係をを認め得るのではあるまいか。

更に三代實錄貞觀十四年八月十三日の條によれば、家原氏主等の解の中に、

延暦十八年、本系を進むるの日云々。

とあるのは、時代の降つてはゐるが、この詔に對する本系の提出の事實を物語るものと云へよう。

一方令の規定によれば「譜第の爭訟を聽き、姓族の次序を定むることを掌る」治部省の解部四人が、延暦十八年四月辛丑日に減ぜられたことも、この場合の廢官が必ずしも緊縮政策の現れと云へないとすれば、前述の　詔に對應する特殊の意味を持つてゐたと考へて差支ないと思はれる。卽ち常置の官たる解部の仕事が新に計劃されたこの本系帳調査の官に移されたとも見得るのである。

この計劃は、明かに天平寶字の計畫の復活であり「新撰姓氏錄」完成の發端でもあつた。併し乍ら、延暦廿五年（大同元年）三月十七日、天皇御齡七十歳を以て崩御し給ふ迄には完成されなかつたのである。尤も此處に考ふべきことは、前の氏族志の場合の樣に諸儒解體し輟めて興らなくなつたのではなく、この企が更に繼續されて行つたと認めらるべき點である。姓氏錄序は、

細帙未だ畢らざるに、鳳輿登遐し給へり。

と述べてゐる。

古史徵開題記は姓氏錄序に「是を以て之を不日に成さんと欲すと雖も、而も玆に十歳。」

とある「十歳」から推算して、延暦十九年八月卅日迄に提出すべしと命ぜられた本系の撰進が遲れた爲、延暦廿四年に編纂の命が下つたと解してゐるが、この十歳なる文字を共處迄嚴格に解すべきか否かは問題であるし、本系が出揃はねば着

手し得ない事業とは云へず、寧ろ提出されるに從つて檢討し、逐次稿を成して行くことも考へ得るのであるから、この旬によつては證明することは出來ないとしても、平城天皇は、先帝崩御と共に神璽を受け給ひ、大同元年五月十八日御卽位あり、六月には東宮舍人に蔭子孫及位子を取るべき令制への復歸を　勅し、七月には民部省に收むる庚午年籍以外の戸籍の整理を命じ、十月には氏々の長者の選によつて采女を貢すべきを命じ、十二月には左右大舍人は別　勅なき限り總て蔭子孫より補すべきを命じ給ふ等この方面に對する努力が現れて居り、又大同三年齋部廣成の奉進せる古語拾遺が、愼重な吟味を要するとしても、氏の傳統を強調し、之を維持せんとする意の存する點に、當時の風潮を察することが出來る。更に大同四年二月五日「倭漢雜糅し　天宗を垢したる」倭漢惣歴帝譜圖の沒收を命じ、若し情を挾んで隱匿し、旨に乖りて進めざる者あらば、事覺るゝの日必ず重科に處せん事を　勅し給ふ事あるにより、この御代の方針を窺ひ得るのであつて、姓氏錄序に、この御代の事に就き一言も觸るゝ所ないとしても、桓武天皇の御企が、その崩御によつて、氏族志の場合の如く頓挫したとは考へられぬ。

併し　平城天皇は御在位僅に二年餘にして皇太弟　嵯峨天皇に御讓位あり、この事業は完成を見てゐない。かくしてこの懸案は　嵯峨天皇の御代に到り、新撰姓氏錄の名の下に始めて完成されるに到つたのである。

四

然らばその撰進の時は何時であるか。日本後紀はこの事に關して記載がない。勿論本書は各所に闕卷多く、その一つとして弘仁四年二月より、同五年六月迄の分は現存しない。然るに正史を抄出した日本紀略には弘仁五年六月一日の條に、

是より先、中務卿四品萬多親王。右大臣從二位藤原朝臣園人等、勅を奉じて姓氏錄を撰ぶ。是に至りて成り、上表して曰く。云々。

の記事のあることにより日本後紀にもこれに應ずる精しい記事があつたと見てよい。一方現存の姓氏錄の上表文は弘仁六年七月二十日の日附になつてゐる。然るにこの間の矛盾は全然解決されず、今日に於ては上表文によつて弘仁六年とするのが普通である。大日本史嵯峨天皇本紀・萬多親王傳・氏族志等も弘仁六年說で紀略の文を異說として擧げ、栗田博士の氏族考も同樣である。一方鴨祐之の日本逸史はこの逆で弘仁五年六月一日の條に紀略の文と上表文とを收錄し、註に「錄作二弘仁六年七月二十日一」とあり、同樣に矛盾を解決してゐない。平田翁は古史徵開題紀に於て、

さて其奏進られたる年は此錄に記されず。此を奉らるゝ時に添へられたる表文の終に、弘仁五年六月二十日と有て中務卿萬多親王右大臣從二位藤原朝臣園人等六人の名を署されたり。

と云つて弘仁五年六月二十日と云はれたが、現存の姓氏錄上表文は何れの系統の本も總て弘仁六年七月二十日とあり、この平田翁の考は何等かの誤とすべきであらう。

扨而、序文に示された各人の官位を、後紀・紀略・逸史等によつて調査すると總て弘仁五年六月一日に符合する。一方上表文の官位を見ると大體に於て弘仁六年七月廿日に合致するが、

從五位上行尾張守臣三原朝臣弟平。

だけは問題がある。卽ち日本後記によれば彼は弘仁四年二月丙申（十三日）從五位上にして尾張守となつたが同書弘仁六年七月壬午條に檀林皇后橘嘉智子立后の際

從五位滋野宿禰家譯爲二尾張守一。

との記事あり、三正綜覽によれば、この月は庚午朔で、從つて壬午は十三日となり、七月廿日に三原朝臣弟平が尾張守なることは誤である。於是弘仁六年七月廿日說は疑問視されねばならない。併しその故を以て直ちに弘仁五年六月一日說が成立するとは言へない。此處に問題となるのは「姓氏錄左京皇別上」の記事である。現存する姓氏錄は後述する如く抄本

であつて、取扱に注意すべき點はあるが、その抄出の方法は略ゝ態に從つたと認め得るのであつて、各條の順序は完本と變りないと考へ得る。然らば、源朝臣の條に、

依二弘仁五年五月八日勅一賜レ姓貫二於左京一條一坊一

とあるが、後に慣例となつた皇子賜姓の先例として説かれる源朝臣信以下の賜姓は、享祿本類從三代格、又河海抄所引日本後紀により、この日なる事は明かであるが、左京に貫附されたのは、日本後紀によれば、翌弘仁六年六月戊午（十九）日である。更に良岑朝臣安世、長岡朝臣岡成は夫々延暦二十一年十二月廿七日、及び同六年二月五日に姓を賜り、右京に貫附されたが、之が左京に移されたのは嵯峨源氏と同日の弘仁六年六月十九日である。從つて、この內容より推してこの書の撰進は弘仁六年六月十九日以後、同七月十三日以前とせねばならぬとの結論に達する。併しこの考は正史及上表文の日附を否定する結果となり、又序文を如何に取扱ふかの問題も生じ非常な危險を伴ひ、何故にその日に懸けられたかを解決せねばならぬ運命に立到る。從つてこの問題の決定的な論斷は今の所差控へよう。唯從來未檢討のまゝ説かれてゐた撰進の日附に疑問を挾み得ることを指摘するに止めて置かう。

何れにせよこの計畫は、桓武天皇の　詔ありし延暦十八年より十七年の後、先の氏族志偏纂の時から見れば五十五年以上を繼過して、「新撰姓氏錄」なる名の下に始めて完成を見るに至つた。

五

この事業の當事者は、序文・上表文其他正史の記事に見らるゝ如く、萬多親王・藤原園人・同緒嗣・阿倍眞勝・三原弟平・上毛野穎人の六人であつたが、これらの人々が、具體的の問題にどれ位關係してゐたかは疑問である。寧ろ卷末に記されてゐる石川朝臣國助以下八人の者が實務に當つたと見得るであらう。卽ち石川朝臣國助は治部省少丞・伊豫部連年

嗣・越智直浄繼の二人は同少錄であり、職員令によれば、治部省は

本姓・繼嗣・婚姻・祥瑞・喪葬・贈賻・國忌・諱・及諸蕃の朝聘の事を掌る。

とあり、この事業と關係が深いことによつて察せられる。尙この役所は勘系所（勘本系使）と呼ばれたものらしいが、詳細なることは不明である。今此處に問題とすべきは親王總裁の一事である。官撰の書籍にして親王總裁は、古く聖德太子の天皇記以下の諸書があるが、最も著しきは日本書紀に於ける舍人親王、大寶律令に於ける刑部親王である。新撰姓氏錄編纂の前後に於ける他の五國史、

續日本紀　（藤原繼縄・菅野眞道等）
日本後紀　（藤原冬嗣・清原夏野等）
續日本後紀　（藤原良房・春澄善繩等）
文德天皇實錄（藤原基經・菅原是善等）
三代實錄　（源能有・藤原時平・菅原道眞等）

又法制方面の

養老令　（藤原不比等等）
令義解　（清原夏野等）
弘仁格式　（藤原冬嗣等）
貞觀格　（藤原氏宗等）
貞觀式　（藤原良相等）
延喜格式　（藤原時平等）

等に於ても、親王總裁は見られぬ所であり、前述の二書の親王總裁か特殊の意義を持つのと相應じて、この計畫の深い意味を察し得る。しかも大日本史萬多親王傳に

萬多尤も譜學に精しきを以て、命じて之を考定せしめ給ふ。

とあるは明證がないとしても、親王がこの計劃の中心たる桓武天皇の　皇子であり、天長七年薨去の御年四十三才より逆算して、弘仁六年には御年卅八才であり、この事業の最初からとは云へぬにしても相當の期間は實質的の總裁としてこの計畫の中核であられたと考へることは强ち無理ではない。

六

かくして完成された本書の構成及び內容は如何なるものであらうか。現存の姓氏錄は、經濟雜誌社群書類從本では、四六版僅々百頁に足らぬものであるが、卷數は三十卷である。併しこれが抄本なることは古くより言はれ、「新撰姓氏錄抄」として傳つた事もその一つであるが、松下見林は寬文九年之を版にした際の後序に

惜かな氏族の書、多く傳はらず。幸にして新撰姓氏錄抄、今に存するを得たり。惟だ憾むらくは其の存する所の者、抄書にして完本に非ざるを。

と述べた。然るに古史徵開題記には極力完本なることを主張し、

此は吾が徒の中にも然思ひ惑へる人の多かれば、いとも貴き寶典の、幸にかく全くて傳れるを、略本なりと思ひ貶さむことの憤ろしくて辨へたるになむ。

迄極論してある。併しこれは伴信友翁が「比古婆衣」(多米宿禰本系帳考)に於てその一部を論證し、更に栗田博士が「新撰姓氏錄考證」に於て、三代實錄、政事要略、太子傳玉林抄、東大寺要錄、坂上系圖等に引用せる姓氏錄の文と比較し、

論據廿二條を擧げて、各條の長い文章を抄略したものなる事を明かにされた。更に上表文に

　目を併せて卅一卷。

とあるのは、序に於て

　京畿の未進並びに諸國の且進等の類。一時に盡し難きは闕きて究めず、其の諸姓の目は別卷に列ぬと爾か云ふ

とあるのと應ずるもので、現存の三十卷以外に別卷があり、全卅一卷、勿論一卷の量は一定したものではないが、日本書紀卅卷の大きさ等から考へて相當の大著であつたことは考へられる。

　收錄せる氏の範圍は序に於て察せられる如く全國の代表の意味で京畿に限り、その數一千一百八十二氏と、上表文及序に記されてゐるが、現存の本では一千一百七十七氏である。完本說を主張される平田翁は表及序の八十二が誤寫であらうと云はれたが、元來現存の本が抄本なる故、數が合はなくとも差支ない譯である。三代實錄貞觀十四年八月十三日の條に

左京人主稅頭從五位上兼行算博士家原宿禰氏主云々等賜二姓朝臣一。氏主父宿禰富依、天長三年賜二姓家原連一之日。富依修レ解稱。富依先出レ自二後漢光武皇帝一也。氏主今言曰。先出レ自二宣化天皇第二皇子一。延暦十八年進二本系一之日。以二後漢光武皇帝一爲レ祖者誤也。父子所レ稱始祖之所レ出。先後不レ同。未レ知二誰是一矣。但姓氏錄所レ記可レ謂レ得二實正一矣。

とある家原氏は現存本は見當らない。何氏であるか一概に決定出來ぬとしてもこの種のものが、五氏書き落されたと見てよい譯である。

　この一千一百八十二氏を序に云ふ如く同異を分ち前後を序する爲、元生によつて分つこと三體、皇別・神別・諸蕃の三部となし、各部夫々十卷、眞人は皇別の上氏の故を以て京畿を併集して一卷とし、全卷の首に置き、他の皇別は地方別に記載し、神別は地方別の下を更に天神・天孫・地祇の三種し、諸蕃は地方別の下を漢・百濟・高麗・新羅・任那等出身によつて分け、第三十卷の未定雜姓も地方別に分けて記載した。この形式は現存の本が原本に忠實に抄出したと見えて、之

によつて古態を窺ひ得ることは幸ひである。

七

然らば本書に於ける記載方法は如何なるものであらうか。序文に於て云ふが如く、夫々の條は遠近を辨じ親疎を示さんが爲に、群分によつて三例を立て之を「出自」「同祖之後」「之後」の三者に分けた。歴く採り博く觀たる古記舊史と、新進の本系とを對照し、その史料的價値を檢討しつゝ裁成したのである。

(一)「出自」とは古記・本系共に記載の明瞭なるもの例へば

八多眞人　出レ自二諡應神皇子稚野毛二俣王一也。

藤原朝臣　出レ自二津速魂命三世孫天兒屋命一也。

(二)「同祖之後」とは古記・本系何れかに明瞭な記載があり、他方には之を缺く場合である。例へば

高橋朝臣　阿倍朝臣同祖大稻輿命之後也。

賀茂朝臣　大神朝臣同祖大國主神之後也。

大山忌寸　高丘宿禰同祖廣陵高穆之後也。

(三)「之後」とは宗氏は古記に明證がないが本系に於ては祖を立つること誤らず、但しやゝ疑問の存する場合である。例へば

小野朝臣　孝昭天皇々子天足彥國押人命之後。

土師宿禰　天穗日命十四世孫野見宿禰之後也。

坂上大宿禰　後漢靈帝男延王之後也。

そして、これらの記載を決定する場合に古記に重點を置いたことは、序文に於て、

　諸姓の本系に漏れて古記に載せたる有らば則ち古記を抄して以て寫し附く

と云ひ、又

　本系の古記と違へるは古記に據つて以て删定す。

と述べてあることによつて察せられる。本書の各條は右の如き編纂の方針を考慮に入れて利用されねばならない。

かくして群言を捃摭し、金礫を沙汰し、舊記の煩蕪を裁ち會新の樞要を採り、新系の塗說を除き、通古の折中を撮つて完成したものであるが、編者自ら述べてゐる樣に、新に撰進された本系が多く故實と相違し、記述に誤謬が多く、書府の秘藏を閲いて調査した古記舊史も必ずしも讀解に便なるものではなかつたと見えて、その苦心は

　新古煩亂変爽し易からず、彼此謬錯勝げて數ふべからず。

と述べてあるによつても窺ひ得るのである。從つてその內容に往々にして誤謬のあることは否定し得ないのである。

八

以上述べた所により「新撰姓氏錄」は遠く　淳仁天皇の「氏族志」を承け、更に　桓武天皇の御計劃に基いて、五十餘年の歳月を閲したる後漸くにして成つたもので、親王總裁なる特殊の形を執り、三十卷の大部に渉り、構成は整然とし、史料の取扱は愼重なものであつたと言ふことが出來る。かゝる大事業が、こゝに計畫される必要が存し、又遂に完成されたことそれ自體が、當時の氏族の狀態に關する興味ある問題を提出する。それは當時の氏族狀態の混亂の傾向である。

一般的に言つて、大化改新の結論として導出された律令制度に於ては、氏族の勢力を減殺する要素が含まれてゐる譯であるが、しかも尙氏族尊重の氣風が存してゐたのである。併し、それ故に直ちに氏族の狀態が整つたものであつたと云ふ

結論を導き出すことは斷じて出來ない。否寧ろ逆の結論を生み出すことが多いのである。

纂記の提出、氏上決定、等は逆に之を必要とする氏族の混亂が存したとも見られるのであり、天平九年九月癸巳、出擧を禁ずる詔に、

父子流離、夫婦相失。

とある如く、血族團體の解體の一方面を窺ひ得る史料さへあり、又寶龜元年九月壬戌の令旨によれば國主國繼顯臣の諱を犯すことを禁じた爲却つて名稱の混亂を來したことが記されてゐる。

併しこの時代に於ける最も特徵的な現象として次の諸項を擧げ得ると思ふ。

〔一〕姓の無價値化

氏と姓とは古典に於ても必ずしも明瞭に別されてゐる譯ではなく、混同して用ゐられてゐるが、今は天武天皇の御代に定められた八色之姓の意味に從ひ、氏は系統を現す藤原、安倍、源等の意味に用ゐ、姓は眞人、朝臣等の階級的な意味のものに用ゐることゝする。

天武天皇の八色之姓が、必ずしも系統のみによらず、且つ優劣を附したことによつて、政治的社會的に優位たらんとするためにはこの姓の上位のものを得んとする欲求の起るのは當然であつて、此處に姓の上昇が起つて來る。八色之姓制定以後の賜姓を全部拾つて見ると、特殊の罪過による貶姓以外は無姓から連へ、連から宿禰へ、臣、連、君、公等から朝臣へ等と、必ず上位に向つて行く、之は「賜る」と云ふ以上極めて當然の事の樣であるが、この結果の及ぶ所を考へると、大きな問題が含まれてゐる。卽ち姓による差別が次第に力を有しない狀態に進むことを語る。天平八年葛城王が皇別でありながら眞人でなく母姓によつて橘宿禰を賜つた時に既にこの傾向が現れて居り、更に進んで　嵯峨天皇弘仁五年皇子賜姓の際、その直後に成つた新撰姓氏錄が眞人は皇別の上氏故京畿を並集して一卷となし卷首に置くと云つて尊重したにも

不拘、諸皇子は源朝臣を賜ると云ふ樣に姓の價値を無視されるに到り、遂には源平藤橘の嚴密に云へば四氏を四姓と稱する樣になる。斯くの如き狀態になる最初の傾向がこの時代に既に現れてゐる。これらの事によつて系統による區別が尊重される傾向を生じる。

〔二〕特殊人に對する賜氏姓

（イ）歸化人、

我國と海外との交通は古くより開け、從つて彼の地の者が歸化して日本風の氏を稱することは古代に於ても見られ、紀記にも種々記載があり、姓氏錄序にも

垂仁運を撫して惠澤彌々新に、擧措中を得て姓氏稍分る。況んや復任那風を欽み新羅贐を歸せしよりこのかた、尒來諸蕃德を仰ぎ、思ひて來らずといふこと無く、遠きを懷けて姓を賜ふこと、是の時に著明なり。

とある。併し奈良時代になると特にそれが明瞭になつて來て、天平勝寶九歲四月、歸化人の我俗に來り附ける者にして改姓を願ふ者は之を許された。姓氏錄中にも

勝寶年中特に恩旨有りて、諸蕃に聽許して願に任せて之を賜ふ。

とあるが、實際には孝謙天皇の御代に限つた事ではなく、明かに外國風の氏名を持つ者から日本風への感化は甚だ多い。天平六年の千代連、天平寶字二年の多可連、天平神護二年の吉井連、寶龜九年の淨村宿禰等蕃風の氏と全然聯絡のないと思はれる氏の外に余氏より、百濟朝臣、賀羅國よりの歸化故に、賀羅造等、出自を窺はしむるものもあり、それすら純然たる蕃風から見れば遙に日本式であり、これらが漢、唐、新羅、百濟、高麗、任那等、當時で云へば殆ど全世界の人を含んでゐる。この傾向は平安時代に迄及んで居り、當時の我國の同化力を窺ふに足るものであり、隨唐文化、佛教文化の影響特に甚しきもの故を以て兎角議論の多い奈良時代の精神力を考へる上に注目すべきである。併しこの現象は氏族尊

重の風潮と結んで混亂を助長した事は注意せねばならぬ。天平勝寶八歳七月庚午の續日本紀に

河内國石川郡漢人廣橋。漢人刀自賣等十三人に姓を山背忌寸と賜ふ。

とある氏は、新撰姓氏錄左京諸蕃に

魯國百龍王より出づる也。

とある山代忌寸の先であるが、同じく新撰姓氏錄山城神別に

山背忌寸は天都比々禰命の子天麻比止都禰命之後也。

とあり、書紀神代卷上に

天津彥根命は是れ凡河内直、山代直等之祖也。

とあり、天武天皇十一年(書紀十二年)には連を賜り、同十三年(書紀十四年)に忌寸を賜り、天平二十年に同族と思はれる山代直大山等三人に忌寸を賜つてゐるから、天平勝寶八歳にはこの神別の系統にも山背忌寸なる氏が存し、歸化人の子孫との區別がし難くなつて來てゐる。これらの例は屢々發見される所であつて、如斯區別出來るものはよいが、必ずしも傳が明かでなく混亂を來せるものも少くないと思ふ。

（ロ）夷人

東國經略の結果親附した夷人に對して同化政策として内地人らしい氏を與へたことも系統の混亂として擧げ得るが、之は後に述べる氏の收約傾向と併考する必要があるので此處ではかゝる賜氏姓が必ずしも系統的に近いものゝみにでない團體を對象としたこともあつて、混亂の要求を含んでゐた事を擧げるに止める。

（ハ）賤民

賤民を解放して良民となし、氏姓を賜ることは屢々見られるが、これに官奴から巫部宿禰賀茂朝臣等の著名な氏姓を賜

つたことは系統の混亂を來すものとして擧げ得る。

此等の傾向は姓(カバネ)の無價値化と應じて系統による區別に脅威を與へるものである。新撰姓氏錄序に

遙便二前姓後姓文字斯同。蕃俗和俗氏族相疑一。萬方庶氏陳二高貴之枝葉一三漢蕃賓稱二日本之神胤一時移人易罕二知而言一。

と述べたのは單に歸化人の賜姓のみに止らず、これらの一般情勢を物語るものと云へる。

〔三〕氏の收約的傾向

賜姓のみに止らず、賜氏姓の形式によつて、氏、姓の變化する現象は奈良時代平安時代を通じて數多く見られる所であるが、この中特に注意すべきは著名なる氏に收約される傾向である。今例を阿倍氏に取らう。

阿倍氏は孝元天皇の皇子大彦命より出で天武天皇八色之姓制定の時臣から朝臣を賜つた。この氏から分れたと稱して逆に本宗に戻らんことを乞ふ者甚だ多い。和銅五年引田・久努・長田から阿倍に改め、慶雲元年引田から、大同元年及び弘仁三年阿倍小殿から、弘仁三年阿倍長田から阿倍に改めてゐる。これは和銅の例に見られる如く、

實是阿倍氏。正宗與(阿倍朝臣)二宿奈麿一無異。但緣二居處一更成二別氏一。於レ理斟酌良可二哀矜一。

と言つて本宗と同樣の氏たらしめんとする心理を察することが出來る。又有名な阿倍御主人は布勢から阿倍に變つてゐる。又息部氏から阿倍に移つた如く、系統關係の不明なものあり、狛朝臣秋麻呂が狛から阿倍に復らんことを請ふに際し、用明天皇の御代高麗國に使した爲阿倍から狛に變つたのであると稱し、和銅三年三月紀にも阿倍狛朝臣秋麻呂とあるが、當時狛又は高麗と稱した氏は殆ど歸化人の裔と見做し得る點から考へて果して記述の如き事情であつたか否か疑問とすべきで寧ろ歸化人の附會とも見得るのではあるまいか。

更に考ふべきは東國の人で丈部、日下部等の氏が郡名を阿倍の下に附した阿倍安積臣、阿倍信夫臣、安倍柴田臣、阿倍會津臣阿倍猨島臣等を賜つたことは、他田臣から安倍臣他田臣となつた例から推して、更に阿倍氏の本系との關係へと結

び附けられることを豫想せしめるものであり、上毛野、下下野、去彌侯大伴等と共に、この地方に因緣の深い氏へと收約される傾向を示すものである。

同祖を求めて氏を變へる傾向はこの外所々に發見される。石村村主石石楯繩等十二人が坂上忌寸を賜つたが石村村主は坂上系圖所引姓氏錄によれば坂上氏と同祖異宗の志多直から出てゐることになつてゐる。かく同祖異宗にして氏を變ゐるのである。この中には必ずしも同祖と認め難く意識的か否か、又惡意ありしや否やは明瞭でないが誤り冒してゐるものも含まれこれは〔二〕の場合同樣、姓の無價値化に代つて立つ系統による區別に脅威を與へるのである。

かくして氏族の狀態は一面之を尊重する風潮あると共に、之に養はれて混亂して來た。

九

新撰姓氏錄の成立が、これらの風潮の中に於て計劃されたことは、その序に於てこの事業の中心であらせられた桓武天皇の御企を、

皇統彌照聖明。生叡哲。自體性ニ仁一。威被ニ日出之□一。德光ニ月朏之城一。停レ烽廢レ闕文軌爲レ一。慮周ニ品物一。思切ニ正名一。廼降ニ綸綍一撰ニ勘本系一。

と云つて、天皇の御人格の現れたる時の政治の光威と關聯して說き、本書の目標を、

雖レ非ニ章編耽樂之義、玉板翫好之文一。抑亦人倫之樞機國家之隳括也。

と述べたことゝ考合せれば、その目指す所奈邊に在つたか明かであらう。かくして新撰姓氏錄はその編纂の由來、過程を追求することによつて、當時の氏族の狀態を說明すると同時に、その中に於ける本書の立場を明かにすることが出來るのである。

太宰府々政の弛緩

——三代實錄研究の方法と其實例——

九州帝國大學講師　鏡山　猛

(一)新羅掠貢事件

時貞觀十一年、久しく平安の夢を貪つてゐた我が朝野を震駭さした海盜事件が起つた。その年の五月二十二日、新羅の賊船二隻が博多の津に來り、豐前國より海路で運んだ年貢物綿及び絹を奪ひ逃げ去つたといふ。(三代實錄貞觀十一年六月十五日の條參照。以下貞觀十一・六・十五と略記す。)もと太宰管內諸國の庸調は一旦太宰府に輸し、その幾分を改めて京に上輸するの制であつた。豐前の貢物も、この例によつて、博多より府に向はんとしたのである。凡そ貢輸に際しては使吏領將は共に發して違誤なき樣定められてゐたが、彼等はこの年貢船に從はず先發した爲、隙に乘じて新羅海賊船の侵掠を受けたのであつた。その故を以て、只に官物を失ふのみならず、國威を失墜するといふ廉で、太宰府は遣責を受けなければならなかつた。

海盜の逃げ去つた日、太宰府は統領・選士(府治下の將校及び兵士)を發して追擊を命じたが、皆懦弱にして進むを肯ぜず、久しき泰平安眠の結果府の兵備は全く賴むに足らざる狀態となつてゐる事が知れた。當時海邊の百姓數人が追戰し

て賊二人を射傷してゐるけれども、府は之をさへ官に申さず、地方官の無能振りを發揮してゐる。(貞觀十一・七・二)

新羅船の襲つたのは豐前一國の年貢であるから、相當の量で、之を奪つた賊船も「艦二艘」といはれる大船であつた。その海寇の大がかりな様も想像される。これ等の海盜團も、一面には商船を裝つてゐたものと思はれ、彼の唐羅船の謂集する九州西端の値賀島に往來してゐた由が、府頭の土民によつて語られてゐる。(貞觀一八・三・九) 當時新羅は世に下代といはれる半島國家の衰頽期に當り、窮民も多く、一方に海賊の發生を促した。

右の海盜船の逃亡の後、事件に關連ありとの嫌疑を以て、この地方に歸寓する新羅人が捕へられて訊問された。即ち潤清等三十餘人は年來この地に住み、貿易交關の業に携つてゐた爲に逮捕された。然し朝議は意外にも「異邦最も仁恕を思ふ」といひ、糧食を給して歸國せしめよと府に命じた。(貞觀十一・七・二) 何故にかゝる事勿れの寛容方針が取られたか更めて後に考へる事とするが、その處分命令は何等效果を齎らさなかつた。何人も易々として歸國を肯ずる者はなかつた。彼等の口實は順風を得ず歸航不可能といふのであるが、思ふに歸國後の生活は海商交關者としての利潤に等しき何物も保證されざるに由るものであらう。よつて府は官に請ひ、これ等の交關者及び管内居住の新羅人を陸奥の閑地に遷居せしめんとした。官は食と馬を給して海陸より東上せしめた。(貞觀十二・二・十九) 京に止る事數ヶ月、彼等三十人のうち七人は逃亡して所在を晦してしまつた。(貞觀十二・六・十二) 終に配處の決した貞觀十二年十五日には既に二十名となつてゐる。右のうち五人は武藏國、五人は上總國、殘の十人は陸奥國に遣し、沃土の口分田を與へて土着せしめようとした。又その中で僧は定額寺に安置し、陸奥國に配せられた者のうち潤清等は造瓦の才に長じてゐた爲に、國の修理所の造瓦師となつた事は特筆すべきであらう。(貞觀十二・九・十五) 因に東北地方の平安朝古瓦に現れる新羅様式のものが注意されてゐるが、その事情を說明する史實が此處に明示されてゐる。一般に、東國に遷された新羅人等の未開地に與へた文化開發の意義を忘れてはならない。然しこの時政府が手を盡して優遇したこれ等新羅人の多數は、まだかゝる僻地に安住するに

は適しなかつた。間もなく逃亡者續出するといふ事が、それ等の間の事情を物語つてゐる。先づ武藏國に遷された五人のうち三人が逃散し、諸國に命じて搜索せしめなければならなくなつた。(貞觀十五・六・二十一) 續いて上總國に配された二人が西に向ひ甲斐の國山梨郡に入つた處を見出され、本處に送り還された。(貞觀十五・九・八) 元慶三年には又武藏國の二人が逃れ、諸國に搜捕を命じてゐる。(元慶三・四・二) かゝる不從順な彼等の性質は、その經歷が海商的な巨利を追ふ生活に馴れ、正業に就くを喜ばなかつた結果といはねばならぬ。此處に彼等が掠貢事件連累者として嫌疑を受ける資格が充分に認められる。而も官は彼等を優遇する事右の如くである。當時の朝臣としては、斷乎强硬手段を採る氣力を欠いてゐた事も勿論であるが、海盜事件後間もなく發覺した太宰少貳藤原元利萬侶の新羅王に通謀してゐた事實も、併せ考へらるべきであらう。實錄に物語られる事の次第は、貞觀十二年十一月上京した筑後國の權史生佐伯宿禰眞繼なる者が、新羅國の牒を進じ、少貳元利萬侶新羅王に謀を通じ、國家を害さんとしたるを密告するに端を發し、訴人眞繼は檢非違使にその身を收容された。(貞觀十二・十一・十三) 間もなく元利萬侶は前主工上家人、及浪人三人と共に捕へられ、推問使が府に發遣せられた。(貞觀十二・十一・十七) 次で眞繼も護衞の者を副えて太宰府に下された。實錄には通謀の具體的な內容及び元利萬侶一派の處分は記載を欠ぐも、前の府官たる主工や浪人等の名も擧つてゐるから、彼等の結托による新羅內通の事も恐らく事實であらう。

元利萬侶は貞觀九年一月十二日右少辨より少貳となり、その在任中盜貢事件を生み、事の露れは嫌疑新羅人の上京中の事である。元利萬侶は藤原朝臣を稱し、當時朝廷に勢を振つてゐた藤原氏の一族であれば、彼の意見も朝議には反映すべき可能性が多い。一部の地方官吏浪人等の仲介により「是れ緣つて異邦最も仁恕を思ふ。」といふ新羅の意志も達せられたであらう。

かゝる國威失墜の事件の裏に、仇怨の國に通ずる西國官吏の腐敗は、彼れ元利萬侶に限つた事でなかつた。古く繼體朝

の磐井の事は云はずも、近く實錄によつて見ろも、貞觀八年肥前の藤津郡、高來郡、基肄郡の郡司等が歸寓新羅人に伴ひ新羅國に入り、兵器の製作を教へ對馬國を討つを助けんとした計劃が發覺した事もその例である。(貞觀八・七・十五)以て地方官吏が目前の利に國家を忘れた狀態が覗へろ。

扨彼の新羅掠貢の衝擊を受けた後肥後の國に天災あり諸國又怪異を申し、廷臣もこれ等を外寇の襲來豫告に結びつけて怖れた。その結果諸神宮大社に奉幣して海寇の退散を祈願してゐろ。

貞觀十一年十二月十四日――伊勢大神宮

貞觀十一年十二月二十九日――石淸水八幡

貞觀十二年　二月十五日――八幡大菩薩、香椎、宗像、甘南備、諸社

これ等の祈願文はほゞ同樣であろが、文中に彼の國侵し來らば我が神國たろ故實を失はず、神の助により一船も殘らず、沈沒せしめ給へとあり、彼の元寇の役の神風と思想的關連を覗ふ資料として興味が深いものがある。

右の如き精神的な禦夷策と共に、諸般の兵備が實施されろべきは當然である。府の兵士が外襲を受けた場合、何等の役に立たなかつた事は前述の通りである。新羅膺懲の積局的な手段はおろか、自國の防衞もおぼつかなかつた。かくて嫌疑の新羅人を敢えて歸國せしめなかつた理由も、一は我が國防の不備を彼の國に知らしめざろ爲めとも云はれてゐろ。

新羅賊船の來航によつて試みられた兵備の擴張には、凡そ次の如きものが數へられる。

一、諸國の浮夷五十人を一番とし、兩者を以て每月交替して府の防備をなす。(貞觀十一・十二・五)

一、府の兵士統領一人、選士四十人、甲冑四十具を鴻臚館(博多津頭)に移す。又別に統領二人選士百人を加ふ。(貞觀十一・十二・二十八)

一、機警を通ずる烽燧を試む。(貞觀十二・二・二十三)

一、對馬島守官に請ひ保侶衣千領を備ふ。同じく納糒帶袋千枚を作る。(貞觀十二・三・十六)
一、對馬島に選士五十人を置く。(貞觀十二・六・七)
一、對馬島に弩師を置く。(貞觀十二・八・二十八)

右の如く不祥事件は、一は武備の弛廢に基き一は地方官吏の墮落によつて國威を墮す結果となつた。これ何れも府政の弛緩といはねばならぬ。一般に平安朝中期より律令制が形式化して內容が空虛となり、それから來る欠陷の一時的彌縫によつて防ぎ切れない頽廢が全面的に現れる。太宰府に於ては新羅海盜事件によつて、これ等の欠陷が一時に暴露された觀がある。

(二)財政の改革

次に府政の弛怠及びその對策を財政的な面から一瞥して見やう。
類聚三代格に收むる貞觀四年九月二十二日の太政官符は、次の如き太宰府財政の困窮を物語つてゐる。

今府庫の收むる雜米は官倉器仗を修理し、選士衞卒の糧廚司染所五使の料を支ふる等總て三千七百餘斛であるが、或は正稅(租)或は府儲年料春運等定額の貢上をなさしめて支辨してゐる。然し國郡懈怠して未納の結果は、官に納むべき貢物も期に違ひ、府の用途も從つて常に欠乏してゐる。こゝに管內諸國の貢期を定めて、未進遲納なからしめんとことを期したのである。(摘意)

凡そ納租の基礎は口分田にあり、府下の財政の混亂は口分田班給の勵行されなかつた處に大きな禍根が包藏されてゐる樣である。卽ち九州に於ては府の足下である筑前を始め、その隣國肥前・筑後の諸國が何れも班期を過ぎて、久しく班田の事なく放置されてゐた。班田勵行されざれば死亡の口分は富豪に集り、新生の民は耕田無き狀態とならざるを得ぬ。此

處に具體的な令制の陵夷を見る事が出來る。百姓より府に納むる稅に障阻あれば、府より上輸すべき貢物が期に遲れ、質も粗惡となるのは當然の順序である。貞觀六年太宰府の調庸が品質粗惡を責められ、(貞觀六・七・二十七)貞觀十四年府より貢上した綿絹が質粗惡の爲に返還される(貞觀・十四・十二・十六)等その例である。

加ふるに新羅海盜事件は武備の擴張を餘儀なくし、國防費の增大を來すは當然である。この經費の大部分を負擔すべき府の解弛した財政も時勢は新な樹立しを要求した。こゝに貞觀十五年、久しきに亘つて手をつけられなかつた口分田が整理された。筑前に於てはこの時迄仁壽二年以來十九年の間班田が行はれなかつた。この給田整理を行つたのは、太宰府に大貳たる事前後二回、良吏の譽ありし藤原冬緒晩年の改革であつた。(貞觀十五・十二・十七)

この際の班田改革の第一は口分田割當額の變更である。卽ち從來の男二段、女一段百二十步の制を改め、唐制に參酌して課丁に三段三百二十九步、不課男に二段、女子に一段と、三級を設けたのである。この配給は租稅負擔の重點たる課丁の逃亡を防ぐ政策が多分に含まれてゐると思はれるが、同時に當時の課丁が既に奈良朝に比して遙に減少してゐた事を示すものである。何となれば女子を一段に減じた餘りを課丁に割り增しても、猶乘田は舊より增してゐるといふからである。奈良朝に於ては課丁の割合は男子の約半數を占めてゐた。(澤田吾一氏「奈良朝時代民政經濟の數的硏究」)今假に課丁不課男・女子の割合を一・一・二とすれば、女子一段とする事によつて生ずる餘りの田積は一人より百二十步に過ぎず、之を課丁に與へても一段三百二十九步の增額には遙かに及ばない。而もこの新率配分によつて猶剩田を增すと云へば、課丁の減少と考へざるを得ぬ。課丁の減少は既に續後記(承和五年十月九日の條)や三善淸行の意見封事等に云はれてゐるが右の數字の上からも實證される。

筑前に於て行はれた新給率の方針は、女子の口分を減じて課丁に繰り入れる趣旨であつた。かゝる方針は以前からも問題となつてゐたが、この後も亦これに倣つて班給率が改變された事實が擧げられてゐる。實錄に見える元慶三年、前の大

貳、時の民部卿藤原冬緒の奏文によれば、畿內の女子口分田を廢し、畿內の男子に與へんとし、先例を求め天長の給法女子の給田を一段三十步に、承和の給法は一段二十步に夫々減ぜんと議したがまだ實施されずして終つた由を載せてゐる。(元慶三・十二・四) 降つて仁和元年には、土佐の國の班田が行はれたが、その際正丁四段、次丁中男二段、不課男一段、女子五十步といふ率で、一班を限りこの額で給與した。(仁和一・十二・二十七)

扨筑前に歸つて口分田以外の檢出し得た剩田のは次の如き諸項に分つことゝした。この點にも新規な田制が試みられてゐる。

㈠九百五十町——公營田
㈡一百町——警固田
㈢二百町——府儲田

右の三種の田制に就いて簡單な說明を加ふれば、㈠公營田は先に弘仁十四年の格によつて規定された太宰府治下九ヶ國の田一萬二千九十五町を檢出し、口分田以外に課丁六萬餘人を以て五人一町の割で耕作せしめた社會政策的な田制であつた。その耕作者には勞賃として食を給し、營田に必要な經費は官の負擔とし、獲稻は凡て官に納むるものである。當時口分田以外の乘田が一萬九百餘町と註せられてゐるから、之が耕作を一部有勢者の獨占に委せず、廣く課丁に均霑せしむる方策であり、又公營田耕作の課丁の調庸が免ぜられるのである。この點に於ても實質的には課丁の優遇が行はれてゐるのである。筑前に於ては當時の令に反して地味薄瘠の地を擇んだ爲に、間もなく停廢した儘となつてゐた。こゝに再び、良田九百五十町を擇んで耕作せしむる事としたが、この際「土浪人を論ぜず」といひ、浪人等の口分給與を受けざる者にも耕作せしむる事を強調してゐる點が注目される。

次に㈡警固田と名付くるは、資貢事件以來、博多に俘囚を發し兵士を重ね置く有樣で、警備人員の增加によつて必要と

なる給與の一策として、輸する所の地子を以て年中の雜用に充つるの制であつた。

最後に㊂府儲田は、管內諸國より納むる府の庶般の費用に用ふる稻三萬束が、未進或は怠納によつて困つてゐた爲、新に二百町の田より生ずる地子を以て之に充てんとしたものである。

筑前國に倣つて、筑後及び肥前の班田が施行された。

筑後に於ては元慶四年筑後守都朝臣御酉が府に奏して、既に班田の事なく三十餘年を經たれば、復活せん事を請ふ。前司等既に官に請ふも先づ府に申し府之を官に取繼ぐ爲に意外の時日を費し、許可の官符が到着する頃には、既に請願せる國司は任期を過ぎて、その地に在留せざる爲に久しく行はれず、玆に美濃國に倣つて報符を待たずして實施するを許された。(元慶四・三・一六)

肥前の國も翌元慶五年肥前介笠朝臣宗雄は豐後、筑後兩國の例に准じて符の下るを俟たず四十年の久しきに亙つて行はれなかつた班田を復活した。(元慶五・三・十四)

以上太宰府に最も近い三國が共に久しく班田なく放置されてゐた事は、府政の陵夷の一面を物語るものでなければならぬ。當時地方官にして、任滿ちた王臣やその子孫が、任地に土着して父祖の勢を利して群居惡事をなし、百姓を虐げ私財を貯へ、貢稅を妨げる狀態が屢々取り上げられ、制止を加へられてゐた。かゝる弊をためんが爲め、口分田班給に當つてそれ等の國々は、かつての公營田を復活して前司浪人を百姓と一率に耕作せしめ、營田數に准じて課稅したのである。若し之を肯ぜざる者は部所を追却せしめんとした。勿論かくの如き方策は、權門の側から反對が起る事は當然である。その具體的な反抗運動とも見るべき事件が筑後の國に於て發生した。以下項を改めて事の經過を述べやう。

(三)筑後國守殺害事件

筑後守從五位上都朝臣御酉は、前項で述べた筑後國の營田を整理した其人であつた。其後元慶七年七月三日夜群盗百餘人は、國守の館を圍み、御酉を射殺し、財物を奪ふの暴擧に出でた。群吏驚きて兵仗を集めてゐる間に、賊徒は闇にまぎれて逃散した、といふ椿事が起つた。(元慶七・七・十九)府は解状によつて少監中原眞人長城等を遣して捜索せしめたが而も吏兵共に惰弱にして賊徒を逮捕し得ず、一ケ月を經るも官に報ずる所なく、府司は譴責を受けた。官は更に藤原良積を推問使として、判官主典各々一人を從へて下向せしめた。(元慶七・十・九)然し彼等推問使の其後の動靜については實錄に記事が見えない爲不明であるが、翌年四月には彈正少弼安倍朝臣肱主が更めて國司殺害推問使に任ぜられてゐる。(元慶八・四・二十六)太宰府からの報告は久しく京に届かず、こゝに始めて去る元慶七年八月に賊黨は捕へられた由が明になつたが、捜査に赴いた府司監典等は未だ歸任せず、政務遲怠の懼れがあるので、大貳安倍眞行は早く朝使を遣して糺彈速決すべき事を請ひ、是に至つて推問使發向すといふ。(元慶八・六・二十)推問使府に到着して報ずる所は、太宰府の大監平高平等は罪人を繫ぎ連ねて太宰府に送り、府司も亦之を受けて拷問してゐる狀態である。元來獄令によれば、罪を犯せば皆事の發する所に於て官司推斷すべき定であるが、罪人は既に府に連携され、全部を歸國せしめる事は困難なれば府にて取調べをなす事とした。(元慶八・七・五)彼等の處分は翌仁和元年十二月至つて決せられた。(仁和一・十二・二三)

謀主　筑後掾從八位上藤原朝臣近成——斬刑
筑後從少目從七位上建部公貞道——官除名
左京人大宅朝臣宗永　年七十——贖銅百斤
蔭子无位在原朝臣連枝——近流
蔭孫大初位下大秦公宿禰宗吉——近流
蔭子正六位上清原眞人利蔭——官除名

旡位藤原朝臣宗扶——近流
前醫師少初位上日下部廣君——斬刑
白丁八多朝臣久吉岑——近流
前掾正六位上藤原朝臣武岡——官除名
左京人大宅朝臣近直——徒三年

猶太宰大監平高平以下大典秦忌寸末吉、御船宿禰貞範少典清料朝臣全棟等は罪人を法に違ひ拷掠し自由に放免した廉を以て、各々罪に處せられ、贖銅が課せられた。

右の主謀者は同國の國司たる掾藤原朝臣近成であり、從少目等の下級官吏や、前任の官吏、權門の子弟從僕等と語らひ百姓浪人等を以て國守の排除を策謀したのであつた。主謀者近成と共に、前掾藤原朝臣武岡、旡位藤原朝臣宗扶の三名は何れも藤原朝臣を名乘つてつてゐる。太宰府を始め九州地方の官吏にも藤原姓の最も多き事を知る。前官の筑後掾藤原武岡は任期滿了後もその任國に在住してゐたものであらう。其他の門閥の子弟を見ると、蔭子在原朝臣連枝、蔭孫大秦公宿禰宗吉、蔭子清原眞人利蔭等がある。彼等の父祖は何れも五位以上の有位者であるから、前代に相當するこの地方に關係ありし同姓の人を實錄によつて求むれば、

在原氏——從五位下守在原朝臣安貞—大宰權少貳（貞觀四・六・十）少貳（貞觀五・二・十）肥後守（貞觀八・十一・二十九）に歴任

正五位下行在原朝臣行平從三位を授けられ大宰權帥となる（貞觀十五・十二・十八）

從五位下行在原朝臣友于豐前國八幡大菩薩宮香椎廟に向ひ天皇即位を告ぐ（元慶一・二・二十一）

清原氏——從四位上守清原眞人常成大宰大貳となる（貞觀二・一・十六）

従五位下清原眞人眞貞筑後守となる（貞觀十二・一・二十五）

かくの如く、或は前任の國司解官の後任地を離れず、その子弟も亦婚を土民に通ずる事等によつて土着の傾向を辿つた事が現はれる。卽ち所謂「秩滿ち解任の人、王臣子孫の輩」（元慶五・三・十）とは彼等の謂であつた。地方官吏及びその子弟任地永住の根據として、彼等の開墾して得た田地の私有が先づ注目されねばならぬ。

先來國司の墾田は田令によれば空閑の地を開作する事が許されてゐるが、交替解任の時は還公する規定であつた。然しかゝる特典は國司をして廣大な墾田を領し、士民の耕作を妨げる弊も生ずるので、延曆三年には太政官符を以て、國司は公廨田の外田地の營作が禁止された。（類聚三代格、延曆三年十一月三日）けれどもこれ等の規定も當時は空文に歸してゐた實例が多い。近く元慶の頃に例を採れば、延喜五年の筑紫觀世音寺資財帳に見える筑前國司の墾田寄進が擧げられやう。卽ち去る元慶元年二月廿九日の符によつて記帳された一切經寄進に副えて、寺に寄せられた筑前御笠郡の墾田五町三段百五十歩は筑前國大目正六位上佐伯連春繼によつて施入されたのである。卽ち國司としては比較的下級の官吏すら五町以上の墾田を私有してゐたのである。

かくて墾田の占據は國司解任の時、その地に安住する傾向を生じ、交替の際は子弟緣者を留めて之が管理をなさしむる等もあり勝な事であつた。口分田の班給公營田の勵行は彼等にとつて喜ばしからぬ事に相違ない。動もすれば百姓を掠し貢租を妨げてゐた彼等權門勢家が田制改革に反對する理由は充分に認められるであらう。筑後國司殺害事件に於ては下級官吏の長官に對する反抗運動の形を見せてゐるが、その根柢には實に右の如き經濟的事情が伏在してゐたものと思はれる。

（四）結　語

仁和の頃太宰大貳として令名あつた藤原保則の傳記は當時の府下の世相を如實に物語るものであるから、以下に摘記し上述の實錄を史料として見た所に對比せしめやう。

もと鎭西の地は姦猾の輩聚り、就中筑前筑後肥前三國は群盜の藪澤であつた。人民蓄財の者は殺戮せられ行旅者の財產も掠奪せられる有樣である。前年府官及び國司兵を發して捕殺したが、兇黨彌々熾にして靜謐ならず、保則初め領に莅むや、衆人は皆軍兵を發して滅誅を勸めたが、公曰くに「吾聞く、此盜の渠帥は編戶の民に非ず、皆流浪の輩である。或は良家の子弟衣食の利を逐ひ、或は舊吏從僕婚姻によつて緣を土民と結ぶ。加之近年不作にして無賴の徒多く賊徒となり、國の大半は擧げて盜となる。今之を捕へて殺さば鄕に人なく、不懼の警に備ふる能はず、彼等必ずしも凶狡の心を懷くに非ず。飢寒に迫られた結果のみ。若し恩情を以て施せば諸民生業の安居出來る。」と、その俸米を以て三國に施し深く慰撫を加へた。賊徒大に喜び、公の父母の情に感じ化に服したといふ。

右の傳記は延喜七年三善淸行によつて編述された記錄である。三代實錄も同じく延喜初年に編纂の完了したもので、六國史中最後の又最も完備した記錄といはれる。實錄と保則傳とを對照して考ふれば、同じ記錄であつても、その間には異つた性質が認められねばならぬ。實錄の內容は當時の詔勅や、官符等の文書的性質を帶びたものが、多數取り込まれてゐる。これが爲め或る目的の爲に筆者の自由採量になつた記錄よりも、公正な史料を與へてくれる。これに對し、家傳人物傳記の如きはその功績を頌えんが爲に多分の誇示が行はれ易い。その一方には事件の經過を通觀するに勝れた點がある。文書纂成より成る記錄は、斷片的な記事の纒綴と、その裏に包まれた社會を知るに相當の骨が折れる。三代實錄に於てさへ事件の經過に必要なる史料が間々欠げてゐる事は本稿に於ても指摘して來た所である。

幸に保則傳は著者の人物時代に於て、當時の世相を、多少の誇張はありとするも、曲筆してはゐない。兩者併せ考ふるによつて、各々の欠點を補足し得られるであらう。

奈良時代に於ける農民政策

―續日本紀研究の方法と其實例―

東京府立高等學校教授　田名網宏

周知の如く『續日本紀』は文武天皇元年に始まり、元明・元正・聖武・孝謙・淳仁・稱德・光仁の奈良御七代を經て、桓武天皇延曆十年に至る九代九十五年間に亘る勅撰の國史で、總べて四十卷、その書名の明示するが如く『日本書紀』に後續さるべき正史である。而してその含む年代に於ても六國史中『書紀』についで長く且つ大部分は奈良時代であつて此の時代研究の史料として最も貴重な寶典であり、最高權威を有するものである。その內容とする處は、皇室關係の御記事を始め奉り、恒例臨時の公事・政事・法制・經濟・宗教・社會・外交・任官敍位等の重要事項より祥瑞・天變地異等に至るまで悉くを網羅して殆ど洩すところがない。而して之を『書紀』に比較するに、その最も特徵的な點は根本史料によつて文を成し、御歷代の詔勅卽ち宣命の如きは漢譯せずして殆ど原文のまゝ採錄し漢文體の詔勅と區別して揭げ、勅書とともに官符等の辭句なども亦原文より拔萃しよくその要點を纏めてゐる事である。されば我々は當時の歪曲されざるより生しい史實に觸れ且つそれを摑み取る事が出來るのであつて、本書が『書紀』の謂はば續篇ではありながらも編纂者がよくその

先規舊套を脱してこゝに新機軸を出した功績は蓋し極めて高く評價さるべきものであらう。又本書の編纂が後述の如く度を累ね時に隨つて補修された結果二三の缺點を殘したとは云へ、その反面には文章がよく洗煉整理せられるに至つたことも看過し得ない。而かも『書紀』の如く支那史籍中の文辭・詔勅等の原形のまゝ若しくは燒直して挿入せるが如き事の皆無である點も『書紀』に比して優れた點と云へよう。更に又諸制度の沿革を明らかにせんがため、詔勅・官符等の類は悉く之を載せ、政治外交等についても特に深甚の注意が拂はれて居り、任官敍位に就いてはその煩を厭はず悉く洩すところなく列擧されてゐるが如きその一例である。只その事の煩しきがため、或ひは又年代を閲する事遠くて書寫の際に於ける誤寫等の事もあつて、敍位に關する文字や干支（一例—天平勝寶八歲十二月甲寅條）に少からず誤謬を含み、干支を推すに記事の錯簡せるもの（一例天平八年正月戊申・辛丑條。天平十二年十二月丙寅條。天平勝寶元年十一己酉條。等）或ひは又衍文・脱洩・攙入・重複（一例—天平十九年八月丙寅條と天平勝寶二年九月朔條）等の事あるは先づ本書の缺點と云ふべく、大いに吟味してかゝらねばならぬ點である。ために諸本の間にも局部的とは云へ相當の出入異同の存在するのは又已むを得ない事であるが、研究に際しては出來得る限りの古寫本を探索照合する事は望ましいが、それは容易に出來るものでないから權威ある校合本を用ひ、更に『類聚國史』や『日本紀略』等も參照し精密な檢討を加へてかゝらねばならない。

次に本書の成立について述べる事としよう。本書四十卷全部が完成されたのは延曆十六年二月の事であるが、それは一時に成れるものではなくして、之より先實に數次にわたつて編纂を加へられて始めて完成したもので、その經過については延曆十三年八月藤原繼繩の上表（類聚國史卷百四十七文部下）によつて寶字より寶龜に至る十四卷はその上表の時、又十五卷以下は延曆十六年二月菅原眞道・秋篠安人・中科巨都雄等の上表（日本後紀卷五）によつて此の時に成立したものである事は明らかである。而してこの二回に亘る上表文によつて極めて錯雜せる本書編纂の沿革を更に明確にする事が出來る。先づ十三年上表中に「自二文武天皇一訖二于聖武皇帝一記注不レ昧」とある事によつて文武帝より聖武帝に至る四代五十三

年間の記事が早く編輯された事を知るが、只それだけでその年月・編輯者・卷數等は詳かでない。次に矢張り同表に「起レ自二寶字一至二于寶龜一、廢帝受レ禪、韞二遺風於簡策一、南朝登レ祚、闕二茂實於徒誦一、是以故中納言從三位兼行兵部卿石川朝臣名足主計頭從五位下上毛野公大川等、奉レ詔編緝、合成二廿卷一」とあり、光仁天皇の御代に石川名足・上毛野大川等に勅して、淳仁天皇寶字二年八月より光仁天皇寶龜八年まで二十ヶ年二十卷の歴史を編輯せしめられた事が分るが、その完成の年月は之また詳にし得ないのであるが、編輯には中納言石川朝臣名足及び主計頭上毛野公大川等が當つたのである。次に十六年上表に「起二文武天皇元年歲次丁酉一、盡二寶字元年丁酉一、總六十一年、所レ有舊案卅卷、語多二米鹽一、事亦疎漏、前朝詔二故中納言從三位石川朝臣名足等一（中略）分レ帙修撰、以繼二前記一、而因二循舊案一、竟无二刊正一、其所レ上者唯廿九卷而已、寶字元年之紀全亡不レ存」とあるを以て石川名足・刑部卿從四位下淡海眞人三船刑部大輔從五位上當麻眞人永嗣等に勅して既に成れる寶字二年乃至寶龜八年の記事の前記卽ち文武天皇元年より孝謙天皇寶字元年まで六十一年間の歴史を撰修せしめられたのである。乃ち寶字二年より寶龜八年迄の記事は前述の如く既成のものがあつたので、それ以前卽ち文武元年より寶字元年までの六十一年の記事を修史の經驗者たる名足を首とし、文筆に令名高い三船及び永嗣等をして分擔撰修せしめられたのである。然るにこれは文武天皇元年より聖武天皇の御代まで五十三年間の歴史は既に撰修せるものを補修し、孝謙天皇天平勝寶元年より寶字二年七月までの十年間の歴史を新に編輯したのである。然るに「其所レ上者唯廿九卷、寶字元年之紀全亡不レ存」とあるを見れば實は勝寶八年十二月迄の紀にて、寶字元年より、二年八月までの紀は編輯當時より既に散佚し、又その內容も「語多二米鹽一、事亦疎漏」とある如く極めて杜撰であつたらしい。かくの如く前後三回の修史によつて兎も角先づ文武天皇より光仁天皇寶龜八年までの八十一年間の歴史が完成されたのである。

ところが石川名足、上毛野大川等の編輯にかゝる寶字元年より寶龜八年までの史は十分なる添削をなさなかつたため、桓武天皇の御代右大臣從三位兼行皇太子傅中衞大將藤原朝臣繼繩・正五位上行民部大輔兼皇太子學士左兵衞佐伊豫守菅野

朝臣眞道・少納言從五位下兼侍從守右兵衞佐丹波介秋篠朝臣安人等に更に勅して之を訂正增補せしめ給ひ、元來二十卷であつたものを十四卷に壓縮し、延曆十三年八月に成つて奏上したのである。而してこの十四卷は今の卷二十一より三十四までであつて、之について寶龜九年より延曆十年に至る十四年間の史（卷三十五より卷四十）六卷は此の後引續いて編輯されやがて十四年頃には完成を見、延曆十六年以前に奏上を完了せるものと考へられる。卷三十五より卷四十までも卷二十一より卷三十四までも同樣に每卷首に「右大臣正二位（從二位）兼行皇太子傅中衞大將臣藤原朝臣繼繩等奉　勅撰」と書せるは之れがためである。斯の如くして寶字二年以後の史は再度の補修を經て完成したが、既述の如く文武天皇以後聖武天皇までの史は再び補修されたが未だ十分ではなく、勝寶以後寶字二年七月までの史は一度編輯されて、前紀を繼いだのみで杜撰であり、殊に寶字元年紀は全く散逸して當時既になかつたから、延曆十年重ねて菅野眞道・秋篠安人等に勅して編輯せしめ給うたのである。かくてこの間の史は從來の三十卷を壓縮して二十卷（今の卷一より卷二十に至る）が完成し延曆十六年二月奏上し、先に十三年に奏上せし寶字二年以後の上に之を加へ、こゝに前後合せて四十卷が完成したのである。卷一より卷二十に至る卷首每に「從四位下行民部大輔兼左兵衞督皇太子學士菅原朝臣眞道等奉　勅撰」と書してあるのは之がためである。かくして本書の編輯は文武天皇より聖武天皇に至る御四代五十二年間の初稿を除き、光仁天皇の御代石川名足等に勅命以後凡二十年の歲月を經て始めて完成されたのである。

次に本書の異本について簡單に述べるならば、類本は割合少く現在所在分明のものは大約卜部家所傳の卜本（吉田本）、舊金澤文庫所藏にかゝりし金澤本、伊勢山田宮崎文庫所藏にかゝりし宮本の三本である。その他に寫本の現存せるものに內閣本・尾張本・薩摩本・曾我本・淀本・谷森本等がある。就中金澤本は書寫年月は不詳なれど現存『續紀』中最古の寫本で最も善本である。これは卷一より卷十までは後寫にかゝり每卷首に「金澤本寫」の四字を記し尾張德川侯爵家に、卷十一より卷四十までは卷子本にて「金澤文庫」の黑印があり宮內省圖書寮に所藏されてゐる。閣本は慶長の寫本で三條西實隆

公の奥書によるに永正本の寫である。(卽ち卜本・永正本・閣本は皆同一系統の寫本である) 吉田本は慶長十八年正月梵舜が卜部本を書寫せしめたることその奥書に明らかである。尾張本は尾張家の所藏にして奥書に、「元和八年仲夏廿日以實隆公自筆本考了西山期遠」とあれば閣本と同樣三條西本の副寫である。薩摩本は金澤本の寫であり今帝國圖書館に藏し、曾我本は水戸德川侯爵家の所藏にして奥書を缺く。閣本淀本と酷似してゐる。淀本は舊淀藩卽ち稻葉子爵家舊藏本にして矢張り奥書を缺いてゐる。神宮本は宮崎文庫舊藏今神宮文庫に藏せられ承應二年二月書寫の奥書がある。谷森本の書寫年代は不明である。

次に本書研究の參考とすべき注釋書には先づ村尾元融の『續日本紀考證十二卷』伴信友の『續日本紀次第考』寺村成相か渡邊誨・生駒正直等五人の質問に答へたる『續日本紀問答一卷』矢野直道の『續日本紀私記十三卷』等がある。又詔勅を解釋したものに本居宣長の『歷朝詔詞解』があり、和歌では『南京遺響』がある。

さて以上本書の書誌學的記述に思はず多くの紙數を費してしまつたが次に養老四年三月己巳の太政官奏を與へられた一史料として奈良時代に於ける對農民政策の一班をうかゞふよすがとして『續紀』研究の實例と方法てふ題意にいさゝかなりとも沿ふ事としたい。先づ左に本條の全部を掲げて見よう。(國史大系本による。送假名括弧筆者)

己巳。太政官奏。比來百姓例多乏少。至於公私不辨者衆。若不矜量家道難存。望請。比年之間。令諸國毎年春初出稅。貸與百姓。繼其產業。至秋熟後。依數徵納。其稻既不息利。令當年納足。不得延引數有逋懸。又除租稅外公稻。擬充國用。一槩無利。恐其頓絕。望請。令諸國毎年出擧十束。取利三束。仍令當年本利俱納。又百姓之間。負稻者多。緣無可還。頻經歲月。若致切徵。因卽逃散。望請。限養老二年以前。無論公私。皆從放免。庶使貧乏百姓各存家業。又謹撿和銅四年十一月二十二日勅。出擧私稻者。自今以後。不得過半倍者。比來出擧多不依法。若臨時徵索。無稻可償者。令其子姪易名重擧。依此奸計。取利過本。積習成俗。深非道理。

望請。其稻雖レ經ニ多年一。仍不レ過ニ半倍一。』又撿ニ養老二年六月四日案內一云。庸調運脚者。量ニ路程遠近。運物輕重一。均出ニ戶內脚將一。資ニ行人勞費一者。據レ案。唯言下運ニ送庸調一脚直上。自餘雜物送レ京。未レ有ニ處分一。但百姓運レ物入レ京。事了卽令ニ早還一。爲レ無ニ歸レ國程粮一。在レ路極艱辛。望請。在京貯ニ備官物一。每下因ニ公事一送レ物還上。准レ程給レ粮。庶免ニ飢弊一。早還ニ本土一。』又無知百姓不レ閑ニ條章一。規ニ避徭役一。多有ニ逃亡一。涉ニ歷他鄕一。積レ歲忘レ歸。其中縱有ニ悔過一。還ニ本貫一者。緣ニ其家業散失一。無レ由ニ存濟一。望請。逃經ニ六年以上一。能悔過歸者。給ニ復一年一。繼ニ其產業一。』奏可之。

先づこの太政官奏を便宜上分析してみると、第一、困窮せる百姓に對する救濟策としての借貸に關する件（第一括弧）第二、公廨稻雜稻等公出擧の利率に關する件（第二括弧）第三、百姓逃散防止策としての公私出擧の原免に關する件（第三〃）第四、私出擧の弊害除去と利率の設定に關する件（第四〃）第五、庸調運脚夫救濟に關する件（第五〃）第六、徭役忌避による逃散者の本貫歸還に關する件（第六〃）の六件であつて、當時の農民政策に關する根本的な多くの問題を含み且農民生活の一斷面を示唆せる屈竟な一史料と云へると思ふ。以下逐次處理してゆくとしよう。

第一の問題に於ては先づ、當時百姓が一般的に窮乏に陷り、生活のためには手段を選ばず、國家の法規さへ無視し之を蹂躙する者が非常に多くなり、若し政府に於て何等かの然るべき救濟策を講ぜずして放置するに於ては、彼等は遂に家業を續ける事が不可能となつて自滅するに至るであらうと述べられてゐる。然らば之が具體策として如何なる方法が講ぜられねばならないかと云ふに、全國の正稅稻（卽ち租として徵收し諸國の正倉に收納しある官稻）をば春の播種期に際し、窮乏の餘り種子さへ蓄へざる百姓に貸與して農業を繼續し且つ生活を保證せしめ、而して秋の收穫期を待つて、それぐ法規の定むる所にしたがつて收納するが如き制度を實施せねばならぬ。而かも收納に際しては無利息を條件とせねばならぬ。さればその本を根絕せしめぬために、その年々の收納はその年々で完全に行はしめる事が最も重要なことで、萬一負債者をして逃げ匿れたりして滯納するが如きことがあつてはならない事を付帶條件としたものである。これ卽ち所謂借貸制度の

施行であつて、かゝる勸農と慈善救濟の二つの目的より出發せる稻穀の無利息消費貸借たる借貸制度は大化前代に於て既に行はれてゐたもので（孝德紀大化二年三月條「儲稻（イラシノイネ）」とあるは卽ちそれである）又賑貸（續紀和銅五年四月辛巳詔「諸國大稅三年賑貸者、本爲恤濟百姓窮乏」云々とあり）。稟貸とも呼ばれ、その上代に占むる社會史的意義は決して看過し得ないのである。更にこの史料によつて思ひを廻らさねばならない事は、當時の爲政者にとつて、その據つて立つ經濟的基礎たる農民階級の疲弊といふ事は、最も憂慮すべき事柄であつて、生產者たる民を庇護し農業生產の擴充を圖るためにこそ農民には無利息といふ最も好條件に惠れた借貸制が實施されるに至つた事である。卽ちまだ自然經濟の域を脫せざる當時にあつては農業は唯一の生產手段で、かゝる時代に於ては農本主義たらざるを得ないのであり、農民愛護思想もかゝる點に一つの有力な根據を持つのである。次に第二の問題について見るに、この條に於ては『續日本紀考證』に「稻下疑脫出擧二字」とある通り、出擧の二字を補ひ「除二租稅一外公稻出擧擬二充國用一」とすれば意味もよく通ずるであらう。ところでこゝに取上げられた問題は官稻の利息附消費貸借たる公出擧に關する利率の件で、「除租稅外公稻」の出擧とは、卽ち公出擧中正稅稻出擧以外の公廨稻及び雜稻の出擧を指すものと考へられる。（公廨出擧設置の事は延曆交替式天平十七年十一月廿七日太政官奏參照。又雜稻出擧については續紀天平十六年七月甲申條に四畿內七道諸國に於ける國分二寺料出擧の設置の事見ゆるが之は雜稻出擧の一例である。なほ主稅式には諸國に於ける公廨稻雜稻出擧の細目や式數が明示されてゐる。）而して出擧は借貸と異つて一時的のものではなく、その財源たる本稻を永久的に活用させねばならないから、利稻を徵收せねば遂ひに本稻が根絕する恐れがあるので、雜令に官稻出擧の利率を半倍（五割）と規定してはゐるが、百姓の困窮を大いに考慮して十束について三束つまり三割の利を徵收すべきことを願ひ許されたものである。舊來官稻出擧の利率は三割乃至五割を上下してゐたのであるが、かゝる利率は現今から見れば驚くべき高利率であつて、而かも一年とは云ひながらその實際の期間は春の播種期の貸出しより秋の收穫期の返納に至る約八ヶ月程であることも考慮せねばならない。又官稻出擧についてなほ看過し得ない點は、前述の借貸制度

が全く慈善救濟といふ社會政策と、勸農といふ産業政策より出發してゐるに對し、出擧がかゝる借貸制に起源を有してゐながら、利稻の徴收といふ事によつて政府の財政々策的色彩を濃厚にしてゐることである。そしてかゝる出擧制の本質こそやがて幾多の弊害を釀成すべき素因を有するものであつて、律令制下の班田農民をして逃散にまで驅り立て、又一方富豪による土地兼併を容易ならしめた如き上代に於ける由々敷しき社會問題を惹起せしむるに至つたのである。而して次の第三の場合こそ乃ちその一事例である。卽ちこの場合は公私出擧稻を借り受けてゐる者が秋の返納期に至つて、頻々として襲ひかゝる凶作・饑饉等によつて長期に亘つて返濟不能の窮境に陷る場合が極めて多いのであるが、かゝる場合には當局に於ても特別な考慮を拂はずして規約通り强ひて徴收するが如き事があれば、窮民は堪えかねて田宅を賣却して之を償ひ、更に窮しては「屬二其徴收一、無二物可一レ償、遂乃賣レ家賣レ田浮二逃他鄕一、民之受レ弊、無レ甚二於此一」。（寶龜十年十一月乙未勅）とあるが如く、家をすて故鄕を離れ他國に逃亡して浮浪人となり、その結果は當局の最も恐れてゐる農業生産力の著しい減退となつて現れるのである。されば太政官はかゝる事態を極力未然に防止せんがための社會政策として、養老二年以前の公私出擧に對して之を無效とし、それによつて窮民を一時的にもせよ逃散から救ひ、家業を繼がしめんことを奏請したものである。かゝる負債の原免政策は中世に於ける德政と全く同じ行き方であつて、上代を通じてかゝる政策は頻繁に行はれてゐたのである。之等の實例によつても當局者は對農民政策には如何に頭を惱ましてゐたかを知るのである。次に第四は私出擧に關するものであるが、私出擧は民間に於ける稻穀金錢の融通制度であつたので、當時の無自覺な農民は後患を顧ず一時の偸安を願ひ、ために必要以上の多額の融通を受けて償却不能となり、それが又逃散の大なる原因をなしたのである。（續紀元平六年五月戊子條參照）而かも私出擧の利は一般に公出擧のそれに比して遙かに高率を示し、通常半倍といふ割合が公定利率ではあつたが、その本質が民間相互間の私的契約であつたので、實際に於ては法規より更に高率を示してゐた。されば此の場合に於ても和銅四年勅によつて私稻出擧の利率は半倍以內と制限されてゐるにも拘らず一向に守

られず、自分名義で既に融通を受けたものが、この高率では仲々償却が困難である上に、更に窮境を一時なりとも糊塗せんがためには全く後患を顧る事なく、その親族等の名義によつて二重の負債を受けるが如き奸計をなす結果は、利はかへつて本よりも多額となり、かゝる惡弊が一世を風靡するが如き趨勢にあり、ひいては農民階級の破滅を招くが如き全く憂慮すべき狀勢にあつたのである。（寶龜十年九月甲午勅・延曆二年十二月戊申條參照）さればこゝに於て當然之が應急對策として、如何なる長年月に亘る負債たりと雖も又如何なる特別な場合と雖も、私出擧の利は和銅四年勅に示された如く半倍を超えしめぬやうに奏請したものであるが、かゝる取締りは當局の熱意にも拘らず常に蹂躙され勝ちであつた。

以上第四までが借貸及び公私出擧の問題についてその實情が示され、それに對する當局の諸對策が講ぜられたのであるが、大化改新がこゝに實を結んで我が國が始めて強大なる中央集權國家として律令制度の整備確立と相俟つて、活潑な而かも華かな活動を開始したこの奈良時代の初期に於てすら早くも出擧制度の種々な弊害が現はれ、やがてそれが農民階級の逃散といふ重大な社會問題を胚胎してゐたのであり、律令制度は制度そのものに內包されたる多くの矛盾撞着によつてやがて時の推移とともに破綻に導かれるのであるが、この律令制の弛緩と崩壞に拍車をかけたものは律令制の核心をなせる班田法の根本義と相容れざる墾田法と出擧制とであつたことは特に牢記せねばならない處であり、從つて之が對策は常に當局者を大いに惱してゐたのである。

さて次に第五の場合に移るが、この條に於ては庸調運脚夫に對する保護對策に關するものであつて、庸調は田租の如く國衙へ納入するものではなく京都に納めねばならず、その運般は調庸を出す人民の負擔であつた事は申すまでもない。故に運脚夫に選ばれた者は重荷を負うて長い行路を運送せねばならず、交通不便にして旅行極めて困難な當時に於て、その勞苦は實に言語に絕するものがあつたであらう。京に運上する場合には官の保護を受ける事が出來たとしても、歸鄕の際は官の保護もなく旅費も殘り少となり、「諸國庸調脚夫、事畢歸レ鄕、路遠粮絕、又行路病人無ニ親恤養一欲レ免ニ飢死一餬レ口假レ生、

並辛二苦途中一、遂致二横斃一」とあるが如き實情であつた。（更に天平寶字三年五月甲戌勅及び靈龜二年四月乙丑詔についてその如何に悲慘なりしかを知るを得べし）されば之が對策として京都に官物を蓄貯して、公のために物を運搬して京に上り來る者に食料として給與し、無事に故郷へ歸らしむる事にしたのである。かゝる政策も此の時初めて行はれたものではなくて、之より先既に路次の國郡に令して彼等に米を賣らしめた事が『續紀』和銅五年十月乙丑詔によつてうかゞはれ、又之より後に於ても官稻を出擧して貢調脚夫の食料に充たことが神龜元年三月甲申の條に見えてゐる。最後に第六の場合は徭役忌避による逃亡者が本貫に歸つた時の對策であるが、養老賦役令に「凡正丁歳役十日」とあり、その義解に「謂於レ京役レ之、即不レ給二公粮一」とあるを見れば、人民は年に十日の間食費自辨で京に出て官のために勤勞奉仕する義務があつたのである。之を歳役又は正役と云ひ、之を負擔する者は即ち庸を免ぜられる制度であつた。力役には正役の他に地方に於て國司に徵集せられるところの每年六十日以内の所謂徭役の負擔があつた。而して奸惡なる地方官は之を惡用し盛んに法規を犯して人民を酷使するものが多かつたので、それに堪えかねて逃亡を企てる者が可成りあつた事を以てしても、如何に之によつて農民が苦しめられたかを知るのである。而して當局は彼等の中で六年以上を經過して前非を悔いて本貫に歸つて來る者があつた場合、之を所謂時效にかゝつたものとして一年間の租稅免除といふ極めて大なる特典を與へて本貫に落つかしめてその生業に從事せしむるやう對策を講じたのである。

さて上來縷述せる如く、當時に於ては當局者の一貫せる方針はあらゆる努力を傾注して農民の養護に萬全の策を講じ、彼等をして塗炭の苦みより救ひ生業に安んぜしめ、生產階級の健全なる發展策を常に政治上の指導精神としてゐたのであつて、かゝる精神はとりもなほさず上御歷代の御仁慈の反映に他ならない事は勿論である。然しながら政治運用の實際の任に當れる地方官吏の奸惡私曲は何時もかゝる努力を水泡に歸せしめてゐたのであり、かゝる邪惡な地方官吏の存在する限り當代の農民は苦しまねばならなかつたのである。（十二・八・三十一）

武士の性格について

——將門記研究の方法と其實例——

日本女子大學教授　遠藤元男

『將門記』は東日本における平將門の亂、『純友追討記』は同じ頃西日本におこつた藤原純友の亂について、その直後に夫々誌したものであるが、亂そのものについて觸れることはやめて、特に『將門記』について、その頃から活潑となつてきた武士の性格に限つて、如何なる問題が包まれてゐるかを伺ふことにする。

この兩亂は何れも年を同じうして起つた。それは天慶二年（九三九）のことであつた。當時、東日本殊に東國には多くの武士及び武士團が成立してゐた。その事情は『將門記』にも誌されてゐるが、上總・下總を中心とした平氏一族、常陸の源護、武藏の源仕、下野の藤原秀鄕の一黨などがあつた。それならば、これらの武士及び武士團は如何にして成立したか。これについては嘗つて次のやうに考へたことがあつた。

東日本と西日本とが文化及び社會の段階を異にしてゐることは既に考古學的な遺物が示してゐるが、その後の文化及び社會の發展においても同じ事情がみられた。紀元一世紀前後から西日本においては鐵器の使用が普遍化し古墳が築造されつゝあつたのに、東日本・東國ではまだ石器——比較的進んで地方で靑銅器——を使用してゐた。從つて社會關係においても西日本に奴隷制が進展しつゝあつたのは東日本においては一般に共同體的關係が維持されてゐた。第七・八世紀の飛鳥・奈良時代になつて近畿を中心として奴隷制が高度に進展するや、東日本・東國は奴隷の供給場たらしめられた。記紀にも古き傳承として誌されており、奈良時代更には平安時代にまでも續いて行はれた蝦夷征伐はこの奴隷獲得のためであつた。蝦夷は早くから歷史に現はれてゐた最も近接してゐた異民族であるが、次方に征服せられ、この奈良時代においては、東國までは一應、國家の勢力範圍となつてゐた。しかしこのためにそれらの地域の村落共同體の農民は奴隷に轉化せしめられ、村落共同體そのものも破壞されて行つた。そして奴隷制を基礎として班田制が展開して土地私有制を基調として——それは次第に封建制へと進展するものであつたが——莊園制が西日本に全般的に發展するやうになつた。平安時代の初期には東日本殊に東國においては奴隷制的關係が進展しつゝあつたと考へられる。

西日本においては大化改新の頃から、この頃までに顯密の社寺を中心として動いて行つた。かつて奈良時代においては西日本の各地に多數の奴隷所有者として存在してゐた社寺は平安初期には更に土地そのもの——莊園——の獲得に狂奔してゐたが、それらの各地の社寺は所謂本末關係の結合によつて奈良・京都を中心とした社寺——南都・北嶺を代表とする——によつて政治的にも經濟的にも統制されて、今や顯密の各宗派・社寺は膨大なる莊園所有者・大土地所有者にまで成長してゐた。前にみた莊園領主としての社寺はかうした地域に地盤を持つてゐたのである。從つて西日本は社寺の勢力下にあつたとも言へる。それならば莊園領主の他の一群としての院宮・權門・勢家一般に貴族は何處に地盤を持つてゐたのか。こゝに藤原氏の勃興に伴ふ貴族層の發展過程が顧みられねばならない。しかし奈良時代から平安時代へてかけての政

治史はある意味で社寺對貴族の抗爭であつたとも言へるものであるから、必然的に東日本に向けられたことが理解される。それは同時に前代からの蝦夷征伐と結びつくものである。貴族による莊園獲得は主力的に東日本に向けられた。勿論西日本へも向けられた。こゝに社寺との、又貴族相互の或は社寺相互の莊園爭奪が平安時代の中期から頻發してくる。そのためには新しき莊園の獲得のために、或は既に得た莊園の防禦のために武力が必要であつた。この武力は何處に求められたか。それは言ふまでもなく……名主の層であり一般的には土豪と言はれるものであつた。武力とは根本的には經濟力であり、人的・物的資源を持つことであつた。人的資源とは奴隷であるが、西日本においては早くから莊園的・名主的土地所有の進展につれて農奴化してゐた。從つて武力の一部はこれらの農奴の賦役的勞働に仰ぐことになつた。物的資源とは武器・武具・馬等であり――馬は騎兵戰を主としたために必要であつた――奴隷に供給して戰鬪に參加させたが、その農奴化するに及んで彼等の自給及び彼等からの徵發に俟つところが多くなつた。勿論すべての奴隷が農奴に轉化したのではない。そのある部分は名主の家內奴隷的關係におかれて殘り、又は新たに自由民から或は農奴に或は奴隷に轉落したものもあつたのである。莊園は……一人の領主のものでも各地に散在し、又その一つのものでも土地は散在しており、しかもそれらの一地域も更に小面積の土地に分割されて所有されてゐた。卽ちそれらの小面積の土地が名であり、その所有者が名主であつた。從つて莊園の爭奪は結局それらの土地の社會的・經濟的な單位である名の爭奪であり、名主の對立・抗爭と言ふことになる。名主は己れの名を包含し支配する莊園の領主のためのみならず、常に己れの名のために武裝してゐなければならなかつた。しかし名及び名主の間には常に勢力・武力が均衡であつたとは言へない。そこに弱肉强食があり名主の分化がみられた。同時に小名主等の結合も出來れば、また小名主の大名主への服屬・投歸――土地の寄進となつてあらはれる――もあつたわけである。こゝにその保護・被保護の關係が、保護者の被保護者への恩給のそれとなり、土地を通じての隷屬關係が生れるのである。卽ち封建的な主從關係である。かくして莊園內に或は莊園相互の間にも幾つかの

牢固たる組織ができた。この組織は絶えず武裝してゐた。そして集團としての統制ある行動がとられた。莊園領主——既に中央京都にあり不在地主化してゐる——の他莊園の侵略或は新莊園の獲得のときには又この組織が利用された。その組織は中央から既に或は新に派遣せられた吏僚の指導下に行動した。そして次第にその指揮者との間にもその組織及びそのメムバー——名主達——の所有する名・土地の保護・恩給の關係に基いて主從關係が結ばれた。その指揮者とは中央の領主の代辯者でもあり政治的な權力を持つものであつたから、その權力によつて自己所有の土地・財產を政治的に保證して貰はうとの意圖からであつた。こゝに組織はより擴大され强固となり、上から下への統制ある三角形的構成は、今や在地的な勢力として、中央の莊園領主・貴族・社寺に向つて、集團的威力を發揮し社會的に擡頭し、政治的にも對立するに至つた。この集團が武士である。

かうした過程は西日本も東日本も同樣であつたことは勿論であるが、東日本の方が西日本よりも立ち後れてゐたゝめに多少の事情を異にしてゐた。前にもみたやうに西日本においては社寺を中心として大體平安時代の前期の間に莊園制的土地所有が從來の奴隷制の上にたてられつくして終つてゐた。從つて共同體的關係は殆んで破壞されてゐたのである。しかるにその頃東日本では貴族を中心として奴隷及び土地の獲得が積極的に行はれ、東國は勿論、奥羽地方にまで進んでゐた。そうした獲得の征伐には中央の貴族の吏僚が指揮者として派遣せられ、東海・東山・北陸の諸道の奴隷的班田耕作農民が參加せしめられ、彼等から徵發された物資——米・鹽・糒等の食料、馬・武器・武具等々——が充用された。そしてその際、それらの地方の浪人が多數動員されたことは注意せねばならない。……これらの地方の開拓は所謂屯田兵乃至は移民的方法を以て行はれたから、やがてそれらの地方に數多くの一定面積の土地を所有する小名主が發生したのである。被征服民衆は何れも奴隷化されたであらう。又名主相互の間にも抗爭對立はあつたであらう。そしてそこに名主層の分化がみられたであらう。武力ある卽ち經濟力ある名主のもとに服屬せしめられたものもあつたであらうし、小名主相互の自

衞的團結も出來たであらう。これは前にみたと同じ過程である。とにかくこうした征服過程に應じて古い共同體的關係は次第に破壞されつゝあつた。しかるにその破壞の完了せざるうちに又もや貴族による莊園制的土地所有の觸手がのびてきた。これも前にみたと同じ過程である。貴族の莊園獲得の中心的武力となつたものが武士であり、彼等は前にもみたやうに地方の名主層の物質的地盤の上に大きい集團を形成した。それらは徐々に勢力を擴張し他の多くの集團を集中・統一して、遂には二大集團にまで合一され、對立するに至つた。即ち源氏及び平氏と呼ばれるものである。この源氏及び平氏は元來は貴族藤原氏の吏僚であつたが、東國を中心とする地方的名主層の物質的地盤と結びつくことによつて、自家の勢力を蓄積し、やがて中央貴族に對して地方武士として武士の集團的威力を背景に經濟的に政治的に對立するに至つた。中央と地方の隔絶と言はれる平安時代後期の政治史的問題はこれである。

武士及び武士團の成立についてはこのやうな見透しを持つものであるが、そうした武士及び武士團の性格についても次のやうに考へてゐる。

一般には武士階級など言はれて武士を一つの階級としてみられてゐたが、これは嚴密には絶對に誤謬でなければならない。武士集團は今までみてきたやうに上から下への三角形的に數次の階層があつた。一番上層のものは貴族に服屬する侍であり、その侍の下に家人、從者又は郎黨なるものがあつた。これらは一聯の封建的な從屬關係に結ばれており、身分的にも階級的にも社會關係を異にしてゐた。このことからのみ見ても一つの階級であるとすることはできない。又彼等は莊園領主・貴族の隷屬下にあり警護と恩給との關係によつて結ばれ、新しき莊園獲得或は既得莊園の防禦に當るべきものであつた。從つて武士とはそれらの諸階層・集團に對して言はれたもので、貴族自身の言葉からみれば階級的なものを示すものでなく、武藝に長ずる者といつた言はゞ特技的なもの延いて職業的なものとされてゐるのである。こうした層は莊

園領主・社寺の隷屬下にもあつたわけで――衆徒・僧兵・神人等々――これらの兩者を綜合して、始めて、莊園・土地・名を通じての一つの階級が考へられるわけである。かうした所謂武士集團を始めとして、諸集團の中心的勢力は言ふまでもなく名主の層であつたが、この階層を武士階級と言ふならば嚴密な意味からも理解せられるし、又そう呼ぶ所に社會史的な妥當性もある。私は武士階級をこの名主層の意味においてみることが正しいと信ずる。しかしこゝでは二つの意味に解しておかねばならない。卽ち狹義では東日本・東國を中心として發展した名主層が卽ち本來的な武士であり、廣義では西日本をも含めた莊園内の實質的勢力者としての名主層を綜括したのが武士である。從つてこゝに武士集團――單に武士團と呼ぶ――の内部の名主層より上層のものの社會的・身分關係乃至は階級關係が問題となつてくる。

とにかく武士團――狹義の――は東國を地盤として成立した。彼等は東ゑびすと貴族からは非文化性を卑められたが、獨特の社會關係を基礎に經濟的に社會的に確固たる地盤を持つてゐたのである。後には鎌倉武士として、むしろ貴族に對して自尊と矜持を誇るに至つた。こゝにそれらの武士團の武士層の性格を規定する一面がある。彼等が武藏野と言ふ未開の原野に長い間弓馬を共として生活したことも所謂武士的訓練を可能ならしめたものではあつたが、もつと根本的なものが他にあつた。それは古い時代からの共同體的關係の上に、それを破壞しつゝも、徹底的には破壞しつくさずに、土地と奴隷との大量的獲得がなされたことである。その土地と奴隷の大量的所有者が名主であり所謂土豪であつた。そして名主の分化過程において大名主が出現し、廣大なる土地と多數の奴隷を所有する地方的貴族にまで進展してゐた。……初期武士・名主は多かれ少かれ土地及び奴隷の所有者であつたのである。奴隷制的關係が進展しつゝあつたときに早くも莊園制的土地所有がこれと結びつき、それの上に或はそれと併行して展開し、そこに所謂封建的な社會關係が成熟したのであつた。かうみてくると、封建的な武士社會の成立には共同體的な要素と奴隷制的な要素とが混合してゐることが分る。しかもその度合は共同體的要素が完全に解體もしなければ、又それかと言つて奴隷制的要素も充分に成長しない、どちらか

と云へば前者の方により強き殘存があつたと言ふものであつた。前にみた武士に關する諸問題もこゝから一應解決されると思ふ。武士層の家族關係における母系制的傾向、財產關係における均分性、就中女性の財產所有の平等性、武藏七黨その他にみられる名主相互の結合である黨・惣における共和性等々は共同體的關係の上に規定されたものであり、家子・郞黨の奴隷的性格、主從關係の絕對性等は奴隷制的關係の上に規定されたものである。この複雜性は武士の性格の特質でもあり、日本の封建制のそれでもある。

かうした武士の性格の規定づけは『將門記』を始めとして、種々な史料から導かれたものであるが、これから、この規定づけを豫備的智識として、その規定づけの線に沿つて『將門記』にあらはれた武士の性格の規定づけの部分に相當する個所を引用しつゝ考へてゆきたいと思ふ。全文に涉つての分析が色々な事情で許されないのは殘念である。しかし、それの逐字的に解釋をしたものに大森金五郞氏『武家時代の硏究』第一卷があるし、將門の亂の全體的推移については川上多助氏『綜合日本史大系・平安朝上』があるから、參照せられると便である。

『將門記』の始めの部分は缺失してゐるが、抄錄本によれば次の如き文がある。

夫ハ聞ク、彼ノ將門ハ天國押撥御宇、柏原天皇五代ノ苗裔、三世高望王ノ孫ナリ。其父ハ陸奧鎭守府將軍平朝臣良持ナリ。舍弟下總介平良兼朝臣、將門ノ伯父ナリ。而ルニ良兼ハ去ル延長九年ヲ以テ聊カ女論ニ依リ舅甥ノ中旣ニ相違ス。

こゝで注目せられるのは女論のことであるが、それは何を指したものであらうか。今、それを明らかにすることはできないが本文の諸所によつて考へてみると次の樣であつたのではなからうか。常陸の豪族・大名主である源護には扶・隆・繁の三男があり、更に數人の女があつた。將門の伯父の一人の良正も良兼も又國香の子貞盛も、その女を娶つたものであ

つたらしい。そこにその結婚を通じて一つの血族的なグループが出來たのであつた。このことを、

貞盛ハ寔ニ彼ノ前大掾源護幷ニ其諸子等ト皆同黨ナル者ナリ、

と言ひ、又

故上總介高望王ノ妾ノ子平良正ハ、亦將門ガ次ノ伯父ナリ。而シテ介良兼朝臣ハ良正ト兄弟ノ上ニ、兩ナガラ彼ノ常陸前掾源護ノ因縁ナリ。

と言つてゐる。『同黨』とか『因縁』とか言はれて、そこに血族的な團結が示されてゐる。そして良兼と將門の女論は、護の女を互に爭つたのであるとする說が從來行はれてゐたが――『成田參詣記』には『前常陸掾源護が女姿色あり、良兼・將門並に婚を求む、護これを良兼に許す』とある――大森金五郎氏は、それに反對して良兼の娘であるとせられる。即ち『されども將門が護の女を娶らんとした事は少々疑問である。自分の考へる所によれば、それとは筋違ひで將門は良兼の娘を娶らうとしたものと思はれる。然る所が良兼は將門の人と爲りを喜ばなかつたものか、それとも他に原因があつたのであるか、此結婚を喜ばなかつたらしい。然るに將門は是非娶りたいといひ、良兼の娘も嫁したいとでも言つたらしくして、結婚は遂に成立つたのであるが、之は元と良兼の本意でなかつた所から、其後も往々爭論などが起つた事と思はれる。女論といふのは即ちこの事であらう』と言はれてゐる。しかし、これは何れであるとも明らかにし難い。それにしても、とにかく將門は妻を持つており、後に合戰の際に良兼の部下に妻は捕虜となつたが、妻の舍弟等が計略をめぐらして將門の許へ逃げ歸らしめたことがあつたが、そのときのことを、

其日、將門ガ婦ノ乘船彼方ノ岸ニ寄ル。之時ニ彼ノ敵等媒人ノ約ヲ得、件ノ船ヲ尋ネ取レリ、七八艘ガ內ニ虜掠セラルヽ所ノ雜物資具三千餘端ナリ、妻子同ジク共ニ討取ラレヌ。即チ廿日ヲ以テ上總國ニ渡サル。爰ニ將門ガ妻ハ夫ヲ去ツテ留メラレ、忿怨少カラズ、ソノ身生キナガラ其魂ハ死スルガ如シ。旅ノ宿ニ習ハズト雖モ慷慨シテ假ニ寢ル。豈何

ノ益アランヤ。妾恒ニ貞婦ノ心ヲ存ス、幹明ト與ニ死セント欲フ。夫ハ則チ漢王ノ勵チナシテ、將ニ楊家ヲ尋ネテ謀ヲ廻ラサント欲スルノ間、數旬相隔ツルモ尚ホ戀ヲ懷ク處ニ、相逢フノ期ナシ。然ル間妾ガ舍弟等謀ヲ成シテ、九月十日ヲ以テ竊ニ豐田郡ニ還リ向ハシム。既ニ同氣ノ中ヲ背キテ本夫ノ家ニ屬ク。譬ヘバ若クハ遼東ノ女ノ夫ニ隨ヒテ父ノ國ヲ討タシムルガ如シ。件ノ妻同氣ノ中ヲ背キ逃ゲテ夫ノ家ニ歸ル。

と誌してゐるが、この最後の『同氣ノ中ヲ背キ本夫ノ家ニ屬ス……』を大森氏はその說の證據にしておられる。しかしこれも必ずしも、良兼の女とのみすることも出來ないであらう。護の女らによつて結ばれた『同黨』『因緣』のグループであつたとも考へられるし、そうした大きい血族的結合のうちのあるものの娘であつたとも考へられる。

しかし、その一方に『今昔物語』によれば良兼と將門について次のやうな記事がある。

朱雀院ノ御時ニ東國ニ平將門ト云フ兵有リケリ。常陸・下總ノ國ニ住シテ、弓箭ヲ以テ身ノ莊トシテ、多ノ猛キ兵ヲ集テ作トシテ合戰ヲ以テ業トス。初メ將門カ父失テ後、其ノ伯父良兼ト聊カ不吉事有リテ中惡ク成ヌ。亦父故良持ガ田畠ノ諍ニ依テ、遂ニ合戰ニ及ブト云フトモ、良兼專ニ道心有リテ佛法ヲ崇ニ依テ、强ニ合戰ヲ不レ好、其後將門常ニ事ニ觸テ親キ類作ト陳先ク合戰シケリ。

これでみれば遺領の相論となつてゐる。これが勿論、兩者のその後の抗爭の基礎となつたものであつた。がしかし、それより前に女論によつて兩者が不和になつてゐたことは『女論ニ依リ舅甥ノ中既ニ相違ス』とあることによつて知られる。とにかく、かうした血族的結合によつて一つの黨といつた武士の集團が結成され、同じ利害關係になつたものであつたことが分る。しかもその血緣は母系的なものでさへあつたやうである。良兼・良正・貞盛たちは平氏でありながら源護の娘聟といふ事情で一つの黨としての結びつきができたのであつた。將門も、護・良兼かは分らないにしても、その同じ一つの黨との血緣關係にあつたものであつた。ところが、そこに遺領の相續についての抗爭から、その結びつきに一つの

びびが生じたことになつた。それは貞盛と將門との關係に伺はれる。卽ち貞盛は父國香を將門に殺されてゐながら、尙も將門と慇懃を通ぜんとした言葉に、

貞盛倩ラ案內ヲ檢スルニ、凡ソ將門ハ本意ノ敵ニ非ズ、斯レ源氏ノ緣坐ナリ。諺ニ曰ク、賤キ者ハ貴ニ隨ヒ、弱者ハ强ニ資ル、敬順ニ如カズ、苟モ貞盛守器ノ職ニ在リ、須ラク官都ニ歸リテ官勇ヲ增スベシ。而シテ孀母堂ニ在リ、子ニ非ズバ誰カ養ハム。田地數アリ。我ニ非ズバ誰カ領セン。將門ニ睦ビテ、芳操ヲ花夷ニ通ジ、比翼ヲ國家ニ流ヘムト。

とある。貞盛は『源氏ノ緣坐』によつて、不本意ながら將門の敵となつてゐるのであつた。卽ち、それは諺に『賤キ者ハ貴ニ隨ヒ弱キ者ハ强ニ資ル。敬順ニ如カズ』といふが如きであつた。このことはつまり、血緣的關係に固執するよりも、自身の保全のためには、實際的に勢力あるものに依存しなければならぬといふことを示したものである。それは更に考へれば、血緣的な紐帶が弱くなつて、地緣的な結合が强くなつてゆくこと、つまり、土地を通じての封建的な隸屬關係が强化されてゆくことを示したものとなり、同時に更に臆測を進めれば基本的には母系的關係から父系的關係への推移をあらはしたものともなる。貞盛自身は少くともこの社會の方向に順應したものであつた。貞盛は後に良兼に己れと同心せんことを說かれたときにも『人ロノ甘キニ依リ、本意ニ非ズト雖モ暗ニ同類ト爲』つたとあるやうに、その時その時流に自由に棹したものであつた。土地の所有關係によつて依存することにより身の保全を企圖したものであつた。血緣的な關係は必ずしも常に社會的にも政治的にも有力なものではなかつた。土地の所有關係によつて結びつけられたものが、より强力なものであつた。貞盛が後に遂に成功したのは、こうした立働きによつたものであつた。この點において彼は進步的であつたといへる。

しかし、將門は必ずしも、彼の如く進步的ではなかつた。彼は成程、他に類例をみないほど莫大なる土地と奴隸との所有者ではあつたが、それらの土地と奴隸とを充分な封建的な隸屬・結合關係にまで强化させることには必ずしも成功して

ゐたとはいへない。彼はまだ血緣的關係の社會的重要性に捕はれてゐたのであつた。彼が後に良兼・貞盛を包圍したときにも、良兼だけは特に遁げさしたのであつた。卽ち、

斯ニ於テ將門思惟スラク、允ニ常夜ノ敵ニアラズト雖モ、脈ヲ尋ヌレバ疎カラズ、氏ヲ建ツレバ骨肉ナリ。所云夫婦ハ親ウシテ瓦ニ等シ、親戚ハ疎ニシテ葦ニ喩フ。若シ終ニ殺害ヲ致サバ若クハ物ノ譏遠近ニアランカ。仍テ彼介｜良兼・筆者註｜獨リノ身ヲ逃サント欲シ、便チ國廳ノ西方ノ陣ヲ開キ、彼介ヲ出サシム……

とある。又後に、彼の部下が貞盛と源扶との妻を捕つたが、そのときも、彼は『女ノ媿ヲ匿サンガタメニ』『女ノ流浪ハ本屬ニ返ル』とて、一襲の着物を與へて本貫に返した。そのとき彼は彼女らに、

よそにても風のたよりに我ぞ問ふ、枝はなれたる花の宿りを

と問ふたが、貞盛の妻は

よそにても花の匂の散りくれば、我身わびしとおもほえぬかな

と答へ、源扶の妻は

花散りし我身もならず吹く風は、心も遭きものにさりけり

と歌つた。

これと結びついて興味あることは妻といひ妾といふも結局は同一人であり、一夫一婦的關係が保たれてゐたことである。貞盛にしても將門にしても妻又は妾があるが二人あつたのではなく一人であつたのである。前にみたいくつかの例でも知られるが、貞盛にしても將門にしても夫婦關係は實に緊密であつたやうである。

こゝにとりあげた諸問題はいはゞ前にあげた共同體的關係から一應解釋することができる。そしてそれは更に、その上

に封建的な社會關係を生育せしめつゝあつたものである。

その一方に奴隷制的關係を示したものがある。それは既に『從類』『伴類』『從兵』『上兵』などの名稱が物語つてゐるものではあるが、そのことをもつと明かにするものは、良兼が將門の駈使丈部子春丸を味方にせんとしたことの記事である。

介良兼……將門ノ駈使丈部子春丸因縁アルニ依リ……語リテ云ク、若シ汝實ニ依リ將門ヲ害セント謀ラシメバ、汝が荷夫ノ苦キ役ヲ省キ、必ズ乘馬ノ郎頭ト爲サント。何ゾ況ンヤ穀米ヲ積ミテ勇ヲ増シ、衣服ヲ分チ、以ニ賞ニ擬セン者。

この子春丸が駈使であり、荷夫の苦役に從ふ奴隷であつたことは分る。それにしても、良兼の甘言によつて内通する程、將門への從屬關係は緊密ではなかつたのである。たとへ一人ではあつても、かゝる裏切者の現はれることは將門の支配力の脆弱性を示してゐるものであらう。土地を通じての封建的支配關係が薄弱であつたのである。

又『從類』『伴類』『從兵』『上兵』は何れも異つた身分關係におかれてゐたものであらうけれども、結局は後に土地の關係を通じて家子・郎黨と言つた封建的主從關係——恩給と忠誠を相對的なものとした——に編成せられてゆく武士團のメンバーなのであつた。

武士の性格についても、尚多少の問題を殘してゐるし、又その他にも種々のもの、例へば騎兵及び步兵それに結びついた戰術・武器等々の軍事史的問題、聚落・耕地その他農業技術等々に關する經濟史的問題、常陸・下總・上總・下野・武藏等々の國々に關する政治史的問題、將門その他を背景として考へられる信仰その他の宗教史的問題などがあるが、一切は今は割愛しなければならない。他日又機會あらば取扱ふことゝして、こゝでは武士の成立から性格等々に及ぶ社會史的問題の概觀に限定したのであつた。(了)二五九八・九・六——

平安時代の佛教と生活

——扶桑略記研究の方法と其實例——

文學士　藤田寛雅

一

扶桑略記は叡山の學匠阿闍梨皇圓が六國史等の古史及び僧傳、緣起流記等の資料を、特に佛家關係の記事を中心として取捨編輯したもので、神武天皇から堀河天皇の御世までに及むでゐる。本朝書籍目錄には、もと三十卷あつたことを傳へてゐるが、既にその半を散逸して現在その全き姿を見ることの出來ないのは遺憾である。現に傳へられるものは、神武天皇から平城天皇に至る抄錄本と、神功皇后より聖武天皇に及ぶ五卷、清和天皇より堀河天皇迄に及ぶ十一卷、合せて十六卷である。

本書の古寫本としては、廣橋家舊藏の貞永二年書寫の第四卷（岩崎文庫藏）を最古とし、名古屋眞福寺所藏の鎌倉時代書寫に係はる第二第三兩卷の殘簡を之に次ぐ處の古寫とするが、刊本の最初のものとしては、文政三年の昌平黌版がある。

著者皇圓は諸々の史料集輯の間にあつて、時に「私云」と註記して引用史料に對する私見を加へてゐる。然し中には例へば靈異記の牛の爲に修善せし一文を引用して「夫れ畜生の言語、劫初の時は人に同じ。豈像法の末に臨むで輙ち正音有らんや」と信用すべからざることを記してゐる如く、些か批判の科學性の點から云々するに足らざるものもあるが、當時の僧侶としては必ずしも不思議ではないであらう。唯、本書に集積された史料を個々に觀察する時、自らそこに興味のある問題も存し、從つて本書の史料的價値は必ずしも輕視すべきではないであらう。例へば今日佚書となつてゐるものゝ面影の如きは、此處に偲ぶことも出來るのである。

平安朝時代の信仰として、法華經に關する狀態を考へる時、普通我々が直ちに想ひ浮べまた屢々取扱ふものは、鎭源の大日本國法華經驗記卽ち所謂本朝法華驗記であるが、その他に當時同樣に法華經に關する靈驗得益を記述した驗記が存したことは、本書に依て窺ひ得るところである。卽ちその一は叡山の藥恒法師所撰の本朝法華驗記であり、その二は同じく叡山の智源法師撰集の法華驗記である。智源の驗記は延喜元年、同廿三年の兩條に叡山の陽勝仙人に關する說話を載せ、更に長保五年の條には多武峯增賀上人に就て記してゐるが、この陽勝仙人、增賀上人に就ては鎭源の驗記にも夫々載せてゐる爲に兩者の比較對照を行ふことに依てその片鱗を推察する事も出來るであらう。更にまたこの兩書の製作年代に關しても、鎭源の驗記の自序に「中比叵唐に寂法師あり、驗記を製して世間に流布す。觀るに夫れ我が朝には古今未だ錄せず」(傍點筆者)と云つてゐる言葉から考へて、鎭源の驗記の成つた長久(後朱雀天皇の御世)以後の撰であり、然も略記に引用されてゐる點からしてその下限も自ら大略推定し得るであらう。一方に於て當時の往生淨土信仰を傳ふる往生極樂記が最初に現はれてから百十餘年を經て之に次ぐ續本朝往生傳が撰せられたのと比較して、割合短期間にかゝる同種の驗記を見るに至つたことはそれだけ法華經信仰の著しさを示してゐると思はれるのである。今云つた往生極樂記も亦、その著者慶滋保胤の名に從つて、慶氏往生記或は慶氏記等の名稱で諸處に引用されてゐるのである。保胤の往生極樂記は、當時代に於ける初期の淨土

往生思想を知る上に役立つのであるが、續本朝往生傳の序に「寛和年中、著作郎慶保胤、作₂往生記₁傳₂於世₁」と見えてゐる。此の寛和元年即ち永觀三年には、當時の往生思想の展開に大きな礎となつた惠心の往生要集が撰ばれたのも興味深く感じられるであらう。

或はまた丁度その前年には說話文學の上に高く評價されてゐる三寶繪詞が作られたのであるが、その流傳に關する徵證として大鏡の卷五の「この宮に御らんぜさせむとて三寶繪はつくれる也」との一文と共に扶桑略記が擧げられるのであるとその著者源爲憲の名に從つて「爲憲記」として諸處に引用してゐることは三寶繪詞硏究の上からは注視されるところであらう。此の樣に僅かな示例ではあるが、扶桑略記の取扱ひに際して、引用史料の集積として注意深く觀察することが必要と思はれるのである。

二

當時の佛敎思想として然もそれが單に佛敎の敎義的範圍內に止まらずして、廣く當時代人の時代觀乃至社會觀とまで展開したものを考へるならば、我々は直ちに末法觀をその一つに數へることに躊躇しないであらう。平安末期に於て法然が淨土宗開創の機緣も、之をひとつの基點としてゐることは、選擇集に「當今は末法にして現に是五濁の惡世なり。唯淨土の一門のみ有りて通入すべき路なり」と云ふ道綽の安樂集の語を引いてその立場を明らかにしてゐることとでも察せられるのである。扶桑略記の記述に於ても一貫して常に佛滅後の年曆に注視して、應神天皇元年に如來滅後一千二百一十九年と記してより應德元年に「如來滅後經₂二千三十三年₁」と傳ふる迄諸處にかゝる文字を擧げてゐることは、著者皇圓のこれへの關心の著しさを示すものと云へよう。末法思想とは云ふ迄もなく佛敎の時代觀たる正像末三時思想に據るものであるが、釋尊入滅の後に於て尙敎行證を存するを正法と云ひ敎行あるも果證なきを像法と稱し、次第に敎法衰へて遂に行證

なきを末法と名づくるの說であり、その正像末三時の年限に關して古來諸說を存するのではあるが、今は詳說を避けることゝする。扶桑略記は、正像千五百年說に基いて永承七年を以て「始入二末法一」と我國に於て教界頽廢の期至れるを示してゐる。然も更に永保元年九月十五日條に、山門三井の激甚なる宗教鬪諍を記して「今年入二末法一曆二三十年一矣」と結んでゐるが、彼が時代の末法的現象をこゝに見出したと云ふ事が出來る。然し單に宗教鬪諍を以て末法現象と考へるならば、末法なる佛教思想の限界は狹いものである。「大集月藏分」の五箇五百年說の第五鬪爭時は卽ち末法期であるが、鬪諍の內容を宗教鬪諍から更に廣めて國家社會の頽廢、天災地變等の社會惡をも含める時に、末法なる佛教思想は諸種の社會問題に迄擴大されることゝなる。支那に於ける末法佛教はその點に於てかゝる社會性を持つに至らなかつたが、我國に於て初めて著しき展開を示し、殊にその末法社會に對する反省は新たなる自覺を促し新時代への轉回となり、法然、日蓮等の新宗教運動をも喚起したのであるが、扶桑略記に於ても「非二但佛法之陵遲一、兼又王法之澆薄矣」と云ふ處に、そうした展開の萠芽を感ずることが出來る。平安末期に於ける佛教思想としてこの末法思想の如きは、時代人の生活の中に著しく滲透したものと云へるであらう。

三

更に遡つて淨土思想の初期にも當る往生極樂記に示された人々の生活の中から宗教的態度の著しき局面を採り上げてみることゝする。扶桑略記に引用された往生極樂記所載の往生人は、僧としては、無空、明祐、延昌、空也等であり、俗人としては、藤原義孝、高階良臣等がある。之等の人々は、云はゞ往生要集の思想的影響を受くる事なき、初期淨土信仰を抱き、然もその素懷を遂げた人々であるが、その日常生活に於て、如何なる宗教的態度に重點が置かれたかと云ふに、そこには著しく法華經崇拜が示されてゐるのである。良臣が「晝は法華經を誦し夜は彌陀佛を念じ」てゐる如く當時は一般に

念佛と法華讀誦とは相即して行はれたのである。叡山の座主延昌は專ら念佛の行を怠らなかつたが更に「極樂に生ぜんと欲せば、一切衆生の爲に、法華經百部を書寫すべき」夢告を得て、衣鉢を捨てゝ之に從つたと云ひ、又、律師無空の如きは、日頃念佛を唱へつゝも、尙貯へ置きし錢貨に執着のある處より蛇身を受けたが、法華經の書寫供養に依て救はれたと云ふのであるが、斯くの如きは法華經力が一般には優越に感じられたことであらう。藤原義孝は日頃常に法華經を讀誦し命終の時にはその方便品を誦しつゝ入滅したと傳へられてゐるが、この樣な經文の書寫或は讀誦等の行法は法華經に說く處である。法師品に「於二法華經乃至一句一受持讀誦解說書寫種々供養」と說き、或は不輕品に「常應受持讀誦解說書寫此經」とあり、隨處にかゝる經の行法は見る處であり、往生要集にも「顯密諸大乘中皆受持讀誦等爲往生極樂業也」と述べてゐるのである。然し此の際考へられることは經の讀誦或は書寫と云ふ宗敎的態度の中に、經の信解が行はれたと云ふよりはむしろその行爲に依つて經力が顯れて神祕的な働きをなすと考へてゐたのではないだらうか。

　藥恒法師の驗記を引用して略記延喜二年條に次の樣な說話がある。平如と云ふ僧と師壇の契を結むでゐた栗田錄事が病を得て沒して數日にして蘇生したが、その語るのに依ると或る高僧に遇ひ閻王の府に至つて生前の善事を問はれたならば必ず法華經書寫の願を有つてゐたことを答へよと敎へられ、斯の言に從つたところ閻魔大王は驚歎合掌して彼を現世に放還したと云ふのである。何故に彼がかゝる奇異なることに遇つたかと云ふに、彼は生前或る時他人が法華方便品を書寫してゐる時その硯に水を加へてやつたことがあるが、或る高僧とはこの方便品の化身であると云ふのである。法華經書寫に僅かに硯の水を加へることは、法華經の思想的理解では全くないので、唯かゝる行爲に依つて經力の加護を被つたとする事は、當時の法華經信仰が如何なる形で行はれたかを示すであらう。或はまた村上天皇の應和頃佛工感世と云ふ者が居て日々法華普門品を暗誦して觀音を禮拜してゐたが或時山中にて盜賊に遇ひ庇害を被らうとした時その持てる觀音像が身代りとなつたと云ふ。「是則ち妙法の威力、觀音の多驗」なりとの言葉は、當時の一般の信仰內容をよく示してゐると思はれ

る。法華經の如きも一般には何等かの威力を有するものとして、彼等はかゝる驗力に祈願する態度を執つたのである。法華驗記が製作されたのも、一般のかゝる驗力崇拜を反映するものでなければならない。從つて淨土教思想に對しても、未だその初期に於ては多分に、かゝる驗力に依賴する形が多かつたと考へられるのである。この樣な驗力への慴伏が當時の宗教的態度を物語るものであることは、また僧侶自體にもあてはまる處であつて、高僧名知識と呼ばれる人々は「驗者」である必要があり、それが世の尊信を集めたのである。智源の驗記に陽勝仙人の神祕力を說いて「法華の力に依て見佛聞法、心に自在を得」と云つてゐるが、かゝる一般の宗教意識に對して當時の佛教修法を以て中心生命となすに到つたのは當然であらう。少くとも當時に於て佛教々理を單なる暗記や暗誦ではなく、立派に會解し得る人と云ふものは佛教僧侶の間に於てすらそう多くはなかつたであらう。まして一般的には、かゝる宗教意識を有つた事は云ふまでもない。經力に對する慴伏と共に佛像に對してもその威驗を祈願する心意が見られるのである。例へば叡山座主延昌がその臨終の際に、彌陀尊勝の二像を枕邊に安置し五色の糸を以て佛手と自己の手とを繋いだと云ふことがある。此の樣な方法は當時の淨土思想を信奉する人々の通例の臨終行儀であつたが、少くともこゝにも甚だ咒術的な信仰形式が殘存してゐると云へるのである。自己と佛像とを糸を以て繋ぎ以て自己の願望を達せんとする信仰形式は敢て往生信仰に限つたことではないのである。奈良時代の宗教意識を知る上に役立つ景戒の靈異記からもこの樣な形式が甚だしく現世的利福の爲に採られてゐるのを見出すのである。大安寺の僧辨宗が十一面觀音に「願はくは我に錢を施せ」と現實的且物質的な願望を祈念して觀音像の手に繩を繫け、之を引きながら稱名祈願したと云ひ、又金鷲行者も執金剛神の攝像に祈願する時に「神王の蹲に繩を繫けてこれを引き、願つて晝夜憩まず」とある。像にかく綱をかけて引くことは、所謂呪像に所願を强要するところの呪物禮拜の通例であつて、之が唯平安朝時代には佛教的な色彩を多分に蒙つて繩は五色の糸として貴族趣味的な變化となり、現實的物質的な祈願は往生淨土願求へと轉回したのである。之を後の往生淨土思想の大成者法然の言葉と想ひ合せること

が出來る。法然入滅の日が近づいた時、弟子達は三尺の彌陀像を枕邊に安置して糸を執ることを勸めたのに、彼はそれが世の常の形であるとて之を拒けたと傳へられてゐる。少くともこゝに彌陀禮拜の態度の變化が窺ひ得るのであつて、眞實信心の宗教的獲得から考へれば、この樣な方法は全く形の上の問題だからである。

斯く考へ來る時、當時の人々の宗教的態度の一面には「信」に徹すると云ふよりは、多く何等かの超越的なものゝ力に慴伏すると云ふ姿が感取出來るであらう。若し之を極端に云ふならば、經或は佛像はその自身尊嚴なるものではなく、夫等が何等かの報果を與へるために稱讃されたとも云へるであらう。往生極樂記の序に、これを著はすのは、往生を證據だてることに依て人心を勸め樣と思ふからであると云つてゐるが、そうした證據を必要とした一般の信仰意識を考へれば、後の淨土信仰が內心に徹し樣としたのと距るものであることが窺はれるのであらう。この樣な考へ方は勿論甚だ局面的であると云はれるかも知れぬが、思想それ自體が如何に深奧な哲學的立場に到達してゐても、それをひとつの生活態度として執る際には、また自ら別の問題を含むことに注意しなければならないのであつて、信仰厚き淨土往生人の中にもかゝる姿が潛在してゐたことを見ることが出來ることの一例として擧げた積りである。此の樣に信仰生活に於ける超越的なものゝ崇拜態度からして呪法の修持、陀羅尼の誦持等の密教的行事が執り行はれ、更にもろもろの祭儀淨穢忌日等の外的規矩の適用が日常生活に運び込まれてくるのである。從つて僧侶自身も一個の宗教家としてより一般の眼からは、何等かの民衆の爲し難い修行を爲し遂げることに依て、驗者として咒師としての資格評價が加へられて來るのである。淨土往生者の中に多く、燒身をなし或は手の皮を剝いで淨土圖を製るとかの苦修をなせる者を見るのも、かゝる見地からすれば不思議ではなく、淨土念佛を民間に宣布する點に先人としての道を開いた沙門空也にしても「腕上に香を燒くこと一七日夜、動かず眠らず」と傳へられてゐるが彼が矢張時代のかゝる傾向から超然たり得なかつたことを示すものであらう。

佛教がその效驗、その威驗と云ふ點から稱讃され、生活の中に採り入れられた事は、佛教それ自體の進步では決してな

い。そこには眞實惱める魂の救濟に對しては未だ達し得ない感がある。初期淨土教思想の中に於ても、かくその行法に於ては、驗力崇拜に止つてゐることに依ても考へ得るところである。扶桑略記が記述する年代的範圍内に於ては、かゝる佛敎的態度は全て觀取される樣である。之に對して法然が五色の糸を拒けた如く、日蓮も亦法華經に對する書寫讀誦解說受持等の行法を超えて題目の信唱一行の中に一切を攝し樣とした事が意義を有するのである。高遠な哲理や嚴格な戒律や咒的な行法ではなく眞實各々が身に堪える法を見出し自他一切の實際生活の指導精神を明示し得る樣な佛敎の道は、平安末期以降の所謂宗敎改革の時を俟たねばならなかつた。扶桑略記の著者皇圓が、遠江櫻ヶ池に蛇身を受けしを、曾ての弟子法然の念佛供養に依り菩提を證得し得たとの傳說は、斯くて當時代の佛敎の歩むだ道への何等かの暗示ではなからうか。

——颱風帝都を襲ふ夜——

藤原義孝傳

——今昔物語と大鏡の硏究法と其實例——

東京帝國大學助手　平田俊春

一

右近衞少將藤原義孝、太政大臣贈正一位謙德公第四子也、深歸二佛法一終斷二葷腥一勤レ王之間、誦二法華經一天延二年秋、病二疱瘡一而卒矣、命終之時超、誦二方便品一氣絶之後、異香滿レ室、同府亞相藤原高遠、同在二東省一相友善矣、義孝卒後、不レ幾夢裏相伴、宛如二平生一便詠二一句詩一云云、其詩謂、

昔契蓬萊宮裏月、今遊極樂界中風云云、

これは日本往生極樂記に見える藤原義孝の傳である。同書は、寬和二年の著作であつて、天延二年義孝の薨後十二年目であり、義孝の傳記として最も早いものである。往生記にその傳記をあげられた人々は、その深き佛教信仰が當時世に喧傳した人々ばかりであり、從つてその記事は又平安後期の信仰界の狀態を最も具體的にあらはしてゐるのであるが、藤原義

孝の如きはそれらの中に於いて最も尤なる一人である。義孝の傳はこの後も色々なものに書かれてゐるのであるが、その中で最も有名であり、又すぐれたるものは大鏡に見ゆるものであらう。それは大鏡卷中伊尹傳の中に次の如くあるのである。

男君達は代明の親王の御女の腹に、前少將、後少將とて、花ををり給ひし君達の、殿うせ給ひて三年ばかりありて、天延二年甲戌の年、もがさのおこりたるにわづらひて、前少將はあしたにうせ、後少將はゆふべにかくれ給ひしぞかし。一日がうちに、二人の子を失ひ給へりし母北の方の御心地はいかなりけむ、いとこそ悲しう承はりしか。

後少將は義孝とぞ聞えし。御かたちいとめでたくおはしまし、年頃きはめたる道心者にておはしましける。やまひおもくなるまゝに、生くべくもおぼえたまはざりければ、母うへに申し給ひけるやう「おのれ死に侍りぬとも、とかく例のやうにせさせ給ふな、しばし法花經誦じ奉らむの本意侍れば、かならずかへりまうでくべし」とのたまひて、方便品を讀み奉り給ひてぞ、うせ給ひける。その遺言を、母北方忘れ給ふべきにあらねど、ものもおぼえでおはしければ、思ふに人のし奉りてけるにや、枕かへしなにやと、例のやうなる有樣どもにしてければ、えかへり給はずなりにけり。後に母北の方の御夢に見え給へる、

しかばかり契りしものを渡り川かへるほどには忘るべしやは

とぞよみ給へりける、いかにくやしくおぼしけむな。

さて後ほどへて、賀緣阿闍梨と申す僧の夢に、この君達ふたりおはしけるが、兄の前少將はいたう物おもへる樣に見え給ひ、この後少將は、いと心地よげなる樣にておはしければ、阿闍梨「君はなど心地よげにてはおはする、母うへは君をこそは、兄君よりはいみじくこひ聞え給ふめれ」と聞えければ、いとあたはぬさまの氣色にて

時雨とははちすの花ぞちりまがふなにふる里に袖ぬらすらむ

などうちよみ給ひける。

さて後、小野宮の實資のおとゞの御夢に、おもしろき花のかげにおはしけるを、うつゝにもかたらひ給へりし御中にて「いかでかくては、いづくにか」とめづらしがり申し給ひければ「昔契蓬萊宮裏月、今遊極樂界中風」とぞのたまひけるは。極樂にむまれたまへるにぞあなる。かやうにも、夢など、しめし給はずとも、この人の御往生をうたがひ申すべきならず。

よのつねの公達のやうに、内わたりなどにても、おのづから女房とかたらひ、はかなき事をだにのたまはせざりけるに、いかなる折にかありけむ、細殿にたちより給へれば、例ならずめづらしくて、物がたり聞えさせけるに、やうやう夜なかなどにもなりやしぬらむ、と思ふほどに、たちのき給ふを、いづかたへとゆかしうて、人をつけ奉りて見せければ、北の陣よりいで給ひけるほどより、法花經をいみじくたふとく誦じ給ひける。大宮のぼりにおはして、世尊寺におはしましつきぬるを見れば、東の對のつまなる紅梅のいみじう盛りに咲きたる下にたゝせ給ひて、滅罪生善往生極樂といふ、額を西にむかひて、あまたたびつかせ給ひける。この翁もそのころ、大宮なる所にやどりて侍りしかば、御聲にこそ驚きて、いといみじう承はりしか。おき出でて見たてまつりしかば、空はかすみわたりたるに、月いみじうあかくて、御直衣のいと白きに、こき指貫に、よいほどに御くゝりあげて、なに色にか、色ある御衣どものゆたちより、多くこぼれいでて侍りし御容體などよ。御顏の色、月影にはえていと白う見えさせたまひしに、鬢ぐきの掲焉にめでたうこそ、實におはしましゝか。やがて見つぎ〳〵に御ともに參りて、御額つかせ給ひしも見たてまつり侍りき。いとかなしうあはれにこそ侍りしか。御供には、童ひとりぞさふらふめりし。

此の記事は大鏡の中でも殊に光彩を放つ名文であつて、義孝の死に對する母の哀傷を叙する如き、測々として人の胸をうつものがあり、また春の朧月夜に義孝の世尊寺にまうでたるさまを描けるは、一讀再讀さながら一幅の畫の如く、讀者を

して惚然として平安時代の宮廷人の生活に引き入れしめるのである。わたくしは常に之を愛誦して、飽くことを知らないのである。

ところが今昔物語にも殆んど之と同じ物語が見えてゐる。即ちその卷十五に「左近少將藤原義孝朝臣往生語」として次の如く見え、

今昔、一條ノ攝政殿(伊尹)ト申ス人御ケリ。其ノ御子ニ兄ハ右近少將擧賢ト云フ、弟ヲバ左近ノ少將義孝ト云ケリ。義孝ノ少將ハ幼カリケル時ヨリ道心有テ、深ク佛法ヲ信ジテ、惡業ヲ不造ズ、魚鳥ヲ不食ズ、…況ヤ自ラ殺生スル事ハ永ク无カリケリ。只公事の隙ニハ常ニ法花經ヲ誦シ、彌陀ノ念佛ヲ唱ヘケリ。

而ル間、天延二年ト云フ年ノ秋頃、世ノ中ニ疱瘡(モガサ)と云ふ病發て、極テ騷ガシカリケルニ、有明ノ月ノ極て明カリケル夜、弘徽殿ノ細殿ニ女房二三人許居テ物語ナドスル間、義孝ノ少將襴裝束□(一本キヨヤカ)ヨカニテ、殿上ノ方ヨリ來ニヤ有ラム、細殿ニ來テ女房ト物語スル樣現ニ故有ラムト見エテ、墓無キ事ヲ云フニ付テモ、道心有ルカナトゾ思エケル。夜漸ク深更(フケ)ヌレバ、少將北樣ヘ行ヌ。其ニハ小舍人童只一人ゾ有ケル。北ノ陣ニ漸ク行ク程ニ、方便品ノ比丘偈ヲゾ極テ貴ク誦シテ行キケル。細殿に有ル女房共此レヲ聞テ、此ノ君ハ道心深キ人ナメリ、何(イヅ)チ行クラムト思テ、侍ヲ呼デ「此ノ少將ノ行カム方見テ返來レ」トテ遣レバ、侍、少將ノ後ニ立テ行クニ、少將土御門ヨリ出デ大宮登リ行テ、世尊寺ノ東ノ門ヨリ入テ、東ノ臺ノ前ニ紅梅ノ木ノ有ル下に立テ、西に向テ、南无西方極樂、阿彌陀佛、命終決定、往生極樂と禮拜シテナム板敷ニ上ケル。侍此レヲ見テ小舍人童ニ寄テ、例モ此クヤ禮拜シ給フト問ケレバ、童、人ノ不見又時ハ例モ必ズ此クナム禮拜シ給フトゾ答ヘケル、侍返テ此ノ由ヲ語ケレバ、女房共此レヲ聞テ極テ哀シガリケリ。

而ル間、其ノ次ノ日ヨリ少將疱瘡ヲ煩テ、内ニモ不參ズナド云ケル程ニ、兄ノ擧賢ノ少將モ同ク煩テ、寢殿ノ西東ニ臥テナム共ニ煩ヒケル。母上ハ中に立テゾ行キ見給ヒケル。兄ノ少將ハ只二日重ク成テ失ニケレバ、枕ナド替へ

テ、例の失タル人ノ如ク葬シテケリ。然レバ弟ノ少將ノ煩フ方ニ母ハ渡テゾ歎キ悲ビケル。其ノ疾亦極テ重シト見給ケル程ニ、少將菩ヲ擧テ方便品ヲ誦シケルニ、半許誦シケル程ニ失ニケリ。其ノ間艶ズ馥ハシキ香其ノ所ニ滿タリケリ。然レバ一度ニ二人ノ子ヲ失ヒテ見給ヒケム母ノ御心何許有ケム。父ノ攝政殿御マサマシカバ何許思シ歎カマシトゾ人云ケル。

其ノ後三日ヲ經テ母ノ御夢ニ、兄ノ少將中門ノ方ニ立テ極ク泣ク。母臺ノ角ニシテ此レヲ見テ、「何ド不入給ズシテ此クハ泣キ給フゾ」ト問ヒ給ヒケレバ、少將「參ラムト思ヘドモ不參得也。我レ閻魔王ノ御前ニシテ罪ニ被勘ツルニ、此レハ未ダ命遠カリケリ、速ニ可免シトテ被免ツレバ、返來タルニ急テ枕ヲ被替ニケレバ、魂ノ入ル方ノ違テ活ル事ヲ不得ズシテ迷ヒ行ク也。心踈キ態セサセ給ヘル」トテ、恨タル氣色ニテ泣クト見ル程ニ夢覺ヌ。母夢覺テ後思シケム事何許也ケム。

亦其ノ時ニ右近ノ中將藤原ノ高遠ト云フ人有ケリ。義孝ノ少將ト得意ニテナム有ケルニ、夢ニ故義孝ノ少將ニ値ヌ。高遠ノ中將此レヲ見テ、極テ喜ク思テ「君ハ何コニ御スルゾ」ト問ケレバ、義孝ノ少將答テ云ク、「昔ハ契リキ蓬萊ノ宮ノ裏ノ月ニ、今ハ遊ブ極樂界ノ中ノ風ニ」ト云テ搔消ツ樣ニ失ヌト見テ夢覺ヌ。其ノ後チ高遠ノ中將此ノ文ヲ書キ付テ置テケリ。此レヲ聞ク人、道心有ル人ハ後ノ世ノ事ハ憑シカルベシトナム云テ讃メ貴ビケル。少將生タリシ時モ身ノ才有テ文ヲ吉ク作ケレバ、夢ノ中ニ作タル文モ微妙キ物ニテナム有ル。夢ニ極樂ニ遊ブト告タルニ、亦終ニ往生ノ相ヲ現ズ、疑ヒ无キ往生ノ人也トナム語リ傳ヘタルトヤ。

また卷二十四にも「藤原義孝朝臣死後讀和歌語」として、次の如くある。

今昔、右近少將藤原義孝ト云フ人有ケリ。此レハ一條ノ攝政殿ノ御子也。形チ有樣ヨリ始テ、心バヘ身ノ才皆人ニ勝レテナム有ケル。亦道心ナム深カリケルニ、糸若クシテ失ニケレバ、親キ人々歎キ悲ケレドモ、甲斐无クテ止ニケ

リ。而ルニ失テ後十日許ヲ經テ、賀縁ト云フ僧ノ夢ニ、少將極ク心地吉氣ニテ笛ヲ吹ト見ル程ニ、只口ヲ鳴スニナム有ケル。賀縁此レヲ見テ云ク、「母ノ此許リ戀給フヲ、何ニ此ク心地吉氣ニテハ御座スルゾ」ト云ケレバ、少將答フル事ハ无クシテ此クナム讀ケル、

　シグレニハチグサノ花ゾチリマガフナニフルサトノ袖ヌラスラム

ト。賀縁驚テ後チ泣ケル。

亦明ル年ノ秋、少將ノ御妹ノ夢ニ、少將妹ニ會テ此ナム讀ケル、

　キテナレシコロモノソデモカワカヌニワカレシアキニナリニケルカナ

ト。妹驚テナム極ク泣給ヒケル。

亦少將未ダ煩ケル時、妹ノ女御、少將未ダ失タリトモ、不知デ、經讀无ムトテ云ケル程ニ、程畢ク失ニケレバ、其後忘レテ其身ヲ葬テケレバ、其夜母ノ御夢ニ此ナム、

　シカバカリチギリシモノヲワタリ川カヘルホドニワスルベシヤハ

ト。母驚キ覺テ、後泣キ迷ヒ給ヒケリ。然レバ和歌讀ム人ハ、失テ後ニ讀タル歌モ、此ク微妙キ也トナム語リ傳ヘタルトヤ」

この今昔物語の記事は文體や構想こそ異なつてゐるが、大鏡の記事と比較すると、義孝の世尊寺詣でのことも、又その死に對する母の哀傷の記事も全く同一のものであることが明かであるが、しかもこれを精細に比較すると、この兩書の事實の間に次の樣な相異が存するのである。

（一）義孝の世尊寺參詣の年時

義孝が細殿に立寄つて世尊寺に赴き、西方に額づいて佛を念じたのは、今昔物語によれば、天延二年の秋、明月の夜で

あつて、その翌日より義孝は疱瘡をわづらひ、數日にして沒したとあり、義孝ならびに兄の擧賢の沒したのは、天延二年九月十六日のことであるから、（天延二年記、帝王編年記、一代要記）この話は天延二年九月十日前後のことでなければならぬ。しかるに大鏡に於いては「いかなる折にかありけむ」と全く年月は不明であり、しかしてその頃は「紅梅のいみじう盛りに咲きたる」時にして、「空はかすみわたりたるに、月いみじうあかし」き夜とあるから、春のことである。これは全く同じ場合の參詣を描寫したものであり、その他の節々は全く合致するのに、一は秋とし、一は春としてゐる。これは極めて不思議な相違である。

（二）　義孝の死に對する母の哀傷

大鏡によれば方便品の遺言は母へしたことゝなつてゐるが、今昔物語では妹女御へしたとあり、又大鏡で義孝に枕がへしのことがあつたとしてあるが、今昔物語では兄の擧賢のことゝしてゐる。卽ち大鏡では、

（イ）義孝が臨終の時、母に「私は死んでも例の樣にして下さるな、しばらく法華經を讀誦したいと云ふ願がありますから、必ず蘇生ります」と遺言して、方便品を讀んで死んだ。

（ロ）その遺言を母北方が忘れた譯ではないが、悲歎にくれてゐたので、その間に枕がへしや何や例のやうなことをしたので、到頭蘇生することが出來なかつた。

（ハ）それで後に母北方の夢に見えて、しかばりの歌をよんだ。

とあり、今昔物語には、

（イ）母北方が夢に、擧賢が冥途から返つて來たのに、餘り早く枕がへしをしたので、蘇生ることが出來ずに迷つて恨み泣いてゐるのを見た。（卷十五）

（ロ）義孝が病氣の時、妹の女御に「死んでもしばらく葬るのは待つてほしい。□□經を讀み終へたいと思ふから」と

言つて、程なく死んだ。(卷二十四) 死ぬ時、方便品を半分許り誦した。(卷十五)

(ハ) 遺言を忘れて直にその身を葬つたので、その夜母の夢に見えて、しかばかりの歌をよんだ。(卷廿四)

とある。これも極めて不思議な相違である。

(ニ) 昔契云々の夢を見た人

大鏡で昔契云々の夢を見た人は小野宮實資となつてゐるが、今昔物語では藤原高遠となつてゐる。

以上が大鏡と今昔物語の記事の間に見出される相違點の主なるものである。果していづれが正しいのであらうか。また斯樣な相異は如何にして生じて來たのであらうか。今日、我々が日本往生極樂記をついで、新たに義孝傳をかくとせば、先づ直面するのはこの問題の解決であらう。これは問題それ自體としては、決してさしたる價値あるものでないかもしれない。しかし大鏡、及び今昔物語を史料として扱ふ場合の實例として、最も適當なものと思はれるから、こゝに取上げて究明することゝしよう。

二

この兩書の記事を比較して注意すべきは、上記の如き相異點が存するに係らず、兩書の敍述が全く暗合してゐることである。たとへば一日の中に兄弟の少將がなくなつたことについて、今昔物語に、

然レバ、一度ニ二人ノ子ヲ失ヒテ見給ヒケム母ノ御心地、何許有ケム、父ノ攝政殿御マサマシカバ何許思シ歎カマシトゾ人云ケル

とあることゝ、大鏡に、

一日がうちに二人の子を失ひ給へりし母北の方の御心地はいかなりけむ、いとこそ悲しう承はりしか、

と述べてゐること、或は又「昔契蓬萊宮裏月云々」と夢で云つたことについて、今昔物語に、

夢ニ極樂ニ遊ブト告タルニ、亦終ニ往生ノ相ヲ現ズ、疑ヒ尤キ往生ノ人也トナム語リ傳ヘタルトヤ、

とあり、大鏡に、

極樂に、むまれたへるにぞあなる、かやうにも夢など、しめし給はずとも、この人の御往生をうたがひ申すべきならず、

とあることなどがその一例である。先づ之等によつて、今昔物語と大鏡が各々その材料としてたものが同一のものであつたか、或は兩書の間に直接何等かの關係が存するか、のいづれかでなければならぬことが知られる。しかしてこの兩書全體を比較してみると、共通の記事が相當多く、從つてこの兩書の間に直接的關係が存することが明かとなるのである。たとへば

イ、四條宮に關する記事

〔今昔 巻十九第十八話〕亦此ノ后ハ毎年ニ二度定マレル事ニテ、季ノ御讀經ヲナム行ヒ給ケル。后ノ宮ニハ必ズ不被行ヌ事ナレドモ、此ノ宮ニハ此ク被行ケル也。被行ケル様ハ、四日ガ間ニ僧廿人ヲ請ジテ、御讀經ノ間宮ノ内皆淨マハリテ、魚食ノ氣皆斷テ、僧房微妙ク□テゾ僧共候ケル。僧ノ食物微妙ク調ヘテ、毎日ニ湯沸シテ僧ニ浴シ、布施供養法ノ如ク態ニ給ヒケリ。宮モ沐浴潔齋シテ淨衣ヲ奉テ、信心ヲ至シテ念ジ入テナム四日ガ間御ケル。然レバニヤ有ラム、極ク掲焉キ事共ナム有ケル。少モ不淨(キヨマハラ)ヌ事ナド有ケル人ハ必ズ現ハニ惡キ事ナム見ケレバ、宮ノ内ノ女房男凡ソ下部女官ニ至マデ、極テ潔齋シテ愼テナム有ケル。然レドモ人ノ云ケルハ、何ニモ此ク被行バ、驗ハ貴ク掲焉ニ可有キニ、露此クハ無ケレバ驗モ無ニコソ有ヌレト謗申(シコチ)ケル。此ノ宮ニハ凡ソ此ノ御讀經ニシモ非ズ、萬事皆拈マリテ愚ナル事無クテゾ有ケル。然レバ宮ノ内ノ人モ皆宜クゾ翔ケル。而ル間、比叡山ノ横川ノ惠心ノ僧都ト云フ人道心盛ニシテ

京中ニ行キテ乞食シケルニ、京中ノ上中下ノ道俗男女首ヲ傾ケテ擧テ、其ノ時ノ僧供ヲ儲テ僧都ニ奉ケルニ、此ノ宮ニハ銀ノ器共ヲ故ニ打セテ、其ノ僧供ヲ奉リ給ケレバ、僧都此レヲ見、餘リニ見苦ト云テ、其ノ乞食ヲ止メテケリ。此宮ニハ此ノ様ニ信ノ御ケルニ、此レゾ少シ餘リ事ニテ无心ナル事ニテ有ケル。此ノ宮ハ時ノ關白ノ御娘圓融院ノ　天皇ノ御時ニ后ニ立テ微妙カリケルニ、皇子ヲモ女宮ヲモ否産奉リ不給ザリケレバ、世ニ口惜キ事ニナム父ノ關白殿モ親キ人々モ思タリケル。

〔大鏡 頼忠〕 大姫君は圓融院の御時の女御にて、天元五年壬午三月十一日に后にたゝせ給ひて中宮と申しき。御年廿六。皇子おはせず。四條の宮とぞ申すめりし。いみじき有心者有識にぞいはれ給ひし。功德も御祈も如法におこなはせ給ひし。年ごとの季の御讀經などもつねの事ともおぼしめしたらず、四日がほど、廿人の僧を房のかざりめでたうぞ、かしづきすゑさせ給ひ、ゆあむし、齋などかぎりなく如法に供養せさせ給ひ、御まへよりも又とりわき、さるべきものどもいださせ給ふ。御身づからも、きよき御衣たてまつり、かぎりなくきよまわらせ給ひて、僧にたまはするものどもは、まづ御まへにとりすゑさせてをがませ給ひてぞ後につかはしける。惠心の僧都の頭陀行せられけるをりに、京中こぞりて、いみじき御齋をまうけつゝまゐりしに、この宮にはうるはしく金の御器どもうたせ給へりしかば、かくてあまり見ぐるしとて、僧都乞食とゞめたまひてき。

此の兩文を比較すると、今昔物語の記事が稍々詳細であるが、兩書の内容は全く一致してゐるのである。

ロ、良房に關する記事

〔今昔卷廿二第五話〕 二郎ハ太政大臣マデ成上リ給テ良房ノ大臣ト申ス、白川ノ太政大臣ト申ス此レ也。藤原ノ氏ノ攝政ニモ成リ、太政大臣ニモ成リ給フハ、此ノ大臣ノ御時ヨリ始レバ也ケリ。凡ソ此ノ大臣ハ心ノ俸テ廣ク身ノ才賢クテ、萬ノ事人ニ勝レテゾ御ケル。亦和歌ヲゾ微妙ク讀給ケル。御娘ハ文德天皇ノ御后ニテ水尾ノ　天皇ノ御母也。染殿ノ后

ト申ス此レ也。其ノ后ノ御前ニ微妙キ櫻ノ花ヲ瓶ニ指シテ被置タリケルヲ、父ノ太政大臣見給テ讀給ケル也、

　　トシフレバヨハヒハオヒヌシカハアレド花ヲシミレバモノオモヒモナシ

ト。后ヲ花ニ譬ヘテ讀ミ給ヘル也ケリ。此ノ大臣ハ此ク微妙ク御ケレドモ、男子ノ一人モ不御ザリケレバ、末ノ不御ヌガ極テロ惜キ也トゾ世ノ人申ケル。

〔大鏡 良房〕この殿ぞ藤氏のはじめて太政大臣攝政し給ふ。めでたき御有樣なり。和歌もあそばしけるにこそ、古今にもあまた侍るめるは。さきのおほいまうちぎみとはこの御事なり。多かる中にもいかに御心ゆき、めでたくおぼえてあそばしけむとおしはからるゝを、御むすめの染殿の后の御まへに、櫻の花の瓶にさゝれたるを御覽じて、かくよませ給へるにこそ、

　　年ふればよはひは老いぬしかはあれど花をしみれば物思ひもなし

后を花にたとへ申させ給へるにこそ。かくれ給ひて白川にをさめたてまつる日、素性ぎみのよみたまへりしは

　　ちのなみだ落ちてぞたぎつ白河は君が世までの名にこそありけれ

みな人しろしめたらめど、物を申しはやりぬればさぞ侍る。かくいみじきさいはひ人の子のおはしまさぬこそくちをしけれ。

　此の兩文を比較するに、大鏡の古今に云々のこと、及び素性法師の歌を除いては、大鏡の記事は今昔物語と完全に一致してゐる。殊に、年ふればの歌は、古今集春部の詞書にも「染殿の后のおまへに、花がめに櫻の花をさゝせ給へるを見てよめる、前のおほきおほいまうちぎみ」とあるのみであるが、此の兩書が共に「后を花にたとへ申させ給へるにこそ」と全く同じ批判を附し、更に又良房の子のなきことに就いて、今昔物語が「此ノ大臣ハ此ク微妙ク御ケレドモ、男子ノ一人モ不御ザリケレバ末ノ不御ヌガ極テロ惜キ也トゾ世ノ人申シケル」と云ひ、大鏡が「かくいみじきさいはひ人の子のおは

しまさぬこそくちをしけれ」といふは、共に全く一致するのであつて、斯くの如き感想の暗合するは、此の兩書に直接關係あることを明證するものである。

ハ、長良に關する記事

〔今昔巻廿二第五話〕兄ヲバ長良ノ中納言ト申ケリ。何ナル事ニカ有ケム、此ノ中納言ハ太郎ニテハ御ケレドモ、弟二人ノ下﨟ニテゾ御ケル。然レドモ此ノ中納言ノ御子孫ハ、于今繁昌シテ近代マデ榮エ給テ、太政大臣關白攝政ニ成シ給フモ、皆此ノ中納言ノ御子孫ニ御マス、何ニ況ヤ上達部ヨリ以下ノ人ハ世ニ隙无シ……然レバ彼ノ太郎長良ノ中納言ハ弟二人に被越テ、辛シトコソハ思ヒ給ケメドモ、其ノ弟二人ノ御子孫ハ无シテ、此ノ中納言ノ御子ハ數御ケル中ニ、太政大臣關白ニ成テ御名ヲバ基經ト申ス人御ケル、其ノ御子孫繁昌シテ于今榮テ微妙ク御マス。此レヲ思フニ、世ノ人當時（ソノカミ）弊ケレドモ遂ニ子孫榮エ、當時吉ケレドモ末无シ、此レ皆前生ノ果報也トナム語リ傳ヘタルトヤ。

〔大鏡 良房〕御このかみの長良の中納言、ことの外にこえられ給ひけむをり、いかばかりからうおぼされ、又世人もことのほかに申しけめども、その御末こそ今にさかえておはしますめれ。ゆく末はことの外にまさり給ひけるものを、

此の兩文も誠によく一致し、殊に大鏡に世繼の翁が、長良の心中を察して「いかばかりからうおぼされ」と云つてゐることゝ、今昔物語の作者が「辛シトコソハ思ヒ給ケメ」と推定したことゝ暗合してゐるのは、此の兩書の間に密接な關係のあることを示すものである。

ニ、時平に關する記事

〔今昔巻廿二第八話〕天皇世間を拈（シタヽ）メ御マシケル時ニ、此ノ大臣内ニ參給タリケルニ、制ヲ破タル裝束ヲ事ノ外ニ微妙クシテ參給タリケルヲ、天皇小蔀ヨリ御覽ジテ御氣色糸惡ク成セ給テ、忽ニ職事ヲ召テ仰セ給ヒケル樣、「近來世間に過差ノ

制密キ比、左ノ大臣ノ一ノ大臣ト云フ乍ラ、美麗ノ裝束事ノ外ニテ參タル、便无キ事也、速ニ可罷出キ由慥ニ仰セヨ」ト仰セ給ケレバ、綸言ヲ奉ハル職事ハ極テ恐リ思ヒケレドモ、篩々フゾ然々ノ仰セ候フト大臣ニ申ケレバ、大臣極テ驚キ畏マリテ忩キ出給ヒニケリ。隨身雜色ナド御前ハ參ケレバ、制シテ前モ令追シメ不給デゾ出給ヒニケル。前駈共モ此ノ事ヲ不知ズシテ恠ビ思ヒケリ。其ノ後一月許本院ノ御門ヲ閉テ、簾ノ外ニモ不出給ハズシテ、人參ケレバ、勅勘ノ重ケレバトテゾ不會給ザリケル。後ニ程經テ被召テゾ參給ヒケル。此レハ早ウ　天皇ト吉ク[　]合セテ、他人ヲ吉ク誡メムガ爲ニ構サセ給ヘル事也ケリ。

〔大鏡 時平〕 延喜の、世間の作法したゝめさせ給ひしかど、過差をえしづめさせ給はざりしに、この殿、制をやぶりたる御裝束の、ことの外にめでたきをして、內に參り給ひて、殿上にさふらはせ給ふを、みかど、小蔀より御覽じて、御氣色いとあしくならせ給ひて、職事をめして「世間の過差の制きびしきころ、左のおとゞの一の人といひながら、美麗ことの外にてまゐれる、便なきことなり、速にまかりいづべきよし、おほせよ」とおほせられければ、うけたまはる職事はいかなる事にかと、おそれ覺えければ、參りてわなゝく〱、しか〱と申しければ、いみじく驚きかしこまりうけたまはりて、御隨身のみさきまゐるも制したまひて、いそぎまかりいで給へば、御前ども、あやしとおもひけり。さて本院の御門、一月ばかりさゝせて、みすの外にもいで給はず、人などのまゐるにも勘當のおもければとて、あはせ給はざりしにこそ、世の過差はたひらぎたりしか。うち〱によくうけたまはりしかば、さてばかりぞしづまらむとて、みかどと御心あはせさせ給へりけるとぞ。

此の兩文を比較しても、その文章及びその內容は全く一致し、殊に此の事柄の眞相に就いて大鏡に世繼の翁が「うちうちによくうけたまはりし」と云つて述べてゐることが、又た今昔物語にも「此レハ早ウ　天皇ト吉ク[　]合セテ、他人ヲ吉ク誡メムガ爲ニ構サセ給ヘル事也ケリ」とあつて、全く暗合し、此の兩書に直接的關係の存すること、極めて明らか

である。

かくの如くして今昔物語と大鏡の間には直接的關係が存してゐることが明かとなるのであるが、次に決すべきことは何れが前に出來たかと云ふことでする。即ち今昔物語が大鏡を材料にしたのであるか、それとも大鏡が今昔物語を材料にしたかと云ふことである。

三

さて大鏡と今昔物語の中、何れが何れを材料としたかを考ふるに先立つて、一應此の兩書が他の書物を材料とするに、如何なる筆法を以てするかを檢討しなければならない。

まづ大鏡を見るに、大鏡が榮華物語を最も主要な材料としてゐることは、嘗つて私の詳しく論證した所であるが、（史學雜誌第四十五編第十二號大鏡と榮華物語との關係及び大鏡の著作年代について）その引用の例を左に示さう。

〔榮華（後悔の大將）〕かくてたかまつ殿の姫君は六條の故中務の宮の御子のます宮と申し、關白殿のうへの御おとうとにおはしませば、やがて殿の御子にしたてまつらせ給ふ。三位中將にてぞおはする。春宮大夫（頼宗）、中宮權大夫（能信）いと心えずあやしき事におぼしむせびたれど、殿の御前のせさせ給ふ、やうあるべし、せいしきこえ給はんに力なければ、え申させ給はず。

〔大鏡（道長）〕又高松殿の上と申すも源氏にておはします……。女君と申は今の小一條院の女御、今一所は故中務卿具平親王と申す村上のみかどの七みこにおはしましき。その御男君三位中將師房の君と申すを入道殿むこどり奉らせ給へり。あさはかに心えぬ事とこそ世の人申しゝか。殿の内の人も覺したりしかど、入道殿思ひおきてさせ給ふ、やうありけむかしな。

此の兩文は全く一致するのであるが、注意すべきは、榮華物語に於いて春宮大夫賴宗・中宮權大夫能信が「やうあるべし」と考へたことを、大鏡ではそのまゝとつて「やうありけむかしな」と世繼の感想の如くにしてゐることであつて、即ち大鏡は世繼と云ふ翁の物語とする構想上、他書に見える人の話や感想をも自らの見聞或は感想に換骨脫胎して記すのである。次にもう一例をあげる。

〔榮華 音樂〕　またの日、ひさしいでて、みの時ばかり、きのふの上達部參らせ給ふ。昨日はうるはしき御よそほひなりしに、けふはとのばら君たち、みな直衣にてまいり給へり……かくて關白殿をはじめたてまつり、こと殿ばらも皆おはします。皆さるべきはのこりなくまいり給へり。ひつじの時ばかりになりて御車よせ奉る。口には大宮・皇太后宮奉り、又中宮・かんの殿奉りて、中には一品の宮おはします。からの御車はれいよりすこしちいさきこゝちすれば、いつところ奉りたれば、おのづから御心のわざとならずはずかにはづれて出でたる程のにほひ有さまども、きのふのみすぎはのめづらかにみえしに、これはきこえさせんかたなくめでたし。かほりなどはたとふべきかたなし。御車に地下の人よりつかず、たゞ殿上人のかぎりなり。

〔大鏡 藤原氏の物語〕　おのれはたび／＼まゐり侍り。供養の日の有樣めでたさはさらにもあらずや。又の日、けふは御佛などちかうてをがみ奉らむ、ものどもとりをかれぬさきにと思ひてまゐりて侍りしに、宮たちの諸堂をがみ奉らせ給ひし見申し侍りしこそ、かゝる事にあはむとて、今までいきたるなりけりと覺え侍りしか。物覺えて後さる事をこそまだ見侍らぬ。御手車に四所奉りしぞかし。口に大宮・皇太后宮御袖ばかりをいさゝかさしいでさせ給ひて侍りしに、枇杷殿の宮の御ぐしの土にいとながくひかれさせ給ひていでさせ給へりしは、いとめづらかなりしことかな。しりの方には中宮・かんの殿奉りてたゞ御身ばかり御車におはしますやうにて、御ぞどもはみながらいでて、それも土までこそひかれ侍りしか。一品の宮も中に奉りたりけるにや。御ぞどもは何がしのぬしのもちたうび、御車のしりにぞさ

ふらはれし、ひとへの御衣はかりを奉りておはしましけるなめり。御車はまうち君たちひかれて、しりには關白殿をはじめ奉り、殿ばら、さらぬ上達部殿上人御直衣にてあゆみつゞかせ給へりし。いであないみじや。

是は法成寺金堂供養の翌日、道長一族參詣の記事であるが、榮華物語の記事を材料として、大鏡に於いて世繼が實に見事に己の見物した如く作りなほしたのである。

以上に依つて大鏡が他の書物を材料として用ひる筆法を窺ふことが出來るのであるが、私は前記論文に於いて大鏡と榮華物語の關係についての論證の結果、次の四條に概括した。卽ち、

第一、大鏡は榮華物語を基として作られたもので、所々その誤すら踏襲してゐる。

第二、しかし出來るだけ他の史料によつて榮華物語を訂正し且つ增補したのであつて、榮華物語に誤り傳へられてゐる重要な事件の眞相を明かにしてゐることが少なくない。但し增補した記事に誤を冒してゐることもある。

第三、大鏡は一般に榮華物語の記述を簡要に述べてゐる。

第四、大鏡は榮華物語の記事を巧みにもぢつて自らの見聞或は感想の如く記してゐる。

斯くの如き大鏡と榮華物語との關係は又以て、大鏡が材料となした他の書物との關係にも推し及ぼすことが出來る筈である。

四

次に、今昔物語が他の書物を材料とするに如何なる筆法を用ひてゐるか調べてみる。元より詳細に論證することは此の紙面に於いて許されないし、又芳賀博士著攷證今昔物語もあるので、茲には單に一二例をあげるに止める。

〔伊勢物語〕ゆき／＼てするがの國にいたりぬ。うつの山にいたりて、わがゆく末の道は、いとくらう細きに、つた

かへでは繁りてもの心細く、すゞろなる目を見る事と思ふに、す行者あひたり。かゝる道にはいかでおはするといふを見れば、見し人なりけり。京にその人のもとにとて、文かきてつく、

　するがなるうつの山べのうつゝにも夢にも人のあはぬなりけり

富士の山を見れば、さ月のつごもりに雪いと白う降れり、

　時知らぬ山は不二のねいつとてかかの子まだらに雪の降るらん

その山はこゝにたとへば、比叡の山をはたちばかりかさねあげたらんほどして、なりはしほじりのやうになんありける、

〔今昔 巻廿四 第卅五語〕 眇々ト行々テ駿河國ニ至ヌ。ウツノ山ト云フ山ニ入ラムト爲ルニ、我ガ入ラムト爲ル道は糸暗シ。心細キ事无レ限。絡石、鷄冠木繁テ物哀レ也。此クスゞロナル事ヲ見ル事と思フ程ニ、一人ノ修行ノ僧會タリ。此レヲ見レバ京ニテ見知タル人也ケリ。僧業平ヲ見テ奇異に思テ云ク、此ル道ヲバ何デ御座ゾト。業平其ニ下居テ、京ニ其人ノ許ニ文ヲ書テ付ク。

　スルガナルウツノ山ベノウツヽニモユメニモ人ニアハヌナリケリ

ト。其ヨリ行々テ富士ノ山ヲ見レバ、五月ノ晦日ニ雪糸高ク降タルニ、白ク見ユ。其レヲ見テ業平此ク讀ケリ、

　トキシラヌ山ハフジノネイツトテカカノコマダラニユキノフルラム

ト。其ノ山ハ此ニ譬ヘバ比叡ノ山ヲ廿重上タル許ノ山也、ナリハシホジリノ樣ニゾアル、

此の兩文を比較してみると、今昔物語が伊勢物語を材料として記述するに、全くの直譯であつて、些も自分の推定を加へ、或は又自分の見聞の如く原文を作りかへることをしないで、正直に業平の見聞としてゐる。なほ次の例を見られよ。

〔大和物語下〕 かゝるほどにはらみにけり。この男物もとめに出でにけるまゝに、三四日こざりければ、待ちわびて

立ちいでて、山の井にいきてかげをみれば、我がありしかたちにもあらず、あやしきやうになりにけり。鏡もなければ、顏のなりたゝんやうもしらでありけるに、にはかに見れば、いとおそろしげになりけるを、いとはづかしとおもひけり。さてよみたりける、

あさか山かげさへみゆる山のゐの淺くは人を思ふものかは

とよせて、木にかきつけて、いほにきて死にけり。をとこ物などもとめてもてきて、(脫文アリ)しにてふせりければ、いとあさましと思ひけり。山の井なりける歌をみてかへりきて、これを思ひ死にに、かたはらにふせりてしにけり。世のふるごとになむありける。

〔今昔卷三十第八話〕而ル間女懷妊シニケリ。男食ヲ求ムガ爲ニ里ニ出ニケルニ、四五日不來ザリケレバ、女待侘テ心細ク思エケルマヽニ、菴ヲ立出テ見行(ミテアルキ)ケルニ、山ノ北ニ穴井の有ケルヲ見テ、我ガ影ノ水ニ移タリケルヲ見ケルニ、鏡見ル世モ无カリケレバ、顏ノ成ニケル樣モ不知デ水ニ移タルヲ見レバ、糸怖シ氣也ナルヲ、極テ恥カシト思テ此ナム獨言ニ云ケル、

アサカ山カゲサヘミユル山ノ井ノアサクハ人ヲオモフモノカハ

ト云テ、此レヲ木ニ書付テ菴ニ返リ行テ、〔我ガ家ニ有シ時父母ヨリ始メテ萬ノ人ニ彼レ傳て微妙カリシ事共ヲ思ヒ出シテ心細キ事无レ限ク、何ナル前ノ世ノ報ニテ此ルラムト思ケルニ、否ヤ不レ堪ザリケム、ヤガテ思ヒ死ニ〕死ニケリ。其ノ後男食物ナド求テ從者ニ持セテ持來テ見ケレバ、死テ臥セリケレバ、糸哀レニ奇異ト思ケルニ、山ノ井ニ木ニ被レ書付タリケル歌ヲ見テ彌ヨ戀ヒ悲ムデ菴ニ還テ死タル妻ノ傍ニ副ヒ臥シテ思ヒ死ニ死ニケリ〔此事ハ從者ノ語リ傳ヘタルニヤ〕世ノ舊事ニナム云ヌル〔然レバ女ハ從者也トモ男ニハ心不許マジキ也トナム語リ傳ヘタルトヤ〕、

此の兩文を比較するに、今昔物語の記事は大和物語より詳細に見えるが、しかし內容の事實そのものは全くの直譯であ

つて、此も改補の跡が見られない。男が從者に食物を持せ歸つたことは大和物語に見えないが、之は其條の脱落によるのである。而して大和物語の作者が「世のふるごとになむありける」と云ひしに對して、今昔物語に於いては「此ノ事ハ從者ノ語リ傳ヘタルニヤ、世ニ舊事ニナム云ヌル」として、それを直譯すれば自らの感想の如くなるのを恐れて斯樣に敷衍してゐるのは、原書に極めて忠實とすべきである。更にもう一例、漢文を譯した例をあげよう。

〔日本靈異記 彌勒菩薩銅像盜人所捕示異表顯盜人縁〕 聖武天皇御世、勅信巡ニ夜行於京中一。其半夜時、其諸樂京葛木尼寺前南蓁原、有ニ哭叫音一、言、痛哉痛哉。勅信聞レ之馳レ陳見レ之。盜人捕ニ彌勒菩薩銅像一以レ石破レ之。打捉問レ之。答レ之白曰、葛城尼寺銅像也。此像置レ寺。然彼盜人送ニ之於官一閇ニ囚圄一圄焉。夫理法身佛非ニ血肉身一何有レ所レ痛、唯所ミ以示ニ常住不變一也。是亦奇異之事也、

〔今昔 巻十七第卅五話〕 今昔、聖武天皇の御世ニ奈良ノ京の時勅有テ、夜ル京中を巡テ夜行スル事有ケリ。而ルニ其の夜行ノ人ノ聞クニ夜半許ニ葛木ノ尼寺ノ前ノ蓼(蓁ノ誤カ)原ノ中ニ、人ノ哭キ叫ブ音有リ。叫テ云ク我レ痛哉々々ト。夜行ノ人此レヲ聞テ、其ノ所ニ馳至ス。見レバ蓼原の中ニ人有リ。怪ムデ此レヲ捕ヘテ問ヘバ早ウ盜人也ケリ。其ノ寺の彌勒菩薩ノ銅ノ像ヲ盜取テ破リ損ゼムト爲ル也ケリ。卽チ夜行ノ人其ノ盜人ヲ搦捕ヘテ官ニ送テ獄ニ禁メツ。天皇ニ此ノ由ヲ奏シテ佛ヲバ取テ本ノ如ク寺ニ安置シ奉リツ。此レヲ思フニ菩薩ハ血肉具シ不レ給ハズ、豈ニ痛ミ給フ所有ラムヤ。而ルニ只此レ凡夫ノ爲ニ示シ給フ所也。盜人ニ重罪ヲ不レ令レ犯ジト思ヒ給フ爲也、〔其ノ比人皆此ノ事ヲ聞テ〕奇異ノ事也〔トテナム悲ビ貴ビケルトナム語リ傳ヘタリトヤ〕

此の兩文を比すると亦た、今昔物語が詳しい樣であつて實は全くの直譯に過ぎず、しかも靈異記に「奇異之事也」と感想を述べてゐるのを、正直に「其ノ比人皆此ノ事ヲ聞テ」その樣に感じたと記してゐるのであつて、如何に今昔物語が原書に忠實な態度で從つてゐるか分かるであらう。

即ち如上の例によつても知られる如く、大鏡が他の書を材料として用ひる際には、悉く之を己の見聞として換骨脱胎して記してゐるのであり、時には他の人の感想をも己の感想として述べてゐるのであるが、今昔物語は忠實にもとの書のまま直譯してゐるのである。此の筆法の差異に心を留めて、上にあげた四箇條の兩書共通の記事を檢討してみる。

（イ）は今昔物語が詳細であり、大鏡は簡要であつて、大鏡が榮華物語の記事を簡要にして記してゐるのと同樣に、大鏡が今昔物語によつて、それを簡要に記したと見るのが自然的であつて、今昔物語が大鏡の記事を直譯してあの樣に記したと見ることは到底出來ない。（ロ）も大鏡の古今云々の記事、及び素性法師の記事を除いては兩書全く一致してゐるのであるが、注意すべきは良房の子のなきことに就いての感想が全く暗合してゐるのに、今昔物語は之を「世ノ人」が申したとし、大鏡は世繼自らの感想としてゐる。是れを先づ大鏡が今昔物語の記事をもぢつて自らの感想としたと解するのは、その他に幾つも他の感想をもぢつて自らの感想とした例があるから、何等不思議とするに足らないが、若し今昔物語が大鏡に依つて斯く書き直したとすれば問題である。即ち、大鏡は當時實際に世繼の物語つたものと取扱はれてゐたのであつて、今鏡の序文にも「世繼が申しおける萬壽二年より云々」とあり、又水鏡の序にも「萬壽のころほひ、世繼と申ししさかしき翁侍りき、文德天皇より後つかたの事は、暗からず申し置きたる由承る」とあつて、正直に大鏡の記す所を採用してゐるのである。されば今昔物語が伊勢物語等を直譯せし筆法を以てせば、「世繼申ケル」との如くにしたであらう、又今昔云々の記事及び素性法師の歌も記すべき筈である。即ち此條も大鏡が今昔物語を材料にしたと見る方が無理がないのである。而して大鏡に餘分に存する古今云々の事及び素性法師の事は新に古今集を以て增補集成したのであると見られる。（ハ）も記事の內容は今昔物語が極めて詳細であり、大鏡は簡要である。是も大鏡が今昔物語を基にしたと見られる。（ニ）も第二

と同樣であつて、實は天皇が時平と御心をあはせられたのであるとの事は、今昔物語の記事を大鏡がもぢつて「うち／＼うけたまはりし」と云つて述べたと見るのは、例の常套手段で不思議はないが、今昔物語が大鏡を譯したとせば、「うち／＼うけたまはりし」と云ふことを必ず譯してゐなければならない筈である。從つて是も亦大鏡が今昔物語を材料にしたものであると見るのが妥當である。

かやうにして一見いづれが前出か分らない樣な記事でありながら、大鏡と今昔物語の筆法の相違によつて、大鏡が今昔物語を材料にしてゐることが知られるのであるが、こゝに之についての明證を一つあげてをかう。

〔今昔巻廿二第五話〕　三郎ハ良相ノ右大臣ト申ケル、世ニ西三條ノ右大臣ト申ハ此レ也。其ノ比淨藏大徳ト云フ止事无キ行者有ケリ。其ノ人ト極ジキ檀越トシテ、大臣千手陀羅尼ノ靈驗蒙リ給ヘル人也。此ノ大臣ノ御子ハ大納言ノ右大將ニテ、名ヲバ常行ト申ケリ。而ルニ其ノ大將ノ御子二人有ケリ、兄ハ六位ニテ典藥ノ助ニ成テ名ヲバ名繼トゾ云ケル、弟ハ五位ニテ主殿ノ頭ニテ名ヲバ棟國トゾ云ケル。皆糸賤キ人ニテ有ケレバ、其子孫无キガ如シ。

〔大鏡 良相〕　このおとゞは、冬嗣のおとゞの五郎、御母白川の大臣におなじ。大臣の位にて十一年、贈正一位西三條大臣と申す。淨藏定額を御祈の師にておはす、千手陀羅尼の驗徳かうぶり給へる人なり。此の大臣の御女子の御事よくしらず、ひとりぞ水尾の御時の女御。をのこごは大納言常行の卿と聞えし、御子二人おはせしも五位にて、典藥助、主殿頭などいひて、いとあさくてやみ給ひにき。かくばかり末さかえ給ひける中納言をやへ／＼の御弟にて、越え奉り給ひける御あやまりにやとこそおぼえ侍れ。

此の條は早く萩野由之博士の注目せられた所であつて、即ち兩書共に淨藏が良相に千手陀羅尼の驗徳を蒙らしめたとしてゐるが、良相は既に貞觀九年に薨じ、淨藏はのち寛平三年に生れて、その間二十五年もあつて歴然たる誤であり、二書の一が他の誤をうけたものならんとして、今昔物語と大鏡の關係あることを推定されたのである。しかし此の誤を發見され

たのは博士が初めでなく鎌倉末頃の寫本なる千葉本に、淨藏定額に傍註して、

或云、相應和尚事歟、年記不レ叶之上、爲二師檀一之由見二相應傳一

と明快に喝破してあることは注目すべきことである。而して博士が此の誤を共通してゐることによつて、此の兩書に直接關係あることの一證とされることは肯綮に價するが、是のみでは何れが先か不明なのであつて、博士が之により今昔物語を前であらうと推定されるのは論據猶ほ不充分であつた。然るに玆に注意すべきは、其下の常行の子に關する記事であつて、今昔物語では典樂助名繼、主殿頭棟國と明確に確してあるが、大鏡には唯御子二人にて典樂助、主殿頭云々と極めて不分明である。是は大鏡が今昔物語を材料の一にし、それを簡要にしたのであると解すれば何等不思議はないが、今昔物語が大鏡を直譯したとすれば何としても出てくることでないのである。（國語と國文學十四卷十一號拙稿「大鏡と今昔物語」との關係を論じて再び大鏡の著作年代に及ぶ參照。）

六

以上によつて、大鏡の筆法、今昔物語の筆法、ならびに大鏡と今昔物語の前後關係が明かとなつたのである。こゝに於いて我々は初めにもどつて、藤原義孝傳を檢討しなければならぬ。大鏡の義孝に關する傳記は今昔物語を材料として書いたものであることは今や申すまでもない。

それでは何故に義孝の世尊寺參詣の時期を相違せしめたのであらうか。蓋しこれは大鏡が今昔物語の記事を材料としながら、その得意の手段によつて、

この翁、そのころ大宮なる所にやどりて侍りしかば、御聲にこそ驚きて、いといみじう承はりしか、おき出でて見たてまつりしかば、云々

と云ひ、或は更に、

やがて見つぎ〲に御ともに參りて、御額つかせ給ひしも見たてまつり侍りき、

と云つて、全く巧みに自らの見聞の如き叙述としたために、その構想も今昔物語に天延二年秋とあるのを「いかなる折にか」とぼかしたのであり、或は今昔物語に「有明ノ月ノ極テ明カリケル夜」「紅梅ノ木」とあるのを變じて、紅梅に花を咲かせて春ののびやかなる朧月夜を舞臺として、優婉なる情緒を點出したのであり、しかも「侍ヲ呼デ此ノ少將ノ行カム方云々」とあれば、「人をつけ奉りて見せければ」となし、「共ニハ小舍人童只一人ゾ有ケル」とあれば「御供には童ひとりぞさふらふめりし」とし、女房共が侍の報告を聞いて「極テ哀レガリケリ」とあれば、之をもぢつて「いとかなしう、あはれにこそ侍りしか」とする等、急所々々はピッタリと一致させてゐるのである。「御直衣のいと白きに云々」と義孝の服裝を叙述したのは今昔物語によるところがない様に見えるが、實はその初めの方に「義孝の少將襴裝束□ヨカニテ」とあつて、この脫文の條に記されてゐたのをもぢつたものであらう。これによつて義孝の世尊寺詣での記事は、今昔物語が正しいものと考へなければならないのである。

次にしからば、第二の義孝の死に對する母の哀傷に關する記事の相違はどうであらうか。これに於いても、今昔物語の方が正しいであらうことは、後拾遺集及び、藤原義孝集にしかばよりの歌について、

此歌義孝の少將わづらひ侍りけるに、なくなりたりとも、暫しまて、經よみはてむと、妹の女御にいひ侍りて、程もなく身まかりて後、忘れてとかくしてければ、その夜の母の夢に見え侍りける歌なり、

とあることによつて知られるのである。しかるに大鏡が旣述の如くに變じたのは、上の世尊寺詣での話と同様に、大鏡が「しかばかり」の歌を一層感深からしめんがために、今昔物語の卷十五と卷廿四の話をまぜあはせて作つたのであつて、しかばかりの歌を夢に見て歎いたのも、また擧賢の枕がへしのことを夢に見て歎いたのも共に母であるのによつて、この二の夢を合せて一のものにして、擧賢が枕がへしで歎いたことを義孝のことにかへたのである。しかしてこの母の歎を一層

深刻に感ぜしめるために、妹女御に遺言したことをも母の枕がへしの夢と結びつけて母への遺言とし、しかも今昔物語に擧賢の枕がへしの夢の後に「母夢覺テ後思シケム事、何許也ケム」とあるや、これを大鏡では母北方の夢にしかばかりの歌を見た後に「いかにくやしくおぼしけむな」と巧みに利用してゐるのである。そして今昔物語の擧賢が母の夢にあらはれて悲しんだことを賀縁の夢に合せたのである。大鏡の作者のこの手腕は實に見事であつて、些の不自然さもなく、今昔物語に比して幾層倍も哀傷の切なるを覺えしめるのである。しかしながら事の眞否に關しては、今昔物語の記事が正しいとしなければならないのである。

最後に昔契云々の夢を見た人が、今昔物語では藤原高遠とあるが、大鏡に小野宮實資となつてゐることである。これは何によつて斯くの如く改めたか、私は之を明かにすることが出來ない。往生極樂記にも高遠となつてゐるので、今昔物語のを正しいとする人もあるが、極樂記も十數年後の編纂物で必ずしも誤なしとすることは出來ないのである。當時往生極樂記に高遠のことゝし、また今昔物語のよつた材料にも高遠とあり、從つて今昔物語もそれを直譯して高遠のこととしてゐたのを、大鏡の作者が何か他の史料によつてその誤なるを知り、實資と改めたとも觧し得るのであり、大鏡が榮華物語を主要な材料にしつゝ、他の史料によつてその誤を訂してゐる態度から推すと、此の方が寧ろ妥當とも見られるのであり、それが何によつたかと云ふことは今日史料が煙滅して明らかでないのであるとも見られる。これを義孝に對する交友關係から決しようとしても、實資は高遠の弟で、義孝が少將たりし頃、高遠と共に實資も亦少將であつたので、その義孝に對する交友關係は他に史料のない今日に於いては特に一方を高揚出來ないのであり、しかも亦江談抄、寳物集に此の話は時雨とはの歌と共に、賀縁阿闍梨の夢としてゐるのであるが、これをも否定するに足る根據は見出しえないのである。即ち今日に於いては、高遠、實資、賀縁の何れが本當か不明なのである。しかし此の最後の相違は前二者の相違の如く、大きな問題ではない。

以上によつて大鏡と今昔物語の藤原義孝傳に於ける相違の是非、ならびにその相違の生ずるに至つた由來を明かにすることが出來た。即ち今昔物語も大鏡も、共に平安時代の史料を基として生み出された歴史的產物であるが、史料としての立場の上から云へば、今昔物語の記事が貴重なものであることは今や云ふまでもない。我々が義孝傳を書くには今昔物語を材料として採用しなければならないのである。

しかしながら之に依つて直ちに大鏡を輕んずべきではなく、我々は義孝の信仰、更に云へば平安後期の人々の信仰思想を見るには、今昔物語よりも大鏡によつて遙に生々と把握し得られるであらう。我々は大鏡が叙上の如き構想の上にくみ立てかへられたものであることを認識することによつて、その歴史性、或は文學性を一層深く認めることが出來るのである。蓋し大鏡は單なる史料ではなく、それを基として歴史的反省の上に立てられた一つの作品であるからである。卷頭の、

あきらけき鏡にあへばすぎにしも今ゆくすゑのこともみえけり

の語は、最も歴史の本質を端的に具現した至言であるが、我々は大鏡の史的敍述の上に、又時代觀象の上に、幾多の缺點を見出さうとも、かゝる意味に於いてその我が史學史上に占むる位置の極めて大なるを認めるものである。況んやそれが記傳體として最初の格式を採用し、更に世繼繁樹等の對話に全文を收むる所謂鏡類の創始をなし、また當時の日用語を用ひ、奔放なる筆致を以て史的批判を加へてゐること等を顧みるとき、まことに驚歎にたへないところなのである。

七

鎌倉時代に於ける武家主義の消長

―吾妻鏡研究の方法と其實例―

文學士　橋本　實

序

鎌倉時代は云ふまでもなく封建制度に依據して鎌倉幕府が草創され、武家政治の斷行された時代であるが、この鎌倉時代を更に細分するならば、夫々の時代に於いて、政治・經濟・社會・思想の各方面に少なからず異色が認められる。端的に云へば、源氏三代將軍の草創時代と、執權北條泰時・同時賴等を中心とする守成時代、更に降つて執權北條貞時・高時等の幕府の衰亡時代とは、各方面に非常に異つたものがある。更に又、源氏三代將軍の草創時代にせよ、賴朝・賴家及び實朝の時代毎に亦異同が認められるのである。

かくの如く將軍の時代毎に、その時勢相に幾多の變化を認め得るのであるが、こゝには主として思想史的立場に依據して、當代武家社會の精神的基調をなした武家主義に就いて一應の考察を試みたいと思ふ。

この際これらの考察の中心史料として舉げられるのは吾妻鏡である。卽ち吾妻鏡を主なる史料として、當代に於ける武家主義の消長を考察すると共に、他面吾妻鏡を史料として如何に活用すべきかの例證を具體的に示して見たいと思ふ。

一

さて鎌倉幕府の草創者である源頼朝は、平氏の覆轍に鑑み、武士の公家化を極力防止すると共に、武家主義を基調として、諸般の振肅を計つた。果してその政策は美事な成果を結ぶに至つたが、乍併、その薨後その後繼者である頼家や實朝が、父頼朝の主義政策を弊履の如く捨て去り、京都文化の輸入に沒頭するに至つたのである。かくして鎌倉幕府の指導階級に公家主義が瀰漫するに至つて、武家主義が漸く消磨するに至つたのは理の當然であらう。だが、右大將家（頼朝）以來の傳統を金科玉條とせる北條政子や執權北條義時等の武家主義者は、公家主義を奉ずる頼家・實朝の存在を喜ばず、これを否定せんとする形勢を馴致し、こゝに武家主義と公家主義との衝突を惹起した。蓋し武家主義と公家主義とは氷炭相容れぬものである以上、武家主義を確保する爲めには公家主義の徹底的打破を必要とする。武士の公家化は、武士の存在そのものを否定する事實と例證を、前には平氏に、後には頼家・實朝に於いてこれを認めることが出來るのである。

かく武家主義の消長は、時代を規定する。換言すれば、時代の文化面に直ちに反映して、多大の影響を及ぼすものである以上、這般の消息を理解することは、鎌倉時代を解明する秘鑰でもある。かくして當代に於ける武家主義の消長を檢討するのも強ち徒事ではあるまい。否そこには重大な意義をすら認められるであらう。

二

こゝには先づ源氏三代將軍時代に於ける武家主義の消長、卽ち公武色彩の隆替を、次の諸點から論ずることゝする。

その一は、武神として崇められ、鎌倉幕府の尊崇の第一の對象であつた鶴岳八幡宮に對する賴朝、賴家及び實朝の態度を通して、そこに現はれた武家主義を掬取したい。
その二は、武家の特色である武藝に對する三者の關心を介して、その主義を窺知しよう。
その三は、京都との關係を據點として、公武兩主義の交錯を瞥見したい。
左に項を分つて順次這般の消息を闡明することゝしよう。

三

こゝに鶴岳八幡宮に對する賴朝、賴家乃至は實朝の態度を窺ふに當つて、鶴岳八幡宮と幕府との關係より說き及ぶこととしよう。併しこゝに源氏の八幡宮尊崇に至る過程の硏究は、宮地直一博士の考證に讓つて、それには觸れずに、既に尊崇の對象として建立せられた鶴岳八幡宮に對する將軍の態度を通して、武家主義の隆替を把握闡明したいと思ふ。
それには、鶴岳社參を通して考察するのも、一つの方法たるを失ふまい。
さて鶴岳社參の意義は、或る意味に於いて、源氏の八幡宮尊崇の意義とも共通する。簡單にこれに觸れるならば、先づ第一に、賴朝は武神として崇められる鶴岳八幡宮の信仰を通して、武士階級統率の鞏固化を策した。之には政策的意義が著しく顯現してゐる。
次に源氏が世々八幡宮を尊崇し、祖先たる賴義や義家が八幡信仰の中に生ける時、その子孫たる賴朝の八幡宮尊崇は必然的に祖先崇拜を隨伴してくる。他方御家人にとつては、その祖先が賴義や義家の麾下に屬したので、累代の御家人たる觀念を招來し、祖先以來の因緣による主從關係の結成とその强化とが複次的產物として生れてくる。こゝに精神的・政策的意義に於ける祖先崇拜と主從關係の强化とが結果される。

第三には、鶴岳社參による敬神思想の普及である。

第四には、全く精神的意義をもつ武家主義の振興が齎されることを看過してはならない。

さて以上のやうな意義が、鶴岳社參に隨伴すると解するならば、その社參たるや、決して輕視すべからざるものがある。

さて鶴岳社參が、三代の將軍によつて、如何に實行されたかを見る前に、端的に、鶴岳奉幣日其の他の祝祭日を左に表示しよう。

正月一日	奉幣之日
二月四日	臨時祭
三月三日	法會
四月三日	鶴岳祭
五月五日	臨時祭
八月十五日	放生會
八月十六日	馬場之儀
九月九日	臨時祭
十月七日	臨時祭
十一月四日	御神樂

とある。

さて、その鶴岳宮の大祭例祭に將軍親拜の例を、その薨前約二ヶ年間の統計によつて窺ふことゝしよう。

賴朝の場合

建久五年

正　月　一日　將軍前右大將家御二參鶴岳八幡宮一、

二　月十一日　鶴岳臨時祭、將軍家有二御參一、

三　月　三日　鶴岳法會如レ恒、將軍家御出云々、

五　月　五日　今日鶴岳八幡宮神事也、將軍家有二御參一云々、

七　月　八日　將軍家並御臺所御二參鶴岳八幡宮一、

八　月十五日　鶴岳放生會、將軍家御參、

八　月十六日　馬場流鏑馬以下如レ例、將軍家御參、

閏八月十五日　將軍家御二參鶴岳宮一、

十一月　四日　鶴岳八幡宮御神樂也、將軍家御參、

十一月十五日　將軍家並御臺所御二參鶴岳若宮一云々、

建久六年

正　月十三日　將軍家御二參鶴岳八幡宮一、

二　月十一日　鶴岳八幡宮御神樂也、將軍家御參宮、

二　月十三日　鶴岳八幡宮臨時祭、流鏑馬競馬相撲等頗有二結構之儀一、將軍家令二奉幣一給云々、

七　月十二日　御二參鶴岳八幡宮一、都鄙御往還無爲御報賽云々、

八　月十五日　鶴岳放生會也、將軍家御參宮、

八　月十六日　今日又御參宮、有二馬場流鏑馬一、
九　月　九日　鶴岳神事也、將軍家御參、仍流鏑馬七騎、競馬三番、相撲十番等云々、
十　月　七日　鶴岳臨時祭也、將軍家御參宮、
十一月　一日　將軍家御二參鶴岳八幡宮一云々、
十一月　一日　鶴岳御神樂等也、將軍家有二御參一、

頼家の場合

建仁元年

三　月　三日　鶴岳一切經會、神事如レ例、左金吾御參云々、
九　月十五日　今日被レ遂二行鶴岳放生會一、左金吾御出、
九　月十六日　左金吾又以御參宮、流鏑馬以下如レ例、

建仁二年

正　月　九日　左金吾御二參鶴岳八幡宮一、
八　月十五日　鶴岳放生會如レ例、將軍家御參宮、
九　月　九日　鶴岳祭如レ例、將軍家御參宮、
九　月十八日　將軍家御二參鶴岳宮一、

實朝の場合

建保五年

正　月　一日　將軍家御二參鶴岳八幡宮一、

正　月廿二日　將軍家御㆑參鶴岳八幡宮㆒
二　月　八日　鶴岳宮神事如㆑例、將軍家御參宮、
四　月　三日　將軍家御㆑參鶴岳八幡宮㆒
八　月十五日　鶴岳放生會、將軍家御出如㆑例、
八　月十六日　御出同㆓昨日㆒

建保六年

正　月十三日　將軍家御㆑參鶴岳八幡宮㆒
八　月十五日　鶴岳放生會、將軍家御參宮、
八　月十六日　將軍家御出如㆑昨、流鏑馬殊被㆓結構㆒之、

とあるが、以上の表によつて、容易に觀察されることは、賴朝の鶴岳社參の頻繁さである。殆んど已むを得ぬ場合の外は、親しく奉幣の誠を致せることである。社參の回數の多きを以て、一概に敬神の念の熾烈と武家主義の振興とを斷言し得ないとするも、尙ほそこに示されたかゝる傾向の濃厚さを認めないわけにはゆくまい。

　それ賴家の全く無關心かに見える態度や、實朝の場合の少數の例は、決して武家主義の熾烈なるものを摘取することは出來ない。

　更にわれ〳〵はその社參の態度に觸れて見たい。

　賴朝の鶴岳奉幣の態度を見るに、凡ての御家人、それも譜代の勇士、弓馬の達者、容儀神妙なる三德を兼ね備へた者を以て、之に參加警衛せしめ、その行粧も實に盛大を極め、威風堂々たるものがあつた。されば御家人としても之に參加す

ろ事を最も光榮とした。それだけに、重大な意味が含まれてゐるのが看取される。賴朝はかくする事に依つて、御家人の鶴岳宮に對する尊崇の念を高め、敬神思想を涵養し、他方には之を通じて御家人の統制の强化と共に武家主義の振興を忘れなかつた。

この賴朝の態度は、賴家によつて、全く無視された。

その最も著しい例は、建仁元年の鶴岳放生會社參の際に現はれた。放生會は云ふまでもなく、一年一度の大祭で最も盛觀を極めるものである。その年は、鶴岳宮八足門廻廊顚倒によつて、一ヶ月延引され、九月十五日行はれた。吾妻鏡に、

今日被ㇾ遂㆓行鶴岳放生會㆒（中略）無㆓隨兵㆒、希代新儀也、近日於ㇾ事陵廢、如ㇾ忘㆓先縱㆒、古老之所ㇾ愁也、

とある。「無㆓隨兵㆒」とあるに至つては、吾妻鏡の著者たらずとも「希代新儀」に一驚せざるを得ない。

この一事に徵しても、武家主義の消滅は察するに難くない。時既に後述の如く、賴家は蹴鞠に政務を忘れ、武家社會の忌憚を蒙つてゐたものであるのを思へば、かくの如き行動も決して不思議ではない。

これが實朝に至つては、賴家の如く極端ではないまでも、吾妻鏡に所見するやうに、無關心な通り一片の態度に過ぎなかつた。賴朝に見るやうなあの熱烈な武家主義の片鱗すら認めることが出來ない。

尚ほ鶴岳社參の折、賴朝は常に武藝を試み、之を奬勵した。無論武神として崇められる鶴岳八幡宮に對する態度としては、充分首肯される。

試みに文治四年に一例をとれば、

二月廿八日　鶴岳宮被ㇾ始㆓行臨時祭㆒、二品御出、有㆓流鏑馬㆒、二騎射ㇾ之、馬長三騎渡㆓馬場㆒、遠近御家人爲ㇾ營㆓勤此會㆒群參云々、

四　月　三日　鶴岳宮臨時祭、二品御參、流鏑馬、專被レ召ニ其堪能一、故波多野右馬允義經嫡男有經不レ恥ニ箕裘祖達者一也、仍應ニ今日請撰一、頗施ニ拔群藝一、御感之餘給ニ一村一、

八　月十五日　鶴岳放生會也、二品御參、……次流鏑馬、幸氏盛澄等射レ之、

とある如く、武事の鍛練に餘念がなかつた。

これを賴家・實朝に見るに、社參が精々であるのを見れば、その奉幣態度の無關心さと併せ考へて、かゝる社參に伴ふ武事の訓練などは思ひもよらぬことであつた。

更に附言が許されるならば、賴朝のこの熾烈なる武家主義は、鶴岳八幡宮信仰の特異性によつて、一層鞏固なものであることが理解されるであらう。

その第一に擧げられるべきは、次の一條である。吾妻鏡治承五年正月一日條に、

前武衞參ニ鶴岳若宮一給、不レ及ニ日次沙汰一、以ニ朔旦一被レ定ニ當宮奉幣之日一云々、

とあるが、この「不レ及ニ日次沙汰一」の一條は、當代としては餘程の英斷であつた。當時陰陽思想の影響を受けて、衰日等に事をなすのは極力警められ、事實延引せられるのが例であつた。公家階級は、これらの思想の爲めに精神的破産をすら招來するに至つたことについては、嘗て余輩は歷史敎育第九卷第七號の拙稿『鎌倉武士の信仰』の中に詳述したのであるが、武士階級の間に於いてすら、此の思想の浸潤影響を免れなかつた。それにも拘はらず、かゝる世の風潮を無視して、永久不變に年始を以て、奉幣の日と定めた所に、如何にも醇厚な敬神思想と武家主義の躍動を見るのである。

更に征夷大將軍拜賀の式を鶴岳寶前で行つたが如き、或は重大事勃發に際しては、眞先きに鶴岳に奉幣し、祈願せるが如きは一々枚擧に堪へない。特に鶴岳宮の造營やその災禍を蒙つた場合には、寢食を忘れて之に奉仕してゐるのを見るが、實に涙ぐましい程の眞摯さが認められる。

その一班をわづらはしさを厭はず左に表示しよう。

養和元年

四　月　一日　前武衛參二鶴岳一給、而廟庭有二荊棘一、瑞籬藏二草露一、仍被二掃除一、大庭平太景能參上、終日有二此沙汰一云云、

七　月　八日　被レ始二若宮營作一、先奉レ遷二神體於假殿一、武衛參給、

　　廿　日　鶴岳若宮寶殿上棟、社頭東方構二假屋一、武衛著御、御家人等候二其南北一、

壽永元年

三　月十五日　自二鶴岳社頭一至二由比浦一、直二曲横一造二詣往道一、是日來雖レ爲二御素願一、自然渉レ日、而依二御臺所御懷孕御祈一故、被レ始二此儀一也、武衛手自令レ沙二汰之一給、仍北條殿以下各被レ運二土石一云々、

文治四年

正　月　一日　人屋數十宇災、依レ爲二鶴岳近所一、二品參二宮中一給、諸人競集云々、

建久二年

三　月　六日　若宮火災事、幕下殊嘆息給、仍參二鶴岳一、纔拜二礎石一、御涕泣歟、則渡二御別當坊一被レ仰二合新營間事一云々、

　　八日　若宮假寶殿造營事始也、行政賴平奉行之、幕下監臨給云々、

　　十三日　入レ夜、若宮假殿遷宮、

四　月廿六日　鶴岳若宮上之地、始爲レ奉レ勸二請八幡宮一、被レ營二作寶殿一、今日上棟也、……幕下御參、

十一月廿一日　鶴岳八幡宮並若宮及末社等遷宮也、幕下御參宮、

この一斑以て全豹を類推しても大過はなからう。

これらの例證は、贅する迄もなく、賴朝の鶴岳尊崇の旺盛なる心事を實證するものである。

以上之を要するに、賴朝、賴家及び實朝の鶴岳親拜、即ち鶴岳社參の多少、その態度、乃至は奉納武藝の事等を通じて、三者の思想傾向を看取するに努めた。

かくして賴朝の旺盛なる武家主義を認め得ると共に、賴家、實朝に至つて、武家主義が如何に消磨し沈淪するに至つたかゞ理解されたことゝ思ふ。

四

次にわれ〳〵は武藏奬勵に對する三者の態度を窺ふことゝしよう。

賴朝は日常の間熱心に武藝を奬勵した。

元暦元年五月十九日、賴朝は池禪尼の恩義に報いんが爲め、鎌倉に招聘した平賴盛を隨伴し、杜戸の松樹の下で小笠懸を行ひ、

是士風也、非ニ此儀一者、不レ可レ有ニ他見物一、

と所懷を述べてゐるが、これを建久元年に若君（賴家）が漸く成人したので、

令レ慣ニ弓馬之藝一給之外、不レ可レ有ニ他事一、

とあるのを併せ考へると、賴朝の意向が那邊に存したかは記せずして明かであらう。

かくして、年始に弓始を行ひ、武藝を競はしめるのを嘉例とした外、前述の如く、鶴岳放生會を始め、社參の折々の訓練はこゝに云はずもがな、或は流鏑馬、小笠懸、笠懸、相撲、競馬等の尙武的訓練を間斷なく施行したのである。

此の外、今日の演習にも比すべき狩獵を屢々行つたのである。建久四年に行はれた武藏入間野追鳥狩、那須野狩倉、藍澤御狩、富士野狩等は世に喧傳せられてゐる處である。

更に現今の行軍に匹敵すべき遠出が、これ亦頻繁に行はれてゐる。二回に渉る上京は勿論の事、二所奉幣、三浦方面その他各地への遠出等も亦武士訓練の一方法たるを失はなかつた。

かくの如く、凡ゆる方面に於ける武事の訓練に寧日もなき有樣であつた。之は勿論、頼朝が櫛風沐雨の苦を嘗め、漸くにして覇權を掌握し得た結果と、當時尚ほ草創の域を脱せなかつたのに歸因するとは云へ、一面又頼朝の尚武精神の充實を否定することは出來ない。

かゝる結果、頼朝は武藝に堪能な者を褒賞したり、或は罪科を犯せる者でも武藝に優れた者は之を庇免するに躊躇せなかつた。左に一・二の例を擧げるならば、

文治四年四月三日、鶴岳宮臨時祭に、頼朝は流鏑馬に堪能な者を召した。その際選拔された波多野有經は、先祖の達者に耻ぢず、頗る拔群の藝を施したので、御感の餘り一村を給ふたとある如き、或は建久四年三月廿五日、武藏國入間野で追鳥狩を行つた際、藤澤次郎淸親が百發百中の藝を施したので、頼朝は感歎の餘り、駕乘せる所の馬を自ら引いて之に與へた。

かくの如き例は決して少くないが、この一班の例證によつても、容易に這般の消息が察知される。

尚ほ犯罪人にして、武藝を優として免ぜられた例としては、

諏訪大夫盛澄は流鏑馬の藝の蘊奥を極め、平家に屬して多年在京し、關東に參向することが頗る延引したので、頼朝の機嫌を害ひ、囚人として禁錮されてゐた。頼朝は之を斷罪に處したならば、流鏑馬の藝が廢れるので思ひ惱んでゐた折柄、鶴岳放生會にあたり、流鏑馬が行はれたので、俄に召出して流鏑馬を射よと命じた。盛澄は早速之をお受けして、既

第一の惡馬に乘じながらも、よくその至藝を施したので、賴朝はいたく之を感じ、忽ち厚免したと云ふ。

或は、建久元年八月十六日鶴岳の馬場の儀にあたり、賴朝はこれに臨み、流鏑馬が行はれた所が、その期に臨んで射手一兩人が障りがあつて不足したので、景能が云ふのに、去る治承四年景能に與みした所の河村三郎義秀を囚人として預つてをりますが、弓馬の藝に達してをりますから、この際お召出しに與りたいと願つたので、賴朝はこれを聞き屆け、義秀は招かれて射ることになつた。しかもその藝を施してあやまたず、賴朝の褒に與り、終には免許されるに至つた。

かくの如く賴朝は武藝を奬勵し、之を褒賞するに吝でなかつた。その關心は常に武事に注がれたので、平常の間千軍萬場の勇士をして武藝談や軍話をさせて、壯士等の參考に供せしめた。嘗て建久五年、第二回目の上京に際して、京都に於いて、流鏑馬以下の藝を施すに當つて、武家の故實を失はざらんことを顧慮して、小山朝政の家に赴き、御家人數輩をして、各自の家の故實を參考討議せしめたが如きは、その關心の異常さを物語つてゐる。

以上の所論によつて、賴朝の武藝奬勵の熱心さを窺知し得ると共に、尙武精神の熾烈さを理解し得よう。

次に賴家の場合を見る。

賴家は賴朝のそれに感化された結果か、全然放擲すると云ふやうな態度は採らず、或る程度、笠懸や小笠懸を行つたり、或は伊豆駿河方面に再三狩獵を試みてゐる。無論その熱度に於いては、賴朝の足下にも及び難いものであるし、且つその好んだ所の蹴鞠と比較すれば、云ふに足らざるものであつた等の點から、賴家の武藝に對する關心並に武家主義が如何なる程度のものであつたかは推して知るべきであらう。

更にこれが實朝に至つて極點に達した。

實朝は文事に心を奪はれ、武藝を好まなかつたのみならず、御家人に之を奬勵するが如きは殆んど皆無であつた。その餘りにも無關心な態度には、流石の義時も少なからず傷心し、承元三年實朝が文藝に耽つて、武事を廢するを諫め、小御所東面の小庭に於いて、御家人をして射藝を行はせて、その觀覽に供し、後日廣元と共に、武藝を事として朝廷を警衛し、關東長久の計を爲すべきを諷諫した。

かくの如くして、賴朝の把持したる武家主義は、賴家、實朝の無關心さによつて、歩一歩廢絕の一途を辿つた。政子や義時乃至は廣元等の武家主義者が、右大將家の遺制保持に狂奔したのもうべなはれる。

五

最後に京都との接觸を據點として、公武の色彩を描いて見よう。

この一條は、これまで大體論議された所であつて、こゝに詳述するまでもないのであるが、簡單に述べて見たいと思ふ。

先づ朝廷關係であるが、賴朝が如何なる態度を採つたかに就いては、歴史公論第三卷第六號の拙稿『賴朝、義經不和の因由再吟味』に於いて詳述せるが故に、こゝには再論の煩を繰返す要を認めないのであるが、要約すれば、賴朝はその理想たる武家政治實現の爲め、御家人の統制に腐心し、武家集團結成に力を盡した。されば平氏の覆轍に省みる所あつてかなまじ第三者の介入を喜ばなかつた。こゝに賴朝が朝廷と御家人との直接的交渉を嚴禁した因由が存する。自由任官に對する賴朝の徹底的壓迫は當然の結果と首肯される。賴朝の任官拒否は御家人に對してのみならず、自らその範を示した。此の方針は政子や義時等によつて嚴然と遵奉された。

乍併、實朝によつて、此の方針は無殘にも蹂躪された。

實朝は夙に官位の昇進を望み、年々累進し、終には左大將たらん事を望むに至つた。此の態度に嫌焉たらざりし義時は、大江廣元を招いて、右大將家は佳運を後胤に殘さんが爲め官位の事は宣下の度にこれを固辭されたにも拘はらず、今の將軍（實朝）は齡三十に滿たざるに昇進甚だ早く、且つ御家人等は京都に祇候せずして顯要の官に補するを告げ、廣元をして實朝を諫めしめた。廣元はその意を承け、實朝に說くに、子孫繁榮の爲め當官等を辭し、只征夷將軍として、高年に及んで大將を兼ぬべきを以てしたが、實朝は內心これに同意しながら、源氏の正統は自分で盡き、子孫相續する事なきを以て、出來るだけ官職を帶び、家名を擧げようと云つたので、廣元は默したと云ふ。更に又實朝は御家人の任官にも同情をもつてゐた。和田義盛が國司任官を望んだのに對して之を許容せんとする色があつた。それも政子の反對に遭ひ、如何とも成し得なかつたにせよ、その態度は決して否定的ではなかつた。

次に京都人との交涉に就いて見るに、これ亦面白い對照をなしてゐる。

賴朝の京客の招致は、大江廣元・三善康信その他の人々にせよ、全く幕政の運用を圓滑ならしめんとする政治的意味に外ならなかつた。それは京都文化の輸入を拒否した賴朝としては當然で、しかも事務的才幹を有する公家連中を擢用した所にその偉大さがある。

これらの事も幕政が漸く草創の域を脫し、守成の時代に入らんとするに及んでは、京都との關係を決して必要としない所が賴家・實朝はこれとは全く正反對な方針を採つた。

先づ賴家は蹴鞠に沒頭した。建仁元年九月七日、上皇の仰せにより、紀行景が關東に下向するに及んで、蹴鞠熱は異常な勢で普及するに至つた。その結果賴家は政務を拋棄し、人々は當道に赴くと云ふ趨勢を馴致した。

左にその趨勢の一班を表示しよう。

建仁二年

正月　十日　御鞠始也、
　十二日　有二御鞠一、
　廿九日　於二掃部入道龜谷宅一可レ有二御鞠一之由、兼被レ定之間、殊被二結構一、金吾欲レ有二出御一之處、尼御臺所以二行光一被レ申云、故仁田入道上西者、源氏遺老、武家要須也、而去十四日卒去、未レ及二廿日一、御興遊定貽二人之謗一歟、不レ可レ然云々、金吾於二蹴鞠一者不レ論二機嫌一之由雖二令レ申給一、終以令二抑留一給云々、
二月廿七日　鞠、
三月　八日　御所御鞠、人數如レ例、此御會連日儀也、
　十四日　有二御鞠一、
　十五日　御鞠及二終日一、
四月十三日　有二御鞠一、
　廿七日　有二御鞠一、
五月　廿日　御所御鞠、
六月廿五日　御鞠會、
七月廿九日　有二御鞠一、
八月廿一日　御鞠、
九月　十日　今日御鞠有二三ケ度一、
　十五日　有二御鞠一、
十月　八日　有二御鞠一、

武家主義の放棄と公家主義の横溢とは、此の一班の例證の示す所敢て呶々するを要せない。

これが實朝に至つて一層甚だしくなつた。生來の病身で、早熟の天才として生を享けた實朝は、早くも十三歳にして、その公家主義の鋒鋩を現はした。卽ち嫁娶の事に就いて、上總前司の女を退け、自ら坊門前大納言の息女を擇んだ。爾來歌を詠ずるかと思へば、明月を探り雪見の宴を催し、櫻狩をなし、郭公の初聲に聞き惚れる等、如何にも貴族的なセンチメンタリズムの風韻があつた。就中歌鞠は尤も愛好した所で、吾妻鏡にも、

將軍家賞二翫諸道一給中、殊叶二御意一者、歌鞠之兩藝也、

と見えてゐる。

實朝が和歌を熱愛した事は、こゝに呶々するまでもなく世間周知の事實であるが、その一班を述べるならば、先づ和歌を通じての京都との交通である。父賴朝の歌が新古今和歌集の撰に入つたのを聞き、御家人にして藤原定家の門人であり、且つ同集歌人の一人である內藤知親に託して之を鎌倉に取寄せたり、或は自ら定家に就いて作歌の批判を乞ひ、又其の歌書を求めて歌道に精進した。嘗て定家よりその秘藏の萬葉集を寄贈されたのに對し、「重寶何物過レ之乎」と感激せるが如き、和歌に對する執着は察するに餘りある。さればこそ、その家集たる金槐和歌集等に見られる歌什は、詞意並びに萬葉の古調に富み、一世に卓絕せるものであつて、濫りに人に許さざる定家すら實朝が絕倫の歌人たることを稱讃し、毫も古人の詠歌に劣らず、更に敵ふべからざるの風骨なりとさへ云へるを以てすれば、その天才的歌人たるは疑ふべくもない。

かくして和歌熱愛の風潮は鎌倉を風靡した。日常の間和歌を嗜むのは勿論の事、始めて幕府に和歌會が催され、賭物に華美を競ひ、遊女を出すが如き京都式の遊戯が盛んに行はれるやうになつた。かゝる趨勢の結果は、武骨の御家人すら上

の好む所に從つて和歌を嗜ぶに至つた。民部大夫行光は、將軍の御光來を謝し、龍蹄を進めし際詠歌を附したので、厚く將軍の御感に入つたと云ふ。或は紀康綱は多年功勞ありしが新恩に浴せざるを悲しみ、一首の和歌を詠じて之を奉つたので、實朝は之に感じて本領を安堵し、且つ不輸地としたと云ふ。更にそれのみか、東平太重胤は詠歌を献じて勘當を免ぜられてゐるし、諸河兼守は荏柄社に十首の詠歌を進じ、誅伐を免れるに至つた。吾妻鏡に、

將軍家依下賞二翫此道一給上、御感之餘、則被レ宥二其過一矣、

とあるに至つては、和歌本位の時勢と化し去つたのである。

かくの如き趨勢は、右大將家（賴朝）以來の傳統保持者の到底默する能はざる所である。前述の如く、承元三年には、義時・廣元による武藝奬勵の諫奏が行はれてゐるし、御家人の中にも將軍の態度に慊焉たらずして鬱憤を吐露せる者も絕無ではない。建保元年九月、日光山別當法眼辨覺が、畠山重忠の末子大夫阿闍梨重慶の異圖を懷ける由を告げたので、實朝は長沼宗政にその逮捕を命じたのに、宗政は之を斬つて首を幕府に献じた。實朝は宗政にその違令を以て詰問した所が、宗政は實朝が婦女子の言に聽き、重慶を釋さん事を恐れ、自ら刑を加へたのであると答へると共に、右大將家は武備を重んじ、勇武を愛されたのにも拘はらず、今は歌鞠に耽り、女寵に溺れ、沒收地の如きも有功の將士に與へずして、多くは嬖妾に賜ふと云ふ有樣である、かくては向後何人も忠節を抽んずるものはなからうと極言してゐる。

かくして公家主義の橫溢は、武家主義の消磨を意味する。歌鞠兩道が嗜まれる一方、武藝の廢止は當然の歸趨である。

六

以上余輩は鎌倉三代の將軍時代に於ける公武色彩の隆替を、鎌倉八幡宮に對する態度、或は武藝に對しての關心、乃至は京都との關係を據點として、賴朝、賴家及び實朝の思想傾向を把握闡明し、以て武家主義の消長を理解するに努めた。

その結果、余輩は頼朝の旺盛なる武家主義の顯現を認めると共に、之が頼家、實朝に及んで漸次銷磨し、之に代つて公家主義の輸入擡頭を見るに至つた趨勢を看取した。頼朝時代の武家主義の充實せる所に、余輩は公家主義の片鱗すら認める事が出來ない。乍併、頼家、實朝の時代に及んで、武家主義はあはれはかなくも一隅に除去せられ、公家主義萬能の世態を現出したのである。かくして武家主義の消滅と公家主義の横溢とにより、右大將家の傳統保持者に一大動搖を與へた。武家主義を基調とする鎌倉幕府の存續の爲めには、公家主義の打倒は必須條件であつた。頼家、實朝の儚き運命はこゝに胚胎し、約束づけられるに至つた。

七

かく武家主義と公家主義とは鎌倉時代に於ける二大潮流として互に相排擠し、時代の文化を規定した。頼朝の時代は尤も華やかな武家主義の時代であり、之と正反對の地位を占めたのが公家主義の横溢した實朝の時代であらう。爾來鎌倉時代を通じて、兩者の衝突葛藤は絶え間なく行はれた。源氏三代將軍のなきあと京都より將軍の東下を見るに至つて、公家文化がとう〳〵として入り來り、公家主義の横溢を見るに至つたのは當然の歸趨であるが、その半面この趨勢に對して、執權北條泰時や時頼等は眞向から武家主義を騖して之を阻止せんと萬全の努力を傾倒した。さて這般の消息を徹底的に解説すべき順序となつたが、この問題の解釋は決して容易ではない。且つ多大の紙幅を要するのであるが、今や既に餘りにも多く豫定の頁數を超過するに至つたので、將軍頼經時代以降のそれについては他日筆端を改めて述べることゝして、こゝには問題の一部を解明するに止めて、一應擱筆することゝする。

鎌倉時代の宗教改革に就いて

——古今目録抄研究の方法と其實例——

駒澤大學教授　圭室諦成

一

古今目録抄は、從來世間に流布して居る聖德太子傳私記、顯眞得業口決抄が拔萃された原本で、十三世紀中葉法隆寺々僧顯眞得業の著したものである。本書の存在は從來殆んど知られてゐなかつたが、最近荻野仲三郎氏、荻野三七彥氏等によつて學界に紹介され、且原本をそのまゝコロタイプ版として鵤叢刊第一として公刊された。

本稿の目的とするところは、この古今目録抄が、宗教改革をいかに反映して居るか、を平易に解說することである。解說に先立つて宗教改革の過程、その意味を一應吟味して置くことが必要であると思ふ。

尙古今目録抄のコロタイプ版をみる便宜をもたぬ人々のために、殆んどその大半を收錄して居る聖德太子傳私記、顯眞得業口決抄（雄山閣文庫聖德太子御傳集所收）の頁附を註記することゝした。

二

日本民族が大陸文化を受容、まづ選擇、ついで同化、そして新日本文化を創造するまでには、約六百年の歳月を要して居る。佛教とてもその例外ではなかつた。奈良時代までは支那佛教の中から日本の必要とするものを選擇輸入して居る。平安時代は同化の時代であつた、選擇輸入されたものが程よく日本化されて居る。日本化の更に進むところ、鎌倉時代には、印度的、支那的な諸制約から離脫、純日本佛教が創造されて居る。かゝる純日本佛教の創造過程、それが謂ゆる宗教改革であり、鎌倉時代の全佛教を特徵づけて居る。

三

平安時代劈頭までに輸入された佛教は、主なる宗派だけでも八つあつた。がしかし平安中期に深く民衆の心を捉へてゐた宗派は、主としては密教つまり陀羅尼信仰と、淨土教つまり彌陀信仰、そしてこれはずつと劣勢であつたが法華信仰、とだけであつた。この日本人の消化し得る佛教だけが、平安中期から末期にかけて日本化の道を急いだ。

密教の日本化は次の如き動向を辿つた。元來密教の主とするところは祈禱である。そして祈禱で最も肝心な點は何かと言へば、その効果の卓絕してゐることである。祈禱効果を卓絕ならしめるには、山林に籠つて苦修練行することが、最も必要であるとされた。かくて密教の隆昌とともに、山林修行は本格化し、十一二世紀頃には密教の僧侶は生涯の大半をそのために費すことになつてゐた。それとともに全國各地の名山が修行の道場として、その神祕の扉を開かるゝこととなつた。

また淨土教についてみれば、最初四種三昧の一つ常行三昧として天台宗の中に存在したものが、圓仁を經、源信に至ると、その常行三昧が中樞的地位を占めることゝなつて居る。かゝる中に永承七年（一〇五二）を界線として末法の時代に入つた。この末法時代に近づく、また末法時代に入つたといふことは、時人にとつて非常な不安をもつて受取られた。時

あだかも封建社會成立途上の社會不安、末法的世相は日に日に現出されて行つた、すべての人々は强度の神經衰弱に陷つてしまつた。かくなれば現世利益どころの騷ぎではない。吾も吾もと現實逃避の宗教へ奔つた。かくて平安時代末には淨土信仰が壓倒的となつた。かゝる情勢に於いて、淨土教は、顯密諸寺院から分離し、それら寺院の近接地、謂ゆる別所をその本據としてもつに至つた。

四

淨土教は平安時代に、一應教理、實踐の組織を整備し、また一應顯密諸寺院と分離した。從つてそれはいくたのすぐれたものをもつてゐたが、何分世紀末的社會不安の中に生れた宗教であつただけ、逃避性があまりにも强烈であつた。しかし社會が落着いて來るにつれて、欣求淨土厭離穢土に徹底した宗教は、社會的にみて困りものである。法然はさすがに宗教改革の幕を切つて落した人物だけに、かゝる淨土教の逃避性に對してかなり批判的であつた。しかし彼の淨土宗を創唱した時代が、平安時代から鎌倉時代への過渡時代、しかも彼が主として生活したのが傳統の都京都及びその附近であつたことは、その思想を充分に新時代的に洗錬するといふところにまで進ませなかつた。

五

鎌倉時代に至つて禪宗ははじめて本格的に日本に傳播した。このことはいかに說明すべきか、といふのは禪宗はその以前から支那に於いて隆昌を極めてゐたし、また幾度か日本にも輸入されてゐたのである、しかも平安時代末まで曾て日本に傳播しなかつたからである。畢竟それは、禪宗が傳播するためには、宗教的要求の高度化すること、それと新時代の黎明期が到來すること、が必要であることに基因する。日本に於いては、民衆の宗教としてはまづ密教が受容れられた。そ

の次に淨土敎が十世紀中葉末法到來を眼前に控えて社會に攝取され始めた。本格的に禪宗が輸入されたのはそれよりずつと遲れて十二世紀も最末であつた。禪宗は理想を與え、情熱をかき立てる宗敎である。新時代が到來するとともに、能忍、榮西、道元等の名僧相ついで輩出、その宗義も强烈な影響を社會・宗敎に及ぼすことになつたのである。

六

淨土宗開宗、その信仰が全國の津々浦々にまで浸潤する。ついで禪宗登場、新時代の支配層武士の信仰を獨占する。かくて顯密諸宗は狼狽した。まづその有する實力を以て、淨土宗、禪宗の進出を阻止した、しかし鎌倉時代に於いてはその有する武力もすでに昔日の俤はなく、その及ぶ範圍、精々畿內を中心とする一帶に過ぎぬ。とすれば顯密諸宗にとつては、それ自身の新時代的再建こそ唯一の活路である。ところで新時代的再建はいかにすれば可能か、平安時代に於いて日本人の信仰對象となり得る宗敎は、主としては淨土敎と密敎だけであるといふことが實證されて居る。しかも淨土敎はすでに分離獨立してゐる。現在殘されてゐるものは密敎だけである。しかも密敎はどの宗派もすでに一應攝取されて居る。とすれば大した期待もかけられぬわけである。たゞ問題はいかにそれを民衆化するかの點にある。次に顯密諸宗の敎理は必ずしも民衆性をもつて居らぬ、それをいかにして新時代化するか、支那的、客觀的、文獻的なこれまでの方法から拔け出さぬ限り新時代化することは困難である。かゝる敎學の革新を新來の禪宗の思想からの刺戟を受けることによつてどの程度に成就し得たか。これらの點に興味はかゝつてゐる。

七

まづ古京六宗は復興した。その中心人物は華嚴宗の高辨、宗性、凝然、法相宗の貞慶、良遍、律宗の叡尊、良觀、三論

宗の聖守、澄禪等である。今その典型的人物として高辨を取上げてみる。彼は第一、釋尊を熱烈に思慕して居る。これは淨土宗の彌陀信仰及び禪宗の影響である。第二、淨土宗を批判した。批判することは、それに對する理解を深めその影響を強く受けることを結果した。第三、講式製作、淨土宗の彌陀中心の講式に對して釋尊中心の講式を製作した。第四、三時三寶禮提唱、南無三寶助けさせ給へ、の唱名は、明らかに南無阿彌陀佛の影響である。第五、佛光三昧觀、こゝで一應華嚴宗獨自の立場に歸つた。第六、光明眞言陀羅尼、華嚴宗を新時代の宗教化することは困難であつた。かくて密教へ接近した。第七、五字陀羅尼、陀羅尼はその效驗卓絶してゐても、長い陀羅尼では六字の名號に對抗することは出來ぬ。名號的陀羅尼として選擇されたのが、五字陀羅尼である。かゝる高辨の一實例で明らかである如く、古京六宗の新時代的復興は、正しい意味の復興ではなかつた。つまり密教を淨土諸宗的に再組織することであつた。こゝに古京六宗復興の線香花火性が理解出來る。

八

佛教の教學的傳統は、依然として天台學にあつた。たゞその教學は、實踐から遊離してゐたので、ともすれば觀念の遊戲に墮する傾向なしとしなかつた。鎌倉時代に入つて、淨土宗が興隆し、禪宗が新たに登場するに至つて、天台學すでに過去のものなりとの感を深くしたが、さすが傳統を誇る天台學、極めて短時日の間に、祕說、口傳、血脈等を創作、以てその學的組織を再整備した。謂ゆる中古天台法門、口傳法門、慧檀二流の教學などと言はれるものがそれである。再組織に示唆を與えたものは禪宗、人物で言へば榮西、辨圓等である。最初の完成報告書は漢光類聚、從來忠尋作とされて居るが、島地大等氏は靜明に比定して居られる。

九

新天台學が淨土宗に影響して、親鸞、證空、聖冏の新淨土學が組織された。專修念佛にまで展開させたのは法然の功績であつたけれども、亦一面專修念佛の立場を固執する限り、淨土宗は過渡時代型と規定せざるを得ぬ。この難關をいかにして打開すべきかの淨土宗教團の苦悶の一表現が一念幾多念義の諍である。勿論淨土宗はかゝる苦悶の中にも、民衆へ浸潤する過程に於いて次第に新時代化しつゝあつたが、教理的、組織的の示唆を與えたのは新天台學であつた。たとへば淨土眞宗の佛恩報謝念佛は日本佛教に於ける最高所產とも目すべきものであるが、それには新天台學の一念信解思想の影響を無視することは出來ぬ。

一〇

新天台學は、重要な影響を他宗派に與えつゝも、自らは思想の範圍にとゞまつてゐたので社會宗教となり得なかつた。一方顯密諸宗は、彌陀信仰に對抗し得るものとして陀羅尼信仰、また天台宗を中心とする法華信仰をもつてゐた。この思想、この信仰、二つを巧みに融合統一、以て淨土諸宗に對立する新宗教を創造したのが日蓮である。

一一

淨土諸宗の興隆とともに、密教に於いて淨土關係の陀羅尼、たとへば光明眞言陀羅尼、寶篋印陀羅尼が前面に押し出されて居るのは、當然のことながら注目に値する。しかしまた一面淨土諸宗競つて彌陀信仰を簡素化したことは、社會的不安の解消、それに伴ふ末法思想の退潮等とともに民衆の關心を現實生活に向はしめ、こゝに現世利益の宗教に對する要請

が高りつゝあつたこと、かゝる要請に應じて福神信仰が擡頭しつゝある事實を閑却してはならぬ。かゝる現世利益の宗教に對する新要請、加ふるに密教信仰の簡素化、そこに密教の新時代化の道は拓かれた。そして天台宗から淨土宗、日蓮宗が派生した如く、典型的な新時代宗教として、密教から修驗道が誕生することゝなつた。

二

宗教改革についてこれだけの基礎知識を準備して、さて鎌倉時代中葉、法隆寺に於ける教說及び教團の狀態は一體どんなになつてゐたか、またかゝる現狀に對していかなる說明がなされてゐたか、を古今目錄抄について吟味してみる。

まづ教說は、淨土教化、密教化してゐた。最初に淨土教的なものを拾ひ出してみる。

第一、五重塔が現身往生の御塔とされてゐた。

惣此御塔者、現身往生之御塔云也。太子御入滅後廿二年十一月十六日朝、廿五人諸王子等、一時飛行西方、故云現身往生御塔。此塔心柱本佛舍利六粒、髮髻六毛納籠。表利六道衆生之相、卽塔內作地獄衆生等之形給。失多分、只少分在之。(一八五頁)

第二、法隆寺の寺名を聞き、遠見拜恭の輩には一佛淨土の緣を結ばしむ、との御誓願ありとされてゐた。

太子誓願文云、若擎一香一花、恭敬供養、若以一塊一塵、抛入我場、或經一宿、企一詣、遙聞寺名、遠見拜恭之輩、結一佛淨土之緣云々。(二〇頁)

第三、善光寺阿彌陀如來と書信を往復されたことがあるとされてゐた。

太子獻善光寺阿彌陀如來給御文事、表書云、謹上本師阿彌陀如來云云、下鵤厩戶云云、其文語、大慈大悲本誓願等之廿句也、松子傳文、法興元世一年辛巳十二月十五日厩戶勝鬘上。阿彌陀如來御返事云、上宮王救世大聖御返事、善光上、

御文語云、善哉々々大薩埵、善哉々々大安樂、善哉々々摩訶衍、善哉々々大智慧、左右不具云云同月日善光上。今月十八日還來云云。其日卽御廟中自廿句文書之給。御使調子、乘黑駒云云。(三二五頁)

次に密教的なものとして注目すべきものは、以下の如くである。

第一、空海自筆の法華經、及び密教關係の法具が、聖靈院に安置されてゐた。

在厨子一脚、納顯密聖教、又眞言道具一具納之。……又弘法大師御筆小字法花經一部複一卷。一行惣書十行。凡大師御筆具十種德、所謂除疫癘難、龍王難、刀杖難、火難、水難、風難、鬼難、咒咀難、國難、王難云云。惣大師御筆得自在、筆顯德、唐土、日本、其儀式分明也。……故大師御筆、自然留太子御前云云。(一八九頁)

第二、空海は、聖德太子御廟內に就いて修行、見佛聞法した功德によつて、第三發光地を證得したとされてゐた。

弘法大師御記云、此正文也。嵯峨天皇御宇弘仁元年、以河內國靈處、建立道場、卜籠居處之間、參詣上宮聖靈御廟一百箇日。第九十六日之夜半、有一靈驗。御廟洞之內、有微妙小音、誦大般若經趣分、應音有光明。爰空海祈念此妙事、誰者所現哉、願示我、應誓願。廟崛前有一光明、輪中有微妙音。唱云、我是救世大悲之垂跡也。我昔於安養世界、爲利益此土衆生捨彼安樂、來此穢土。我母后者、是我本師無量壽佛化身垂應也。我定慧妻女者、得大勢至菩薩之垂跡也。三尊結契、受生於和國、施化日域、已還化年久、擬彼三尊之位、並三骨於一廟。忽然光中現彌陀三尊像。有妙音、誦法華、勝鬘等大乘要文。依見佛聞法力、空海證得第三發光地已畢。(三二二頁)

第三、空海は太子の後身である、從つて太子に關する口傳は多く空海から相承されたものである、とされてゐた。

大師者、太子御身也。天竺勝鬘、唐土南岳、日本上宮、皆是弘法大師也。(一八九頁)

……此事弘法大師語玄朝法師給。此法師鵤寺住僧也。又自餘御事皆太子口傳云云。(三二二頁)

第四、法隆寺中門の二間戶は金剛界、胎藏界の門とされてゐた。

或云、中門之二間戸者、胎金兩部之門也。眞言宗相傳也。(一八八頁)

かくの如く、法隆寺も、他の古京六宗寺院の場合と同じく、その新時代化の方向を、淨土教、密教攝取といふ型式をとつて居ること、そしてそれを支持する說話を展開させて居ることが、注目されねばならぬ。

一三

鎌倉時代中葉、法隆寺の經濟狀態は、一體どんな狀態にあつたであらうか、元來大和國といふところは、武士の勢力の圈外にあつた、がしかし武士の勢力に代るものとして、興福寺のそれがあつたので、結局封建制成立過程に就いて、その經濟は衰頽の一路を辿ることを餘儀なくされた。

第一、境內の房舍にして、轉賣されて、寺院外の者の住宅とされてゐるものが少くなかつた。

食堂之後、昔者西東有厨戸、今者成人住所畢。(一九四頁)

厨戸之東浦、有瓦竈、其東昔者木屋也、今者成人住所畢。(一九四頁)

食堂東有瓦葺房、名辨脱房、昔者別當房也、今者只人住所也。(一九四頁)

第二、境內の土地すらも、一部他の侵略するところとなつてゐた。

今者法隆寺敷地、四面大旨、被打入他庄。北者興福寺一乘院領、南亦同之。西方近衞(勞示)殿下領。卽西際目者、聰明寺西峰也。當寺後山西之際目、切立於岸、第一明鏡也。其岸筋聰明之西浦也。山峰上在方至之石。今者堀落平郡河枯木井碩之上、有川中、其石方七尺五寸也、顯然也、石面有銘文云云。(二一〇頁)

第三、寺院經濟は莊園よりの貢納に依存してゐた。その莊園の數、「法隆寺末寺末庄等事十八」とされて居るが、曾ての莊園はもつと多かつたので、他から侵略を受けて、當時これだけが殘存してゐたのである。

橘寺者、法隆寺根本之末寺也。（承暦年中也）別當能算威儀師之時、被取離畢。而鳥羽院之御時、醍醐範俊僧正、取離於當寺畢。彼範俊奉遇於法隆寺二代、別當相續預橘寺。而間第三別當之時、範俊云、彼寺我私相傳所也。更非法隆寺別當進退。爰別當加種々沙汰、寺僧致強々訴訟。然而彼僧正、理不盡被取離畢云云。委旨在綱封藏御櫃云云。(二二八頁)

聰明寺……仙香寺、右二箇寺專法隆寺々領也。然而被打入他領云云。件子細委覺印蓮如房被注之。其状在聖靈院云云。(二二八頁)

今此三井寺者、自昔法隆寺末寺也。而中昔依大和國々司沙汰、自法隆寺、所出興福寺一乘院畢(二〇五頁)

橘寺、聰明寺、仙香寺、三井寺等曾てはその末寺であつたのである。が今はすでになし矣である。これを要するに法隆寺の社會的、經濟的地位には、すでに昔日の偉觀はなかつた。

かゝる自分達の寺院の衰頽を眼前に視、そして一方淨土諸宗進出、禪宗繁昌の噂を聞いては―大和は新興諸宗の傳道禁止地區であり、しかも法隆寺はその田舍にあつたので、それらの影響は切實ではなかつたが―必ずしも晏如として居るわけには行かなかつた。かゝる焦燥の生み出したものが三伏藏に關する一聯の說話である。

第一、日本佛教は一千年すれば全く衰微、一百年間日本佛法の根源である法隆寺に復皈繁昌、その後龍宮に歸入する、復皈繁昌の際の建築材料等は伏藏に收められて居る、とされてゐた。

當寺院者、佛法根源、三寶初起也。日本一天之聖教、弘從此伽藍、此卽釋迦教法也。然則自我佛法初起之時、至于一千年、諸寺佛法漸續廢漸衰微。其時者、當寺有石居、堂舍悉滅。卽時在一人聖人、申請勅宣、堀開金堂伏藏、用物之。如法興世之時、修立堂殿寺舍、此非他身、卽吾身耳。但遺法興滅相者、四天王寺之露盤、自普鏤金、法隆學問寺之足印、吾願留跡。佛法必歸根故、諸寺佛法、可集當寺。卽一百年教法、可有鵤寺。(二〇一頁)

第二、伏藏といふのは、佛法擁護のために設置されたものである。

伏藏者、多聞天五十種名一也、又龍宮一也。此佛法擁護義。天王寺者、丑寅角在之。被察。(一八四頁)

法隆寺、天王寺、雖同年建立、於法隆寺者、構處々伏藏、依種々未來記、一十五年之間造之云云。天王寺者、八箇年造畢云云。（三〇頁）

第三、法隆寺には三つの伏藏があるとされてゐた。第一のものは、金堂丑寅角にあるもので、佛法鎭壇と言はれてゐた。

（金堂――）東北角有伏藏、覆圓形之石蓋、有八葉緣、八輻也。其中有種々財物、所謂金八萬兩、銀九百兩、銅一萬兩。或說、又此七星鎭壇云々、日本國佛法鎭壇也。（一八〇頁）

第四、次は經藏下の伏藏で、こゝには講堂料佛が納められてゐる、とされてゐた。それが阿彌陀如來とされてゐるところに、淨土教興隆期の所産であることを思はせる。

經藏下伏藏、（或說云、釋迦三尊像、但阿彌陀三尊也）金銅阿彌陀丈六（定印）御也。一千年之後此寺修造之時、講堂之料佛也。惣當寺佛法根源也。諸寺佛法、自此寺始、故佛法返根。仍釋迦佛法、太子入滅後一千年可有。至此滅時、開諸伏藏、修造此寺、阿彌陀佛法熾盛、一百年可有。此時講堂本佛也。其內之中央有石、此其伏藏蓋也云云。（一八六頁）

第五、第三の伏藏は廻廊未申角下にある、とされてゐた。

廻廊未申角下、瓦六萬埋置、守屋頸切大刀、守屋腹卷、甲、鎧、弓、箭、太刀、刀、皆具埋之。彼爲滅罪生善、寺之守護料也云云。塔前石、其伏藏之蓋也、或御拜石云云。（一八八頁）

一四

次には少し觀點を變へて吟味してみる。私は前に新天台學に於いて、祕說、口傳、血脈が創作されつつある事實を指摘した。その一例として、古今目錄抄に於いて特異の發達を遂げた調子丸說話を取上げ、それがいかにして創作され、又いかなる價値をもつものであつたか、を吟味してみる。

第一、調子丸說話は、すでに平安時代にみることが出來る。たゞし當時は、舍人調子麿、で重要な人物ではなかつた。古今目錄抄に於いても、上卷には殆んど調子丸に關する記述見えず、口傳の系統にしたところで次の如くされて居る。

所載此抄者、大旨口傳、所謂增覺入寺、覺印五師、禪覺五師、智勝五師、隆詮五師等也。此外少々世間流布口傳抄加之。增覺入寺已前相傳之仁不知之間、不註文云々。

第二、調子丸を語源的に考へ進調使、進調使の從者、宰相の子息、宰相の使者の四つの場合を擧げ、その中で說話としての展開に最も適切な調宰相の子息といふのを取上げ、桃尾覺乘房なる人物を登場させて、そのことを決定させて居る。家柄のすぐれて居ることは亦、須彌頂主說が生み出して居るのである。

調子麿者、從百濟國進調使也云云。或云、調子調事、自百濟國進調之時、其使具之來故云、太子名調、或調子丸令召給。或調子百濟國宰相日本進調給沙汰人也、故彼國名調宰相、彼子故云調子丸。或彼使故云調使云々。(三二〇頁)

桃尾覺乘房云、京都聞云、調子丸、百濟聖明王之宰相子也。(三二九頁)

調子丸者、於附神嶽、讃給時、汝須彌頂主故在此德。(三二〇頁)

第三、曾て平安時代に於いては一馬丁に過ぎなかつた調子丸は、こゝに至つてその地位を引上げられ神格化さへされて居るのである。かゝる神格化の途上に、聖德太子との關係を緊密ならしむる說話が添加されて居る。

太子十三歲夏四月八日、用明天皇間人皇女御前、蘇我大臣候白、今年始調子麿自百濟參、其年十八也。爰皇女宣、太子胎內物語或八島歌等、人不知之、併爲興佛法、麿委聞之。自今已後、廐戶王、汝獨常隨不離。天皇壽命、不知後年。聖明王志、更無餘事。復非下賤、尤宰相子也。調子麿謹承詔旨、天皇舉首、好之云云。(三二九頁)

第四、かくて調子丸の法隆寺內に於ける地位は牢固たるものとなる。その子孫の特權を具體化するための僞文書、またその子孫が重要な地位を與えられてゐたといふ史實が捏造された。

太政官下、法隆學問寺、右正三位藤原朝臣宣、奉勅、傳聞、調子丸者、百濟國聖明王輔臣宰相一男也。而爲奉功厩戸皇子、被進渡馬臺者也。然則聖王常隨之侍者、動止見聞之僕從也。仍以彼子々孫々之作類、爲當寺代々世々之奴婢、更不可違失者。寺宜承知、依宣行之。天平十。(三二八頁)

法隆寺法頭者、延長三年乙酉講堂北室燒失、其時爲再建奉行、宣定曜大德、任官符法頭。此定曜大德者、調子丸廿代之苗裔也。公文者：：延長年中、定曜任公文以來、法頭三綱之爲兼職云云。

第五、かくその地位を高められた調子丸と著者顯眞を結びつける方法として系圖、血脈が必要であつた。ところで調子丸に關する傳説としてはそれまで簡單なものしか存在せぬのに、突如組織立つた系圖を發表することは、僞作であることを暴露される危險があるので、中興的人物康仁を登場させ、その以前の系圖は亡んだとして以後の分だけを作つた。同時に祕說口傳の血脈をも完成して居る。

法隆寺康仁寺主者、當寺重代奴僕也。自調子丸至于康仁大德廿一代也。其系圖者、康仁之時朽損跡形無之。仍其一男慶好寺主、始作血脈云云。其後不絕書傳、至于顯眞五師八代也。(三二九頁)

康仁—一男慶好—一男慶元—二男長暹—二男慶世—二男晴世—一男晴喜—二男顯眞(三二〇頁)

祕注祕文口傳血脈次第、康仁、慶好、賴圓、增覺、覺印、智勝、隆詮、顯眞(三二八頁)

鎌倉時代に於ける神道の思想

―神道五部書研究の方法と其實例―

東京帝國大學史料編纂所　松本周二

一、神道の變遷
二、神道五部書の成立年代
三、鎌倉時代の神道思想
四、結　　語

一、神道の變遷

古人は天體の運行、四季の推移、人間の生死、すべての榮枯盛衰には人間力を超越した偉大なる力が作用してゐると考へた。かゝる自然の攝理を支那に於ては道と呼び、日本に於ては之を神と名づけた。併し人間智能の發達を考へるに、私はかゝる高尚なる觀念の發生以前に、もう少し現實に則した幼稚なる觀念があつたと思ふ。人間は先づ何よりも生きることを考へ、生命の持續安泰を願つたことであらう。我々人類の起源は何處にあるかを知らないけれども、我々の祖先が始めて日本に渡來した時には、此の島國は未だ自然の鬱蒼とした森林に覆はれ、濕地多くして爬蟲類の横行した頃であつたらうと思ふ。そこで祖先はこれ等の自然獸類に對して全力を擧げて鬪爭し、これ等を征服して人間生活の安樂境を建設せんと邁進したことであらう。而して地上に於ける最も恐るべき敵は、恐らくは大蛇であつたらうと思ふ。古事記日本書紀に素盞嗚尊が八岐の大蛇を退治して住民の苦難を救はれたとあるは、その昔語りの一つの表はれである。また各種の古風土記に大蛇の危害を治めんとして人身御供の行はれたことを載せ、長柄の人柱等の犠牲傳説が語られてゐるのは、みな其の遺風である。のち人類の繁榮文化の建設に從つて、これ等の恐ろしきものは轉じて神と崇められ、災害排除の犠牲が祭祀といふ高貴行事に變つて來た。そこにはもう恐ろしき昔の夢は忘れられ、美化淳化せられて、人類に幸福を齎らす守護神と思はれる樣になつてゐる。穴の主である大蛇は大穴持神と呼ばれ、池の主は何々姫と呼ばれ、それ等は概ね出雲の大國主神、大和の三輪の神に統一せられ、池の主は印度の宇賀神と混じて辨才天と美稱せらるゝに至つた。自然の恐ろしき暴風巨木もそれぞれ何々の神、高木の神として尊崇祭祀された。たゞ我國土に於て見逃すことの出來ないのは溫和なる氣候に惠まれてゐる關係上、灼熱せる太陽も惠みの神、慈悲の神とてし尊崇されたことである。而して我が國土が統一せられるに及んで、皇室の御祖先が天照大神として萬民より敬仰せられ給うたことである。かくの如くして記紀に出づる神々は、

それ〴〵國土人民に惠みを垂れる慈悲神として登場し、また我々の祖先はこれを崇敬厚祀して、平和形式の極致たる「愛し敬する」祭政形態を實踐して來たのである。神道といふも、政道といふも殆どその實體には變りなかつたのである。祭政一致の標語が林内閣の時强調せられたが、その概念は以上の如き發展段階に達した神道思想、政治形態を指したものである。然るに當時、有識者中に於ても之を理解せず、神がゝり内閣などと冷笑したものゝあつたのは、かゝる神道の歴史性を知らなかつたことに由るものである。

さて神道は以上の如き實際的のものであり、形而上的要素の少きものであつた爲め、知識欲の旺盛なる上代貴族は、その知的慾望を道儒佛の哲理にはしらせ、宇宙觀人世觀を神道以外に求めた。記紀に表はれた天御中主神、國常立尊に、幾分形而上的要素を見出すことが出來るが、思想として、宗教として力强く人に迫つて來たのは、鎌倉時代の神道五部書である。私は以上を以て序論となし、次に五部書の成立年代を論じて、本論の把握を確固たるものにしたいと思ふ。

二、神道五部書の成立年代

神道五部書とは造伊勢二所太神宮寶基本記・倭姫命世記・伊勢二所皇太神宮御鎭座傳記・天照坐伊勢二所皇太神宮御鎭座次第記・豐受皇太神宮御鎭座本紀の五書である。この書はその奥書にある安康天皇纖體天皇頃の神官阿波良波命・飛鳥御氣等の撰ではなく、鎌倉時代のものであることは周知のことであるが、倭姫命世記はなほ平安末期の著作であると說かれてゐるむきもある。併し私から見ればそれは、矢張り鎌倉中期のものであり、他の四書と同じく外宮禰宜度會（西河原）行忠の撰であらうと思ふ。一體、史書が歴史の材料となり、文化史敍述の根據となる爲めには、それが、何時、誰が、何の爲めに著はしたものであるか、といふことを明瞭に規定して置かなければならない。同じ史料でも愚管抄とか神皇正統記とかは、誰が何時著述したものであるかは、明瞭であるが、それでもそれが完全に史料となる爲めには、著者が何の

爲めに、どういふ考へで著はしたものであるかを見極めて置く必要がある。むやみに史料を用ふればゆがんだ歴史が出來上る。まして五部書の如き作者も時代も定說なき場合には、餘程の愼重さを以て之に當る用意が必要である。これを平安時代のものとすれば平安時代の神道說が出來上り、室町時代に引下げれば室町時代の神道說が生れ出る。故に歴史研究には先づ史料の吟味批判といふことが先決問題となる。五部書は殆ど鎌倉中期のものとされてゐるが、未だに作者は不明である。よつて私はこれを吟味批判して、神道史研究の爲めに確固たる安定性を持たしめたいと思ふ。

五部書の考證はその內容と外形から試みることが出來るが、その內容方面の研究は德川時代の尾張東照宮神官吉見幸和が委しく辯僞してゐる。（五部書說辯）それによれば五部書の一字一句を摘出して、その出典を明かにし、その結果治承以後永仁四年以前に僞作されたることを述べてゐる。私は內容字句の檢討を彼に讓つて、その外形方面を略述して見たいと思ふ。

先づ第一に五部書の中樞をなす外宮祭神の神性變化といふことを目安にして、兩大神宮の略史を述べることにしよう。國史の記す所によれば、皇大神宮の御鎭座は垂仁天皇二十五年である。崇神天皇までは天皇と同殿共床であらせられた天照大神の御靈形が、世の騷然たるを厭ひて、常世の重浪歸するうまし國に鎭まり給うたのである。その後託宣あらせられ、御饌都神等由氣大神を丹波國より迎へられて、御饌を饗進せしめられた。而して平安初期の延曆儀式帳には、外宮に御饌殿を設けて兩宮日夕の御饌を饗したとあり、且つ內外宮の待遇に差等のあつたことを述べてゐる。また平安中期の延喜式にも內宮の優越を說き、祭祀の供物、諸般の待遇に差別のあつたことを記し、平安末期の長寛勘文にもその差等を認めてゐる。

併し內外宮に差等あるとしても、朝廷の兩宮に對する御尊崇は他社と異り、二所大神宮として特別の待遇を賜ひ、朝夕御膳は大神宮及び度會宮に供進せよ、餘宮は供せず、

二所大神宮内、兵仗を帶びて參入するを得ず、などと令せられてゐる。また天災擾亂には必ず一社奉幣使を下して祈禱を命ぜられ、屢々神領を寄附あらせられてゐる。皇室の宗廟として厚く崇敬あらせられたことは、私幣の禁となり、三后皇太子と雖も、天皇の御聽許なくしては、奉幣あそばすことが出來なかつた。

然し時勢の移るに從ひ、國民の神宮に對する崇敬も極度に高まり、熊野詣でと同じく神宮に參拜するものが多くなり、知らず〳〵の中に私幣の禁は犯され、神領神馬を寄進するものが續出するに至つた。源賴朝もかゝる國民の歸趨を察して大神宮に臨時祭神馬を献じ、幕府はしばしば神樂米等を献上した。これ等の私幣奉納と關聯して惹き起されたものが、いはゆる御師・御祈禱師の出現であり、彼等によつて說かれた神宮の緣起・神祕說話の發生である。而して御師の勢力は統計上外宮が內宮より優位であるが、彼等の奉仕する外宮祭神は前述の如く內宮祭神の下位にあつた。この外宮の內宮に劣ることが、外宮神官の不滿とする所であり、機を窺うて外宮神を向上せしめようと努力させた所以である。

然るに時は熟し、外宮參拜者は激增し、國民の信仰は熊野を壓倒するに至つた。其の上當時の風潮として、國民の歷史的知識は淺薄に、熊野は伊勢と同神と謂はれ（長寬勘文）天照大神は、

いづくにおはします神佛にかはなど、さはいへど、やう〳〵おもひわかれて人にとへば、神におはします、伊勢におはします、紀伊の國にきのこくざうと申すは、此の御神なり、さては內侍所にすべら神となむおはします。（更科日記）

といふ程度の狀態であつた。加へて當時の神官の腐敗ぶりは、一層策謀の餘地を可能ならしめた。

神官も初めは身の淸淨を守り、日夕神事に奉仕し、六色の禁忌を堅持し、祝詞には皇祖の神德を稱揚し、皇室の繁榮、國家の鎭護を祈り申してゐたが、次第に私幣の禁弛み、神領の寄進諸國に及ぶに至り、禁河を越えて京都に住し、諸國を廻遊するに至つた。或は神人群をなして上洛し、或は越奏を事とし、權門に阿附して昇進を望み、器量に依らずして禰宜職を賣買し、怠惰なる宮司は停任せられ、賄賂によつて祭主になる等、上下を通じて風紀は頹廢して來た。また荒木田氏

は神世の禰宜と稱し、度會氏は二宮兼行の大神主と稱して、互に競爭した。

かゝる綱紀弛緩し、兩宮の神官相爭へる時、朝野の歷史的無智に乘じて、外宮神を向上せしむるは、最も時宜を得たる好機會といふべきである。吾妻鏡治承五年三月六日の條に、

天照大神御鎭座以降千百餘歲、皇御孫尊垂跡之後六百餘年（外宮の御鎭座は內宮の御鎭座より五百年後）

とあり、建仁承元頃編集された神宮雜例集に、

皇太神の御饌は八盛、又皇御孫命の御水に八盛云々

と見え、鎌倉の初期には宛も、外宮に皇孫瓊々杵尊が祭られ給ふ、といふが如き說さへ生じて來たのである。この外宮祭神の神性變化向上が、延ゐて五部書中の寶基本紀・倭姬命世記の內宮同等宗廟社稷論となり、御鎭座傳記・次第記・本紀の外宮皇祖神天御中主神說となり、更に神皇實錄等の外宮優位說となるのである。

次に眼を轉じて伊勢に於ける神佛關係を見るに、續日本紀文武天皇二年十二月二十九日の條には、多氣大神宮寺を度會郡に遷す、とあり、天平神護二年七月二十三日には、丈六の佛像を伊勢大神宮寺に造らしむ、とあるが、光仁天皇寶龜三年八月六日には、神宮寺を飯高郡に遷すとある。此後、神宮にては、神は佛法を忌むとか、內外七言の忌詞を用ひて佛教を遠ざけてゐるが、時勢は致方もなく、佛教の勢力は伊勢にも及び、平安中期の神官中には佛教に歸依して、寺院を建てたものすらある。後一條天皇頃には蓮華寺が建立せられ、祭主永賴の蓮臺寺、輔親の釋尊寺、親定の勝善寺等が次々に建てられ、常明寺・蓮華光院・光明寺・法樂舍と現はれるに至つた。出家したものには、祭主國雄以下能隆・隆世・光定・康時・康雄・成長・延行等の名が見え、時盛・宗常は後世安穩を祈つて、經筒を朝熊山に埋めた。其の他、神官の親戚に僧侶多きこと、各氏の系圖に見え、神都は宛然佛海の一孤島の如き有樣であつた。されば重源は東大寺造佛の祈願をこめ、西行・無住等の參拜者あり、佛教の波は靜々と岸を洗ふてゐた。天照大神も彼等によつては救世觀音と言はれ、大日如來

に習合せられて、内外宮は金胎兩部の大日とさへ言はれるに至つた。

内宮外宮は兩部の大日とこそ習傳へて侍れ(中略)内宮は胎藏の大日、四重曼荼羅をかたどりて、玉がき、水がき、𣏐がきなんど重々也。鰹木も九あり、胎藏の九尊にかたどる。外宮は金剛界の大日、或は阿彌陀とも習ひ侍る也、(沙石集)

とは弘長年間、神宮神主の口から親しく發せられた言葉である。

此の如く內外宮が兩部の大日である爲めには、是非とも外宮神は內宮神と同等の地位にまで向上させられなければならなかつた。これが寶基本記の內宮は日神、火德の神、外宮は月神、水德の神であり、倭姬命世記の

天地開闢の初、神寶日出の時、御饌都神と大日靈貴と豫め幽契を結び、永く天下を治めんと言壽宣ふ、かるがゆへに或は月と爲り日と爲り永く懸つて落ちず、或は神となり皇と爲る、

である。更に進んで御鎭座傳記・次第記・本紀の

天地初發の時、大海の中に一物あり、浮べる形葦芽の如し、其の中に神人化生す、名づけて天御中主神と號す、故に豐葦原中國と號す、亦因つて以て豐受皇太神と曰ふ、

外宮天御中主神說となり、內宮と同じく皇の字を附し、豐受皇太神宮と稱するに至つたのである。

而して寶基本記は建治三年、外宮禰宜度會行忠の書したものであり、倭姬命世記は弘安八年行忠著の神名祕書に始めて見えるものである。寶基本記の奥書に

建治三年丁丑九月二日禰宜度會神主行忠書之、數度校合之訖、爲後代龜鑑子孫證本之上者不可出門外矣、祕中之祕也、努々千金莫傳之、

と記されたものが其の撰述年代であらう。一本に

文永三年丙寅三月二日以內宮一禰宜延季神主本憲繼書寫之、

作篇總自筆書寫本、外宮玉串大内人度會神主常主相傳之、
建治三年丁丑九月二日禰宜度會神主行忠書寫之、

とあれども、内宮にてはかゝる書のあることを知らなかつたことは、永仁四年の皇字の係爭に、内宮側より、

彼の倭姫皇女世記・伊勢寶基本記等は誰人の撰集ぞや、神主飛鳥等は外宮禰宜の先祖なり、其の宮の祠官として私に記し置くの文、沙汰の限りにあらず、

外宮御鎮坐の次第は日本紀に見へざる上、風土記の如くんば丹波國與謝郡比沼の眞井の天女、即ち當宮（内宮）の御饌都神に坐すなり、何神の子、何帝の孫か、

と反駁せられてゐることによつて明瞭である。かくの如く寶基本記・倭姫命世記は内宮神官の關知せざるものであつて、文永三年の奥書はまさしく僞といふべきである。

また弘安九年の通海參詣記に、外宮の相殿神は何神なるか委しく知り奉らず、と記されてゐるのを見れば、倭姫命世記に記せる外宮相殿神、瓊々杵尊・天兒屋命・太玉命説は、未だ世に知られざる外宮神官の私説であることが判る。併し世記（大神宮本記、神宮神祇本記などともいふ）は祕書であつて、調御倉に祕藏せらるゝ十二卷の書の中である、といふ外宮側の言分（御鎮座傳記の奥にある文治勘錄文なるもの）を信ずるならば、世記は通海如きものの知り得ざる所であり、從て相殿神は知り奉らず、とあつても敢て不思議となすに足らずと思はれるかも知れないが、併しながら通海の博識は、

倭姫命曰ク、事問ハヌ鳥スラ田ヲ作テ皇太神ニ奉ルトテ、其稻ヲヌキテ五十鈴ノ宮ノ御前ノ玉垣ニ懸ケラレシヨリ、懸税トナヅケテ、年々ニ此神事ヲコタルヽ事ナシ、彼ツルノ靈ヲアガメ奉リテ大歳社ト申ス、（通海參詣記）

といふ世記の文に見える文をも知悉してゐるのである。世記は實は大神宮本記の逸文に添作したものであるから、通海の知識は大神宮本記によつたものであらうけれども、此の一事を以てしても、世記の外宮相殿神説は當時の僞説であつたこ

とが判り、また神藏十二卷の祕書云々の文治勘錄文なるものも後の僞作であることが判る。而してその僞說は誰の作爲であるかは明瞭でないが、これを行忠の神名祕書と比較するならば、世記は歷史體、祕書は分類體の差異こそあれ、兩者は全く一致した同種同巧のものである故に、世記もまた行忠の作爲であらうと想像することは、當らずと雖も遠からざることゝ思ふ。但し寶基本記・世記の本幹をなすものは神宮古來の傳承である。

次に後作の三部書であるが、その奧書を示せば、

（傳記）

大田命訓傳、神記

古老傳云、六十不滿不及披見云々、一禰宜氏守以後禁制云云、何況他見乎、曾祖延行七十二歲披見之、祖父行能六十一歲披見、予六十歲拜見之、

禰宜行忠判

（一本）

建久二（三カ）年三月廿五日令傳得、禰宜判、（延行）歲七十二云云、

永仁三年乙未三月十二日書寫訖、

禰宜正四位下度會神主行忠

（眞福寺本首書）

神藏十二卷祕書內最極祕書俗名號上代本紀、文治勘錄文具也、

右古老傳曰、六十未滿以前不及披見云々（行忠花押）

（次第記）

件書寫本者故前三禰宜延行神主相承之、于時以彼本書寫之、禰宜度會神主判（行忠ナルベシ）
於正案三通者神記（飛鳥記）一二別管祕藏之、判
（本紀）
其後禰宜延行相傳之、乙未歲（永仁三年）禰宜正四位上度會神主判（行忠）、以舊本書寫之、
神藏十二卷祕書內宮祕書文治勘錄文具也、假名號上代本紀云々、
（同首書）
古老傳曰、六十未滿不及披見云々、一禰宜氏守以後禁制云々、
何況於他見乎、曾祖（延行也）七十二歲披見之、祖父（行能也）六十一歲披見、予（行忠）六十歲拜見之、判

とある。

以上を通觀するに、行忠の曾祖父延行、祖父行能（行忠は行繼の子として嘉禎二年に生れたが、間もなく祖父行能の養子となつた爲め、延行をも祖父といふ）は行忠を通じて間接に現はれるのみで、すべては行忠の筆になつたものである。若し延行行能が實際に此等の祕書を相傳したものであるならば、行能の歿後行忠（十八歲）の如き篤學者は直ちに一見するであらうし、弘安八年神名祕書を撰進する時には、是非とも參考にしなければならないものである。神名祕書に本書の名見えず、永仁四年の皇字の沙汰に始めて世に現はれたのは、これ全く、永仁三年行忠六十歲に達した時の創作に外ならないからである。また事實、延行頃、卽ち鎌倉の初期に、かゝる外宮宗元神說があるならば、建治弘安頃に、日月水火、宗

廟社稷論を述べる必要はなかつたのである。何れにしても三部書は延行行能の關知せざることであつて、全文悉く行忠の製作にかゝるものである。一禰宜氏守（平安時代の禰宜、永承六年停任）以後禁制云々とは、蓋し氏守が盲目になつたからであらうし、延行七十二歳披見とは、前年高倫の替りに禰宜に任ぜられたからであらう。平安時代にかゝる性質の書があらう筈はなく、六十未滿披見に及ばずと勿體づけたのは、六十歳にして拜見した予（行忠）でなければならない。行忠の奥書は右の如く多數であるが、尙ほ彼の自筆本の多かつたことは、

彼の自署に舊本を以て書寫すとあり、

度會實相が貞治六年行忠の自筆本を校合し、

同章尙が行忠の本の點は悉く朱であると覺書し、

彼所持の御鎭座傳記が名古屋眞福寺に現存してゐる、

ことによつて明かである。

以上の如く三部書はすべて行忠の手を通じて傳來されたものであり、假令彼の創作でなくとも、彼の筆によつて改竄せられ、補註せられたことは、覆ふべからざることである。故に現存の形の三部書は、悉く行忠の製作にかゝるものであるといふも、殆ど誤りならざるべしと信ずる。その年月日は明かでないが、

御鎭座傳記（神記第一）は共の奥に見える永仁三年三月十二日であらうし、

御鎭座次第記（神記第二）は其次になり、

御鎭座本紀は最後に成つたものと思ふ。

以上寶基本記倭姬命世記等、五部書成るに及んで文治勘錄文なるものを附加し、十二卷の祕書として自ら祠御倉に納めたものであらう。古人も已に夙く文治勘錄文なるものを行忠の自筆なりとし、

爲起（大山）按に、伊勢神藏十二卷、太神宮神祇本記上下・寶基本記上下・太田命訓傳・飛鳥記・神宮儀式・年中行事・氏本系・神戸神田帳・神戸本記・秡本記、右外宮長官行忠自筆如此、（阿波羅命葦水草）

と喝破してゐる。行忠の著には五部書の外、神名祕書・心御柱祕記・古老口實傳の諸書があるが、尙ほ天口事書・神皇實錄・神皇系圖も彼の作かと思はれる。その理論的に外宮を向上せしめた自信こそ、永仁四年二月に始まる內宮との皇字の係爭である。この係爭こそ五部書僞作の年代を最も雄辯に物語るものであらう。皇字沙汰文に見える外宮側の解狀も、恐らく行忠の指揮になるものであらう。當時彼は二禰宜の要位にあり、一禰宜定行の事故によつて解任せられし間、二十日餘にわたつて長官の事務を取扱つてゐる。此の他、外宮には檜垣貞尙・常良等の如き駿才が揃ひ、詔刀師の沙汰に至るまで、甲論乙駁、互に其智能を競ひて、神宮史上最も活氣を呈した時代である。或る大作の出づる、必ずや活氣ある時代でなければならぬ。當時日本は、文永弘安の國難あつて國家意識覺醒し、また日蓮の如き豪僧出づる革新的雰圍氣に包まれた時代であつた。かくて時代と云ひ、人物と云ひ、五部書の出現は最も必然的なる時に出でたものと言はざるを得ない。

三、鎌倉時代の神道思想

以上の如く五部書成立の由來本質を究むれば、その內容の最も根本的なるものは、兩宮御鎭座の緣起及び殿舍構造の神祕說（倭姬命世記・寶基本記）であり、それより延長された外宮祭神の變化向上（後作三部書）であると云ふことが出來よう。前二者は御師・御祈禱師等により語り傳へられた口傳說話の記錄化集大成であり、後三者は鎌倉中期外宮神官の思索的產物である。五部書と一口にいふも、かゝる二段の時間的思索的階梯がある。故に、鎌倉時代の神道思想を研究するには、如上の注意が簡要である。

以上私は五部書の考證と用法とに多數の紙數を費し、本論の神道思想を述べる餘地を狹くした嫌ひがあるが、しかし私

は枚數の足りないことを、少しも苦痛とはしない。何故ならば、神道の根本は終始一貫、神を心として神明に合すること此の一事であるからである。神道はことあげせず、直ちにその本源に歸することである。寶基本記に、

神道は則ち混沌の境を出で﹅混沌の始に歸る、

我が朝家の道、混沌の境を出て華胥無爲の功に同じ、未だ號令を假らず、不言の化、豈章條を用ひんや（實は延喜格の序である）

と言ひ、倭姫命世記に、

心神は則ち天地の本基、身體は則ち五行の化生なり、かるがゆへに、元を元として元初に入り、本を本として本心に任せよ、神は垂る﹅に祈禱を以て先と爲し、冥は加ふるに正直を以て本と爲せり、

と云ふ。これすべての神道の根本思想であるが、特に伊勢神道に於ては古來より强調せられた所である。か﹅る根本原理よりすれば、人は神の延長であり、神の子である故に、心を正しく持ち、身を淸淨にして、その本（卽ち神）を崇べば、卽ち天下泰平、國家安穩、國民强富となる。か﹅る萬物一體論の思想が、已に早く我等の祖先に依つて唱導せられたのは實に我々日本人の誇りであらう。要はたゞ實踐の如何にあるのみである。世記の前文に續いて、

夫れ天を尊び地に事へ、神を崇め祖を敬へば、卽ち宗廟を絕さず、天業を經綸す、

と記し、寶基本記に、

人は乃ち天下の神物なり、須く靜謐を掌るべし、心は乃ち神明の主たり、心神を傷ること勿れ、神は垂る﹅に祈禱を以て先と爲し、冥は加ふるに正直を以て本と爲す、其の本誓に任し、皆大道を得しむれば、天下和順、日月精明、風雨時をたがへず、國豐かに民安からん、

と述べ、敬神宗祖、卽ち物の本源を尊び、それに合致することを、人間の本務であり、道德であると說いてゐる。これは

實に我々神道研究家の忘るべからざることであつて、神道史はこれを中心として發展し、多少時代の特色、衣裳の相違はあるけれども、皇國三千年終始一貫して變らざる所は、この敬神崇祖、報本反始の一體哲學である。

而して鎌倉時代の神道、即ち五部書を中心とする伊勢神道に於ては、その本元を天照大神・豐受大神（後に天御中主神）とする所に特色がある。先づ第一段に寶基本記・倭姫命世記の說として、

大日靈貴は無上無二の元神、故に一塵を立てず、一物を翳はず、衆物普く日神の光胤を受く、

度會宮は廣大慈悲の本誓に依り、地利を施與し、萬物を養ふ（寶基本記）

天照大神は日月と共にして寓內を照臨し給へり、豐受大神は天地と共にして國家を守幸し給へり、故に則ち天皇（雄略天皇）の御宇、二柱の靈神神風の地を訪ひ、重浪の國を尋ねて天降り鎭り坐し給へり、凡そ伊勢二所皇太神宮は則ち伊弉諾伊弉冉の尊宗神、宗廟社稷神、惟れ群神の宗、惟れ百王の祖なり、尊きこと與に二無し、自餘の諸神は乃ち子、乃ち臣、孰れか能く抗へん（倭姫命世記）

と內外同等宗廟社稷神說をあげ、尋で外宮は天地の初神天御中主神であり、相殿神皇孫瓊々杵尊の御祖神なりとして、內外共に尊崇すべき皇太神なりとする。

天地初發の時、大海の中に一物有り、浮べる形葦芽の如し、其中に神人化生す、名けて天御中主神と號す、故に豐葦原中國と號す、亦因て以て豐受皇太神と曰ふ也、天照大日靈尊とのたまひあはせて、八坂瓊之曲玉、八咫鏡、及び草薙劍三種の神財を以て皇孫に授け賜ひ、天の璽と爲す（御鎭座本紀）

件姫神（萬幡豐秋津姫命）は即ち止由氣皇太神の太子

高皇產靈神の一女なり、是れ天照皇太神の太子正哉吾勝尊の妃にして、皇孫命の母なり、故に天照皇太神と止由氣皇太神との二柱御大神は、則ち天津彥火瓊々杵尊の大祖なり、故に祖を尊び宗を敬ひ、禮教を先と爲す（御鎭座次第記）

從て天照大神も豐受大神も、宇宙の大元神、皇室の御祖先であり、慈悲の本源生命の本體、であるとなし、人は宜しく之を尊び、之に同化して神性を養ひ、皇室に忠勤を勵んで、安心立命し、以て淸淨なる神國、平和なる王土を實現しなければならぬといふ。更に進んで神皇實錄になると、

豐は天御中主神の本號、受は皇孫尊承得の尊號なり、

天照大神は則ち天御中主皇神を尊び給ふ、

と外宮を天下の宗元神に發展せしめ、

これ諸天降靈の本、一切國王の大宗なり、德は百王に被り、惠は四海に齊しうす、歷代の帝王、祖を尊び崇め、萬方の人夫、神祇を敬ふ、故に世質に時素に、無爲にして治り、不肅にして化る、

といふ絕對的一元神を尊崇することが、世界平和、國土安穩の要諦なりとする。

此の天照大神、豐受大神、特に宇宙の大元神たる天御中主神に歸依することが、伊勢神道の特色であり、同時に當時の神道界をリードした五部書の所說が、鎌倉時代の神道思想である。更にもう一つ五部書の特色を擧げるならば、それは佛敎の羈絆を脫して、神道獨自の原理を說いたことである。當時の兩部神道の諸書に佛語の多きを見るに反し、本書には更に佛敎臭味なく、よく日本思想を高揚して、神本佛迹の立場をとつたことである。寶基本記に末代汚濁の原因を述べて、

惣じて神代には人心聖にして常なり、直にして正なり、地神の末、天下四國の人夫等、其心神きたなくして異名を分け心走り使して、安き時あるなし、心臟傷れて神(タマシヒ)うかれぬ、神去れば則ち身喪ぶ、人は天地の靈氣を受けながら靈氣の化する所を貴ばず、神明の光胤を種(ツ)ぎながら神明の禁令を信ぜず、故に生死長夜の闇に沈みて根國底國にさまよふ、

と爲し、玆に因り、西國の釋迦孔子が皇天に代つて禮敎を作りなしたといふ。

玆に因り、皇天に代り奉りて、西天の眞人、苦心を以て誨へ喩して、善を修せしめ、器に隨ひて法を授けて以來、太神

本居に歸りて託宣を止め給へり、

これは從來の佛本神迹說に比して、百八十度的轉廻といふことが出來よう。また倭姫命世記に、我國は神國なりと云ひ、

大日本國は神國なり、神明の加被に依て國家の安全を得、國家の尊崇に依て神明の靈威を增す、

と述べた。これ等の五部書の所說が盡く鎌倉時代の神道思想であり、代表である。これ以後の家行の類聚神祇本源も、慈遍の豐葦原神風和記も、親房の神皇正統記も、また佛家によつて唱へられた兩部神道も殆ど此の埒外を出でないのである。

地ノ靈光ハ顯レテ天ニ上ル、是ヲ天照大神ト申シ奉ル、其天ノ源ハ天御中主神是也、此天ノ顯シ下ル其德ヲ高皇產靈神ト名付奉ル、此德ニヨリ終ニ國ノ主ト成玉ヘルヲ皇御孫尊ト申奉ル也、故ニ此皇孫尊ハ天神外宮ノ相殿トシテ、德ヲ同ク本ト末トヲ一ツニシテ、豐受大神トハ申シ奉ル也、其文ニ曰、豐受トハ天御中主尊皇御孫尊二柱ノ神ノ惣名也、

神道トイヘルハ先天下ヲスナヲニシ、萬民ヲ樂ムベキ處ニ、佛法ト云ヘルハ出世ノ道ト號シテ併世間ヲ忘レ、國土ヲナイガシロニスベキガ故ニ云々、（神風和記）

大日本者神國也、天祖（天御中主神）始て基を開き、日神（天照大神）長く統を傳へ給ふ、我國のみ此事有り、異朝には其類なし、此故に神國と云ふ也、（神皇正統記）

との所說は、みな五部書神皇實錄等の影響である。併しながら、慈遍や親房のこれ等と異る所は、單なる幽冥の神道論に留まらずして、明津神（天皇）の皇道論に及んだことである。

皇ノ字ハ大ノ義也、大ノ字ハ一人也、天モ一大也、地大也、此天地ニ叶ナフ人又同大也、天地一大ノ人ナルガ故ニ一人トハ申ス也。（中略）天地一人ノ皇德ヲ君ノ道ト名付ク、抑我國ニハ是ヲ神道ト申セリ、（神風和記）

大方天地の間にありとしある人、陰陽の氣を受けたり、不正にしてはたつべからず、殊更にこの國は神國なれば、神道に違ひては一日も日月を戴くまじきいはれなり、倭姫命、人に敎へ給ひけるは、黑き心なくして丹心を以て淸く潔く齋

愼め、左の物を右に移さず、右の物を左に移さずして、左を左とし右を右とし、左にかへり右にめぐる事も萬事違ふ事なくして、大神につかふまつれ、元を元とし本を本とする故なりとなん、誠に君に仕へ、神につかへ、國を治め、人を敎へん事も、かゝるべしとぞ覺え侍る（神皇正統記）

と、皇の字の意義を說き、日本は神國なれば、君に仕へ、國を治め、人を敎ふるにも、すべて神道を以て爲すべしといふ實際的方面を强調し、神道こそ、皇道・政道・處世の道なりとしたことである。此の神道の宇宙觀國家觀人世觀こそ建武中興の實踐であり、吉野朝五十七年の經綸であり、親房等の報國盡忠である。

かくの如く鎌倉時代に於ける神道の思想は、皇道政治といふ實踐行動にまで發展したのであるが、降つて江戶時代にも度會延佳出でゝ陽復記・神宮祕傳問答を著はし、山崎闇齋佛敎より轉じて垂加流神道を立て、本居宣長伊勢二宮割竹の辨等を書して復古神道を鼓吹し、尊王論の興起、明治維新の原動力となつたのである。

四、結　語

以上の如く鎌倉時代の神道思想は一時代の思想として重きをなしたのみならず、實踐行動に發展して有終の美を發揮し建武中興、明治維新を成就して、現代日本の隆盛を實現せしめたのであるが、併し尙ほ、今日の時勢を熟視すれば、我々は益々此の精神を體得し、神道の原理である宇宙一體の哲理に生き、宇宙の根元中心である神を心として、私心名利を捨て、地上に於ける現人神でゐらせられる天皇に至誠忠勤を勵み、以て平和なる世界、淸淨なる神國を實現しなければならぬと思ふこと極めて切である。

（附言）　歷史は事實を根幹とするが、人は理想を尙ぶ故に、歷史の硏究は事實の糺明と共に、理想道德性を持たしめなければならないと思ふ。本稿はかゝる意圖のもとになされた一小論である。　——昭和十三・八・十六——

源平時代の武士生活

―平家物語研究の方法と其實例―

文學博士　高木　武

一

平家物語に描かれてゐる源平の爭亂は、平安時代と鎌倉時代とを劃する分水嶺に當り、平家一門は、この過渡期を代表せる豪族であり、そして、この期の犧牲となつたものであるから、平家の人々たちは、この時代の武士生活を代表するものといつてもよいのであらう。

源氏の人々たちは、平家を滅してこれに代り、鎌倉時代といふ武家時代を造り出した當事者であるから、源氏の武士たちの生活は、正に鎌倉時代の武士生活の先驅をなすものなのである。

平氏は、もと、源氏と對立した武家の首領であり、剛健質實、勇猛果敢な武家的特色を發揮したのであるが、保元・平治の亂を經て權勢の地位に立つや、藤原氏の轍に倣ふて軟化し、貴族的な特色を帶ぶるに至つた。併しまた、一面に於て

は武家としての本質をも保有し、正に兩者の特色を兼有してゐる。併し、中には、純粹に武家的特色のみを保有する武士もあれば、貴族的に軟化して貴公子となり了り、武士的特色を失墜してゐるやうな者もある。そして、これらの軟派は、平家の若い公達の中に多少存在してゐる。

　源氏の方は、平治の亂後、平家が權勢の地位にある間は、草莽の間に潜伏し、只管武を練り、心膽を鍛うて、再興の機會を待つてゐたのであるから、飽くまでも質實剛健、剽悍勇猛にして、專ら武士的特色を發揮してゐる。隨つて、源平兩武家の間に於ける特色は、正に對蹠的にして、著しく趣を異にしてゐるのである。

二

　武士の生活は、武士の使命を達成するところに眼目をおいて營まれるのであり、武士の使命を達成する方途は、所謂武士道といふ基準に外ならないのであるから、平家物語を介して、當時の武士生活を正しく認識する爲には、武士道の基準に當てはめて、檢討考察することが肝要であらう。

　今、研究手引として、武士道の主要なる項目にあてはめ、平家物語にあらはれたる武士の言行を檢討したところを左に擧げて見よう。

（一）尊王忠君の大義　皇室は我が國家組織の中心であらせられ、國民崇敬の對象であらせられるし、又、武德發揚の對象でもあらせらるゝから、武士は絕對的の崇敬の至情を捧げ、皇室に對して忠勤を盡すのを無上の名譽とし、最大の本分と心得てゐる。それで、平家物語に於ても、この大義に對する精神の發動は著しいものがある。

　平氏は安德天皇を奉じてゐるし、源氏は後白河法皇や高倉宮を奉じてゐるから、何れも官軍といふ信念を以て合戰に從事してゐる。隨つて、源平の合戰は單なる私鬪ではなく、やはり、そこには大義の觀念によつて裏づけられてゐるのであ

る。

平清盛が後白河法皇に對して不敬の態度に出ようとしたのを重盛が切諫してそれを阻止したとき、重盛は、尊王忠君の大義を絶對的に遵奉すべき次第を說いてゐる。

平家一門が都を落ちて福原に着き、やがて西海に赴かんとするに當り、主だつ平家の武士たちを召し集めて、その意向を統制し、安德天皇を奉じて、何處までも戰ひぬかうと決心してゐるところには、尊皇忠君の大義の觀念によつて裏づけられてゐる意向がよくあらはれてゐる。

源氏方の武將たちが、平家討伐の軍を起すに當つても、やはりこの大義に卽して行動してゐる。卽ち、源賴政は高倉宮の令旨を奉じ、源賴朝や木曾義仲等は、高倉の宮令旨や後白河法皇の院宣を奉じて、征戰に從事してゐる。

長谷部信連が高倉宮を擁護し、その御安泰をはかつて落し參らせ、自ら一人、宮の御所に踏止り、討手の大勢と奮戰してゐるところにも尊皇忠君の大義に卽した獻身的な忠誠心が發揚されてゐるのが認められる。

（二）主從の情誼　我が國に於ける忠義は、皇室に對して義勇奉公の至誠を捧ぐるところに發揮されるのが、本格的のものである。

然るに、武家が勃興し、家の子郞黨を養ふやうになつてから、その間に主從の情誼を生じ、忠義といふことも、直接恩顧を受くる主人に對して至誠を捧ぐるところにも發現されるやうになつたが、これは派生的の忠義であり、皇室に對する忠義卽ち大義に對して中義又は小義の忠義と稱せられてゐる。

源平の合戰は、源平兩豪族の對戰であるから、兩武家とその家の子郞黨との間に於ける美しい情誼のあらはれは至るところにあるが、次の事例の如きはその最も顯著なものである。

平忠盛の郞從平家貞は、殿上人たちの間に、忠盛を闇討にせんとする計畫のある由を聞き、ひそかに殿上の小庭に忍び

込み、主人忠盛の身を擁護した。

渡邊原三競は、宗盛の愛馬煖廷をたばかつて手に入れ、主人源仲綱の恥辱を雪ぎ、利達を棄てゝ義理を重んじ、主人の陣營に馳けつけて奮戰し、主人と運命を共にした。

福原から西國へ落ち行くに當り、平家の武士たちは、平家と飽くまでも運命を共にせんとて忠誠を誓つた。

三

(三) 名譽尊重 名譽を尊重するといふことは我が國民本來の特質であるが、武士道に於ては特にこれを重んじた。武士の名譽は面目とも稱しそれを毀損することは無上の恥辱としたので、武士は死を以て面目を守るにつとめたが、平家物語に於けるこの項目に該當する代表例は次のやうなものであらう。

源頼政が高倉宮を奉して、平家討伐を企てた時、その計畫が露顯して、高倉宮の御所へ、平家の討手が向ふに先だち、宮は御所から落ちさせ給ふに當り、近侍の長谷部信連に御供するやうに仰せられると、信連は「御所に一人も居ないでは夜逃げしたやうで武士の面目にもかゝはるから」といひ、自分一人、御所に踏み留り、平家の討手三百餘騎を迎へて防ぎ戰ひ、負傷して生捕られ、宮の御在所について嚴しい糾問にあつても、斷じて實を告げず、飽くまでも忠節と面目とを全うした。

屋島合戰で忠死するに當り、佐藤嗣信は、主君の身代りとなつて討死したと、末代までの物語に申し傳へられんことを無上の名譽とし、喜んで息を引取つた。

屋島合戰の際、源義經は、過つて弓を海中に取落し、危險を冒して拾ひ取つたが、これは、武將としての面目を保つ爲、名譽を重んじたからである。

（四）功名手柄　武士の立場として、その使命を遂行し、光栄ある名譽を博せんが爲には、功名手柄をするといふことが、必然に要求せられた。それで、源平兩軍とも、功名手柄を立てることに熱中してゐるが、これも度が過ぎると、

佐々木高綱・梶原景季の宇治川戰場に於ける先陣爭
熊谷直實・平山季重の、一谷戰場に於ける先陣爭
河原太郎・同次郎兄弟の、生田森戰場に於ける拔駈先陣

等のやうに、統制を紊つて、拔駈先陣爭をするやうなことも起つた。

また、時には手段を選ばず、先陣の功名に狂奔するやうな弊すらも出現してゐる。

佐々木盛綱が藤戶の渡の案內者を殺して先陣の功名を獨占してゐること

の如き、その適例である。

（五）祖先崇拜・愛家心　祖先を崇拜し、家を尊重愛護するといふことは、我が國民精神の中でも、最も肝要なこととせられ、武士の生活に於ても頗る重きを置かれた。

源平の合戰の如きも、畢竟、氏族と氏族、家と家との抗爭であり、祖先崇拜、家門愛護の精神の發動したものに外ならなかつた。それで、戰に臨むに當つては、その家を標識せしめる旗印とか、名乘りを揚げるとかして、家の系統とか祖先の功勞とかを明かにするにつとめてゐる。

また、或人物の素姓を說くに當つても、その家門の系統を長々と說き立てるのが常である。

その他、敵と對戰する場合や功名手柄をした場合などには、自己の姓名を名乘つて、その存在や勳功を明らかにつとめるが、その際にも、祖先の素姓や功績から說き起して、その家柄を明らかにするのが常である。

その他、「孝行」「敬神思想」「佛教思想」「武勇」「信義」「節操」「寬容」「義俠」「武技の練熟」「教養」「趣味」などの項目を標準と

して、當時に於ける武士生活の有樣を檢討することが必要であるが、これは、紙面の都合で省略する。

四

以上は、平家物語に現れてゐる事項によつて述べたのである。平家物語は、歷史的事實を素材とし、それに、少からざる空想を交へて、面白く戯曲的に作り成してゐる。隨つて、その記事は、大體に於て、その時代の樣相や思潮を如實にあらはし、事件や人物の事績などにも、事實に符合してゐることが少くない。併しまた、一面に於ては、事實を誇大にするとか、空想を加へて、面白い場面を案出するとかいふやうな小說的工作を施してあることも少くない。それで、單に源平時代の武士生活の有樣を、文學的な立場、又は、興味本位や敎化本位の歷史的立場などから考察する場合には、以上に述べたやうな風に、適當に分類又は或標準を置いて、平家物語の記事を檢討すればよいのであらう。

然るに、嚴密に知識本位の歷史的立場から、當時の武士生活を考察する場合には、平家物語の記事が史實に合致してゐるかどうかを檢討し、史實上から、それを考察するといふことが必要である。併し、これも、この小論文では、詳しく全般にわたつて檢討した過程を述べる餘裕がないから、こゝには、單なる手引として二三の例を示すに留めておく。

五

卷四「競瀧口」の條の記事によると、源賴政は、その子仲綱が、愛馬のことで宗盛から辱められたことを憤り、高倉宮に勸めて、平家討伐の旗を擧げたことになつてゐる。

然るに、吾妻鏡・玉葉・百錬抄・愚管抄などの記事によつて案ずると、賴政は源氏再興の宿願から、英邁にまします高倉宮を奉じ、平家の聲望の次第に衰へる時期を窺つて、平家討伐の旗を擧げてゐるやうである。

また、同卷「鵺」の條に、賴政が大内守護として、長い年月を過したけれども、昇殿も許されなかつたので、

　人知れぬ大内山の山守は、木隱れてのみ月を見るかな

といふ題を詠んだので、昇殿を許されるに至つたとし、又、賴政が四位で暫くあつたが、更に三位を心がけて、

　のぼるべき便(たより)なき身は、木の本に椎を拾ひて世を渡るかな

といふ歌を詠んだので、三位に敍せられたとしてある。

然るに、賴政集・公卿補任・玉葉などの記事によると、賴政は、仁安元年十二月の頃早くも昇殿を聽され、承安元年十二月正四位下に敍せられ、治承二年十二月に、淸盛の奏請によつて三位に敍せられてゐるのである。

それで、平家物語の右の條におけける賴政に關する記事は、著しく小說風に作りかへてあることが知られるが、史實上の賴政は平家物語に見える賴政よりも遙かに深謀遠慮があり、又その地位の如きも相當順調に昇進してゐるのである。

卷五「伊豆院宣」の條に、伊豆の配所にあつた賴朝が、文覺上人の勸誘と奔走とにより、後白河法皇の院宣を奉じて、平家討伐の兵を擧げたやうに記してあるが、吾妻鏡・愚管抄・神護寺緣起等の記事によると、賴朝は文覺の勸誘などによらず、高倉宮の令旨を奉じて兵を擧げてゐるのである。

六

卷五「富士川」の條で、齋藤實盛が平家の陣中にあつて、大將維盛に向つて源氏の武士の勇猛果敢であることを物語つた次第を記し、又、平家の軍兵たちは、治承四年十月廿三日の夜半に、水鳥の羽音に驚き、一戰も交へないで、都に逃げ歸つたやうに記してある。然るに、吾妻鏡の記事によると、齋藤實盛は、當時富士川の陣所には居なかつたのであるから、實盛が源氏の武士の勇敢さを物語つたといふ記事は、平家物語作者の空想によつて作り成した小說的腹案であること

がわかる。併し、平家の大軍が水鳥の羽音に驚いて都に逃げ歸つたのは事實である。但し、平家物語では、平家の軍勢が十月廿三日の夜中に逃げ去つてゐるのを知らないで、翌廿四日の早朝、源氏の大軍が富士川に押寄せたやうにいつてあるのは、事實に相違してゐる。實際は、十月廿日の夜中に、源氏方の武將、武田太郎信義が謀をめぐらして、敵陣の後へ廻つたところ、富士沼に宿つてゐた水鳥どもが、人音に驚いて急に飛立つたのが、軍勢の馳せ寄する物音のやうに聞えたので、平家は源氏方が押寄せたものと早合點し、到底勝つ見込のない軍をせんより、一旦都に歸つて、更に謀をめぐらすが上策であるといふ、侍大將上總忠清の申言により、大將維盛以下、それに賛成して引上げた。その時、源氏方の飯田五郎等の一隊は、平家を追擊して戰を交へたが、小競合で多少の死傷者を出したくらゐで濟んでゐる。

平家の軍勢が、折角、源氏討伐に東下しながら、一度の大會戰も試みないで引上げたのは、確に卑怯であるけれども、それは平家物語にあるやうに、狼狽して醜態を演じたのではなく、追擊して來る源氏の軍勢を巧みに擊退して引上げてゐるのである。

又、平家物語に見える齋藤實盛の源氏方に就いての物語は、架空の作り話であるけれども、源氏方の東國武士の勇敢さに就いて批評してゐることは、東國武士の剛勇果敢なる性格をよく說破してゐるのであつて、正しく事實に適中してゐる。

かういふぐあひに、武士に關係ある記事を正確な記錄と照し合せて檢討していつたら、當時に於ける武士生活の事實上の眞相を明かにすることが出來るであらう。

鎌倉時代の公武の關係について

――增鏡研究の方法と其實例――

京都帝國大學助教授　中村直勝

一

增鏡の研究並びに其の手引の一端を當て『古典研究』の第三卷第六號昭和十三年五月發行に書いてしまつた私がまた、標記の題目に就いて書く事は、些か無理であり、阿漕の浦に引く網の感なきに非ず、だけれども、さきのものとは自ら方向も異る事であるから、此の題目に就いて少しく述べて見よう。別に新らしい研究があるわけではなく、平素鎌倉時代の公武關係を增鏡を用ゐて觀る場合に、やつて居る事、やつた方法の二三を實例を以て示すに過ぎない。

其の前に豫めお斷りして置きたい、と思ふ事は、私の增鏡觀を一通り述べて置きたい事である。或は、此の事は、前の古典研究の場合に述べてしまつた事を、また繰り返して言ふ事になるかも知れないけれども、この增鏡に對する私見を一應述べて置かなければ――即ち增鏡に對して史料としてどの位の價値を認めて居るか、を一應述べなければ、以下に私が

說かんとする事の大半が模糊として來る譯であるから敢て筆をその方向から起す。

二

第一は、增鏡を大鏡・水鏡と併せ考へて、三鏡と言つた此の古來の考へ方が正しいか、どうか、といふ事である。成る程、此の三鏡が、同じ樣な名稱を有し、同じ樣な意圖の下に、相連續した一聯の史書であるかの如く著述され、其の著者にしても、或は大鏡の前行のものとして水鏡が著はされ、後附けるものとして增鏡が著はされたのであつたにしても、此の三者を同一の視角を有する史書と看る事は、凡そナンセンスであらう。名稱は似て居るかも知れない。敍述の方法に類似したものがあるかも知れない。それだからとて、三者一聯のものであるといふのは早計なる事、言ふまでもない。何となれば、假令著者が同一人であつても、時代を異にすれば、史觀が變化するのは當り前でないか、況んや、著者が異るに於いては、其の立脚せる史觀が自ら異るのは當然の事であらう。異つた史觀に基いて著はされたる史書を、同一視野に置いて觀察する事が、間違つて居る事は自明の理である。この意味に於いて私は、三鏡にはそれぞれの史觀があり、名稱こそ類似して居るが、決して一列に數ふべきでない、と信じて居るのです。

それでは一體、增鏡の史觀には、どうした特色があるか。

三

平安朝時代の史觀の特色は、佛教觀念によつて歷史を眺める事であつた。榮枯盛衰・會者定離は、萬物の根底に横る儼然たる鐵則であると考へた。源氏物語は光源氏と薰大將との父子を描いて盛者必滅の理法を說いたし、榮華物語は道長を中心として其の榮華を示しながら、其の背面に迫つて來て居る變轉の理法を忘れては居ない。大鏡また殆ど同一の史觀に

立ち、良房・基經以下の攝政關白を中心として叙述するもの、其の榮達と共に他面には枯れ行く一家一族のある事をも描いて居るものであり、平家物語・源平盛衰記・吾妻鏡になると、榮枯の姿を見る事に中心を置いた點は、源語以下と同樣であるけれども、源氏及び平氏といふ一群團の榮枯を見た所に、多少の差異は在る。就中、吾妻鏡は他のものとは大に異る一特色が見出される。それは會者定離と言つた樣な彼岸的な佛教觀念とは違つて、もつと〱力強い、現實の生活を現實の生活のまゝに、そのまゝ肯定せんとするもので、一卷を通じて源賴朝といふ現實的な存在が、歷史のあらゆる部面に力強く働き、力強く表はれて來る事は、誰人も見落さない點であらう。

然るに增鏡になると、其の著述された時代が、もう既に吉野朝期に入つて居り、時代人の世界觀・人生觀從つて歷史觀は、殆んど佛教的なるもの、彼岸的なものから蟬脫して、此岸的なるもの、現實的なるもの、となつて居り、佛神的なものよりも人間的なるものが、强く把握された時代の所產であるからには、增鏡の史觀にも、どうしても此岸的なるものがなければならぬ。實際、增鏡を讀んで行くと、大鏡などゝは全く史觀が違ふ事に氣が附く。物の哀れは增鏡に於いてはもう問題ではない。公武の關係の、時と共に差し迫つて行く事を記しながらも、常に公家の儼然たる存在は、拒むべくもなく、しかも其の公家の日增しに衰へて行く姿を見出して、常に淚を流し、回天の日の來らん事を望んで止まなかつたものである。增鏡には、どこまでも幕府に同情した筆致は見出せない。增鏡の著者は、誰であらうとも、其の年に王政復古の日を希うた跡は歷然として存し、公武相剋する世相を其儘に肯定した力强きものがある。どうしてこれが大鏡の如き、嫋々たる情緖のみ豐かな史觀と同一視されよう。私が、增鏡を大鏡と同一列に見ない、といふ理由は、其所にある。

そこで、增鏡の史觀が、さうした公家の衰ろへ行く姿を悲しみ、嘆き、この儼然たる現實をそのまゝに肯定しつゝもまた一面に於ける武家の勢、日增しに勝り行く有樣をもそのまゝに描寫したものである。

增鏡に、もう一つの史觀がある。それは平安朝末期以來擡頭して來た一種の佛教史觀であつて、敢て增鏡の特色である

と言ふには足らないけれども、「兩界對等對立」の思想である。

王朝期以來、天台眞言兩宗が著しい勢を以て教界に羽翼を伸ばすや、金剛胎藏の兩界思想は、單に佛教界のみならず、あらゆる思想界に、頗る力强き影響を與へたもので、或は神佛習合思想にしても、本地垂跡の思想にしても、金胎兩界の思想あつてこそ始めて當時に於いて發生もし、成長もし、また認容もされたのではあるまいかとさへ、私は考へて居る。

兩界が常に表裏光陰の關係に在る、とする考へ方は、二者の對等對立を肯定する事となり、源平兩氏の竝立は言ふまでもなく、公家武家の存在を是認し、(促進したかも知れぬ)攝關家の中にあつても近衞・九條兩家の對立を導き出す事となつた。從つて京・鎌倉の對立存在は決して不思議でなかつたし、且つ兩者を對等の位置に置いて眺めても、不可解の現象ではなかつた。伊勢の外宮が、內宮と同等同級の位置を要求せんとする運動を起したのも、時代の流れの本流に掉したものであつた。「二所皇太神宮」とて內外兩宮を併稱し初めた事は、增鏡の史觀と無關係ではない。增鏡が、全篇を通じて京都の公家的存在と、關東の武家的存在とを對等視し、兩者の相纏綿する相互關係に歷史の發展を認めたのは、當然すぎる程の當然であつた。決して其の何れが勝り、其の何れが劣るとも考へようとせず、其の何れが榮え、其の何れが枯るゝ事を希望もせず、平々坦々たる觀點から事件の推移を虛心して眺めた、といふ態度は隨所に見らるゝ。

四

かく言へば、さきに述べた所の、衰ろへて行く公家の有樣を悲しげに打ち見守つた彼と、公武二要素の對等的な對立存在を首肯する此との間に全く矛盾したものがあるかに聞える。否、聞えるだけではない、たしかに撞着したものがある。

乍併、此の相背馳した二面こそは、增鏡の立脚點であつて、またそれが此の時代の眞相を見極めんとする人々の心に映つた世相であらう。著者が誰であつたか私は知らないが――私見としては四條隆資に比定して居るのであるけれども――

それが誰であらうとも、何も著者の史觀を只一の視角に限定する必要はないと信ずる。――とかくかうした矛盾したかに見ゆる二面の史觀を有する此の著者の如き場合に、その矛盾したかに見ゆる二面を、統一した史觀に、無理に纏めようとする人を見受けるけれども、私は、二つの、或は三つの、相背馳するかに見ゆる史觀を一人が有する事も、決して無理ではないと思ふ。更に言葉を換へるならば、かうした矛盾を矛盾のまゝに認める事こそ、却つて正しい彼を見出すわけではあるまいか。

五

扨、前置きはそれ位にして、いよ〳〵增鏡研究の方法と實例の二三に就いて物語らう。

第一　順德天皇の御學問の事、

增鏡「おどろのした」の卷の中に、

「(順德天皇の)御心ばへは、新院(土御門上皇)よりも少しかどめいて、あざやかにぞおはしましける。御ざえも、やまともろこしかねて、いとやむごとなくものし給ふ。朝夕の御いとなみは、和歌の道にてぞ侍りける。末の世に八雲などいふもの作らせたまへるも、この御門の事なり」

とあつて順德天皇が、和漢の材を兼ね備へ給ひ、わけても和歌の御道に達し、終にあの有名な『八雲町抄』を御著述になつた事を記して居るのであるが、これはいふまでもなく、和歌の事を詳しく記し給うたもので、それに就いての事は、既にいろ〳〵の方面からも相當の研究が積まれて居る。所が、增鏡には、記して居ないけれども順德天皇にはもう一つ有名な御著述がある。『禁秘御抄』と言ふもので、宮中の公事・故實に就いての最も完備した御著であるが、其中に、冒頭第一の條に「凡禁中作法、先神事後他事、旦暮敬神之叡慮無懈怠、白地以神宮並內侍所方、不爲御跡」と仰せられて居るも

のがあり、また天子の御藝能の事に就いては「第一學問也、不學則不明古道、而能政致太平者、未有之也、貞觀政要明文也、寛平遺誡、雖不窮經史、可誦群書治要云々」と仰せられた事は、全く恐入る外はない御賢慮であらせられる。

先づ敬神を以て天皇の第一の御務めと遊ばした事は、今更ながら言ふを要せざる御事であらうが、武家幕府樹立されて世の中の何となしに、亂しがはしき御時であるにも拘らず、敬神崇祖の御心を片時も忘れ給はず、伊勢神宮並びに内侍所の御事を、かりそめにも第二にしてはならぬとの思召の程、拜せば感涙の極みである。

それにも増して、天下は第一に學問をせよ、學問によりて道を學ばずんば、政を執る事も、天下泰平を致す事も相叶ふまじ、との仰せは、また畏き事ながら、味ふべき大御心であらせられる。後の世には、學問は學問それ自身のために研究されるのであるといふ考も湧いて來るけれども、中世に於ける學問は、一に政治のための學問であつた。今順德天皇がこゝに「古道」と仰せられる道なるものも、哲學的な宗教的な意義の道では無い、政治の道、政治の先例それが其の「道」の意味であり、從つて學問とは、歴史研究の事を意味する。即ち「稽古」こそ學問であつた。やゝ後の事であるけれども、花園天皇の御日記元亨二年九月六日の條には「此間、見日本後紀、先代政道、尤可率由歟、……」と仰せられ、日本後紀の御研究によつて求め給うたものが、且つ御所獲になつたものが、先代政道であらせられた事を明かにし得るものがある。後宇多天皇や後醍醐天皇が、「稽古の君」と稱へられ給うたのも、一に歴史研究に御堪能の意味に於いてであつた。

所が、此の順德天皇の禁祕御抄に仰せらるゝ學問といふのは、今も言つた通り歴史研究の事であり、六國史を始めとして、政治要略、本朝世紀や宇多天皇宸記以下御歴代の宸記、小右記、人車記、宇治左大臣記等の日記類は勿論、漢籍類の御研鑽であつた。そしてさうした史籍日記の保存・祕藏は皇室に於かせられては最も御意を用ひ給うた所であるし、攝關家以下の公卿はさうした日記類の貸借書寫に、それは／＼並々ならぬ力を盡したものであつた。從つて稽古の事は、公家に取りてはやらうとさへ思へば、割合に容易にやれるのであつた。然るに武家に於てはどうであつたらうか。

武家の政治は平清盛によりて開始されたかも知れないけれども、これは武士が政權を處理した――武士が太政大臣になつた――武人が公卿の位置を奪うて政權に接近した、といふだけで、本當の意味に於ける武家政治――即ち武家政治と言ふ新らしい政體に相應しい政治機構を整備しての武家政治、といふものは、源賴朝に依つて創始せられたものであつて、其の政治機構は、王臣家の組織に傚うたものであるにしても、天下を料理する組織としては、前例のない新しい發明である。從つて其の機構の作用・運用に到つては、全く稽古すべき歷史の何物をも有たぬ。武家政治には先人の經驗が無い。體驗記がない。

此事は武家政治のためには、誠に氣の毒な事であつた。されば、鎌倉幕府が、幕政の開始さるゝ以前から、武家政治の記錄を整備しようと心掛けた事は、賢明な事であると共に、當然の必要であつた。此の意義に於いて、吾妻鏡は幕府政治の唯一の聖典であつた。それと同時に、幕府それ自身が、吾妻鏡の材料となるべき「武家政治の記錄」に、隨分の努力を拂つたであらう事は、充分に認めねばなるまい。

吾妻鏡のさうした政治學的な意味は、增鏡の研究に際して、しみ〲と感ずると共に、會得の出來る問題ではあるまいか。

六

第二には、兩統迭立の問題に關する一側面觀を試みよう。

增鏡の「山のもみぢ葉」の卷に、かうした事柄を記して居る。

西園寺公經
- 實氏（西園寺）――公相――今出川院嬉子
- 實雄（西洞院）――高極院佶子

西園寺公經は承久役に際しては、官軍に味方しなかつた唯一の公卿であるために、役後の勢力はめき〳〵と增加して、政界第一等の家柄となり、殊に實氏の女大宮院が後嵯峨院に入內して以後、其の御腹なる　後深草天皇・龜山天皇の兩帝相ついで卽位し給ふに及びては、權勢二なき豪家となつたのであるが、さうした結果として生ずるのは一家一族間の內訌であつて、とかく西園寺家と洞院家との間には何かにつけての競爭が生れた。其事は、龜山天皇の中宮に京極院佶子の入內されて以來、特にはげしい形を執りて現はれた。京極院の御入內あつて龜山天皇は「御ぐしいとこちたく、五重の扇とかを廣げたらむさまして、少し色なるかに見え給へど、筋細やかに額より裾まで、まがふすぢなくうつくし。たゞ人にはげにをしかりぬべき人がらにぞおはする」京極院をこよなく愛し給うたものであるから、西園寺實氏入道の方では胸つぶるゝ思ひである。といふのは、それよりも以前から實氏の孫娘である嬉子が、入內される事に殆んど決つて居たのを、押して京極院の入內があり、しかも君の御覺えいとめでたし、といふのであるから、西園寺の人々が心を痛める事は無理もない。やがて西園寺の方からも、さし續きて嬉子を入內さした。御年九つであるので「遊にのみ心入れ給ひてしめやかにも見え奉らせ給はねば」龜山天皇の御寵愛はどうしても京極院に比して劣りざまに聞ゆるを、西園寺の一族は勿論、世の人も思ひがけない御事と噂をする程であつた。

――さうした記事から、次の歷史事實に何等かの糸が繫るのではあるまいか。

文永九年二月後嵯峨上皇崩御されたので、世の中では後深草上皇が長らく上皇として御坐すのであるから、先例に倣うて、龜山天皇の親政とはならないで後深草上皇の院政が開始されるもの、と考へて居つたに、案外にも、龜山天皇の親政、といふ事になつた。

「世の中は、新院（後深草）かくておはしませば、法皇（後嵯峨）の御かはりに、引きうつして、さぞあらむと、世の人も思ひ聞えけるに、當代（龜山）の御ひとすぢにてあるべきさまの御おきてなりけり。長講堂領、又、播磨國、尾張

の熱田の社などをぞ御處分ありける」

と「あすか川」の卷に明記する所である。

乍併、此の、天皇親政か上皇の院政か、については、實は後嵯峨院には何の御遺勅もなかつたのであつて、すべては鎌倉幕府に相議して定めようとする思召であつた。そこで後嵯峨院の崩御と同時に、此の問題について、京都と鎌倉とに種々の打合せや交渉が行はれたのであるけれども、幕府はかゝる重大事件は、鎌倉幕府の決定すべきに非ず、恐らく故院にも、何等かの御素意の程はあつたのであらうから、それによつて、何れかに決定しようといふ事になり、故院の最後に御枕頭に侍り給ひし御后の大宮女院に、故院の御素意を伺つた所、大宮院から、龜山天皇親政、といふ御諭しがあつたので、かく定つたのである。

其事は、増鏡の著者は少しも知らなかつたらしく、やゝ後の事であるが、有名な淺原が宮闕に侵入した事件の後で

「この事は、猶禪林寺殿（龜山）の御心あはせたるなるべし、後嵯峨院の御處分を引きたがへ、あづまより、かく當代をもすゑ奉り、世をしろしめさす事を、心よからず思すにより、世をかたぶけ給はむの御本意なり……」

と權大納言公衡をして言はしめて居るが、幕府としては後嵯峨院崩御の時には、まだかゝる重大事を、獨斷で決定する程專橫ではないし、實は後嵯峨院と雖も、心の底の御希望が何れにあつたかは、凡そ吾々と雖も見當は附くけれども、院の御立場を考へて見ると、すべてを幕府に御一任になり、何もかも幕府の決定に從ふべきだと御考へになつた事は、事實であるらしい。然るに事はすべて筋書き通りには行かないで、龜山天皇の皇太子には、其の皇子が据り給はないで、後深草天皇の皇子が立ち給ふ事になつた。

「本院（後深草）の、かく世をおぼし捨てむずる、いとかたじけなく、哀なる御事なり。故院（後嵯峨）の御おきては、やうこそあらめなれど、そこらの御こらの御このかみにて、させる御あやまりもおはしまさざらむ、いかでかは、

日本人は日本の哲學でゆけ・西歐移入の哲學では駄目だ!!

日本學叢書

申込殺到

編輯顧問及解説　東京帝大教授 文學博士　平泉澄先生

題字　文部大臣 男爵　荒木貞夫閣下
　　　内務大臣　末次信正閣下
　　　明治神宮宮司　有馬良橘閣下

推薦

この叢書は難しい原文を何誰にも親しんでいたゞくやうに漢文はこれに讀み下し文と註釋をつけ、假名文には讀みよいやうに句點と註を加へて、參考書を兼ねた便利な本とした、然も全體の解説は日本學の泰斗平泉先生の解説を附してある。

第一巻　中朝事實……山鹿素行先生著
第二巻　保建大記並打聞……栗山潜鋒先生著
第三巻　靖獻遺言並講義……淺見絅齋先生著
第四巻　武教本論・武教小學・武教全書講録……山鹿素行先生著
第五巻　神儒問答……遊佐木齋先生著
第六巻　柳子新論……山縣大貳先生著
　　　　奉公心得書……竹内式部先生著
　　　　今書……蒲生君平先生著
第七巻　創倭學校啓文……荷田東麿先生著
　　　　歌意考……賀茂眞淵先生著
　　　　直毘靈……本居宣長先生著
　　　　氣吹於呂志……平田篤胤先生著
第八巻　正名論……藤田幽谷先生著
　　　　弘道館記述義……藤田東湖先生著
　　　　及門遺範……藤田東湖先生著
第九巻　報德記・報德外記……二宮尊德先生著
第十巻　志士遺文集……維新志士の論叢

第一回配本
十月十五日配本

武教本論
武教小學
武教全書講録
山鹿素行著

山鹿素行先生の著述には、日本主義文献として重要なものが多い。その支那哲學—儒教研究に關する部分を除くと、その大部分が、日本主義の各方面に亙つてゐる。ことに武士道に關するものは、刻下國民の眼を通すべき警世の警に滿つ。本書の如きは先生の武士道觀を窺ふにもつとも適當なもので、これを讀んで啓發せらるゝところが少くない（校訂註釋附 第七高等學校教授 久保田收先生）

全十巻・豫約者にのみ頒つ

菊判一冊約二〇〇頁
お申込は近所の書店へ書店に不便の方は本社へ振替で申込金に會費と送料を添へてお申越下さい

申込金　上製二圓五十錢　並製二圓（最終會費に充當）
毎月拂　上製二圓五十錢　並製二圓（送料十四錢）
一時拂　上製二拾四圓　並製拾九圓（送料一圓四十錢）

申込〆切十一月三十日限り

見本進呈

東京市麹町富士見町
振替東京一六八五番
株式會社　雄山閣

祖國認識と共に今日の日本を指導するものは日本學だ

臨時増刊 古典研究

第一輯概論篇改訂版

國文學の指導研究法

四百頁　定價一圓六十錢　〒十錢

今春發賣された國文學の研究法第一輯は學界に大きな問題を投げ與へた。今回第二輯の發賣に當り第一輯を御求めなき方御買求めの機會を失した方々の爲に改めて御求めに應ずる事に致しました。第一輯より御取揃への上全卷を机上に飾られる事を希望致します。

日本文學の研究法の意義……文學博士 久松潜一
日本文學史研究史……浦和高校教授 藤田德太郎
漢字の字體整理について……文理大教授 保科孝一
古代文學研究法序說……廣島文理大教授 倉野憲司
上代文學研究手引……文學博士 野村八良
古代國語研究法……成城高校教授 本位田重美
平安朝文學研究法……臺北帝大教授 植松安
室町時代文學の研究法……東大史料編纂 後藤丹治
江戸文學の研究法……潁原退藏

江戸後期文學の研究法（山崎麓） 明治時代文學の研究法（鹽田良平） 古事記研究の方法（森本治吉） 萬葉集の研究法（遠藤嘉基） 萬葉集の研究法（安田喜代門） 増かゞみの研究手引（中村直勝） 鏡物類の研究法（〜の前提的指針（遠藤元男） 物語研究序說（森岡常夫） 平家物語の研究（野村幸吉） 太平記の研究手引（高木武） 太平記研究法（久我彰仁） 日本歌論研究法（實方清） 連歌研究法上の基礎問題私見（井本農一） 滑稽文學の研究法について（麻生磯次） 國文學要領（淸田ひさし） 宇津保物語の研究（宮田和一郎） 人間近松の研究序說（長山邑陸） 七部集の成立について（志田義秀） 悲劇史桐一葉の研究手引（山本千代松） 能樂の研究法（能勢朝次）——其他——

[大]れ國文學の建設の極致！

法

第二輯 民族文學篇 總論篇（中）

梁塵秘抄研究法……志田延義
繪卷物の研究法……東京帝大 市古貞次
未定……大倉精神 古田紹欽
江戸文學の研究法……文學士 鶴見誠
源平盛衰記の研究法・文化中央聯盟 橋本實
文検を受驗する人々のために……文學士 渡部利秋

自然主義文學の研究法……[illegible]
未定……文學士 神藤豐
未定……大倉精神 藤井信男
中世文學の研究法……文部省 井本農一
近松の新研究法……東京帝大 杉本繼男
義經記の研究法……文學士 村山隆晉

第三輯は小說・物語篇の研究法です。國文學の中で最も興味があり問題にされてゐる物語文學の研究法の發刊された時は定めし國文學界に大きな話題を投げるものと期待してゐる。

第三輯は來春初頭を期して發刊されます以下逐次續々と各篇に亘つて發刊されますからぜひとも第一輯も併せ御求め下さい。

大學の研究室をもつと精しく開放したものが本誌の研究法である。大學の演習の時にも學者の參考書の爲にも本書はぜひとも必要なのである。殊に街の學者には得難いオアシスである事と信ずる。此際特に第一輯も併せて御求め下さつて机上に備へられん事を希望する

拾月五日發賣

——★臨時増刊に限り店賣りしますが今から御豫約下さい★——

振替東京一六八五五番

忽に名殘なくはものし給ふべき、いとたいだいしきわざなり」……「草まくら」の卷……

といふ時宗の進言によりて、伏見天皇が春宮坊に居り給う事に定つた。全くこゝにも、時宗が、後嵯峨院の思召に反して伏見天皇の立太子を決定したかに記すが、これも完全に誤りであつた。

後嵯峨院は、さきにも言つたが如く、皇統問題については、何の御意志御發表も無かつたのである。たゞ御心の御奥の御希望の程は拜察される。それにしても、それは後深草上皇の院政か、龜山天皇の親政か、といふ當面の問題だけで、其後の皇統に就いての御決定は無かつた事勿論である。あらう筈はない。だから時宗などが、故院の思召に引き違へた、といふ事は、著者の誤認である。何かのためにする曲筆でないならば。

たゞ、事が如此き筋道を辿つた事に、私はさきの京極院と今出川院嬉子との事をからめて考へて居るのであるけれども既に數年前に書いた事があるからこゝでは再び言はぬ事にしよう。

七

この第六項に引用した增鏡の引事の中の長講堂領の御處分の事に就いても、世間一般の誤解があるので、それを釋明したいとも思ふし、增鏡を中心とする公武關係はまだ〳〵——更に兩統迭立時代に入りて却つて言ふべき多くがあるけれども、やゝ長くなつたから此の邊で一先づペンのピャップをする。

要するに增鏡による公武關係の記事は、其の著者の立つ史觀をよく明かにして、その史觀にこそ特色もあれば、また多少の誤解もある事は、注意しなければならぬ。そして他の多くの史料によりて、其の曲れるものあらば正すべきであるけれども、また、驚くべき機密を漏らして居る點が多々あつて、幾度も〳〵讀み返す度毎に、「あゝさうだつたのか」と思はぬ拾ひ物をする事が多い。史料や史籍は幾度も〳〵他の史料史籍と相比較し相比攷して讀み直すべきだとしみじみ思ふ。

足利高氏の人物について

——梅松論研究の方法と其實例——

東京楠公會
史料調査部長　橋本徳太郎

足利高氏の人物について梅松論の研究に依り其實例を見、其所に方法を探るべく執筆の交渉に接するとはと、今更ながら死灰に暖を求むるやうな氣がしたが、併し考へて見れば、決定的に高氏の人物につき鐵槌を下して居る自分は、また其所に自然囚はれた觀方をして居る傾向があるかも知れぬ。從つて或は其考へ方なり斷定なりを見直し檢討し直して見ることは史學に携はるものとしてむしろ必要事でもある。また高氏禮讃を世評におそれて、内々は無念ながら、表面は忍んで聲を潜めて居るものもあるやうでもあるから、此際梅松論を中心に攻究し、高氏の人物を俎上に載せて徹底的に料理鹽梅するのは無用のことではないと思はれる。

梅松論の著者については、細川和氏の夢想記であらうと稱するもの、正平四五年(北朝貞和五年)頃幕府記錄係りのものの手になつたものと稱するもの、或は夢想の手になるとか、または其徒の手になり夢想の意見を加へたものとかあつて、其著者は判明しない。併し足利方の記錄を史料として、夢想の徒に依り著はされ、夢想の意見に依つて加筆訂正されたも

のとすべきであらうか、その目的は叡山の僧の手になるとも稱せられる太平記の壓倒的評判に刺戟されて、常に叡山と睨みあつて居る天龍寺としては、臨濟宗として敢然これに一矢を酬うべく執筆されたものでもあらう。太平記は文保二年より、後村上天皇崩御前までを叙して居る。今川了俊はその難太平記に「此記は十が八九はつくり事にや、大かたはちがふ可らず、人々の姓名などの僞りおほかるべし」といひ、直義は太平記を見て訂正の要あることを說いたと記して居る。其直義は正平七年二月に歿したのであるから、これが太平記を見たといふのは正平初年頃でもあらうか、即ち太平記は追次書足したものとして、直義が批評した時を、假りに正平初年頃と見ても賊徒が等閑に附することが出來ず、賊軍文筆の徒をして玆に我佛尊しとする阿世的記錄を綜合して著述させたとも見れば見られぬことはない。また一方に神皇正統記も相當評判に上つて居り、思想的に賊徒の心膽を寒からしむるものもあり、北朝方としても對應して文書戰に論陣を張る必要もあつたのでもあらう。ともかく梅松論の攷究はさうした點を最初に考へてから、其內容を檢討すべきである。

　此書は大體如上のやうな理由の下に著述されたと見るべきものであるから、太平記が一般的讀物として戰記を主とし思想方面が從たるに連れ更に神皇正統記が加はつて、南朝の尊嚴性を高唱して居るのに對し、梅松論は、戰記の部分に於て悉く足利方を辯護し、思想方面に於ては佛教々理に言を藉りて、自分達に都合のよいやうに歪曲して居るのであつて、戰記に於ては太平記の敵でなく、思想の叙說については、佛者の勝手、所詮日本的たり得ないのである。さうして此梅松論中に盛られた思想は、夢想の其の片影を帶びた高氏の思想其物といへるのである。太平記と夢想國師年譜の傳ふるところに依れば、天龍寺の創建は、夢想が後醍醐天皇を御夢に見奉り、これを原因として高氏直義に慫慂して落成さするに至つたとの事である。而も此工事に在りては北朝の公卿にも反對あり、ことに叡山は極度に憤激した。叡山は鎭護皇國を以て自負して居る。若し諒解なくして京都の地に他宗が建塔造寺の營みをなせば、これを燒拂ひこれを破壞する。山僧の威は屢ば皇上の宸念をすら煩はし奉つて居る。一種の特權を使等された氣がするのである。其陳狀のうち夢想（疎石）に對しては、

（前略）今如二疎石法師行跡一者、食レ柱蠧害、射レ人含沙也。亡國之先兆大敎之陵夷、莫レ甚二於此一何以道レ諸、纔叩二其端一晤學二西來之宗旨一、漫破二東漸之佛法一、守レ之者蒙レ瓷向レ壁、信レ之者緘レ石爲レ金、其愚心皆如レ斯矣、加旃、移二皇居之遺基一爲二人處之栖界一、何不レ傷哉。三朝禮儀之明堂云揖爲二野干爭尸之地一、八宗論談之梵席永絕替二鬼神暢舌之聲一（中略）嗚呼人家漸爲レ寺古賢悲而戒レ之、矧於二皇居一哉、聞說岩栖磵飲大忘二人世一道人之幽趣也。疎石獨背レ之、山レ節藻レ梲自安二居所一俗士之奢侈也。疎石倘過レ之、韜レ光掩レ門何異二踰レ墻之人一、垂レ手入レ鄽宛同二執鞭之士一、天下言レ之嗽レ口山上聞レ之洗レ耳處、剩令催二臨幸之粧一、將レ副二供養之儀一、因レ玆三千學侶忽爲二雷同一、一紙表奏果奉レ驚二天聽一、於レ是有二勅答一云、天龍寺供養事非二叡重勅願供養一、准二據當寺一奉レ爲二後醍醐天皇御菩提一被二建立一訖。而追善御佛事武家申行之間、爲二御聽聞一密々可レ有二臨幸一歟之由、所レ有二其沙汰一也。山門訴申何篇哉云々、就二綸宣一訪二往事一、捨レ元務レ末非二明王之至德一、輕レ正重レ邪豈佛意所レ敢乎（下略）

と痛烈に攻撃し、また山門より奈良の興福寺に致した牒狀中には、

（上略）就二天龍寺供養之儀一、此間山門及二再往之訟一、今月十四日院宣云、今度儀非二勅命一云々、仍休二欝訴一属二靜謐一之處勅言忽有二表裏一、供養殊增二嚴重一（中略）先被レ放二疎石於遠島一於二禪院一者、不レ限二天龍一寺一、洛中洛外大小寺院悉以破却レ之、永掃二達磨宗之蹤跡一宜レ開二正法輪之弘通一（下略）

とありて此太平記の文は、他の史證と照して要領を得たものであり、文體また當時の僧侶の手になることを髣髴せしめて居る。さうして經緯も右の內容通りであつた。此文書は落慶式の後恐らく二十數年後に發見されたものであらう。それで太平記は結局天龍寺の落慶式の翌日に「御結緣の爲に兩上皇御幸なる」ことゝなつたことを明らかにし、尙此事について「此天龍寺供養の事について、山門强ちに嗷訴を致し、遂に勅會の儀を中止めつる事直事に非ず、如何樣眞俗共に憍慢の心あるに依て、天魔波旬の伺ふ處あるにやと、人皆是を怪みけるが、果して此寺二十餘年の中に、二度まで燒けゝるこそ

不思議なれ」と批評して居るのは此寺の創立を、決して後醍醐天皇の御爲めと稱するは眞實性に缺くるところありと見て居るのであり、且つ此記事は倒叙して二十餘年或は三十年前の事を記して居ることが分る、卽ち天龍寺落慶式と供養の經緯についてのことは、二十餘年或は三十年後に書かれたものであつて、太平記は他にも追記したり部分的に挿入したりしたことのあるのを證明するものである。奏狀には「准㆓據當寺㆒奉㆑爲㆓後醍醐天皇御菩提㆒被㆓建立㆒訖」とありて、後醍醐天皇の御供養は諸寺諸山に於て之を行はれ、禪院も亦一段の光りを添ふべく、畫策されたものである。

以上叡山の苦情にもかゝはらず、夢想は天龍寺を落成させたが、叡山の行動に對して一喝した。

法弱魔强供養成　壇那外護出㆓常情㆒　龜山背上天龍睡　猿狙三千呼不㆑驚

渠れの思ひ上つた態度見るべきである。卽ち前述の通り、高氏の思想の片影には夢想があると斷定し得る以上、此頌は武力禮讃以外の何物でもなく、猿狙三千と罵られた叡山は、建武中興以前より少からず南朝に誠を致して居る。天臺眞言は京都中心に發生し、五畿内を中心に發達して居る。勿論古く皇室の恩澤に依るところである。然るに當時の禪は鎌倉に根を張り武家の庇護に依つて發達したものである。ことに宗風として闊達簡素、關東武人の豪古な氣質と一脈直ちに相通ずるに易い。從つてこれは武家に賴る一方、宗門擴張に際しても天臺眞言に當る必用から見て、時代權勢の威武者と提携するは當然でなければならぬ。

ことに夢想は自然の立場上持明院統に傾かなければならなかつた。夢想は佛國々師の弟子中の出色である。佛國々師高峰顯日は初め聖一國師に師事し、後鎌倉に佛光禪師の彈可を受けた人、後嵯峨天皇の皇子、後深草天皇の皇兄に當らせられ、那須雲岩寺に居して禪蓮法味溢れたといはれる。聖一國師とは後深草天皇の第二皇子伏見帝から授けられた國師號である。佛國々師との關係を思はせる。佛國々師の雲岩寺所在地は下野國奈須郡須賀川村大字雲岩寺であつて、足利一族發詳の國として最も威令の行はれたるところ、多少の變化はあつても宇都宮芳賀等は其下に在つて活躍したものである。か

た〳〵あらゆる條件は、此地に關係あるものとして武家方たらしめたことは自然の數であり、まして武家方の尊信をあつめた禪院として、且つその法系は持明院統の關係深しと思はるゝ以上、此夢想が高氏の爲めに粉骨するのは當然である。建武二年夢想の國師號を後醍醐天皇より賜はつた外、正平二年(貞和三年)の正覺國師、正平六年(觀應二年)の心宗國師、正平十三年(延文三年)の普濟國師、文中元年(應安五年)の玄猷國師も悉く北朝方から得たものである。此事のみを以てしても如何に夢想が、國體の上に明徴性を缺いて居たかといふことが分る。渠れは所詮人類平等觀の上に立つた舊染を脱せぬ佛法一途の人であり、我民族の理想を考へなかつた名聞苦しき僧にすぎなかつた。

此夢想の選んだ天龍寺の地はかたじけなくも後嵯峨龜山兩上皇の仙宮となり、後醍醐天皇も永く御起居遊ばされた所、取分け龜山天皇の御納骨の法華堂もある。此處の宮址を改め此所に造寺建塔の營みをすることは、所謂叡山上奏の、

　加旃移皇居之遺基爲人處之棲界、何不傷哉、三朝禮儀之明堂云捐爲野干窟戸之地、八宗論談之梵席永絶替鬼神暢舌之聲(中略)嗚呼人家瀰爲寺古賢悲而戒之、剰於皇居哉

とある通り、聖蹟を破壞し淨境を汚すことであつて、國體觀念の上から見て、叡山では王法爲本の骨髓を喝破し盡して居る。古今を通じて聖蹟の破壞を爲し、又は許可するものありとすれば、口に正義を唱へても、獸心不逞の徒でありとする民族的一大觀念を、佛教徒にして尚且つ大聲疾呼して居るのである。而も叡山の眼に映じた夢想の爲人は、

　道人の幽趣を知らず、俗士の奢侈に甘じ――韜光掩門何異論墻之人、垂手入鄽宛同執鞭之士、

であると、僧にして尚且つ俗習に塗るゝことを喜ぶものと罵倒して居る。これに對して夢想は、

　壇那外護出常情　　龜山背上天龍睡

と聖蹟破壞淨境汚穢を以て得意として居る。壇那の外護、即ち高氏の援護は人生普通の情に依るものであつて、別意ある譯ではない。聖蹟がどうとか淨境がどうとかお前達が云つても、嚴然たる供養の事實はどうすることもできまい。その謂

ふ聖蹟が何だ。見ろ公家の力を壓し、武家の威力は嚴然と堂塔伽藍に表現されて居るではないが、聖蹟が龜なら武家は天龍であつて、その龜の背に悠然と天龍は踞つて居るのだ――といふ程の意味である。卽ち皇室を地上の龜として之を壓し武家を天上の龍として其背上に跨ると稱する。下偕上玆に至つて極まる。なるほど日本國體の食レ柱蠹寄射レ人含沙であり渠れの行爲と思想は軈て亡國之先兆大敎之陵夷と推斷され、さうしてそれは事實となりて現はれた。高氏の上に顯現された。室町時代、それは流血から流血への連續であつた。天皇の國日本の姿は寧日なく鬼畜横行其の物である。知らずに爲ても恐縮すべきであるのに、意識し且つ矜りとして聖蹟を破壞する。高氏の徒ならざるかぎり日本人にはあり得べからざることである。若し此一句を妙見の顯現として龜蛇と解する徒があつたら、臨濟禪の面汚しである。

右の行爲が示すとほり、高氏の異體同心であり、其思想其信仰の指標者である夢想は、皇室尊崇の觀念は事實に於てはなかつたのである。文書の上には如何やうにでも飾ることが出來ても、其行爲の根本が不逞である以上、渠れの哲學的方面は不正不純の一語に盡きて居る。而してこれを實際に表現化し行爲の上に明らかにしたのは高氏である。つまり夢想は裏であり高氏は表である。渠れ高氏を目して信仰の人といひ或は明智の人といふのは、立場上國家の最高者なるべきものが、公を忘れて私の都合に終始し、日本國體といふ最高層の哲學の上に據點を置くべきことを忘れたものである。渠れに對する觀點を何れに置くべきかを知らざるものである。日本に生を享けたるものにして、國體といふ最高層の哲學史觀の上に據點を置かないものがありとすれば、それ以下の私的行爲が千萬立派に見えても、公事を私事で僞裝するものであつて、皇民たるの資格はないのである。

我等は總て國家の最高層に立ちて、號令する立場に在つたものに對しては、國體觀念と民族理想の上からのみ論評し檢討しなければならぬ。從つて反國體觀念反民族理想の徒にして、自己中心に行動するものがありとすれば、徹底的に排撃し滅却させなければならぬのである。

臥雲日件錄は、高氏は吉書初めに「天下政道不レ可レ有レ私」と書したと傳へて居る。もとより阿諛の言信ずるに足らぬが、若し事實とすれば天下の政道を已れに在りとし、眼中皇室あることを知らざるものである。高氏は大度、人心を服せしめたとあるが、それは多くの場合賂はすに利を以てするのである。而も其利は、武人には土地を以てし信仰上土地的勢力ある寺家には堂塔伽藍を以てする。中にも土地の處分は朝廷に於てこれを行はせらるゝのであるが、建武中興當時は、武家政治の覆滅に依りて紛雜極りなく、其處分は事容易でなかつた。併し朝廷の中興政治は此點が最も大事であり、此處分の力と指示方法とは緊要中の緊要事である。いはゞ經濟上土地の處分權を手に收めたといふ事は、千里の野に離した虎を檻に收め得たと同樣、殆んど朝廷の手を離れて、源平兩氏に依つて徹底的に壟斷されて居たのが、恢復したのであるからその措置については嚴重に注意されたのである。勿論此際は諸事空前の紛雜を來して居る。意味もなく收公された土地もあらう。當知行の不平もあらう。安堵の望み叶はず恩賞の沙汰不行屆きのこともあらう。併し上層の立場に在るものは、此時こそ私利私慾を去りて、協力一致しなければならぬのであるのに、自己先づ不平を抱き而も不平の徒を呼合し或は呼懸けるとすれば言語同斷といはねばならぬ。此不平について神皇正統記には、

> 大かたおのれ一身は恩にほこるとも、萬人のうらみを殘すべき事をば、など顧みざらむ。君は萬姓の主にてましませばかぎりある地をもちて、かぎりなき人に分たせ給はむことは推しても量り奉るべし。もし一國づゝをのぞまば六十六人にて皆ふさがりなむ。一郡づゝといふとも、日本は五百九十四郡こそあれ、五百九十四人はよろこぶとも、千萬人の人はよろこばじ、いはんや日本の半をこころざし、みながらのぞまば、帝王はいづくをしらせ給ふべきか。

といひ或は「このごろのことわざには、一度軍にかけあひ、或は家の子郎從節に死ぬるたぐひもあれば、我功に置きては日本國をたまへ、もしは半國をたまはりても足るべからずと申すめる」と嘆いて居る。更に

> およそ王土にはらまれて、忠をいたし命をすつるは人臣の道なり。必らずこれを身の高名と思ふべきにあらず、しかれ

ども後の人をはげまし、その跡をあはれみて賞せらるゝは、君の御政なり。下として勢ひ爭ひ申すべきにあらぬにや、と人臣の分を明らかに示し、且つ土地の配分は武家の勝手にできぬことを國體の上から喝破して居る。然るに高氏は、戰場に於て賊徒に賞として臨機に土地を配分して居る。國憲を紊り不逞を働くことこれより甚だしきはない。君の御許しなくして國の土地を部下に授ける。自分の勝手に擁立した持明院統の方々の仰言を作りあげて、綸旨と稱し錦旗を飜して賊徒を眩惑する。眩惑させらるゝ賊徒の無知もさることながら、我れこそ天下の將軍と豪嘯する高氏こそ、眞に日本の食ㇾ杜蠧害射ㇾ人含砂でなくして何であらう。渠れを禮讃する武家は渠等また不可彫之朽木不可塗之糞土、精神的には非國民中の非國民である。たまく僧侶であらうが公卿であらうが、渠れに迎合するものは、悉く曲學阿世の徒たらざれば、邪智侫奸の徒のみである。渠等の忠義といふ事は高氏に粉骨碎身することである。さうして其盡忠の目的は物的褒賞以外の何物でもない。かうして上下交征利、國内沸鼎血の雨の降續くのは當然でなければならぬ。

征西將軍懷良親王に對して吉野より

（五條文書）

九州事任㆓先度綸旨㆒可㆘令ㇾ申㆓沙汰㆒給㆖之由天氣所ㇾ候也仍執達如ㇾ件

（興國元年）六月廿九日　　　次官朝任

謹上　勘解由次官殿

（同上）

（裏端書）

四條中納言殿

以㆓長廣㆒被ㇾ申之趣委細披露候了九州事被ㇾ委‐任‐申㆓征西將軍㆒之上者毎事只以㆓令旨㆒有ㇾ計㆓御下知㆒之條不ㇾ可ㇾ有㆓子細㆒候歟且直奏事不ㇾ可ㇾ及㆓沙汰㆒之由被ㇾ下㆓綸旨㆒候遼遠之堺於㆓兩方㆒及㆓御沙汰㆒者毎事可ㇾ爲㆓違亂之基㆒候聊相勞事

候之間不レ及ニ委細ー併仰ー含ニ長廣ー候謹言

六月廿九日　　　隆資（花押）

勘解由次官殿

以上の通り九州の事は征西將軍の御沙汰に任せられてあるにも係はらず、征西府としては新に起る沙汰について、決してこれを漫りにされず、海路遙かに九州の空から、吉野に御伺ひの上で取極められたのである。從つて諸事遲滯するところがあるので、勤王無比と稱せられた惠良惟澄ですら不平を唱へて、進退の上に及ばうとしたほどである。これは周圍の關係や賜賞の厚薄などを考へなければならぬので、咄嗟の間に沙汰遊ばされないのが當然である。然るに高氏等は、今日ありて明日なき命といふ武家一流の單純な觀念から、專ら拙速主義で他の土地を奪ひ、御託しになりもしない天皇の土地を、片端から處分する。同じ九州のうちに例をあぐれば、

（大鳥居文書）一色範氏觀應元年―正平五年―寄進狀

寄進天滿宮安樂寺和歌所肥前國鳥屋村內田地捌町（岩光七郎入道跡）同國山浦內田地伍町（除承天寺寄進以下）豐後國球珠郡飯田鄕內加曲村田地拾町（古庄下野權守跡）同國大肥庄吉武小犬丸名田地漆町（畠地以下可依田數）地頭職事

とあるのは、一色範氏が筑後の岩田の土地を和歌所に寄進したところが、其土地は生福寺の所有であつたからこれを改めて、同じ筑後の三瀦庄內其他の土地を寄進し直した。然るに其所も亦間違つて居たので更に改めて如上肥前國鳥屋村內其他を寄進し直したのである。拙速とも輕率ともいふべき言葉がないが、要するに渠等も亦高氏の顰みにならふものであつて、その俑をなすものは高氏であらねばならぬ。

梅松論に依れば、中先代討伐の時、遠江の橋本で阿保丹後守が、

入海を渡して合戰を致し、敵を追散して其身疵を蒙る間、御感の餘に其賞として、家督安保左衞門入道道潭が跡を拜

領せしむ。之を見る輩命を捨てん事忘れてぞ勇み戰ふ。

斯くて高氏兄弟は鎌倉に討入り、相模次郎を走らし「京都より供奉の輩は勳功の賞に預る事を悅び、又先代與力の輩は死罪流刑を宥められける」處置をした。此時勅使中院藏人頭中將具光朝臣下着し

今度東國の逆浪速に靜謐する事、叡感再三なり。但軍兵の賞に於ては、京都に於て綸旨を以て宛行ふべきなり。先づ早々に皈洛あるべしとなり。（中略）今度兩大將に供奉の人々には、信濃常陸の缺所を、勳功の賞に充行はるゝ所に、

義貞の討手の大將として關東へ下向の由風聞しける間、先づ義貞の分國上野の守護職を上杉武庫禪門に任ぜらる。

と殊更の勅命を下されたのであるが、高氏は命に背いて上洛しなかつた。其上洛しなかつたことについて、直義が諫止したと稱して居るが、併し考察するに、それは一端の曲筆であつて、事實は護良親王を直義が討果し奉つたといふことゝ、更に直接の原因としては、如上の通り勝手に行賞をなした下僭上に對し、朝廷では、軍兵の賞に於ては、京都に於て綸旨を以て宛行ふと御達しになつたのであるから、恐縮措くところを知らず、さればと云つて、京都より供奉の輩は勳功の賞に預る事を悅ぶとある以上、阿保丹後守の他多數の者に土地配分の處置をして居るに違ひないのであるから、渠等に對して綸命の趣きを傳へて、これを取消し、今更其喜びを裏切ることは出來ない。茲にどうすることも出來ない矛盾撞著の立場になり、而も配分の土地は缺乏して來たので、遂には新田家の領國上野を橫領して終つたのである。太平記には、此間の事情を一層詳しく記して居る卽ち「去程に、足利宰相高氏卿は相模次郎時行を退治して、東國纔て靜謐しぬれば、勅約の上は何の仔細か有るべきとて、未だ宣旨をも下されざるに、押して足利征夷將軍とぞ申しける。東八箇國の管領の事は、勅許ありし事なればとて、今度箱根相模川にて合戰の時、忠ある輩に恩賞を行はる。」とある迄は勅使下向前の事情であつて、次に「先立て新田の一族共、拜領したる東國の所領共を悉く闕所に成して、給人をぞ附けられける。」とあるのは、勅使具光皈京後のことであつて、毒を喰はゞ皿までといふ逆賊の本性をあらはすことになつたのである。事情の前後は正に

其通りであつた。

なほ梅松論に依れば、高氏は竹の下の戰ひに於て、

敵數百人討取る間御感に堪ずして、武藏の太田の庄を小山常犬丸に充行はる。これは由緒の地なり。又常陸の關の郡を結城に充行はる。今度戰場の御下文始めなり。之を見聞く輩、命を忘れ死を爭ひて勇み戰はむ事を思はぬ者ぞなかりける。香餌の下には懸魚あり、重賞の所には勇士ありといふ本文是なりけりと覺えし、

とあつて、我慾の賊徒を釣る慣用手段である。たとひ自分の料所でも、これを處分する場合は一々朝廷の允許を受けなければならぬ。併し高氏は左樣なことは一切かまはないのである。

更に皇室に對して思ひ上つた態度は、夢想の罵倒の上に證されて居るが、今川了俊あたりは最も露骨に、天下は武家のもの四海は擧げて足利の上にありと豪語して居る。卽ち、

（禰寢文書）

（上略）氏久御同心の時もかの下にて面々御忠をいたされ候へは無念候みな／＼日本國地頭御家人たちは弓矢の將軍をいたゞき申され候て家を立らるへく候に私に或は守護人或はつよきに付て御ふるまいは無念候へく候（下略）

（同上）

改年吉事舊候了抑面々御事及ニ度々一令レ申候處未レ承候失ニ本意一候日本國事於レ今は將軍家御世候處九州計相殘候（中略）今度御參候者以ニ薩州闕所以下一爲ニ料所一面々に可ニ預申一候（下略）

とは僭上眞に極まるといふべきである。日本國事於レ今は將軍家御世候と放言して居る。此放言こそ、明らかに皇室を蔑にした言語同斷の思想の告白である。正理を曲げて邪慾の力を禮讃する。眞に恐るべく眞に惡むべき思想である。今日の赤魔以上の毒針である。而して此思想は上好むところ下これにならう。卽ち下にして尙此放言あり、高氏等の思想の流れの

反映でなくして何であらう。

然らば高氏は、自己の擁立利用した持明院統の方々を大事にしたかといへば決してさうでない。夢想の語録などには尤もらしいことが數々ならべてあるが、高氏は自己以外を顧みるものではない。持明院統とは、大楠公の赤坂城攻に參加した時から關係が結ばれたのであるが、以來その方々を巧みに利用したにすぎないのである。其史證は、正平六年十月高氏は後村上天皇に皈順し、正平の正朔を奉ずることゝなつた。當然持明院統の方々は權力停止である。次で吉野の奧に憂欝の日を送り給ふの外はなくなつた。いはゞ高氏の爲め利用し盡された揚句、押込られ給ふことゝなつた。高氏は自分の都合で、天皇に皈順し、それまで唯一無二と奉戴した持明院統の方々を、必然的な運命におちいり給ふことを知りながら、其儘京都に放置し奉つたのである。而も其子の義詮はまた持明院統の廣義門院に政務を執らせ、遂に崇光帝の弟彌仁王を擁立、即ち後光嚴帝と稱する。公賢は衰世も亦極ると嘆いて居る。玆に至つて渠れの反逆思想の如何に露骨であり、不義の富貴をもとむる以外、武士的耻もなければ倫理觀念も缺如して居たことが分るのである。此時以外の行動についてさまざまに庇護し辯解するものがありとしても、此一事に至つて渠れの全貌は赤裸にされたのである。渠れは決して眼中に皇室もなければ人間的良心もない。私利私慾唯醜惡にして陋劣な獸心の持主以外の何物でもあり得ない。如斯して渠れが尙武士たり得るとするならば、日本の武士道は淺間敷かぎりといはなければならぬ。勝手に擁立し勝手に放置し、また勝手に擁立する。其所には利用と奔弄以外の何物もないではないか、而も倘源氏の長者であると云ふに至つては云ふべき言葉を知らない。太平記は日本朝敵事のうちに高氏を數へて、而も渠れの人臣の分を紊すことを明らかにして居る。

されば高氏卿も此春東八箇國の大勢を率して上洛し給ひしかども、一向朝敵たりしかば、此度は先非を悔いて一方の皇統を立申して、征罰を院宣に任せられしかば、威勢の上に一の理出來て、大功乍ちに成らんずらんと人皆色代申しけり。

と理ならぬ理を立て勝手に振舞ふことを指示して居る。此時は天下の事擧げて天皇直接の御政治であつて、院政宣旨は全

然用をなす道理がないのである。高氏の欺瞞は其所に在つたのである。日本國のあらん限り、繼體の君は上御一人、神意に依りて授けらるゝ三種の御寶を帶び給ふところにある。皇統もとより畏し、併しながら神意繼體神器繼承の實なきところに皇氏の尊信はあり得べきでない。天子といひ上御一人と崇め奉るは其所に在る。皇室の尊嚴性は其點に在りて存する。此萬代不易の眞理の前に、天孫民族の矜りと希望はある。高氏若くば世間渠れに類似の輩は、不逞をなす上に於て欺瞞手段を弄して止まぬ。耳を掩うて鈴を盗むものでなくして何であらう。

梅松論には、

「凡下として天下の位を定め奉る事を知ず」

といひながら、實は其企てをしたのは高氏輩ではないか、而も夢想國師談議以下は、渠輩の下僭上を問ふに落ちず語るに落ちたるものであり、また僭とは斯うまで阿諛諂佞なものかといふことを知る以外、讀むに堪へないものである。

大凡國を盗むといふことは土地を盗むことより始まる。土地は勢力扶植の根源であり朋黨比周の鐵鎖である。不逞の覇者がこれを得れば榮えこれを失へば滅ぶる。さうして後醍醐天皇の最も宸念遊ばされた其土地を、高氏は盗み奉つて朋黨比周の鐵鎖を作り、勢力扶植の根源となし、進んで人を盗まんとしたのである。併し高氏の土地支配の權力は渠れ在世の時から既に觀念的にも實際的にも遲緩し、幕府の威令行はれず、武力の分解作用は隨所に行はれ、增長慢の思想は次第に發達して、遂に切取强盗の戰國時代を描き出したのである。但し高氏は朝廷から一旦土地は盗んでも、其人、卽ち日本人は盗み得なかつた。たま〳〵渠れの盗み得たものは、泛ひ廻る萍の衆愚か國體觀念の喪失した徒輩であつた。謂はゞ高氏は路傍に悪を盗んで高所に善を棄てたのである。其善は當時粟粒のやうに小さく見えたが、漸くに成長して今日の淸く正しき天皇の世を築き上げたのである。漫然たる事實のみを以てする哲學史觀は悪魔主義である。我等は事實以前に國體と民族を見なければならぬ。梅松論は其意味に於て日本の唯一罪悪史としてのみ存在が容さるゝ。（八月廿日）

北畠親房卿と正統論

―神皇正統記研究の方法と其實例―

東京帝國大學文學部副手　關　敦

今日見る神皇正統記は、准后北畠親房が、延元四年の秋、後醍醐天皇崩御の後、後村上天皇御踐祚の際に當つて、常陸は筑波山の麓小田の地、その眇たる平城の一隅にあつて、群なす足利の凶徒と日夜苦戰辛慘の只中、悲涙を拂ひ筆を執つて書き續けたものに、後、興國四年更に多少の修訂を加へたものが、幸にも展轉書寫せられて今に存するものである。既にあまねく知悉されてゐる事とは言へ、其の思想と內容とを史料的見地から考へてゆく爲には、一應本書述作の由來と使命とは尋ねてみる必要があり、それには更に遡つて、すこしく親房卿が生涯の一端にも觸れてゆかなければならない。

一、

卿は、伏見天皇の永仁元年、由緒ある村上源氏の一流である北畠の家に生れた。而して其の前半生は、後醍醐天皇の皇子で、卿の養君たりし太宰帥世良親王の薨去に御供し、即日落飾遁世した元德二年までを其の時期とする。そしてそれは

「和漢ノ稽古ヲ宗トシ報國ノ忠節ヲ先トスル誠」を篤く守つてきた一家の傳統のまに〳〵、ひたすら、朝廷の萬般の公事に奉仕してきた太平なる二十餘年の歲月であつた。その左少辨に進んで、八座七辨の中に名を加へたのは德治元年、卿が十四歲の時である。十六歲にして早くも公卿の列に入つてから、檢非違使別當、中納言などを經て、正中元年三十二歲の壯年を以て正二位大納言に任じ、父祖數代の先例に超勝するの榮進を見せた。既に淳和奬學兩院の別當を兼ねては名實共に源氏の公卿第一の譽を得たわけである。この顯官への目覺ましい昇進は、人材を拔擢し給ふた聖代の、銳意勵精治をはかり給へる時運にもよる事ではあるが、その簡拔を忝うした卿の英偉秀敏は蔽ふことが出來ない。しかるに元德二年九月十七日、かりそめの御事の重らせ給ふて、世良親王にはいとあへなく薨去になつたのである。かねてより其の御輔導に渾身を捧げまつゝて來た卿は、哀痛の極み我が世盡きぬる心地して、即日出家して世に思ひを絕つた。これ一に親王に殉じ奉るの誠忠によるものであり、兼ねて父祖歷代の芳躅を繼いだものでもあつた。

二、

元德二年の翌年は即ち元弘元年、その八月二十二日幕府の兵馬急に京都に入つた。さても二十四日夜の闇きに紛れてあわたゞしく、後醍醐天皇笠置の方へ御遷幸あるや、世に所謂元弘の大變は勃發したのであるが、それは同時に、建武中興の大業への聖なる苦難の烽火でもあつた。抑々　天皇が日本中興の雄偉なる御理想は、もと御父君　後宇多天皇の聖慮を繼承し給ふ所であつて、文保御踐祚の時に早くも之を拜察する所であり、次いで正中元年既に其の光芒を現はし、祕策惜しくも幕府の探知する所となつて一旦挫折したが、乍併其の倒幕の大事に於いては、由來する所はるかに遠く、剛邁なる御叡慮牢固として拔くべくもなかつた。見るべし、笠置山の御落城から平等院への入御を經て、恐れ多くも六波羅に車駕を促し奉れる忌憚なき幕府の不忠不義に對しても、御叡慮いさゝかも動じ給ふ事なく、はては隱岐への御播遷に、長くも

辛慘つぶさに嘗め、艱苦御身に徹して味はひ給ひしにも拘らず、御素意終に屈し給はなかつたではないか。御悲運極まれる此の元弘二年八月、親しく宸翰を染めて、出雲の鰐淵寺に納め給ひし御願文を拜する時、儼然として元弘二年の號を用ゐ給ひし御志は、其の雄渾壯麗な御筆蹟と相まつて、御叡慮なほ確乎不拔、少しの退屈挫折もなし給はざるを知る。此の英偉不撓の大御心を拜したればこそ、天下忠義の士一時に立つて義旗を擧げ續けたのである。金剛千早城の孤城に楠公の據るあれば、續いて上野に新田公義旗を飜へし、伯耆船上山には名和公聖駕を迎へて立つあり、かくして元弘三年五月、さしも基礎未だ强固たりし鎌倉幕府も、東西殆んど時を同うして符契を合するが如くに倒れたのである。

北條氏討伐の大業が成就して、王政再び復古した其の年、元弘三年十月、卿の嫡男にして僅か十六歳の參議右近衞中將源顯家は、「公家已ニ一統シヌ、文武ノ道二ナルベカラス、昔ハ皇子皇孫若ハ執政ノ大臣ノ子孫ノミコソ多ハ軍の大將ニモサヽレシカ、今日ヨリ武ヲ兼テ藩屛タルベシ」（正統記）といふ　勅諚を蒙り、陸奧守に任じ、皇子義良親王を奉じて東奧鎭撫の重責を負ふて下向するのであるが、保暦間記に「父子共ニ下サル」と見え、出家以來卿の消息は再び史上に浮び出るのである。四圍の狀勢を察すれば、花々しく政局の表面にこそ現はれずとするも、顯家を陰に陽に輔佐すべき爲の同行東下である事疑ふべくもない。東奧の藩鎭として、且又關東の足利を背後から監視しつゝ、陸奧の國衙は、武家の故實を斟酌して邊鄙事繁き成敗に非常の功を立てつゝあつた。丁度其の際、時あたかも建武二年の歲暮、高氏鎌倉に據つて謀叛するや、顯家は陸奧の大軍を率ゐ、親王を奉じ父親房を伴つて西上し、先づ鎌倉に迫り、次いで高氏を追つて京都へと長驅千里、一旦京都を占領した高氏をして遠く九州に走らせた功績は、その大半を陸奧の軍勢の偉功に歸すべきであらう。高氏再び鎭西から海陸並び進んで東上するや、攝津湊川の激戰に、楠公をして終に花と散らしめてからは、利を失つた官軍はひた押しに押され、天皇には再び北嶺に御遷幸あるのであるが、それからは一張一弛、六月名和公も亦戰死して、官軍の敗退漸く著しいものがある。十月、一旦高氏の僞降を御許容あつて京都花山院に還幸あつた　後醍醐天皇は、終に御素

意の末を達せらるべく、其の年の暮吉野の行宮に御遷幸あつたのである。卿はそれに先立つて秋の頃、ひそかに子息顯信を伴つて伊勢の國に下向したもの丶如く、それには多分に重大なる政治的目的が含まれてゐた。抑々神宮には代々無類の勤王祠官の輩出するあつて、彼等と早くから御連絡あつた　天皇には、今度深く思召賴む御叡慮から、特に重臣北畠の下向を御命令ありしものと考へられ、兼ねて又他面には、吉野に正統を護り給ふべき遠慮大策を祕めての下向でもあつたと推定したい。これは實に吉野に都し給ふ事五十有餘年の御艱難の發端であり、世に所謂南朝或は又南方南山の稱呼を普及せしめたる歴史の起りであり、殊には卿こそ其の獻策の有力な一人と思考せられるから、旁々少しく詳說してみよう。

太平記によれば、吉野への御遷幸は事突然に出で、唯一人祗候して居た刑部大輔景繁の獻策に出づるといふ。しかし事は豫め以前から計畫されてゐたものでなくてはならない。猶ほ又、天皇が京都御還幸の時、義貞は春宮を奉じて北國に下向、洞院實世之に供奉し、宗良親王には遠江國に向はせられ、中にも年代には多少の誤りがあるが阿曾宮山臥の御姿にて吉野の奧へ忍ばせ給ふといひ、四條隆資紀伊へ入り、三條師基、中院定平等河內國へ隱るとの說は、最も注意すべき事柄であらう。外宮禰宜目安案といふものによれば、

最初山門沒落之後、神宮へ北畠入道殿同御子息源少將殿爲二大將軍一、玉丸城以下所々構レ之、

とあり、此の事は、主上京都御還幸と相前後する頃と推考せられる。伊勢に於ける卿は、それより國々へ廻文を下したが勿論諸國義兵の催促であらう。南狩遺文には軍勢催促狀、及び十二月二十一日付(延元元年)の光明寺に對する祈禱の請狀を載せてあるが、この日こそは　天皇吉野御遷幸の當日ではないか。さてこそ保曆間記に、十一月顯信伊勢に義兵を起し、內々使を花山院にまいらせて御潛幸を奏進した、とあるものを參考して、其の間に何かしら密接な有機的な連關があつた事が感ぜられはしないか。南山巡狩錄に、「楠正成を笠置より召されける事も、今更又花山院より直によしの山にいらせ給ひし事も、みな俊基のかねて探置けるゆへ、右のごとくはからひ給ひしならん。かねての謀もなく吉野山に行幸し給へきゆ

へなかるべし」と言へるは、誠に大草公弼の卓見と稱すべきであるが、しかも此の度の一擧が、北畠父子の計策に出で、近くは外宮の祠官、遠くは全國の官軍との間に、周密な連絡と統率とを持たなかつたならば、到底實現出來なかつたであらう。其の間の事情を暗示するものは、延元元年十二月二十五日顯家に南狩を告げ給へる、勅書の末尾に、

大納言入道居ニ住勢州一定委仰遣之歟」とあるもの、及び卿から結城宗廣への書狀に、

抑々主上出ニ御京都一幸ニ河内東條一卽又復御ニ吉野一爲レ被レ果ニ御願一可レ幸ニ勢州一之由被レ仰候也、天下興復不レ可レ有レ程、愚身於ニ勢州一廻ニ逆徒靜謐之計一可レ待ニ申臨幸一候、

とあるものがそれを示す。かくの如く特に吉野が撰定せられたのは、蓋し大和伊勢紀伊の地が早く俊基によつて踏査せられた所であり、又元弘建武の頃には大塔宮其の他に御足跡あまねく計略を廻らされ、多くの宮方の根據地盤である事、一方之を地理的に考へて、東は伊勢から尾張に通じてはるかに東國に續き、西は紀伊より遠く四國九州にまでのびてゐるし、しかも山は高く谷深く、吉野はそれ自ら天然の要害でもあつたからであらう。

扨て思へば、時勢は卿が現世を捨てた元德以來流轉激變の相に終始して來た。北條氏の滅亡と建武の中興、それもわづか二年にして足利高氏謀叛の大變によつて破れ、かくして轉變きはまりなき世運の一治一亂は、如何なる人の心をも多少動搖せしめずには措かなかつたであらう。國歩眞に艱難なりし元弘建武延元にわたる奔湍の只中に、果して卿は如何なる道を歩んで來たであらうか、この期間は、比較的靜隱であつた前半生をうけ、そして後半生のあの波亂重疊たる人生の前提として、最も重大深刻な時の過程と見る事が出來るが、一言にして之を言へば、實は卿の心中唯、君國を思ふの熱情以外何物もなかつたであらう。この際、或は一身の功利打算に走り、或は無常厭離の道心を固めたに相違ない一群の人々と決然袂を分つて、卿はこの不安動搖の中からこそ、更に强く國體への信念と、神道への眞劍な關心とを喚び起して來たのである。延元元年の伊勢下向は、その意味に於いても亦幾多の問題を提起するが、それは暫く措き、今轉じて試みに始め

て倒幕に參じた重臣を顧みれば、先づ日野資朝は早く佐渡に斬られ、俊基葛原岡の露と消えれば、續いて師賢は下總の配所に薨じ、藤房も三諫して、朝廷を去つたと言はれ、剩へ正成長年既に戰死して亡き人の數に入る、聖慮を安んじ奉るべき卿が雙肩の重責は、この頃日を追ひ時を刻んで加はつたのである。其の內、東は陸奥西は鎭西、北は北陸とこの三道よりする京都挾擊の雄策は、延元二年から三年にかけて計畫せられたが、利運未だ至らず、東奥の勇兵を驅つて懸軍千里、所在の凶徒を擊破して長駈京都に迫つた顯家も、惜しい哉五月二十二日和泉石津の戰に二十一歲を最後に忠魂天に歸つたのである。續いて閏七月二日には義貞も亦斯波家經と越前に戰つて美事な最後を遂げた。其の報吉野に傳つた時の、君臣上下の落膽悲痛そも如何ばかりであつたらうか。白山本神皇正統記解說の一節に、平泉先生は次の樣に當時親房卿の心情を說かれた。

> この時である。正にこの失望落膽の時である。我が親房は、既に出家入道した身でありながら、逆賊討滅、王政復古の大任を荷ひ、堂々として政局の正面に現はれ來つた。齡はもはや四十六歲、今日でこそ未だ壯なりとするものゝ、昔に於いては老境とされてゐた。まして賴みに思ふ嫡子に先立たれて、普通の人ならば今こそ出家遁世するところである。偉なるかな親房は、悲淚を拭ひ、珠數を捨て、奮起して國難に赴いた。他に人あれば即ち止む、既に人無き今となつては、我れ起たずんば皇國を如何せむ。正成なく、長年なく、顯家なく、義貞なく、天下の義人悉く倒れたる後に於いて奮起する、まことに大忠大勇の人といはなければならない。

三、

かくて漸くにして、卿の生涯の最後の半生に入るのであるが、それは謀叛亂離の大變に際會し、而も神國を信じて疑はなかつた誠忠無比の老臣が、唯餘命を以て忠義を全うせんと覺悟した苦鬪の人生であつた。辛苦に遭逢するは一經よりし

て起る。その辛苦は、陸奥への船出が思はずも常陸國への漂着となつた事に始まり、それに引續く小田關兩城に於ける間關流寓の六星霜を中にとつて、晩年吉野に在つての挺身の活躍を以て終るのであるが、この奇しき運命の流轉の發端は、正統記の一節髣髴としてこれをよく傳へてゐる。

北國ニ有シ義貞モ度々メサレシカト、ノホリアヘスサセル事ナクシテ空クナリヌ。サテシモ止ムヘキナラストテ陸奥ノ御子又東ヘムカハシメ給テ、左少將顯信朝臣ハ中將ニ轉シ從三位ニ叙シ、陸奥介鎭守將軍ヲ兼テ遣ル。東國ノ官軍悉彼節度ニシタカフヘキ由ヲ仰ラル。(略)七月ノ末ツカタ伊勢ニ越サセ給テ神宮ニ事の由啓シテ御船ヲヨソヒシ、九月ノ始トモツナトカレシ、

舳艫相銜んで海に航し、遠くはろけき大計を荷つたこの舟師は、不幸にも上總の沖で暴風雨に遭ひ、或は遠江に或は安房相模に漂着する船のあつた中に、「風ノマキレニ東國ヲ差シテ、常陸國ナル内ノ海ニツキタル船侍キ」これが卿の船であつた。恐らく卿の一行は陸奥の國府に入る豫定であつたであらう。すなはちその目的は、結城宗廣の献議により卿の之に讃した奥羽計略の大策であつた。奥羽五十四郡を鎭定し得るならば、それは日本國の半ばを掌握する事に外ならない。又それは直ちに幕府の樞要なる前進根據地なる鎌倉を手中に收め、やがて京都を衝くべき兵馬財政の實力を持つ事でもある嘗て顯家が大軍を率ゐて不日西上し、幾度かたてし大義の勳功を思へば論ずる迄もなく明白である。その故に顯家は「東奥之境纔靡二皇化一是乃最初遣レ鎭之效也」と言ひ、「連撰二其人一發二遣西府及東關一若有二遲留一者必有レ噬レ臍悔一歟」と上奏切言申し上げてゐる。

常陸ハ元ヨリ志ス方ナレハ御志有輩斗ニテ義兵强クナリヌ、(正統記)

とにかく卿の漂着は、常陸義軍の中心を形造つた。事實、關伊佐の諸城は小田城を中心として、緊密な强固な連繫を保ちつゝ、常陸一圓の義氣漸く興らんとするのである。賊將高師冬の東下襲來は何よりも雄辯に這般の形勢を語る。師冬は延

元四年の四月京都を發ち、七月には遠江に太平鴨江の諸城を拔き、八月相模に入つて戰捷を鶴岡八幡宮に祈つたが、進んで武藏に越え、いよ〳〵常陸に迫ろの勢を示したのであつた。偶々其の時、御悲運歎きても餘りあり、後醍醐天皇崩御の悲報は突如として傳へられた。正統記にいふ。

サテモ八月十日アマリ六日ニヤ、秋霧ニ侵サレサセ給テカクレマシ〳〵ヌトソキコエシ。ヌルカ中ノ夢ノ世ハ今ニ始ヌナラヒトハ知ナカラ、カス〳〵目ノ前ナル心地シテ老ノ涙モカキアヘネハ、筆ノ跡サヘトヽコホリヌ。

落膽はさる事ながら今はその時ではない。霧深き吉野山、悲涙にくれる寂寞のうち、御歳十二になり給へる皇太子義良親王には正しくこの時、皇統を繼いで天位に登り給ふたのである。今こそ卿以外誰あつて果して　後村上天皇輔弼の大任を全うし得ろ人があるであらうか。闕城書に言ふ。

但爲二先朝之一老一具蒙二慇懃之顧命一殆傍若レ無レ人、於二當代一又有二保護之勞一恐以二一身之安否一可レ被レ測二御運一之叡慮也

と。この大任を荷ひ、この自覺を銘して神皇正統記は著されたのである。

此記者去延元四年秋、爲レ示二或童蒙一所レ馳二老筆一也、旅宿之間不レ蓄二一卷之文書一纔尋二最略皇代記一任二彼篇目一粗勒二子細一畢、其後不レ能二再見一已及二五稔一不レ圖有二展轉書寫之輩一云々、驚而披見之處錯亂多端、癸未秋七月聊加二修治一以レ此可レ爲レ本、以前披見之人莫二嘲哢一耳、

右は白山本靑蓮院本梅小路本など數種異本の跋或は序としてのころところ、前に冒頭に述べた本書成立の顚末である。

四、

すでに大體は明白となつたであらう。「爲示或童蒙」といふのは、卽ち事を憚つての言葉であつて、實に本書は、後村上天皇の御爲に述作せられたるものである。靑蓮院本などに見ろ「此記者北畠大納言親房卿於南方書進後村上院云々」と

いふ應永四年寶位の奧書、或は又、南方紀傳に「延元四年十月五日新帝卽位一品入道親房自常陸國獻神皇正統記」とあるなど、古來よりの說である事がわかる。しからば本書は如何なる內容を有し、如何なる使命を荷ふものであるか。それは本書自らが其の辯明に當るであらう。

本書はその卷頭に宣言して曰く、

大日本者神國也。天祖始基ヲ開キ、日神永ク統ヲ傳へ給フ。我國ノミ此事アリ。異朝ニハ其類無シ、此故ニ神國ト云也

かくも喝破したる神皇正統記は、其の卷末、後醍醐天皇崩御の條に續けて、

昔仲尼ハ獲麟ニ筆ヲ絕トアレハコヽニテトヽマリタク侍レト、神皇正統ノヨコシマナルマシキ理ヲ申述テ素意ノ末ヲモアラハサマシクテ、シキテ記シ付侍也。

と述懷し、今し大統を繼ぎ給へる、後村上天皇の御事に及んで、

今ノ御門又天照太神ヨリ以來ノ正統ヲ受マシ〳〵ヌレハ、此御光ニアラソヒ奉ル物ヤ有ヘキ。

と結ぶ。謹んで思ふ。今都し給ふ所は寂寞たる空山の中、京都より程遠き吉野の行宮である。其處に卽位し給ひし、後村上天皇には寶算僅かに十二歲、未だはかばかしく安民の政道を見そなはすべき御齢ではない。ましてや輔佐の重臣名將殆んど數を盡して亡き今、而して實力に於いて四海を領掌する者は、謀叛の大事を敢てした足利一門の凶徒ではないか。加之、たとへ高氏が恣意の擁立により、從つて三種神器を傳へ給はず、其の意味に於いて僞主にますとは申せ、兎に角京都には延元元年以來光明院が在するのである。時と言ひ所と言ひ人と言ひ、御幼冲の御叡慮にも、如何に淋しく情けなく、思召惑ふ事も亦多いであらう。乍併、叡慮願はくば安んじさせ給へ。陛下こそ紛れもなく天照太神以來の正統を繼ぎ給ひ、正しき禪讓を受けて三器を傳へ給ふた御方である。誰か此の御光に爭ひ奉る者があらうか。恐らくは之卿が熱淚の衷情であつて、卽ち本書の大意その使命とする所である。されば本書は其の理を明かにし、其の法を說くべく史筆をはるか

神代に起し、皇位繼體の正しき次第といはれとを徹上徹下詳述評論し、貫くに天命正理の信念を以て敍し去つたのである
　神代ヨリ正理ニテ受傳ツル謂ヲ宣ヘン事ヲ志テ常ニ聞ユル事ハ載セス。然レハ神皇ノ正統記トヤ名ケ侍ヘキ。
といふもの、本書の中心的命題を表明して遺憾ないのである。

五、

正統記述作の動機をうかゞひ由來を考へ、使命を明かにして終に一篇の眼目に到達したから、いよ〳〵本論に入つて正統論を解明する段となつた。

說明は先づ正統記　光孝天皇の條下から始まる。同所に言ふ。
大方、天皇ノ世繼ヲシルセル文、昔ヨリ今ニ至マテ家々ニアマタアリ、カク注セルモ更ニメツラシカラヌ事ナレト、神代ヨリ繼體正統ノタカハセ給ハヌ一ハシヲ申サム爲也。
とあるが、後醍醐天皇の條には、當時皇太子であられた邦良親王の薨去を敍してから、
　今コソ此天皇ウタカヒナキ繼體ノ正統ニ定ラセ給ヘキカト覺ユレ
と述べてあつて、これは共に相應じ、繼體と正統といふ二つの概念が、根本的に重大な意義を有する事を諒解せしめるものである。それでは繼體とは先づ如何なる意味內容を持つものであらうか。
　抑々皇位の尊嚴と其の繼承の原理とは、皇祖の天壤無窮の　神勅によつて絕對であり、其の本旨のまに〳〵無窮に展開しゆくべきものであつて、すなはち御歷代の　天皇は、これ　皇祖の無窮の延長のその一節にまします。血統上から申せば、正しく一種姓として　皇祖の純正なる血脈を受け繼ぎ給ひ、精神上から言へば、神意を繼承し給ふべきものとする。

天祖ヨリ以來繼體不レ違シテ、唯一種マシマシシ事天竺ニモ其比ナシ。（序論）

或は又、

此國ノ神慮トシテ、皇統一種タヽシクマシマスコト誠ニ是等ノ勅リニ見ヘタリ（瓊々杵尊條）

とは、正にこの事を述べたものである。しからば次に、たとへ一種姓によつて皇位を繼ぎ給ふに於いても、直系相承ぐか或は兄弟相及ぼす事によつて二系より三系にわたるかといふ事が大なる問題であらう。萬世一種の皇統を、確乎平靜の裡に永遠に持續せしめる根本原理は、道理より究論して、まさしく直系相承けて最も嚴重たるにありと言ふ事が出來る。昔は葛野王此の大法を述べて、

我國家之爲レ法也、神代而下仰ニ遵天心一、天心固難レ測矣、以ニ人事一推レ之則當ミ子孫相承以襲ニ天位一、今有ニ先太子一而反欲下以ニ兄弟一相繼上、是亂ニ聖嗣一也。（談評録）

と道破せらたが、卿が皇位繼承の根本を以て繼體の二字にありとしたのも、後述の如く全く同じき精神によるものである。字義を說けば、繼體といふ字は支那に於いても用ゐられ、史記の外戚世家に、

自レ古受命帝王及繼體守文之君、非ニ獨內德茂一也。蓋亦有ニ外戚之助一焉。

と見え、索隱に、「繼體は創業の主に非ずして、是嫡子先帝の正體を繼ぎて立つ者を謂ふ也」と解してあるによつて略々明かである。乍併我國に於いては、言ふ迄もなく　皇祖より一種の御血統不斷不易であつて、革命の亂習ある支那の如く創業の主に對して繼體の主があるのではなく、從つて繼體の意義は更に一段の徹底深刻を加へる事は注意すべき所である。元元集の中に「繼ニ神之體一、居ニ天皇之尊一」といふ言葉が見えるのは、この場合よき說明にならう。（[illegible]）。扨て正統記は景行天皇の皇子日本武尊御早世あつた後、御弟　成務天皇立ち給ひ、其の次に尊の御子　仲哀天皇の繼ぎ給ひし事に就いて此の論に及び、

此天皇ヲ太子トシテ讓マシ〳〵ショリ代ト世トカハレル始也。是ヨリハ世ヲ本トシルシ奉ルヘキ也。

と言ひ、あはせて註記して、

代ト世トハ常ノ義差別ナシ。然ト凡ノ承運トマコトノ繼體トヲ分別セン爲ニ書ワケタリ。但字書ニモ其謂ナキニ非ス。代ハ更ノ義也。世ハ周禮ノ注ニ父死シテ子立ツテ世ト云トアリ。

と斷り、これ以後は世代を併記し、又は代數のみを掲げて皇統を辨別し直系の所在來由を明かにして、皇位の輻輳を一目瞭然たらしめてある事から、皇位繼承の大法が「誠ノ繼體」にあり、その根本義が直系の相續にあるべきは疑ふ餘地がないのである。舒明天皇の御事に就いて、

推古天皇ハ聖德太子ノ御子ニ傳給ハムトヲホシメシケルニヤ。サレト正シキ敏達ノ御孫、欽明ノ嫡曾孫ニマシマス。

と論じて、暗にこれが繼體の本義にかなつた御卽位であつた事を强調してゐることや、猶ほ又、

皇統ニ其人マシマサム時ハ、諸賢王ヲハストモイカテカ望ヲナシ給ヘキ、皇胤絶給ハム時ハ賢ニテ天日嗣ニ備リ給ハム・事則又天ノユルス所也。（繼體天皇紀）

とある事によつて、益々明かである。

繼體――欽明――敏達――押坂彦大兄皇子――舒明
　　　　　　　├用明――聖德太子――山背大兄王
　　　　　　　├推古
　　　　　　　└崇峻

かくの如く、皇位繼承の本義は繼體といふ事にあるのであるから、皇位繼承論は正しく繼體論に集中せらるべきであつて、正統記の性質上からも亦、「凡ノ承運」に就いては特に論をなす意義必要を認めないのである。（但、繼體承運何れの場合に於いても、神器の授受は皇位の印證標識として實に最大の重事であつて、正統記はもとより其の論をなしてゐるが、これは後述する通りである）次に直系相承くると言ふに就いても、若し御兄弟ましまさば、特別の事故と理由なき限り、先づ第一に皇兄を以て繼體の主とすべきは、また大經正理でなければならない。例へば　後二條天皇が御弟　後醍醐天皇を措いて立太子あつた事に就き、

龜山ハ此君ヲスヱ奉ラント思食テ八幡宮ニ告文ヲ納給シカト、一ノ御子サシタルユヘナクテステラレカタキ御事ナリケレハ後二條ソイ給ヘリシ。（後醍醐天皇條）

などとある事から推察に難くない。

右は繼體論に於ける第一義としての大法と原理との總論であるが、此の事は單に御一代の繼體に限らず、これが一つの御流となり、二系以上を事實上現出する樣な時も同樣である。冷泉、圓融兩天皇の御兄弟が、兩流となつてかはる〴〵御卽位あつた事に就いて、

冷泉はこのかみにて御すゑも正統とこそ申べかりしに、（後一條天皇條）

云々とあるによつて全般を推知する事が出來よう。（白山本にはこの一節を闕く）こゝに始めて正統といふ言葉が出てきたが、此の場合「誠ノ繼體」のある所卽ち正統（正流・正系）の存する所であり、「凡ノ承運」のある所言はゞ傍統（傍系）とも名附けらるべきであつて、「二ツヲナラヘテアラソフ時ニコソ傍正ノ疑モアレ」（光孝天皇條）と明示してある如く、兩流互に皇統の繼承を主張して爭ひ給ふ樣な場合があれば、こゝに始めて正系傍系の疑を生じ、其の疑惑を斷ずべく、正統論は必然に擡頭しなければならない道理である。神皇正統記の出現は、かゝる正統論をなすべき古今未曾有の最大危機に

直面したが爲であるとも言ひ得べく、事實鎌倉時代の末期から以來、大覺寺持明院の兩統迭立の風を生じ、漸く兩流皇統の正を主張し給ひ、正統觀念の不明と幕府の干渉による事態の紛糾は、呼ぶに混亂の世相を以てし、延いては倒幕の大業の有力なる一素因ともなつたのである。乍併、かゝる重大な事態を惹起すべき時期は、尋ねれば古來しばしば之を見たのであつて、例へば　天智　天武兩天皇の御流、冷泉　圓融二天皇の兩流などは、共にこれに屬すべきであらうが、幸種々の理由から危機は招來せられず、從つて深刻な正統論も亦擡頭するに至らなかつたのである。今こそそれが根本的に解明せらるべき問題となり來つた。

かくの如く、卿は其の大法と原理とを說いて餘さないのであるが、他方に於いて、皇位に登り給ふ　天皇御一身の御修德と仁政とを說きまつり强調して已まないのである。謹んで思ふに、天位に卽き給ふ　天皇は、そのまゝに十善の御身たる上にも、愈々道德を勵し給ひ、安民惠物の德政を布き給ふべきは、至貴なる皇位の本質と使命から考へて、しか恐れながら拜察せられるのである。しかし正統記に最も强調力說せられてゐるのは、それとは少しく違つて、尊嚴至正なる皇統を純粹無窮に傳ふべき繼體論に伴ふ必然的な理想とし要道としての議論である。

聖德ハ必ス百代ニマツラルトコソミエタレト、不德ノ子孫アラハ其宗ヲ滅スヘキ先蹤甚多シ。（武烈天皇條）

といふもの、或は　嵯峨天皇の條に、

我國ハ王種カハル事ハナケレトモ、政ト亂ヌレハ曆數モ久カラス、繼體モタカフタメシ所々ニシルシ侍ヌ。

と述べ、光孝天皇の條には、

御誤リアレハ曆數モ久カラス。又終ニハ正路ニ歸レト、一旦モシツマセ給タメシモアリ。是ハ皆自ナサセ給御トカ也。

とまで切言してゐるのは、畢竟して「天日嗣ハ御讓ニマカセ正統ニカヘラセ給ニトリテ用意アルヘキ事の侍也」（後嵯峨天皇條）との赤心を熱涙を以て奏言する老臣の誠忠であつて、

カヽレハ本ヲ本トシテ正ニ歸リ、元ヲ元トシテ邪ヲ捨テラレムコソ、祖神ノ御意ニハカナハセ給ヘキ。（光孝天皇條）

と言つて、その御用意を明かにし、道德を積み、仁政を行ひ給ふべきを懇願した。こゝに「祖神ノ御意ニカナハセ給ヘキ」といふ一句は注目すべき所であつて、皇統の純正を論斷して「我國ハ神國ナレハ、天照太神ノ御斗ニ任セラレタルニヤ」と言ふ如く、國史は窮極して　皇祖の神慮により、其の攝理によつて無限に展開してゆくべきものとの信念によるのである。繼體天皇の御登極を以て「天照太神ノ御本意ニコソトミエタリ」と言ひ、後嵯峨天皇を擁立せる北條泰時の心理と行爲とを解して、「天照太神ノ冥慮ニ代テハカラヒ申ケル」となしたのは、共に其の信念を語るよき徴證である。試みにこの確信を基礎として、上述の議論を再考されるならば、其の理漸くにして明白にならうと思ふ。繼體に就いて、その正しかるべく、叉正に歸るべき爲には、それ故に　皇祖の神意にかなはせ給ふ樣に、益々德と政に勵み給ふべきであるとするのである。かくの如く正統記にあつては、常に此の兩者、すなはち原理に於いては直系弟順の大法を掲げ、或は其の實質的內容とし、或は正理に歸すべき必須第一の因由として、道德を强調するものであつた。之が實例を示すならば、其の第一は後嵯峨天皇の御事に就いて見る。天皇の御即位は、四條天皇俄に晏駕し給ひ、他に皇胤連枝のましまさぬ所から、攝政道家其の外戚の故を以て、順德天皇の御子忠成王を擁立せんとした時、北條泰時之を排して、後嵯峨天皇を即け奉つたのである。扨て卿は此の一事を論じて「此天皇正路ニ歸テ日嗣ヲウケ給シ」ことと「誠ニ天命トシテ正理也」と歎じたのである。しからば此の繼體が何故正路にかへり、正理にかなつたものであるかと言ふに、同じ　後鳥羽天皇の皇子である中にも「土御門院御兒ニテ御心ハエモタヽシク、孝行モ深クキコエサセ給シ」故に、其御子　後嵯峨天皇々位に定まらせ給ふたのであるとし、明快に前述した大法理想のあてはまるのを見るのである。

安德
守貞親王——後堀河——四條
後鳥羽——土御門——後嵯峨
順德——忠成王
東一條院（順德）
道家——東一條院

其の第二の例は、全く同樣の理由によつて、光仁天皇の條にも論ぜられてゐる。

天武ノ世ヲ知給シヨリアラソヒ申人ナカリキ。然ト天智御兄ニテ、先日嗣ヲウケ給、レノカミ逆臣ヲ誅シ、國家ヲモ安シ給ヘリ。

とある如く、それ故に道理より論じて明かに正統は　天智天皇の御流にある筈である。

天智ハ正統ニテマシ〳〵キ。第一ノ御子大友コソ誤テ天下ヲエ給ハサリシカト、第二ノ皇子ニテ施基御子御トカナシ。其御子ナレハ、此天皇ノ立給ヘル、正理ニ歸ト申侍ヘキ。（光仁天皇條）

簡明の論殆んど說明を要しない。所がこゝに問題がある。所謂持明院大覺寺兩統の御流に於いて議論の餘地はないであらうか。繼體の第一義から之を推せば、後深草天皇は　龜山天皇の御皇兄であつて、先づ日嗣をうけ繼ぎ給ふたのであるか

ら、所謂持明院統はまさしく正統と言はざるを得ない筈である。しかるに正統記は、

關東ノ輩モ、龜山ノ正統ヲ受給ヘル事ハ知侍シカド、近比ト成テ世ヲウタカヒテ思ケレハニヤ、兩皇ノ御流ヲカハルカハルスヱ申サムト相ヒ計ヒケリトナン。(伏見天皇條)

と論じ、陽に大覺寺統の紛れもなき正統なる事を示唆し、陰に幕府が遂行した兩統迭立の政策の、その不徹底を駁しその僭越を批難し、事實　後村上天皇に至る御歷代に、世代並び冠して正統の所在を顯示したのは、そも如何に解決せらるべきであらうか。而るにこれに對する卿の答は、頗る端的明快である。すなはち要約して言へば、御父君にして、先帝にましませる「後嵯峨御門、繼體ヲハ龜山トヲホシ定」め給ふたが故に他ならないのである。少しく詳論すれば、龜山天皇の條下に、

此天皇ヲ繼體ト思食ヲキテケルニヤ、后腹ニ皇子生レ給シヲ後嵯峨被養マシテ、イツシカ太子ニ立給ヌ。後深草御子モサキタチテ生レ給シカトモ、ヒキコサレマシ〱キ。後嵯峨カクレサセ給テ後、兄弟ノ御アハヒニアラソハセ給事在ケレハ關東ヨリ母儀大宮院ニ尋申ケルニ、先院の御素意ハ當今ニマシマス由ヲ御遺サレケレハ、事定リテ禁中ニテ政務セサセ給。

とある。繼體論に於いて、上述した原理と實質とは、常に考慮せらるべき根本的な要件である事は言ふ迄もない。しかしながら、こゝに漸次明白となつた如く、それら一切に超勝して嚴重絕對に繼體正統を決定するものは、實に、父天皇の御叡慮に存するといふ事である。例へば　後冷泉天皇の條に

此君御子マシマサヽリシ上、後朱雀ノ遺詔ニテ、後三條東宮ニ居給ヘリシカハ、繼體ハ兼テヨリ定リケルニコソ。

とあつて、よく事由を示す。右の如くであるから、繼體論に於いては、神器の授受はむしろ第一義を離れて第二義的な意味を持つとも言ふ事が出來よう。何故ならば、誠の御叡慮によらずして、皇位を禪讓せられる場合があるからである。も

とより「誠ノ繼體」に於いても「凡ノ承運」に於いても、三器の授受は最も正しく行はれ、又行はるべきものであつて、根本的大事である事は論をまたないのであるけれども。唯繼體正統を決定するには、單に三器の授受のみを以てしては猶ほ不明だといふ事である。凡そ、日嗣の御位を正しく傳へませるか否かに就いては、神器が天位の信璽として無二絕對である事は正に然るのである。混亂不明ありとすれば、それが一切を裁斷明辨するもの、恐れながら神器の在否によつて決する。饒速日尊が、瓊々杵尊の皇兄にます事を舊事本紀によつて信ぜられた卿が、しかも猶ほ神器授受の如何によつてこの大事を究明して、

瓊々杵尊ニモ授マシ〳〵シニ、饒速日尊ハ是ヲエ給ハス。然レハ日嗣ノ神ニハマシマサヌナルヘシ。（吾妻鏡）

といふ所によつて最も顯著である。而して右の思想をよく表明したものは、後鳥羽天皇の御踐祚に對する批判に於いて之を見る。

後鳥羽天皇の御卽位は、壽永三年七月の事であるが、前年　安德天皇神器を擁して西海にまし〳〵、京都一時主なきの理由を以て、後白河法皇には、にはかに御孫　後鳥羽天皇（尊成）を立て給ひ、直ちに御踐祚、次いで御卽位の禮をさへ京都に行はせ給ふたのである。此時三種神器は、明かに　安德天皇の御身にあり、故に栗山潛峰の如きは「躬に三器を擁し給ふを以て我が眞主と爲すに至りては、則ち鬼神に質して疑ひなし、百世以て其の人を俟つて惑はず」といふ信念より、「法皇祖訓の由る所邦典の原く所を思ひ給はず、天子を嬰褓の中に擇び、寶祚を無璽の日に踐ましめ給ふ」（保建大記）と慨し、谷秦山の「此無璽ニ卽位ナサレタガ日本ノ衰ノ基ナリ」と切論した所であつた。しかるにも拘はらず、正統記は安德天皇の御治世を「天下ヲ治給事三年」と書し、卽ち壽永三年八月廿日、强ひて　安德天皇に尊號を上つて御讓位の形に取扱つてより、つまり　後鳥羽天皇の御踐祚を以て、正しき繼體の　君としたと見るべく、山田孝雄博士は「此著者が未だこの點について正しい見識を得てゐなかつたからである」と論言された。それでは正統記の意見に聞かう。

先帝三種神器ヲ相共セサセ給シ故、踐祚ノ初ノ違例侍シカトモ、法皇ノ國ノ本主ニテ正統ノ位ヲ傳ヘマシマス。（後鳥羽天皇條）

と論じ、

還幸有ヘキヨシ院宣有ケレト、平家承引申サス。仍太上法皇ノ詔ニテ此天皇立セ給ヌ。

と説明してあるのを總合して推究すれば、國の本主と申すべく、殊には正統の位を繼承し給ひし　法皇の詔勅によつての御踐祚であるが故に、正しく繼體の　天皇にましますといふのである。しかし問題はこれのみでは未だ解明せられない。何故ならば、法皇は　後鳥羽天皇の　御父君にあらず、且は　天皇にもましまさずして、太上法皇であり、院宣は二重の意味に於いて繼體の本議に反するものと見られるからである。これに就いて嚴密に言へば、院政は親政の干犯であつて、卿も亦本書の中に明かに否定的言辭をもらしてゐる。（白河天皇條）乍併、院は　白河法皇以來、實質に於いて　天皇の大權を領掌せられてゐた。台記康治二年正月の條に、藏人源師能の言葉として「法皇帝」といふ字が見え、此の意に讃した藤原賴長は、自ら「爲レ政被レ加レ帝也」と註してその言葉を使用し、賴朝は「天子ハ如ニ春宮一也」と言つた事玉葉に見え、終に「治世」といふ語があらはれ「治世の君」「治天の君」といふ言葉が使用せられた。これ院政の行はれたる當時に於いての動かす可からざる事實であつたのである。即ち壽永文治の際は、事實に於いて　天皇の大權は　白河法皇の院政に權宜移つてゐたのであつて、卿も亦當時の事實により、院の御意志を以て、しばらく　天皇の御叡慮にあてたものと考へられる「國ノ本主」といひ「詔」といふによつて、それは察せられる所である。そはともあれ、誠の繼體の儀に準じて、これが正位の　天皇にましますを、卿は信じて疑はない。

皇太神宮熱田神明正クマホラセ給事ナレハ、天位恙モマシマサス。

と言つて、絶對に神器の加護を信ぜられた。正統記は此の條下に、神器の事はよく諒解しておかねばならぬとして、正體の神器と模造の神器とを明別細叙し、神鏡は「正體ハツヽカナクテ萬代ノ宗廟ニマシマス」ことであり、寶劍も「正體ハ

天叢雲劍中ハ熱田神宮ニ祝奉ル」所で「代々ノ天皇ノ遠キ御護トシテ國土ノアマネキ光」であると懇説し、且神璽は「御身ヲハナレヌ御護」であると述べ、最後に、

此國ハ三種ノ正體ヲ以テ眼目トモ福田トモスル事ナレハ、日月天ヲメクル程ハ一ツモカケ給マシキ也。

と結んで、正體の神器に二なきの尊信を吐露し、それを以て神器なくして立ち給ひし　後鳥羽天皇の御位が、嚴然微動だになき所以を闡明せられたのである。

一系正しく傳へませる歴代の　天皇は、誠に　皇祖の大權と鴻謨とを繼承し給へる御方であるから、現實に　天皇の正しき聖慮は、すなはち直ちに　皇祖　天照大神の御神意であるべく、この意味からも、御叡慮の純正と絶對とは、敬仰して毫末の疑を容れる可きものに非ず。かくして正しき繼體は、一に　天皇の正大なる聖慮の下に、禪讓を以てなされるべきであり、こゝに正確なる受禪が、最も愼重に行はれなければならないのである。開城書に「聖々相承授受不レ惑、且依ニ禪讓ニ且歸ニ正理ニ」と述べ、正統記に、「天日嗣ハ御讓ニマカセ正統ニカヘラセ給ニトリテ用意アルヘキ事ノ侍也」(後嵯峨天皇條)と懇説し、「末の世ニハ正キ御讓ナラテハタモタセ給マシキ事トコゝロヘ奉ルヘキ也」(光孝天皇條)と切願し、之を以て最大根本の重事としてゐる事は、理論と理想に於いて尤も當然とする所であらう。

如上の所説から、若し夫れ御叡慮の明白なるものなく、確然たる禪讓の御儀もなくして、皇統一時斷絶し、人臣の擁立を以て皇位の繼承を行はれるが如き場合ありとすれば、皇位の繼體は、その秩正しく最大なる危期に當面したものと言ふべきである。史上にかくの如き時期を求むれば、繼體、光仁、光孝、後嵯峨の四天皇の御繼體の御時にそれを見るべく、それ故に正統記は、各條に於いてこの問題に言及し、筆力の光彩殊に陸離、天命と正理とを信奉して毫も疑はず、あらゆる僻邪の論を一蹴して餘蘊ないのである。それについては　光孝天皇の條下に、前三代の繼體に就いて一括總論の大筆を振ひ「カヤウニ傍ヨリ出給事、是マテ三代也」と述べてあるが、こゝに言ふ所の傍から出で給ふとは、「慥ナル御讓ナク

テ絶」えた結果として、臣下によつて「傍ヨリ撰ハレテ立給」といふ事に他ならない。繼體天皇に就いては、

應神五世ノ御孫ニテ、繼體天皇撰ハレ立給。是ナムメツラシキタメシニヤ侍ル。サレト（略）群臣皇胤ナキ事ヲ憂ヘテ求メ出テ奉リシ上ニ、其御身賢ニシテ、天ノ命ヲ受人ノ望ニ叶マシ〳〵ケレハ、トカクノ疑アルヘカラス。（光孝天皇條）

と論じ、仁德天皇の御流こそ、あらゆる意味に於いて正統といふべきであつたのに、御弟「隼總別ノ御末カク世ヲタモタセ給事、イカナル故ニカチホツカナシ」となし、それ故に「此天皇ノ立チ給ヒシ事ゾ思ノ外ノ御運」とも申すべきであらうが、しかし

天照太神ノ御本意ニコソトミエタリ。（繼體天皇條）

と信從して疑はれなかつた。次に　光仁、後嵯峨兩天皇の御事に就いては、すでに前に觸れたから之を略し、最後に　光孝天皇の御事に就いて記さう。それは

今ノ光孝又照宣公ノ撰ニテ立給ト云トモ、仁明ノ太子文德ノ御流ナリシカト、陽成（略）退ケラレ給シニ、仁明第二ノ御子ニテシカモ賢才諸親王ニ勝レマシ〳〵ケレハ、疑ナキ天命トコソ見ヘ侍レ。（光孝天皇條）

と述べ、最後に「人ノナセル事トハ心得奉ルマシキナリ」と論じて、如何にも敬直な態度を以て一切の疑惑を解消し、繼體の天位を篤信して措かない次第であつた。

かくして正統記の中に、繼體正統論の結語を求むれば、

我國ノミ天地開ケシ始ヨリ今世ノ今日ニ至マテ、日嗣ヲ受給事不レ横（ヨコシマ）、一種姓中ニ置テモ自ラ傍ヨリ傳給シスラ猶正ニ返ル道アリテソ持マシ〳〵ケル。（序論）

といふもの正しく之に當る。宇宙間唯一莊嚴なる史實をいさゝかの遲滯曲筆のあともなく、神皇正統の意味を徹頭徹尾闡明し、貫くに天命正理の信念を以て叙したるもの、卽ち今見てきた神皇正統記である。

六、

かくして卿は山河はるけき常陸の一城から熱涙の信念を吉野山に傳へたのである。

陛下こそ唯一絕對の　君にまします。されば忝くも愈々艱難に屈し給はず、此の御確信の下に益々御德を積み給ふべしこれ一世を蔽ふ學識を以て、滿廷の輿望を一身にあつめたる重臣の信念である。正統記が當時　朝廷をあの非常艱難の中にさゝへたといふもの、尤もな事である。何はさて措き、本書は正統論をなす事によつて、所謂北朝なるものを根本的に否定し、足利の凶惡を完膚なき迄に筆誅したものとして最大の意義を持つものである。一方には建武中興翼贊の一人として、其の精神亦遺憾なく現はれてゐる事は次に目をつけて見るべき所である。例へば吳太伯後裔說の如き、百王說と末法思想と讖緯革命說の如き、或は流傳信仰數百年の僻說を辯駁し、或は一世を蓋ひ一代を包める妄誕の論を斥破せる比類稀なる大識見即ちそれである。更には院政を批判し、攝關の專權を痛論し、武家幕府を否定粉碎するが如き、而も貫くに我等臣下の踐むべき道を以てし、本書の內容思想は殆んど時と處と人に應じて盡きないのである。されば切に識者の御研鑽を願ふ次第である。（猶ほ正統記は白山本を用ゐた）

（昭和十三年九月稿）

長慶天皇の御在位に就いて

——新葉和歌集研究の方法と其實例——

宮内省圖書編修課長　芝　葛盛

長慶天皇が長い間史上の疑問でありましたのが、幸ひに解決して御一代の　天皇として萬民皆仰ぎ奉ることの出來るやうになつたことは、既にもう大分前のことであります。それを今更繰返して申上げることは非常に恐縮に存じます。併しながら吉野時代五十七年間の歴史といふものは、我國に於きまして國民として實に悲しみに充ち滿ちた時代でありますばかりでなく、一天萬乘の君であらせられる　天皇が御位にあらせられたとかあらせられなかつたとか申すやうなことは、今日から考へましては殆ど想像だも出來ないやうなことでありまして、それがどうして分らなかつたか、又それがどうして今日明になつたかといふことを、皆さんにお考を願ふといふことは必しも無駄ではないと考へまして、此の古いお話を繰返して申上げることに致す次第であります。

如何に亂世であると申しましても、天位をしろしめす　天皇の御在位が不明であるといふことは、今日から考へまして

殆ど想像も出來ないことであります。何故分らなかつたかと申しますと、結局其の時代の材料が非常に乏しい事、又特に材料が湮滅されたといふやうな關係から後世より甚だ了解に苦しむことゝなつたのであります。嚢に　天皇の御在位が確定しました時に、樞密顧問の方に御諮詢になつたのですが、其の理由の說明に私も參りました。其の時の御質問に　長慶天皇の御事を書いた本が色々ある、それが今日まで分らなかつたのはどういふ譯かといふのがありました。此の點は特にお考へ願はなければならぬ點でありまして、只今私が其の時代の材料は非常に乏しいから不明だといふことを申上げましたけれども、成程、　長慶天皇の御事を書いた書物も、亦吉野時代の事を書いた書物も相當澤山ある。併し直にそれに據つて宜いものかどうかといふことは考へなければならぬ點であります。詰り其の時の實際の事柄を書いた材料でなく、後世になつてから色々想像等を以て書いた書物が澤山あります。隨つて材料の選擇もしないで何でも彼でも有るものを見れば分るといふやうな考で御覽になりますと、今まで分らなかつたことが實に不思議ではないかといふ疑問の出ますのも無理からぬことであります。併しそれは的確な材料で吾々學徒が見て間違ないものである、信用すべきものであるといふ材料は非常に少い。換言すると、迷はされるやうな誤つた材料が非常に多いのであります。その爲に吉野時代の歷史は單に長慶天皇に限らず、今日から見ますと相當誤り傳へられたことが多いと存じます。又　天皇の御子孫にしましても、今日尙ほ隨分坊間の誤つた御系圖に迷はされて、色々誤傳に誤傳を重ねることの多いのを痛切に感ずるのであります。さういふことを顧問官方にも說明致しまして、漸く御諒解を得たのでありますが、其の時のお話の中に或は「長慶天皇紀略」といふ本があつて、それに詳しく書いてあるではないかといふお話もありました。是はつい近頃の書物でありますが、歷史上殆ど價値のないものであります。さういふ風に斯ういふ難かしい問題を解決するには、どうしても據るべき所の材料を十分研究してから掛らなければ正しき結論には達せられないのであります。それは吉野時代の一般であります。

偖て　長慶天皇の御事に立戾つて申しますと　長慶天皇は　後村上天皇の第一皇子であらせられ、御名を寛成（ゆたなり）と申上げ

ます。御母君は嘉喜門院と申され、弟様は熈成親王であらせられまして、同じく御母は嘉喜門院で、同母の御兄弟であらせられます。ですから　長慶天皇は　後村上天皇の皇子で　後村上天皇の後に御位を繼がれ、弟様の熈成親王を東宮にお立てになり　長慶天皇の後に御位をお繼ぎになつて　後龜山天皇になられたといふ順序になるのであります　長慶天皇と後龜山天皇が御兄弟の關係にあることは今申した通りでありますが、是は本朝皇胤紹運錄、其の他相當據りどころのある系圖類にもさういふことが書いてありますので何等議論はないやうであります。是は後にお話申上げますことに關係がありますから、御兄弟の順といふことを明に御認め願つて置くことが必要なのであります。

又さういふ系圖類にさう書いてあるのみならず　長慶天皇　後龜山天皇の兩天皇に非常に御親任を得た內山光賢僧正といふ方の書いたもので　長慶天皇から御尋がありまして之に對してお答を書きました佛敎關係の書物が河內の金剛寺の文書の中にあります。其の奥書に是は　長慶天皇の御尋があつて書いたのだといふことを書いて居ります。そして其の中に立派に　後龜山天皇の御兄君である　長慶天皇の御尋によつて云々と書いて居ります。それを見ましても、此の御兄弟の順は間違ないものであると思ひます。

次に　長慶天皇は何時御位に卽かれたかといふと　後村上天皇が正平二十三年三月十一日に住吉の行宮でお崩れになりましたので、其の後を受けて御位に卽かれましたが、其の時は只今の研究の結果に依りますと二十六歳であらせられます。それから建德、文中、天授を經、弘和三年まで御位にあらせられ、後龜山天皇に位を讓られて　太上天皇となられました。

そこでそれは何に依つて分るかと申しますと　後村上天皇の崩御後に直ぐ御位に卽かれた方があることは當時　兩天皇の御母君である嘉喜門院の御歌がありまして、それを見ますと　後村上天皇の崩御後諒闇に居られた時に、當時の　天皇との應答の御歌があり、又春宮云々といふこともありますので　後村上天皇の崩御後直ちに　長慶天皇が御位に卽かれ

又春宮を立てられたことが、此の嘉喜門院集に依つて分るのであります。

併ながら　後村上天皇の崩御後　長慶天皇が御位に卽かれたといふ說は隨分古くからあるのであります。併しそれも甚だ徹底しない說で、後に申しますがその說には色々の疑問がありまして贊成が出來ない。又反對に　長慶天皇は御卽位にならなかつたといふ說も相當古くからあります。是も頗る傾聽すべき所もありますが、やはり疑問があつて解決が出來ないといふので、二三百年の間　長慶天皇が御位に卽かれたとか、卽かれなかつたとかと議論が盡きなかつたのであります。それが何に據つて十六年間御在位であつたといふことを申し得るやうになつたかと申しますと、色々硏究された人に依り說明のしようも違ひますし、材料の用ひやうも違ひますが、今日は其の枝葉の問題を省きまして、極く根幹になる材料だけを私の見解によつて申上げたいと思ひます。

卽ち此の問題の解決しましたのは畊雲千首奧書の出現に依ると考へます。是は吉野の朝廷に仕へました花山院長親といふ人が後に出家して畊雲と號しましたが、此の人の千首の歌といふ本があつて、それに奧書があるのであります。是は佐佐木信綱博士が歌の方の硏究から市中で求められたものでありますが、此の畊雲千首を見ると、奧書がありまして、其の奧書からヒントを得て、此の長い間の問題が解決することが出來るやうになつたのであります。

それはどういふ譯かと申しますと、此畊雲千首といふ書物は天授二年に時の　天皇の仰せに依つて　天皇東宮を始めとして四五人の皇族・公卿が各々千首の歌を詠んだことがありますが、其の千首の歌を集めたものが天授の千首で、畊雲といふ人が詠んだものを集めたのが畊雲千首であります。又其の時にやはり　勅命を受けて詠まれた所の宗良親王の千首といふものがあります。其の中に此の千首の歌を詠まれた顚末を奧書として和文で書いて居られますが、それに依ると、天授二年に內（時の　天皇のこと）と春宮（とうぐう）のお二方が千首の歌をお詠みになるから、吾々にも詠めといふことで千首の歌を詠んだ、さうしてそれを　宗良親王に點を付けるやうに言はれたので、自分が點を付けたのだといふことを書いて居りま

す。所で　宗良親王の千首の方の奥書は天授二年のその當時にお書きになつて居りますが、畊雲千首の奥書はそれから十三年程經てから書いて居ります。即ち元中六年になつてから、天授二年に行はれた千首歌の由來を奥書に書いて居ります。

そこで問題になるのは、宗良親王の千首の奥書は天授二年に書かれて居りますが、其の中に「內、春宮」と書いてあつて、即ち其の時の　天皇、其の時の　皇太子と書いてあります。畊雲千首の方は元中になつてから書きましたので、同じ天授の時のことを書くにも元中當時を標準にして書きますから、宗良親王の千首に「內、春宮」とある所を仙洞、當今と書いて居ります。即ち此の畊雲千首の奥書と、宗良親王の千首の奥書を對照して見ますと、天授に　內であられた方即ち天授に　天皇であらせられた方が元中になると　仙洞になつて居られ、天授に春宮、即ち皇太子であられた方が、元中には　當今即ち　天皇になつて居られることが分ります。それでは元中の　天皇はどなたかと申しますと、元中九年に吉野の朝廷の　後龜山天皇が　後小松天皇に位を讓られて居りますから、吉野の朝廷の最後の　天皇は元中の　天皇、即ち後龜山天皇でありますから此の　天皇は天授の時には春宮であられます。即ち天授に春宮であられた方は元中には　天皇、天授に　天皇であられた方は元中には　上皇となつて居られるといふことが分ります。尙ほこの事を確めるべき種々の材料もありますが、餘り細かくなりますから略します。要するに天授の春宮は元中には　天皇であつて、其の元中の天皇は　後龜山天皇であり、天授の　天皇は隨て　長慶天皇であらせられることが分るのであります。

更に此の宗良千首の奥書の中にある　內といふ方の御製と吉野時代の準勅撰の歌集「新葉集」の中に出て來ます所の御製と比較しますと、全く同じ御歌であります。勅撰集の中に單に御製とあるのは、いつでも其の時の天皇の御歌であります。若し前の　天皇ならば　後醍醐院とか、後村上院とかします。そこで天授二年の　宗良親王千首の奥書にある　內の方の御歌が新葉集の中の御製に當るとすれば、天授の時に居られた　天皇即ち　長慶天皇の御歌が新葉集に單に御製とし

て載つて居るといふことは、云ひ換れば、新葉集の撰進せられた時は　長慶天皇の御代であるといふことになります。更に新葉集は何時出來たかと言ひますと、新葉集は弘和元年に撰進せられたのでありますから、結局弘和元年迄は間違なく長慶天皇が引續き御位にあつたといふことが言へるのであります。斯樣に色々對照研究しますと、長慶天皇は正平二十三年に　後村上天皇の崩御後に御位に卽かれ、建德、文中、天授、弘和――少くとも弘和元年までは御位にあられたことが分るのであります。

　次にそれでは弘和何年まで御在位であつたかといふことが問題になりますが、是は弘和三年の十月二十七日紀州利生護國寺に　天皇からお下しになつた　綸旨（天皇の命を奉じて書いた文書）――或る領地を其の寺の祈禱料所に寄附するといふことを仰せられた　綸旨があります。所で其の翌年の元中元年の閏九月八日にやはり其の寺にそれに關聯した文書がありますが、――それは前年其の寺に寄附した土地に付て尙ほ租稅を　朝廷に納めて居るが、それには及ばないと、弘和三年の　綸旨のことをもう一遍繰返して仰せられた文書であります。所が前の文書は　綸旨でありますが、後の文書は旣に　綸旨でなく　院宣（上皇の仰せを奉じて書いた文書）になつて居る。さうして見ますと、前のは　長慶天皇の　天皇としての最後の　綸旨で、後のものは　長慶天皇が御讓位後、上皇としての初めての院宣であるといふことが察せられますから弘和三年と元中元年とが　天皇の御位の境になるといふことが分ります。換言すると、弘和三年の十月までは御在位が明瞭で、更にそれから元中元年の閏九月までの間に位を讓られたものであることが推定が付きます。そこで　天皇の御代始には大抵踐祚の翌年改元があります事から考へますと、元中といふ年號は　後龜山天皇踐祚後の新年號であらうと思はれますから、長慶天皇の御讓位は、まづ弘和三年の末と見る事が適當であらうと思はれます。これが卽ち　天皇の御讓位を弘和三年の末と認定しまして御在位を十六年間と定めた所以であります。尙ほ高野山の文書に「元中二年九月十日太上天皇寬成敬白」と御親署のある御直筆の有名な願文があります。是は　長慶天皇の御直筆として唯一のものと思ひま

すが、之に依つても元中には讓位せられて居たことが分ります　長慶天皇御在位のことは極く簡單に申しますれば、今申上げたやうでありますが、何故今まで紛糾して分らなかつたかといふことを簡單に附加へて申上げましたならば、更に御諒解が付くことゝ考へます。

それは古く江戸時代の初から林春齋の本朝通鑑であるとか、水戸光圀卿の大日本史などには　長慶天皇が御位に卽かれたことをちやんと書いて居ります。併ながらそれには正平二十三年に位に卽かれて、文中二年に位を讓られたと申して居ります。何故さういふ風に申したかと申しますと、今御覽に入れました元中二年の　太上天皇の御願文があることから、長慶天皇が位に卽かれたことは間違ないと認めるのでありますが、何故文中に讓位せられたと考へましたかと申しますと、其の時の武家方の記錄の花營三代記といふ本に、應安六年（卽ち文中二年）に當り南方では讓位の模樣があつて、天野の行宮が陷り更に南方に逃げられたといふ記事があります。是は武家方の記錄でありますからどれだけ信用が置けるか分りませぬが、それに依つて正平に位に卽かれた　天皇は文中二年に讓位になつたといふ風に言つて居るのであります。併ながら此の說で困るのは、若し文中に讓位になつたとしたならば、天授、弘和の時代に　上皇として何か院宣とかゞありさうなものですが、それが少しもなく、元中元年になつて初めて　上皇としての文書が世の中に現れて來て居ることであります。それと同時に新葉集の序文の中に、上元弘の初より下弘和の今に至るまで代は三つぎ、年は五十とせと言つて居ります。さうすると、此の說に依ると文中に讓位になつて居りますから、弘和までは　後醍醐天皇　後村上天皇　長慶天皇、それから　後龜山天皇と四代になります。然るに新葉集には元弘から弘和まで三代と言ひ、又其の中の歌にも三代の帝といふ文字が澤山あります。ですからどうしても　後醍醐天皇からこゝまでは三代でなければならぬ。ですから此の說はどうも信用が出來ないとして、反對論者から中々認められなかつたのであります。

それでは今一つの御在位がなかつたといふ方の說はどうかと申しますと、元中九年は　後龜山天皇が　後小松天皇に御

位を讓らせられた時でありますから、新葉集の序文にあるやうに吉野の朝廷は三代であるといふことならば　長慶天皇は其の間に御位に卽かれた筈はない、それまで三代とあるから、其の間にもう一代お入りになる譯はない、どうしても　長慶天皇が御卽位になられた事實は認められない、正平二十三年に直ぐ　後龜山天皇が位に卽かれたといふのであります。これは新葉集が　後龜山天皇の御代に出來たものだといふ風に決めて掛つてゐるからであります。さうすると花營三代記の讓位問題が又邪魔になる。併しこの說をなす者は、是は武家方の記錄であつて吉野の朝廷のことを傳聞して書いたのであるから間違があるかも知れぬから當てにはならない、それよりも吉野の朝廷の方で作つた新葉集に三代とあるのであるから、元弘から弘和まで三代で、其間に　長慶天皇の御卽位のことは認められないと言ふのであります。併し困るのは、今言つた通り元中には　太上天皇寛成といふ立派な御直筆のものがありますから、此の說をなす者は無理に此の寛成、熈成といふ御兄弟の順序が違つて居るのだ、さうして熈成といふお方が御兄で　天皇の位に卽かれ、寛成といふお方は御弟で其の皇太子であられた、さうして　皇太子から位に卽かれずに　上皇に直ぐなられたのであるといふ風な無理な解釋をして、吉野の朝廷は三代でなければならぬと申して居るのであります。併し先程も申した通り此の御兄弟の順序は動かすべからざるものでありますから、お兄君がお弟君の　皇太子になられるといふことは殆ど考へられない。此順序を變へない以上は、さういふことは言へないのであります。又　皇太子から直ぐ　上皇になつたといふことも一つの想像でありまして、それを確める資料はないのでありますから、此の說は反對論者を首肯せしめることが出來なかつたのであります。

さういふ風に昔から　長慶天皇が位に卽かれたといふ說をなす者も正平から文中までといふ風に考へて居るものでありますから、色々の差障りが起つて來て、反對論者を抑へることが出來ませぬし、又御在位でなかつたといふ方の說も、元中の太上天皇の願文があり、又御兄弟の順は明に　長慶天皇が御兄であらせられますから、到底反對論を承服させることが出來ない爲に、數百年の間何れとも決定しなかつたのであります。

所がそれは要するに兩說ともに、新葉集が　後龜山天皇の御代に出來たといふことを前提として居るからであります が、畊雲千首の奧書と、宗良親王千首の奧書とを對照し、それから段々研究しますと、新葉集の出來たのは、今まで世間の人が考へて居たやうに　後龜山天皇の時でなく　長慶天皇の時のものであるといふことが分り、さうしますれば、新葉集の序文や歌にある三代といふ事は、後醍醐天皇　後村上天皇　長慶天皇の三代で少しも矛盾はないのであります。

それから先程申しましたやうな譯で　長慶天皇が弘和三年まで御在位であつた所を見ますと、此の文中から弘和の間に少しも　上皇としての　院宣のないことは少しも不思議はないのであつて、弘和三年を過ぎて初めて　上皇としての院宣や　太上天皇としての御願文があることは極めて自然なのであります。文中の讓位云々といふ記事は全く花營三代記の誤であると言はなければならぬのであります。又同じ武家方の記錄でありましても、天野行宮が陷り　朝廷の方は皆南の方へ逃げられたといふ記事はありますが、讓位のことを書いたものは外にはありませぬ。ですから是は誤であらうと見なければならぬのであります。さうするとやはり正平から弘和まで十六年間　天皇が御在位であつたといふ風に見なければならぬ。さうして新葉集が　長慶天皇の時に出來たものを見ますと、今までの在位說、非在位說の方の苦しんで居つた難點は皆簡單に解決することになります。ですから今日　長慶天皇の御在位といふことを認めた根本は、決して昔の大日本史や本朝通鑑が言つてゐる在位說の延長ではないのであります。全く觀方を變へた說であります。

併ながらまだ色々分らない問題が殘つて居ります。それは第一讓位の年月日が分りませぬ。又崩御になつた年月日も甚だ不十分であります。只今の所では、應永元年の八月一日にお崩れになつたと考へられて居ります。併しそれが確實動かすべからざるものであるとはどうしても言ひ難いのであります。是は大乘院の日記目錄といふ本の應永元年八月一日の所に、大覺寺法皇の崩御になつたこと、御歲五十二歲で　長慶院と申上げるといふことが書いてありますので、それからして　長慶天皇は應永元年八月一日に崩御せられたのであると今日では認められて居るのであります。併し是は日記の目錄

で一行書きの簡單なもので、それに據つてよいかどうかといふことは尙ほ相當硏究を要します。尤もそれを援けます材料は二三ないではありませぬ。卽ち　長慶天皇の御著しになりました本に仙源抄といふ源氏物語の註を書かれたものがありまして　天皇の皇子の行悟といふ方の書かれた奧書に應永三年の記事として、先皇の遺毫、先皇の御草本とかいふことが書いてありますから、應永三年には旣にお崩れになつて居ることが分ります。應永元年といふことは大體間違ない所であらうと思ひます。

それから尙ほ不明なことは、御母君の嘉喜門院といふ方はどういふ御名の方か、又何處の御家の方であるかといふことであります。是は先年　長慶天皇のことに付て硏究して居りました大學の史料編纂官の八代博士と私と能く論爭したことがありますが、其の時に八代博士は嘉喜門院は二條敎基の娘であると言はれた。それに對して私は或は一條內嗣の娘ではないかといふことを申したことがありますが、さういふ風に色々說を異にして居ります。要するにまだ其の點ははつきり分りませぬ。或は俗書から御覽になりまして、嘉喜門院は近衞勝子ではないかと言はれると一言もないのでありますが、それは信用の置けないものでありますから何とも言へない。唯最近幸ひなことに嘉喜門院の御系統に付て一寸としたヒントを得ましたので、更にそれの硏究が進めば、或は遠からず嘉喜門院はどういふお方かといふことも推定が付くのではないかと考へて居ります。

それから今日一番困難を感じて居る問題は、御陵の問題であります。折角長い間の色々の疑の雲が霽れまして非常に仕合と思つて居りますのに　長慶天皇の御陵が何處にあるか分らないのであります。今日　神武天皇以來御歷代の御陵は全部　長慶天皇を除きましては分つて居りまして、吾々臣民が何時でも參拜出來るのでありますが、長慶天皇の御陵だけ未だ分らないといふことは實に遺憾千萬なことであります。併し全く手掛りがないのであります。所が御陵の位置が不明である爲に、今日では諸國から此處が　天皇の御陵であるといふことを申立てる者が非常に多いのでありまして、昨年の暮

までの計算で申しますと、全國で八十八箇所に及んで居ります。そこで御陵と傳へられて居ります所のあります府縣を申して見ますと、青森縣、岩手縣、福島縣、群馬縣、東京府、富山縣、山梨縣、長野縣、靜岡縣、愛知縣、三重縣、和歌山縣、滋賀縣、京都府、大阪府、奈良縣、兵庫縣、鳥取縣、岡山縣、廣島縣、香川縣、愛媛縣、德島縣、福岡縣、それから北海道といふ風に、殆ど全國に亙つて八十八箇所の多きに及んで居ります。是も先程申しましたやうに、後世の俗書から出發して居る所が多いのであつて、非常に困るのであります。二三年前に宮内省に臨時陵墓調査委員會といふものが出來まして、大學の先生方にも委員に加つて戴いて、專ら御陵の研究を致して居りますが、其の調査委員會の主要なる目的は一日も早く長慶天皇の御陵をお探し申したいといふことでありまして、只今申出て居ります八十八箇所に付ても遂一調査研究を進めて居ります。併し其の進行の程度、内容に付きましては、やはり私が調査委員の一人である關係から發表の自由を持ちませぬが、是だけ澤山な申出がありますが、御陵として適當なものは中々見付からぬのであります。

斯ういふやうに御陵の候補地が澤山出ますと、相當御歷々の方が實際を御存じなく贊成をされることが相當に多いのでありります。併しさういふ運動者の言ふ儘に、宜からうといふことで御贊成になると、結局後にお困りになることになり、吾々も亦其の放に困るのであります。

そこで其の一二の例を申して見ますと、河内にある或る御陵といふのもやはり名士を舁いで盛んに主張して居りますが、吾々から見ますと、その材料は殆ど一顧の價値もない後世の僞作になるものでありますし、又甲州の富士の裾野にもあると言はれ、古くから富士の裾野に埋藏されて居た文書によつてもそれが分ると申して、誠しやかに其の書類を提出されて、此處に御陵があると申して居りますが、是亦後世の僞作でありまして殆ど價値のないものであります。併し是も相當有名な人を舁ぎまして、先年それを見て吳れといふことでありましたので、黑板博士と一緒に見たり聞いたりしたことがありますが、博士は斷然其の面前でその文書が後世の僞作であるといふことを斷定せられました。にも拘らず外に行つ

て宮内省の方に見て貰つた所が良いと言はれたといふやうな反對宣傳を頻りにやつて居るやうであります。さういふ譯で此の御陵の早く決まらぬといふことは甚だ申譯ないことでありますけれども、何分にもお崩れになつた所が分らないことが重大な故障となつて居るのであります。

又どういふ譯で廣く全國に亘つて居るのかといふことを考へて見ますと、兎に角御最期の場所がはつきりしないことから色々の御同情もあり、又お仕へ申した臣下が方々に分散してそれ〳〵御供養申上げて居るといふやうな關係もあらうと思ひます。併し注意しなければならぬことは、正平二十三年から弘和三年まで十六年の間　長慶天皇が御在位であつたといふことは、大正以前には誰も言はなかつたのであります。それにも拘らず此の説が發表されますと、間もなく因幡の或所から御陵のことを申出でまして、其處に埋藏してあつたといふ鏡を持つて來て居ります。其の鏡を見ますと、在位十六年云々といふ銘記がありまして、今の研究の結果に符合するものですから、この地は間違ないものであると申します。併し是は逆でありまして、斯ういふ研究が出來ますと、直ぐそれに合はしたものを作つて古くからあつたものであるかのやうにして持ち廻るのであります。さういふ風に先づ其の半分以上は後世の僞作にかゝるものであります。併し中には極く古朴な傳説を傳へて居る所もあります。けれどもやはり是はといふて信用の出來るものはないので非常に困つて居るのであります。併し既に大正十五年に御一代にお數へ申上げることになり、爾後十年以上を經過して居るのですから、一日も早く御陵の所在地をお探し申したいといふことは、吾々のみならず、恐らく國民一般の希望でありますので、何とかして遠からぬ内に其の御決定を仰ぐことが出來るやうにと祈つて居る次第であります。

さういふ風に御陵の問題にしても、崩御の年月日にしても、御母君のことに付きましても、色々まだ分らない問題があります。唯僅に御在位十六年といふことが明瞭に言へるだけでありまして、其の餘の問題は今後の調査研究に俟たなければならぬのであります。

尙ほ　天皇の御子孫に付ても色々調査をして居りますが、是はまた他日の機會に讓ります。たゞ一言申上げて置きたいのは、江戸時代に出來ました御系圖といふものを見ますと、色々書いてありますが、併し段々私共が調査しますと、其の御系圖の皇子皇孫の方々が全部は信用出來ませぬ。ですから吉野の朝廷の皇胤に付いては從來から世間に行はれて居る系圖を根本的に檢討して作り直す必要があることを痛切に感ずるといふ事であります。それにも拘らずさういふ後世の誤つた系圖に據つて色々の運動などを起す人が多いのであります。例へば自分は吉野の朝廷の　何天皇の皇胤であると稱する人も、其の系圖を調べて見ますと、所謂僞作の系圖に依つて自分の祖先を作つて居るやうなのも相當あるのであります。ですから吉野の朝廷の皇胤に付きましては、どうしても一々其の時の根本史料に對照して正確に考察した上でなければならぬと存じます。

終に臨みまして、重ねてお詫を申上げますが、こゝでは、長慶天皇の御在位が確認せられました、極めて荒筋だけを申述べましたので、意を盡さぬ點が多いことは誠に申譯ないと存じます。また一々文書などに依つて御說明致しませぬと十分御諒解を得られぬかとも存じますが、その極く概略だけを申上げました。

兩部神道成立の社會經濟史的考察

――御流神道印信集研究の方法と其實例――

大倉精神文化研究所　西田長男

一

京都市鈴鹿太郎氏の文庫に就いて左記の如き兩部神道の印信一紙を見ることが出來る。鈴鹿氏とは、神道管領吉田家の舊諸大夫の一であつて、專ら唯一神道相傳のことにかゝはつた學事方家老の家であつたからして、斯くの如き神道關係資料が藏されてゐるのだ。

（端裏書）「番匠槌大事　舜盛」

就神道番匠棟上槌大事

先護身結界如常

一番槌打時

天地長久丁　御願圓滿

（金輪佛頂印眞言略）

其後結金輪佛頂印上文眞言可唱

二番搥（打脫歟）時

我此土安穩丁　天人常充滿丁

（如意寶珠印眞言略）

其後結如意寶珠印上文眞言可滿

三番搥打時

諸願成就丁　皆令滿足丁

（佛眼印眞言略）

其後結佛眼印上文眞言可讀

右大事於神道隨分秘事聊尓莫傳他云云

吉年吉月吉日　授與舜盛

神道阿闍梨金祐

即ち神道阿闍梨金祐より舜盛へと師資相承せる印信であつて、其の形式は杉原紙を用ゐた竪文で、朱點又は朱線が施してある。又「授與舜盛」並びに端裏書の部分は別筆であるが、これは斯くの如き相承の形式よりして、此の部分のみ師金祐がしたゝめ、他は舜盛が書寫して印可を得たものと思はれる。又此の印信が竪文であることから、これは竪印信とせられて、折紙を用ゐる横印信と區別せられるが、番匠の大事が竪印信とせられたことは、後の御流神道印信集と異るところ

である。

此の印信が舜盛へ授與せられた時日は「吉年吉月吉日」とあるのみで、此の文書からしては知ることが出來ないが、尙、鈴鹿氏の文庫には同じく全祐より舜盛へ授與せられた竪横印信集と推定されるもの二册が藏せられてゐて年代を推定することが出來る。一册は「神　竪」とあつて明瞭に竪印信集と認められるが、他の一册は「紙神」とあつて必ずしも横印信集であるとは明記せられてはゐないが、前後の關係よりするも恐らくは横印信集であるとすることが出來よう。兩本とも同一筆であつて、而もそれが前記「就番匠棟上拙大事」とも同筆と考へられるから、これも舜盛自筆のものとすることが出來ようと思ふ。

横印信集と推定される「紙神」に次の如き奥書が揭げられてゐる。

右神道一流之水丁（灌頂）印信切紙等一塵不レ殘舜盛大德依ニ求法甚深一附屬斯畢、縱雖レ積ニ於金銀珠玉壇前一於ニ不信懈怠之輩一敢不レ可レ授レ之、若信力堅固於ニ重レ法輕レ命一者、勿レ惜ニ此法一、但五年三年之內鑑ニ法器一可レ渡ニ此手判一、若致レ聊ニ爾天照太神乃至吾朝一萬三千餘社ノ冥罰八萬四千毛孔每可レ蒙云云、仍一流相承之附法狀如件、

永正十五年戊刀十一月二日鬼宿日曜

傳燈大阿闍梨權大僧都全祐

卽ち此の附法狀に依つて、此の書は、永正十五年十一月二日全祐から舜盛へと相承せられた横印信集なることが知られるのであるが、これとの類推に依り、恐らくは前記竪印信集も同じ頃に授與せられたものであらうと考へられる。尙、竪印信集の方には、奥に別筆にて、「大永三年癸未正月十日　（花押）」とあつて、永正十五年十一月よりは四ケ年を經過してゐるが恐らく後の傳持者が奥書であらう。

斯くして右に揭げたる番匠拙大事は、それが此の「神　竪」の中に收められてゐることにより、永正十五年に授與せら

れたものと推定することが出來るのであつて、從つて其の書寫年代も、それが自筆とせられる限り、永正十五年であるとすることが出來よう。

尙、舜盛に至る兩部神道の血脈は「紙神」に依れば次の如くある。

一、麗氣血脈　五

天照太神―五代―神武―嵯峨天王(ママ)―弘法大師―眞雅―源仁―益信―法皇―寛空―元杲―仁海―成尊―義範―勝覺―定海―一海―房海―實印―淨眞―覺賢―賴明―覺吽―實尊―性遍―觀照―實信―實應―賢信―快暹―範超―爲兼(タメカス)―良遍―極一重―圓海―正圓―定尊―澄賢―良遍―實海―賴尊―眞祐―惠觀―權大僧都良遍―明實―圓賢―空眞―慶尊―慶憲―豪憲―快賢―宗譽―忠秀―眞雄―全祐

吉年吉月吉日

更に、仁王經大事の血脈には次の如くある。

一、仁王經大事　十八

（中略）　血脈相承次第

傳教―慈覺―慈惠―覺運―遍救―淸朝―隆範―隆豪―明雲―顯惠―仁全―永辨―源全―兼全―義源―重明―安源―心海―定源―心秀―實rub言―實盛―空眞―慶尊―慶憲―豪憲―快賢―乘譽―秀尊―眞雄―全祐―舜盛

右依志深授與之者

吉年吉月吉日

前者の麗氣血脈は東密流であるに對して、後者の仁王經大事に附せられたる血脈相承次第は台密流であるとせられるが、當時東・台二密の合流は普通に見られる事實であつた。而して又、前者の麗氣血脈は弘法大師が嵯峨天皇より其の神道を相

承せることを示すものであつて、御門御傳卽ち御流神道(仁和寺御流相承神道)の血脈を示したものである。兩部神道が一に御流神道とも云はれる所以は嵯峨天皇御流であるとの意味である。(勿論此の外に御流の意味を大師御流とも、三寶御流とも取つてゐるものがある。)

一方、堅印信集「神　堅」の方には、麗氣血脈として、左の如き異なれる傳燈が示されてゐる。

大日如來―金剛薩埵―龍猛―龍智―金剛智―不空―惠果―弘法―眞雅―源仁―益信―法皇―濟信―性信―寬助―永嚴―覺印―正覺―顯覺―密嚴―成遍―密瑜―秀圓―慈全―祐範―遍海―朝慶―慶珍―禪覺―宣海―了海―了叡―覺範――忠秀―明慶―眞雄―全祐

更に伊勢御身體事なる印信に附したる血脈には三輪流神道に屬するものがある。

慶雲阿闍梨―皇慶阿闍梨乃至供奉寬宥―明算―慶圓(三輪上人)―廻心上人(本八幡)―明道上人―覺惠(上人)―公意―定空―覺乘(岩生)―宗覺―良禪大德―道體―承行―明源―英範―智叡―了海―了叡―覺俊―覺範―忠秀―眞雄―全祐―舜盛

この血脈の最後の「舜盛」のみは別筆であるから、前記番匠提大事と同樣師全祐の書き入れたものと考へられる。卽ち舜盛には以上の如き御流・三輪流等四流の神道が傳へられたのである。これらの血脈に就いては論ずべきことは多いが今は觸れぬことにしたい。

二

我々は茲に旣に掲げた番匠提大事を中心として兩部神道印信集の成立に就いての社會經濟史的考察を遂げようとするものである。歷史學の方法としての社會經濟史的方法は必ずしも、充分なるものではなくして、其の一方法には過ぎないものではあらう。併しながら、少くも斯くの如き印信の歷史的理解をなすには、一の良き方法とせられ、此の方法に依つて、

初めて其の歴史的世界があらはになり、他の方法に依つては充分なる研究の實績が擧がらないのではなからうかと思はれる。

却說、右の槌大事に就いての、訓詁的註解は玆ではさして必要ではないであらう。それは大工職の上棟式に際し唱へる眞言祕法の一種であつて、この行事を行ふことによつて、建築は無事安穩に落成するのであり、今日に於いてもこの大事は行はれてゐる例を尠しとしない。

我々は今少しく、番匠槌大事の兩部神道印信集に於ける位置を考察し、且つそれの展開を略敍するであらう。

旣に述べたる竪横兩印信集は、竪印信集である「神　竪」には伊勢大神宮大事・大日釋迦事以下四十數種の印信が收められ、横印信集とせられる「紙神」には諸社灌頂・諸神灌頂・天兒屋根命太祝詞（フトノリト）以下の五十餘通の印信が集められてゐるが、玆に問題とせられる番匠槌大事は竪印信集に揭げられてゐる。これらの集の成立年代は「紙神」によれば、八幡大菩薩祕傳十三の印信の中に、「行教和尙、貞觀ノ聖主清和天皇ノ勅使ト〆三衣ノ袖阿彌陀ノ三尊ヲ遷給ノ今年應安元年マテ五百十年男山之利生是新也。」とあることから、此の編述が（北朝）應安元年に出來たとすれば、長慶天皇の頃である。恐らくは「神　竪」の方も此の時代、卽ち吉野朝時代に於いて成立したものと見るべきであらう。

尙、番匠槌大事は、兩部神道の一古寫本（題名缺、大倉精神文化研究所藏）によれば、初重より初まり九重に至り、更に極、極祕、別紙の重々口訣のある中の、八重の三に置かれてゐる。これ亦、其の內容よりして竪印信とせられてゐるものゝやうである。

然るに流布の御流神道印信集を見るに、番匠槌大事なるものは、竪印信ではなくして、横印信に收められてゐて、一本に依れば、横印信八十四通の中、第十六通に收められてゐる。御流神道印信集は、竪横の上下二卷に分たれ、御流神道類聚とも稱し、或は上卷を御流神道竪印信集、下卷を御流神道類集横下とも稱するが、竪印信には、主として直接神祇の祭祀に關するもの、横印信には多く番匠・鍛冶・兵法などの工巧技術に關する祕決を聚めてゐる。竪横印信の區別は、竪文と折紙

との形狀の相違であるが、竪文は主として詔勅以下官符の文書乃至莊嚴を要する場合に用ゐられるのであるから、其の內容からしても、其の形式からしても、竪印信が横印信よりも重いとすることが出來る。從つて番匠に關する祕法が神祇祭祀に關係した竪印信集に收められず、横印信集に收められるは寧ろ當然であるとせらるべく、鈴鹿本竪印信集にこれが收められてあるは、流布印信集の成立よりも遙かに早いとしなければならないと思はれる。

尙又、鈴鹿本の印信集と御流神道印信集との重要な相違は、前者には工巧技術に關する祕決としては番匠槌大事のみを收めてゐたが、後者には大工番匠の印信のみでも、此の槌大事を初めとして、番匠兒屋入・鈔(鋸)・枰・墨指・鉢(鑿)・杓(擇杖)・鏇・細工箱・釿始・石敷・柱立・堂塔棟上・造作・修理・大工番匠切紙・大工番匠極位などの諸大事が收められてゐることである。一本によれば、更に錐・鉋・鎚・社棟上などの諸大事があり、又、御流神祇道諸大事部集(文政三年、憲譽編)には、大工番匠部として三十四通が收めてある。即ち入兒屋・鋸・枰・墨指・鑿・錫杖・鎮・箱工箱・釿始・石居・柱立・堂塔・棟上・番匠棟上槌打・造作・修理・番匠極位・大工匠切紙(番匠敷)・以上十七通相傳也、以下依望又可授也、鉋始・錐・楸・搔・板・小刀・幣切・幣加持・淨衣袴・烏帽子・散米・進酒・中啓・垢離・地割・幣振・矢摺・砥などの大事がそれである。

今、この御流神道横印信集中の大工番匠切紙一通を引文すれば、

先木屋ニハ七重ニ注連ヲ引、淨衣ヲ着シ烏帽子ヲ着シ、新場ヲハキ能々精進ノ可レ入。天律(マヽ)兒屋根之子孫至極候間以ニ其働ヲ彼ノ所ヲ木屋ト申也。餘リニ深祕至極候間木屋ト書也。木字兒屋ト云字ヲ傳テ云也。祕事也。又云、大工ト云事天律(マヽ)兒屋根ノ尊ノ子孫ニ大神工神トテ二人御座リ。御代ヲ給テ後チ宥(マヽ)(用)明天王(マヽ)ノ御宇ニ大和國宇多郡ニ四天王ヲ作リ給フ。又大神工神ノ子孫ニ番神匠神トテ二ノ神御座ス。其ヨリ以來代々相續彼所ヲ傳フ。然間大神工神ノ頭字ヲ取テ大工ト云也。又其子孫ノ尊ニ番神匠神トテ二神御座ス也。其頭ノ字ヲ取名ニ番匠ト也。尋常ノ者ヲ番匠ト云也。番匠ト書テツガイタクムト讀也。去レハ番匠ト與ニ大工ト各別ト可レ思也。可祕云云。

とあつて、大工番匠の本緣を天津兒屋根命の子孫の神、大神・工神或は番神・匠神に託しつつ、用明天皇の御宇大和國

宇多郡に四天王を作りてよりこのかた代々相續して、彼の所を傳へてゐるとあるによつて、必ずや此の地方に座の特權を有するところの大工職の間に發生した口傳であるとせらるべく、それが斯かる兩部神道の印信に於いて語られてゐることは、當時建築業者が社寺の勢力下に隷屬し、社寺の認知する特權に於いて其の權利を主張し得るの狀態にあつたからであらうと思はれる。而も彼等が、斯かる口傳の形式に於いて、其の特權を主張すると云ふのは、恰も上代に於いて氏族の土地所有權が記・紀所載の如き語部の傳承に於いて法的根據を認められてゐたのと同樣の現象であると思はれる。

而も、次の印信、大工番匠極位大事の中に於いて「口云、奈良之大工左衞門尉朝清相傳以來廣傳來也。」とある如く、中世南都に於ける東大興福二寺を中心として、勃興した奈良大工の口傳であつたことを推定することが出來るのである。

南都の建築業者間に於いて、斯かる口傳が成立してゐたことは、兵庫縣日原正照氏の報告に依れば、日原氏はもと南都藤原朝臣日原大工とて、現に國寶建築物をも殘してゐる大工職の家であるが、此の家には大工番匠に關する幾多の古文書を傳へて居り、傳教大師より拜授せるものとする大八天塔の卷物及び圖面、或は吉田神祇道家より受領せる京都吉田御用大工景右衞門尉殿とある大工鑑札、神道大事書などが保存せられてゐると云ふ。傳教大師より拜授せるものとするは、所謂兩部神道（山王神道）の番匠口傳であるべく、吉田家よりの相傳せるものは唯一神道の大工口傳であるとすることが出來る。

兩部神道の番匠諸大事は、やがて唯一神道家に受けつがれ、諸種の許狀の發生を見る。今、其の一、二を示例せば先づ次の如き奧書を持つ「上棟之次第」（但し略式）の切紙が成立する。

右依令所望授與──畢

年　月　日

神道管領　御朱印

唯一神道に於いては、兩部神道に於けるが如き堅横二形式の相承形式のみでなく、更に切紙・横折中高二つ折・横折中

高竪書・横折御許狀・延中高竪書など種々の形式が認められ、料紙に就いて特に宿紙を用ゐる場合があるなど、又其の許狀のしたため方など煩瑣な規定が存在するに至るのである。

上記の上棟之次第は切紙の形式に從ふのであるが、次の如き上棟之節風折白張の許狀は横折中高二つ折部に屬する。

上野國綠野郡
三皮村大工
井上右近照本
右神殿及上棟之節
可着風折烏帽子白張者
神道之狀如件
文化三年正月十八日
神祇管領 御朱印

これにも亦、次の如き横折竪の許狀が見られる。

武藏國豐島郡峽田領袋村諏訪大明神宮大工
清水長門藤原忠久
右神社上棟之節可着風折烏帽子狩衣者
神道之狀如件
天保五月四月一日
神祇管領長上卜部朝臣 御朱印

唯一神道は、江戸時代に入つて、兩部神道に合揉せられ、御流唯一神道、一に英仙流の御流神道を成立せしめる。家藏

の神道唯一番匠大事なる印信は、此の英仙流に屬するか否かは不明ではあるが、兩部神道と御流神道との合揉せるものであつて、文久二壬戌年閏八月吉日、權僧正快雄が書寫相承せるものにかゝる。これは快雄が相傳せる八部の中の第六に當るものであるが、中に、手斧初大事・棟上之大事・槌打之大事などの諸大事が收めてある。

以上の如きと全く其の系統を異にした番匠の神道としては、紀伊國三木之住忌部家より授けられたる大工諸行事祕傳之巻（一巻、大倉精神文化研究所藏）がある。この大工傳の後に附された建築設計圖によれば、この書は近江國愛知郡押立村並びに其の近郷をば自己の職場とする一大工の持本である。「抑宮家のはじまりは神の御世にして天地と共にをのつからそなはり、天神七代大殿志の尊大殿部の尊に至りては、はや草木を以あめ風をしのがせ玉ふ事堅くさだまれり……」云々と大工職の本緣をば神代に求めつゝ、更にこの祕傳を授けたものが紀伊國名草郡御木・麁香の忌部氏であるからして、齋斧・齋鉏を以つて始めて山の材を採り正殿を構り立てたる此の氏の祖神手置帆負・彦狹知二神をば大工の祖神と崇め、小屋安大明神と崇めるに至るは當然のことであるとせられる。

斯くて神代の鋒は今、備前國松浦の社に納め、鋸は丹波國奏神の神社に、錐は播磨國進東郡きりの宮に、槌は伊賀國槌の宮に、さしかねは信濃國佐久郡阿智神社に納め崇め祭るものであるとの番匠關係諸神社の緣起を語り畢つて、これにつゞいて祖神祭・地祭作法・鋒初作法・家堅などの作法を授けてゐる。これは云はゞ忌部神道の範疇に屬するものと云ふべきものでもあらう。

三

御流神道積印信集には、更に鍛冶・兵術などの工巧技術に關する祕決が收められてゐる。鍛冶大事には「以上合十五通者鍛冶之大事畢」とある如く、「極位箱大事の鍛冶金山之事に至るまで、すべて十五通あり、鍛冶・大鎚・小鎚・大寄・小寄

鑪・鑢・鞴・鐵礁・炭搔・屎金・荒砥・中砥・船砥・極位の諸大叓が收められてある。又、御流神祇道諸大事部集には、鍛冶之部十六通とて、鍛冶屋・火・大鎚・小鎚・大箸・小箸・鑪・鞴・鐵礁・炭搔・屎金・荒砥・中砥・砥船・極位の諸大事が聚められてゐる。

兵法に關するものとしては、兵法甲冑・兵法大刀・八刀・兵法矢違・兵法枕・圍・災敗・怨敵退散などの諸大叓であるが、兵法甲冑・兵法大刀・兵法矢違・怨敵退散之大叓に就いては說明を要せぬであらうが、八刀之大叓とは鈍刀骨を切るの大叓、兵法枕之大叓とは、其の秘歌には、

武士乃枕仁神乃告計有連波覦敵毛顯連仁梟利三反

とあつて、「縱臥入共逢レ敵不レ失レ利也」の秘法といふ。圍之大叓は軍陣の圍のことであり、災敗之大叓の災敗も「口云災敗トハ者軍陣ニ立ッ時腰ニサスモノ也。」とある如く采配のことで、此の秘法を修する時には、「雲仁乘利朝日仁馳留我加身仁和敵農吹拂守神風曾吹久」と云はるゝ效果があるものとせれたのである。我々はこれらに依つて、中世の戰國亂麻の時代相を窺ひ得ることが出來るので、枕之大叓の云ふが如き、當代の武士は臥床時に於いてすら油斷なり難く、いつ寢首を搔かれるかわからなかつたのであつて、我々は此の印信集に於いて戰國時代の意識を觀取することが出來ようではないか。

尙、右の如き兵法秘傳は神道極秘書（一卷、元祿九年寫　家藏本に從ふ。）なるものにも二、三收められてゐて、上述のものと異るものとしては、弓・太刀・刀・貝法並吹樣之大事などがある。又、斯かる兵法の横印信は獨立して武士部なるものを構成するに至る。本覺院祐海なるものゝ持本三輪流神道諸大事武勇部には三十餘通の印信が收載せられてゐて、兵器加持・弓箭三通・鎧・太刀・刀・脇指・甲・具足・鎧甲二通・六具・幡・母衣甲冑・母衣・鞭・馬鞍・圍・矢違・陰形・旗宿・枕・主命殺害・殺生・鷹・六畜食・魚類食・庖丁・門出・曲馬・曲馬不船乘・出陣門出・河渡・乘舟・幕の諸大事がそれである。尙、南都靈山寺に傳來した兩部神道で、寛文十三年不動院深圓の書寫にかゝり實源なるものに傳へられた武勇部には更に實源

が陳螺貝大夏を附加して計卅三通を收めてゐる。（以上家藏本に從ふ。）

又、御流神祇道諸大事部集の武士部四十一通には十二軍・閑屋・枕・乘船・馬乘・馬屋・牛馬・陣幕・兵法・忍・所手、居相・刀・太刀・早繩・長刀・槍・鎧・楯・具足・甲・腰宛・腹・戟場・陣先懸・箭遣・陣屏・軍陣圍・鞍・上帶・弓箭・脇指・弓懸・鷹野・早九字・十字・怨敵退散・頭巾・鐙母衣・武射がある。

以上掲げたるところは番匠・鍛冶・武士に關する印信であつたが、我々は更に農・工・商業者の間に成立せる多くの印信を見ることが出來る。前揭憲興編御流神祇道諸大事部集は、富田斅純氏編秘密辭林に從つたのであるが、これは近時田中海應氏によつても紹介せられた豐山長谷寺事相目錄中のものと同一であると思はれるが、これは文政三年憲興が、自序に「集二古來堅横印信一名二部類集一」とある一冊一帙のものであつて、更に次の如きものが收められてゐる。（田中氏「眞言宗より見たる兩部神道史私考」（大正大學々報第二十七輯））神主部四十九通、神子部二十通、市之部六通、社人之部九通、修驗之部三十通、醫道之部二通、武士之部四十一通（前揭）、相撲之部一通、鍛冶之部十六通（前揭）、鑄物師之部三通、（鞴屋・金山・衣那荒神）、石工之部五通（鞴・火・鎚・箸・礎）、大工番匠之部三十四通、杣之部十通、（杣・木屋入・撥遣・神木切・鈔・墨坪・墨指・曲鑕・砥・鉋）、桶屋之部十通、（細工箱・包丁・大榑椴・鋸・砥・鉋・錐・前鉋・鏑大）、紺屋之部五通（紺屋・水・業人愛敬・墨・筆）、船頭之部三通（船頭・渡海・渡河）、疊屋一通、商人之部十三通（賣買・惠比須・門出・業人愛敬・秤・升已上通部、麴・守已上三通麴屋、酒屋・開酒已上三通酒屋、油屋・書物・風呂）、馬苦勞之部十通（馬苦勞即伯樂也、近世伯樂は馬醫也、馬苦勞は牛馬賣買之人也、然又別故爲二門、實一也）（伯樂・針。庖丁・馬・馬乘・馬屋・曲馬已上伯樂部、牛馬・馬・馬曲・馬辻・曲馬乘船・手綱・鞭・門出・賣買・進酒・利鐘已上馬苦勞部）男之部十三通（初重印信・鎌・鍬・犁・種蒔・穗懸・糞床・鈔・鑃・椅・脇指・水・渡河・護身法）、女之部十三通（初重印信・月水・歯黒・鏡・安產・仮櫃・水・針・機・箸・裁衣・河渡・釜・臼・女性云二手箱一帶伊勢虎良）、子供之部六通（硯・墨・筆・水・手習・書物）、雜之部十九通がそれである。

又、同じく長谷寺事相目錄中の三輪流神道源流集八冊には、緇素祈誓部並諸職部・武勇部・大工鍛冶部・四民陰室小箕・四民などの部立が見られ、三輪流神道諸印信には、武勇部一帖、諸職部・農部・商部 合一帖、陰室部・庶民通用 合一帖が見られる。（鏡島寛之氏「中世に於ける寺院僧侶の神典研究」「文科」第三卷第三・四月合併號など參照せよ。）斯かる祕傳は光宗の編述になる溪嵐拾葉集に見ることが出來て、台密の側に發生せる口傳法門を知ることが出來る。この書が「顯戒密記神道三百餘卷之抄」であると云はれる如く、これが撰述せられた吉野朝時代のあらゆる口傳を集成したものであつて、從つて當時諸職人の口傳法門をも窺ふことが出來るのであるが、それらは神道の名に於いて總括せられてゐたのであつた。素々光宗は山門にあつて天台の教を學ぶ以外、醫法を行法聖・淸增聖に受け、俗書を公慶僧都。眷乘阿闍梨・尒贇禪師・智圓禪師・智德大德に學び、歌道は尒贇禪師・義憲法印・義源僧都・眷盛阿闍梨を師とし、兵法は義憲法印・義源僧都・定宗法印・榮俊阿闍梨に就いて黃石公傳・神明相傳等を受け、又術法を公慶僧都・慶盛阿闍梨・觀慶阿闍梨に學び、耕作業を智乘大德に習ひ、工巧を傳信和尙・公慶僧都に習ひ、而して算術には公慶僧都・性圓阿闍梨・事圓禪師を師としたといふ。斯くの如く、僧侶の修學が、其の本旨とする佛教々學以外に、醫學・文學・兵學・工學・農學・理學の各方面に亘つてゐたと云ふことは中世佛教の重要なる特徵であつた。

四

斯くて我々は、以上述べたるが如き兩部神道の諸印信が如何なる歷史的意義を有しつゝ成立したものであるかを考察すべき時期に立至つたのであるが、それは先づ斯かる印信が發生せる歷史的世界を明らかにしなければならないであらう。我々は斯くの如き印信を發生せしめたる歷史的世界の中に再び其の印信を還元するとき、初めて歷史學の課題としての追體驗をなすことが出來るのではなからうか。斯かる歷史的還元をなし得ざる限り我々が今取扱ひ來れる兩部神道印信の如きたゞ不可解なる中世深祕主義としてしか我々の眼には寫らないであらう。

鎌倉時代以降商人及び職人が徐々に分化して一の階級を形成したこと、これが中世社會經濟史の特徵であるとせられる。これら商工業者は、領主の保護と獨占的特權を取得する代りに、一定の貢納を負擔するギルド的團體たる座に結成されたのであるがそれは室町時代に入つて更に一段と發達を遂げ、室町時代末期に至つては、商業の發達は座の限界を超えて、座の制度は沒落し、自由商業が勃興するに至つた。

中世に於いても、勿論農民は廣汎に自給的家內工業を營んではゐたが、一方、鎌倉時代の莊園には既に分化した手工業者が見られる。これらは本所・領家に屬し、彼等の或るものは神人・寄人の名を持ち、莊園內の下級役人のやうな地位にあつたもので、莊園內に名田・給田を與へられた番匠・葺工・銅細工人・土器作・鍛冶などがあつて、屋敷・畠をもつて一方に農耕し乍ら他方に本所・領家のために手工業生產に從事し、又は特殊の奉仕・貢納を負擔した。建築などの場合一般農民が夫役として徵發されたことは云ふまでもないが、これら番匠・葺工は專門的手工業者として働いたのである。

幕府には直屬の細工所があり、木工・檜皮工・壁塗・佛師・鑄物師などの御用職人が用り、社寺には當寺職人・當寺番匠と稱する職人が居た。其の他都市には專門的且つ獨立的な手工業者がゐたけれども、多くは社寺・本所との間に特殊な關係を結んでゐたものゝやうである。

斯くの如き、社寺・本所と關係をもつた手工業者は京都等の都市、莊園乃至一定區域內に、獨占的營業權を持つやうになり、鎌倉時代末から現はれ室町時代に至つて發展した座の制度は、斯かる商工業者團が、本所・寺社との關係において得た特權に基づくものであると云はれる。當時商工の分離は未だ不完全であつた。手工業者は自ら原料を購買し、且つ自ら製品を販賣しなければならなかつた。併しやがて工人の座から商業的發展を遂げたものがあらはれ、中世末期には商工の區別は顯著になつて來たといふ。（土屋喬雄氏「日本經濟史概要」）

就中顯著なる發達を遂げた建築業者の座は、其の性質上特に社寺を本所として獨占的營業權を獲得するに至つたものと

考へられる。中世に於ける寺院第一の勢力として擧げられてゐる延暦寺は、一山三塔十六谷に分れ、クラッセの日本西教史に從へば、こゝに元三千八百の佛閣と、殆んど同數の美麗なる僧院とがあり、戰國の末頽破の後も猶五百餘を存したと云ひ、これと比肩すべき三井寺は近江國輿地志略に坊數八百五十九院と傳へ、永保元年六月山徒のために燒かれたとき、罹災の實狀を調査した官使の報告に依れば、御願十五所、堂院七十九處、塔三基、鐘樓十五所、神社四所、僧坊六百廿一所、舍宅一千四百九十三宇といひ、ついで九月山徒重ねて發向の際に燒亡する所、堂院二十處、經藏五所、神社九處、僧房一百八十三處、舍宅はその幾千なるを知らずとある。扶桑略記 永正十八年二月十二日に燒失せる高野山の堂塔伽藍は三百餘宇、來婆十九基、衆徒行人等の坊三千九百餘宇といひ、嚴助往年記 天正十三年三月一日に灰燼となつた根來の堂社寺院はすべて二千七百餘宇と傳へて居る。紀伊國名所圖會 東大・興福二寺をはじめ其他諸大寺の甍をつらねてゐる奈良の町の如きは、西教史に依れば地廣しと雖も寺院の數民家よりも多しと謂はれてゐる。就中興福寺の如きは、尋尊大僧正記、文明元年八月十三日の條によるに、百十二院・二十五坊・十一堂・六室・三屋・三倉・一殿・一塔の諸堂舍、棟をならべ、甍をつらねて輪奐の美を誇つてゐたと言はれてゐる。

斯くの如く多數の堂塔伽藍を有する社寺に於いて建築業が發達し、中世に於いては、これら建築業者が社寺を本所とする座を結成するは必然の過程であつた。特に南都大工と稱せられるものはこの諸官大寺に造寺司の特設せられたことと相俟つて上代より顯はれてはゐたが、治承の兵火に依つて燒失した東大・興福二寺の復興事業は建築業者の集團化を一層促進せしめ、玆に多數の座の發生を見るに至つた。

玆に建築業者の座とはたゞに番匠の座のみではなく、建築に伴ふ諸種の座、卽ち鍛冶・釘鍛冶・木工・葺・瓦葺・繪佛師・檜皮葺・檜物・漆工・染紙・銅細工・壁塗・鑄物・樋守等々の諸座が成立するは云ふまでもないことであつて、それには又本座・新座・孫座などの分化を伴ふこと勿論である。

我々はこれらの座に就いての專門的研究は玆では爲すことは出來ないであらう。併しながら、斯くの如き中世に於ける商工業の發達と云ふことの地盤に於いて、旣に述べたる如き番匠・鍛冶などの諸職人の神道印信が成立したものであると考へることが出來よう。前揭長谷寺事相目錄によれば、番匠・鍛冶の印信のみでなく、鑄物部・柚部・桶屋部・紺屋部・疊屋などがあり、又、諸職部、農部、商部と分けられてあるものゝあるは、農・工・商の分離の現象を說明するものと考へられる。更に商人之部に見られるところの印信は、中世に於ける麴座・酒座・油座の成立、例へば祇園社に屬する諸座や大山崎神人の荏胡麻座を聯想せしめるであらうし、又當時書物屋・風呂屋が商賣として立派に成立してゐたことを暗示するものである。船頭部・馬苦勞部の存在は、社寺參詣などに伴ふ交通の發達と相俟つての問屋の發生、兩替爲替の發達を想起せしめるであらうし、就中、馬苦勞部の利錢に關する印信は金融經濟の發達と云ふことに結びつけることが出來るであらう。尙、市都六通の存在はそれがはたして市場に關係した印信であるとするなら、市の發達と聯關せらるべきものであると考へられる。定期市は中世を通じて最も重要な交換樣式であつて、干支市から進んで、日切市・六齋市が現はれ專門的な市商人・買占商人も出て暴利を貪るものさへあつた。本所・領主は市役を課することに依り、市を收入の源泉とした。市商人には市座を有する特權商人も現はれるに至つた。京都其の他の重要都市には卸賣取引市場さへ見られ、それは都市勃興の氣運漸く濃厚となつた中世末期に至つて益々著しくなつた。

子供之部に於ける硯・墨・筆・水・手習・書物など六通の印信は、我々はこれを中世に於ける寺院の教育、寺子・寺入と聯關せしめることが出來る。中世に於いては、寺院が教育を獨占してゐたので、其の方法としては手習が中心であり、其の教科書としては主として往來物であつたが、玆にこれらに關係ある以上の如き六通の印信が成立したのであると見ることが出來る。

ひとはすべて自己の存在の合理づけを求める。卽ちそこに一の觀念形態の發生を見るのであるが、中世に於いて新たに

勃興せる上述の如き商工業者はそれをば當代の精神生活の支配者としての寺社的觀念形態、即ち兩部神道に於いて形成したのであつたと云ふことが出來よう。それは恰も職人階級の勃興に依るところの、鎌倉以降足利期にかけて盛んに制作せられたところの東北院職人盡歌合・鶴岡放生職人歌合・三十二番職人歌合・七十一番職人歌合など所謂職人盡繪更には後のものながら職人盡俳諧歌合・職人盡狂歌合などの文藝による自己階級の表現に對して、宗教による合理づけと考へらるべきものであらう。

これら職人の「職」の概念は中田博士に從へば、第三次の變化に於ける職であつて、「モトヨリ職務ニアラズ、又不動産物權ニモアラズ、特許ニ依テ發生スル特殊ノ財産權」であり、それは又「特許ニ基ヅク營業權」である。それ故に「此等ノ財産權ハ恒久的收益ノ淵源ナル事ニ於テ、不動産物權ト同樣ニ取扱ハレ、コレト同一ノ形式ニ依テ相續サレ、賣買質入サレタルモノナリ、略言スレバ此等の權利ハ經濟上ニ於テモ、又法律上ニ於テモ、終始不動産物權ニ準セラレタル財産權タリシナリ、職ナル語ヲ以テ此等財産權ノ稱呼トシテ適用スルニ至リシハ故ナキニアラザルナリ。」國家學會雜誌、二〇ノ七 である。

併しながら、それは封建的領主との從屬關係の下に於いて、補任され、罷免され、或は認知されなければならないものである。座の特權の一はこゝに其の根據を有するのであるが、而も朝廷を本所とするものを供御人と呼ぶ如く、座が特に社寺を本所とするものに專ら稱せられる場合のあるを注意すべきであらう。これら社寺を本所として座の特權を取得した商工業者は、其の反對給付として社寺の統制に服し、奉仕・貢納などの、義務を負はなければならなかつたのは勿論である。社寺の側から云へば、自己配下のこれら職人は、彼等が世襲の權利と考へ、株と心得てゐたものであつて、莊園經濟を完成させるための經濟的必要からも保護と統制とを必要とした。我々は茲で社寺の採つた保護と統制との方法を述べる必要はない。然し、社寺の側に於いては、彼等配下の神人・寄人などをば、最も得意とする兩部神道の教學に於いて統制するは策の宜しきを得たるものであるであらう。斯かる意味からしても、社寺の側に於いて、既に論述せる如き諸職人な

どの兩部神道の印信を制作するに至つたものであらうと思はれる。諸職人・諸商人等の側に就いて云へば、これらの印信を受けることに於いて、其の「職」の特權をも取得するに至つたものであらう。それに就いては既に揭げたる大工番匠切紙一通によつても知らるゝ如く、この印信に於いて座の特權を語るものであつた。これは更に唯一神道に於ける大工番匠への裁許狀との類推によつて一層明瞭となるのである。唯一神道許狀を受けたる大工は上棟之次第や上棟之節風折白張許狀を受領するとともに、これに伴ひ、其の地方に於ける宮大工としての特權を吉田神祇道家より保證せらるるのである。卽ちこの唯一神道とのアナロギーに依つても恐くは兩部神道印信にも、斯かる特權が附屬してゐたものと考へられる。

五

然らば兵法に關する神道の印信の發生は何を物語るか。

これはもとより武士階級の發展並びに中世社寺の武裝化卽ち僧兵の發達とも呼應するものであつたらう。社寺配下の下級役人としての神人・寄人などの手工業者の僧兵化と云ふことも考へなければならないであらう。然しこれらに就いてはしばらく惜くも、斯かる風潮につれて社寺に於いて兵學を講究し、武術を習鍊することが甚だ盛んであつたことを述べなければならない。既に述べたる如く、光宗は山門にあつて天台の教を學ぶ傍ら、兵法を義憲法印等に學んだのであるが、當時延曆寺の僧徒が修學を外にして兵法を專らにしたことは五代國師自記に、國觀が自ら一生の經歷を敍して、永仁三年西塔院南尾戒上坊止住の際に及び「當坊之爲ㇾ體、云二房主一云二同法一、更无二勸學之志一偏翫二兵法一。」とあるによつて其の一斑を窺ふことが出來る。斯くて社寺に於ける兵法の研究益々盛んとなり、東下野守は僧玄心により兵書劍術を學び、北條早雲、氏康・氏政等はいづれも僧侶について六韜三略を聞き、鹿苑日錄などにも僧侶の三略などを講ずることが見えてゐる。平泉博士によれば叡山眞如藏には大永四年三月上旬口傳せる兵法秘術之次第なるものがあつて、當時叡山に於ける劍術の發

達を見ることが出來ると云はれてゐる。（平泉澄博士「中世に於ける社寺と社會との關係」）

兩部神道諸流に於ける兵法口傳の發達も斯くの如き時世粧の産物であると思はれる。

却說、御流神道印信集は以上論述し來つたが如き歷史的地盤に成立したるものとすれば、斯かる地盤の消失はやがて其の意義の喪失であり、從つて斯かる印信集の相傳は消滅することとなるのではなからうかとも考へられるであらう。併しながら、事實は然らず、如何なる歷史的地盤から發生せるものにもせよ、一の觀念形態なるものは、其の地盤の消失にも拘はらず、次々の時代へと傳へられ、長く消滅することがないのである。これを御流神道印信集に見るに、家藏の貧弱なろにしても、貞享五年氣賀長樂寺西光院の相傳せるもの、嘉永五年金剛資龍時より商慶なるものに授與せられしもの、更に明治貳拾壹年三月大祭典に際し大先達より授與せられたりとする御嶽教普寛講社の太田榮藏書寫のものがある。即ちこれらの印信集は現代に迄も連續して或る社會に於いては生きつゝあるのである。

併しながら、斯くの如きは歷史の舞臺の片隅に於けるあるかなきかに生存するところのものであつて、この印信集の持つ歷史的意義は、信長・秀吉等の武斷的政策による社寺に於ける座の撤廢、僧兵の討滅によつて、幕を下したのではなからうか。

斯くて我々は此の貧しき考察を終る。それは一つの試論であるに過ぎないであらう。さりながら、從來試みられて來た神道史なるものは社會の上層に位する云はば支配階級の神道をのみ其の考察の對象として、斯かる農工商の社會下層部に生存する人々の間に發生した神道は打棄てゝかへり見ることがなかつた。それは神道史の發達にとつても悲しむべきことであり、我々は今後此の方面の神道についても微力を盡さなければならないであらう。

室町時代神道の研究に就いて

――唯一神道名法要集研究の方法と其實例――

文學博士　河野省三

一

神道の史的研究については、ひとり室町時代に限らず、その文獻の時代的吟味が相當むづかしい。それは敢へて神道に限られたことでもないが、而も其の思想の展開上、可なり判斷の誤られ易い場合が多いのである。此の點に於いて、室町時代に於ける代表的立場に在る吉田家の唯一神道即ち元本宗源神道の文獻と著者と思想とは、研究上、なか／＼困難でもあり、又興味と價値との多いものでもある。今こゝに最も著聞なる唯一神道名法要集についての研究に關して、其の一實例を示すことゝする。此の書は、後一條天皇の萬壽元年即ち平安時代中葉に卜部兼延の著として傳へられ、近世以來、學者間には大體、その裏書を否認して、後柏原天皇の永正八年に薨じた兼俱が室町時代中期に述作したものとして取扱はれてゐる書物なのである。

そこで吉田家の神道關係書が此の一書に於いてのみ僞作の疑念が存するのであれば、さまでむづかしい問題ではないのであるが、そこに之と關聯した種々の疑問が横はつてゐるのである。先づこゝに其等の點に就いて一言しておく必要がある。

吉田家の唯一神道を認識するに就いて必要なものに神道大意がある。此の書に二種あるのであるが、一は神道由來記とあつて、後鳥羽天皇朝に於ける兼直の著、一は神道大意とあつて、種々の史實を列記した、却つて神道由來記とも名づけて然るべき內容で、兼倶の著として傳はつてゐるものである。(此の書名が逆に傳へられてもゐる)前者は簡明な神道要論であつて、謂はゞ唯一神道名法要集の大旨とも見るべきもので、一に萬神起元とも稱し、江戸時代に最も尊重せられ、註解書も十種ばかり出てゐる。元來、吉田家では、何時ごろからか代々神道大意なるものを書き殘してゐるさうであるから、其の思想的繼承の上から、何れを何れとしてもたゞ唯一神道書として取扱へばよいやうなものゝ、廣く日本思想史の上から考察しても、思索や學說は時代を除外し飛躍してはならない。兼倶の著として傳へられる後者の神道大意は、其の內容の吟味上、諸神記や諸社根元記と併せ考へて、相當古くから卜部家に傳來し、又書き改められたものとして見られるが、兼直の著と傳へる前者は寧ろ神道大意といふべき內容で、其の思想の實質からして、之を鎌倉時代の初期は勿論、中期にも後期にも當て難いもので、蓋し兼倶その人の撰述であるか、若しくは其の整理を經たものと推定する方が適當であると信ずる。私は鎌倉時代に於ける諸神道說の思想乃至記述の展開上から考察して、大體兼倶の手に成つたものとして取扱ふことにしてゐる(文部省發行日本精神叢書二十、拙著神道大意參照)。

次に疑問符の多いのは三社託宣である。三社託宣といふのは、天照皇大神宮、八幡大菩薩、春日大明神の三社若しくは三神とその御託宣とを巧に按排したもので、一幅の軸物としても、武具の信仰的意匠としても、或は註釋書としても、室町時代後半期から近世にかけて上下の間に廣く流布した神道史上の一文獻である。之がまた世に兼倶の手に成つたものと

して、伊勢貞丈以來、殆ど定說の形となつてゐるが、平泉澄博士は寧ろ兼倶以前に存するものとして其の寃を雪ぎ、近來、西田長男君や私の次男國雄などの研究によると、既に彼以前に存在した信仰形式であつたことは略ぼ疑ひないやうである。尤も此の三社の信仰の高く深いことは、何時の世も變りはなく、殊に鎌倉時代に盛んになつて、其の御託宣が既に時を異にして、それ〴〵此の時代に信仰せられてゐたのであるから、室町時代の信仰界と吉田家の神道思想との展開上、或は兼倶の父兼名若しくは其の數代前に、斯やうな特殊な信仰形態を構成したものと斷定しても差支ないであらう。たゞそれが兼倶に至つて急に世に普及する形勢となつたのは、素より兼倶の時代と位置と力量とに依ることであらうが、ともかく、吉田家並に室町時代の神道研究上の困難と興味（希望）とが、これによつて其の一端を示してゐるとも云へるのである。

斯やうな懸念を要する問題は尚少くない。室町時代後半期から江戸時代にかけて、中臣祓についで信仰上の勢力を得た六根清淨祓といふ詞が、吉田家に於いて、欽明天皇の昔、遠祖常磐大連が撰述したものだと稱してゐるに拘はらず、世間では、大體それも兼倶の僞作であらうと考へてゐる。其の思想上の吟味は、自然にその邊に落ちつくものかと思はれる節が多い。又日蓮が創唱したと傳へられる法華神道も、實は兼倶の時代に於いて、法華教徒が一部の壓迫を避け、又その神道說が既に鎌倉時代に在つて吉田兼益の傳授を得たものであると云ふ虛構の事實を史實として裏書するために、兼倶の承認を經たと云ふ見解もある。

兼倶その人は、思想的にも政治的にも傑出した人物で、吉田神道を大成し宣揚して、一代の思想、信仰をリードしたものであるが、其の京都神樂岡に於ける日本最上神祇齋場所の施設や神祇諸管領長上の僭稱や、宗源宣旨（宗源神宣）と神道裁許狀の考案などは、著述に於ける積極的手腕と消極的良心とに於いて、少からず研究者の不安を誘起するに足るものがある。從つて其の名を銘打つた著書例へば十八神道源起・倭國軍記・三國運合之圖などが其の類である。而も兼倶は其

の著作、又唯一神道名法要集、神道大意などによつても知られるやうに、愛國的、自主的精神も豐かであつたからして、僞論語と稱する之も名高い僞書ながら、其の國家的、敬神的な思想の豐富な點からして兼倶の著ではないかと推定する人も稀にはある。それらの事情からして、兼倶の學說・思想・著述の再檢討と相待つて、此の唯一神道名法要集の研究は先づ其の內容からして、少からぬ困難を豫想しなければならぬのである。

二

是等の著作類がたとひ兼倶自身の手になつたものでないにしても、それらが兼倶の僞作として推定し思考せられる所に、兼倶の思想學說の面影が存するのであるから、暫らく之を他人の著書として取扱ふにしても、先づ十分に其等の內容的考察卽ち思想的吟味を加へて置かなければならない。少くともそこに兼倶その人の片影があり橫顏がある。

是に於いて、我等は兼倶の著として最も信用の置ける著述で、名法要集などの思想と何等かの交渉を有し、兼倶の思想學說を理解する上に相當重要性を有するものを吟味してみなければならない。兼倶の著として傳へられる名著は少くない。就中、中臣祓祕密抄（中臣祓講義聽書）と神代卷抄とは最も注目に値ひする。前者は大祓詞註釋大成上卷に收められ、後者は國民精神文化研究所から刊行された。此の二書によつて最もよく兼倶の學識が認識せられるが、吉田神道そのものについての學說、思想、敎理、儀式等を特に述べたものではないから、自然その後裔たる兼右、兼見及び淸原宣賢等の著述をも參考に資せねばならず、又唯一神道に於ける種々の傳授、施設等についても考察を加へる必要がある。而して尙、兼倶の著述と思はれる十八神道源起、神名帳頭註、八幡愚童訓などの書を調べてみることも大切である。

次に重要なことは、鎌倉期に於ける兼直や兼方の著釋日本紀や、建武中興時代に於ける慈遍（兼好の兄）の舊事本紀玄義、豐葦原神風和譯などから、兼倶の父兼名に至るまでの祖先たちの思想的考察で、それに次いでは、室町時代に於ける

神代卷の研究に對する思想的檢討、又鎌倉時代から室町時代にかけての諸神道說、即ち山王一實神道、兩部習合神道、伊勢神道などの神道說の展開、殊に比叡山や伊勢などに發達した。皇室並に神宮に關係の深い神道說に關する考察が重要である。更に兼俱前後に於ける白川家、一條家などの神道に於ける諸般の事情や、兼俱を繞る公卿達の日記類なども參考に資する必要がある。斯くて神道發展の經路と、時代思想の斷面とを明かにして、こゝに兼俱その人を考察し、兼俱に關係ある唯一神道名法要集その物の實體を檢討することが出來るのである。從つてこゝに名法要集そのものゝ書誌學的檢討が必要となつてくるのである。

三

唯一神道名法要集は唯一神道の經典として貴重であるのみならず、明治以前に於ける所謂神道書としても、其の思想的內容に於いて多大の重要性を誇り得るものである。然るに其の思索が稍々深く、其の叙述が幾分六かしく、且吉田家に於いて特に宣傳を控へた事情でもあるのか、板本も僅か明曆元年の二冊本が一種公にされただけで、續群書類從にも收められてはあるが、明治以後になるまで世に流布しなかつたのである。從つて其の寫本に接することも稀である。

江戶時代の神道書には多少その引用を見出すのであるが、註釋書も殆ど世に知られてゐない（上野圖書館に一點ありと聞きながら、未だ手に接する機會を得ない）私は數年前、永正元年、兼俱の門下たる大阿闍梨位權少僧法印快尊が特に其の師に請うて其の自筆本から寫したといふ奧書のある古寫本を店頭に求めたので、昭和十年三月に國民精神文化研究所から聊か縮少して寫眞版に附し、解說を添へて刊行することゝした。表紙やその他に多少の疑ひを存する點もあるが、大體、當時の筆蹟と見て差支ないと云ふ先輩の同意もあつたので、快尊本として世に弘めた譯である。此の解說を書く際、江戶時代初期に屬する寫本が舊尾張藩の德川義親侯の所藏中に在ることも、更にその以前から當の吉田子爵家に兼俱自筆

の本があると噂さにも聞き、その內容も想像してはゐたが、之また尙囑目するの機に接しない。研究を遂げる上からは、是非それらを調べて見た上でなければならぬのであるが、暫くそれを他日に期して、貧しき資料を生かしての研究法に進んでみる。幸ひ宮地博士から多少寫本の系統を異にしたかと思はれる江戶初期に近い古寫本を借り受け、之に板本と續群書類從本とを比較校合した。その結果は右の解說に示してある。ともかく、私の所藏本からして、名法要集の比較的に古い寫本が公に弘められた譯で、之を流布本と較べて多少考へさせられる點がある。

八代博士は本書のうちにある唯受一流血脈卽ち卜部氏の系圖に、兼俱の曾孫兼右の名の右肩に「今上」の二字が書き添へてあるのに注意し、それ以前の人達の名の傍に其の時々の天皇の御名が明記してあるのと合せ考へて、此の書は正しく兼右の著述であると推定されたことがあるが、快尊本には系圖が兼俱で終つてゐる點から見ても、亦兼俱の肉筆本と稱せられるものが吉田家に現存してゐると云ふ點から考へても、名法要集が少くとも兼俱の手に觸れたことは事實である。その以前に果して何人が之を著はしたであらうか。

著者としての奥書のある兼延は如何なる學殖のあつた人物か全く詳知するよしも無いと思ふが、世に其の著として、宗源神道具圖形、神寶圖形卷といふ各一卷の寫本がある。其の筆寫が近世期のものであり、圖形がさまで古いものとも思はれないから、兼延を研究する手がかりとしてはたより無いものである。たゞ兼延の時代、卽ち藤原道長の一族榮華を極めた頃に、本書のやうな思想が存在し、又それが本書のやうに組織されようとは、どうしても考へられないことである。

本書の初に、神道を分類して三家神道と爲し、世に行はれてゐる本迹緣起神道と兩部習合神道とに對して、自家のそれを元本宗源神道と稱してゐる。是等の名稱は室町時代以前には殆ど文獻に見えぬものである。本迹緣起神道は又社例傳記神道ともいひ、伊勢・八幡のやうな著名な大社に傳はるもので、それが盛んに世人の信仰を集めたのは、蓋し安居院の神道集などに見えるやうに、大體、室町初期と思はれる。尤も伊勢の度會神道は鎌倉時代の初期から發達し、當代に大きな

勢力となつたが、其の神道説の源流たる神道五部書がまた大分疑問の書で、思想史上、大略、平安末期から鎌倉初期にかけて完成せられたものと思ふが、此の伊勢神道が積極的に京都の卜部神道と交渉し、それに著しい影響を與へたのは、多分、建武中興の前後即ち北畠親房、慈遍僧正の頃であつたらうと想像する。

元本宗源神道の宗源の二字は勿論、神代卷から來たものであるが、元本の二字は神道五部書のうちの寶基本紀や倭姫命世記に在る所の「元レ元本レ本」（ハジメトシテ、トス、モトヲ）といふ語から來たもので、（親房の元々集もさうに違ひない）、思想上、その尖端を往つて元本宗源と稱したに違ひないのである。

兩部習合神道は平安朝に天台、眞言顯密兩宗の間に萠芽し、鎌倉時代から室町時代にかけて、相當の活氣で都鄙に發達したが、それが前者と共に、思想界、學界の表面に活動し始めたのは、やはり建武中興前後であつたらしい。斯くて此の兩者に學び、その長所を採り、其の根據を神典と朝廷の祭祀とに求め、之を鎌倉時代以來漸次、深化して來た哲學的思索と唯心論的思想とによつて組織と權威とを與へ、其の絶對的位置を獲得する爲に唯一神道の名稱を用ゐたものと思はれる。此の四字が後一條天皇の御畫であると誇示してゐるのは、時代を背景としては、到底首肯し難いことである。「神道」といふ語の斯やうな固定的發達を見るのも、大體、室町時代であると云はねばならぬのである。

本書の特色として世に賞揚せられる神道を根本とした儒佛思想の巧妙の調和、即ち所謂反本地垂迹の主張に本づく三教枝葉花實説は、既に慈遍の名著舊事本紀玄義に鮮やかに見えてゐる思想で、語句も兩者極めて近似的のものであるが、慈遍は伊勢神道を繼承し、兩部神道をも學んだに違ひないから、此の思想が本來、卜部家のものか、或は兩部神道の間に發達したものであるか、俄に判然しない。素より神道的精神の著しく進展した鎌倉末期に在つては、自然に現はれる學説であつたらうと思はれるが、之を本書に於いて、聖德太子の密奏に出づるものとしてゐるのは、或は兩部神道家の間に夙に發達したものかも知れない。而して本書と神道大意との精神がその思想と共に、此の枝葉花實説を飛躍して、神道の位置

を遙か前方に進めてゐるものがあることに氣付かれる。何れにしても、此の神道説は本書に於いて最も著しく世の注目を惹いてゐる。斯やうな事實は親房卿の神皇正統記を考慮に加へてみるだけでも、恐らくは室町時代半ばに至り、又兼俱のやうな思想的人傑を待たなければ本書の出現を豫想せしめないであらう。

兼俱以來、唯一神道に關する書籍、即ちその教を直接に世に弘める經典は、急に著しく人の目につくやうになつたが、それ以前に在つては殆どこれと云ふ程のものがない。斯くて本書に、曩祖大織冠鎌足の言として示されてゐる「吾唯一神道者以二天地一爲二書籍一、以二日月一爲二證明一云云」の名句が、一種の意義を暗示するやうにも思はれる。而して又此の語と相並んで本書の精神を明かにする所の「國者是神國也。道者是神道也。國主者是神皇也。太祖者是天照大神也。一神之威光遍照二百億之世界一、一神之附屬永傳二萬乘之王道一云云」の一節は、建武中興當時に興起した神道精神を繼承展開し、自家の唯一神道をして萬法の上に超然たらしめ、皇國をして大千世界に君臨せしめる意氣の昂揚を感じた兼俱の思想と識見と手腕とを聯想せしめずんば措かないものがある。兼俱の心胸の淸濁は暫く措き、時代の情勢と、神道史の展開と兼俱の業績とを併せ考へて、私は本書を斯の如くに檢討したのである。

室町時代の公卿の精神生活

――樵談治要研究の方法と其實例――

國民精神文化研究所文學士　中村　光

一

樵談治要は、文明十二年七月二十八日に、一條兼良が時の將軍足利義尙の切なる需によつて政道の詮要を記し進めた書物で義尙の幕政運用上の指導參考に資せられたものである。當時義尙は年齒なほ十六歲といふ年少であつて、實際の幕政は母の日野富子の左右する所多かつたとはいへ、青年らしい眞面目さから、恰かも應仁文明の兵亂が熄んで世が一時平穩に歸したのを機會に、いよ〱政務に精勵し治績をあげんがために、當時公卿の中でも學識共に隨一とされた長老一條兼良に治道の根本方針を請いたのである。これに應じて兼良が書いて將軍に呈した政治上の意見書が卽ちこの樵談治要である。兼良はこれと同じ頃この他に「文明一統記」をも書いて義尙に呈してをり、また義尙の母日野富子には「小夜のねざめ」を呈上してゐることは既に知られてゐる通りである。この三者の內容は何れも大同小異であつて、一條兼良の政見が最

もよく表明されてゐる點に於てよき史料とせられる。從つて「文明一統記」と「樵談治要」とはよく兼良の思想によつて貫かれてゐるのではあるが、その內容を仔細に點檢すれば、この二者の云はんとする所には自ら多少の差異あることを思はしめるものがある。卽ち「文明一統記」の、八幡を祈念すべきこと、孝行を先とし、正直をたつとび、慈悲をもつぱらにし、藝能をたしなみ政道を心に掛くべきこと等の條項を一見すれば、この書の說く所が、將軍義尙の將軍としての個人的な人格の修養といふ點に主眼を置いてゐることを知ることが出來る。從つて各條項に於て說かれてゐる內容は、政道にまで及んでゐる。と雖も、道德敎的な臭味強く抽象的な所論に終つてゐる。これに反して「樵談治要」は、敬神崇佛正直慈悲を政道の上に說く所では、文明一統記に通ずるが、全體としてその條項の採り方にも、所論の內容にも文明一統記よりも遙かに具體的なものが存することは明かである。卽ち「樵談治要」は、政治家として將軍は現在何を如何に爲すべきかを說くことを主眼としたものであると云ひ得るであらう。兼良がこの書を將軍に呈した時、兼良の子で奈良興福寺大乘院の門主たりし尋尊大僧正は、これを聞いて、

政道樣自二將軍一禪閤被レ尋申一之間、一卷被レ書進レ之、八箇條云々、大前說經不レ立レ用事也

と評してゐる。（尋尊大僧正記文明十二年八月晦日條）門地を誇る者の言として一應尤もではあるが、說經の內容が果して、かゝる高踏的な酷評に價するものであつたかどうか問題であらう。兼良からこの書を得た義尙はこれを父義政にも進覽し義政からよく此の旨を守るべきを諭されたと云はれてゐる。かやうにして此の書は年若き將軍の執政上の參考ともなり指導書ともなつたものである。

次に、此の書の名稱については、その末尾に著者が

樵夫も王道を談ずといふは、いやしき木こりも、王者のまつり事をばかたる心なり、いま八ヶ條をしるせる事は、八幡大菩薩の加護によりて、大八島の國を治給ふべき詮要たるによりて、樵談治要とはなづけ侍るものなるべし、

と記してゐるのによつて、その由來を知ることが出來る。

二

樵談治要は、現在までいまだ書誌的な吟味を加へられたこともなく、從つて一般には群書類從本によつて知られてゐるのである。群書類從本には、將軍義尙と、義覺との自筆の奥書があり、その次に、「以下他本所載として、兼良自身の跋語と大内政弘の本を借りて書寫したといふ長享元年仲秋日槐下桑門の奥書と、更に龍翔院の御本を申請けて延德三年五月九日に書寫したといふ律師宏盛の奥書とがあつて、この書が將軍に呈せられて後間もない頃から、既に轉々書寫せられてゐたことを示してゐる。從つて近世には寫本も可成り出來たのみならず、板本としても流布せられた。即ち群書類從本は後に述べる如く、兼良自筆本或はそれからの寫本を原とし、他の異本を以て校勘したものゝ樣である。そこでこれを、類從本の最後の奥書たる横田茂語の藏本を原とし、讀耕齋藏書及び流布の印本を以て校合したといふ文句と照合すれば、横田茂語藏本が、兼良自筆本或はその寫本に當り、他の異本が讀耕齋藏本及び流布印本に當る樣である。しかし此の點についてはなほ考へるべき餘地がある。所で類從本所載の異本の系統について、奥書によつて考ふれば、これは大内政弘の本に出づると思はれ、長享元年に量綱をしてこれを書寫せしめた槐下桑門が誰であるかは、不明であるが延德三年に宏盛が借りた龍翔院御本とは、即ち三條公敦の本であると思はれる。而して長享と延德の奥書の關係について考へるに延德本の原になつた龍翔院御本とは、また長享元年本ではなかつたかと思はれる。それは兩本書寫の年時が極めて接近してゐる事と、三條公敦は長享元年に「槐下桑門」と稱し得る人である事とが理由となつてゐるのである。種々の速斷は避けねばならないが、私は暫らくかくの如く考へて大方の御示教を得ることにする。さて一般に知られてゐる群書類從本樵談治要は、かうした經歷を有ち自筆本に基いてゐるものであるが、その後その兼良自筆の本が故三浦周行博士によつて、紹介せられ

た。この自筆本は現在豐田駒太郎氏の所藏せらるゝ所であるが、その末尾に義尙自筆の奥書があり、これに續いて文明十四年醍醐三寶院大僧正義覺自筆の奥書が記されてゐる。義覺は義尙の弟であるが、この奥書によつて、此の本が義尙から義覺に與へられ、それによつて、三寶院に傳へられた兼良自筆の正本たることが知られるのである。群書類從本は、奥書から推して正本そのものによらないまでも、少くともこれに最も近いその寫しであつて、系統としては、いゝものであるが、これを新たに見出された自筆の正本と比較すれば、その間、行間に記された語句の註釋、振假名、本文の用字等に於て相當の差異が認められ、自筆正本の善本たることが知られる。新校群書類從本の樵談治要はこの自筆の正本を收めたものであるから、先づ最も善い本としていゝわけである。この他に東洋文庫には兼良の子冬良が書寫した樵談治要と文明一統記が所藏せられて居り、神宮文庫、宮内省圖書寮などにも寫本が存するけれども、いまだ閲覽の機會を得ない。

三

樵談治要に對する從來の觀方には、大體に於て三つの立場がある樣に思はれる。

その一はこれを日本敎育史の史料として扱ふもので、敎育史家はすべてこの觀點からこれをとり上げてゐる。この書が公卿の元老たる兼良から年少十六歳の義尙に呈した一つの方向を有つた政治上の意見書であるから、其處に敎育的な面は充分存在し得るのであるが、實際に於てそれが何の程度まで敎育的效果を有ち得たかに就てはなほ問題があらう。

第二には、これを當時の一般社會狀態を見るべき史料として扱ふ立場である。それはこの書が應仁亂前後の時勢を可成りよく具體的に描いてゐることによるものであつて、一般歷史家殊に社會經濟史部門の人々の取上げる、また取上げねばならない重要な點である。

第三はこれを政治論の書として、その思想的な方面及び法制史上の價値と云つた點を考へる立場である。この書に就い

て最もよく研究された故三浦周行博士はこの第三の觀點から論じて居られるが、(國學院雜誌第十卷四號・六號。續法制史研究にも收載しあり。)而かもそれはこの書に關するまとまつた研究の唯一のものと云つてよい。勿論叙上の如き諸觀點からこの書に觸れてゐるものは可成り存するけれども・・・。

以上の如く、樵談治要は、教育書として、社會史の史料として、また法制史上の一史料としての種々の性格を持つものではあるが、それは屢述べた如く、兼良の政治に關する意見書であるが故に、本質としては室町時代に於ける代表的な公卿の政治論の書として扱はれなければならない。從つて三浦博士の示された如く、その思想的及び法制史的方面が最も注意さるべきであらう。かゝる本質觀から云へば、其處に記された當時の社會世態に關する記錄は、その政治論の現實的な素材としての意味を有つものと云はねばならない。しかしかく云ふことが、當時の社會狀態の記錄としてのこの書の一面を輕視するものではない。むしろ素材としても、よく當時の現實の世態を捉へたよき素材であるが故に、記錄としての價値も多いものと云へるのである。

そこで以下具體的に樵談治要の內容に就いて、記錄としての面と政治論としての思想的な方面に關して述べよう。

本書は、一神をうやまふべき事、一佛法をたとぶべき事、一諸國の守護人たる人廉直をさきとすべき事、一訴訟の奉行人其仁を選ばるべき事、一近習者をえらばるべき事、一足がるといふ物ながく停止せらるべき事、一簾中より政務をおこなはるゝ事、一天下主領の人かならず威勢あるべき事の八ヶ條より成る。これによつて指摘せられてゐる時弊は、第一に神社の荒廢祭祀の陵遲、第二に佛教界の腐敗墮落、特に徒黨を結び、「民業をさまたげ、濫妨をいたす事」――卽ち、時に一向宗法華宗に多かつた一揆の驕暴の弊をあげ、更に「當時の守護職は昔の國司におなじといへども、子々孫々につたへて知行をいたす事は、春秋の時の十二諸侯、戰國の世の七雄にことならず」と云つて守護を問題の俎上にのぼせ、守護大名の發生その權力の增大、土地の兼併等を說き、當時の社會經濟上の最も重要な問題を捉へてゐる。また訴訟の不公平、

近從者、——換言すれば、幕府をめぐる權臣——の跋扈及びその黨爭の弊を暗示し足輕の跳梁並びにその破壞力の恐るべきを指摘してゐる。足輕は、社會の秩序の失はれた應仁亂前後に於て發達した武士以外の土匪であつて、無規律無節制の集團を爲して平時には德政を强要し、戰時には傭兵と爲つて戰に從事した。應仁亂に於ける彼等の活動は最も有名である。また社寺民家の何たるを問はず破壞放火を事とし、正に亂暴狼籍の限りを盡した。彼等は社會秩序の失はれた時に發達した强力なる秩序破壞者であつたのである。次には簾中政治——即ちこゝでは當時の政治上に於ける日野富子の地位が注意されたのであるが、これも當時の幕府政治に關する重要な點である。しかしこれに關する兼良の意見が他の條項に於ける程の生彩を持たず、骨拔きの感があるのは注意すべきであらう。而して最後の條は、叙上の如き諸種の時弊は、畢竟するに將軍の威權失墜といふ事實に原因するものなることを云つてゐるのである。かやうにして、兼良が樵談治要に於て時弊として指摘した問題を見て來ると、何れも當時としては重要なものであつて、現實の世態に就ては一應謬らざる正しい認識を持つてゐたと云ひ得るであらう。從つてまた歷史家が現在に於てこの樵談治要を兼良時代の社會狀態を知るべき素材即ち史料として扱はんとするならば、これは當時のさうした方面の歷史的事實を比較的よく傳へた好史料たることを失はないであらう。

四

然らばかゝる時勢に對する洞察に基いて、之への對策として樵談治要は何を云はうとするか？　次に時弊匡求策として樵談治要が論ずる所とそのイデオロギーについて述べよう。第一の條項では、劈頭に「我國は神國なり、……君臣上下をの〱神の苗裔にあらずといふ事なし、これによりて百官の次第をたつるには神祇官を第一とせり、又議定はじめ、評定始といふ事にも先神社の修造、祭祀の興行をもはらさだめらる」と云つて、宮中にて行はるゝ祈年祭以下の年中行事として

の祭りの意味を説明しまた國司守護に對して「かぎりある國役などを嚴密に成敗して、むかしよりありつけたる神社の修理、祭祀の退轉せるを申おこなひ侍らば、君には奉公の忠となり神には歸敬の誠をあらはすべし」といつて、混亂した時勢を救ふ一の政策として祭祀の復興を力說してゐる。神を敬ふべきことは武家法制の基準となつた貞永式目の第一條に示されてゐる所であつて、樵談治要が各所に於て、或は「貞永の式目には……」とし、或は「建武の御法には……」等として、貞永式目や建武式目等の條規を根據に立論してゐる所から考へても、恐らくこの第一條は貞永式目の第一箇條を持ち來つたものであらうと思はれる。但しその所論の思想的內容を爲すものは我國古來の所謂祭政一致觀である。佛教に關する箇條も、貞永式目第二條に揭げらるゝ所で、これに則つたと思ふ。而してその說く所は「それ佛法王法は二なく、內典外典又一致なり」といひ「天子の位にありてはまづ仁德の行をさきにし給て朝儀のすたれたるをおこし給ひ、大將軍の職に居して武道をもはらにして萬民のうれへをすくはせ給はゞいかなる佛法修行にもまさるべき」を云ひ、當時の佛徒の濫妨を以て王法の怨敵とし、これをいましめるのが武道の專一であると述べてゐる。卽ち王朝以來の佛法王法の相依の考を此處に持ち來つてゐるのであるが、その佛法は又儒教の教とも一致するものであるとする。卽ち佛教の訓ふる慈悲心は儒教の仁と同じであり、政治の據つて立つべき根本の精神はこの慈悲であり、仁であるべきであり從つて政治は仁德の政治とならねばならないと說く。かゝる儒佛一致の觀點からその精神を政道の上に說くことは、當時の禪僧に最も多かつたことで、禪僧の大名へ與へた教化內容の重要部分を爲すものであつた。この次に守護の問題を置いたことも、貞永建武の兩式目の箇條を參照したのであつて、守護への對策としては結局この兩式目に據るべきことを說いてゐるに過ぎない。これは現實の事態に對する考としては極めて迂遠なもので、この當時の守護が舊來のそれとは非常に違つて來てゐると云ふ重要な點を閑却してゐる。更に訴訟の奉行人及近習者の選任を愼にすべきことの兩條の取扱は、兩式目による所多かつたと思ふが、共にその人物の資格として正直廉潔、滅私奉公、理非の決斷に富み、文筆の達人、弓馬の道に達し、和漢の才藝

ある者等の項目があげられて居るが、當時の政治の紊亂――政治中樞の甚だしい腐敗の實狀から鑑みてかゝる人物を必要とすることは誠に當然のことであつて、兼良の所說に理多いことを思ふが、その同じ條項中で「內奏強緣」を承認し、次の箇條に當時幕府秕政の根源であつた日野富子の簾中政治をとり上げ、これに「おとこをんなによらず天下の道理にくらからずば、政道の事輔佐の力をあはせおこなひ給ん事、さらにわづらひあるべからずと覺え侍り」といふ贊意を送つてゐることは、兼良の政見の不徹底の譏りを免がれ得ざる點であらう。足輕についてはその發生の原因を武藝の衰へたるにありとし、防止策として罪に連坐せしめる方法をとるべしとした。最後に將軍の威勢回復策として建言する所は、法令の規定に從ひ理によつて事を行ふべき事、及び守護の所勸に從はざる者の制壓を必要とすとなし、その爲めかゝる守護は朝敵に准じて將軍自ら討伐すべきか或は謀略によつて歸服せしめるか又は神明の照鑒に任せて自滅を待つかの方法によるべきとする。

五

樵談治要に於て取上げられた問題は、一方ではこの書が將軍に呈せられたものである所から、貞永建武兩式目の條項を參照したものと――これとて當時の現實問題としても重要であつたが――直接現實の問題から拾つたものとの二つのものが存する樣に思はれる。而してこの書に於て述べられた政治論は、一大改革を必要とせられた時期の論としては、概して積極性もなく具體性にも乏しく、從つて現實の動きに徹してこれを新らしく具體的に組織し、時代の要求を握みとつてこれに方向を與へるといつたやうな積極的革新的な面は全く認められないで、むしろ舊き規範に憧憬れをもち、現在をこれに當て嵌めようとする保守的な態度によつて一貫せられてゐる。これが樵談治要の――一條兼良の――政治論が取るに足らぬものとされる理由を爲すものではあるが、それが又過渡期の公卿の思想そのものでもあつた事を知らねばならない。

舊い秩序を否定して破壞的ではあるが現實を引き曳つて行く强い力が働いてゐる時、現實的には無力であるが精神的には高いものを持つて、舊い時代の中に生きることより知らない人々が、かうした方向に向ふことは無理もないであらう。革新を必要とせらるゝ時代には必ず革新的な——傳統破壞の——氣運と保守的——傳統保持の——氣運との對立を生ずるもので、眞の革新はこの何れか一方のみの力によつて果されることなく、兩者の調和の上に齎されるのではないかと思はれるが、それは兎に角として一つの時代の上に立つ二つの相反する氣運が、若し兼良の時代に存したとし、それが保守的なものと革新的なものであつたとすれば、樵談治要はその前者に當るものとして注意されねばならない。卽ちこれは室町時代の公卿の思想的傾向を知るべき一つの有益なる史料でもあるのである。（昭和十三・八・卅一）

織田信長の勤皇論

―信長記研究の方法と其實例―

史學會主務委員
文學士　多賀谷健一

はしがき

筆者に與へられたる論題は「信長記」を史料とせる歴史研究の方法を示す爲、その實例として織田信長の勤王事績に關する考察を行ふ事である。而るに今史料として用ふる「信長記」そのものには、太田牛一の手になる所謂「牛一信長記」十六卷（卷首一卷、本文十五卷）と、小瀬甫菴が之を重撰した「甫菴信長記」十五卷とがあり、古來人口に膾炙し、世上に廣く愛讀されたのは寧ろ後者であつた。然し乍ら後者は之を史料として吟味する時、その史的價値が、前者に比して非常に劣る事は今更改めて言ふまでもない。之に反して前者は史料批判の結果、大體に於いて信長在世當時の根本史料と見做してよく、實に信長の事績研究に關しては、文字通り眞先に準據せねばならぬ第一等の史料といつて差支へない。而も此の「牛一信長記」自體が、既に內閣文庫本たる「原本信長記」と、流布本たる史籍集覽所收本「信長公記」とでは、その間に多少の異同を存するのである。けれどもそれは多く文字用語に關するものであつて、內容として記載せられたる史

實そのものには殆んど相違がないと言つてよいのであるから、本論文では、一般讀者諸氏の目に觸れ易い、手近な史籍集覽本を史料として、その利用の實例を示す事とした。實は之等諸本の史料批判こそ、此の信長の勤王事績研究に入るに先立ち、第一に行はれねばならぬ基礎工作であつて、此の際是非一言する必要を痛感するのであるが、許されたる紙數にも制限があり、今此處で之に觸れてゐては肝心の本論に入る事が不可能となるので、殘念乍ら一切之を割愛し、改めて「信長記雜考」なる題の下に別稿として、之を來月號の本誌に掲げる事とした。從つて此の一文は表面上こそ本論とは別稿をなしてゐるが、事實は本論と併せて、始めてさゝやかながらも一のまとまつた研究を形成するものといふべく、何卒姉妹篇として併せ讀まれん事をお願する次第である。

（一）

織田信長に關する史論は江戸時代以來殆んど無數に世に出で、明治以後の史家に依つて試みられたもののみを以てしてすら、文字通り枚擧に遑なきの感があらう。而してそれらの史論は概して之を言へば、一方に於いて信長の偉大なる英雄たる事を讃へると同時に、他方又人間としての短所をも多分に包藏してゐた事を認めてゐるのが常である。之は勿論何人と雖も異論のない處であらうが、實を言へば吾人は之等明治以後の信長論を見る時に、未だ信長の眞面目の悉くが論破されてゐない事を遺憾とせざるを得ないのである。

凡そ戰國の當時、一方の覇者として名を成した諸雄が、その人物に於いて何れも絶倫の器であつた事は疑ふべくもない。彼等は然し乍ら各個に性格を異にし、その秀でたる點に於いてもそれ〴〵の特長を具へてゐる。勿論その半面には長所卽ち短所ともなつて、各自に缺點をも持つてゐる事は、之亦人間たる身の常であらう。されば今之等の人物を悉く拉し來つて、彼此相比較し、卒然たる傍觀者的態度を以てその優劣を論ずる事ともなれば、甲に於いて缺くる所を乙は長所として具有し、乙の短所は丙に於いて最も仰ぐべき美德として實現せられ、丙の不得手とする點を甲は得意となす等、甲論乙

駁遂にその歸一する處を知らず、問題の決定は到底不可能となるであらう。世にはまこと斯くの如き淺薄皮相なる人物評論が横行してゐる。かゝる評者は、例へば昨日は忠臣の勳功を讃美し乍ら、今日は之と全く天地相容れぬ叛將の人物・行動をも賞揚し、而も自らは平然として之に對して何等の疑問をも挾まず、世人亦之を評して公平無私なる正論、偏狹固陋の弊なき客觀的批判とたゝへるのである。焉んぞ知らん彼等は何物をも突き破らずんばおかぬ鋭き矛と、如何なる刀刃をも防ぐに足る堅牢なる楯とを兩手に示して、兩者の效能を宣傳したといふ、かの愚かしき楚人の醜態を、現代に繰返してゐるに過ぎない。

此の際に於いて若し此の評者が、自らの立場を兩者何れかの一におくべく、かけがへなき選擇を强制された場合を心中に假定する事が出來たならば、最早かくの如く平然安閑としては居られなくなる筈である、此の時にこそ彼は必死になつて右すべきか、左すべきか、自己の歩むべき道を決定しなければならぬであらう。而して一方を己れの進むべき正道として仰ぐべく決心するならば、同時に他は之と兩立するを許さぬ異端の邪道なる事に氣がつくであらう。卽ち評者自らが、實踐者の立場となつて、史上の人物の行動を體認した時、始めて彼の評論は、責任ある、その肺肝より出でたる眞實の叫びとなり、從來の如き、御座なりの八面玲瓏式な、無節操極まる空論は消え去る事であらう。實に史上の人物に對する眞の評論は、評者が自己自身に實踐者としての――換言すれば自らも亦歴史を負荷する行爲者たるの――責任を課する立場に於いてのみ始めて許されるのである。かくて評者自らも亦歴史を負荷する行爲者なりとの自覺の上に立つて史上の人物を評論する時、人物評論の根本の標準を何處におくべきかは、自ら判然し來る筈である。我々は疑なく、皇國に生れ、國史を負荷しつゝ、之を維持發展せしめんとしてゐる。國史を維持發展せしむる事は、換言すれば、天壤無窮の皇運を永遠に護持し奉る事、卽ち、君臣の大義を明らかにし、之を死守する事に外ならない。卽ち正しき人物評論はその標準を根本に於いて**君臣の大義におく以外には、決して成立しないのである。**

（二）

以上の如き見地に立つて、織田信長の一生の事績を再檢討する時、茲に始めて彼の眞の偉大さが明らかとなるであらう。

かの中世の暗黑時代の極まる處、遂に百年に亘つて全國を血腥き戰場と化し、收拾する能はざる混亂の坩堝に陷れたる戰國時代が、實に織田信長の出現によつてその幕を閉ぢ、茲に新しき近世の黎明が訪れるに至つた事は世人周知の通りであり、信長を目して輝しき近世の開拓者と呼ぶ事には何人と雖も異存あるまい。彼が四方の荊棘を切り開いて、國家統一への大道を通じた功業は正に驚嘆に値するものがある。此の彼の成功の原因が奈邊に存したか、ひとはこの問に答へて種種の項目を擧げる事が出來よう。戰略に長じ勇猛果斷であつた彼の風格、京都に近くして地味豐かなる濃尾の平野をその根據地とした地の利、又彼の競爭者たる信玄・謙信等の諸雄相ついで歿し去つたといふ天の時、等々の諸條件が列擧される中に於いて、取り分け彼が天下統一の爲には、あくまで皇室中心主義を以てその旗幟とせねばならぬと洞察した、その卓越せる見識が特筆大書さるべきであるとは、既に從來の史家悉くが口を揃へて説いた處であつた。

之は正しく至當の見解である。だが同じ史家達はそれだからといつて、此の皇室中心主義者の光榮ある名稱を獨り信長の頭上にのみ冠する事には贊成しないのである。彼等は更に云ふ。當時の國民一般はすべて尊王心に目覺めてゐたのであつて、信長の尊王と雖も此の時代思潮に順應した一つの例に過ぎない。現に獨り信長のみに限らず、謙信・信玄・元就・家康等の諸雄何れも勤王事績を殘してゐるではないか。彼の勤王事績が特に顯著だつたと見えるのは、彼が中原の鹿を射止めるの幸運を手に入れ得たが故に、餘人よりもその機會に於いて惠まれた結果に過ぎない。信長を目して當時における尊王主義の獨創者の如く考へる事は出來ないと。

成程此の説にも一面の眞理はある。しかし乍ら、擧世一般に尊王心の發揚を見つゝある際なる故を以て、彼の尊王も亦

その時流に投じた行爲であり、あへて彼の勳功として口を極めて賞讃するには及ばぬと言ふものありとせば、之は驚くべき認識不足と言はねばならぬ。抑も世間一般の輿論なるものは時代の流れに從つて何れの方向へなりとも容易に動くものであり、偶々尊王主義が一世の指導原理として確立しさへすれば、從來全く之に無關心なりし張三李四の徒に至る迄おしなべて之を標傍するに至る事は、何よりも先づ最近數年來の思想界の動向が最も雄辯に之を物語つてゐるではないか。現代の如き時代にあつては、自由主義者も、マルキシストも、一應は愛國主義、民族主義の被衣を以て自己を擬裝する事を忘れない事は、近時新聞紙上に報導されたる諸事件に依つて示された通りである。かくの如く似而非なる言動が大勢に順應して簇出する事は何時の世なりとも同樣である。かゝる際に於いて朱と紫とを識別し、苗と莠とを鑑定する事は、容易の業ではない。むしろ紫の爲に朱が奪はれ、莠の爲に苗の亂される恐れが多分に存するからである。而も史上に於ける眞なるものと似而非なるものとを巖然として峻別する事こそは史家に與へられたる最も重要なる義務であり、責任でなければならぬ。困難なるが故にこそ一層の努力を以てその遂行が要請されてゐるのである。さればこそ、今信長の場合について彼の眞面目を明らめる事は史家たる筆者の任務でなければならない。

（三）

戰國時代に於いて四方の群雄の殆んどすべてが、皇室翼戴の尊王思想に燃え、傳統尊重の精神に目覺めてゐた事は、當時の史書に無數に見える、盛なる彼等の朝廷への獻金運動に徵しても明らかであつて、此の點其の赤誠に對しては敬意を表すに吝かではない。だが翻つてその動機の裏面を考察するならば、反面之に依つて自己の官位の昇進、京都との接觸による自己の勢力の强化を目論んだと見える不純の要素が全然なかつたとは斷じ難いのである。卽ち彼等の多くは舊武家の被官より、所謂下剋上によつて身を起した成り上り者であり、實力は充分に有しこそすれ、それに伴ふ地位身分の權威を持たず、その勢力擴大上種々の不便を感じたが爲に、獻金に依つて朝廷に接近し奉り、官位を賜つて、實力によつてかち

えた自己の地位を傳統的な權威によつて一層高めんと企てたのであつた。

かくて彼等の皇室尊崇は、未だ純粹の大義に目覺めた上での行動とは言ひ難く、その大部分はいはゞ皇室尊崇主義を掲げろ方が當時の時勢より言つて自己に有利であるといふ、御都合主義・利己主義の動機に基づいてゐたと言はれても仕方がない。要するに彼等の勤王事績の大部分は單に上位者の權威を假りて自己の勢力擴大を圖らんとする、上位者翼戴思想の發露に過ぎなかつたのである。さればこそ彼等が全く同一の動機よりして、朝廷の下にある足利幕府に對しても、同樣の態度に出でた事は決して不思議とするに及ばない。卽ち彼等は皇室翼戴と同時に飽く迄幕府維持の方針に終始したのであつた。之は畢竟實力に伴ふ官位を有せざりし彼等が、將軍の執奏に依つて之を乞はんとし、實力なき將軍は斯かる有力諸侯の援助に依り、自己の地位を保持せんとして、相互に相手を利用する事の得策なるを悟つた爲でもあつた。此の思想を最も如實に示せる實例は、當時の地方諸侯の殆んど總べてが、何れも將軍の偏諱を受けて、自己の名前の一字とした事である。抑も將軍の偏諱を貰ふと言ふ事は、卽ち將軍を親分と仰いで、それへの服從を誓ふ事を意味する。されば此の行爲が假令一時の便宜手段に出でたる場合ありとしても、形式的には飽くまでも、將軍翼戴の態度を表明したものと言はねばならぬのであるが、上杉・武田・毛利・伊達等の大家を始め天下の群雄おしなべて之を受けたといつてよいのである。今その實例をあげるならば、將軍義稙の偏諱を受けた者に、畠山稙長、大内義興、伊達稙宗等あり、將軍義澄の偏諱を受けた者に、細川澄元、大友義鑑等あり、將軍義晴の偏諱を受けた者に、細川晴元、同晴經、大友義鎭、同義長、武田晴信、伊達晴宗、南部晴政、同晴繼、有馬晴純、北畠晴具、一色晴具、尼子晴久等あり、將軍義輝の偏諱を受けた者に、細川輝經、島津義久、武田義信、上杉輝虎、伊達輝宗、朝倉義景、毛利輝元等あり、更に將軍義昭の偏諱を受けた者に、細川昭元、島津義弘、大友義統（後秀吉の偏諱を受け吉宗と改む）等がある。之に依つても明らかなる如く、彼等の制禦の目的は、所詮皇室と共に足利幕府をも戴き、其の下に陪臣として、天下の實權を操らんとするにあつたものといふべく、然らずして更に一歩を進めた處で、結局足利氏に代り、自ら新幕府を建設せんとするの一線を出でなかつたのであつ

た。畢竟彼等は、武家政治の維持を理想とした覇道政治を目標としたもので、此の意味に於いて假に「佐幕派」と稱する事が出來るであらう。かくて彼等の理想が道德の復活を根柢とする社會秩序再建を目指しつゝも、その實際に行ひし處、結局覇道政治の域を出でなかつた事は、彼等が其の領國に布いた法令――例へば早雲寺殿廿一箇條、信玄家法・朝倉敏景十七箇條、伊達氏の塵芥集――に依つても明らかに看取されるであらう。其處には確に道德を奬勵し、領國の富强を策したる迹歷然たるものがあるが、眞の大義に基づく王道精神は未だ窺ひ得ないのである。今之等諸氏が結局に於いて國體の本義に目覺めず、因襲的な中世武家社會の體制内より脱却し切れなかつた事實を、最も代表的な幾人かの群雄の事績の上に、具體的に指摘して見よう。

（一）上杉氏　上杉輝虎即謙信は、群雄中でも尊王の志取分け厚く、一生中に二度迄も上京して拜謁の榮を賜はり、朝廷への獻金をも行つてゐる。而も彼は同時に將軍に對して幕府の再興を誓ひ、白傘袋・毛氈鞍覆を用ふる事を許され、將軍義輝より偏諱を受けてゐる。又上杉憲政より上杉の家號と、關東管領職を讓られて無上の光榮と喜び、足利藤氏を奉じて鎌倉府の再興を目指したのであつて、畢竟忠實なる足利幕府擁護の第一人者であつたといへよう。

（二）武田氏　武田氏にも朝廷獻金の事績はあるが、晴信即信玄は幕府より信濃の守護に、又其の長子義信は准管領に任ぜられ、兩者共に將軍の偏諱を受けて居る。猶武田氏の印章を押捺せる文書には命祿の私年號が見え、王城鎭護の根本靈場たる比叡山延暦寺を甲州身延に移して、甲府を以て京都に模せんとした事實の如きは、一見其の意氣の壯なるを買ふべきである樣に思はれるけれども、之程名分を紊つた僭上の行爲はないのである。同氏も亦忠實なる幕府主義者の一人であつた。

（三）北條氏　伊勢長氏が始めて平姓を稱し、北條を名乘つた事は、源氏たる足利氏の關東公方沒落の後を承けて、平氏として關東の覇權を目指した事を意味するが、彼が第二の北條氏を以て自ら任じた事は、北條氏が陪臣として鎌倉幕府の政治を行ひ、殊に建武中興の血祭りに擧げられた逆臣である事を考へれば、其の識見極めて不純淺薄なりとせざるを得な

い。後北條氏は結局形式的には最後迄古河公方を擁し、其の下に關八州の實權を握らんとしたもので、之亦大義には暗い存在であつた。北條氏とても勿論朝廷への獻金は行つてゐる。而し同氏は一方に於いて伊勢神宮の葛西御厨を押領し、其の返附を肯んじなかつたと言ふ不敬行爲を敢へてしてゐるのである。

○因に北條氏が氏綱以下、代々氏の字を名の一字とした事は、氏綱は父長氏の氏を貰ひ受けたのであり、之を代々讓り渡したものであらうが、後等が最後迄形式的にせよ奉戴した古河公方家は成氏・政氏・晴氏・義氏と殆んど代々氏の字を名乘つてゐる以上、其の臣下たる北條氏が氏の字を用ふる事は、必ずや古河公方の許可を得、之より授つた形に於いて使用したのであらうと思はれる。果して然らば北條氏は、足利將軍より偏諱を受けずとも、其の下にある關東の公方より偏諱を受け、之に服從を誓つたと同じ形になるのであらう。

(四) 今川氏　今川義元の如きは、京都の公卿と交際・結婚して、(例へば今川義元の母は中御門宣胤の女であり、義元の妹も亦中御門家へ嫁してゐる) 純然たる公家風の文化に染み乍ら、上京の目標とする所は、其の家柄が第一足利氏の支流であり、譜代であつた關係上、最後迄幕府擁護の一線より出でず、畢竟足利氏と運命を共にせねばならなかつた舊武家階級の一員であつた。

(五) 德川氏　德川氏は言ふ迄もなく室町幕府の後繼者を以て自ら任じ、足利の敵にして同じく源氏の嫡流たる新田氏の後裔と稱して、織・豐二氏の朝廷中心政治の後に、再び幕府を創立したのであつて、その陽には朝廷を尊み乍ら、陰に之を壓迫し奉つた惡逆さは、方法の陰險なる點に於いて正に北條・足利二氏の上に出でたものといつてよい。德川氏の對朝廷政策については諸先輩の既に充分研究せられた處であり、今茲で詳しく說く必要はない。ともかく同氏の如きは、表面的には幾多の勤王事績を持つにも拘らず、眞の大義に背き、先祖と稱する新田氏の精神にも自ら叛逆したものといへよう。

(六) 毛利氏　毛利氏の勤王事績は世に有名であり、眞に其の赤誠に於いて、上述の數氏に比し格段の相違があつた。即ち元就は永祿二年に正親町天皇御卽位の費用を獻上し、永祿六年正月廿七日には安藝金山庄を朝廷及び幕府に獻じ、更に

同年十二月には石見銀山を禁裏御料所に獻じ奉つてゐる。又弘治元年にかの陶晴賢を討つに當り、綸旨を乞うて、朝敵の名に於いて之を征伐した事は、兵を動かすに當つて名分の根本を正したものといふべく、之等は何れも彼の代表的なる勤王事績として數へらるべきであらう。其の毛利氏にして猶且つ幕府奉戴の思想は失はれて居ない。卽ち大友氏と和するに當つては將軍の內書を乞ひ、元就の子隆元は幕府よりして、安藝・備中・備後・周防・長門五州の守護に任ぜられ、孫輝元は將軍義輝の偏諱を受けて、之を光榮としてゐる。又信長に追放された足利義昭を奉じて、既に一旦滅亡した室町幕府の復興を援助せんと試みたる一事の如き、蓋し義昭の懇望もだし難きものありし結果、止むを得ざるの擧であつたとしても、矢張根本に於いて此の思想より未だ脫却し得なかつた一證左ではなからうか。

斯く見來れば當時天下の覇權を握るに足るの實力ありとせられた以上の六雄に於いては、何れも未だ中世的因襲の產物とも言ふべき佐幕思想より脫却出來なかつたのであつた。

（四）

翻つて信長を見る時、彼に於いては斯かる思想の片鱗をだに見出し得ないのである。第一に彼は決して將軍の偏諱を受けなかつた。之は彼が足利義昭より副將軍若くは准管領に任官せん事を勸められた際、飽く迄固辭した精神と相通ずるのであつて、彼の眼中には最初から幕府なく、況んや幕府の官職に卽いて、將軍の臣下と成るが如き意志は毛頭も存しなかつた事を示すものである。

○足利義昭は信長の力によつて永祿十一年入京無事に將軍職に補せられるや、永年の宿望を遂げたる事とてその喜び一方ならず、大に信長を德として副將軍若くは准管領に補せんとしたが、信長は之を辭したのであつた。この事は左の如く「信長記」（史籍集覽本の太田牛一筆「信長公記」による。以下何れも同じ。）卷一、永祿十一年十月廿二日の條に見えてゐる。

於于爰信長へ　久我殿　細川兵部大輔和田伊賀守三使以て再三御使在之　副將軍歟可被准官領職之趣被仰出雖然此時に於ては御斟酌之旨被仰出御請無之希代之御存分之由都鄙之上下感之申候

之によつても信長が官職を辭退した態度は、當時一般の常識外に出でたる行動として、世人に大なる感嘆を與へた樣子が伺はれるではないか。

永祿十一年彼が流浪中の義昭の需めに應じ、彼を助けて入京し、彼の爲に新に幕府を造營してやつたのは、當時一般に行はれた將軍翼戴の風潮に乘じ、彼を利用して中央進出の好機を確保し、天下人心の收攬と勢力地盤の扶植を圖らんとする、天下統一の爲の便宜手段に過ぎなかつた事は、やがて義昭追放後、彼自らは決して將軍とならずして飽くまで一朝臣として政治を行つたその精神に徵しても明らかであらう。

○信長は足利義昭の來投を利し便宜上彼を擁して上京したが、やがて政治の實權を自己の掌中に收めると同時に、義昭を追放し、茲に高氏以來二百三十年間、曲りなりに續き來つた足利幕府の命脈を名實共に斷つたのであつた。斯くて天正の改元と共に時代は愈々近世へと入つたのであるが、信長は之より十年間絶えず一朝臣として、皇室を翼戴しつゝ天下の政治を行ひ、其官も彈正忠より權大納言・右大將・內大臣・右大臣と累進した。而も彼は征夷大將軍と成り幕府を開くが如き意志は毛頭もなかつたのである。

此の事は今日よりして批判するならば當然の事として左迄賞揚するには値ひしないが如く思はれるかも知れぬ。だが當時一般の思潮が擧世滔々として幕府政治の立直しを理想としてゐた事を考へれば、その風潮の中にあつてかくの如き態度に出でた信長の識見が、如何に一世に度越してゐたかわかるであらう。彼は實に此の混亂の天下を統一し、道德蹂躪の中世社會を打破して、國家を匡救する爲には、先づ道德律の確立を必要とし、其爲には又何を措いても大義の闡明を以て第一義とせねばならぬ事を充分に熟知し、之が實現に全力を注いだのであつた。されば彼が義昭を追放した時の態度も單なる私鬪の結果その相手を追放したと解すべきものではなかつた。彼は愈々義昭を追放に處する以前に、二度迄も諫書を提出してその反省を求めてゐる。それは永祿十三年と元龜四年（天正元年）の兩度であつて、第一回の永祿十三年の諫書の方は「信長記」には見えてゐない。之は永祿十三年正月二十三日に信長から義昭に五ケ條の條件を出し、その履行を誓約せしめた契約書であつて、信長の朱印及び義昭の黑印が捺されてゐるが、（此の文書は德富猪一郞氏の所藏にかゝはり、古

文書時代鑑にも收められてゐる。)その最後の第五條には

一天下御靜謐之條禁中之儀毎事不可有御油斷之事

と記して、皇室への奉公專一を勸めてゐるのである。次に元龜四年の諫書は「信長記」卷六、元龜四年正月の條に詳しく見えて居り、全體で十七ヶ條に及ぶ長文のものであるが、その冒頭第一條に於いて、

一御參内之儀光源院殿御無沙汰に付て果而無御冥加次第事舊く依之當御代之儀年々無懈怠樣にと御入洛の刻より申上候處早被思食忘近年御退轉無勿體存候事

と記して、前將軍義輝が非命の死を遂げたのは、參内を怠つた罪報であるから、義昭自身に對しては、その上京の最初より禁中への御奉公を怠る事なき樣諫めておいたにも拘らず、近年退轉に及んでゐるとて、義昭の朝廷への出仕怠慢を痛撃してゐるのである。其の「無勿體存候事」と記した結尾の如き、正しく信長の眞精神が文中に躍如たる有樣を感ぜしむるではないか。之に依つて充分に理解出來る如く、信長が義昭を彈劾するに際して其の最大の理由として擧げたのは皇室への不忠であつた。此の事實たるや、實に彼が勅命を奉じて逆賊を討たんとする精神の發露に外ならず、即ち彼は大義名分に照して不忠の足利將軍を追放したのであつて、誠に正々堂々たる態度であつた。

○義昭が勅命に從はぬ不忠の臣であつたことは、二條晴良が勸修寺晴右の家領たる、加賀井家庄を押領した時、朝廷は晴右の愁訴に依り、義昭に勅を下し、彼をして晴良の押妨を停め、晴右に還附せしめんとされたにも拘らず、彼は晴良が自己の爲に功あるを以て勅命を奉じなかつたといふ一事に徴しても明らかである。

抑も彼の上京は永祿十年の冬、朝廷より禁裏御料所復興の綸旨を拜したる事に、直接の動機を持つのであつて、此の時彼は直ちに「天下布武」の印章を作つて其の理想を天下に明らかにし、やがて義昭よりの援助依賴を利してその志を遂げたのであつた。

○織田信長の文書にして現存せるものを檢討するに、「天下布武」の印が捺されてゐるものは、此の永祿十年の綸旨拜受の直後に出

された文書を始めとする事が知れるが、此の事は特に注目に値する。卽ち信長が御料所復興の綸旨を拜した後に始めて「天下布武」の印を選んだ事を語るものであつて、こゝに信長の武の精神が明らかになるのである。蓋し信長の其の後の行動を見るに、彼が兵を率いて諸國を討伐するに際しては、必ず、朝廷の御爲、天下平定の妨げをなす逆賊を討たんとの精神を以て事に當つてゐるのであつて、その事は天正六年に彼が官位を辭退した際の奏狀（兼見卿記天正六年四月九日條）によつても明らかである。卽ち彼は天子の御爲に兵を用ふるのでなければ眞の武ではないと考へてゐたものであらう。誠に當時の諸雄が私鬪を事とした態度とは全く雲泥の相違である。之は實に鎌倉武士の將軍家本位の武士道が、戰國の覇道的要素を脫し、眞に大義名分に適つた、天皇への忠を究極絕對の目標とする山鹿素行等の近世武士道へと高められつゝあつた過程に於いて特に注意すべきものではなからうか。

かくして入京した信長は直ちに錢萬疋を朝廷に獻じ、御料所の貢租を地方の豪族に迫り、御料地を併者には之が還納を命じて居る。卽ち彼は先づ第一に山國庄の回復に努力したが、天正七年に至つて漸くその實現を見た時、主上より信長へ賜つた御宸翰に依れば、其の御悅びの如何に大であつたかを拜察出來る。次に彼は禁裏の供御を定めんが爲、貸米制度を立て、其の利息を以て之に充て、五年間繼續の後、之に代ふるに山城國内十一箇所の御料所新設を以てした。之が爲從來の御料所たる丹波山國・近江舟木兩庄の支配組織改革と相俟ち、貢租の進納は激増確實となり、玆に皇室御經濟の基礎は確立を見たのであつた。信長は又之と共に公家衆の救濟にも努力し、永祿十二年には、廷臣の采地の回復を圖り、諸家より其の記錄を徵し、やがて諸家の古來世襲の領地には、特に朱印狀を出して之を安堵し、且つ彼等の負債に苦しみ困窮して居るのを救濟せん爲、德政令を發布し、諸公家・諸門跡の借物・預狀・祠堂錢・替錢及び諸商賈の下錢等の債務を一切破棄せしめたのであつた。

〇此の事實は主として「言繼卿記」により、知られるのであるが、「信長記」にも卷八、天正三年四月朔日の條に

四月朔日　被仰出趣旣に近代　禁中御廢壞之儀從先年御修理の儀被仰付令成就畢併　公家方被成御立置る間方々請取の地　村井民部丞　丹羽五郎左衞門兩人に被仰付爲德政公家衆の本領被還附

主上公家武家共に御再興天下無双之御名譽不可過之

と見え、又天正三年九月十四日の條に揭げられた、越前平定に際して信長の同國へ下した掟條々の中には

一京家領之儀亂以前於當知行者可還附朱印次第たるへき事但理有之

と見えてゐる。

次に彼は永らく朽廢せる禁裏の御造營を行つた。卽ち元龜元年二月より始めて、日夜工事を急ぎ、一年二ケ月にして完成したのであるが、其の間彼自ら常に工事場に臨んで工事を監督し、斯くして竣功した皇居の美觀は當時京都の上下の人人を驚嘆せしむるに充分であつた。

○此の事は「信長記」中三ケ所に亙つて見えてゐる。先づ卷二、永祿十二年の條に

抑禁中御殿壞無正躰之間是又可被成御修理之旨　御奉行　日乘上人　村井民部少輔　被仰付候き

とあり、次に、卷四、元龜二年九月廿一日の次の條に

抑　禁中既御殿壞無正體御修理之儀御冥加之爲を思食先年　日乘上人　村井民部丞爲御奉行被仰付三ケ年に出來　紫宸殿　淸涼殿　內侍所　昭陽舍　其外御局々無殘所令造畢其上　御調物於末代無懈怠樣に可有御沙汰　信長公被廻御案を京中町人に屬託被預置其利足每月進上候之樣に被仰付候幷怠轉之公家方御相續是又重疊御建立天下萬民一同之滿足不可過之々々

と見える。更に第三は先に揭げた卷八、天正三年四月朔日の條である。

彼は又戰國時代以來廢絕せる朝廷の諸儀式の復興に努力し、武井夕庵に命じ、故實を尋ねて諸廷臣に習禮せしめた上、天正六年に至り、新年初頭の諸儀式を再興したのである。尙臨時に御法會其他の御儀ある時も、常に其の都度費用を獻上して叡慮に應へ奉つてゐる。

○「信長記」卷十一、天正六年正月四日の條の次に

去程に　御節會廢而久敷無之當時都之者此式曾不存然者信長公之御代に成て上を敬奉り月卿雲客公卿殿上人役者達へ御知行被參諸卿達　內裡に集て二枝之根引之松を以て正月朔日辰時に神歌を謠ひ色〳〵儀式有て天下祭事有洛中邊土之貴賤男女かゝる目出度御代に生合久絕たりし祭事執行し給ひ難有御事也

とある。

以上の如き皇室御經濟の確立、皇居の造營朝儀の再興は、何れも皇威を天下に示し、尊王の大義を明らかにしたものであり、古來の傳統に基づき上代の政治精神を復活したのであつた。彼は又敬神の念特に厚く、國家の宗廟とも言ふべき伊勢神宮始め、石清水・熱田兩大社の造營修理を鄭重盛大に行ひ、加茂の競馬や禁中の蹴鞠をも復活した。

○伊勢神宮の造營は「信長記」卷十五、天正十年正月廿五日の條に、石清水の造營は同書卷十三、天正八年五月の條に、熱田の造營は同書卷八、天正三年五月十三日の條にそれ〴〵見えてゐる。今原文を一々引用する事は省略する。尙山崎八幡の造營を行つた事も同書卷十二、天正七年十二月十日の條に記されてゐる。又加茂の競馬の事は同書卷七、天正二年五月五日の條に、禁中の蹴鞠の事は同書卷八、天正三年七月三日の條に見えてゐる。

斯くの如く信長は、叡慮を奉じて永年の間の王政復古の御念願を着々と實現して行つた爲に、朝廷の彼に對する御信頼・御厚遇は實に畏多い極みであつた。卽ち彼が諸國平定の爲、地方へ征伐に下る時には、朝廷に於いて必ず戰勝の御祈禱を行はしめられ、又慰問の勅使を其の陣中に下し給うた事もあり、彼の歸京に當つては、勅使始め諸公家衆何れも之を京都の郊外迄出迎へたのであつた。而も彼は之に奢つて朝命を蔑にするが如き事は絕對にしなかつた。彼は飽く迄も勅命を絕對と仰ぎ、此の勅命を奉じて宣戰媾和を行つてゐる。

○同書卷十三、天正八年八月二日の條に見える如く、彼が勅命を乞うて石山本願寺と和睦したのはその一例である。

されば彼は一度勅命が下つた以上、多少自己に不利の際に於いてすら、直ちに之に從つて干戈を止め、或は社寺の領地を返還したのであつた。例へば元龜元年十二月、信長は淺井朝倉兩氏を攻めて形勢非常に有利であつたが、義昭の運動に依つて正親町天皇より、和睦を命じ給ふ綸旨が下るや、直ちに勅を奉じて兩氏と和したのであつた。彼の如き地位在り、寵遇厚き者にあつては、苟しも官位の昇進を望むならば、幾らでも實現し得たにも拘らず、彼は努めて之を辭退して卑官に甘んじ、天正六年には官位拜辭を奏上してゐる。其の奏狀に依れば、彼は京都に於いて勅命を奉じ、四方の蠻夷（四方

の豪族を指す）を討つ事を以て己れの使命と任じてゐたものゝ如く、征伐の功未だ終らざる内は官位を贖しうする事を恐れて之を辭さうとしたのであつた。此の彼の精神を、かの獻金によつて官位を得る事を望んだ時流順應の輩の根性と比較する時、一點の私慾なき透徹せる皇室尊崇の精神と、實は自己の利慾の爲に表面のみ皇室尊崇主義を掲げて行動した徒輩の似而非なる精神との差別は自ら明瞭となるであらう。

○信長が屢々官位昇進を辭退した事は、同書卷三、元龜元年四月十四日、同書卷八、天正三年七月三日等の條に見える事によつて知られる。

信長が皇室の御殊遇に感激し、如何にして此の無邊なる皇恩に報じ奉るべきかを常に念頭においてゐた事は、その安土城の天主閣に御幸の間を作つて、他日行幸を仰ぎ奉るべく用意してゐたと思はれる事實や、京都に於いて主上親臨の下に、現時の觀兵式にも比すべき馬揃を行ひ、叡慮を慰め奉り、且つ諸士始め一般人民をして皇威の尊嚴を仰がしめんとしたる事實、又絶えず四季の風物を朝廷に獻上して天機を奉伺した事實等の諸點より推測するに難くないのである。

○安土城に御幸の間の作られてゐた事は、同書卷十五、天正十年正月朔日の條に、又馬揃の事は卷十四、天正九年二月廿八日、三月五日の條に何れも詳しく見えてゐる。又四季の風物を獻上した事は「御湯殿上日記」に頻出してゐる。

（五）

以上述べ來つた所に依り、信長の尊王の精神が如何に透徹純粹なるものであつたか、既によく了解が出來た事と思ふ。此の曇りなき彼の識見は、實に「尊王」と「佐幕」とが全く相容れぬ事を早くより充分に知りぬいてゐたのであつた。さればこそ彼は幕府政治を全面的に否定したのである。卽ち他の諸豪族が何れも、上位依存の名の下に、「尊王」と「佐幕」の兩思想を、一者全く共通の線を辿るものの如く考へ、之を同一視さへして、毫も疑はなかつた當時にあつて、獨り彼のみは脫然として、一世の時流より拔んで、之を「尊王」と「倒幕」といふ全然正反對の方向に分離せしめ、長年の間地に墮

してゐた君臣の大義をよく宇内に確立宣揚し、以て萬民再び皇威の尊嚴を仰ぐ事を得しめたのであつた。此の一點にこそ實に一世の英雄兒織田信長の眞面目が存するのである。勿論彼の偉大なる美德は他にも枚擧に遑がなく、又その缺點とされる點も歴然として顯著ではある。だがそれらの悉くは彼の人物を評論するに當つては單に第二義的な標準とせねばならぬ。此の根本の一點に於いて間然する處なき人物こそは、他に如何なる小疵ありとしても、吾人は之を國史を通じて第一等の人物と仰がざるを得ないのである。かくの如き人物こそ眞に國史を双肩に負荷し、之を維持發展せしめ來つた國寶的存在に外ならない。織田信長の偉大性は吾人が當時の一般情勢の中に我が身を置き替へ、之を現在自己の周圍に起りつゝある諸問題に引き比べて、靜に考へれば考へる程、愈々明瞭且つ痛切にその理解の度を高め得るであらう。かの一代の英雄豊太閤の事業さへも、實は根本に於いて信長の精神を踏襲したものに外ならなかつたのである。

　だが若し我々が信長の手によつてかくも鮮かになしとげられたる功業を、彼の場合にあつては、あたかも坦々たる大道を行くにも似て、いとも容易に成就し得たものの如く考へてゐるとせば、それは未だ信長の眞面目に觸れ得た事にならぬであらう。卽ち我々は、「信長記」の卷首に見える、かの「人間五十年下天の内をくらぶれば夢幻の如く也」といふ敦盛の舞一番のみを好み、又「死のふは一定しのび草には何をしよそ一定かたりをこすよの」なる小唄を愛唱したといふ、彼の平素より死を恐れぬ義勇の精神こそかくの如き輝く成功の原因なりし事を最後に銘記せねばならぬのである。

武田信玄の死因その他に就いて

―甲陽軍鑑研究の方法と其實例―

文學士　宮　澤　清

（一）

『甲陽軍鑑』は近世に於ける兵書の祖であり、これを讀めば武田氏の歴史を識ることが出來るのである。但し、この書には數多くの誤謬があるので、これが取扱ひにはかなり留意しなければならない點がある。この小論に於いては、これらの諸問題に從來の諸説を參考として一應の吟味を加へ、後進學徒の便に供せんとするものであるが、紙數の制限と期日の切迫のため、筆者の考證を加へることのできなかつたことは遺憾である。後日再び機會を得てその責を果したい。

（二）

武田信玄の名は、その好敵手上杉謙信の名とともに三歳の童子と雖もよく知つてゐる。しかし、それほど靑史に名高い

信玄の生誕や、死去や遺骸の所在などについては全然確證がないのである。『甲陽軍鑑』には、父信虎が福島氏に戰勝した大永元年（二一八一）に信玄が生誕し、その幼名を勝千代と名づけたとある。しかし、この問題に就てもつとも信ずべき史料の『妙法寺記』には、永正十七年（二一八〇）とあつて、今日學者の多くはこれに據つてゐる。故田中義成博士は「武田信玄の父信虎が、福島氏を破つたのは、妙法寺記にある永正十七年が正確で、甲陽軍鑑の大永元年は誤謬であることは云ふまでもない。それ故、信玄の生誕も永正十七年とするのが正當であるが、未だ信玄の享年について確證を得ないから、速斷を下すことは出來ぬ。但し、友仙本といふ高野山過去帳に行年五十三歳の文があるが、友仙本には疑問の箇所が多いので、またにはかに信じ難い。また惠林寺所藏の天正玄公佛事法語といふ書物は、信玄送葬當日の諸名僧の香語を載錄してゐるものであるが、その中にも亦享齡に言及してゐるものがない。その他の諸書に五十三とあるのは、みな軍鑑に據つて推算したに過ぎぬ。そして永正・大永の兩說があつて一致せぬのに苦心して、大永元年信玄生誕の日は、またまた永正十七年福島戰勝の月日にあたつてゐるのだと推斷したものであらう。この說は非常に巧であるが、畢竟臆測に過ぎない。要するに、その享年の確證を得ぬ上は容易に臆斷することはできない」とのべて居られる。信玄の幼名の如きも、この『妙法寺記』には太郎とあつて『甲陽軍鑑』のそれとは全く違ふ。この點について故星野恒博士は、勝千代は穴山梅雪父子の幼名で信玄の幼名でないことを甲州南巨摩郡福居村内藤憲學所藏の文書によつて證明してゐる。

　　袖　判（穴山信友の花押）

勝千代きようとして、ゆわまのそうりやうぶんの内の手作を、田貳たん神田につけ候、能々まつりいたすべき者也、依如件

　天文十一年正月一日

　　下山二之官へ

右の勝千代は卽ち梅雪信君の幼名であつて、信友は信君の父である。また信君の子は武田勝千代と稱したが、「勝頼書

亡した後、信君は武田氏と稱した。それは自ら武田の正統を承けるといふ趣旨らしい）その天正十一年より十五年に至るまでの文書は南巨摩郡の諸村に多く傳つてゐる。また勝千代は天文十五年に死んだ」と斷じてゐる。このやうに『甲陽軍鑑』の記事に誤謬が多く、その史書としての價値について古來から諸家の檢討をうけてゐるのは蓋し當然といはねばならない。

（三）

信玄の死因についても諸說があるが、『甲陽軍鑑』には、諏訪湖で溺死したと記し、その墓は甲斐の恵林寺（東山梨郡松里村）にあつて、現在葬儀の際の偈文を傳へてゐる。その偈文によれば、信玄は城中にて死し、三年後喪を發して、この寺に葬つたとある。しかし、當時の史料として信ずべき『松平記』には、野田の城兵が、信玄の許を得て解散するときに、信玄に向つて發砲した。その鐵砲傷が因で死んだというてゐるが、『文武茶談』や『武徳編年集成』には、野田城の中に笛の巧みな伊勢芳村といふものが居つて、毎夜笛を吹いてゐたが、その音調がまことに絶妙だつたので、笛を好んでゐた信玄が城近くにきてその吹奏をきいてゐた。そこを城兵が狙撃したのが死因であるといふのである。これらの說はいづれも傳說といふ程度のもので、絶對に否定することはできないが、又、俄かに肯定する勇氣にもなれない。むしろ、『武事記』にある御宿大監物の手記に「元來玄公懸二望于天下一、駒呑二於四海一、卷二呑於九河一。振二家名於海內一、可レ被レ貽二名於後代一。襟懷徹二骨髓一、由レ苦二肺肝一、病患忽萌復心不レ安切也。由レ是盡二倉公華佗術一、雖レ用二君臣佐使之藥一、業病更不レ愈追レ日沈二病枕一。」とある方が、正確であるといはれてゐる。これによれば、信玄は野田の陣中で病氣になり、山縣昌景を後にとゞめて自分は退き、病勢が惡化したので甲州へ歸らうとして、途中信州の駒場で斃れたといふのである。

また、後世の人が信玄の人物を欽慕するあまり、信玄の墓碑が各地に建立されてゐる。その中でもつとも世間に知られ

てゐるのは、『甲陽軍鑑』に記されてある惠林寺のそれで、次に大泉寺、京都の妙心寺及び高野山などのそれである。またその遺骸は『甲陽軍鑑』には、諏訪湖の底に埋沒したと傳へ、信玄の墳墓も今日のところでは定説がないのである。

（四）

信玄の遺骸の所在についてはこれ又諸説紛々として一定してゐない。これに對しては東大史料編纂所の渡邊世祐博士の考證を揭げて御參考に供しよう。「遺骸を諏訪湖に埋めたといふ説（甲陽軍鑑）などは、當時の記錄に徴すれば一顧の價値もない。妙心寺や高野山の墳墓はそれを作つた理由も自ら明かで、卽ち、妙心寺の方は、南化玄興の語錄である虛白錄及び鐵山宗鈍の法語鐵山錄に、信玄の分骨を埋めてこれを祭つたことが見え、また高野山の墓も、金剛峯寺の支院である持明院の古文書によると由來は明らかで、共に供養塔であることが分る。乃で問題は大泉寺の墓と惠林寺の墓である。

大泉寺は西山梨郡監澤村岩窪に在つた曹洞派の禪刹で、信玄の父信虎が大永年中に創建したものである。天桂が開山、二世は信虎の弟の吸江英心であつて、その後、歴代の住僧はみな武田氏と縁故ある人であつた。寺内に、五輪の石塔が三基ある内、信玄の墓は寺域の北の田圃の中に數株の老松鬱然たるところにあつて、高さ一丈餘の見事な石碑が建てられ、法性院機山信玄之基と刻してある。傳説によれば、信玄は天正元年四月十二日、信州駒場野に卒したが、遺命によつて喪を秘し、竊かに土屋右衛門尉の邸中に送り、荼毘に附し、その舊址に立てたのがこの墓であるといふ。甲斐ではこれを遺骨の存在地として今日も尙信じてゐる人が多い。しかしこれは研究を要する。

信玄は天正元年の初め三河の陣中に病を得て鳳來寺山に引揚げて病を養つたのであるが、漸く日に革らんとしたので、一旦、自身だけ甲斐に引揚げようとして信濃駒場野に至つて遂に起たず、卒去したのである。これを諸家文書に載せた御宿大監物友綱の筆記したものによると、信玄には敵が多かつたので卒去のことが世間に知れると、直に四圍の敵が攻め

てくることを虞れたので、卒去に先立つて、子勝頼に遺命して三年間は喪を祕せしめ、領內の備を堅固にし、防備を嚴にし士卒を撫育して一度は遺志を繼いで勝頼の上洛せんことを說き諭した。

勝頼は遺命を奉じて、遺骸を竊かに甲斐へ送り、躑躅ヶ崎の城中卽ち今の武田神社の鎭座の場所にあつた一宇の塗籠內に納め殯したのであると書かれてある。然るに、信玄卒去のことは夙くも上杉謙信、織田信長、德川家康等の諸將の間には知れ亘つたことは、上杉文書、吉江文書、赤見文書等によつて明らかである。然し尙信疑半ばしてゐたので强く甲斐に迫ることもなし得なかつた。たとへこれ等が無理押しに迫つて來たとしても、當時甲斐の勢力は、可なりに强かつたので容易に攻め破ることは出來なかつたと思はれる。かくて先づ無事に三年は經過し、三回忌に當つて殯してあつた塗籠を開いたことは大監物の筆記の內にある。これによつて、信玄の遺骸を容れた塗籠の內の甕は、春日虎綱、跡部勝資、及びその子美作守によつて開かれ、取出されて別に厚い棺に收めて葬儀を營んだことが分る。それで信玄の遺骸を竊かに土屋の邸內に送つて茶毘に附したといふ傳說は成立たぬ筈である。

然るにこの墓について、甲州閻魔緣起といふものに說明がしてある。それによれば、この塚は、閻魔塚と稱してこれを侵すものあれば祟りをなすと永く傳へられてゐる。ところが、安永年中に甲府の代官中井正太夫といふものがこれを發掘したが、二三丈の深さの處に石棺があつて、その蓋に銘があつた。その銘を寫し取つて後、また元の如くに埋め、江戶幕府に稟請して、この地を信玄の墳墓と定めて石を建てたといふのである。しかし、その文詞及び字形から考へてこれは全く後世の僞作であることは明かである。なほ甲斐國志によれば、慶長、元和の頃小畠勘兵衛景憲が甲斐に來て、諸所に武田家由緒の碑を建てたのであるが、或はこの碑もその時のものではなからうかと說いてゐる。景憲は武田家の舊臣で、甲州流の軍學を說き、武田氏の僞書を作つたのは有名なことであるので、更にこの墓に對する懷疑を一層深くせざるを得ない。また黑川春村はその並山日記に、その墓は好事家の作つたものと斷じてゐるが尤もな說と思はれる。

惠林寺は有名な古刹で、臨濟禪の專門道場であり、夢窓國師以來由緒深き所である。五山の學僧龍湫周澤、絶海中律、曇芳周應、策彥周良、惟高妙安等の學僧の住した寺であつて、信玄はこれを妙心寺派の寺と定めて、有名なる彼の快川紹喜を住はした。快川は信玄の尊敬を受け、師と仰がれたのであつて、信玄とは親しみが深かつた。信玄は生存中に自己の像を作らせてこれを不動尊に擬して寺內に納めしめたが、その像は今なほ存在してゐる。大監物の筆記によれば、天正四年四月十六日、信玄の葬儀を行つた時、その下火は實に快川であつた。惠林寺に藏する天正玄公佛事法語によれば、信玄の佛事は、初七日より始めて七回忌に至るまで、主として快川がこれを營んだのである。また法語の七周忌散說の中に「奇哉大居士在日、自號惠林寺殿、不歷五十六億七千萬歲、坐龍樹下成等正覺、直爲彌勒大士、呼爲機山居士即是、彌勒大士即是、彌勒誰辨端的、惠林即是卒陀宮也」とある。これ等で遺骸は快川によつて荼毘せられ惠林寺に埋葬せられたものと考へるのが妥當であると思はれる。但し現在信玄の墓である五輪塔は天正九年の兵火に燒けたので、當時のものでなくその後に建てたものである。要するに、不動尊を造つた信玄の志などに考へ合せると、惠林寺が信玄の墳墓で、遺骸を埋葬した場所」であると考證して居られる。この問題についてはその後諸家の說が發表されてゐるが、いづれも斷案を下す程の確たるものでなく、今後の考究に俟つものが多いのである。

（五）

既に述べたところによつて、信玄の生誕と、死因及び遺骸の所在などについての諸說を一應は鳥瞰したので、以下少しく『甲陽軍鑑』の妄說を吟味してみよう。

『甲陽軍鑑』は、『竹田三代記』や『甲越軍記』などと共に、この時代の竹田、上杉兩氏の合戰物語の主な曲技の一つでその性質上、あまり世間に流布されてゐないが、二十四冊からなる大部なもので、その內容は次の八部門に分類されて

ゐる。

法度の卷……武田信玄の五十七ヶ條などが記してある。

犂牛の卷……當時の諸將の成敗の跡を論じてゐる。犂牛といふのは法華經に見え、犂牛は尾に劍をつけてゐて、自分で甜つて舌を傷ける。卽ち、愚な者が自分から禍をとることのたとへである。

人數積の卷……人數の制を記す。

合戰の卷……信玄一代の合戰を記す。

石水寺物語……信玄の物語を記す。甲府本城の北に石水寺山があつて、こゝに支城を設けた。

軍法の卷……信玄の軍法を記す。

公事の卷……政治刑制などを記す。

將來の軍記……勝賴の事蹟を記す。

この各卷の終りは、必ず「……如何」の語で結んであり、また「高坂彈正」の名が著書のやうに記してある。但し、彈正死後の天正六年（二二三八）以後には、それがなく、その甥の春日總次郎が繼承したとなつてゐる。しかし、その文章はかなり拙劣で、候を用ひて、報告の形式をとつてゐるといはれてゐる。信玄と謙信の一騎打の模樣をこゝに例示してみよう。「……信玄公の旗本、謙信の旗本、敵味方三千六七百の人數、入亂て、ついつ、つかれつ、きりつ、きられつ、互に具足のわたがみを取あひ、くんで、ころぶもあり、首をとつて立あがれば、其首を我主なりと名乘て鑓を持てつきふせ候をみては、又その者を切ふせ候。甲州勢も手前に取紛れ、信玄公いづかたに御座候も存ぜず。越後勢も其通りなり。然ば萠黄の胴肩衣きたる武者、白手拭にて、つふりをつゝみ、月毛の馬に乘り、三尺斗の刀を拔持て、信玄公牀机の上に御座候所へ、一文字に乘よせ、きつさきはづしに、三刀伐り奉る。信玄公立て、軍配團扇にてうけなさる。後みれば、うち

はに八刀瑕あり。御中間衆頭二十人衆頭、都合二十騎の者共、大がうのつれものゆへ、たちまはり、敵味方にしられざる様に信玄公をとりつゝみ、よる者共を伐拂ひ申候。中に原大隅と申す御仲間頭、靑貝の柄の御鑓を持、月毛の馬に乘たる萌黄の段子の胴肩衣武者をつけば、つきはずしたるにより、具足のわたがみをかけうちつれば、馬のさんづをたたき、馬さうたつて、はしり出候。後聞けば、其武者、輝虎也と申候。」

(六)

『甲陽軍鑑』の著者については、これまた諸說紛然として一定しないが、『武藝小傳』『中興武家雜記後篇』『遺考物語』『翁物語』などの諸書には、高坂彈正の記したものといひ、『軍鑑辨疑』『甲斐國志』などは、小幡景憲の編輯したものとし、或は『甲斐國志』は『信玄全集』(甲陽軍鑑と同書異名)の每冊の終りに「尾畑勘兵衞書」之」とあるところから、『信玄全集』は、『甲陽軍鑑』の原本であるとしてゐる。或は舊幕府編纂の『記錄解題』の中に見える一說には、益田武部小輔秀成といふものが高坂彈正の遺文を綴輯したものであるというてゐる。或は『遺老物語』は、高坂彈正の原本は十九冊であつたが、宇佐美三木之助といふものが改纂したといひ『武功雜記』には、「山本勘介の子、關山派の僧にて、學文ちとありしが、甲州信州の間にて信玄の事など覺書しておきたる反古などを取りあつめ、吾親の勘介を結構につくり書きたるなり。是を高坂彈正が作といつはりて書きたるなり。此僧後に井伊掃部頭殿家中に甲州者[1]の居たるより、いよ〱甲州の事など書きあつめて、甲陽軍鑑と名づけしなり。末書[2]は猶以て、つくりものなり。」とある。これらによると『甲陽軍鑑』の著者に擬せられてゐるのは、高坂彈正をはじめにして五人ゐるわけで、今日のところではこの疑問を解くには至つてゐない。

(1) 小幡景憲は井伊氏に任官したことがあるところから、甲州者といふのは彼であるといはれてゐる。
(2) 二十冊ある。

（七）

田中義能博士は、『甲陽軍鑑』の著者についての諸說を次のやうに述べて「余を以て之を觀るに、小幡の綴輯にして、其本づく所、大凡三あり。日高坂の遺記、日關山僧の記、日門客の說なり。而して之に雜ふるに、己の見聞する所を以てするに似たり。」その理由として、『道牛事歷』によると、小幡景憲の父祖は高坂に仕へてゐたから、あるひはその遺記を傳へたのであらう。『石水寺物語』の中に、武田晴信の言行を記してゐる條には、往々實說らしいところがあるが、これは遺記の文をとつたのでもあらう。また關山僧の書いたものに據つた證據としては、山本勘助は山縣昌景の一部卒に過ぎないのに、彼を推稱し、晴信の軍師としてゐる點を擧げてゐる。更にまた、天保四年にその門弟の記した『景憲傳』に「景憲天性不レ欲レ立ニ人之字下一、有下睥ニ睨燕雀一之知、慕中鴻鵠一之志上。唯所レ願先君信玄公創業垂統之規矩、殊軍旅之制法詳レ之。故甲信兩國士普入ニ其門一、尋ニ探故實一、委曲記ニ錄之一、悉綴ニ集其語一、爲ニ五十帖一、名ニ甲陽軍鑑。」とあるから、人から人に傳聞した話をも參考にしたと思はれる。『甲陽軍鑑』が景憲の筆になるのは、その『道牛事歷』と同じ筆致文體であることから明瞭であり、それを高坂彈正に託したものであらうとしてゐる。

（八）

『甲陽軍鑑』が世間にはやり出したのは、寬永の頃かららしいといはれ、『續武者物語』によると、畠山入菴は寬永十二年にこれを讀んでゐるし、同十五年書き寫した『元就記』にもこれを引用してゐる。刊本は明曆版が最初で、異本が十八種類もあるといはれてゐる。『甲陽軍鑑』著述の目的は、景憲傳にもみえるやうに、世に甲州の兵法を傳へるにあつたので、軍鑑の名もこれから生れたのであるといはれてゐる。

軍鑑八部のうち、武田信玄一代の戰ひを記した合戰の卷には、よく軍師があらはれて兵法を說いてゐる。後世これを實說として喧傳してゐるが、その多くは虛誕である。同書の第四十三卷には、軍師の名を次のやう擧げてゐる。

信玄公十六歲より五十三歲までの間に、軍法工夫仕たる衆

萩原常陸守　是は譜代衆也　相圖の小旗、相圖の物見がくのどう

原　加賀守　是は譜代衆也　方向の陣取

原　美濃守　足輕りうごのり、二のかけ備たゝむ事

橫田備中　備組結ぶ事

多田淡路　夜軍あつくうつて、うすく出る事、ひかへ時までいくさくなり

加藤駿河　信玄公の弓火の指南申たる武士なり

小幡山城　櫓西樓に數の刻、敵の城へ取懸たる時、出る出ざるを見合す事、敵の働き樣にて味方のあやうき事見合

山本勘助　城取、或は敵をまはす事

米倉丹後守　甲州人衆也　城をせむるに竹たばの事

馬場美濃守　甲州人衆也　押太鼓の九守を表する事、同合戰にときの聲、さま手、旗本、別各の事

山縣三郎兵衞　甲州人衆也　敵大物見の中に大將ありとみる、同川こすべき事みしろ儀、是れ遠州濱松にての事

內藤修理正　甲州人衆也　かくし見非（或はかへし勢）の事、將其頭人數立の事

高坂彈正　篦ひきやの事、備へみの手なりの事

その記述の中の特に誤の大いと思はれるものは、天正十年に、信虎が民心を失ひ國を治めることができなくなつたので晴信（信玄）はやむを得ず彼を駿河に遣つて、今川義元に託したといふ一事の如きである。いま『甲陽軍鑑』によつて當

時の模様をみよう。「(前略)中々、晴信公の御手柄、古今まれに看るべしと、よその家中迄も、申しならはしたり。さて又、此平賀源心法師は、大剛强の兵者にて既に力も七十八人力と申しならはし候。定めて十人力も之有るべし。四尺三寸斗りの刀を常に取持仕る大人にて、數度のあらけなき働きの兵にて候。是を晴信公、初陣の手柄にて討取り給ふ。是信玄公の十六の御事也。それをも信玄公は臆病なりとそしり給ふ故……淺からざる御はたらきと感ずるものは少し。……弟の次郎殿、後には典廐信繁と申す人也。さても晴信公、奇拔なる名人にてましますす。左様の事をなされ候へ共、おごる色もなく、猶以て、うつけたる體をして、時々駿河の義元公「たよりまいらせられ『次郎殿を惣領に立て、我等を庶子に仕るべしと信虎公の御申。此後は偏に義元公の御前に御座候』とて、様々頼み被ㇾ成候により、義元公も亦欲をおこし、信虎公は、しうとといひ……信虎公を駿河へよび御申なされ、跡にて晴信公おぼしめすまゝにむほんをなされまし給ふこと、偏に今川義元公の分別故、如ㇾ件。是とても亦、信玄公の御工夫不ㇾ淺候。」とある。しかし、この場合は、信虎も承知して行つたので、このことは信虎、兼元の書翰、妙法寺記、諏訪神社記録などによつて證明することができる。然るに、前にあげたやうに、『甲陽軍鑑』には、天正三年(二二三五)のこととしてあり、晴信は父を逐つたとしてゐる。

また晴信が、村上義晴を攻略して、信州の北部を併呑したのは天文二十二年(二二一三)であつて、これを『妙法寺記』や『二木壽齋記』に詳細のべてあるが、『甲陽軍鑑』には十四年(二二〇四)とあり、小笠原長時を攻め破つて信州南部を掌中に収めたのは、天文十八年(二二〇九)であるが、『甲陽軍鑑』には二十二年(二二一三)とするなど、年月にかなり誤りがある。したがつて前後に矛盾があつて條理が立つてゐない。

また晴信が剃髪して信玄と號したのは、天文二年(二二一一)二月のことゝしてゐる。即ち「天文廿辛亥年に武田信濃守大膳太夫晴信、發心なされ、法性院機山信玄と申。其意趣は、新羅三郎公より信玄公迄廿七代にして、しかも代々弓矢を取て、云々」とある。しかし、永祿元年(二二一八)の六月十日までの文書には晴信とあり、同二年(二二一九)十一

月以後のものに信玄とあるところから推察するに、法名を稱したのは永祿のはじめであることがわかる。そして剃髪はまだらしく、高野山にある弟信廉の書いた晩年の畫像には、頭のうしろに少しばかり禿髪を結つてゐるのがみえる。これは織田氏に代つて覇者たらんといふ志しを抱いて、枯皓の餘りを丁寧に蓄へてゐたのではあるまいかといはれてゐる。しかし天正四年（二二三六）僧大圓の偈に「晩入二瑞雲一衣授レ我、圓臂浮屠相。」とあるから、死ぬ二三年前ごろに漸く髪を剃つたとも思はれるのである。

（九）

最後に、『甲陽軍鑑』の研究上特に留意すべき點は、書中、韜略の得失を論じ、器制を講じてゐて、實に近世の兵書の祖とするに充分價値があることで、これは小幡景憲にその功績がある。元來、景憲の家は、代々武田氏に仕へた。景憲は天正元年（二二三三）に生れて武田氏が滅亡するや、德川家康に仕へた。文祿四年（二二五五）家康の許を辭して全國に遊學し、兵術を修練し、また一方では禪理を究めた。『甲陽軍鑑』に佛語が多いは、そのせいである。

（一〇）

以上によつて『甲陽軍鑑』研究上の留意點を二三例示しての略述は終つた。諸種の理由から極めて雜薄な内容になつたことを編輯者及び讀者の方々にお詫びする。

慶長時代の社會相

――慶長見聞集研究の方法と其實例――

文學士　西垣國重

一

『慶長見聞集』は、慶長時代の貴重な史料としてその存在價値の大きいことは、史家の等しく認めるところである。『慶長見聞集』は、この時代に著述されたもので、當時の社會のいろ〳〵の相を窺知することができる。又、著者がその見聞したことがらに一々是非善悪の檢討をなすといふ勸善懲悪の意味も含んでゐるので、いまではこれを修身教材に使つてゐるところもあるときいてゐる。

『慶長見聞集』は、その序跋「于時慶長十九年のとし季冬後の五日記之畢」によると慶長十九年、三浦淨心といふ人によつて作られたことがわかる。又、世間一般はこれを信じてゐるやうであるが、しかし、これに就いては諸說があつて、今日に至るも定說をみない。即ち、『慶長見聞集』を詳しく研究してみると、慶長時代の作と斷ずべき確證はなく、序跋にあ

る「慶長十九年云々」は、何者かが三浦淨心に假託して捏造したものであらうとの疑ひが濃厚である。文學博士辻善之助氏の僞造説の要點を參考までに掲げてみよう。「慶長見聞集卷二『眞言淨土宗法論之事』と題した『見しは今、三縁山增上寺住持、貞蓮社慈昌源譽普光觀智國師と申すは、淨土の明智識にてします』といふ書出しの章の中に、淨土宗法度三十五ケ條を載せてゐる。卽ち、

今淨土增上寺の御威光は、一天四海に普くおほひ、十宗にをひて此德をあふぐ。其上、將軍御信敬淺からず、下、萬民に至る迄渇仰のかうべを傾けずと云ふ事なし。然るに、增上寺へ淨土一宗の御法度を將軍家より御黑印を以て仰出さる。

淨土諸法度

（諸個條を略す）

右三十五個條之旨永可レ相二守其趣一者也

慶長十九年正月　日　　增上寺觀智國師

かくのごとくの禁法、淨土一宗に於て信敬せずと云事なし故に淨土の佛法、彌繁昌、他に異り。とある。

然るに、增上寺に現存する三十五個條の原本には、元和元年七月日と日附があつて、宛名にはたゞ增上寺とあるのみである。この外、御當宗令條や御制法もまた增上寺の原本と同じである。これで見ると、淨土宗法度が實際に發布された年は慶長見聞集が作られたと稱してゐる年の翌年に當る譯である。まだ發布されない法度の條文を、この見聞集の編者はどうして知つてゐたか。これは甚だ怪しい。殊に見聞集にある法度條文の日付である慶長十九年正月ごろには、この淨土宗の法度は、まだ案文すら出來てゐなかつたのである。その理由は、駿府記に、

元和元年閏六月八日、廓山入出御前、淨土宗法度可成被下由、依被仰、作條及持參、云々。

とあつて、その月の十四日に法度の朱印を廓山に賜ひ、七月の日付を以て、これを發布したのである。卽ち、法度の案文

は元和元年閏六月八日に始めて世に出た。もとより案といふものは一朝一夕に成つたのではなく、早くからいろ〳〵と考へられてゐたであらうが、十九年正月といふのは、外々の宗派の法度全體から考へても早すぎる。三緣山志によると、同年六月十四日に觀智國師源の滿譽が了的と廓山を随へて上洛したが、それは智恩院の滿譽と宗の法度を定めるためであつた。これから見ても、法度の案文は元和元年六月前後に出來たことが分る。それ故、まだ案さへも出來てゐない頃に、どうしてその條分の全文が知られよう。

なほ、その宛名が增上寺觀智國師とあるのも亦、僞作のぼろを露はしたものであらう。もし此の條令に眞本のやうに『元和元年七月日』とあり、宛名も『增上寺』とのみあるならば、見聞集の上部分が編了された後から、この法度の條文が揷入されたと見てもよいけれど、さうでないのは、卽ち僞作の證據であらう。

次に、慶長見聞集卷五の『よし原町の橋渡りかねたる事』の條は、

見しは今、江戸によし原町とて傾城町ありて、家々門々に女房共、容色を飾り、立ち並びたるは、ただ天人の影向し給へるかとて、貴賤老若、此町へ入りての有様、たとへんやうもなし、云々

といふ書出しから、また卷七の『よし原に傾城町立つる事』といふ條は、

見しは今、江戸繁昌ゆえ日本國の人参列、家作りなすによつて、三里四方は野も山も家を作り寸土のあきまなし。然るに東南の海際によし原あり。色好みする京田舎の者共、此よし原を見立て、けいせい町をたてんと、よしの苅跡爰やかしこに家作りたりしは、たゞかにの身の程に穴をほり、住居たるが如し、云々。

といふ書出しから始つて、吉原の情景を寫してゐるが、これでは慶長年間に吉原の町が建てられてゐたやうに見える。

然るに、洞房語園および庄司甚右衞門書上などによると、庄司が遊郭を計畫してそれを願出たのは慶長十七年で、元和三年に至つて許され、四年に至つて建築が成つたのである。さすれば、見聞集にこの事を記してあるのは、その書が元和

以後の作であることの證據であらう。

尤も、洞房語園の說については、温和叢書本の編者の解題にその吉原起立に關する說の異同を疑つて『洞房語園の吉原起立の說は、その草創の人庄司の家傳であるから、謬りのある筈はないが、慶長見聞集の所載とは符合しない。見聞集の說は三浦淨心が當時親しく見たまゝを記し傳へたのであるから、これも誤りのある筈はない。そこで喜多村信節は、慶長の開基と庄司の開基とは別々で前後二つの事であらうと辨じてゐるが、すると一つの吉原に二度の起立と二人の草創人が出來て、道理に叶はずまた二度とも同じ町名を用ひるのも不審である。それで尙ほ考へてみると、吉原の起立は慶長中で開基人も庄司甚右衛門一人であらう。但し、慶長見聞集にその名前を擧げてゐないのは、甚右衛門當時では、まだ後世に沙汰する程の人でなかつたのが、江戶の繁昌に隨つて、吉原の名が擧り、そして甚右衛門の名も著はれて來たのであらう。』と見聞集の說をとつてゐる。これは畢竟、見聞集をもつて慶長時代の編著と見ての上である。すでにこの書中、他に疑ふべき點が存する以上、吉原の起立の事についても亦、見聞集の說は疑つてかゝらねばならぬ。

また慶長見聞集の卷三の『上總浦にて黑船損ずる事』といふ條に、

見しは昔し、慶長六年の秋のころ、上總の國大瀧の浦へ黑船流れ寄り、舟損ず。是は呂宋國より、のびすはん渡る船なり數々の物を積みたるは寶の山ともいひつべし。此荷物浦へ打上げるを、安房・常陸・下總の者共集りて、拾ひ上れども盡せずと風聞する。江戶町の者共十五以上六十以下の人までも、上總の浦へ走りよつて此荷物を拾はんとする。此浦本多出雲守と云ふ人の領地なり。拾ふ事禁制と高札を立てられたり、云々。

の話を記してゐる。しかし、これは慶長十四年九月の出來事を誤つたのである。

その證據は當代記を始め、外國の史料にも徵することが出來る。大日本史料第十二編之六の慶長十四年九月の條にも詳しく見えてゐる。この上總へ流れ寄つた船は、前のフイリツピン諸島大守ドン・ロドリゴ・デ・ビベーロの乘つてゐたも

ので、フイリッピンからノビスパンヤへ航行の途中、わが近海で暴風に遭ひ、つひに上總に漂着したのである。そのときその地の領主本多忠朝から之を駿府に報告し、吏を遣はして、その船を監護し、そののち駿府からの命によつて、ロドリゴは江戸を經て駿府に赴き家康に謁見して、その携へる貨物は勝手に貿易することを許されたといふ話である。ところが、慶長見聞集ではこの話を前揭のやうに記し、なほ續いて、

愚老も此荷物を拾はんと人並に行きけるが、及ばずして人の拾ひたるものを、骨折代を出し貰ひとり江戸へ歸る。つら〳〵思ひけるに、此荷物京都にて賣るならば、過分の金銀をとり、我が一期樂むべし、皆人持ちて行かざる先にと心懸け、駄賃夜を日に次ぎてのぼる。おなじき十月廿日と申するには、京二條の問屋島屋與右衞門といふ人の宿につきたり京の町人あつまりて云ひけるやうは『音に聞えし大黑船の拾ひ荷物こそ、はや上りたりいざ是を見ん』と島屋が家へ數百人入り込み、内に立つ所なくして門外に人の立ちならびたるは、たゞ是れ市のごとし。われ是を見て『すは夜を日に繼いで人より先に上りたるは、これをこそ願ひつれ。けふは十月廿日ゑびす祝ひ日に、京着し、めでたき吉日なり。値を高く賣らんものをと心うれしく寶の山に入りたる心地せり。

すると、『日本は小國なれば、人集りて、二十年三十年賣れども買へども、此黑船の荷物、盡すまじ。明日にもなるならば、此荷物、山のくづれ落つるが如く來るべし』といふ噂が立つたので、目算ががらりと外れて、わずか路錢ばかりを得て歸つたが、その心中は『下り計りの路錢にかへて東へ下りしは、只今玉を淵に沈めたる心地、扨て又寶の山に入りて、手を空しくして歸るに異ならず。』などと語つてありて、その記述が誇大にして妄誕、どうしても當時の見聞とは受取られないのである。つまり黑船の一條も、後世からいろ〳〵と想像して書いたから、かやうな誤飾をなしたのであらう。

そのほか慶長見聞集記事の誇張は、同卷の二『土風に江戸町さわぐ事』の條の終りに、

然るに江戸あたりに吹土くじりといふ風は、雲の氣色もなく、音もせずして俄に地より吹立、土をまきつゝんで空へ吹上れば唯くろけむりの如し。皆人、是を見て『すは火事こそ出來たれ。やけ立つ烟を見よ』とさわぎ顚倒する。町の御掟の事なれば、家々より手桶に水を入れ、引きさげ〳〵持、(中略)火本は爰やかしこ、と走り廻る内に、土烟は消えて、(中略)さげたる桶の手持もなく、はたを捲いて歸りしは、見てもおかしき。昔は江戸近邊、神田の原より板橋まで見渡し、竹木は一本もなく皆野らなりしが、いま江戸榮えゆくまゝ、あたりの野原三里四方に家を作りふさぎ、海道には眞砂をしき、土のあき間なければ、土くじりはいづくをか吹くらん。町しづかなり。

とあり、殊に神田原より板橋の間に、樹木が一つもなかつたなどとは誇大にすぎる。また卷の七『南海をうめ江戸町立給ふ事』の條にも、

見しは昔、當君武州豐島の郡、江戸へ御打入より、このかた町繁昌す。しかれ共、地形廣からず、是に依て豐島の洲崎に町をたてんと仰ありて、慶長八卯の年、日本六十餘州の人歩をよせ、神田山をひきくづし、南方の海を、四方三十餘町うめさせ、陸地となし、其上に在家を立給ふ。

などとある。この見聞集が、序跋に記されてあるやうに慶長十九年季冬の作でないことは、本文自らもこれを明かに示してゐる。即ち卷の五『日本橋市をなす事』の條に、

見しは今、江戸町東西南北に堀川ありて、橋も多し、其數を知らじ、扨て又、御城大手の堀を流れて落つる、大河一筋あり。北川、町中を流れて南の海へ落つる。此川に日本橋たゞ一すぢ掛かりたり。(中略)件の日本橋は慶長八癸卯の年、江戸町わたりの時分新儀に出來たり。其後、此橋御再興は元和四年戊午の年なり。大川なればとて、河中へ兩方より石垣をつき出しかけ給ふ。數板の上、三十七間四尺五寸、廣さ四間二尺五寸、なり

とあつて、元和四年以後の所記であることを露はしてゐる。

これらを見ても慶長見聞集が、慶長年間の見聞としては大いに疑しく、即ち、本書が慶長十九年に三浦浄心の書いものといふ傳へは僞りであつて何者かゞ色々の材料によつて、この書を編し、これに勿體をつけるために、かやうな序跋を附したのであらう。」と述べ、三浦淨心の著作でない證據としてゐる。

しかし、辻博士のかうした考察に對し、阿部愿氏は次のやうな異つた見解を示して居られる。即ち行文の誇大である點は、同じ三浦淨心の作といはれる北條五代記などの記述にも誇張があるのを參酌すると、これは筆者の筆癖のやうに思はれる。また年曆の齟齬は、かゝる追記物では、記憶の誤りもあらうから、どうしても免れ難いところであらうから、これを以て、たゞちに全編が後人の僞作とも言へぬであらう。

その跋文に『慶長十九年のとし季冬後の五日記之畢』とあるのは、全く後人の加筆である。これと同時に、この書が慶長年間に見聞した事柄を、元和年中に追書したものであることも知られる。さすれば、『慶長見聞集』の書名も後人の附けたものであらう。

三浦淨心が正保元年に物故したのを事實とすれば當時、淨心の名に假托して、何者かゞ種々な材料をもつて斯かる書物を僞作したとも考へられぬ。まして北條五代記と筆致が似通つてゐるに於ては尙更である。又、この事實の上から見ても慶長八年南海埋立ての事は、別本慶長江戸圖、落穗集・白石紳書などに徵證することが出來(年序に出入はあつても)、またこの慶長見聞集卷の一『江戸の川橋にいはれある事』の條に、

扨て又、御城の大手の堀に、橋一ッかかりたり。餘の橋より大きなればとて、是をば大橋と名付けたり。町には舟町と四ヶ市のあひに小さき橋、たゞ一ッあり。是は往復の橋なり。(中略)此橋を錢がめ橋と名付けたり。

などと廓內の地形をいつてゐるのを、慶長江戸圖と參對すると、當時の實況であることが知られる。また卷七『夕顏の宿りの事』の條に、

見しは昔、當君武州江戸へ御打入は、天正十八寅の初秋なり。其頃までは高きも、いやしきも、松をはしら、竹のあみ戸むぐらの庵、蓬が宿、草ぶきの小家がちなる軒のつまに咲きかゝりたる夕顔の白の花のみにて、蚊やり火のふすぶろもあはれに見えておほかりし。

とあるのを、正西聞見集に、

家康様御在城は、江戸可レ然候はん、と御目判のよし、其頃は江戸は、遠山居城にて、いかにも麁相、町屋なども茅ふきの家、百斗りも有るかなし體、城もかた斗りにて、城の様にも無レ之、あさましきを、奇特に秀吉公御見立被レ成候とて諸人感じ申候。

とあるの參考すれば、天正入國當時の江戸を寫して、さて誤りがあるとも思はれぬ。なほ他の記事の中にも諸書と參對して時の事實であつたことを徴證すべき條項が多からうから、慶長見聞集が後人の偽作でないことは明かである。」と、序跋が後人の加筆である點、年歴に齟齬のある點、行文の誇張である點などには賛成して居られるが、全編こと〲くを後人の偽作であると斷定することには不賛成であるといふのである。

阿部氏は『慶長見聞集』と『北條五代記』の文とはその筆致の似通ふことを一證とせられてゐるが、北條五代記も亦「見しは昔」「聞きしは昔」「見しは今」の句で各節が初つて居り、かどのない素直な聞書き風のものであり、當代噂話の口吻を漂はせてゐるが、熟讀してみると、『慶長見聞集』が『北條五記代』よりは、筆達者であり、流暢であり、詩である。

「見しは昔、さがみ小田原の北條家の侍、仁義をもつぱらとし、禮儀作法たゞしく、其様嚴重に有りて、形義をみださず若し異様をこのみ、分限にすぎたる振舞をなす者は、人あざける故、律義をたしなみ、君臣の禮いよ〳〵重んじ給へり。然るに、いせ備中守・山角紀伊守・福島伊賀守三人は氏直はたもとの武者奉行。此等の人は數度の合戰に先をかけ勇士のほまれを得、其上軍法をしれる故實の者也。ていれは伊賀守は生れつきこつせんと異様にして、大男大髯有て、形體風俗人

にかはつていちじろし。(中略)一年、小田原久野の人に、神まつりあり。諸侍見物せり。いかの守も是を見物せんと牛の角に金ばくを押し、おかねの大ふさ鞦、あかねのたづなを付け、物のれは草苅の體にて、腰にかまをさし牛に乘、うしろ向きて尺八ふき、女にくれなゐの染めかたびら、先のとがりたるききやう笠をきせて、牛をひかせ、力者一人に長刀をかつがせ、あとにつれ、祭見物せしを皆人けうがる振舞とて、時に至て笑ひしか共、惡難をいふ者なし。町人は是を見て、侍の形義たゞしき北條家にも異様をこのむ人有りけり。但、いがの守が勇士のほまれ、人に越え、武德の至れる故にや、とぞ沙汰しける。ある時伊賀守、さがみばにう河へ行、鵜をつかふ。在所の者いはくに何ものやらん、くせ者有りて、近年人おほく取るよしを申す。いがの守、聞きて此河に、いかなるくせ者あり共、よく伊賀には手をさゝじ、とあざわらひ、鵜をつかひけるに、中間を一人、水底へ引きこみ、見えず。伊賀、是を見、すはくせ者よ逃すまじと、脇差をぬき持ち、水底に入りて是を見れば、眼ひかる物有りて、中間を喰、伊賀は大力、かれをいだひて、弓手の脇にしめつけ、つゞけて五刀さし、水の上へあがる。その跡に中間も死してうかひ出で、長一間程の鱸死してうかびたり。福島伊賀守は希代の氣げもの、鬼の生れかはりとぞ人さたしける。」(その卷第二の四)

これだけではあまり參考にはなるまいが、『北條五代記』の中の短い一節を抄して證明したまでである。(福島伊賀守河鱸を捕手柄の事)

以上によつて私に與へられた問題に對しての一應の回答は終つた。身邊多忙の際であつたため、意に滿たぬものになつたことをお詫びする。

慶長年間日葡人衝突事件

——日本見聞錄（及附錄）研究の方法と其實例——

文學士　小木曾福也

一

「マードレ・デ・デウス事件」と稱し、史上極めて著名な事柄として知られてゐる。慶長十四年十二月中旬（一六〇九年一月初）我が長崎港外に於て、約三日間に亙り、ポルトガル大船「マードレ・デ・デウス」號（Madre de Deus＝聖母の意）を、家康の命令下に動いた肥前國日野江の城主、有馬修理大夫晴信の軍勢が、これを燒沈めて了ふ事件である。

我國の著名な研究だけでも、辻善之助博士の「有馬晴信の黑船擊沈」（海外交通史話　五四四——五一頁）、村上直次郎博士の「異國日記抄」註記（異國叢書所收　四〇——四四頁、二六——三〇頁）、德富猪一郎氏の「葡萄牙船の燒打」（近世日本國民史家康時代下卷　三五六——七四頁）、武藤長藏氏の「慶長十四年來航の葡船 Madre de Dios と其大砲」（日葡交通第一輯、一〇一——四二頁）、岩生成一氏の「近世初期の對外關係」（岩波日本史講座所收、三二頁）等々、古いと

ころでは、青嵐氏の「黒船の爆沈」(歴史地理第六卷第七號　一―八頁)がある。

同問題についての外國人の研究も亦甚だ活潑である。殊に、名の知られたもので、フランスの耶蘇會士シャルルヴォア(天和二年――寶暦十一年=1682――1761)の著「日本史」(第五冊、一九三――二一一頁)を初めとして、レオン・パジエスの「日本切支丹宗門史」上卷(吉田小五郎氏譯、岩波文庫、二一九頁、二三七――八頁、二四〇――一頁)、シュタイシエン氏の「切支丹大名記」(吉田小五郎氏譯、二八六――七頁)、リース博士の「葡萄牙人日本より放逐せられし原因」(史學雜誌十ノ四・五・六)、C・R・ボクサー氏の書「マードレ・デ・デウス事件」等々、同樣に枚擧に遑ない。

而して、これを公平に綿密に觀察したる時に、愕然とするのは、我國の研究が外國人のそれに比して、遙かに見劣りがし、低調に過ぎることである。就中、ボクサー氏の研究は最も精細にして、現在にあつては、未だ此の論著の右に出づるものがない。

併し乍ら、我國史上、それも我國土に於て惹起したる一事件について、異國人の研鑽に俾れたものがあるとは、何と奇怪なことであらうか。いま、それらの異國側の論說の基底をなす問題に對して、ドン・ロドリゴの「日本見聞錄」及その附錄(村上直次郎博士譯註、「異國叢書」所收)の史料を驅使して一顧を與へたく思ふのであるが、それが今後の研究の一助ともなり、本誌讀者の參考に資すれば、これに過ぐる幸ひはない。

二

十六世紀中葉、ポルトガル人の占有に歸した媽港(マカオ)と長崎の關係は、年々媽港から來航する定期船に依つて、極めて密接であつた。それらの定期船の積載する商品は、主として支那生絲であり、そしてその大部分は長崎に於て日本銀と交換されるのであつた。マードレ・デ・デウス號も、これらの一商船たるに過ぎない。媽港を發つて、颱風に災ひされ、約二ケ

月も要して、長崎に着港したのは慶長十四年五月二十八日（一六〇九年六月三十日）のことであつた。この前二ヶ年間、如何なる理由のためか、媽港からの日本への定期船の渡航が全くなく、日本貿易を生命とする媽港のポルトガル市民の困苦には甚しいものがあつた。斯くして二ヶ年間の損失を補ふに充分な大船マードレ・デ・デウス號は、その上にも前例のないほど大量な積荷を満載してゐた。ところが、その船長のアンドレア・ペツソアは、前年、家康の命に從つて、占城國（チャンパ）に伽羅香木を求めに出掛けた有馬船の水夫が、途次、媽港寄港中、亂暴狼籍を働いたるかどで、嚴罰に處した人物であつた。日本人の彼に怨恨を抱く者多く、マードレ・デ・デウス號、長崎入港と同時に醸された険悪な雰圍氣は、遂にこれを焚燒事件にまで誘引した。慶長十四年末、家康の下命あつて、有馬晴信の兵船數隻は、時の長崎奉行、長谷川左兵衛藤廣の協力に依て、このポルトガルの大船を包圍し、悪戰苦闘の末、これを長崎港外に撃沈して了つたのであつた。

從來の研究の範圍を出でず、事件の簡單な羅列的な説明は右の如くで、史實の穿鑿の上に於ても、未だに不明な點が多多あるけれど、この他に幾多の興味ある問題を包含するは言ふまでもない。なほ「マードレ・デ・デウス事件」を、鎖國形成過程に於る一つの大いなる段階と看做すことは從來殆どなされてをらず、これを論述することこそ、最も重要な問題でなければならないが、本論の主旨に反し、且つまた餘白もなく、他日を期して割愛の止むなき事情にある。

三

異國側の研究は、個々の史實の穿鑿に於て詳細を極めてゐるが、該事件の最も重要なる問題について、恐るべき斷言がある。それは、何故この「マードレ・デ・デウス」號が斯くも悲壮なる最期を遂げねばならなかつたか、大阪の秀頼の存在にも無關心でをれない切迫した社會事情にある折柄、かの用意周到なる家康が、何故に支那を除いて唯一の交渉國ポルトガルの大船を攻撃し、徒らに事態を紛糾に導かねばならなかつたか、といふ問題に對してゞある。

スペイン人ドン・ロドリゴがサンフランシスコ號に乘つて、フイリッピンのマニラからメキシコに歸航中、上總國岩和田沖に難船したのは、マードレ・デ・デウス事件の年、卽ち慶長十四年九月初のことである。彼がマニラ假長官在任中、家康との間に旣に書簡の上で再三交渉があつた。上陸後は、江戸で二代將軍秀忠に、十月初、駿府で家康に會見した。そして此の時、日本とスペイン領新イスパニヤ（メキシコ）との交通貿易、キリスト教の布教、及び「マードレ・デ・デウス」號を追擊しつゝ、遂に拿捕するに失敗して、この年の五月三十日平戸に着したオランダ人の放逐等の三問題について重要な交渉をなす。それから彼は駿府を發つて、京・伏見を經、大阪に出、海路をもつて豐後臼杵に到る。これはサン・フランシスコ號と同時に難船したサンタ・アナ號が臼杵に漂着してゐたがために、同船の破損の程度を調べる必要があつたからだ。臼杵到着の數日後、彼は「マードレ・デ・デウス」號の長崎に於る悲慘な事件の報に接したのであつた。サンタ・アナ號の破損の度は豫想外に大きく、同船で歸航することも出來ず、彼は豐後に三ヶ月以上も滯在した。この間に一六一〇年五月三日（慶長十五年三月十日）附をもつて、イスパニヤ國王に、日本との交通貿易の問題を論じた書簡を送つてゐる（「日本見聞錄」附錄所收）。彼が歸國のために、江戸を出航したのは、この年の六月十三日のことである。

彼の「日本見聞錄」は、この一年間に亙る日本滯在の事情を克明に記錄したもので、隨所に鋭い觀察があり、殊にイスパニヤ國王に呈出した書簡に於ては、彼が日本に對して抱く大いなる野心の全貌を窺ひ知ることが出來る。

こゝに注目すべきは、異國側の研究にあつては、マードレ・デ・デウス號事件とドン・ロドリゴの日本來訪を直接に結びつけたことである。

シャルルヴォワは、家康とドン・ロドリゴの會見のくだりを說くに當つて「彼（ドン・ロドリゴ）を非常なる好意をもつて歡迎したる此の王（家康）は次の如く質問した。スペイン人が日本との自由貿易を許可されたると假定して、從來ポルトガル人が船載し來つたると同樣の多くの商品を供給出來るか否か、と。ドン・ロドリゴは、ポルトガル人に取つて代り、そ

の上、スペイン人の收入を豐富にするが如き、かゝる機會を得たことを喜んだ。故に彼は不注意にも、スペイン人はこれまでマカオから輸入されてゐた商品量の三倍も給與出來るであらうと答へた。而してこの保證の上で、ポルトガル大船を拿捕すべき命令が、有馬王に與へられたのだ。」(" Histoire du Japon " Tom. V P. 202—3)といひ、シュタイシェン氏の「切支丹大名記」(二八八頁)にも同樣、日葡關係の研究家として有名なボクサー氏の著書には、かゝる論決はシャルルヴォワの記事によつて與へられたのだと明かな斷り書があつて、マカオのポルトガル商人の日本市場に供給する商品の三倍を、マニラのスペイン商人は易々として提供し得るであらうと、ドン・ロドリゴが家康に返答したといふことを記載してゐられるのである("The Affair of The " Madre de Deus " p.49)。なほ、同所の註記に於ても、ポルトガル及びスペインが同王フィリップ二世を頂く國民でありながら、東洋植民地に於る兩國民の反目の甚しかつたこと、殊にマカオのポルトガル商人とマニラのスペイン商人との激烈なる對立のことに言及してある。

とにかく、かゝる說の生れ出るに到つたのは、シャルルヴォワの記錄に始まる事は明かとなつたが、シャルルヴォワの「日本史」には一切の出典が示されてをらず、彼が如何なる史料によつて、このやうな斷言を敢へてしたか、現在判然と知るを得ないのである。詰り、斯くも重大なる交渉を、家康との間に取交した筈の當のドン・ロドリゴ自身の筆になる「日本見聞錄」及び彼の書簡には、右の如き事實が、一向に見當らないことであつて、こゝに大いなる疑惑が擡頭する結果となる。

何れにしても、マードレ・デ・デウス事件に關する限り、ドン・ロドリゴの存在は斯くして重要なるものとなつた。假令、彼の記錄に、外國側の研究にみられると全く同樣な事實がなかつたにしても、彼の想念の上に、家康に左樣返答すること
であらうものを有してゐたとしたならば、更に一考を要すべき問題となるに違ひない。しかし乍ら、それすらも見出すことが出來なかつたとすれば、外國側の「マードレ・デ・デウス」事件研究に於ては、我々は單に綿密なる史實的穿鑿とい

ふ點に意義を求めれば事は足りる。

ロドリゴの記錄の調査理由は先づ以上の如くである。

四

但し、こゝに附記して、讀者の注意を喚起しなければならぬは「日本見聞錄」の附錄に、マニラ發で、一六一〇年六月二十日（慶長十五年四月二十九日）附の、イスパニャ國王に呈上したフワン・セビコスといふ者の書翰の存することである。該書翰はロドリゴの見聞錄及び書翰の不備を補ふに極めて都合好きものであつて、以下の調査は兩書翰の比較檢討に中心をおいて進めたいと思ふ。

然らば、フアン・セビコスは如何なる人物かといふに、彼は岩田沖で難破したサン・フランシスコ號の船長であつて、上陸後はドン・ロドリゴと暫く行動を共にした男である。その後の日本に於る彼の行動は、彼のこの書翰によつても充分知ることは出來ない。「ソテロ書翰評論」によると、彼も矢張り、江戸・駿府・京都・伏見・大阪・堺・長崎等を廻り、一六一〇年三月末（慶長十五年二月末）長崎（？）からマニラに歸つたといふ道順のみを知り得るにとまる（大日本史料十二之六、六五九頁）。彼の書翰は卽ちマニラからのものである。なほ、彼がマードレ・デ・デウス事件のことを傳へ聞いたのは彼のこの書翰に依ると、大阪滯在中の時であつた（「日本見聞錄」一五九頁）。

岩和田上陸後、日本人のために、フアン・セビコスは虐待され、ドン・ロドリゴは比較的好遇された模樣で、このやうな相異が、兩人の書翰の上に顯著にみえるのは興味深いところであるが、詳述する紙數のないのは遺憾である。とにかく兩人の書翰の眼目は、日本と新イスパニャ（メキシコ）との交通貿易開始の是非についてゞあつて、各人自說を論證するに當り、好箇の一材料として「マードレ・デ・デウス事件」が取上げられてゐるのである。然らば、次に右の兩書翰を出

來得る限り整理し比較検討して何らかの結論を求めよう。

五

兩人の書翰の日附を比すると、セビコスのものが一月以上も遲れてゐるが、しかしそれまでには兩者の間に幾度も意見の交換があつたらしく、そして各々信ずるところを開陳し反駁し合つたらしく、兩書翰の冒頭には夫々自說の反對者の存在を記してゐて、ロドリゴは、

「新イスパニヤより帆船一隻を渡航せしむるの必要あることを予が主張し始めし時、之に反對の意見書提出せられたり。此意見書を作りたる人は身分低きが、他派（サン・フランシスコ外二派）の教師等の此地方に來ることに反對せる教師等（耶蘇會の宣教師を指す）の中大に贊成して之を後援せる者あり。精神上の幸福と、我等の主なる神、及び陛下の御用に立つべき此重要の件を、右の如く卑しき目的の爲め阻止せんとするは嘆はしきことなり。予は此の如き意見を完全に論破し事の內容實質を陛下に明瞭ならしめん爲め、日本の實情、其の強大富裕なることを說き、其交通貿易に依り、新イスパニヤ及びマニラに如何なる利害あるか、及ぶ限り十分に次の諸條に述ぶべし。」（一一一――二頁）

といひ、明かにセビコスとも思へる者を誹謗し、その反對する理由が、單に宗派の異同に拘泥するものであつて、かゝる姑息たる說のために、自分の遠大なる目的を破棄する譯にゆかぬと難じ、以下滔々と論述してゐるのであり、セビコスも亦然り、

「陛下の臣僚中數人、新イスパニヤとの通商を開き、直に船を發して之を始めんとせるに依り、予は又是より生ずべき不都合に付、彼等に注意するの必要を感じたり。（予は右實現に努力せる人々に書面を以て此注意をなしたり）。然るに此人達は其の威嚴、識見、思慮及び經驗に顧みて、予が意見に從ふことを穩當ならずと思へるか、或は彼等の計畫は新規の事

〔通常他を無視せしむる原因〕なるが故か、又は此事には、予が認めざる利益を發見せる爲めか知らざれども、予が覺書は彼等を動かすに足らざりき。然れども責めて國王の顧問會議に於て、予が善意を認められんことを希望し、當時新イスパニヤに向け航海を續けん爲め、日本國に於て準備中なりし帆船サンタ・アナ號に託して、右覺書を陛下の許に送りたり。」

（一四九――五〇頁）

といつて、ドリゴとも思へる人達の反省を促してみたが通らず、それかと云つて、彼等の說に默して服するは、己の良心に反することであり、自分の信ずるところを說き、本國の顧問會議の參考に資せんといふのだ。

兩人ともに、その態度は極めて眞摯である。時には滑稽とも思へる程に眞面目である。

併しながら、兩人は夫々の相手方の意見を、自說と黑白の相異にあり、相對立するものと思惟してゐたらしいのであるが、これは少しく早計たるを免れぬやうだ。根本的には兩人の所說は異る、が、兩人ともに重大視してゐる日本マニラ間の貿易が、本國スペインにとりて、極めて不利であるとなす點は、兩說の合致をみるのである。

ロドリゴの說は、日本と新イスパニヤの交通貿易を開始さへすれば、從來本國にとつて不利であつた日本マニラ間の貿易をも利に導くに足るであらう、といふにある。これに反して、セビコスの所說は、日本新イスパニヤ間の交易すら、何ら本國に利を齎すものではない、と斷ずるのである。詰り彼は、日本新イスパニヤ貿易及び日本マニラ貿易、二つながら何一つ得るところなしといふのだ。

六

されば、かゝる意見を導き出すに到つた兩人の說の根柢に横はるところの思想は何であるか？

ロドリゴのそれは、日本國を奪ふ、といふ恐るべき一事に盡きる。日本に金銀多く、家康の蓄財も豐富であり、且つ彼

が新イスパニヤとの通商を切望してをり、また日本人一般が聖教を喜び、善良なるキリシタンとなる素質を有する。かゝる好條件をもつ日本國を占領し、イスパニヤ國王を君臨させる。その方法として、先づ日本と新イスパニヤとの交通を開始し、多數の宣教師を日本に赴かせ、宗教の力に依て精神的に日本國を奪取するにあるといふのだ。なほ此の交通に於て、新イスパニヤの不用品及び過剰品（布類・藍・紅染料・革・毛布・羅紗・葡萄酒等）をもつて、日本に多產なる金銀に代へるとしたならば、實質的にも甚しく利であり、且つ同貿易に依て、從來不利にあつた日本マニラ貿易をも有利に轉回せしめ得る結果を招來するのであるから、これに優るものはなからう――と。

武力で彼國を攻擊し、然る後に我物とする事は、先づその地が新イスパニヤより遠隔にして、日本の人口多く、城廓も堅固であり、第一に日本人は戰に強く、更に以て我等に不利である、遠征するだけの勢を執りても何ら得るところはあるまい、之に代るものは只一ッ、宗教手段に依るの外なし――といふにある。

こゝに微苦笑を禁じ得ないことは、假令宗教手段に依るとは云へ、日本國を奪取するといふ露き出しの自說に對して、彼が良心的な疚しさを感じてゐるらしい事實である。彼の武力攻略の不利なるを力說したる後に、「サン・フランシスコ派宣教師の殉教したる帆船サン・フエリペに對する暴行、及び最近のマカオ船の事件（筆者註マードレ・デ・デウス事件のこと）に依り、開戰の正當なる理由を得たれば、陛下の良心は平安なるべし。」といつてゐる。

イスパニヤは右の兩事件のために、日本から大なる損害を被つてゐるのであつて、日本と開戰するに足る正當な理由を有する、卽ち武力を以て日本を攻略しても差支へない立派な理由があるのだが、武力を使用するのは右の如くにイスパニヤにとつて不利なのであるから、宗教手段に據るのであつて、これに依て日本を奪つたにしても、イスパニヤ國王の良心は平安であらう、何ら良心的呵責を受けることはなからう、といふ意であらう。マードレ・デ・デウス事件は先づこのやうにして、ロドリゴによつて取上げられた。

これに對し、セビコスも劣らず力說する。

(一)日本人の宗教・政治・才能・性癖及び兵力、(二)マカオのガレオン船の焚燒（マードレ・デ・デウス事件のこと）、(三)日本に於ける帆船サン・フランシスコの難破の三事項は、凡て日本人の不逞の心を現はす以外の何ものでもなく、日本との如何なる通商も、單に右の三事實を以てしても排斥さるべきであらう。その上、日本は宗教上及び貿易上、マカオにもマニラにも交渉を有する。そのために貿易上、マカオ・マニラ兩地の市民が無役なる競爭心に依て、どれほど損失を受けてゐるか知れない。更に宗教上にあつても、諸宗派の宣教師が日本に赴くことは、彼の地に於て宗派上の醜い爭闘を惹起せしめるのみであつて、何ら確たる效果を擧げ得ない。何れにしても、西葡兩國民の日本在住は不利であり、その何れか一國民に限るべきであらう。それにはポルトガル人による耶蘇會は古くより日本と交渉をもち、且つマカオは日本貿易をもつて事としてゐる狀態にあるから、凡てをポルトガル人に委ねて、スペイン人は退出すべきであらう――といふのが、セビコスの所說の主要點となつてゐる。

七

右二說の正邪を判定することは容易な業でなく、またその餘裕もないが、彼等兩人の間には確かに誤解が存し、力說反駁し合つてゐるにも拘らず、日本とマニラの交通貿易が本國にとつて不利であるとなす見解には一致してゐるのである。左にこの問題を三つに分ち今少し詳述して、本論の目的を果さなくてはならない。

先づロドリゴは、日本マニラ間の交通を斷絕したる後の結果を豫想して、次の如く憂慮し、その對策を練つてゐる。

マニラ市在住の日本人が暴動を起して、市を危險に曝したことは前後三度である。自分の知る範圍では、かゝる事件は家康のフィリッピン諸島占領の野心の現はれと考へられる。日本よりマニラに到る航海は、天候良好であれば十五日間を

要し、家康もし一旦命を下せば、五萬十萬の兵は立所に派遣する事が出來る。このためには脆弱なる城壁内に在る五百のイスパニヤ人は簡單に破れ去るであらう。もつて家康の怒を招くことなく、漸次に目立たずに兩地間の交通を閉鎖するやうに心掛けなくてはならぬ――とロドリゴは云ふ。

悲觀的なロドリゴの說に比すると、セビコスの說は極めて樂觀的にして且つ適切である。日本兵は陸上に於ては強力であるが、海上戰の訓練に乏しく、また現在、國内に敵を有し（秀頼の存在）、自家を守る必要に迫られてゐるから、家康が態々遠征軍をマニラに向ける氣遣ひはあるまいとしてゐる。

第二にロドリゴの說くところは、マニラ市にとり日本貿易が全然不必要なることである。日本よりのマニラ輸入品は小麥粉・鹽・豚肉・干したる果物・鐵等であり、（一一一八頁及び七五頁）これら商品は支那より多量に舶載するものであるから、敢へて日本よりの輸入を待つまでもなく、却つて同貿易に依り、日本人をマニラに來航せしめる結果を招いて宜しくないといひ、セビコスも亦、日本國より小麥粉・釘・銅・硝石・其他軍需品を輸するが、支那の供給によつて充分事足りる物品ばかりであつて、日本貿易の必要はないといひ、兩說は一致する。

更にロドリゴは次のやうな說を取上げて駁し、自說を強調する材料としてゐる。卽ち、日本より銀を輸入し、支那よりは生絲を輸入するをもつて、マニラの日支兩貿易には何らの損失をも見出せないといふ者があるが、この日本銀が若しイスパニヤ國王の領内にとゞまるのであつたならば、右の說も首肯出來るけれど、日本より得た銀は、實は支那に送られて費消されるのであるから意味がなく、單に運送する私人の利益となるのみで、國家的な利益とはならぬと排斥してゐる。

セビコスが最も重點をおき、最も力說し、識者の一顧を促すべく努力したる問題は、日本・マカオ・マニラの三巴の關係を究明にすることによつて、日本マニラ貿易の非を指摘する事であつた。彼は言ふ。從來、日本に缺乏してゐるもの、そして日本が要求してゐるものは、生絲及びその他の支那商品であつて、日本の需要に應ずる程度のものであるなら、マ

カオのポルトガル商人よりの輸入だけで充分である。マカオとの貿易のない時に限り、マニラよりすべきで、マカオ・マニラ兩地が日本貿易に携る事は互に利薄く、且つ日本人をより一層の傲漫に導き、只に日本を富裕にするのみにとまる。國王は、日本貿易を何れか一國民に限るべきだ。否、寧ろマニラの日本貿易を廢止するが適切なる處置であらう。即ち、マカオはその地理的な關係から云つても、マニラより遙かに廉價に支那生絲を購入し得る。なほ、マカオにては、日本商人が支那人より生絲を求めることを許可してゐないが、マニラ商人はフイリツピン諸島に於て日本商人とともに、支那人より生絲を購入するのであるから、その際商品の價格は高騰し、日本の地に到つて、商品を販賣する折には逆に下落して了ふ。その上、マカオのポルトガル商人の持參する生絲の價格をも引下げ、結局は、マカオ・マニラ兩地商人の競爭を惹起し、互に利益を減殺することになる。殊に、マニラ商人は、マカオ商人より高價の生絲を仕入れてゐるのであるから、その打撃には甚しいものがある筈だ。以上の理由にても明白なる如く、マニラの日本貿易には何らの取得もなく、すべからく廢止するに如くはない――とセビコスは說明する。

而して彼は、その後にマードレ・デ・デウス事件に就て、次の如き興味ある意見を述べてゐるのである。

「予は神に誓つて此事を陛下（イスパニヤ國王）に確言す。又予が日本に付き解したる所に依れば、マカオのガレオン船（マードレ・デ・デウス號のこと）を燒き、ポルトガル人と斷つことを敢行したる主因は、マニラとの貿易開かれ、之を以て事足るべしと思ひたるに依る。」（一六九頁）

マードレ・デ・デウス事件研究の異國側の所說と、右のセビコスの言葉とは一脈相通ずるものがあり、その暗示も、この邊のところに求められるのかも知れないのだ。

八

要するに、兩人の書翰及び「日本見聞錄」より見ると、スペイン人が只にポルトガル人を日本國より驅逐し、且つその代人たるの地位を獲得せんとしたるが如き氣配、殊にマードレ・デ・デウス號焚燒事件を好機會にして、然るべき希望を達せんとしたるが如き氣配は全然認められないことである。彼等は共に、マードレ・デ・デウス事件には極めて悲觀的な觀察を下してゐることであり、マニラの日本貿易廢止を力說し、家康に對して、間違つても、日本マニラ間の交通貿易開始を提唱したとは思へない事實であつて、この點、シャルルヴォワ以下の研究が如何なる史料に基いたか、疑問を抱かざるを得ないのである。

なほ、該事件の我國側の研究に就ても、充分な批判檢討が必要な譯であるが、それは又他日を期して發表の榮を得たく思ふ。

（註）ロドリゴ及びセビコス兩人は、ポルトガル船マードレ・デ・デウス號のことを「マカオのガレオン船」といつてゐるが、「ガレオン船」とは戰艦の意であつて、兩人が直接長崎港に於て同船を目擊しなかつたがための誤である。マードレ・デ・デウス號は「マカオのナウ船」卽ち純然たる商船である。セビコスの如き船乘りが、一見してさつたならば、この兩者の區別がつかぬ筈はない。

新井白石の中世史研究

—讀史餘論研究の方法と其實例—

文學士　北島正元

（一）白石の時代と生涯

近世封建社會の特色はけだし武士の農村よりの分離、城下町の形成、幕藩的土地所有等の諸現象にあつたと言へよう。幕藩的土地所有は中世の守護や地方豪族のそれに代つて、封建再編成の過程を經て出現して來たのであり、其の結果農民は村、五人組等の連帶責任を有つ團體として領主に服屬し都市は武士の城下町として幕藩の完全な支配下におかれた。農民商工民と武士との身分は法制的に區別され、武士階級內部に於ても幾重の階層に分れて秩序が保たれてゐた。

それら家臣團は中世とは異り全く領主からの給與に負ふ事となつたので將軍藩主に依存せざるを得なくなり、從つて將軍藩主の絕對權力が確保された。幕府についてもそれが集權支配者であり乍ら一方足利幕府等と異り四百萬石の貢租徵收地、鑛山、都市等の直轄地を有し近世最大の封建領主でもあつた。そこに江戶幕府强權の根據が存在したのである。かくて右

の如き新らしい武士內部の階層を維持すべく中世的禪的武士道の代りに君臣の名分を强調する武士道が要求され庶民に對しては士農工商の身分制度の合理性を納得させる爲に佛教の超現實的な理論より儒教的仁政主義が重要視された。農民に對しても單なる强壓の外に「教化」をも施す必要が生じて來た。かゝる事情の下に家康以來の儒教採用が行はれたのであるが、かゝる現實的要請が更に重要視され强化されるに至つたのはやはり現實の不安が激化するに應じてゞあつた。農民は「財の餘らぬ樣に不足なき樣に治」られ（「本佐錄」）「只年貢用金を取立候ための者とのみ」扱はれたが（「新政談」卷四）其の結果は既に初期（寛永七年）の農村に「百姓は年中辛苦して作出したるものをのこらず年貢にとられ」て「家をやぶりて流浪し行方なきものは乞食となりたま〳〵村里にはさまり居といへども凶年には餓死をまぬがれ」ずといふ狀態（「集義外書」卷之九）を現出した。一方中世以來發達せる商工業は寛永の鎖國等の爲一時國內的に閉息せしめられたが、其のやむべからざる勢は徐々に昔日の俤に復し「昔ハ在々ニ殊ノ外錢拂底」であつたのが「元祿ノ比ヨリ田舍ヘモ錢行渡テ錢ニテ物買フ」（「政談」卷二）といふ地方農村に迄既に商品經濟の侵入を見た。武士の生活窮乏は都市の高度の商品經濟にまきこまれた爲で幕府財政についても早くも四代家綱頃に其の端を開き更に綱吉に至つて日光社參の費用十萬兩の調達に苦しんだ一事を見ても其の深刻の度が推察される。（「政談」卷二、竹越與三郎氏「日本經濟史」第四卷四八四、五二六頁）又幕府直轄の貨幣鑄造資源たる鑛山も佐渡の如きは家光の時代を最後として年々産額を減じ寛永十年より元祿七年迄九十四年間は全然金を出さず（竹越氏「日本經濟史」第四卷五二七頁）關ヶ原戰役以後長年月に亙る諸侯淘汰も元祿寶永頃を以て終結し幕府は其の定額四百萬石を諸侯は其の一萬石より百萬石に至る領土を各々維持して行くべき時期となつた。（拙稿「德川幕府直領の政治的成立」歷史學研究四ノ五參照）こゝに武斷主義政治はその歷史的使命を終へ所有を保持合理化し、現實を修正すべき文治主義政治への轉換が完全に行はれるに至つた。新井白石は實にこうした時期に其の生涯を關係したのである。

白石の生涯については以下「新井家系」彼の自叙傳「折たく柴の記」(「新井白石全集」第三所收)其他を中心に概觀して見よう。白石の祖父は最初郷士で後に仕官したが、主家斷絶により浪人し常陸河内郡中に田を耕して世を終へた。白石の父正濟は十三歳の時江戸に來り長らく浪人生活を續け三十一歳の寛永八年上總久留里城主土屋利直に仕官の機を得目付迄昇り、明曆三年二月十日に白石を生んだ。白石十九歳の年利直が死んだので正濟は致仕し僅少の隱居料を與へられたが、利直の子頼直は正濟を快しとしなかつたので白石に舊祿を繼がしめず、翌々年更に正濟の給與を奪つて之を放逐した。こゝに正濟父子の再度の浪人生活が始まつたが元和二年二十六歳の時白石は大老堀田正俊に仕へる事となつた。この以前當時の富商河村瑞軒が金三千兩の宅地財產を添へて孫女を娶らん事を白石に求めたが、彼は「商人の家つぐべしともおもひ候はず」(「折たく柴の記」)とて拒絶したのは彼が浪人してゐても武士身分を捨てる氣になれなかつた事を示すものであらう。而るに貞享元年正俊は殿中に於て若年寄稻葉正休に斬られて後は嗣子正仲は古河、山形、福島へと漸次移封減封され從つて白石等家臣も著るしい減俸を見た。白石も妻子の爲にしばらく辛抱したが元祿四年三十五歳の夏仕を致し、その時「家に餘れる貲財青銅三百白米三升」(「折たく柴の記」)といふ心細い狀態で又浪々の生活に入つた。以後三十七歳迄諸人に書を講じたりして辛くも凌ぎ元祿六年漸く甲府綱豐(家宣)の侍講として其の榮達のスタートを切つた。彼は既に幼時に父母より手習、讀書、歌道等を教へられ、九歳の秋の有名な「課をたてられて日のうちに行草の字三千夜に入りて一千字を限りてかき出す夜に入りて手習ふに睡の催して堪がたきに水二桶づつ汲おかせ二たび水をかゝりぬほどには大やうは課をもみてきたりき」(「折たく柴の記」)といつた苦學のエピソードが傳へられてゐる。二十一歳頃より對馬の儒者西山順泰に學び更に二十六歳堀田氏に仕へた年に木下順庵の門に入りその町學者的な自由な氣分の中で刻苦して研讚した。彼が加賀藩の儒臣の口を同門の岡島石梁に讓り自らは四十人扶持の薄祿を以て甲府綱豐に仕へたのは友情のみによるのでなく羽仁五郎氏の言はれた如く「白石の關心乃至著眼が封建支配の最も主要な線の變化の動向に沿うて自己の流浪の民間漂泊の體驗を以つて

せる純粹の武士祿仕の生活の儒臣乃至官僚としてのそれぞれの轉身上昇を遂行せんとした事情」によるとしなければならない（同氏「白石・諭吉」三三頁）かくて寶永六年將軍綱吉死し家宣後を襲ふや白石は其の侍講となり兼ねて政治上の顧問としていよいよ其の改革的政治を實行する機會を得た。「生類憐み」の令廢止、荻原重秀による元祿惡貨の通用廢止、朝鮮聘禮使應接儀式や武家諸法度の改革、勘定吟味役の設置、長崎貿易制度の設立等のその主なる治績（竹越氏「日本經濟史」第五卷三—二〇頁）についてはここに一々述べずとするも要するに、あくまで幕府的立場に立ち封建制維持より一歩も出たものではなかつたが、唯そこに「君民共樂」といつた儒教的德治主義、仁政主義の合理性が相當加味されてゐた事はいふ迄もない。いはば枝葉を矯めて根に手をふれぬ體の改革であつたのは、文治主義政治の限界を示すもので白石の朱子學的教養その儒臣官僚の身分等にもよるものであつた。かくて正德二年十月家宣病死するに及び白石は四歳の幼主家繼をたてゝ自己の政治的立場の維持を圖つたが、家繼も正德六年五月に夭折し紀伊より吉宗が入つて將軍となるや白石の苦心せる一切の庶政合理化は全く覆へされてしまつた。（竹越氏「日本經濟史」第五卷二四—四八頁）すべての榮侍を剝奪された孤獨の白石は餘世の情熱を學問にさゝげ「古史通」（正德六年）「古史通或問」（同上）「東雅」（享保四年）「東音譜」（同上）「史疑」（享保八年—九年）等の古代史、言語學から「鬼神論」（著作年代不詳）の宗教論に至る迄當時として驚くべき清新かつ自由な考證學的文獻學的方法による學問的業績をなしとげたのであつた。そして享保十年五月十九日老衰の極、病を得て六十九歳の數奇にみちた生涯を終へた。（上田萬年博士「新井白石」三三六頁）彼の一生こそは幕府文治主義政治、朱子學的合理政治の實踐に奉仕した一生であつたと言ふべく、その政治的實踐が又彼の學問に大きな影響を與へたのである。以上の如く見て來た白石の生きた社會及びその生涯を背景として次に「讀史餘論」の内容を檢討する事にする。

（二） 讀史餘論の内容

「讀史餘論」三卷は其の末記に「右三冊、正德二年春、夏の閒坐を賜はりて古今を論じ申せし時の講章の草本なり」とある白石の記述により正德二年春より夏にかけて將軍家宣の爲に彼が講義した草案である事が分る。之により既に本書が將軍家宣の最高治者としての心構へ、道德等の涵養に資する目的で講義されたものであり從つて封建史學として最も完備した內容を有してゐる事が知られる。之を四年前寶永六年家宣將軍となつた年の著作「本朝軍器考」十二卷に比すれば後者が白石の軍學兵學の博識を傾けて完成した名著であるが未だ浪人的學問の域を脫してゐないのに反し前者に至つて漸く、白石の政治的立場を反映して强固な信念の凝結せるを認められるのである。本書は既に家宣甲府在城中の元祿十五年に書いた近世史「藩翰譜」十三卷、失脚前後の正德六年著に係る古代史「古史通」五卷と共に彼の中世史研究とも稱すべきものである。全體を三卷に分け第一卷冒頭には有名な「本朝天下の大勢、九變して武家の代となり、武家の代また五變して當代におよぶ總論の事」とあり次に九變五變の時代區分を行つてゐる。卽ち九變とは「五十六代清和幼主にて外祖良房攝政す。是外戚專權の始。」が一變、「基經外舅の親によりて陽成を廢し光孝を建しかば天下の權歸㆓於藤氏㆒(下略)」が二變、「六十三代冷泉(中略)後冷泉凡八代百三年の間は外戚權を專にす」が三變、「後三條・白河兩朝は政出㆓於天子㆒」が四變、「堀河(中略)安德凡九代九十七年間の間は政出㆓於上皇㆒」が五變、「後鳥羽・土御門・順德三世凡三十八年の間は鎌倉殿天下兵馬の權を分掌せらる」が六變、「後堀河(中略)光嚴十二代凡百十二年の間は北條陪臣にて執㆓國命㆒」が七變、「後醍醐重祚。天下朝家に歸する事纔に三年」が八變、「そののち天子蒙塵、源尊氏光明を立て共主となしてより、天下ながく武家の世となる」が九變である。次に五變とは「武家は、源頼朝幕府を開て、父子三代天下兵馬の權を司とれり。凡三十三年」が一變「平義時承久の亂後天下の權を執る。其のち七代凡百十二年高時が代に至て滅ぶ」が二變「後醍醐中興の後源尊氏反して天子蒙塵。尊氏光明院を北朝の主となしてみづから幕府を開く。子孫相繼で十二代におよぶ。凡二百卅八年」が三變「足利殿の末、織田家勃興して將軍を廢し挾㆓天子㆒令㆓天下㆒と謀りしかど事未㆑成して(中略)其臣光秀に弑せらる。豐臣秀吉其故智

を用ひ自ら關白となりて天下の權を恣にせしこと凡十五年」が四變「そののち終に御當代の世となる」が五變である。以上を見れば公家の九變と武家の五變とは接續せず重複してゐる事が分るが、伊豆公夫氏はこれを以て本書に「著るしい尊王論的色彩」が與へられてゐるとされるのは（同氏「新井白石」二〇五頁）卓見であらう。勿論氏も言はれる如く全く武士的立場よりの名分論であるが水戸藩の武士的封建思想を中核とせる斥覇論の如きものを含んでゐない事によつてもかなり前進的意義を有つものである。さて全三卷は要するに一般政權の變遷について述べ其の中から分化獨立して來た武士政權の沿革を記してゐるのであるが、而らば武士政權の來因は外戚の專權、藤原氏の專權、院政の不合理、淸盛の不遜等によるとなし、更に其の發端は「文德幼子をもてよつぎとなされし」によると見てゐる。かくて堀河院の頃より文學漸く衰へ、白河鳥羽の御代より「政道の古きすがたやう／＼」衰微した。後白河上皇が第三子憲仁親王を東宮にたてられた事に就いても「孫を立てるといふ事古の禮也」而るに「叔父をして姪の太子に立られしこと最逆也」と非議し奉り又「院中にて御政務ある事すべて道理にもそむき王者の法にもたがへり」として院政をよしとしなかつた。後醍醐天皇の建武中興に於ける御失敗の原因も天皇の「御不德」に歸し奉り唯三種の神器を御持ち遊ばされてゐたから忠臣義士が多く南朝に赴き仕へたのだとしかくの如く公家政權の御衰微の原因は公家自身に在りその遠因は「文德帝の幼主御擁立」にはらまれ「終には院中の御政務に及で、其威權をあはせて武家に假しあたへさせ給ひしに事なりぬ」といふのである。即ちすべて「名教」「名分」が正しくなかつた爲であり「天の照應」によるものであつた。武家の勃興は旣に上代に於て文武の職が世官世職になつた時に初まり更に功臣兵馬の權を操り遂に「天下の大勢一たび變じて古にかへる事を得べからざる代」となつた。賴朝はかくて武家政治の端緖を開いたが彼は猜疑の心深く兄弟一族を多く殺し遺孤を託するに人を得ず源氏が僅か三代で亡んだのは「天の報應あやまらずといへども抑又みづから作れるの孽」に外ならなかつた。北條氏も義時の遺德により七代を保ち得たが時政、義時の姦惡、時賴の悖逆不智、時宗の不倫等の惡行の報應にて滅亡した。足利高氏の出現も「公家の政務のこ

との外に武家の世におとれる事を士民能知りぬれば誰にもおはせ武家の代を興し給はむ人を君とし參らせむと天下の思ひしたひしに幸に此人朝敵となられし故に其名をば悪むといへども其實を慕へり」といふ事情によつたのである。然し其の治世も繼承上の醜事件、義滿の驕奢、下民の怨苦等により亡び信長も三好松永等の逆臣を率ひ、又母を欺き其弟を殺し父の跡を横領し「父子兄弟の倫理既に絶えし人」であつたから光秀に殺された。秀吉も光秀討伐の功をすべて己に歸し信長の遺子を殺害する等の悪行により「天報に因つて其家二世にだに傳へられ」なかつた。特に彼は檢地强行、重罪、武家の官途を高くした事、奢侈の風を起した事等の悪例を殘した。右の如く武家の政治にも其の局に立つ者の不德、悪逆、不倫の行爲によつて幾度か盛衰交替があつたのである。要するにやはり「名分」が正しくなかつたからである。故にかうした後に出た「神祖」家康こそ今日の泰平を致すに最適の人物であり「神祖」の將士は皆「忠臣義士」であり「神祖」の「遠謀深慮」はよく時局救濟の任を果し得たのである。以上「讀史餘論」中の公武政權の消長についてあらましをのべたが、そのイデオロギーは明らかに儒教の大義名分論であり五常五倫の倫理觀であり朱子學的「仁政」主義に外ならなかつた。前述秀吉の民政に對する批判等にもその仁政主義に基づく合理的批判が躍如としてゐる。かくて同書卷三に孔子の言を引き「君子於二其言一無レ所レ苟而已」とある如く形式的とも見へる程「正名」を説くのみにて「唯正名といふばかりにて經濟は次たるべし」といふ「文會雜記」の批評もけだし、尤もであつた。幼主繼承の不合理についても白石が家宣薨後に幼主家繼を擁立したのはいさゝかその主張と異なる不安なものであつた。或は又「梅松論」「保曆間記」を「皆々武家の爲に潤色せしもの也」としてゐるのは彼の古典に對する合理的批判のあらはれであるが「讀史餘論」も後人より見れば江戸幕府の爲の潤色であると批判される運命に在つたのは一の皮肉であらうか。要するに前述の立論はすべて江戸幕府政治の擁護の見地からなされた事はいふ迄もなく武家を擧げる爲には公家を貶し、德川幕府を肯定する爲に鎌倉、室町兩幕府、更に當面の對立者であつた信長、秀吉を否定せざるを得ない白石の幕府當局者としての現實的立場を示すものである。右の外當時の儒學の重

要課題たりし排佛論として信長の叡山征伐を「其事は殘忍なりと雖も永く叡僧の凶惡を除けり是又天下に功あることの一つなるべし」と賞讃し又一向宗に對しても「尺寸の地を領せずして二流猶國君の富に敵す尤心得あるべき事にや」として嚴重警戒を望んでゐるのは周知の如くである。かくて白石の史觀は「歷史をそこに現れる矛盾乃至變革を中心として解釋しつゝ」だが「客觀的に辯證法的に現實的にではなく主觀的に獨斷的心理的または倫理的に觀念論に解釋し發展の段階または變革の過程に注目しつゝそこに決定的なものと瑣末的なものとの識別に失敗してゐる」（羽仁五郎氏「新井白石」岩波講座世界思潮第五、四三五頁以下）とされるのであらう。福澤諭吉も「新井白石の此説は唯日本にて政權を執る人の新陳交代せし模樣を見て幾變と云ひしのみ(中略)概して云へば日本國の歷史はなくて日本政府の歷史あるのみ、學者の不注意にて國の一大缺典と云ふべし、新井先生の讀史餘論なども即ち此類の歷史」（同氏「文明論之概略」岩波文庫版一六八頁）であると喝破し、從つて中世史と言つても政權の變遷交替を記した單なる政治史に過ぎない事を指摘してゐる。

然らば「讀史餘論」は史學史上何等の長所を有しないとされるのか。否そうではない。其の獨特の時代觀は「理」に基づいており「愚管抄」の佛教史觀や「神皇正統記」の神・儒・佛綜合の神國觀、皇統觀よりは確かに進歩したものと言はねばならない。白石は親房より稀薄且つ幼稚ではあるが、儒學の立場よりする史實の合理的認識をそれより更に歷史敍述の政治史的方法を教へられた事は右書中に神皇正統記を最も重要な個所にしば〳〵引用してゐる事でもよく推察されよう。

それは親房が白石とはその政治的立場こそ違へ武士政權の存在理由を認めてゐる點等も白石の共鳴を得たのであらう。親房の「頼朝といふ人もなく泰時といふ者なからましかば日本國の人民いかゞなりなまし」といふ有名な言葉を處々のせて同感の意を表明してゐる。然し親房より宗教的妄信も少なく從つて史實の歪曲等が遙かに少ない事等が大きな進歩であつた。いはゞ親房の教養の一面にすぎなかつた儒學が白石に至つて全面的に強化され、朱子學の「窮理」の精神が史實の合理的認識を或程度助けたものと言つてよからう。次に時代區分に就ても之等諸書及び水戸藩の「大日本史」林家の「本

朝通鑑」等よりも新鮮であり「本朝通鑑」凡例中に「毎歳某年上。横ニ書干支一。倣ニ朱子之綱目例一。而記事之法。聊摸ニ溫公治鑑之體一。」とあり又「凡記レ事。其年月傳。而闕ニ其日一者。書ニ是月一。又其年傳。而闕ニ其月一者。或書ニ是春是夏是秋是冬一。而載ニ於其月其時其年之末一。其年亦不詳。而其事傳者。書ニ頃年一（下略）」とある如く同書が支那史書に倣ひ編年體を用ひたのに對し「讀史餘論」は編年體によらず史實と史論とを合せた綜合的史論として新らしい試みを示してゐる。引用文獻も「神皇正統記」以下八十種以上に上りこれら諸書よりの史實の引用も「やゝ煩はしきにすぎた觀」があるにせよ、其の儒教的理論から試みた評論が「ほゞ史實の曲解や歪曲にまでなつてゐないところに學問的價値が存」してゐる。（岩波文庫版「讀史餘論」解題四頁）之は又足立栗園氏が「政治經濟道德等の爲に歷史を研むといへども其事實を枉げてまでも其用には供せんとはせず又歷史の爲に政治經濟道德等に亘るといへども其用に供する爲に事實を塗抹することをせざるなり。白石の要求する所は歷史としては遠慮なく其事實を表出せんとするにあり」「旁點原著」（同氏「新井白石」一三三頁）と適評された如く彼の考證的な文獻學的な研究態度の萌芽が既に現れてゐるのが看取される。

然し之を彼の「古史通」「古史通或問」等の古代史研究と比較すれば羽仁氏の言はれた如く後者の「極めて自由な改革的な方法の如く見へたものは」中世史に於ては「傳承の訂正にまた整理に成功してゐるのみであつてその根本的分析また根本的批判は彼にとつて決して可能でなかつた」のである。（同氏「新井白石」岩波世界思潮第五、四三九―四四〇頁）こゝにも彼の中世史研究の限界が存在したのである。彼の學問に於ける考證學的又言語文獻學的研究方法が眞に圓熟し國際的比較研究に迄進み得たのは前述せる如く彼の政治的失脚後の時期に於てゞあり「折たく柴の記」の中に散見する彼の濕い人間味も「他の學究の如く忠臣孝子節婦を敍すといへども一に個人道德の模範中に葬ることを止めて其時勢に適應せる其の境遇に耐忍せる其地位に安心せる人生活動の裡に有り得べき人物として之を描くことを務めたり」（足立栗園氏「新井白石」一三三頁以下）とされたが、それは幕府官僚の政治的立場を脫却して一個の野人として筆を執つた動機に或程度よるもの

であらう。彼の娘の嫁するにも公儀を憚つて仲々貰ふ者がなかつたといふ（上田萬年博士「新井白石」二五五頁）其の不過の時期に於ては讀史餘論の盛衰變遷の史觀より更に進んで「當家譜第の御家人など申さるゝ人々の今より後は御家の事すでに定まりなど相賀し申さるゝ事のごときは百年にして公議定まらむ日天下の人の議しなむところこそ恥しき事なれ」（「折たく柴の記」）と幕府そのものゝ變遷衰滅をさへ客觀的に豫言するに至つてゐる。

（三）結　び

以上の如く「讀史餘論」の內容の保守進步の特性も要するに白石の教養、身分そして又時代の產物であつた。然し本書は後に賴山陽の「日本外史」「日本政記」に範を垂れ（岩波文庫版「讀史餘論」解題四—五頁、伊豆氏「新井白石」二二四頁）更に國學に明治維新後は一般政治史の敍述に大學の史學に國史眼に田口卯吉博士の「日本開化小史」に那珂通世博士に更に國民的教養にそれ〴〵深淺ありといへ廣範圍の影響を及ぼしたのである。（羽仁氏「新井白石」世界思潮第五、四四四頁。伊豆氏「新井白石」二二四—二二五頁）而も今猶新井白石の生涯、特にその學問に對する情熱は我々歷史家を深く打つものがあるではないか。

藤田幽谷の攘夷論に就いて

――封事研究の方法と其實例――

文學士　瀨　谷　義　彦

一

水戸學が、崎門學、及び國學と並んで、明治維新の思想的原動力として重要なる事は言ふまでも無いが、その內容は、究も今日、日本精神が各自の氣儘勝手な觀察に委せられてゐると同樣に種々樣々に解せられ、或は曲解され或は非難されてさへ居る事も事實である。獨斷的な解釋を下す一つの原因は充分なる歷史的考察を缺くことに在り、これは、所詮史料研究の不充分によるものである。從つて、水戶學の研究に當つては特に史料研究の重要性が感ぜられる譯である。

然し、ここに史料研究の手を進めるに當つて第一に感ぜられるのは數多い史料が一般に世に知られるもの以外は、多く寫本として傳はる爲見る事が困難な場合も多いといふ事である。然し、これは克服さるべき障害である。

更に封事の重要性も充分認められねばならない。而して研究の便宜上水戶學の發展段階を區劃して前・中・後の三期に分ち、後期の華々しい時代の先驅をなす、藤田幽谷（藤田東湖の父である）及び、天保時代に活躍して水戶學をして天下の指導的勢力たらしめた幾多の幽谷の門人等を通じて水戶學の內容を考察せんとすれば、各人の封事を等閑に附する事は

絶對に許されない。特に、水戸學發展の上に一時期を劃する幽谷の思想を研究するに際しては、著書少きが故に數多い封事の內容を檢討する事は一層必要である。しかも封事は、その性質より、その人の眞實を露呈し、腹藏なき所のものなるが故に、史料としての、價値は現實を如何に批判するかの點に於て、場合に依つては書簡等よりも更に大なるものがあるであらう。

私は、天保時代に水戸學の中心となつて、更に天下の思想を指導して行つた、而も、今日切實に考へられねばならない尊皇攘夷論の發端が藤田幽谷に在つた事を、彼の封事の研究を中心として、考へることにしよう。

二

以上概說した如き思想を知る上の史料として重要な封事は、密封して奉るといふ形式に於て、上書や建白と異る所があるが、實質上には相違は無い。

この形式は支那に於て、前漢の宣帝の時以前の上書が、正副二通を上らしめ、副本を、領尙書事なる官吏に闗せしめたるを止め、封奏を上るを許し領尙書事これを開くを得ず、直に天子に達するを得せしめた所から起つたのである。

この封事は、我が國に於ては果して、その起源が何時に在るか私は今明確に知り得ないが、日本書紀、大化元年秋七月己卯の條に

「天皇詔阿倍倉梯麻呂大臣・蘇我石川萬侶大臣曰、可下歴問大夫與二百伴造等一以レ悅使レ民之路上」

とあり、それに對し奉り蘇我石川麻呂大臣が上奏して

「先以祭二鎭神祇一、然後應レ議二政事一」

と申し上げた事が、文獻に見ゆる意見上奏の最初かと思はれる。而もこの意見は、皇國の本義に徹せるもの、ここに原と

して君を輔佐し奉るの眞意が現はれてゐる。然しこの上奏が嚴密なる封事の形に於てなされたか否かは疑問である。下つて大寶令の制に封事の語が見え封事定の事が朝廷臨時の儀式となつた事が知られる。その他、正史をさぐれば幾多の例を發見する事も出來るであらうが、世に最も有名なものは、三善淸行の醍醐天皇の御代、昌泰三年の「革命勘文」及び、延喜十四年四月廿八日の意見封事十二箇條である。前者は自發的に行はれ、後者は、御上よりの詔によつてなされたものであるが、苟くも、上に意見を奉るに於ては、

「臣某誠惶誠恐頓首死罪（中略）伏待二天裁一」

との覺悟を持たねばならない。同じく群書類從に收められて居るもので、天曆十一年十二月二十七日村上天皇に上れる、藤原文時の「封事三箇條」も亦有名なるものであるが、これも「依二去天曆八年七月廿七日綸旨一」て、「忘二罪責一敢、獻二狂言一臣、文時、誠惶誠恐頓首死罪死罪謹言」の臣下としての全き覺悟を以てなされたものであつた。

以上封事上呈には二つの態度があることが分る。一は、自發的に上るもの、二は、封事を上るべき大命或は命令によつて、腹藏なき意見を書して申し上げる場合である。

三

今、問題として居る藤田幽谷にあつても、明瞭にこの二つの例を見得るのであつて、寛政九年彼が二十四歲の時の所謂丁巳封事として知られるものは、前者に屬し他は後者に屬すると見らるべきである。而してこの丁巳封事は幽谷の第一回封事として、熱烈なる政治改革論を述べたものであり、それに基づいて、攘夷の說をなせるものとして、重要な史的意義を認められて居る。形式は漢文を以て書かれた長文のもので最後に

「干二瀆威尊一、冒二犯忌諱一、激切屛營、歸レ舍待レ罪、臣藤田一正、昧死百拜上」

と記されて居る如く、小十人組といふ微賤の身として江戸の邸に勤務してゐる時であつたから、彼が宿舍に歸つて罪を待つて居たのも當然ではあるが現狀が如何にあらうと、明哲保身、己の安全のみを願ふ人々には、到底彼の如き勇氣は出て來ないであらう。されば、この封事は若き歴史家、幽谷の目に映じ、心に憂へた現狀そのままを畫いて居る。

然し、幽谷が死を以て、腹藏なき意見をのべたこの封事が不敬の角を以て、直に職秩を奪はれ、即日、江戸を發して鄉里水戸に歸り、門を杜して客を謝し、人と往來することなく、唯、父母の忌日に値ふ每に、夜、外出して、墓に詣るを常として居た程であつた。先生の面目躍如たるものがあるでは無いか。而も亦それと同時に先生の師たりし、立原翠軒からも絶交を宣言されるに至つて、名實ともに、先生は、孤獨の中に置去られねばならなかつた。先生が赦に遇つて、再び彰考館に入つて切符を賜はるに至つたのは二年後の寛政十一年十二月、先生二十六歳の時であつた。

これが丁巳封事上呈を繞る史實であつて見れば、この封事が、幽谷の思想を研究し、水戸學の發展を究めんとするものにとつて如何に重要かは明かな事である。

四

次には、これが如何なる內容を持つかを考へて行く順序であるが、それを次にして、一般に安易に言はれる如く、これが果して第一回封事であるか否かを考察しなければならない。といふのは、これより以前に封事上呈の事あらんとした事實を想はしめる史料が存在するからである。

かゝる事實を推測せしめる史料として、

(イ) 幽谷の子、東湖の「先考次郎左衞門藤田君行狀」の「嘗欲レ有レ所ニ建白ニ而年少位卑無レ由ニ上言ニ乃投ニ書於長久保赤水ニ極ニ論時政闕失ニ以達ニ諸宍戸源侯ニ侯者公之庶弟(中略)侯觀ニ君之書ニ以爲議論過激、恐觸ニ罪戾ニ不レ若ニ莫レ上之爲ニ愈也(中

略）而君之書遂不レ得レ上矣」

なる記事は最も明瞭にその事を思はしめるが、更にこの記事の示す事柄と思想的な關聯を持つ如く思はれるものは、寛政四年露使ラックスマンの渡來直後の幽谷の態度である。

(ロ) 後に新論を著して有名な會澤正志が、寛政四年十一月、ラックスマン渡來の後幽谷の門に在つて、師たる幽谷が戎狄（露國人）邊を窺ふを憂へ、古今戎狄之形成を推究し、その虚誕妄説を辯破するを聞き憤然土偶人を作つて夷に象り、之を笞つて嬉び「有二驅除之志一」つた事から、（正志齋文鈔）當時の幽谷が攘夷的精神に燃えて居たと推測される事。

(ハ) その時の態度は、

「其激二勵後輩一如レ此、而屢誦下陳同甫上二書高宗一言中舉二一世一安二君父之大讐一不レ知何物是性命上」（及門遺範）

といふのであつて、一般の因循なる風潮に憤激した幽谷が、屢々陳同甫上書の言を誦したといふ事實。

以上、イロハの史料を綜合すると、寛政九年以前の上書が寛政四年ラックスマン渡來の事實と何等か精神的な關聯を持つものであらうとの推察を可能にする。

五

右の推察を更に明瞭になし、上呈の年代を想定せしむる史料は、「長久保赤水海防意見尺牘」（徳川公爵家所藏）と題する赤水の長文の書簡及び小泉斧氏（茨城縣筑波郡）所藏の赤水自筆書簡である。

前者は六千字餘の長文の書簡で、二、三日かゝつて書上げられた形跡がある。今、研究の目的を果す爲には、次の諸項を檢討せねばならない。

一、宛名の確定（宛名が無いが、恐らく理由ありて切斷されたものであらう。）

(1) 赤水書簡が、もと水戸藤田家舊藏書の一であつた事は、赤水と關係深き幽谷に非ずやとの推測を下さしめる。

(2) 幽谷全集「幽谷封事拾遺」の部所收の幽谷の赤水宛書簡の內容と赤水の書簡のそれとの比較をなす。

赤水書簡

㈠然れば近年政務不宜とは不當之事に存候（中略）何件御座候哉承度候。

㈡政之是非も今年より後之事に御座候。去年迄之惡政は不及論候。

㈢水戶の地へ大軍攻め來らば（中略）籠城して（中略）楠正成が軍術也。

幽谷書簡（赤水宛二月廿二日附）

乍レ去近來政治の惡弊何々に候哉と頻に御詰問に候故……（下略）

老先生は只今迄の御政事は御過ちの內に候間往事は咎め申間敷よし被仰候故往事を申述ず候。老先生計策の如く楠正成流の籠城仕候とも（下略）

以上に依つて、幽谷の書簡は赤水の書簡に對する反駁なる事が知られる。故に、赤水書簡の宛名は正しく(1)の推測通り藤田幽谷である。

二、赤水書簡の性質

この書簡の文面を檢討すると

「御細書致ニ披見一候（中略）兄か忠心直言切諫不レ顧ニ身命一には感心いたし候」

「兄の手紙を高覽に入れ可レ申かとも存候へ共あまり狂語多く候間（中略）指控申候」

右の言葉は書簡の宛名が幽谷である以上「御細書」「兄の手紙」とは、幽谷のものである事も明かである。又二月十六日附松平雪山より赤水宛書簡（幽谷全集七一二頁―五）に言ふ所は、この御細書の批判てある事を知り得る。而してその中に

いふ、

「此間藤田生諫書之事に付」云々

の諫書が正しく、赤水のいふ御細書と同一なる事も知り得るが故に、この「御細書」差出の顚末こそ先老次郎左衞門藤田君行狀にいふ所と一致する分である。

私は以上の理由で、この「御細書」「御諫書」を以て幽谷の第一回封事と斷定するものである。

こゝに於て、この書簡は、幽谷の第一回封事を途中に於て開き見た赤水の、幽谷に對する窘め、反駁の言葉である事も明かである。

三、赤水の書簡差出の年代

書簡の最後に正月四日とあるが、年代は明記されて居ない。

(1)書簡の途中行を改めて

「長久保赤水七十七

東海兵談之大意」

とあり、七十七は年齡を示す事は常識より考へて分る。これを以て書簡差出の年月とすれば赤水七十七は寬政五年に當り差出年月は寬政五年正月四日となる。

(2)書簡中

「我等十七年已前定勤に成候」

この言葉より考へれば、赤水が安永六年江戶の水戶屋敷に出でゝ、定勤と成つたのが、十七年以前とすれば、書簡の差出年月は寬政六年正月四日となる。

それでは、幽谷の第一回封事は何時書かれたものであらうか。赤水の書簡差出の年月を(1)の如く考へれば、寛政四年の暮となり、(2)の如く考へれば、寛政五年の暮となることは、當時の幽谷と赤水の住所及び書簡の形式等から推して明かである。果して何れが正しいか。

(1)の推定は幽谷が喪中であり、幽谷の詩文を調べても、三年の喪のあける寛政五年十二月下旬までは「絶不レ作ニ詩章ニ」と言はれた通り、何も見られないのである、それ故、この間、上書の意見はあつたにしても、封事を草したといふ事は疑はるべきである。この考から赤水書簡を更に詳細に検討すれば、「七十七」云々の言葉は、始の方の「先日便有て東海兵談祕術と申書を上候」の言葉を受けて來て居る事が明かとなる。從つて七十七歳は何等差出年代には關係ない。こゝで、(2)の寛政六年正月四日とする考へ方が正しくなる。

以上で赤水書簡の検討は終つた。

幽谷の第一回封事上呈の年代を幽谷二十歳の寛政五年の冬となる。丁度寛政五年十二月下旬には三年の喪もあけたのであり、「一連異稱」著作の年代とも照應して、この年代は何等の矛盾をも感じない。

次には、小泉谷氏所藏の赤水の書簡を考へるに、これも宛名は無いが、先と同樣な比較考察によつて、幽谷宛なる事が知られる。而して、この書簡の性質は、赤水が幽谷に反駁の長文を出したが、何等返簡無き故、反駁の要點を拔いて更に強く言つたものであらう。卽ち、この書簡は幽谷の第一回封事上呈の事情並に內容の研究の上に役立つ史料となる分である。（幽谷全集所收の書簡の年代を寛政九年と推定された事は以上の理由により寛政六年一月と改めらるべきであらう。）

六

こゝに於て、幽谷二十歳の冬の第一回封事も丁巳封事と同樣、自發的になされ、前者は、赤水書簡及び幽谷全集所收の

書簡に見られる如き反對意見の爲に、途中に於て握り去られねばならぬ運命に遭ひ爲に世に知られなかつたのであらう。それは、彼が微賤の身の爲直接藩主へ達し得ざりし爲と、その內容の故であつた事明かである。

次には、幽谷の攘夷的精神を、これ等の封事の內容から考へて行かねばならない。

第一回封事の場合は、それが藩主へは達せられず封事としての役目は果して居ないが、それは今、幽谷の思想を知る上には問題ではない。故に、今、先に揭げた第一回封事の反駁たる赤水書簡及び幽谷全集所收の書簡から、反駁の對象となれる言葉をぬき出せば、大體その內容は正しく理解出來るであらう。

內容は自ら對內、對外の二方面に分れる。對內的意見の根本は、「近年の政務一つも正しき事なし。」といふ現狀否定の立場より出發せる政治改革論であり、改革の要務を「治國之策は人を知るに在り。」となせるものであり、寛政九年の丁巳封事も、この點を更に具體的に詳細に論じたものである。

それは對外意見に於ても同樣である。卽ち、「治世不レ忘レ亂、其備ヲ設クベシ」との考へに基き、名將を選んで「海邊ニ備ヲ設テ正兵ヲ以テ拒ン」事を献言せるものである。

而して、この攘夷論の淵源と考へられる對外意見は決して對內意見と分離せるものではなかつた。

「此節諸國外患を幸とし、法家拂士を求め、修文講武轉レ禍爲レ福候はゞ千古一快不レ過レ之奉レ存候」

といふ、內政改革論に基礎を置くものであつた。丁巳封事に於て、

「今北虜之警洊切ニ一歲一當路之人一。奉喜ニ無爲一。常鎭以レ靜以レ臣視レ之其不レ知レ時甚矣。（中略）今海內皆溺ニ於宴安一矣。以レ己量レ人、夏蟲疑レ氷、若有下談ニ兵事一者上笑以爲レ狂。（中略）昔北條氏爲ニ政鎌倉一也。執ニ蒙古之使一而斬ニ其首一。以明示ニ與レ彼絕一令ニ諸州一曰。蒙古將レ襲レ我。不レ可レ不レ備。天下將士宜下務ニ儉約一資中軍用上。於レ是將士人人爲レ備。遂得レ殲ニ彼二十萬之衆於西海一。雖レ賴ニ宗社垂レ祐神風助一レ威。抑亦北條經略得レ宜之力也。（中略）堂堂幕府曾不レ若ニ北條一乎。」

と現實が非常の時に在るを說き、北條のとれる蒙古對策を讃美したるは、第一回封事の內容を更に强調せるもの、また、「必作₂內政₁以寓₂軍令₁」と言ひ、この外患の時を「此强兵之良機也不ㇾ可ㇾ失也。」と喝破せるは正しく、第一回封事の論を再び繰返し說いたものである。

幽谷の攘夷論は、かくしてラックスマン渡來の事實と、一般國民の餘りにも傍觀的な無關心さを深く憂へ、翌寬政五年「狂語」と評される程の激烈な上書として外に現はれ四年後の寬政九年の丁巳封事の前提となり、根幹となつて行つたのである。

さて、この後の封事は、すべて幽谷が、その地位に在つてなせるもの、文化四年彰考館總裁就任と共にその數を增して歿年の前年文政八年まで續く。而して、その上呈は、自發的といふよりも、寧ろ、

「少も不ㇾ及₂遠慮₁存分に申出候樣可ㇾ致候（中略）此度は右書付取受候儀迚事共へも申付候間いづれも封印にて可₂指出₁候」（幽谷全集）

といふ文化四年の藩主からの求めに應ずるものであり、當時の水戸藩としては、特にこれを重んじ、文政二年には、

「近來封書ヲ呈シテ事ヲ云モノ稀ナリ支配頭ナリトモ目附方ヱナリトモ人々勝手ニ上ルヘキ旨」（續水戸紀年）

の令が下つた程であつた。されば自發的になされた二度の封事の如く熱烈さは少いが、「無₂伏臟₁」申上げ、「忌諱を不ㇾ避」上書し、藩主を輔佐しようとする態度は決して變つた譯ではない。

七

以上考へ來つた封事上呈といふ事實は、如何なる意義を持つものであるか。幽谷の學問が所謂水戸學の正統派としての意義を有するに至つたのは、寬政三年十八歳の時成れる正名論に依つてであり、この時に確立した我が尊嚴なる國體に對

する正しき自覺が名を正すといふ方向に於て革新的となり、それが現實を批判し、そのまゝ藩主への諫め、卽ち忠義の精神の最も困難なる現はれとしての封事といふ形式によつて發動されたのである。長久保赤水が幽谷の第一回封事を評して、

「忠心切諫不レ顧二身命一」

と言つたのは、その意味に於て正しく、肯綮に中つたものである。後年門人、會澤正志が新論を著した時、これを嘆賞して、已の平生之志を償ふものと考へた如き所よりみても、この封事上呈の實踐的意志の內に述べられた、攘夷論は、新論の尊攘論への發展を約束し得たものといふべきである。

かくして、この封事上呈は、幽谷學に於てのみならず、威義兩公以來の水戶學を、嘗ては見られなかつた對外關係を機として、更に實踐的な點に於て一歩を進めたものとして、水戶學發展上に幽谷の占むる歷史的地位を規定するものといふべきである。

更にこの態度は、門人に依つて繼述された。殊に東湖、杉山復堂、豐田天功等の數多い封事が今日殘つて居る事は、この事實を示すものである。天保時代の最も活潑なる水戶學派の活動と思想を研究せんが爲には、是等の人物の封事の研究を除外しては、到底目的を達し得ないだらう事は、幽谷の場合に考へて明かである。

唯、こゝにいふ封事は、皆藩主への忠の觀念の現はれであるが、やがては、絕對なる君臣關係の忠へと止揚さるべきものであつた。こゝに明治維新が生れたのである。

×　×　×

以上、簡單ではあるが、封事研究が水戶學研究に際して如何に肝要かを考へ、實際に研究の實例として、幽谷の攘夷論を把へ來つて、その方法を略述し了つた。

然し、勿論この研究は全くの出發點に立つものである事を明言して擱筆する。

近世に於ける國家思想

——日本外史研究の方法と其實例——

國民精神文化研究所
文學士　吉田三郎

一、歴史家と歴史技師

日本外史は史料研究の實例としては最も評判の悪い書物の一つである。史科研究の方法の如きは採點に價せぬものであろと云へるかも知れない。このことに就いては、恐らく著者賴山陽は松平定信に奉つた上書を以て、次の如く應答するであらう。「若夫博引旁搜辨ニ拆錙銖一世自有ニ其人一以爲非ニ褒筆所ニ及也」と。併し近頃は外史に對する批判だけに止まらず、彼の人格に對する疑念が抱かれ、果ては彼が今日迄名聲を博する所以となつた勤王論にさへもけちがつけられてゐる。而もこれ等の想定や批評は全然誤でないかも知れない。併し乍ら誰しも神の如き心境を生涯汚すことなく持することは困難である。山陽が果して心よりの勤王論者なりしや否やの心理的分析は、少くとも歴史的には大した重要性を有しないと思ふ。吾々は、史料の取扱方が所謂科學的でなく、その品行必ずしも賞讃に價せず、一世に秀でたる宣傳家であつたとさへも考へられる賴山陽の日本外史が、幕末の志士を感奮せしめ、明治の元勳の腦裡に力强い勤王の精神を培養し、新日本の建設に少なからぬ現實的な力を與へた事實に最も大なる關心を抱かざるを得ない。

歴史家の感覺と世人のそれとの間には案外喰違があるもので、歴史家の新しいと考へるものが實は一般の人々には非常に古い場合が頗る多い。歴史家は江戸時代は近世と稱し、幕末の頃は近世末期又は最近世と云つてゐるが、世の中の人に取つてはこれは非常に古い時代なのである。田能村竹田の繪、賴山陽の筆蹟、尾形光琳や圓山應擧の掛軸を史家は新しい時代のものと考へるが、世間ではこの時代は既に骨董的時代であると見做してゐる。これが現實の姿であり、近世的歴史家の考ふべき問題がこゝに存在するのである。近世に於いて學問は分化した。そしてそれを以て學問の進歩であるとした。一應はその通りであるが、現實の諸問題はこの專門化された學問のためにあるのではない。歴史學に於いて歴史家の專門的分野を劃し歴史家の特殊な研究を加ふるべきところを定めたのは、一應技術者としての歴史家を養ふ上に避くべからざる道程であつた。併し悲しむべきことに、歴史家は專門技術者として、古文書を解讀し、史料の解題を暗誦し、年表その他の使用法に修練することを以てその本分とするかに見え始めた。國家を論じ天下を議することは自分達のなすべきことではないかのやうに信じるやうになつた。現實は、歴史學、文學、哲學、經濟學、法律學等々と分割し得ざるものである自明の事實を前にしながらも、自らを卑めることによつて却つて自らを高しとするかのやうに見える。今日に於ても、古文書、日記は一等史料であり、編纂物は二等史料であると云ふイドラを奉じてゐる歴史家は些くない。併し歴史的事實なるものは、かゝる史料觀によつては到底說明すべくもない。かうした意味の史料の正確さを誇り、精緻さを競うことによつて、歴史家の書いた歴史は世人から次第に疎まれる。疎まれることは內容が正確で高尙だからだと鼻を高くしてゐるうちに歴史家は世間から捨て去られる時が來る。

とは云ふものゝ筆者は史料の正確なることを卑しむのではない。史料の價値が客觀的に決つてゐるかの如き考へを抱くものを笑ふに過ぎない。僞文書こそが最も正確な史料であることは屢々經驗することである。繪畫や彫刻、愚にもつかぬやうな物語が一等史料であることも往々あるではないか。元來所謂史料なるものは後世の歴史家に使はれるために殘され

たのではなく、偶々殘された現去の生活の斷片に過ぎないのである。歷史は史料を通して了解されるけれども、史料それ自體が歷史を物語るのではない。正しく古文書を讀み、上手に史料を取扱つて、所謂史實を考證するものが歷史家であると世人も考へ、自身もさう思ひ込んでゐるが、より正確に云へば、これは優れた歷史學技師と云ふべきである。建築技師必ずしも建築家でないやうに歷史學技師必ずしも歷史家ではない。由來日本の歷史書を回顧して、國民を動かした歷史書にして、歷史技術者や歷史學技師の手になつたものは一つとしてない。古事記・平語・愚管抄・神皇正統記・太平記・大日本史・讀史餘論・日本開化小史等々皆然り。こゝに云ふ日本外史の如きもその顯著なる一例の一つである。そして國民を動かした歷史家の業績に於いては哲學・歷史學・文學の統一を見ることが出來よう。正確な史料そのものの如きは生きた歷史學として國民を奮起せしめることは出來ない。歷史を如何に表現するかゞ歷史家の問題である。更に云へば、歷史を文章に表現することを通して國民を導くことこそが歷史家の任務でなければならない。これが出來る歷史家は何時の時代にもさうざらに居るものではない。けれども、現に吾が哲學界の一部にはかうした人々の一群が出現し始めてゐる。

二、外史褒貶

賴山陽は確かに歷史學技師ではなかつた。史料の考證等には別の優れた技師の居ることを明言したことは前に記した通りである。それにも拘はらず日本國民にとつては洵に影響力の多い歷史家の隨一であつた。評論家、政論家であつた。かうした云ひ方よりも更に適切には詩人であつた。歷史の哲學、藝術の哲學と云ふは誤りで、哲學の藝術と云ふべきものがあり、それは實に人類歷史の藝術的表出に他ならないと論ずる人があるが、これは正に至言と云ふべきである。山陽の日本外史は無味乾燥な歷史學技師の史實報告ではなく、一篇の詩である。政治批判であり、哲學である。長州の偉人木戸孝允が、川田剛に向つて、あなたの師藤森天山・大橋訥庵等は國事のために奔走し命を殞し、海外の士氣を鼓舞したが、山

陽が外史を著した功には及ぶまいと言ひ、伊藤博文も、わが長州が勤王の志を立てたのは外史の功が多かつたと述懷してゐる。これは外史の影響力について語つたほんの一例に過ぎない。外史程幾度も版を重ね、國民に愛讀された歷史の書物は他に多くの比類を見出し得ない。

外史に對する批難攻擊は、山陽の名が高いだけに手きびしく、鹽谷宕陰、田口鼎軒等は外史の論賛は新井白石の讀史餘論を剽竊したものとなし、栗原信充の「日本外史正誤」清宮秀堅の「外史剳記」川田甕江博士の「日本外史辯誤」の如きは、外史に記された事實の誤謬を逐一指摘して餘すところなきものゝやうである。又その文章が平易であり、古文辭體によらず、左傳の口調を眞似ず、さりとて又徂徠風でもないのを慊らず思ふ漢學者は、平衍卑凡で一點の古色もないと難じ、山陽は奇才子ではあるが、學術は何程でもないと云ひ、更に外史の文章は鄙陋、和習錯出、加ふるに考證疎漏、議論は乖僻だとも評してゐる。これは古賀洞庵、龜井昭陽、帆足萬里の諸學者の言葉である。史實に誤多いことは屢々云つたやうに彼自身も認めてゐるところであるが、他の二點は果して評者の論が當つてゐるであらうか。讀史餘論の議論については筱崎小竹に宛てた手紙の中に、

今年は外史(毛利武田上杉北條其他御當代の初新田の終とも)を大分直し、論賛も白石論を踏襲の嫌ある處など大分かへ申候、イツゾヤ奉乞正候賛藪一卷、今猶在几下否、一先御返し被下候てもよし、

史賛と云ふもの史論などの樣に馳騁出奇候事もあしく、正論なれは不免踏襲の事出來候、コマリ候もの也、堅新意事も餘程あれども一々左樣にも不參候、白石は餘論假名書也、漢文にいたしても其論究意の處人以爲歸於勦說候を恐れ候也、

如何々々、白石は八幡太郎を論し候處僕源氏賛に御引合御覽可被下候、あれを直すと工合あしき處多く出來候、

と見えてゐる。白石の名を論賛に出さなかつたことは近代的な學者的良心から見ると、罪惡であらうけれども、讀史餘論は神皇正統記に負ふところ多く、神皇正統記は又愚管抄にならへるところ少しとしない。しかも必ずしも一々このことを斷

つてゐない。全體として考へるときは、外史は讀史餘論の飜案と云ふ如きものではない。就いて學んだものを求めれば史記の如きはその尤なるものであらう。色々の書物について學んだことは明かであるが、概して云へば、彼一流の政治批判を以て一貫してゐるとしなければならない。次に文章の平易にして古文を模して居らぬことも、別段外史を傷けるものではない。外史を讀む程のものは、彼が漢文の簡潔さをよく生かし、和文の寫實的表現を巧妙に交へてゐることを必ず感ずるであらう。板本の卷頭に副へられた松平樂翁公の文に

おほかたことをしるすに、もらさじとすればわづらはしく、はぶけばまた要をうしなふ。そのほどをうるものまれなるべし。評論などするもおのれにまかせすおのづからの正理に至れば、穩當にしてその中道をうるがゆへに、朕兆のめにみえざることまでものがす事なし。これをまたくそなへしものはこの外史とやいはむと、ひそかにおもへば、ひそかにしるしつ。のちのひとの論はいかゞあらむ。

とあるは、洵に外史を評し得て妙である。外史には、文章でありながら歴史畫を見る如き場面がある。十八卷より二十二卷に亙る德川氏の記述はやゝ冗漫の嫌があるが、卷五楠氏の章の如きは一氣に讀了せしめずにはやまない。引用はおろか讀みさへもしなかつた書物の名を日本外史引用書目の中に數多記したことは、それが當時の例であるとしても、非難の的となり勝であり、德川幕府、特に家康に對して必要以上の讃辭を呈してゐることも曲學阿世の徒と混ぜられる弱點であるけれども、これ等の瑕瑾をいくら集めても、外史の日本國民に對して呼びかけた聲を今更なんともすることは出來ない。外史に記された誤れる史實が國民一般の常識となつてゐる事實の批判として、只難澁な考證や論議を加へたとてどうなるものでもない。外史を難ずるものは、宜しく外史に代はるべき國民的歴史、敍事詩を提供する必要がある。

三、外史の精神

外史が山陽畢世の業績であつたことは喋々の要を見ない。文政十年彼が四十八歳の時に、「二十餘年成ニ我書ニ」と云つた通り、外史は既に廣島に幽居してゐた頃から書き始められ、五十に近い頃まで筆を加へられた。文字通り畢世と云ふに近いが、「日本政記」と「日本樂府」それに「通議」が歴史家山陽の業績として外史とは不可分の關係にあると云はねばならぬ。歴史家山陽の眞面目はこれ等を通讀して語られねばならない。外史の精神は同時にこれ等の諸書の精神であり、竟に山陽の精神でなければならない。山陽は父春水と母梅颸女史の並々ならぬ愛育を受け乍ら、必ずしも常に兩親の意志にそふ生活をしなかつた。寧ろ期待に背くことが多かつたとさへも云へる。少くとも青壯年時代には所謂素行の治らぬ才子であるかに見えた。幼少の時から病弱で一かたならず兩親の心配を煩はしたばかりでなく、病癖の上に早熟であつた。江戸遊學一ヶ年を終つて歸郷して間もなく寛政十一年二十歳にして結婚したが、外出勝ち、大酔連日、遂に父に禁足を命ぜられた。それのみではなく、叔の不幸の爲め竹原に赴くと稱して出奔、上方に走り、つれ戻されて屋敷牢に入れられてゐる。そして夫人は離別された。更に幽居十年の後、父の親友菅茶山に招かれて茶山の塾に至つたが、その後を繼ぐべきを期待した茶山を裏切つて京都に居住した。この間に於ける兩親の心痛落膽は言語に絶するものがあつた。けれどもこの不幸者山陽の早くから中央に出でて名を成さんとする志に至つては不動のものがあつた。宿志とは日本歴史を書いて中原の藝圃に馳角することである。享和二年、二十三歳の頃、梶山與一に贈つた長文の書翰の中に、

妄不自揣、時ヲ得テ中原ノ藝圃ニ馳角セバカノ所謂藝園（今此風ヲトロヘタル樣ナレドモ凡文ヲ以テ家ニ名クルモノ陽排陰取シテル樣ニ存申候）古文辭ナルモノヲ維粹セント欲ス、足下亦例ノ狂志ト笑フコトナカレ

と見えてゐる。菅茶山の塾を出る決意を漏した築山奉盈宛の書簡にも、この塾に止つてゐたのでは本意を遂げ得ないと云つてゐる。當時著名の學者や政治家と關係を有つことに力を盡し、外史の世の中に謳はれるべく努力したことは、林述齋や樂翁公との關係が雄辯に物語り、彼こそ一代の自己宣傳家であるとされるが、これは單なる賣名ではなかつた。只單な

る賣名ならば世間はあれ程迄山陽を高く買はなかつたであらう。文政九年十二月廿七日市河米庵に送つた書の中に、

只私爲レ國爲ニ世道ニ編成ニ此書ニ、乍ニ鄙陋ニ天下後世に不朽と相成候樣に御座候へば、只今瞑目候ても無ニ遺恨ニ候、是に而釣レ名弋レ利之念は纖塵毛頭無レ之事は、老兄も御稔知可レ被レ成候、

と云つてゐるやうに、世道のため國のために自分の意見の弘まることが必要であるとの信念を有してゐた。そのためには宣傳も必要、殊に當時の文化の中心たる江戸に名を賣る必要があつた。この點は今日に於いても同じである。外史卷十後北條氏の章にも、北條・武田・毛利・上杉の諸氏盛衰興壞の由を詳にするのは、國家を有つものをして鑑みる所あらしめるがためであると記してゐる。日本政記に三善清行が實用之才を以て實用之學をなしたことを賞讃し菅原相公と雖も及ばないと論じてゐる如く、外史のみならず彼の書いた歴史には世の實益に資せんとする熱情が流れてゐる。これが人を動かすのである。高踏の論議ではなく、誰もが成程と思ふ平凡な眞實を語つてゐる點が山陽の山陽たる所以である。彼の時代には世の中に當り前の事が行はれてゐない。而も人々はこれを望んでゐる。後世考へると極めて平凡である山陽の本末論が、世人を凡愚視する當時の一般の學者の言論よりも、却つて一世にアピールする理由があつたのである。私門を營むは政治の衰へる根本であると云ひ、賢才を用ふべしと說き、兵の勝敗は人にあつて器にないと論じ、君民和しまざれば國々の法令の如きはよく其下を制馭するに足らずとせる如きは、何れも極く平凡な又當然の事であるが、史實を叙しつゝこれを說く山陽の筆端には、讀むものゝ心を動かすところがある。

以上簡單に記したやうに、本末論が山陽の歴史論の大綱をなしてゐる。啻に外史によつて云ふのではない。日本政記によつてもこのことは明かに知られる。この本末論を國史の成蹟に當るとき生れるのが彼の皇室尊重論である。從つて見方をかへれば彼の歴史は尊王論であるとも云へよう。文武の大權が共に皇室にあるのが日本國の本然の姿であり、政治は守の心をもつて、實行せねばならぬ。深い慈愛の心を以て民事に盡さねばならぬ、との考が史論の根柢に横つてゐるのであ

ろ。この基準によつて「時勢之自至」、「父祖の餘慶」、「不レ得レ已之勢」と云ふ如き說明が生まれた。親房や白石が賞めた北條泰時を評して「承久之事、泰時其罪之魁也」となし、時宗が元寇を禦ぎ、我が天子の國を保つたのは、以て父祖の罪を償ふに足ると論斷したのも、同樣の精神に立脚してゐる。彼の楠氏論、楠氏を勤王の第一におす所以、毛利氏の大義を讚美した文字も、山陽が日本國家のあるべき姿を明瞭に把へてゐたからである。外史全篇中の壓卷とも云ふべき卷五の終りに楠氏を論じて、

抑正閏雖レ殊、卒歸レ於レ一、能熙三鴻號於二無窮一、使三公有二知亦可二以瞑一矣、而其大節巍然、與二山河一竝存、足四以維三持世道人心於二萬古之下一比下之姦雄迭起僅傳二數百年一者上、其得失果何如哉、

と云つてゐる。義滿の早世して志を終へなかつたのを我邦之幸とするのは、この精神からは當然の事でなければならぬ。かくの如く日本國家のあるべき姿を知悉してゐた彼は、日本人の長所特質をもよく悟つてゐた。第十一卷に、

夫勇悍趨捷重レ恥輕レ死、我國俗所二自有一、我先王又養レ之以レ恩結レ之以レ信、所下以撫三摩錬二冶之一經二數百千年一闔國之民、親二其上一如三手足之扞二頭目一以能震二懾四隣一、雖二魏唐之强大一不上レ能レ加焉者、恃二此俗一也、

と記してゐるのは、その意氣の壯んなるを示すのみならず、今日においてもその意見の正しきを思はしめるのである。

四、今日の外史

以上が外史の精神の大要であるが、彼の時代には、衰へたとは云へ幕府の威勢は仲々强大であつた。積極的な討幕論の如きものは出現する理由がなかつた。心に描くものはあつたとしても、少くとも口に出し或は文字に書くものはなかつた。彼とほゞ同時代の國學者本居宣長の「祕本玉くしげ」洋學者杉田玄白の「野叟獨語」の如きも、山陽の「外史」や「政記」と同樣に、本末關係を正しくすることによつてよき世界を齎らし得ると說くけれども、正面から幕府を攻擊しなかつ

た。外史が幕府に對して殊に家康に向つて讃辭を呈してゐるのは、當時の情勢、殊に出版界の事情からは止むを得ないことである。かうした方面を有つたとしても、本末論及びそれと不可分の國體論によつて、充分に國民に訴へるところがあつた。或は山陽自身このことを意識してゐたかも知れない。たゞこゝに銘記しなければならぬことは、外史もその一つであるこの時期の國家論が現實性を缺いてゐたことである。本誌前號に一言したやうに、この期の本末論を中心とする國體論は現實の東洋從つて將來の日本に關する認識に缺けてゐたことは覆はれない。西歐諸國の植民地化の舞臺としての東洋を認識せず、元寇の頃を思ひ浮べながら兵は人によるもので器によるものでないとした外史の判斷は、未だ直接歐米諸國と接觸せざる當時としては止むを得ざるものではあるが、客觀的には現實性を有たなかつたと云ひ得るであらう。又生涯實際の政治に經驗を有たぬ山陽の意見には、こだはりのない率直なよさがあつた。けれども同時に、抽象的なる一面の覆ひ難いものがあるのも否み得ない。以上列擧したやうに外史には數多の缺點があり、それに對する批難攻撃がある。ところが外史は、現代に於いて一世を指導すべき史詩、歷史書を生む必要を吾人に指示するのである。約一世紀にわたつて專門的歷史技術者が堆積して哭れた史料を驅使する、新しい世界創造の學問體系の出現を希望する心持は、外史を繙くとき湧き溢れて禁じ難い。その體系に於ては外史がさうであつたやうに、哲學と歷史と文學との統一が見られるであらう。

（昭和一三・八・二九）

支那史研究の史料と正史

東京高等學校講師　鈴木　俊

歴史學は經驗科學であり、經驗的な證據物件を基礎として實證的に成立するものであるが、その證據物件が即ち史料である。而して歴史學はその對象が人間社會であるから、歴史研究の證據物件として採用される史料は極めて複雜廣汎で、當時實用せられた公私の文書・古い建築物・言語・地理・考古學上の遺物・遺跡或は記錄・編纂物・系譜等、いづれも史料たらざるはない。此等の史料としての價値は、それが研究に役立つ程度によつて決定するものであるが、同じ書き殘されたものでも、概して言へば、日記・古文書・覺書・記錄の類は史料的價値頗る高く、此に對し編纂物の如きは、故坪井博士の史學研究法の分類によれば三等史料以下に屬し、時としては參考史料（五等史料）・等外史料たるに過ぎない。併し、實際に於いては、特別の場合を除き、最も多く利用される史料は編纂物である。我が國では、日記・古文書・記錄の類が多く殘つてゐるので、國史研究ではそれらを利用する場合が多いが、東洋史、特に支那史の研究においては、かゝる種類のものが甚だ尠く、最も重要な史料となる正史を始めとして、大部分は編纂物である。編纂物は各種の根本材料を基礎とし、或は從來既に編纂されたものによつて出來た寄せ木細工であるから、材料取扱ひ上の誤謬、編者の事實に就いての認識不充分による誤解その他があるのは言ふ迄もなく、從つて編纂物を史料とする際には、先づその編纂物の性質を吟味し、更にそ

の內容に就いての批判・考證が必要缺くべからざるものである。

さて、支那史研究の最も重要な史料である正史とは、編年體その他の歷史記述と區別して、史記・前漢書に始まる紀傳體の歷史を言ひ、而も他の歷史記述に對して正統的記述の意を寓し、多くは斷代史である。正史の名は隋書(卷三經籍志)に「是より世々著述あり、皆な班(前漢書の編者班固)馬(史記の編者司馬遷)に擬して以て正史となす」とあるのが最初で、以後專ら此に從つてゐるが、正史が史記・前漢書・後漢書・三國志・晉書・宋書・南齊書・梁書・陳書・魏書・北齊書・周書・隋書・南史・北史・舊唐書・唐書・舊五代史・五代史・宋史・遼史・金史・元史・明史の二十四史となつたのは清朝の時のことであり、民國に至り柯劭忞の新元史が二十四史に加へられ、今日では二十五史となつてゐる。此の二十五史は民國二十四年、(一九三五)開明書局から纏めて出版されたが、印刷の關係上非常に讀み難く、一般には矢張り二十四史の合刻本が行はれてゐる樣である。蓋し正史の合刻は既に宋代からあり、明代には南京・北京の國史監に二十一史(二十四史中の舊唐書・舊五代史・明史を除けるもの)の合刻が行はれた。今日普通我々の手に入る二十四史の合刻本には、五局合刻本・圖書集成局活字本・同文書局本・竹簡齋本その他の殿本系統のものがあるが、殿本の缺點は大部分校刻善本によらず、而も脫漏誤謬のあることで、從つて近時善本のみを集めて影印した百衲本に據るのが便利である。即ち、正史にのみ限る譯ではないが、ともあれ先づ板本からの注意が肝要である。次に又、正史の閱讀に當り、それに關する先人の研究を看過してはならない。此は正史の性質・內容の大體を知る上に極めて便利であつて、その重なものには清、の王鳴盛の十七史商榷、錢大昕の廿二史攷異、趙翼の二十二史劄記その他があり、此等はいづれも必讀の書である。又最近出版された開明書店の二十五史補編の如きも、正史研究の參考に甚だ便利である。

而て、支那史研究の上に於いて、正史が最も重要な史料となるとはいへ、その利用の狀況・價値が、時代によつて異ることは注意を要する。此の分岐點をなすのは唐の時代である。唐は支那の史學史上頗る注意すべき時代で、劉知幾の史通、

杜佑の通典等の名著のみならず、正史の撰述の多かつたことは歴代その比を見ず、晉書・梁書・陳書・北齊書・周書・隋書・南史・北史の八史が作られたが、特に興味のあるのは、唐以前の歴史の研究では正史が絶對的價値を有し、唐以後では正史の價値が次第に薄らぎ、唐はその過渡期に立ち、唐代史の研究には、舊唐書・唐書と並んで重要な史料が多數存してゐることである。此は勿論時代の前後といふことが根本の理由であらうが、唐代史學の發達、次の宋代の熱心なる唐代史研究の結果と考へられる。正史の取り扱ひに於いて、その編纂の目的、編纂者の思想及び社會的位置、編纂の態度等は、先づ第一に考察すべき問題であるが、それは姑らく措き、以下聊か右の三期を中心として述べることゝしよう。

さて、秦漢以前の研究に於いては、勿論、春秋・戰國策・國語その他の重要な文獻があるが、漢代以降では、何んと言つても正史が第一に推さるべき價値を有し、正史以外には史料とし得べきもの極めて尠く、記事の性質は甚だ單一的である。例へば、漢代の研究には鹽鐵論その他正史以外の重要なものも存してはゐるが、併し唐宋以後に比すれば甚だ僅少であり、又、史記にも前漢書にも、前漢時代の同じ事實を記してゐる場合が多いが、それは大抵前漢書が史記に據つてゐるに過ぎない。又、後漢書の東夷傳倭の條にも、三國志の魏志倭人傳の條にも、相似た內容で我が國古代の狀勢を記してゐるが、前者は南朝宋の范曄の作であり、後者は晉の陳壽の作であり、從つて正史を年代的に史記・前漢書・後漢書・三國志・晉書と並べるとは言へ、實は後漢書の倭國に關する記載は、魏志倭人傳の燒き直しに外ならないのである。かゝる考察は、如何なる場合に於いても必要であるが、更に史料の尠い時代の研究には、その重複した記事に對しても注意を怠つてはならない。之を史記と前漢書とに就いて見るに、班固は史記の記事を收錄するに當つて頗る注意を拂つてゐる。卽ち史記巻一一六西南夷傳の初めに「西南夷の君長什を以て數ふ、夜郞最大云々」とあるが、前漢書巻九五西南夷傳には、史記のそれをそのまゝ收めて「南夷の君長十を以て數ふ、夜郞最大云々」とあつて、唯々最初の「西」字を脫してゐるに過ぎない。處が此は班固の愼重な注意に基くものであつて、西南夷とは、西夷と南夷との總稱で、夜郞は南夷に屬するものであるか

ら、史記の記述に誤あることが認められる。要するに、唐以前の研究に在つては、正史が主要な史料であり、而もそれが大體に於いて唯一なものであり、又同一の事實に關する數種の史料があつても、その材料の出所が同一で單一化の傾向強く、從つて史料は元來尠きに加へて一層乏しいのであるから、史料取り扱ひの上に、眼光紙背に徹し、愼重な態度を以て臨むことが特に必要である。尙ほかゝる史料の乏しい時代の正史に關しては、幸にそれに就いての批判・考證の書が今日迄に多數出てゐる。特に史記・前漢書に關するものは甚だ多い。一例として、前漢書に就いての支那人の著作の主なものを擧げれば、班馬異同・班馬字類・校漢書八表・漢將相大臣年表・漢書律曆志正譌・前漢書食貨志注・補漢兵志・漢書地理志校本・漢書地理志補校・漢書地理志校注・漢書地理志補注・新斠注地理志集釋・漢書地理志詳釋・漢志釋地略・漢書地理志稽疑・漢志志疑・漢志水道疏證・漢書地理志水道圖說・漢書地理志水道圖說補正・漢書藝文志考證・漢書藝文志拾補・漢書藝文志條理・漢書藝文志擧例・前漢書藝文志注・漢書注校補・漢書札記・漢書辨疑・史漢駢枝・漢書補注・漢書補注補正・漢書西域傳補注・漢書評林等があつて甚だ便益を與へてゐる、

次に過渡期である唐代に關しては、正史以上の價値を有する通典を始めとし、唐會要・唐六典・唐大詔令・冊府元龜その他、重要な典籍が極めて多い。通典は大體玄宗の天寶年間に至る迄を記したのであるが、舊唐書・唐書の正史を始めとし、此等の諸書に記してあることは何れも相似て、前代と同じく矢張り單一化の傾向が強い。例へば、舊唐書卷四八食貨志に「天寶元年正月一日赦文、如聞百姓之內、有戶高丁多云々」といふ記事があるが、此は一寸私が調べた處だけでも、通典卷六食貨六賦稅下大唐・唐會要卷八三租稅上・同卷八五籍帳・冊府元龜卷四八六邦計部戶籍・同卷四八七同部賦稅・唐大詔令集卷四改元天寶赦の條に見えてゐる。此は恐らく通典の據つたと同じ材料を各書が基礎とし、或は通典の記事を基礎としたものらしく、即ち材料の出所は同一の樣に考へられる。併し各書に記す所殆んど相似てゐるとは言へ、その間多少の異同があり、又通典・唐會要に見えない記事が舊唐書にあり、舊唐書に見えない記事が新唐書・冊府元龜にある場合も尠くないのであるから、研究に當つては各書共に參考に供する必要がある。而も各書の記事が同一であつても、それをその儘に信じ得な

い場合が多い。即ち通典卷六賦稅下大唐の條に「(武德)六年三月令、天下戶量其資產、定三等、至九年三月詔、天下戶立三等、未盡升降、宜爲九等」なる記事があるが、唐會要卷八五定戶等第・册府元龜卷四八六邦計部戶籍の條にも、此と殆んど同樣のことが記されてゐる。從つてこれだけで見ると、戶を九等に分つたのは高祖の武德九年(六二六)の樣に思はれ、從つて一般には九等の戶の區別が既に武德年間にあつたと考へられてゐる。然るに舊唐書卷三太宗本紀下貞觀九年の條を見ると「三月庚寅勅、天下戶立三等、未盡升降、置爲九等」とある。從つて戶を九等に分つたのは貞觀九年(六三五)のことであり、通典は九年の前に貞觀の二字を脫し、唐會要・册府元龜は誤謬をその儘踏襲したものと考へられる。之を要するに、唐代の研究に在つては、正史以外の重要な史料が前代に比して多くなつてゐるが、正史も同じく重要であり、又同一事項に關する史料の種類は、前代に比して多いとはいへ單一化の傾向強く、新材料は比較的尠い。それ故各書の內容の比較考證が重要な仕事となつてくる譯であり、又それによつて正史の謬を正し遺を補ふ場合が多い。處が、唐以後の研究に於いては、正史の價値が前代に比して頗る劣つてきて、正史以上の價値を有する史籍が多く現れ、又參考となるべき文集・隨筆の類が尠くなく、更に時代によつては根本的な材料を利用し得る場合が多くなつてくる。從つて正史のみを基礎として研究を進めてゆくことは到底不可能である。例へば、宋代の研究に於いて、宋會要・續資治通鑑長篇・建炎以來繫年要錄その他、正史たる宋史以上の價値を有するものがあり、又正史の缺を補ふに足る名著尠からず、文集の類に至つては實に莫大な數に上つてゐる。かゝる傾向は時代が降ると共に強く、更に支那人の著述以外に、外國人の記錄が又重要な役割を演じてくる。それ故、かゝる時代の研究には、據る可き材料の選擇こそ、先づ第一に必要缺くべからざることである。

以上正史に就いて、氣附けるまゝを記したに過ぎないが、支那史の研究に重要なものは正史及びその他の編纂物とはいへ、決してそれのみではなく、特に金石の如きは注意すべきで、此は或る點國史に於ける古文書類に匹敵するものと考へられる。又最近の發掘による結果も特に注意すべきで、特に殷虛の甲骨文字の研究、或は敦煌發見の遺物の研究の如きは、學界に寄與する所甚だ大である。併し、此處では單に正史に關することを簡單に記すに留めて筆を擱くことゝしよう。

編輯者小言

燈下親しむの秋、十月特輯號『史料研究の方法と其實例』をお送りする。

× ×

いふまでもなく史料の內容には、複雜多岐なものがあるので、一つの實例を示してその經緯を明かにしても、それによつてその史料の內容全部を知ることはむづかしい。その史料に精細な檢討を加へ、それのもつ特色とか短所とかをよく認識して、これを活用するのでなければ正確な研究をなしてゐるとはいへない。されば歷史研究に從ふものゝ第一に心がけなければならないことは、この史料の正しい研究方法である。

× ×

史料の研究法は、これほど重要なことであり、またこの方面の纏つた書物の出版が待望されて居りながら、史料の選擇難と適當な執筆者を得ることができなかつたため、今日までこの種の書物をみなかつた。然るに今回小誌の異常な努力と犧牲とにより、この缺を補ひ得るに至つたことは、史界のため御同慶に堪へないところである。

× ×

この輯では、辻博士をはじめ斯界の權威者が、各時代の代表的な史料の一々に就いて、その研究の方法を實例をあげて丹念綿密に敎示して居られる。もつとも當初のプランとはやゝ異つてゐるが、これは執筆諸先生の御都合によるもので、後日增補改幀の際更に完成を期する方針である。諸兄の御熟讀を切望するとともに、同好の士に御推薦下さるやう御願ひする。

× ×

次號は『武將と戰略』號だ。まづ武士の起原と、これを統率する武將と武士道、更にその武將の中でもつとも模範とするに足る戰略などについて時代順に取扱ふ方針である。御期待を乞ふ。

中少年社員募集

一、十五六歲の尋常小學卒業の少年數名募集

二、廿歲前後の商業學校出の者數名募集

希望の方は寫眞、履歷書、學業成績、謄本等を揃へて至急申込を乞ふ。

編輯及學業の實務を見習はせ他日獨立の基礎を敎ゆ。本誌讀者の子弟及知人に希望者ある場合は御紹介を乞ふ。

株式會社 雄山閣

昭和七年十二月三日第三種郵便物認可
昭和十三年九月十八日印刷納本
昭和十三年十月一日發行（每月一回一日發行）

歷史公論 第七卷第一一號
史料研究の方法と其實例

定價 一圓五拾錢 送料三錢

編輯者 東京市麴町區富士見町二ノ八 石橋鐵雄
發行者 東京市小石川區久堅町一〇八 長坂金雄
印刷者 東京市小石川區久堅町一〇八 君島潔
印刷所 共同印刷株式會社

發行所 東京市麴町區富士見町二ノ八 株式會社 雄山閣
電話九段 三五七七・一一四四・〇六八五番
振替東京 七七五番

廣告料

特等面	八拾圓
一等面	六拾圓
普通面	四拾圓

每月十日〆切

申込所 日本電報通信社 博報堂 雄山閣

編輯局

日本海軍史

菊判洋装 四三〇頁
定價 一・三〇
送料 ・一四

海國日本と大海軍、それは國家成立の第一歩に於て我等民族に課せられた宿命的課題であつた。本書は即ちこれが解決の鍵である。

編輯局

日本陸軍史

菊判洋装 三八〇頁
定價 一・三〇
送料 ・一四

日本海軍史と共に姉妹篇を成す本書は歩武堂々世界を壓する皇國陸軍の一大展望である。國家を語らんとするもの併せ必讀すべし。

編輯局

文武抗争史

菊判洋装 三〇〇頁
定價 一・三〇
送料 ・一四

文と武は相容るべくして、又最も反撥し易き二大潮流である。東西古今の歴史の隨所に表はるゝ此の現象を徹底的に檢討す。

本多辰次郎
花見朔巳 監修

異説日本史第十二卷 戰争篇 上下

菊判洋装 三七六頁
定價各 二・五〇
送料各 ・一四

（異説日本史）神武天皇東征、新羅征伐、壬申亂、蝦夷征伐、刀伊入寇、後三年役、保元、平治、承久、文永、弘安、元弘の役倭寇、應仁亂、桶狹間、川中島、中國役、至現代。

小笠原正道
小山松吉
關保之助
編輯顧問

弓道講座 全十五卷

豫約發賣
菊判一冊 約三二〇頁
申込金 ・〇〇
毎月拂 二・〇〇
送料 ・一四

執筆者は現代最高の權威者で、實技、學理、歴史、故實等々まさに弓道百般に通じるもので、初學者には弓道の指導書、研究者には教科書、教育者には參考書として申分ないもの。第八回配本六月十五日、既刊分の取揃お申込に應ず。値上げにならぬ内至急申込を・見本進呈・一覽表參照。

大類伸
鳥羽正雄

日本城郭史

菊判 七三〇頁
定價 六・五〇
送料 ・二二

政治・軍事・社會・財政その總てを代表してそゝり立つものが城郭である。逐日失はれゆく此の足跡を惜み城郭研究の第一人者が健筆を以つて書下した畢生の大作。

有坂鉊藏

兵器考 全四冊

菊判 三三〇頁
定價四冊 一二・〇〇
送料 ・二〇

東西古今のあらゆる兵器を網羅して餘すなし、著者は造兵界の第一人者として夙に令名ある人、この人にして此の著あり、廣義國防の痛感される今日、國民の必讀を望む。

最新刊

日本古代史論

文學博士 清原貞雄著

菊判上製箱入六五〇頁
定價 五圓五十錢
送料 二十二錢

本書は建國以來大化改新によつて、我國が近世的國家として立上るまでを日本古代史として、政治、經濟、文化百般に亘つて剔抉し此を綜合し、一貫せる大系の下に發表した大作である。古代のこと、殊に我國は文字の發達が遲れてゐた爲、先史原始の時代はもとより歴史學の範圍に入つてからも、資料の集中は誠に困難を感ぜしめ、或は支那の書物により、或は神話、歌謠の中に史實をさぐる等、實に苦心慘憺の結果著されたもので、先人珠玉の研究に總決算を與えた名著。

—雄山閣發行—

最新刊

本多辰次郎　眞宗の研究
菊判洋裝　四七〇　定價二・五〇　送料・一四
開祖親鸞聖人の辛酸に起稿し、中興の祖蓮如を論じその社會と布教、他宗との關係勤王の事蹟等々說くべき事は餘りにも多く究むべき者また極めて豐富、博士近來の名著作。

山中謙二　基督教發展史
菊判上製　三三九　定價二・五〇　並製二・四〇送各一四
（西洋史講座）岸田氏の建築史、黑正氏の經濟史、山中氏のキリスト教、權威的論述三篇を以て一卷とす。【附】岸田日出刀著 歐洲近代建築史 黑正巖著西洋經濟史

新關良三・淺野利三郎　西洋文學思想史　近世思想史
菊判上製　三五三　定價二・五〇　並製二・四〇送各一四
（西洋史講座）西洋諸民族が、如何なる歷史文化を所有し又如何なる思想を抱いてゐたか菅原、新關、淺野三氏の三名著。【附】菅原憲著 西洋民族史

吉井良晃　神社制度史の研究
菊判洋裝　五〇〇　定價四・〇〇　送料・二二
本書は神國日本の根本たる、祭祀、幣饌より社格神階神領神職、官衙等に至るまで極めて精細に之を記し三千年の沿革をよく一卷に收めた大著述で著者は實際の社司である。

藤原安治郎　小學四年生の算術の歷史物語
菊判紙裝　一六〇　定價・七〇　送料・一〇

藤原安治郎　小學五年生の算術の歷史物語
菊判紙裝　二〇〇　定價・八〇　送料・一〇

藤原安治郎　小學六年生の算術の歷史物語
菊判紙裝　二四〇　定價・九〇　送料・一〇

算術の素晴しい副讀本が出來ました！「兒童へどんなに算術の嫌ひなお子樣にもきつと面白い！數學史は決して餘技ではありません。數への興味を培つて、兒童の情操を豐富にし、算術に對する觀念を明かにする非常に大切なことであります。西洋人は勘定高いが日本人はだらしがない等申しますのも、私共が數に對する注意が足りないことを云つてゐるので恥づべきことです。本書は昔の數字の話から數學史の上で色々と貢獻された有名なユークリッドやデカルトの話も混へた實に面白い本です。

高須芳次郎　水戸學派の尊皇及び經綸
菊判洋裝　七六六　定價六・〇〇　送料・二二
水戸學が國學と列んで、明治維新を誘致する原動力となつたことは餘りにも有名であるが、今尙その經綸には傾聽すべき識見と熱意があふれてゐる。

日本武士道史の研究
文學士　橋本實著
菊判洋裝三二〇　定價四・〇〇　送料・一四
鎌倉武士の魂を移して今日の非常時局に活躍する吾人の心裡に植ゑんとする著者の野心をもつて書かれた雄篇。鋭意この方面の研究に沒頭して研鑽多年、茲に再び筆硯を新にして世に訴へるの書。

—雄山閣發行—

監修 倉橋惣三

玩具叢書 全八册

四六倍判洋裝箱入　一册定價不同　一時拂定價二六・〇〇　送料一・七六

玩具はその歴史の示す如く各時代の感覺に順應したモダン化、經て、其の進路を開拓せねばならぬ。過古の日本と露西亞とは世界の有した二大郷土玩具國だと云はれた如く、滋味ある童玩の世界は絶へず再生してゆかなくてはならない。本書は玩具の史的研究に初め、教育、衞生、工作の諸篇から此を見た。必讀の文字。

西澤笛畝　日本玩具圖篇

四六倍判洋裝 二〇〇　定價三・五〇　送料・二二

（玩具叢書）日本全國の津々浦々に至る著名玩具の夫は古代より現代まで系統的に擧げて餘すなし、二十數葉に及ぶ原色版は實物を掌上に弄ぶが如し。

西澤笛畝　世界玩具圖篇

四六倍判洋裝 二四八　定價三・五〇　送料・二二

（玩具叢書）歐米各國の所産になる人形玩具擧げて本篇にあり、殊に我國と特殊關係の滿洲國乂友邦暹羅の夫は完璧と云ふべく本篇の誇りとす。

西澤笛畝　人形圖篇

四六倍判洋裝 二四八　定價三・五〇　送料・二二

（玩具叢書）世界に冠絶する日本人形の優美さは、豐富なる原色版乂鮮麗なる圖版と著者一流の簡潔なる解説によつてその全貌を本篇に提む事が出來る。

有坂與太郎　日本玩具史篇

四六倍判洋裝 三二六　定價三・〇〇　送料・二二

（玩具叢書）從來の編年體描寫から學問的構成へと歩み出した斯界を劃するに足る日本玩具史である。豐富なる圖版と共に諸君の理解は一層深められるであらう。

有坂與太郎　世界玩具史篇

四六倍判洋裝 三七三　定價三・〇〇　送料・二二

（玩具叢書）ネビル・チヤクソン夫人の名著を原著とせるもの。本書の權威的なるは論を俟たぬ。卷末の日本玩具年表は斯界の年表として嚆矢をなすものなり。

倉橋惣三　玩具教育篇

四六倍判洋裝 二〇〇　定價三・〇〇　送料・二二

（玩具叢書）幼兒教育の第一人者たる著者の手になるもの玩具に關する教育的考察は論じ盡された。第一編の教育的考究と第二篇の實物的考察に就ての詳細なる解説よりなる。

久保田瀞明　人形作者篇

四六倍判洋裝 一六六　定價三・〇〇　送料・二二

（玩具叢書）本篇は玩具製造家及び玩具研究家に正しい製造法を與へ將來玩學研究に於ける玩具學の形態を與へんとせしもの本文三百數十頁の大篇なり。

永澤謙三　玩具工業篇

四六倍判洋裝 三二八　定價三・五〇　送料・二二

（玩具叢書）著名人形の形態と其の作者の傳記を論じて餘すなし人形圖篇と姉妹篇を爲すもの作品を通じて作者の風格をみる乂興なしとせず。

食物講座 全十七册

鈴木梅太郎　木下謙次郎　監
笹川臨風　高野六郎　近藤耕藏　修

豫約發賣　菊判一册 三〇〇　毎月拂一・〇〇　一時拂三三・〇〇　送料各一册・一四

學界の碩學新進、教育界の權威、割烹界の大家、史界の第一人者揃ひの盛觀。卓拔高遠な學理を藏して、平明な家庭書で、直ぐ役に立つ講座である。榮養、製造、衞生苟しくも食物に關してわからぬ處はない。

講座一覽表參照。

—雄山閣發行—

著者	書名	體裁・定價・送料	内容
古屋芳雄	民族生物學概論	菊判洋装 一六〇 定價 二・五〇 送料 一四	(優生學講座) 民族の間にも種々の變質の問題も生命とその生起に關してゐるものであり從つてこれに對し生物學の方面から解決を與ふべきものだと論述す。
佐藤定吉	優生學と宗教	菊判洋装 二〇〇 定價 二・〇〇 送料 一四	(優生學講座) 優生者の増加運動も人類窮極の目的が何であるかを決定しなければならぬ故に宗教眞理を水先案内となし窮極目的を燈明臺として進めと論す。
永井潜	優生學概論	菊判洋装 三六九 定價 三・〇〇 送料 一四	植物は良い種子を選び良い手入により始めてよい花よい實を結ぶ、いかに苦心しても種子が惡くては無駄だ人間に於て尚更である良き子孫を望む者は先づ本書によつて研究せよ
阿部文夫	優生講話	菊判洋装 一一三 定價 一・二〇 送料 一四	最も平易に誰でもわかるやうに優生學の知識を説明したもので結婚の話、遺傳の話、又現代社會生活に適當した私共の様々の姿を描いた有益な眞面目の講話です。
今井喜孝・兒玉帶刀・森脇大五郎	科學トピック	菊判洋装 四八 定價 二・八〇 送料 一四	農學博士、理學士と各々立場を異にする三人の筆者が、現今世間關心の的となつてゐる科學の話題を選んで讀者といつしよに觀察したり、實驗したりする近來の佳篇。
齋藤茂三郎	優生學とは何か	菊判洋装 一四 定價 一・六〇 送料 一二	進化論のチャールス・ダーウィンの子レナード・ダーウィンの原著を譯したもの。原著者は七十年間優生學會の會長として人類の優生學的進化發展の爲に努力した人。
今井喜孝	遺傳學講義	菊判洋装 五三〇 定價 五・五〇 送料 二二	「遺傳と結婚」の名著をもつて覺醒の鐘をならし、醫學の民衆への交渉と知識を切實に叫ぶ著者の近業。遺傳ほど恐しくまた尊い天の法則はない。此を知らずしては前途危し

雄山閣叢書豫約募集

見本進呈

端的に要領が摑めてすぐ役に立つ便利な叢書

1 **國史參考叢書** 全十二册・四六判美装・二百頁・申込金不要・一册一圓・送料十錢
手頃で要點ばかりを選り集めた史學研究家の好伴侶。

2 **國文學の知識叢書** 全十二册・四六判美装・二百頁・申込金不要・一册一圓・送各十錢
日本文學の新しい講義で、通り一遍でなく懇切丁寧。

3 **書道學び方叢書** 全二十册・四六判美装・一八〇頁・申込金不要・一册一圓・送各十錢
讀んですぐ役に立つ書道の講義と書道家必須の知識を公開。

立 書 房
117－2971

著者	書名	體裁・定價	内容
藤懸靜也	浮世繪	四六判洋裝 四二〇 定價 五・五〇 送料 ・二二	肉筆と版畫との二方面から見た文化史的藝術の特色及び元祿から天明寛政に至る版畫の黄金時代を說き更に浮世繪師傳を悉く網羅す。極美本。コロタイプ刷挿圖三十葉。
藤懸靜也	文化文政 美人風俗浮世繪	四六倍判挿圖三六 定價 五・二〇 送料 ・二二	江戸文化の爛熟期に、花と咲き亂れた藝術の粹、廣重、國貞、國芳等が描ける眩きばかりの美人浮世繪集、併せて當代の風俗を窺ふべき好資料である。コロタイプ刷。
井上和雄	歌麿浮世繪集	四六倍判洋裝 三三 定價 五・六〇 送料 ・二二	歌麿の代表傑作畫を玻璃版にて五十八枚、口繪木版數度摺美人繪一枚扉及裝幀木版摺舊本歌麿畫集の模寫時代風その儘無類の美本。
添田達嶺	日本畫の鑑賞	四六判洋裝 一九〇 定價 一・五〇 送料 ・一〇	先づ現在の畫壇を說き其趨勢を物語り、推及ぼして江戸・安土・桃山より足利・鎌倉・平安・飛鳥・白鳳に遡り、其淵源と發展とを敍し共に鑑賞の仕方を說く。
松田義之	日本畫の描き方	菊判洋裝 一六〇 定價 一・八〇 送料 ・一四	中學上級程度の參考書用なるも用具材料から寫生法等初步より說明して素人に判り易し、寫眞多數入。
添田達嶺	南畫と文人畫の鑑賞	四六判洋裝 二二四 定價 一・六〇 送料 ・一四	南畫と文人畫は大衆の繪畫だ。本書こそその大衆に正しき鑑賞眼を與ふるべく生れたもの、一本を供へ斯道に親しまれよ。口繪六四個
梅澤和軒	南畫研究 南畫の見方	四六判洋裝 三一〇 定價 二・三〇 送料 ・一〇	南畫は神韻を表現する藝術の極致である、支那の六朝以來我江戸時代より今日迄の變遷派の興亡人物花鳥山水の描法見方を精敍す。好評三版。
細木原青起	日本漫畫史	四六判洋裝 二三五 定價 二・二〇 送料 ・一〇	上代鳥羽僧正の戲畫を始め、今日迄の漫畫を敍し、浮世繪師の狂畫、その他諷刺皮肉、滑稽諧謔の畫を歷史的に批評した一般の好讀物。
後藤守一	上古の工藝	菊判紙裝 二八六 定價 二・三〇 送料 ・一〇	(考古學講座)細金細工、細銀細工より金工術と遺物を考證し、打もの、玉、石工藝等の我等に親しみある葉玉、管玉、切子玉などを論す。歷史・考古學の欄參照。
今泉雄作	茶道研究 茶器の見方	四六判洋裝 二〇四 定價 二・〇〇 送料 ・一〇	點茶喫茶の式作法を習ふ者は必ず茶器の見方を心得置く可し、茶道の極意は茶器の眞價及び由緒傳來に非ず茶器の見方にある。
入田整三	日本金石文綱要	菊判洋裝 一六〇 定價 一・六〇 送料 ・一二	金や石に彫りつけた文字は、その時代の文化を語る貴重な資料で、歷史、書道の上に大切なものである。本書はこの金石銘の扱方や調べ方を平易懇切に說いたもの。
編輯局	日本刀劍研究 第二輯	菊判洋裝 三六〇 定價 一・三〇 送料 ・一四	嚮に日本刀劍の研究第一輯を公にして世論を喚起し、いまさらに朝野の要望と日本刀認識の一般化の徹底を期し第二輯をおくつた。前後合して完璧の刀劍史談。

—雄山閣發行—

揃ひました！歴史公論の改幀版

大勢の大家が自分の得意の項目
だけを執筆して綜合し一巻の書物とした新規軸

英雄偉人の検討
英雄待望か偉人抹殺か史學大家の總批判
一・三〇 ・一四

日本精神の研究
國史精神總動員に捧ぐ家庭讀本
一・三〇 ・一四

幕末維新の研究
大轉換期日本の眞裸の姿を今更に眼前にみる
一・三〇 ・一四

日本陸軍史
常勝日本、東亞の守護、陸軍の發達史
一・三〇 ・一四

日本海軍史
無敵海軍の歴史と現在の飛躍を活躍せしむ
一・五〇 ・一四

日本女性史
大和神樂の昔より女ならではの八面觀
一・五〇 ・一四

概觀日本史論
大家筆を揃へて、縱に横に國史の眞髓を吐露
一・五〇 ・一四

大楠公誠忠録
日本精神の權化、楠公の誠忠を仰慕する感激篇
一・〇〇 ・一〇

文武抗争史
文と武は車の兩輪の如くしてまた反撥し易き潮流である
一・三〇 ・一四

増訂 墳墓の研究
墳墓は歴史上、考古學上重要な研究の對象である
一・五〇 ・一四

古文書の研究法
史家の必す心得べき古文書の見方、扱方の總ざらひ
一・〇〇 ・一〇

趣味の考古學
考古學は趣味としても誠に相應しい學問である
一・五〇 ・一四

原始文化の研究
暗黒の古代文化を覗ふ唯一の燈火はこれだ
一・五〇 ・一四

人間豐臣秀吉
猿面冠者は大成功者であると共に人間であつた
一・三〇 ・一四

東京麴町富士見町・雄山閣發行・振替東京一六八五

やさしい日本人形の作り方

西澤笛畝畫伯いはく

婦女子の手藝の一つとして日本人形を作ることが近來著るしく盛んになつて來た。それは實際驚く可きほどの現象で可成りの僻地までこれを樂しむといつた事が普及されてゐる。

此際、何にか人形作りを樂しむに適當した簡易な手引草、新らしい言葉でいつたら、ガイドブツクが出來なければならないと豫々思つてゐた折から日本人形研究會長の山田德兵衞氏と、すがた會の高濱かの子さんに由つてその手引ともなる樣な本が出版されたことは、何より欣快の至りである

尤も、創作的な人形制作が婦人達の間に流行を見た端緒こそは日本人形研究會あつて以來の事であり、今回その會長たる山田氏に由つてこの書が上梓せられたことも偶然ではないのである。又、婦人人形制作家としても最も古い一人の、高濱さんがその助手格に廻つて、婦人手藝の立場から制作技術に就ての指導說明を受け持つてゐることも、鬼に金棒と云ふべきである。（以下略）

日本人形研究會長　山田德兵衞
人形すがた會　高濱かの子
共著

小村雪岱畫伯　裝幀

四六判　百六十頁・箱入

定價　一圓五十錢　送料十錢

—內容の一部—

人形とは・人形の歷史・人形の使命・人形の作り方・衣裳人形のやさしい作り方・踊りの人形の作り方・子供あそび人形の作り方・きめこみ人形の面白さ・きめこみ人形娘道成寺の作り方・人形の顏・人形の仕立方・研究の仕方

再版出來

東京市麹町區富士見町・雄山閣・振替東京一六八五番

EAST-ASIAN LIB. UNIVERSITY OF TORONTO
3 1761 03017 8008